

# Nara Women's University

## 近代日本における避妊言説と家族の情緒化:日本型近代家族の歴史社会学的研究

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-03-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮坂,靖子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10935/5202">http://hdl.handle.net/10935/5202</a>

# 近代日本における避妊言説と家族の情緒化

—日本型近代家族の歴史社会学的研究—

2018年

宮坂 靖子

## 目 次

序章 研究の目的と視点	001
序-1 問題関心と目的	001
序-2 研究視座	003
序-2-1 家族の情緒化の概念規定	
序-2-2 分析視点としての避妊	
序-2-3 言説分析のスタンス	
序-3 避妊に関する用語	007
序-4 本論文の構成	009
註	012
第1章 先行研究の検討と本研究の意義	013
1-1 日本における近代家族論の受容と展開	013
1-1-1 教育史における近代家族論の受容と展開	
1-1-2 家族社会学における近代家族論の受容と展開	
(1) 近代家族論の第1ステージ	
(2) 近代家族論の第2ステージ	
1-1-3 近代家族論の展開	
(1) 「近代家族」の定義をめぐる論争	
(2) 「家」と「近代家族」をめぐる論争－「家」は「近代家族」か	
(3) 「家」と「近代家族」の共時性をめぐる解釈	
1-1-4 近代家族論の変遷と現在	023
1-2 セクシュアリティ研究における近代家族論	024
1-2-1 ノッターの「近代家族の比較社会学」	
1-2-2 セクシュアリティ研究の動向	
1-2-3 赤川学の「セクシュアリティの歴史社会学」	
1-2-4 セクシュアリティと近代家族の接合	
1-3 避妊研究(1)－欧米の社会史研究	031
1-3-1 歴史人口学の出生コントロールに関する研究	

1-3-2	避妊に関する社会史的研究	
1-4	避妊研究(2) — 日本の避妊研究	035
1-4-1	避妊の歴史に関する研究	
1-4-2	産児調節運動に関する研究	
1-4-3	避妊に関する雑誌分析研究	
1-5	本研究の意義	040
1-6	小括	042
註		044
<b>第2章</b>	<b>産児調節運動の展開と避妊の実践</b>	<b>052</b>
2-1	日本における産児調節運動の台頭	052
2-2	産児調節運動の展開	054
2-2-1	第1期 産児調節運動前史—1918年まで	
2-2-2	第2期 産児調節萌芽・展開期—1919年～1925年	
	(1) 産児調節萌芽期	
	(2) 産児調節展開期	
2-2-3	第3期 産児調節運動普及期—1926年～1930年	
2-2-4	第4期 産児調節運動受難期—1931年～1937年	
2-3	産児調節相談所の活動	062
2-3-1	産児制限研究会(大阪、京都、神戸等)	
2-3-2	妊娠調節相談所(後に受胎調節相談所に改称)	
2-3-3	日本妊娠調節相談所	
2-3-4	中央産児調節相談所	
2-4	産児調節相談所の利用者層と避妊実践の普及	067
2-4-1	各相談所の利用者	
	(1) 中央産児調節相談所の利用者	
	(2) 大阪産児制限研究会の利用者	
	(3) 産児調節相談所の利用者	
2-4-2	利用者の社会階層	
2-4-3	「愛児女性協会」利用者との比較	

2-4-4	1920年代前期の利用者	075
2-5	小括	075
	註	078
第3章	避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称性	087
3-1	各論者の避妊言説	090
3-1-1	社会改良としての新マルサス主義の導入 — 小栗貞雄「妊娠制限の必要及び妊娠制限の実行法」 —	
3-1-2	人種改善としての産児制限 — 鴨田脩治『産児制限論 一名避妊の研究』 —	
3-1-3	早婚と婚姻内避妊による性欲コントロール — 安部磯雄『産児制限論』 —	
3-1-4	性欲善導説による性欲コントロール — 加藤（加治）時次郎「体格改造と妊娠調節」、「産児制限運動の現状と実行問題」 —	
3-1-5	家庭本位の妊娠調節 — 小川隆四郎編述『妊娠調節の実知識全』 —	
3-1-6	「性-愛-結婚」三位一体実現のための妊娠調節 — 小池四郎『よい子を生むために（懐妊の調節について）』、『産児制限の理論と実際』 —	
3-2	「避妊=可」言説のロジック — 男性言説の分析	098
3-2-1	「避妊=可」ロジックの共通点	
3-2-2	「避妊=可」言説のロジック① — 墮胎・嬰兒殺の廃絶	
3-2-3	「避妊=可」言説のロジック② — 晩婚・花柳病対策	
3-2-4	「避妊=可」言説のロジック③ — 夫婦の性愛化	
3-2-5	「避妊=可」言説のロジック構成と類型化	
3-3	女性による「避妊=可」言説	104
3-3-1	マーガレット・サンガーの避妊論 — マーガレット・サンガー 奥俊貞訳『産児調節論』 —	
3-3-2	石本静枝の避妊論	

— 「産児制限の意義」『日本パンフレット「第一号」(新マルサス主義)』、  
「産児制限論を諸方面より観察して」『日本産児調節研究会叢書第一編』 —

3-3-3	山川菊栄の避妊論	
	— 山川菊栄「多産主義の呪い」、「婦人解放と産児調節問題」(原題「女性の 反逆」) —	
3-3-4	マーガレット・サンガーの日本における受容	
3-4	避妊言説とジェンダー非対称性	110
3-4-1	避妊受容に対する抵抗感とジェンダー	
3-4-2	避妊受容のロジックのジェンダー非対称性	
3-5	「結婚—性—愛」三位一体観とジェンダー非対称性	114
3-6	小括	116
註		118
第4章	女性雑誌の投稿記事を通してみる避妊の実践	124
4-1	『主婦之友』『婦人公論』の選定理由と雑誌の概要	124
4-1-1	選定理由	
4-1-2	『主婦之友』と『婦人公論』の概要と読者層	
4-2	『主婦之友』と『婦人公論』の避妊言説—構成と内容	127
4-2-1	『主婦之友』『婦人公論』の避妊記事の概要	
4-2-2	『婦人倶楽部』の避妊記事の概要	
4-2-3	『主婦之友』の避妊記事の時期区分	
4-2-4	『主婦之友』の避妊記事の構成と内容	
	(1) 第一期「理念期」: 1919年～1924年4月	
	(2) 第二期「切望期」: 1924年5月～1926年	
	(3) 第三期「実験期」: 1927年～1929年	
	(4) 第四期「普及期」: 1930年～1935年	
4-2-5	『婦人公論』の避妊記事の時期区分	
4-2-6	『婦人公論』の避妊記事の構成と内容	
	(1) 第一期「理念期」: 1920年～1927年9月	
	(2) 第二期「情報提供期」: 1927年10月～1929年12月	

(3) 第三期「実践・普及期」：1930年～1935年	
4-3 女性からの投稿記事にみる避妊の実践	147
4-3-1 避妊実行の理由	
(1) 頻産・多産	
(2) 母親の健康上の理由	
(3) 家庭の経済的理由	
(4) 育児・家事の負担	
(5) 家族計画意識の誕生	
4-3-2 情報源としての女性雑誌	
(1) 『主婦之友』の活用	
(2) 『主婦之友』の「うめ子」による記事の影響	
4-3-3 避妊法の入手経路と手段 — 夫婦関係と社会的ネットワーク	
(1) 避妊情報等の入手と夫婦関係	
(2) 避妊情報等の入手と社会的ネットワーク	
4-4 男性の投稿記事にみる避妊の実践	161
4-4-1 男性からの投稿記事	
4-4-2 避妊実行の理由	
4-4-3 避妊法の入手手段	
4-4-4 避妊の実践のジェンダー比較	
4-5 避妊の具体的方法	168
4-5-1 避妊の具体的方法 — 専門家による避妊の情報	
4-5-2 投稿記事からみる避妊の具体的方法	
(1) 具体的方法の概要	
(2) 体験談にみる1920年代の避妊の状況	
4-6 小括	178
註	180
第5章 女性雑誌の投稿記事を通してみる避妊の心性	191
— 家族に付与された意味 —	
5-1 女性からの投稿記事にみる避妊の実践と心性	191

5-2	男性からの投稿記事にみる避妊の実践と心性	202
5-3	受胎期をめぐる認識の状況	206
5-3-1	女性雑誌における受胎期に関する知識	
5-3-2	投稿記事にみる妊娠時期の認識	
5-4	投稿記事にみる避妊法をめぐる語り	210
5-4-1	コンドーム忌避	
5-4-2	中絶性交忌避	
5-4-3	禁欲による避妊法と克己 — 男性のアイデンティティ形成	
5-5	女性からの投稿記事にみるセクシュアリティをめぐる語り	215
5-5-1	性的快樂否定	
5-5-2	性的快樂	
5-5-3	オーガズム	
5-5-4	避妊の受容にみる日本と欧米の差異	
5-6	投稿記事にみる成功談と失敗談	221
5-6-1	成功談のストーリー	
5-6-2	失敗談のストーリー	
5-6-3	1935年に掲載された失敗談	
5-6-4	「性における生殖と快樂の分離」のゆらぎとその社会的背景	
5-7	小括	228
	註	230

## 第6章 女性雑誌における夫婦和合言説と親密性

### — 『主婦之友』にみる夫婦愛・性愛言説 —

6-1	夫婦和合言説の概要	236
6-2	性的和合言説 — 医師による夫婦和合論	247
6-2-1	医師による性的和合論	
	(1) 杉田直樹 — 夫婦性愛論の登場	
	(2) 岡本寛雄 — 不感症言説の登場	
	(3) 小酒井不木 — 夫婦性愛論の完成	
	(4) 長谷川茂治 — 夫婦性愛論の展開	



(5) 谷口慶二（仮名） — 夫婦性愛論の変質	
6-2-2 性的和合言説の構成要素	
(1) 「性愛技巧」に対する男性の無智	
(2) 女性の性的生理に対する男性の無知	
(3) 男性の神経衰弱説	
(4) 女性（妻）責任説	
6-2-3 近代性科学の影響	
6-2-4 不感症言説の増大	
6-3 医師以外の知識人、著名人による夫婦和合論	・ ・ ・ ・ ・ 249
6-3-1 1910年代の夫婦和合論	
6-3-2 「性愛」言説の登場 — 谷本富の夫婦和合論	
6-3-3 青柳由美の通俗的夫婦和合論	
6-4 「夫婦和合〇ヶ条」式の項目列举型の夫婦和合論	・ ・ ・ ・ ・ 254
6-4-1 1910年代後半の記事 — 「夫婦和合の十秘訣」	
6-4-2 「夫婦和合の秘訣百ヶ条」	
6-5 夫婦和合論にみる性愛・夫婦愛言説	・ ・ ・ ・ ・ 257
6-5-1 夫婦和合論にみる性愛・夫婦愛言説	
6-5-2 夫婦非対称な「夫婦愛」概念の形成	
6-5-3 夫から妻への「同情」を中核におく「夫婦愛」	
6-5-4 父系制直系家族型「家庭」概念の形成	
6-5-5 親子関係を核とする夫婦和合論	
6-6 「夫婦相和シ」論との比較 — 本多真隆の議論との関連で	・ ・ ・ ・ ・ 264
6-7 性的和合論における節制言説と避妊言説	・ ・ ・ ・ ・ 265
6-7-1 節制の強調 — 性的快楽と節制	
6-7-2 性的和合論の避妊言説	
6-7-3 性的快楽と避妊のアンビバレンス	
6-7-4 避妊記事と性的和合記事が読者に与えた影響	
6-8 小括	・ ・ ・ ・ ・ 273
註	・ ・ ・ ・ ・ 276

終章 避妊言説と近代家族の情緒化	286
終-1 要約	286
終-1-1 本論文の目的と構成	
終-1-2 各章の要約	
(1) 第1章「先行研究の検討とその意義」	
(2) 第2章「産児調節運動の展開と避妊の実践」	
(3) 第3章「避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称性」	
(4) 第4章「女性雑誌を通してみる避妊の実践」	
(5) 第5章「女性雑誌を通してみる避妊の心性」	
(6) 第6章「女性雑誌における夫婦和合言説と親密性	
— 『主婦之友』にみる夫婦愛・性愛言説 — 」	
終-2 避妊の歴史社会学からの知見	294
終-2-1 産児調節運動における言説分析からの知見	
終-2-2 新中間層の避妊実践における言説分析からの知見	
終-2-3 夫婦和合の言説分析からの知見	
終-3 「家族の情緒化」に関する知見	297
終-3-1 近代的子ども観と家庭性の成立	
終-3-2 「性-愛-結婚」三位一体観の再検討（その1）	
(1) 友愛結婚イデオロギー	
(2) 夫婦間性行動の性愛化	
(3) 夫婦関係の情緒化	
終-3-3 「性-愛-結婚」三位一体観の再検討（その2）	
終-4 日本型近代家族と家族の情緒化	303
終-4-1 節制（制欲）主義	
終-4-2 生殖中心主義・子ども中心主義	
終-4-3 母性主義	
終-5 日本型近代家族とは何か — 家族社会学へのインプリケーション	306
終-5-1 日本型近代家族とは何か	
終-5-2 結語	

参考文献	.....	310
資料	.....	326
図表一覧	.....	343
公表論文リスト	.....	345

## 凡 例

雑誌記事の引用に際しては、旧かなづかいはそのまま用い、漢字の旧字体は新字体に改めた。

資料から直接引用する場合には、資料の正確性を記するため、現代では不適切な表記であっても原文の通り、カギ括弧を用いて引用した。ご了承いただきたい。

## 序章 研究の目的と視点

### 序－1 問題関心と目的

この古い家族〔前近代の家族のこと：引用者注〕は、家産の維持、職業を代々伝えていくこと、男性や特に女性の場合孤立しては生存していけない世界における日常的な相互扶助、そして危機状況において名誉と生命を防衛することなど、はっきりと感知された使命を有していた。だがこの家族は情緒機能 (fonction affective) を持たなかった。といっても、それは愛情が存在していなかったというのではない。・・・(中略)・・・ 夫婦のあいだ、親子のあいだでの感情は家庭の生活にとっても、その均衡のためにも、必要なものとされていたのではなかった。それが増大したとすれば幸いなことである。(Ariès 1960:II-III=1980: 3。傍点引用者)

日本における近代家族論の礎となった研究が、フィリップ・アリエスの『〈子供〉の誕生 — アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』(Ariès 1960=1980)であったことに異論をはさむ者はないであろう。アリエスのこの書は、1980年代には社会学のみならず、子どもや家族と関連する社会科学に対してパラダイム転換を促すほどの大きなインパクトを与え、当時「アリエス・ショック」という言葉までも生み出した(宮坂 1998)。

アリエスは、17世紀末から18世紀にかけて、家族が「私生活化」し(Ariès 1960=1980:14)、社会との間に距離をもち始め、一家団欒、プライベート、家族の孤立化が生じ、家族が、「親密さ (intimité) とアイデンティティの欲求」(Ariès 1960=1980:386)に対応し、家庭が「夫婦間、親子の間に必要な感情の場」(Ariès 1960=1980:3)となったということを明らかにした。

この指摘には2つのポイントがある。一つは、情緒経験の場として排他的に家族が位置づけられたという点である。アリエスの主張は、前近代の家族には愛情が存在してなく、近代になって愛情という感情が発生したということ意味しているのではない。アリエスは別の論文において、「それは愛情が存在していなかったというのではない」(Ariès 1960=1983:2)、「人々は、いつの世にも自分の子供を愛してきたのだ」(Ariès 1960=1983:2)と述べている。アリエスによれば、情緒経験(愛情を感じる経験)は前近代においても重要であった。しかし、それは家族メンバーによって保証されるのではなく、地域共同体や

親族などの社会的ネットワークの中に散在していた。

「感情の (affectif) 交流や社会的コミュニケーションは、家族の外にあって、隣人・友人、親や奉公人、子供と老人、女性や男性から構成されているきわめて濃密かつ熱い『環境』 (milieu) によって保証されていたのであり、そこで情緒的関係を持つことにはたいした拘束もなかったのである。それで結婚生活における情緒は薄められていたのだ。」 (Ariès 1960=1980: 2)

もう一つのポイントは、アリエスが扱っているのは、家族の実態ではなく「家族の概念」、換言すれば規範であるという点である。このことは、「新しいのは家族の概念であって、家族ではないのである」 (Ariès 1960=1980: 340. 傍点引用者) というアリエスの指摘に端的に示されている (宮坂 1985)。

1980年代前半に遡るが、バーガー&バーガーは、知識社会学的な見地から近代家族を体系的に論じた本の中で、アリエスの近代家族論の骨子をほぼ全面的に受け入れ、その上に自らの議論を展開した (Berger, B. & Berger, P. L., 1983: 97)。また、アンソニー・ギデنز『親密性の変容』のなかで、アリエスのいう近代的「子ども期の観念」の誕生により、ヴィクトリア朝時代を通じて、親子間の相互行為の様式が「すべての階層でかなり変化していったことは議論の余地がない」 (Giddens 1992=1995: 68) と述べている。「子ども期の観念」の発生時期やその細かな内容には踏み込んでいないが、アリエスの議論のなかの親子関係の変遷についてはほぼ大筋を認め、アリエスの提示した家族の近代化の枠組みにしたがって、「親密性」 (intimacy) 概念を核にして自身の近代化論を展開している。

このように、社会学においては、アリエスの「家族に情緒機能が付与されたのは近代以降である」というテーゼはほぼ修正なしに受容され、社会や家族の近代化を論じる際の共通認識としての位置を占めることになった。

それは日本も例外ではなかったが、日本においてそのプロセスはどのようなものであったのだろうか、それはいかにして、なぜ可能となったのであろうか。

本論文の目的は、「近代家族」のもっとも顕著な特徴である「家族成員間の情緒的紐帯」に焦点をあてて、日本の「家族の情緒化」の規範形成プロセスを明らかにすることである。アリエスの近代家族論の文脈でいえば、家族が、「親密さ (intimité) とアイデンティティの欲求」 (Ariès 1960=1980: 386) に対応し、家庭が「夫婦間、親子の間に必要な感情の場となった」 (Ariès 1960=1980: 3) プロセスを解明することである。

本論文では、この「家族の情緒化」という規範化のプロセスを、「避妊」に関する言説を資料として分析、考察し、いかにして家族が情緒化したのかを明らかにすることを試みる。考察の対象として設定するのは、新中間層に「近代家族」規範が形成された大正期から昭和初期（1910年～1920年代）である。

社会学においては、既に、「後期近代」（「第2の近代」）が主題となってから久しく、現在は後期近代からの脱却が議論的となっている。家族社会学においても、同様に、「後期近代」の家族問題の解決を模索するステージに移行し、「家族の脱中心化」（落合 2013、山田 2013）へと視点の転換が図られつつあり、「近代家族」の形成そのものを俎上にのせる研究はアナクロニズムと化しつつある。しかし近代家族論は、近代家族がどのようなものであるのか——その特徴はどのようなものであり、どのようなマクロな社会構造と連動していたのかなど——については解明してきたものの、そのような近代家族の形成プロセスについて十分に明らかにしてきたとはいえない。

もちろん、「近代化」、「産業化」、「都市化」、「国民国家化」というマクロな社会構造、国家構造の変動の中で、家族がどのように変化したのかについては多くの議論がなされてきた。しかし、近代化過程における家族の変動については、産業化により公的領域と私的領域が分離し、家族が私的領域となり生産機能を喪失し消費の場となると同時に、地域共同体の人間関係や親族関係が衰退し、その結果「家族が愛情の場」となったというステレオタイプ化された因果論的説明が再生産されるにとどまっている。しかし、なぜ、「近代」は家族と愛情（「情緒」）の結びつきにこれほど重要な位置を与えるようになったのであろうか。そもそも、公的領域と私的領域の分離、地域共同体や親族の衰退は、必然的に「家族の情緒化」を帰結するのであろうか。このような問題関心に基づいて、本論文では家族の情緒化の歴史社会学へアプローチすることを試みる。

## 序－2 研究視座

### 序－2－1 家族の情緒化の概念規定

本論文においては「家族の情緒化」という概念を、「家族に愛情規範が排他的に付与される」と定義して用いる。「家族が社会において親密圏として位置づけられる」とも表現できる。

「家族の情緒化」を判断する基準としては、以下の3つの指標が考えられる。

- ①子どもが愛情付与の対象となること（母性愛イデオロギーの誕生、教育家族の誕生）
- ②「性－愛－結婚」三位一体観の成立（恋愛結婚イデオロギーの誕生と夫婦間性行動の性愛化）
- ③「家庭性」の成立（主婦の行う家事に対する愛情規範の付与、家庭の誕生）

これらは、①親子関係、②夫婦関係、③家庭性という3つの側面から構成されており、それぞれに関連しあっているため分離して論じることはできないが、本研究は、このなかでも特に②「夫婦関係」に焦点をあてて考察を行うこととする。その理由は、日本における近代家族論が、従来①「親子関係」と③「家庭性」に比重をおいて進められてきており、②の夫婦関係からの研究が他に比して不十分であるからである。この点については、第1章「先行研究の検討とその意義」で述べる。

#### 序－2－2 分析視点としての避妊

「家族の情緒化」規範の成立プロセスにアプローチする際、分析の糸口として設定したのが「避妊」である。その理由は、「近代家族」の「情緒化」を考察する際に着目すべき要素が、「少産優育」（子ども中心主義）と「性－愛－結婚」三位一体観（夫婦間性行動の性愛化）であると考えているからである。「少産優育」とは、「少なく産んでよりよく育てる」という意識や行動を意味する。近代家族の特徴として、しばしば、「近代的孩子観」、「母性愛」、「教育する母親」の誕生が指摘されてきたが、これは、家族関係の一方の軸である親子関係の特徴を列挙したものである。「少産優育」（子ども中心主義）という概念はこれらの諸概念と密接にかかわり、かつこれらを包含している。この「少産優育（子ども中心主義）」を実現するための必要条件が、子ども数のコントロールが可能となること、すなわち避妊である。

さらに、「近代家族」の家族関係のもう一つの軸である夫婦関係の特徴は、恋愛結婚、夫婦愛と、夫婦間の排他的性関係（純潔、貞節、一夫一婦制）のセットとして構成される。これらの諸特徴は、「性－愛－結婚」の三位一体観（夫婦間性行動の性愛化）の成立という表現に包括される。これらのことを可能にするためには、従来、「性＝生殖」（性の生殖への従属）と考えられてきた夫婦間性行動に、「性における生殖と快楽の分離」が生じることが必要となる。そして、それを可能にするための必要条件もまた避妊である。

つまり、家族の近代化を、親子関係、夫婦関係双方から考察することを可能にするための結節点として「避妊」が浮上することになる。本論文は、避妊に関する言説（避妊言説）



を資料としてその言説の内容（構成やロジック）を分析することを通して、家族の近代化のプロセスを記述し、その特徴を明らかにすることを意図するものである。

また同時に、言説の「ジェンダー非対称性」にも着目していく。つまり、家族の情緒化やセクシュアリティには、男女で異なった歴史があるという認識に立ち、ジェンダー非対称性にできる限り着目していく<sup>1)</sup>。かつて、ジョーン・W・スコットが、英語で歴史を意味する history は「His-story、すなわち男の歴史」であるとして、“her-story”、すなわち「女の歴史学」を書くことの重要性を指摘したことの意図を受け継ぐ (Scott 1988 → 1992: 38)。

### 序－２－３ 言説分析のスタンス

序－４において本論の概略を述べるが、本研究では、避妊について書かれた明治末期から昭和初期の著作と女性雑誌を実証研究の資料として用いる。したがって、分析対象は避妊に関する言説（言説）となる。

ただし、本研究は厳密な意味での言説分析ではない。赤川学によれば、言説分析と社会史研究の間には大きな相違がある。社会史とは、「心性」や「社会意識」を主題化する研究であり、複数の資料（言説）に大きな一つの心性の変容を読み解くことを目的としているのにたいし、言説分析とは、「言説」の水準を主題化する研究であり、「一つの言説の中に複数の諸力が交錯する様相を描こうとする」（赤川 1999:60-1）ものであるという。

この説明に従えば、本研究は社会史研究として位置づけられることになる。しかし、言説分析と社会史研究は対極にのみ位置づけられる方法論ではないことはいまでもなく、本論では、言説分析の方法論も取り入れていく。

この問題にもう少し具体的に言及するために、赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』（勁草書房、1999）における言説分析の方法論を参照しながら進めたい。赤川は、言説分析の方法論について、『セクシュアリティの歴史社会学の方法基準』として採用すべき、十項目の作業方針」を明示しているが、そのなかで、赤川の個別の研究テーマに限定されない汎用性のある言説分析方法に関する基準を抜粋したものが、以下の４点である（赤川 1999:75-76）。

- ①さまざまなテキスト、言説を分析する際に、そのテキストが書かれた意図、書かれたコンテキスト、それがいかに読み取られ受容されたのか、といった諸問題を考慮すること。

言い換えると、ある言説が言説空間全体に占める位置と機能を測定すること。

②語られたこと（言表）の、「言語化」「通俗化」「社会問題化」「国語化」<sup>2)</sup>といった様々なレベルでの「制度的再帰性」を射程に収めること。

③複数の資料の中に、ひとつの心性の変容といった大きな歴史をみいだすよりも、ひとつの言説が構成される際に働く、複数の社会的諸力の交錯をできるかぎり描き出すこと。

④ある言説の、言説空間に定める位置と機能を測定するために、最低限、どの範囲の言説にアクセスしたのかを明示すること。

まず、先述のとおり、本研究と言説分析を目指す赤川とのもっとも大きなスタンスの違いが③であり、この点が言説分析と社会史的研究を分かつ指標となる<sup>3)</sup>。本研究では、近代日本における家族や避妊に対する心性を描き出すことを主要な目的としているため、厳密な言説分析にはカテゴライズされないが、「ひとつの言説が構成される際に働く、複数の社会的諸力の交錯」に対してまったく関心がないわけではない。避妊の言説にあっても、それが誰によって、なぜ、そのように語られたのか、その言説の背後にはどのような権力関係があり、そのロジックにはどのような政治性が隠蔽されているのかなどの言説のポリティクスについて、できる限り注視していく。④については、追試を可能とし科学的信頼性を担保するための基本条件であるので、本研究においても、資料の選定方法と分析対象資料を明示する。

本研究では、全体として、「言語化」「通俗化」「社会問題化」「国語化」という諸段階に対応するさまざまな言説を扱うことになるが、まず第一に、オピニオン・リーダーたちの言説がいかなるものであったのか、なぜそのような言説が立ち現れたのかという点を明らかにすることに關心を払うが、同時に、その言説がどのように浸透していったのか（受容、あるいは抵抗や拒否）についても可能なかぎり考察していく。日本における「近代家族」形成初期の規範形成やそれに対応する実践や心性を把握することを目指しているため、分析対象は新中間層という限定されたものになる。この新中間層の人々の実践や心性にアプローチを可能にする一方法として、本論文では、当時新中間層の女性を主な読者として想定していた『主婦之友』や『婦人公論』などの女性雑誌における読者の投稿記事（体験談）や識者による啓蒙や専門知識の提供を目的とする記事を資料として用いることとした。

女性雑誌の避妊に関する記事は、産児調節運動家の言説、医師による言説、医師以外の識者による言説、および、女性雑誌の読者の言説（投稿記事）、さらには雑誌の編集者の

言説など、多様な著者によって構成されている。運動家・医師・識者などのオピニオン・リーダーの言説実践と、その受け手である人々の言説実践の間の相互作用を把握することにも配慮する。これが、赤川の方法基準の①②に対する本研究のスタンスである。

### 序ー 3 避妊に関する用語

本研究の主題となっている「避妊」という言葉の用法について、あらかじめ説明を行っておきたい。

妊娠をコントロールする方法は、今日では「避妊」という用語が当てられることが一般的であるが、明治後期から昭和初期にかけて、「産児制限」、「産児調節」、「妊娠調節」、「受胎調節」など複数の表記が混在してきた。これらの用語のなかで、もっとも使用頻度が高かったのは、「産児制限」と「産児調節」である。石井幸夫は、おおよそ 1910 年代から 20 年代前半までは「産児制限」が用いられ、1920 年代中頃から「産児調節」が普及していたことを指摘しているが（石井 2001）、この見解はおおむね正しいと考えられる。

ただし、用語の使用に関しては、雑誌による差異もみられた。本論文の第 4 章以降で分析に用いる『主婦之友』、『婦人公論』の二誌をみても、『婦人公論』では、避妊記事の初出である 1920（大正 9）年には「避妊」という言葉は既に使用されているものの、その後 1934（大正 13）年まで「産児制限」が一般的に用いられており、1935（大正 14）年に「妊娠調節」という言葉が登場している。

他方、『主婦之友』では、記事の題名への避妊に相当する用語の初出は、1922 年 1 月の石本静枝（男爵石本恵吉夫人）の「産児制限の合理的必要」であり、ほぼ同時期のマーガレット・サンガーに関連した記事（一記者「産児制限運動の主唱者サンガー夫人と会見の記」1922 年 4 月）でも「産児制限」を用いている。しかし、1925（大正 14）年には「産児調節」という語が登場し、1928（昭和 3）年の記事では「妊娠調節」へと変化し、以後 1935（昭和 10）年まではこの「妊娠調節」という語が一般的に使用されていた。要約すると、「産児制限」という用語が先行して登場、後に「産児調節」という用語が普及し、大正末期から昭和初期にかけて「妊娠調節」という用語に置き換わっていったという流れがみられた。記事の中身をみると、「避妊」という言葉は、どちらの記事でも一貫して用いられている。

第 3 章において識者の産児調節運動のオピニオン・リーダーによる著作の言説分析を行う際に用いる資料一覧をみると（表 3-1 参照）、著作のタイトルとして用いられて

いた言葉は、明治・大正期を通じて「産児制限」が主流であることがわかる。ただし、1921（大正 10）年の山川菊栄の一連の著作のタイトルをみると、「産児調節」「産児制限」「避妊」が使用されている。また、マーガレット・サンガーに影響を受けて日本で初めて設立された運動組織は「産児調節研究会」であり、「産児調節」が冠されているが、この主要メンバーである安部磯雄や石本静枝は、執筆には「産児制限」を用いていた。以上のことから、当時、一つの公用語的な表記は定着してはいなかった（「通俗化」していなかった）と推測される。

当時はまだ、「産児制限」、「産児調節」という言葉を用いる場合には、「産児制限（産児調節）」と墮胎（もしくは妊娠中絶）が異なることをあえて断らなければならなかったものであり、この状況は子ども数のコントロール法として、墮胎と避妊が混同されていたという事実をよく示している<sup>4)</sup>。

「産児制限」という言葉は、特に、墮胎や間引き（嬰兒殺し）と混同されるということがあり、そこで、その誤解を取り除くために意図的に「産児調節」という言葉が用いられるようになった。そして、さらに、妊娠後の胎児や出産直後の嬰兒そのものを「制限」・「調節」するという誤解を払拭するために、「妊娠（受胎）」自体を回避することを意図して、「妊娠調節」（さらにその後は「受胎調節」）という言葉の方が作られ使用されるようになってきたと考えられる。

これらの用語の使用法について自覚的であった者として、小川隆四郎と小池四郎がいる（ともに、産児調節運動の実践家。2－3 参照）。小川隆四郎は、『主婦之友』1924（大正 13）年 10 月号「子供を産み過ぎて苦む若き男女の悲痛な叫び」において、自らの主張する「妊娠調節」が「産児」の「制限」とは異なるものだとし、次のように述べている。

「私のいふ妊娠調節は、字義通りに妊娠を調節することで、強いて産児を制限せよといふものではありません。結果は制限にもなるかもしれませんが、根本の意味は単に調節すること、つまり欲しいときに子供を生み、養育の任に堪へられない場合に生まないといふのであります。」（小川 1924:237）

小池四郎は、『よき子を産む為めに（懐妊の調節に就て）』（1925 年 1 月）において、産児制限の「産児」という言葉は「生れた子供」「生れかけた子供」という意味に解釈されやすいが、産児調節の方法は墮胎でも嬰兒殺しでもない。したがって、「妥当の題名と

して Control of Conception (懐妊の調節)」という名称が「歓迎される」(小池 1925b → 2001: 41) と述べている。

欧米において“Birth Control”から“Control of Conception”と用語が変化してきた動きと平行に、日本においても、産児制限から産児調節へ、さらには妊娠調節、受胎(懐妊)調節へと用語を変化させてきたとみられる<sup>5)</sup>。

本稿では、卵子と精子の結合による受精卵の形成という意味での受胎(妊娠)を回避する方法を指す言葉として「避妊」を用いるが、産児制限運動(産児調節運動)の文脈においては、基本的に「産児調節(産児制限)」、もしくは「産児調節」という言葉を用いる。ただし、特定の個別の事象について記述したり、直接引用する場合には、原資料通りの表記(「産児制限」、「産児調節」など)と表記する。

#### 序ー4 本論文の構成

本研究は、論文の目的を述べ、先行研究のレビューを行った「序章・第1章」、実証研究を行った「第2～6章」、結論を述べた「終章」の3部より成る。第2～5章の実証部分は、産児調節運動の実態や産児調節運動のオピニオンリーダーや知識人の避妊の言説を考察の対象とした第2～3章と、新中間層に属する人々の避妊の実践(実態)と避妊の心性(意識)を考察した第4～5章から構成される。これらを通して、「家族の情緒化」という規範化のプロセスを描き出し、そして、「終章 結論」において、日本の家族の近代化のプロセスと特徴をこの「家族の情緒化」の観点から明らかにする。

序章「研究の目的と視点」、つまり本章では、問題関心と本研究の目的、研究視点について述べてきた。

第1章「先行研究の検討と本研究の意義」では、社会史における近代家族研究、日本における近代家族研究、日本におけるセクシュアリティ研究をレビューし、本研究の意義を明確にする。

まず初めに、アリエスらを中心とした社会史的近代家族研究が、日本においてどのように受容され、展開されたのかについて述べる。日本の近代家族論の創成期の様子を概観し、その後の近代家族論の展開を、主に三つの近代家族論争を通して整理し、近代家族論の到達点と課題を確認する。次に、「近代家族」へと大きな影響を与えたセクシュアリティ研究の成果を概観する。さらに、避妊に焦点をあてた研究を、欧米の社会史研究・日本の避妊研究に分けてレビューする。日本の避妊研究については、避妊の歴史に関する産児調節

運動に関する研究、避妊に関する雑誌分析研究の領域ごとに整理を行う。そして、最後にこれらの先行研究をふまえて、本論文の意義を述べる。

第2章、第3章では、産児調節運動を主な考察の対象とした。第2章「産児調節運動の展開と避妊の実践」では、まず初めに、産児調節運動の全体的な潮流を把握し、次に、産児調節運動において、実際の避妊の相談や方法の伝授にあたった産児調節相談所の活動を明らかにするとともに、それを利用した人々の属性や社会的階層などの特徴を明らかにする。

第3章「避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称性」では、産児調節運動のオピニオン・リーダーや当時避妊に関する発言を行った知識人の避妊に関する言説の分析を行う。日本への避妊の導入に尽力した人々が、当時主流であった避妊反対論をどのように受け止め、それに対して、どのような対抗言説を展開したのかを明らかにするために、「避妊＝可」言説の構成とそのロジックについて分析を行う。その際に、避妊言説のジェンダー非対称性に着目することにより、近代家族の主要な特徴である「性－愛－結婚」三位一体論の陥穽に言及する。

第4章と第5章は、大正期の主な女性雑誌、特に『主婦之友』と『婦人公論』を主な資料として、新中間層の人々の避妊の実態（第4章）と避妊の心性（第5章）にアプローチする。

第4章「女性雑誌を通してみる避妊の実践」では、避妊の理由、避妊情報や避妊方法の入手手段や経路、具体的避妊法を明らかにすることを通して、新中間層の人々の避妊の実態を明らかにする。第5章「女性雑誌を通してみる避妊の心性」では、同様の資料を用い、避妊に対する認識や意識（心性）や感情に着目することにより、避妊の言説実践をめぐって家族に付与された意味を考察する。

第4章と第5章の分析・考察に際しては、読者の投稿記事を精査することにより、新中間層の人々の避妊の実態と心性をできる限りすくいとることを重視する。その際に、当時の専門家の言説（知識人、産児調節運動家、医師）が新中間層の人々の言説に与えた影響に配慮する。また、ジェンダーに着目し、ジェンダー非対称性が家族規範に与える影響についても注目する。

第6章「女性雑誌における夫婦和合言説と親密性——『主婦之友』にみる夫婦愛・性愛言説——」では、近代家族の大きな特徴の一つとされる家族の情緒性、換言すれば「愛情（愛）」という言葉で表現された「愛」、「愛情」という情緒の質についての検討を行う。

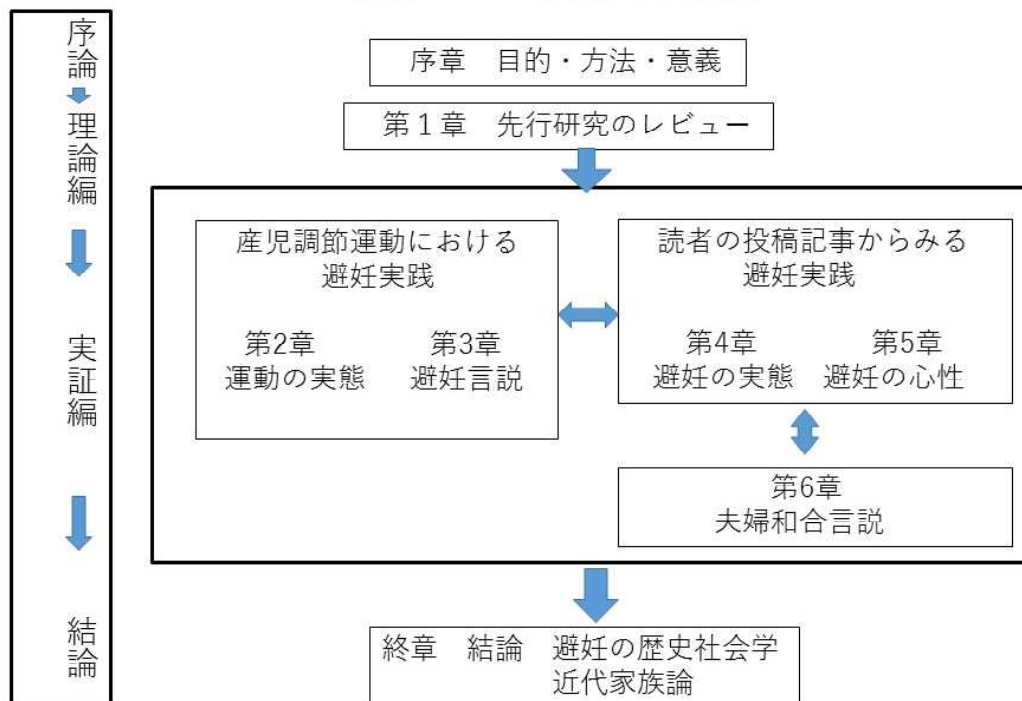
『主婦之友』誌上で、避妊記事と同時期に掲載された夫婦和合論に関する記事を資料として、そこで語られている夫婦愛、性愛といった親密性のあり方にかかわる言説に着目して、その内容やロジックを明らかにすることを試みる。

終章では、各章の要約を行った後、避妊の歴史社会学と「家族の情緒化」の歴史社会学観点から本研究の知見を整理し、日本型近代家族の特徴を「家族の情緒化」視点から明らかにする。

本研究は、1920年代を中心にした時期の避妊の実態と避妊の意識を明らかにするための「避妊の歴史社会学的研究」と、避妊の歴史社会学を通して近代家族論の再検討を行うことを目的した「近代家族論の再編」という2つの意図を持っている。したがって、終章「避妊言説と近代家族の情緒化 — 近代家族論の再編をめざして —」では、まず、避妊を糸口にして行った研究から日本の近代家族の情緒化のプロセスとその特徴についての知見をまとめる。そして最後に、本研究が家族社会学における近代家族論に対して成した貢献について言及し、近代家族論の再編への展望を探る。

図序-1に論文の構成を示した。

### 図序-1 本論文の構成



註

1) 赤川学も、性愛の歴史社会学の方法基準の一つに、「性や愛が、男女で異なる意味を担う側面を、記述すること。(中略) 男女で異なった社会史が書かれる可能性があることを念頭に置くこと」を指摘している(赤川 1999:76.)。ただし、赤川の研究は男性の視点からの言説分析が中心となっている。また、赤川は「日本社会における性と愛を、西洋社会における愛の欠如態としてではなく、固有の論理と歴史性を有した現象として記述すること」の意義も指摘している(赤川 1999:76.)。

2) 「言説化」とは「ある観念や概念が、ごく少数の専門家集団の中で議論され、ジャーゴンとして成立する過程」、「通俗化」とは、「ジャーゴンが、雑誌や文学などの媒体を通して一般の人にも広く知られるようになっていく過程」、「社会問題化」とは「人々の言説実践によって様々な性に関わる事象が『社会問題化』すること」、「国語化」とは「通俗化された言説が、正当な国民の言葉として各種事辞典に記載されるようになる過程」である(赤川 1999:56)。

3) さらに赤川は、言説の歴史社会学と知識社会学の違いを以下のように説明している。

「言説が権力によって構成されるという『知識社会学』の作法ではなく、ある観念や知識の体系、すなわち言説こそが、社会的な諸主体(業界や集団や個人)を構成していくという認識なのである。そして、言説が一定の同形性や秩序をもって立ち現れてくること、ここに関心がある。」(赤川 2005:128)

また、言説の歴史社会学の課題は、「発掘された言説から過去の言説空間を復元(=再構成)し、『なぜ他でもなくこの言説が語られたのか?』を推理(=説明)することが究極の課題となる」(赤川 2005:128)と指摘している。

4) 加納久朗(『主婦之友』1919年11月号,14頁)、安部磯雄(『婦人公論』1920年8月号,43頁)、小川隆四郎(『主婦之友』1924年10月号,237頁)、岡本寛雄・馬島憊(『主婦之友』1930年3月号,198頁)など。

5) 第3章に掲載の表3-1をみると、「妊娠調節」という言葉を用いているのは、加藤時次郎(医師)と小川隆四郎(産児調節運動家)の二人のみであった。また、産児調節運動家であった小池四郎は、彼の第一の著作のタイトルに『よい子を産むために(懐妊の調節について)』(1925年1月)とあえて括弧書きで「懐妊の調節」と記している。このことから、避妊の実践に直接関わっていた者の方が、「制限」よりも「調節」を用いる傾向にあったのではないかと推測できる。



## 第1章 先行研究の検討と本研究の意義

本章では、近代家族に関する先行研究レビューを行う。近代家族論の源流は、アリエスらを中心とした欧米の社会史（心性史）研究であることは周知であるが<sup>1)</sup>、その内容は別稿に譲り<sup>2)</sup>、本論文では、それらの社会史的近代家族論が日本にどのように受容され展開されたのかを概観する。その際に、新たな近代家族論の展開を外縁から刺激したセクシュアリティ研究をも射程に含む。次に、本研究の分析視点となる避妊研究の成果をレビューし、最後に、これらの先行研究の到達点から本研究の意義について述べる

### 1-1 日本における近代家族論の受容と展開

欧米で展開された社会史における近代家族論は、1980年代以降日本の社会科学に大きな影響を与えることとなった。なかでもアリエスから大きな影響を受けた教育史と家族社会学の二領域において、アリエスの近代家族論をどのように受容し、研究として展開されたのかを俯瞰することにしたい。

#### 1-1-1 教育史における近代家族論の受容と展開

日本にアリエスが広範に浸透する契機となったのは、1980年に杉山光信・杉山恵美子によって翻訳された『〈子供〉の誕生』が出版されたことであった。太田素子は教育史研究を振り返り、1980年代以前と以後では断絶があり、1980年代に入ると社会史研究の影響を受けて大きく状況が変化したことを指摘しているが（太田 2000）、その変化の起爆剤となったのが、このアリエスの著書であった。教育史においてアリエスをもっとも早く、積極的に摂取し研究を展開していったのは中内敏夫であった。1980年代から1990年代にかけて、中内を中心として、『叢書 産育と教育の社会史』全五巻（1983-85）、『叢書 産む・育てる・教える 匿名の教育史』全五巻（1991-92年）などの成果が続々と刊行された。

太田素子によれば、教育史における子ども研究は、「近代家族」（教育史において多用されるのは「教育家族」と「近代的子ども」をキーワードとして展開をみせたが、その研究領域は、教育家族に関する研究、近世農村家族研究、近世町人文化研究に分類できる（太田 2000）。

まず第一に挙げられるのが、20世紀初頭に出現し、大正期から昭和初期の都市新中間

層において普及した「教育家族」に関する研究群である。その代表作は、沢山美果子の「教育家族の誕生」（1990）であると紹介されることが多いが、沢山は既に1970年代末頃に、大正期の都市新中間層において子どもと母性に対する新たな意識が誕生していたことを指摘していた（沢山1979,1980,1984,1985,1987,1990,2013）。沢山の研究成果によれば、1910～20年代の子育てを特徴づけるキーワードは「母性」と「母性愛」であったが、これらの語は、当時の母親の我が子意識の高まりによく適合していたため母親自身に支持され急速に流布した。その結果、母性愛をもって我が子の科学的育児に専念するとい近代的な母親像が正当なモデルと見なされることになり、家族は子どもの教育を最優先する「教育家族」となった（沢山 1990）。女性の役割が近代的な母性を体現した「専業主母」に収斂し、「愛児」を「少なく生んでよりよく育てる」（少産優育）という意識の誕生と拡大について、筆者も同様の見解を呈示した（宮坂 1990）。

第二の潮流として挙げられるのは、近世農村家族研究である。これは、第一の「教育家族」の源泉を探る試みである。たとえば、中内敏夫は近世の小農自立を「近代家族」成立の契機として位置づけた（中内 1981a,1981b,1985,1987）。また近世農村家族の子育てについて、近世における「家」の継承と家族意識の關係に注目した高橋敏（高橋1997）、太田素子（太田1987a, 1987b, 1994, 2007）が、大きな成果をもたらした。

たとえば、太田は、在郷商人の日記、「産子養育」關係の地方文書と教諭書、農村富裕層の生育儀礼と口承文芸について書かれた大衆文学など多様な史料を用いて、『小農自立』が日本の民衆の自立性や農業経営に対する自己責任力を高めたこと、それはただちに後継者としての子どもを仕込み・教養に意識的で教育熱心な家族を生み出したこと（太田 1997:41）を実証的に示した。そしてさらには、家督の継承を重んじる「家」が社会の単位として特別な意義を持っていたことが、「出生制限に敏感な土壌を形成した」（太田 1997:25）と結論づけた。つまり、近代的孩子観を所有した近代母親役割とともに生まれた「少なく生んでよりよく育てる」こと（少産優育）をモットーとする1920年代の都市新中間層に誕生した「教育家族」の萌芽は、近世小農に胚胎していたというのである。

そして、教育史における子育て研究の第三に挙げられるのが、近世都市の町人文化や下級武士、さらには富裕な農民層などの旧中間層の中にも新たな近代的孩子観の萌芽が見られたという本田和子らの研究である（本田 1982,1985,1991）<sup>3)</sup>。

その後、2000年代には、新たな視点での近代家族研究が台頭してきている。沢山美果

子によれば、その研究の特徴は、人々を、近代家族規範を受容する受け身的な存在としてではなく、近代家族規範に対して主体性をもつ存在として描き出すこと、換言すれば、近代家族を「そこに生きた個人の側からリアルに描き出す」「当事者の側から近代家族の問題に接近するための方法」（沢山 2013:13,14）を用いた研究である。

たとえば、沢山美果子は、新中間層の女性が主婦役割規範を内面化すると同時に、内面化した主婦役割規範との間に生じる矛盾や葛藤を描くことで、近代家族の内実を明らかにすることを試みた（沢山 2003,2013）。この研究に至った背景には、子ども史研究が、「近代家族」の定義を前提に、「近代家族」モデルや近代的孩子観が、単線的に各階層に浸透していったかのように描き出す、平板な「近代家族の子育て」研究に陥ってしまう傾向があるとの危機意識が存在する（沢山 2013:12）。『近代家族』とは人々にとって何であったのか、『子育て』の視点から、近代家族としての『家庭』という人々が生きた現場と具体的経験に即し、その矛盾や葛藤の過程もふくめて立体的に描き出す」ことが、今日の教育史研究の課題であると述べている（沢山 2013,16）。

沢山の問題意識の一端は子ども社会学においても認識されている。元森絵里子（2015）は、アリエス以後今日に至るまでの研究には、まだなお『〇〇の誕生』というテーゼを、その意味を深く考えないまま繰り返すものも少なくなかった」（元森 2015, 125）と言い、かつての社会史の延長上においてやり残された課題が多いことを指摘している。ただしその課題解決のためには、沢山の示した丹念な実証研究とともに、「子ども」という概念に付与された社会的想定をも歴史化していくことも同時に求められることを指摘している。研究のステージは確実に移行しているが、アリエスの研究視座は今日にあってもその意義を失っていない。

次に、視点を転じて、家族社会学における近代家族論の受容とその後の展開の様相を考察する。

#### 1-1-2 家族社会学における近代家族論の受容と展開<sup>4)</sup>

家族社会学の初期の近代家族論を担った者には、落合恵美子、山田昌弘、牟田和恵らがいるが、その一端を担った筆者を含め全員がアリエスおよび欧米の社会史に誘われて近代家族論に足を踏み入れることとなった。

日本の家族社会学における近代家族論誕生のメルクマールとみなされているのは、落合恵美子「〈近代家族〉の誕生と終焉 — 歴史社会学の眼」（『現代思想』13-6, 落合1985→1898）

である。落合は、1985年にまず「歴史社会学による『偶像破壊』の最初の画期的成果は、何を措いてもフィリップ・アリエスの『〈子供〉の誕生』[1960]であろう」（落合 1985:71）と述べるところから自らの論考を起こしている。

落合は、先に引用した文章に続けて「もっとも、本稿で行ったような〈近代家族〉の概念化は、言うまでもなくまだ試行的なものでしかない」（落合 1985:79）と述べている。このことから、1985年当時近代家族概念がまだ登場して間もないことがわかる。しかし、その10年後の1995年に発表された論文（落合 1995a）において、「わたしは近代家族論というパラダイムは今、曲がり角にさしかかっているのではないかと感じている」（落合 1995a:89）とも、また、「近代家族が実証をめざす第二段階に入った」（落合 1995a:92）とも述べている。

落合に従えば、日本の近代家族論は、1990年代半ば頃を境にして2つのステージに分けられる。

#### （1）近代家族論の第1ステージ

アリエスの影響を受けて誕生した近代家族論がまず行ったことは、近代家族とは何かという定義の試みであった。

本節の冒頭にも挙げた落合論文（1985）は、後にこの論文を収めた『近代家族とフェミニズム』（勁草書房,1898）が出版されて以降、日本の近代家族論のバイブルのようになったといっても過言でないであろう。現代に生きる「われわれがこれこそ『家族』だと感じるような性質を備えた家族を、歴史的なひとつの類型だという自覚をこめて、〈近代家族（modern family）〉と呼ぶ」（落合 1985:78→1988）というフレーズは、日本における近代家族論の到来を告げる「宣言」となった。

特に落合が掲げた近代家族の「特徴」の箇条書き部分は、多くの研究者に引用されている。初めに、落合（1985）とその論文が再録された落合（1989a）に指摘されている近代家族の「特徴」をみてみよう（表1-1参照）。

落合（1889b）では、性別役割に関する表記が修正され、(6)～(8)の三点が新たに付け加えられたが、最後に付加された「核家族」の箇所は後の近代家族定義論争の火種となった（後述）。

同時期に「近代家族」論を牽引したのが山田昌弘である。山田は「近代家族の基本的性格」として、①外の世界から隔離された私的領域、②家族成員の再生産・生活保障の責任、

表 1 - 1 落合の「近代家族」の特徴

落合 (1985:78)	落合 (1989b:18)
(1)家族領域と公共領域の分離	(1)家内領域と公共領域の分離
(2)家族成員相互の強い情緒的關係	(2)家族成員相互の強い情緒的關係
(3)「男は外、女は内」という性別分業	(3)子ども中心主義
(4)子ども中心主義	(4)男は公共領域・女は家内領域という性別分業
(5)家族の集団性の強化	(5)家族の集団性の強化
	(6)社交の衰退
	(7)非親族の排除
	(8)核家族

③家族成員の感情マネージの責任の3つを挙げ（山田 1994:77）、「近代家族とは、再生産と感情マネージの両方を同時に行う装置」（山田 1994:85）であると定義している。②は「家族は、お互いの一定の生活水準の確保、および労働力の再生産に責任を負う（自助原則）」ことであり、③は「家族は、お互いの感情マネージ（愛情的満足を得たり不満を処理する）の責任を負う（愛情原則）」（山田 1994:45-46）ことである。「自助原則」と「愛情原則」という2つの原則を抽出し、「愛情と家族責任を結ぶイデオロギー」（山田 1994:77）の存在がもっとも典型的な「近代家族を支える装置」とした。

山田はその後、歴史社会学的研究へは向かわず、現代社会の分析の際に近代家族論と感情社会学を援用するというスタンスをとっている。近年、家事などの家族役割と愛情の結びつきが「愛情イデオロギー」として語られることが多くなってきているが<sup>5)</sup>、その議論の端緒はこの山田の「近代家族」の定義にある。

ほぼ同時期に、筆者はアリエスの近代家族論を紹介し、アリエスの描出した家族変動を、近代家族モデルとして再解釈する試みを行っている（宮坂1985）<sup>6)</sup>。筆者は、「前近代」と「原近代」の家族の差異として、家族意識の成立、家族情緒の成立とソシアビリテの衰退を、さらに、「原近代」と「(狭義の)近代」を分かち特徴として「家庭性」「母性愛」「恋愛結婚」の理念の成立を指摘した。この3つの特徴はその後「近代家族」の特徴として、家族社会学領域では広く共有されるようになった<sup>7)</sup>。

## (2) 近代家族論の第2ステージ

この時期の顕著な成果として挙げられるのが、牟田和恵の歴史社会学的研究である。牟田によれば、欧米の社会史的家族史研究が日本の家族研究になした貢献は2つあるという。一つは、家族の変化が「近代国家が社会を再編するプロセスと密接に関連し」「家族とは、近代社会において、全体社会と個をつなぐ戦略的な地位をしめている、きわめて政治的な装置」(牟田 1996b:i) であるという認識を与えてくれた点であり、他の一つが日本の「家族変動のパターンを実証的に再考することを迫」(牟田 1996b:ii) ったことである。

このような認識に基づいて、牟田は、歴史社会学的実証研究の代表的著作となる2本の論文を発表し(牟田1990a→1996b)(牟田1990b→1996b)、欧米の「近代家族」と日本の「近代家族」が異質であることを指摘し、さらには従来日本の「家」認識に大きな修正を迫った。

研究の一つは(牟田1990a→1996b)、明治期の総合雑誌・評論誌を資料とした言説分析である<sup>8)</sup>。これらの家族に関する言説を分析、考察した結果、明治20年代(1887~1896年)の「ホーム型家族」<sup>9)</sup>は、「アリエスらの論ずる、欧米近代に発生した家族のあり方と比較すると、家族間の親密さ、家内性という点に共通性が見いだされるものの家族のプライバシーないしは閉鎖性という点においてわれわれの明治期の家族は甚だしく異なっている」(牟田1990→1996b:71) こと、「明治期の家族が当初から産業化、国家的近代化の要請と不可分で『公』と『私』の距離が限りなく近く、外部、とくに国家に対して閉鎖性がないという点で両者を同列視することはできない」(牟田1996b:71) ことを指摘した。

もう一つは、明治期の修身書を資料としてそこから読み取れる家族の心性のメタ・メッセージを探り出すことを目的とした実証研究(牟田1990b→1996b)<sup>10)</sup>である。牟田は、明治20年代に、法制上は権威的家族関係が制度化されていたものの、修身書では、親子を核とする小家族が「家庭」を営み、親しみ慈しみあう姿が描かれていたことを指摘した。つまり、明治20年以降の家族国家観の強化は、一方で儒教的伝統的な家族規範と、他方で同時に近代家族の新しい家族意識と親密性によって支えられていたことを描き出し、今までの「常識」とはまったく異なる明治期の家族に対する見方を提示した(牟田 1996b)。

牟田の近代家族論の特徴は、第一に家族を近代国家との関連で把握するという基本スタンスを確立した点と、第二に、従来のいわゆる権威主義的な「家」から親密な「ホーム型家族」へという直線的な家族変動ではなく、「家」は既に権威主義と親密性を同時に存立させていたという「権威主義と親密性という相反する要素の同時存在」という仮説を提示

した点にある。牟田のこれらの研究は、後に近代家族論で議論となる論点を早い段階で出し切っている点で、日本における近代家族論の発展に大きな貢献を果たした。

家族社会学における初期の主だった研究の紹介は以上にとどめ、以下では、近代家族論の展開とその成果を、以下の3点、—— (1)「近代家族」の定義をめぐる論争（「近代家族」と「近代国民国家」をめぐる論争を含む）、(2)「家」と「近代家族」をめぐる論争（「家」は「近代家族」かという問いをめぐる論争）、および(3)「家」と「近代家族」の共時性をめぐる解釈——にそって整理することにする。家族社会学の議論に限定せず、女性史研究や家族史研究の成果も必要に応じて参考にしていく。

### 1-1-3 近代家族論の展開

#### (1)「近代家族」の定義をめぐる論争

まず初めに起こった論争は、落合の「近代家族」の規定をめぐる論争であった。落合がまとめた「近代家族の8つの特徴」に関する記述に対して（表1-1参照）、批判の口火を切ったのは、上野千鶴子、小山静子と西川祐子である。

「落合の8項目は、近代家族論の成果をまとめたものであって、出目がはっきりしない。なぜ8項目かも、あるいは8項目で尽くされるかも明らかでない」（上野1994a:79）  
（上野 1994b:7）。

「位相の違うメルクマールが羅列的と言ってもよいほどに、並んでいる。」「これら8ないし10項目あるいはもっと別の指標の中で、何が近代家族を近代家族ならしめる特徴なのか明確化していくことこそが、必要なのではないだろうか。」（小山 1994:78）

しかし、両者からは新しい近代家族の定義は提出されていない。落合のこの「近代家族の特徴」に対して本格的な検討や批判を行ったのは西川祐子であった。西川は、落合（1989b）に対して次のように主張した（西川 1990）。

「私は落合説にさらに二つの条件を加えて近代家族の定義としたい。

(9) この家族の統轄者は夫である

(10) この家族は近代国家の単位とされる」

として、落合の8つの「近代家族の特徴」に2つの項目を付け加えて、「近代家族」の「定義」としたのであった（西川 1990:47。傍点引用者）。

続けて、「近代的家族は近代家族の前にも後にも存在するが、近代家族は近代国民国家の単位」である点において「近代的家族」とは区別されるとし、「戦前家族と戦後家族は『家庭』によって連続性を保ち、戦前家族と戦後家族をあわせたものが日本的近代家族なのではないだろうか」という仮説を提示した（西川 1990:48）。

さらに、西川（1994）を經由して、西川（1996）では、「むしろ第十項目を独立させて近代家族の定義とし、残りの九項目は近代家族の一般的特質あるいは近代家族のメルクマールにすべき」として（西川 1996:80。傍点引用者）、「近代家族とは近代家族国民の基礎単位とみなされた家族である」という独自の定義に到達した（西川 1996:81）。

これらの批判に対して、落合は、自らが挙げた項目は「近代家族を定義したものではなく、「近代家族という概念が、それを生み出した社会史研究の中で、いかなるものとして用いられてきたのかをまとめたものであった」（落合1995a:92。傍点引用者）と断ったうえで、西川の近代家族定義に対して、「近代家族を国家との関係において形式的にとらえる定義がひとり歩きする危険は、やはり軽視できないと思う」（落合1995a:99）という疑義を呈し、さらに翌年の落合（1996）においてより具体的な批判を行った。

批判のポイントは、研究視点の問題と理論的問題の二つに分けられる。第一に研究視点の問題として、「近代家族を近代国家との関係だけにおいて捉えることで、近代家族論のもっとも魅力的な部分が削ぎ落とされてしまうのではないかという懸念」（落合 1996:39）が表明されている。具体的には、近代家族の諸特徴としてあげられた項目が、いつ・なぜ生成し、いかに定着していったのかというプロセスを解明することなどへの関心が捨象されてしまうという問題である。第二には、「『近代社会システム』あるいは『近代家族を前提として構成されている社会』という概念を『近代国家』に切り縮めてしまった」（落合 1996:39）という理論的問題を指摘した<sup>11)</sup>。

落合と西川の議論は、近代社会システム論と近代国民国家論のどちらに自身の足場を築いているのかのスタンスの違いによると考えられる。西川の議論では、近代国家が民法や家族国家観などの観点から捉えられる。落合にも近代国家に関する言及はあるが、落合の近代国家への関心の向け方は、近代国家は「市場と家族の分離を保持し、それが十全に遂行されるように規制する」（落合 1985:78）役割をもつものとして規定されている。

「近代家族」を近代国民国家の基礎単位として形式的にのみ捉えることは問題であるが、牟田、西川、小山を主な論客とする「国民国家の基礎単位としての近代家族」論は（牟田 1996、西川 1996、小山 1999）、家族内部の人間関係や家族と国家の相互関係にも目配



りがなされており、近代家族論の安定的な一つのテーゼとしての位置を占めるに至ったと言って差し支えないであろう<sup>12)</sup>。

さらに、落合と西川の間には、他にも「核家族」という項目を近代家族の特徴に入れるか否かをめぐっても一連の論争があった。この論争は、落合が「近代家族の特徴」のなかに「核家族」を明示的に入れたり、時には括弧に入れたりする記述のゆらぎに対して西川が批判を行ったところから始まった。西川の意図は、次に説明するところの「家は近代家族か」論争に直結したものである。つまり、日本の「近代家族」には明治期に制度的に完成された「家」も大正期新中間層の「家庭型近代家族」もともに含まれるのであり、「核家族」という規定を置くと、前者が議論からこぼれ落ちてしまうことに対する強い危機感を明示すことであった。

これに対して落合は、欧米の「近代家族」を考える際には「核家族」要件は必須であるが、日本の「近代家族」を考える際には、「核家族」要件は削除するのが妥当であるという結論に至っている。

つまり、「近代家族」の要件としての「核家族」めぐる論争は、結果としては落合と西川はほぼ同様の結論に至っていたのであり、意見対立というよりも、お互いの主張を明快にするためのプロセスとしての論争であったといえよう。ただしこの見解は、次の「家」と「近代家族」をめぐる論争の前段となった。

## (2) 「家」と「近代家族」をめぐる論争 — 「家」は「近代家族」か

この議論をもっともセンセーショナルに展開したのは上野千鶴子(1994b)であった。

「『家』制度は、ひさしく『封建遺制』と考えられてきたが、近年の家族史研究の知見は『家』が明治民法の制定による明治政府の発明品であることをあきらかにした。」

(上野 1994b:69)。

「『家』制度は、近代国民国家に適合的に形成された家族モデルであり、逆に国民国家もまた、家族モデルに適合的に形成された。」(上野 1994b:70)

そして上野は、近世の武士階級にみられた「厳密に排他的な父系直系家族」が明治時代に「庶民」にまで拡大したことを指摘した<sup>13)</sup>。

結論を先取りすると、「家は近代家族か」の問いには三通りの回答が出された。一つは

『家』＝近代家族」一元論で上野がこれにあたる。二つめは「家」を近代家族のヴァリエーションと捉える見方で、山田、牟田、西川、小山、そして初期の落合がここに属する。そして三つ目が『家』≠近代家族」とする二元論の立場で、立場を変えた落合により主張された。

当初の議論でもっとも支持を得たのは、「家」は「近代家族」の一種であるとする第二の見方であった。例えば、山田は、「イエ制度こそは、前近代の遺物ではなく、日本的な近代家族の一つのあり方だと思われる。社会の近代化のためには、家族も近代的に構成されなくてはならない。家族の中に、人格や愛情を閉じ込め、家族に再生産を負わせることによってのみ、資本主義的生産が発展する。その事実を知っていたと思われる明治政府は、情緒的満足の代わりに、『家イデオロギー』において、『イエ』の中に生活の単位を固定化させたのである」と指摘した（山田 1994:84）。牟田和恵も、「明治期における『家』は、共同体・親族の規制から独立的であるという意味においてまさしく『近代家族』であったのである」（牟田 1988→1996b:17）と明言している。このような見解により、「戦前日本の家族を、『家』も『家庭』も含めて、近代家族とおさえていく地平が拓かれ」（小山 1994:84）たことが高く評価された。

第三の『家』≠近代家族」とする二元論に立場を変えた落合は<sup>14)</sup>、「私は『家は近代家族である』とイコールで結ぶのは否定するが、少なくとも明治以降、家が近代的に再編され、近代家族的な性質を備えるに至ったことはもちろん認めている」（落合 1996:45）と断った上で、以下のように述べている。

「上野が『家』と『近代家族』をイコールで結ぶ『家＝近代家族』一元論であったとすると、『家』と『近代家族』という二つの概念は別のものとして残しておいてそれらの間の相互作用を論じる二元論の立場をわたしはとりたい。『家』が『近代家族的』になることはあるが、家系の連続性の観念のような『家』の最も根本的な性格は『近代家族』とは無縁なので、『家』は『近代家族』に解消できないからである」（落合 1996:43-4）。

日本史における家族研究の成果も考慮すると<sup>15)</sup>、第三の立場である落合の解釈が現段階では妥当であるように考えられる。近代の「家」が「近代家族」的特徴を備えたことが認められたとしても、「家」は近世にも存在していたのであり、「近代」の産物とは言えないからである。

以上の議論は、これまで、時系列的に前後し相反するものとして位置づけられたきた「家」と「近代家族」が、「近代」において連続性を持ちうるものと解釈することにより、

家族変動の認識枠組みを大きく変動させた。

### (3) 「家」と「近代家族」の共時性をめぐる解釈

家と近代家族の共時的存在については、既に牟田の指摘するところであったが、この「家」と「家庭」の共時性についての考察を、異なった観点から掘り下げたのが西川祐子である。「家」と「近代家族」の共時的存在といえども、牟田の「家と家庭のパラドックス」論と西川の「『家』家族／『家庭』家族の二重家族制度」とでは捉え方が異なっている（西川 1996）（西川 2000）。

西川は、寄留法（1914年）が作られ、次男・三男が長兄の戸籍に属しながら、すなわち「家」に属しながら、都市で世帯をもち「『家庭』をきずくことが大勢となった」（西川 2000:20）状態を「『家』家族／『家庭』家族の二重家族制度」の発生（西川 2000:19）と捉えている。同様のことは小山からも、「多くの中間層は、農村共同体から都市へ流入してきた次、三男によって形成されており、しばしば核家族をつくっていた」（小山1991:102）と指摘されている。つまり、地方に長兄の居住する「家」を残したまま、都市では二男以下が核家族型の近代家族を同時に形成したのであり、空間と担い手の二重構造がこれを可能にしたのである。つまり、牟田説では、世帯という単位に「家」と「家庭型近代家族」の双方が共時的に存在していたとされるが、西川説では、地方の「家」と都市の「家庭」という異なる2つの世帯の共時的存在が指摘されている。ただし、補足しておく、西川の議論は、戦後の日本の核家族化が直系家族制を維持しながら進行した過程（落合 1994）を西川独自の言い回しで表現したにすぎない。

#### 1-1-4 近代家族論の変遷と現在

最後に、日本における近代家族論の流れを再確認しておこう。

1980年のアリエスの翻訳書『〈子供〉の誕生』の出版を大きな画期として、日本にアリエスをはじめ欧米の社会史的家族史研究が精力的に紹介されるようになる。1980年代の近代家族論の第一段階は、社会史、さらにいえば心性史への注目の時代であったと言える。社会のマクロ的な構造よりも、子どもに対する意識や家族の情緒的紐帯などのミクロ的な領域に関心が集中した時代であったし、また、まずは「偶像崇拜」破壊、すなわち「近代家族」概念の脱構築に関心が寄せられた。

1990年代に入ると、近代家族研究のキーワードとして「近代国民国家」（もしくは家族

国家観) がクローズアップされる。1990年代は近代家族が「近代国民国家の基本単位として語られた」時代といってもよいであろう。マクロ的な視野の必要性が強調された時代ともいえる。

近代家族論が始まって約10年経過した1990年代中頃には、「近代家族」は社会学における一つのパラダイムとして定着してきたし、落合によれば「この間に交わされた議論は、世界に発信できるほどの理論的水準に達した」のであるが、同時に「反面、他のアプローチへの目配り不足や近代家族論万能主義とでもいうべき枠組みの強引な適用」など「憂慮に値する」事態も生まれた(落合 1996:24)。そしてこれに呼応するように、研究面においても、「近代家族」概念にかかわる論争が一段落し、実証研究をベースにして新たな近代家族理論を構築することを試みようとする「近代家族論のセカンドステージ」(落合 1996:28)への移行がみられた。

近代家族研究の流れは、1980年代～1990年代前半の第1段階＝「近代家族概念の生成・普及期」を脱し、1991年以降の第2段階＝「日本型近代家族論争期」に移行したが、この潮流も2000年で一区切りが付き、2001～2014年間の15年間は近代家族論の「停滞期」に入った。「家族像そのものを理念的に捉え、子ども中心主義、異性愛といった、現前する家族制度を前提にするのではなく、その流動性や歴史性こそが問われるべき」(長 2002:221)であったにもかかわらず、その解決が図られなかった。そして、2015年頃を境にして、若手研究者による近代家族研究が公表され、近代家族論の新たな再編に向けての動きが開始されつつある(表1-2参照)。

長い停滞期に一石を投じたのがセクシュアリティ研究であり、セクシュアリティをキー概念として家族やジェンダーへアプローチする研究が産出されてきた。この領域の刺激を受けた家族研究者としてデビッド・ノッターを挙げることができる。以下では、ノッターやセクシュアリティ研究者らにより行われた近代家族研究について言及する。

#### 1-2 セクシュアリティ研究における近代家族論<sup>16)</sup>

まず初めに、社会学の側からセクシュアリティ研究に越境することで、新しい近代家族論を模索したノッターの近代家族論を紹介する。次に、日本におけるセクシュアリティ研究の現状を赤川学らを中心に俯瞰し、セクシュアリティ研究がいかんして「近代家族」へと接近していったのかについて述べる。そして、セクシュアリティ研究の成果を摂取することにより予測される近代家族論の今後の発展可能性について述べる。

表1-2 「近代家族」研究の動向

	主な研究成果	近代家族論の各ステージ
<p>1960 Ariès, Philippe, <i>L'enfant et la Vie Familiale sous l'ancien Régime</i> (Scuil)                      1980 アリエス, 杉山光信・恵美子訳『子供』の誕生』(みすず書房)                      1985 落合恵美子『近代家族の誕生と終焉』(現代思想)                      1989 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』(勁草書房)</p>	<p>近代家族論第1段階:「生成・普及期」(1980~1990年)</p>	<p>近代家族論第1段階:「生成・普及期」(1980~1990年)</p>
<p>1991 小山静子『良妻賢母という規範』(勁草書房)                      1993 立命館大学公開シンポジウム開催「日本型近代家族の成立と終焉」                      シンポジスト:上野千鶴子、西川祐子、牟田和恵、小山静子                      1994 上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』(岩波書店)                      1996 牟田和恵『戦略としての家族』(新曜社)                      岩波講座現代社会学第19巻『(家族)の社会学』(岩波書店)                      執筆者:上野千鶴子、落合恵美子、牟田和恵、西川祐子他                      1999 小山静子『家庭の生成と女性の国民化』(勁草書房)                      赤川淳『セクシュアリティの歴史社会学』(勁草書房)                      2000 西川祐子『近代国家と家族モデル』(吉川弘文館)</p>	<p>近代家族論第2段階:「日本型近代家族論争期」(1991~2000年)                      近代家族論第3段階:「停滯期」(2001~2014)</p>	<p>近代家族論第2段階:「日本型近代家族論争期」(1991~2000年)                      近代家族論第3段階:「停滯期」(2001~2014)</p>
<p>2007 ノッター, デビッド『純潔の近代』(慶応大学出版会)</p>	<p>近代家族論第3段階:「停滯期」(2001~2014)</p>	<p>近代家族論第3段階:「停滯期」(2001~2014)</p>
<p>2018 本多真隆『家族情緒の歴史社会学—「家」と「近代家族」のばざまを読む』(見洋書房)</p>	<p>近代家族論第4段階:「再編期」(2015~)</p>	<p>近代家族論第4段階:「再編期」(2015~)</p>

### 1-2-1 ノッターの「近代家族の比較社会学」

停滞期といわれる第三期において注目される研究が、社会学とセクシュアリティ研究の交差する地点で近代家族を論じて成果をあげたノッターの著作『純潔の近代』である。そのなかで、ノッターがもっとも注目した概念が「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」と「恋愛結婚」概念であった。近代家族論において、「近代家族」の理念型として所与の前提と化していた、まさに2つの概念を問い直そうとしたのである。

ノッターは、「日本型近代家族」においては、「家庭」と「愛」との密接な結びつきが通説になっているにもかかわらず、「大正期の家庭における『愛』・『恋愛』と『家庭』との繋がりについてはほとんど分析の対象となっていない」（ノッター 2007:5）こと、さらに、19世紀（英米）の「ロマンティック・ラブ」にしても、大正期の恋愛や夫婦愛にしても、「それをただ単に『愛情』として処理するのではなく、比較の観点から『愛』というものが具体的にどのように語られていたのか、人々にとってどのような意味をもっていたのかということ」（ノッター 2007:6）が不問に付されているという問題意識に基づき実証研究を行った結果、以下の二つの知見を導き出した。

第一に、「日本型近代家族」形成期の結婚は「友愛結婚」であり、それは「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」に基づく「恋愛結婚」と異なっていたという知見である<sup>17)</sup>。大正前期には、配偶者選択において少しでも当人の意思が尊重される余地があると、「恋愛結婚」と呼ばれる傾向があり、また完全に親に決められた見合結婚の場合でも、その後、夫婦間に多少の愛情が生まれてくると、「恋愛の生活」と呼ばれる傾向があったという<sup>18)</sup>。ただし、当人に拒否権が与えられた点において近世の結婚とは大きく異なっていた（ノッター 2007:67）。

知見の第二は、大正期後期に「友愛結婚」に代わって登場した「恋愛結婚」言説では、「純潔」がキーワードとなっていた点である。この時期の男女交際論は、「恋愛・純潔・結婚」という三位一体を前提におく恋愛至上主義思想の言説のなかで語られるようになった。さらに、この恋愛至上主義思想は、教養主義と強い関連をもち<sup>19)</sup>、「人格」の強調をその特徴としていたことを指摘する。「人格」をキーワードとするレトリックにより、新中産層の男性のみならず女性も恋愛至上主義思想を受け入れることになった。

恋愛至上主義のレトリックにおいては、「純潔・人格・自我」がキーワードになったという指摘、および、「恋愛」や「恋愛結婚」において「純潔」が価値化されているという指摘は、後述の赤川学（赤川 1999）をはじめ、「セクシュアリティの近代」を論じたす

べて者に共通している。そこで、以下ではノッターの研究に影響を与えたと考えられる近年のセクシュアリティ研究の動向に目を転じることにしたい。

### 1-2-2 セクシュアリティ研究の動向

斎藤光によれば、現在の意味での「性欲」という言葉を最初に使用したのは、1896（明治 29）年の森鷗外であったが、「性欲」という言葉が、辞書・辞典類に登場し始めたのは明治 40 年代（1907～1912 年）であり、この頃、「性欲」という言葉がかなり広範囲に浸透したと推測されている（斎藤 1994）。1911（明治 44）年に、雑誌『新公論』が性欲特集を組んだが、これがはじめて「性欲」を正面きってとりあげたという意味で日本の性欲学の画期をなした特集であり、1920 年代に「爆発的なブームを迎える通俗性欲学の萌芽」となったという（古川 1993:113-4）。

その後、1910 年代の、西洋の性科学の翻訳書ブームと性教育ブームを経由して、1920 年代の「通俗性欲学の時代」が到来した。古川誠は、「1920 年代とは「セイ」＝「性」＝「性欲」という認識枠組みが社会に定着していった時代」（古川 1993:111）であり、「とりわけ 1921 年という年は『性』『性欲』『性教育』といった言葉が氾濫した年として記憶されるべきであろう」（古川 1993:117）と指摘している。同様に、成田龍一（1994）も、1920 年代を性に関する言説の増大期と位置づけているし（成田 1994）、川村邦光も、「性欲ということばが、1910 年代あたりから、頻繁に用いられるようになっていく。1920 年代にいたると、いわば流行語、時代のキーワードになっている」（川村 1996:82）ことを指摘している。

これらのことからわかるように、日本におけるセクシュアリティに関する歴史的研究の多くが、1910～1920 年代を研究の対象としているのであり、このことはまさに、「セクシュアリティの近代」がこの時期に構築されたということの意味している<sup>20)</sup>。そこで以下では、1910～1920 年代を対象にしたセクシュアリティ研究をレビューし、その到達点を確認することとする。

### 1-2-3 赤川学の「セクシュアリティの歴史社会学」

現代日本におけるセクシュアリティ研究に大きく貢献した研究が、赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』（1999）であることは衆目の一致するところであろう。この書のなかで、赤川は「性／性欲」概念を分析対象として設定し、この概念の意味論的な分析を行

った。赤川のセクシュアリティ研究のもっとも顕著な成果は、「抑制しがたい性欲を、どういう性行動で満足させるか」という「性欲のエコノミー仮説」（赤川 1999:187）の提示であるが<sup>21)</sup>、その中で赤川は、1910年代から20年代にかけて成立した「性欲のエコノミー秩序」の理念型として、具体的に以下の3つの特徴を指摘している（赤川 1999:289）。

第一に、夫婦間性行動、売買春、婚外性交（不貞、不倫）、婚姻前性交（純潔）、オナニー、同性愛といったセクシュアリティの分節化が確立したこと、第二に、婚姻内の性のみが極大に正当化されエロス化されたこと、第三に、売買春、婚姻外性交に対する道徳的罪悪視が強まり、純潔（処女、童貞）規範が強化され、オナニーが医学的に有害視され、同性愛が変態性欲視されるといった具合に、婚姻外の性に対する規制が強化されたことである。そしてこのような「性欲のエコノミー秩序」のありかたを、「セクシュアリティの近代」と位置づけるとともに（赤川 1999:289）、「セクシュアリティの近代」のプロトタイプが、一夫一婦制と「夫婦間性行動のエロス化」により完成されたと結論づけている（赤川 1999:202）。

ここで重要な点は、「セクシュアリティの近代」が「近代家族」に直結していることである。両者の結節点となったのが「夫婦間性行動のエロス化」であった。「夫婦間性行動のエロス化」とは、「夫婦関係と『家庭』を性慾とセックスに満ち溢れた空間として構想する発想と、それに基づいて構成される現実」と定義され（赤川 1999:198）、さらに、その現実を構成する言説は、夫婦生活におけるセックスを重視する「セックスにおける夫婦和合」言説と、セックスは夫婦間に限定するという「貞操・純潔・一夫一婦」言説に分節化される（赤川 1999:197, 1995:160）。

「夫婦間性行動のエロス化」は、1910年から1920年代にかけて、婚姻前・婚姻外などの性行動が規制されることとパラレルに進んだが、それは、当初は「オナニーよりも、売買春よりも、婚前性交よりも、同性愛よりも夫婦間性行動がまし（エロス化すべき）」（赤川 1999:374）というメカニズムによってもたらされていた<sup>22)</sup>。しかし、恋愛至上主義思想の影響を受け、都市新中間層には、早くもこの時代に、「性＝人格論」が流入し始める。そして、夫婦関係の善し悪しのみならず、「幸福」「家庭の平和」「家族団欒」といった理想の根幹にまで、夫婦のセックスが置かれるに至る（赤川 1999:197）<sup>23)</sup>。

近代家族の主要な特徴である「愛－性－結婚の三位一体」の要が「純潔」であり、その背景に「性＝人格」説が存在するというノッターの議論は、ここで赤川のセクシュアリティ研究に接合される。



#### 1-2-4 セクシュアリティと近代家族の接合

セクシュアリティ研究を概観すると、キーワードがほぼ3つに集約できることがわかる。まず一つ目が「性欲」、二つめに「恋愛」、そして三つ目が「純潔」（「貞節」、処女・童貞）である。「性欲」については先述したので、本節では、二つ目の「恋愛」と三つ目の「純潔」（「貞節」、処女、童貞）に着目することにする。

まず先に、第三の「純潔」を「貞節」という観念に着目してみると、ある時期までは性のダブルスタンダードが共通認識となっていたが、1990年代の半ば頃より、1910～20年代（明治43～昭和4年）には、貞操は女性のみに要請されていた（「片務的貞操」）のではなく、男女双方に求められていた（「双務的貞操」）という認識に変化した<sup>24)</sup>（高島1995）（赤川1997）。高島（1995）によれば、先に挙げた1910年代の「新しい女」による貞操論争でも、既に恋愛と性の一致による男女双方への貞操論が登場していたという。さらに、1920年代の大衆婦人雑誌における貞操論においても、貞操義務は男性へと拡大され双務的貞操が要求されていたという（高島1995:69）<sup>25)</sup>。

その後、渋谷（2003）、林（2009）などによっても同様の結論が導かれている。なかでも渋谷は、従来の認識との差異を強調して、1920年代は「男性の貞操の時代」でもあったことに注意を喚起し、童貞言説の大衆化のなかで、幸せな家庭生活のために童貞であることが男性に求められたことを実証した（渋谷2003）<sup>26)</sup>。

1910年代に遡るが、林（2009）は、主に男性によって担われた廃娼運動の一派である「廓清」に注目して、「男子の貞操が愛国の象徴」として主張されていたことを見出した。廃娼派の意見は、「家庭」の重視という点で一致しており、「家庭」の形成が文明化のための最重要課題であると論じられていたという（林2009:108）。つまり、「廓清」という男性を主な担い手とする廃娼論のなかで、「家庭」の形成のために男性の貞操が強調されていたのであった<sup>27)</sup>。林の研究対象は、1910年代の知識人層の言説であるため一般化はできないが、渋谷（2003）の知見も考慮すると、1910年代には一部の知識階層に限定されていた「童貞－幸せな家庭」言説が、1920年代は新中間層にまで普及したであろうことが推察される。

このように1920年代には、貞操、純潔は単に女性の守るべき規範（「処女」規範）ではなく、女性も男性も遵守すべき双務的性規範となっていた。「貞操（純潔）」規範は、性欲という「下等な」欲望を「恋愛」によって浄化し、さらに「家庭」へと結びつけていった。その根拠としての「家庭」の強調は、女性のみならず男性に対しても向けられたも

のであったのである。「純潔／貞操」観念は、恋愛という観念を媒介として「貞操（純潔）＝恋愛＝家庭」という等式を形成し、男女双方へ影響力を発揮した。

これにより、セクシュアリティ研究の第四のキー概念としての「家庭」が前景化され、セクシュアリティ研究の近代家族研究への顕著な越境が完遂されたことになる。

次に、「恋愛」に目を転じる。「恋愛」概念の歴史性については柳父（1982）の研究でよく知られているように、英語の“love”の翻訳語として「恋愛」という造語を発明したのは巖本善治（『女学雑誌』1890（明治 23）年）であり、その当時の日本には「恋愛」という観念は存在せず、「恋愛」という言葉の流行のあとに、その感情と行為が生まれた。しかし当時「恋愛」を論じた文章の金字塔と目されている北村透谷「厭世詩家と女性」（1892（明治 25）年）では、「恋愛」は結婚と関連づけられていなかった。恋愛観が配偶者選択に影響を及ぼし「恋愛結婚」観を招来するには 1920 年代をまたねばならなかったが、その推進役となったのが厨川白村であった。

赤川が「性＝人格論」を論じる際にベースとして用いたテキストが、まさにこの厨川白村の「近代の恋愛観」（1921）であったが<sup>28)</sup>、赤川と並んで日本におけるセクシュアリティ研究の牽引した川村邦光も、1920 年代の性欲論にもっとも影響力のあったものとして同様のテキストを挙げ、この書が「性欲の時代において、性欲の浄化・聖化されたものが恋愛だとし、性欲を生物学的・医学的なディスクールから文学的・倫理的・哲学的なディスクールへと移行させたこと」、すなわち、「性欲のイデオロギー化」において画期的な役割を果たしたことを指摘した（川村 1996:161）。

厨川白村の恋愛観が「恋愛至上主義」と称されるのは、生殖であれ性欲であれ結婚であれ、恋愛なしではそれらには一切価値がないとされ、恋愛を「人格的關係」として概念化し、「性＝性欲論」に代わる「性＝人格論」（赤川 1999）という新しい思想・道徳を形成したからである。厨川白村に代表される「恋愛至上主義ないし霊肉一致論の系譜」（赤川 1999:277）が日本の「近代のセクシュアリティ」の基礎を形成している。

厨川白村の「近代の恋愛観」の特徴は次の 2 点にある（宮坂 2010）。第一に、恋愛は「結婚」と直結され、恋愛は「結婚問題に於て至高至大の意義を有する」と主張される。厨川白村に先立ち、北村透谷も既に 1892（明治 25）年に恋愛至上主義を論じていたが、北村透谷の場合、恋愛は自己の個体内における自我との対面であり<sup>29)</sup>、かつ、恋愛は結婚と結びつけて語られていなかったが、厨川白村の恋愛論は、性欲をどう処理するかという問題を通して、積極的に男性を、恋愛を経由して結婚、家庭へと向かわせることになっ

た<sup>30)</sup>。つまり、大正期における厨川白村の恋愛論において「愛—性—結婚」三位一体観が成立したとみなしてよいであろう。

しかし、第二に、恋愛は夫婦愛のみならず、親子愛や「母性愛」や「近親愛」にまで拡大されている<sup>31)</sup>。「劣情」とみなされる性慾は「浄化」「純化」され恋愛に至るが、さらに恋愛はそこを突き抜けて、「母性愛」「近親愛」へと、さらには「民族愛」と、そしてさらに社会をこえ世界にまでにまで及ぶ「人類愛」に到達するものと認識されている<sup>32)</sup>。ことに女性に関しては、恋愛は「母性愛」に直結させられ、さらに、隣人・民族・世界人類への愛の精神へと発展させられている。男性にあつては、性欲の処理に端を発し「靈肉一致」の性愛論・恋愛論へと収斂していくのに対し、女性の恋愛は母性愛（さらには人類愛）へと回収されていく<sup>33)</sup>。

つまり、厨川白村のいう「恋愛」はジェンダー非対称であり、恋愛至上主義といえども、欧米の「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」とは異質な概念である。しかも、女性にとっての「恋愛」は「母性愛」に直結して論じられている。このような発想や認識が当時の社会に大きな影響を与えたことが、ノッターが指摘した西欧の恋愛結婚と日本の「友愛結婚」の差異を生み出した文化的かつ根本的な要因になっていると考えられる。

序章で述べたように、本研究では「家族の情緒化」規範にアプローチする際に「避妊」を分析の糸口とする。「避妊」に着目するのは、「少産優育」（「子ども中心主義」）と「性—愛—結婚」三位一体観が「家族の情緒化」をもたらす主要因であると考えているからである。これら二つの要素を可能にする際に必要なのが「避妊」である。そこで、次節では、避妊に関する先行研究のレビューを行う。

### 1-3 避妊研究（1） — 欧米の社会史研究

本節（1-3）では、まず、欧米の研究を、歴史人口学と社会史の二領域から概観し、その後節を改めて（1-4）、日本における避妊研究を扱う。

#### 1-3-1 歴史人口学の出生コントロールに関する研究

避妊に限らず、広く子どもの出生のコントロールに関する研究は、1960年代に西欧において歴史人口学によって着手された。

西欧中世において、出生コントロールには、墮胎、嬰兒殺し、棄児などの方法と晩婚や

結婚の回避などの社会的・慣習的な出生コントロール法が併用されていた。後者についての研究は「西欧的婚姻パターン (European Marriage Pattern)」(Hajnal 1965) が有名である。「社会的・慣習的」という意味は、初婚年齢の上昇(晩婚)や結婚の回避(稀婚)が、結果的に社会的規模での人口コントロールに貢献したからである。これはイングランドの先行性を除外すれば、16、17世紀の北西欧に出現し一般民衆の間に普及したことが明らかにされている(Hajnal 1965)(Coales 1969)。

このようにして成立した「西欧的婚姻パターン」は、1940年頃までにフランスを除く全地域でほぼ一斉に崩壊し、早婚化と高婚姻率(皆婚化)を招来した。しかもそれは、婚姻内出生率の低下と同時に進行したということがわかっている(Coales 1969)。つまり、1870年からほぼ一斉に婚姻内出生率が低下し始めたが、1930～40年に底をつき急激な低下から緩慢な下降へと転換したまさにその時期に婚姻率が急激に上昇し始めていた(Coales 1969)。つまり、西欧では、子どもの数をコントロールする手段が、1930～40年頃に、無意図的・社会的な出生コントロールから、結婚した夫婦間の避妊へと変化した。しかも、稀婚から皆婚へという婚姻率の上昇と、婚姻内出生率の低下が平行で起こっていた。換言すれば、西欧では1930～40年頃にマルサス主義から新マルサス主義への転換が生じた。

さらに、婚姻内出生率をまず初めに減少させた層が、30～40歳代の女性たちであったことも明らかにされており(Coales 1969)(Wrigley 1969=1982)、このことにより、夫婦が望んだ子どもの数以上の子どもの出産を回避する(打ち止め)ために実行した意図的な手段であったと推測されている。

次に、婚姻内出生率を低下させた「避妊」についての研究に目を転じる。

### 1-3-2 避妊に関する社会史的研究

アメリカの社会史家エドワード・ショーターは、避妊の発生、普及に関する議論を、「適応説」と「普及説」に分類した(Shorter 1973=1984)。「適応説」とは、避妊導入に対して、経済的要因を重視する立場で、避妊は新たな社会経済的環境への「適応」であったとみなす。それに対して、「普及説」は、先述の歴史人口学的研究成果をふまえて、社会経済的要因や地理的・地域的要因にかかわらずほぼ同時期に速やかに「普及」したと解釈する立場である。そして、適応説としてバンクス夫妻(Banks, J. A. & Banks, O)を、普及説としてアリエスを挙げ、自らを両者の説を折衷した統合説として位置づけている。

バンクス夫妻の見解は、避妊は中・上流階級の家父長主義的家族において、経済的必要に応じて生じたとするもので、当時の主たる避妊法が性交中断であったことから、避妊の主導権を握ったのは夫で、妻は夫の判断に従属せざるをえなかったと解釈した。また、避妊の導入にあたりフェミニズムは影響していなかったと結論した (Banks, J. A. & Banks, Olive, 1964=1980)。それに対して、歴史人口学を経由した以降の社会史研究では、アリエスらを中心に心性などに注目して新たな解釈を生み出した。ショーターが自らを両者の折衷的立場と位置づけるのは、ショーターが労働者階級を研究対象とし、心性的な要素とともに資本主義の影響を重視したからである。

以下では、心性史研究から、ブルジョア階級（もしくは上流階級を含めることもある）を主な研究対象としたアリエス、ローレンス・ストーン、ジャン＝ルイ・フランソワの著書に基づき、避妊の心性史研究を概観する<sup>34)</sup>。なお、これら3名は、ケンブリッジ・グループに属する社会史家マイケル・アンダーソンが、西欧の16世紀から第一次大戦終結（1914年）までの時代を対象にし、かつ1980年までの間になされた家族史研究の研究動向を総括した際に (Anderson 1980 = 1988)、心性史研究の代表的研究者として紹介した人物である<sup>35)</sup>。

アリエス (Ariès 1953=1983, 1960=1983) は、避妊は婚姻外の専有物であったという認識からスタートする。16世紀から17世紀初頭まで売春婦と未婚者など婚姻外の性関係で用いられていた避妊が、18世紀に婚姻内で、すなわち夫婦間で使用されるようになったという<sup>36)</sup>。

18世紀まで婚姻内で避妊が用いられなかった理由として、アリエスが指摘しているのは「無知」と「拒絶」である。「無知」とは、すなわち、17世紀になるまで、避妊は婚姻外で行われるものであり、婚姻関係にある夫婦にとって「考えも及ばなかった」ものであったということである。17世紀になるとブルジョア階級の女性たちに「頻繁な妊娠に対する嫌悪感」 (Ariès 1960b=1983 : 81) とともに避妊の欲求が生じたが、当初夫たちはそのような妻の感覚や意識に無関心であったのであり、夫に「拒絶」されていた。しかし、18世紀に入る頃から、妻の「頻繁な妊娠に対する嫌悪感」に対する夫の共感や理解が得られ、かつ、「家庭経済」や「生活水準」という観念が誕生したことにより、子ども数のコントロールに関心を抱き始め、その結果徐々に夫婦間に避妊が採用されるようになったと解釈した。

イギリスの社会史家ストーン (Stone 1977=1991) は、17世紀後半以降、上流階級に

避妊が普及した原因として、第一に神学と道徳の変化、第二に、多産・頻産に対する妻の嫌悪感や苦痛に対する夫の共感や理解の発生、第三に子どもへのコスト意識の3つを指摘した。当時の主な避妊法が性交中断であったため、夫の理解なしには夫婦間で避妊が実行に移される可能性は少ないと考え、夫の共感や理解が必要な要件であると見なした。また、子どもへのコスト意識、すなわち子どもたちに対する経済的コストという新たな意識が父親の役割意識に変容をもたらし、子ども数を制限したいという父親の欲求を高めることになったと解釈した。

フランスの社会史家フランドランが避妊受容の理由として挙げたのは次の三点である。第一に、妻の多産、頻産に対する嫌悪感の存在、第二に、夫の妻に対する思いやりの発生、そして第三に、女性の地位の変化、すなわち、夫からの性関係の要求に対して妻が自分の意思を表明する権利を行使できるようになったことである。

以上のことから、アリエス、ストーン、フランドランの解釈は大方一致していることがわかる。まず前提として、当時の主な避妊法は性交中断という男性主導の方法によってなされていたと前提とされている<sup>37)</sup>。避妊の受容については、多産・頻産に対する妻の嫌悪感が生み出され、そして、妻のこの苦痛や嫌悪感に対して夫の共感や理解が生まれたことが関係しているとする解釈は三者に共通している。しいていえば、この夫の共感や理解の誕生の背景にある要因として、子どもの教育コストという観念の誕生と、女性の地位の上昇<sup>38)</sup>のどちらをより強調するかで、アリエス、ストーンとフランドランの間に差異がある。しかし、この二要素がほぼ同時に発生し存在していたと考えることがあながち的外れではないと考えれば、三者の解釈はほぼ共通したものと理解することができる。ただし他方で、夫婦関係に関して、夫婦の性関係についてはまったく言及しないアリエスから、最も重視するストーンまで立場は異なっている<sup>39)</sup>。

さらに、ストーンとフランドランは、上記の心性の変化以外に避妊の受容に影響を与えた要因として「乳母慣行」（里子慣行）との関連を指摘している。乳母慣行は通常育児に関する慣行と捉えられるが、ストーンとフランドランは、乳母慣行を出産後の早期から夫婦の性関係を可能するための手段であったとみなしている。ただし、両者では細部の解釈が異なる。

ストーン（Stone 1977=1991）によれば、上流階級や中流階級の上層部に乳母慣行が一般化していたが、その理由は「主要には、夫が妻の性的サービスを受け続けることができるようにするため」（Stone 1977=1991:355）であったとしている。授乳は当時経験的に避妊の一方法として活用されていたのであるが、子どもを里子に出すことによって授乳

が行われなくなったため、授乳に代わる出生抑制の手段が必要になり、夫婦間で意図的な避妊が行われるようになったというのである<sup>40)</sup>。

一方、フランドラン (Flandrin 1984=1993) は、避妊導入の契機が、乳母慣行の始まりではなく、乳母慣行が衰退し母親自身による母乳哺育が普及し始めた時点にあるとみなす。妊娠は母乳分泌を妨げることが経験的に知られており、人工栄養がない時代に母乳が出ないことは育児において致命的な問題であったため、母親たちは母乳哺育を可能とするために避妊の必要性を感じるようになった。フランスにおいて当時、高い乳児死亡率の原因が乳母慣行にあると考えられるようになると<sup>41)</sup>、両親はそのことに対する自らの責任を痛感するようになり、子どもを乳母に預けずに自らで育てようとした。その結果、育てるのに適当な子ども数という新しい意識が芽生え、避妊の必要が生じたというのである。

分析した階層の違いによって解釈の詳細は異なっているものの<sup>42)</sup>、西欧の心性史研究においては、避妊の婚姻内関係への導入は、多産・頻産に対する女性の嫌悪感が生まれ夫の共感と理解が得られたこと、教育される存在としての子どものという近代的孩子観が誕生したこと、生活水準や家庭経済という観念が生じたことと関連していた。他方、夫婦の性関係や乳母慣行の存在が避妊の必要性に与えた影響については見解の相違がみられた。

#### 1-4 避妊研究(2) — 日本の避妊研究

本節では、日本における避妊に関する先行研究を以下の三領域に大別して整理する。

- (1) 避妊の歴史に関する研究
- (2) 産児調節運動に関する研究
- (3) 産児調節／避妊に関する雑誌分析研究

##### 1-4-1 避妊の歴史に関する研究

田瀬(1930)、阿知波(1967)、田中(1991)、森田(1997)らの研究によれば、江戸時代までの子ども数のコントロール(出生コントロール)の手段は、避妊ではなく、墮胎、嬰兒殺し(間引き)であった。その根拠として、1868(明治元)年12月に出版された太政官布告において「近来産婆之者其売薬之世話又ハ墮胎之取扱等致シ候有之由相聞へ」と記されていたことがしばしば指摘されている(太田編1997)。太田編(1997)には、江戸時代の嬰兒殺し(間引き)に関する多くの史料が収集されている。また、墮胎、嬰兒殺し

(間引き)に関する研究は、高橋(1936)、千葉・大津(1983)など、人口学や民俗学などの領域で蓄積されている。さらに、1935年に恩賜財団愛育会が行った調査報告にも、明治以前における堕胎・間引きの存在やそれを実行するための様々な慣行が記録されている(恩賜財団母子愛育会 1975)<sup>43)</sup>。

堕胎、嬰兒殺し(間引き)は、従来、貧困な農民が生活苦から逃れるために、子ども数を制限するための(出生コントロール)手段であるとみなされてきたが、近年再解釈の動きが見られるようになった。太田は、近世の嬰兒殺し(間引き)は、生活苦の回避や生活水準の向上という動機のみによるものではなく、子ども観の変化や「家」の存続(労働力の確保や家産の分割回避)などの多様な理由により実行されたことを指摘している。さらに太田は、近世の嬰兒殺しの習俗は、「間引き」よりも「子返し」と言語化する方が、当時の農民の心性を適切に表現できるということにも言及している。「子返し」の習俗は、当時の農民にとっては「伝統的な再生信仰によって合理化され得る間だけ可能な選択肢」(太田 2007:25)であったのであり、その習俗をめぐる意識や観念は、近代家族以降の嬰兒殺しとは異なっていたというのである。

沢山は、近世後期には出生管理政策や生命観の変容とともに、人々が、嬰兒殺し(間引き)よりも堕胎や棄児を選択する方向へと変化したことを指摘している(沢山 1996)。つまり、「子返し」という前近代の心性が変容し、胎児を一つの生命とみなす近代的な生命観が芽生えてきたという。

他方で、歴史人口学では近世において子ども数のコントロールは堕胎・間引きのみではなく、婚姻率(非婚など)や結婚年齢(晩婚など)を通して社会的に行われていたことが明らかにされている。近世における出生コントロールについては、速水(1988)(2002)、鬼頭(2000)、平井(2006)など多くの研究が蓄積されている。

#### 1-4-2 産児調節運動に関する研究

産児調節(産児制限)運動についての研究は、産児調節運動の状況を事実として記述する研究、産児調節運動にかかわった運動家や識者の思想に関する研究、産児調節運動の意義や問題点を論じた研究の3つに大別できる。

まず、第一の産児調節運動を詳細に記述している研究として、大阪市社会部労働課(1933)、太田(1976,1969)、成田(1983)、藤目(1986)、鈴木(1995)、久保(1997)、渡邊(1998)、荻野(2000, 2008)、鈴木(2002)などが挙げられる。これらは、当時ど



のような運動組織（同盟や研究会）が組織され、どのような活動を行ったのか、どのような産児調節相談所やクリニック等が開設されどのような活動を行っていたのかについて詳細に記録している。これらの研究成果は第2章で扱うのでここでは割愛する。

二つめの研究群は、マーガレット・サンガーを端緒とした産児調節運動の受容と展開のプロセスについての研究である。主に、石本静枝（後の加藤シズエ）、安部磯雄、山本宣治、山川菊栄、平塚らいてうなどの運動家やオピニオン・リーダーを中心にその思想や活動を明らかにし、それらを解釈、評価する内容で、藤目（1986）、林（1986）、石崎（1992、1998）、田代（1998）、渡邊（1998）、金子（1999）、鈴木（2002）などがある。

この領域でとくに注目できるのは女性史の成果である。藤目ゆき（1986）は、産児調節運動を、新マルサス主義（人口問題と優生問題）、無産者解放運動（労働問題、社会体制問題）、婦人解放運動（自主的母性論）の三つに分類し、日本の1920年代の産児調節運動は前二者が中心であったが、1930年代には女性主体の婦人解放と生活擁護を目的とした産児調節運動が展開されたとしている。しかし、同時に、この動きは、自主的母性と優生思想を結びつけたため、女性を母性へと抑圧することに荷担する結果となったことを指摘している。

田代美代子も藤目とほぼ同じ立場をとる。1920年代の産児調節運動は、主に「無産者の生活保護」や「社会防衛論」的な観点から展開され、「基本的に、サンガーの意図であった女性解放の視座を閑却させてきた」（田代1993:111）のであるが、1930年代になると、性の自主管理という女性解放の意義が産児調節運動のなかにも根付いたという（田代1998）。

また、早川紀代は、1910～30年代までの産児調節論を、新マルサス主義による救貧対策、優生主義思想、女性解放、男女の性愛の完成とみなす思想に分類している。命名は異なるものの、前三者は藤目の三分類とほぼ同じであり、それに産児調節をセクシュアリティの観点から捉える4つめの観点を加え、マーガレット・サンガーの思想の中核であった性と生殖の自己決定権（voluntary parenthood）は、男性中心に担われた日本の産児調節運動では等閑視され、このことが産児調節運動の最大の問題であったことを指摘した（早川2004）。

マーガレット・サンガーの日本における受容については金子（1999）に詳しい。金子によれば、石本静枝は、マーガレット・サンガーの提唱した「自主的母性」（voluntary motherhood）や生殖の自己決定権については紹介に余念がなかったが、マーガレット・

サンガーが強調した恋愛結婚や女性の性的快楽の享受などの性愛についての主張は捨象した。さらに、マーガレット・サンガーの思想を意図的に新マルサス主義と置き換えて紹介しようとしていたとしている。他方、サンガーを日本に紹介したもう一人の重要人物である山本宣治は、恋愛結婚の必要性や性的快楽の重要性を強調した点においてマーガレット・サンガーに忠実であったものの、労働者の貧困問題を解決の第一義目的とし、女性解放の視点には無関心であったという。このように、日本におけるマーガレット・サンガーの受容には、日本独特の事情が作用していた。

もう一人のサンガー紹介者であった山川菊栄の思想について論じたものに林（1986）がある。林葉子によれば、山川菊栄は人口問題の立場からでなく女性解放の視点から、とくに労働者問題の観点から産児調節の必要性に言及していた。他に、平塚らいてうや山本宣治の思想については石崎（1992）、山本宣治については村瀬（2005）、安部磯雄については林（2005）、また、産児調節運動家の医師・加藤時次郎については成田（1983）があるなど、思想家、実践家個人の思想や運動についての研究はかなり蓄積されている。

また、1930年代まで時代を拡大すると、石月（1982）の無産婦人運動に関する研究がある。石月は、無産婦人連盟、社会民衆婦人連盟、社会大衆婦人連盟の三つの運動について、その特徴を女性の置かれた状況との関連で考察している。昭和恐慌によって拡大した生活困窮によって、生活保護要求が重要課題とされていたが、そのなかでもとくに産児調節が大きな柱になっていたという。1930年代になると、産児調節や避妊が労働者階級の女性にまで広く浸透しつつあることがわかる。

産児調節運動に関する三つ目の研究群は、産児調節運動を国家や政策のかかわりで論じた研究であり、藤目（1986, 1995）、石崎（1998）、石井（2001）、林（2005）、荻野（2008）らがある。この研究のスタンスは、荻野美穂がまさに、産児調節運動や避妊の導入を「近代日本の生殖をめぐる政治」（傍点は引用者）の一環として記述したことに端的に示されている。

藤目（1986, 1995）は、産児調節運動が優生思想と新マルサス主義の双方と不可分に結びついてきたことから、避妊が人口の質・量の管理という国家の目的に沿って家族規模の制限を行う手段となっていたことを指摘している。林（2005）は、産児調節運動のオピニオン・リーダーとして最も影響力をもった理論家、安部磯雄を取り上げ、彼の主張する避妊（産児制限）の目的は「優秀なる種族を得る」ことであり、子ども数の制限は「単に第二の問題」に過ぎなかったと指摘している（林 2005:105）。石井（2001）は、加藤シ

ズエ（石本静枝）、平塚らいてう、山川菊栄、与謝野晶子、山本宣治、安部磯雄らの当時のオピニオン・リーダーたちの言説分析を行った結果、「産児調節運動とは、‘多産に苦しむ家族’という表象をばらまきつつ家族生活全般に介入し、生殖を核として義務と責任、規律と訓練の組織化を遂行し、それによって自己陶冶を、さらには民族、国家、社会の改善を強行しようとする科学運動だった」（石井 2001:95）と解釈している。

以上のように、これら第三の研究群は、避妊が夫婦や家族の幸福という私的な親密性の形成を可能にするものであるというイメージを流布しつつも、実は、家族に対して近代国家や社会が管理と介入を強化していく手段となっていた政治性を問題として提起した。

#### 1-4-3 避妊に関する雑誌分析研究

避妊に関する雑誌分析研究には、宮坂（1990）、米田（1992）、四方（1995）、中村（1996）、平田（2001）などがある<sup>44)</sup>。これらの研究は、さらに2つのカテゴリーに細分化できる。まず、第一に挙げられるのは、女性雑誌の記事数（掲載動向）に関する研究であり、避妊や性に関する記事数が1930年代半ばを境に大きく変化したことが明らかになった。

米田（1992）は、『主婦之友』創刊の1917（大正6）年から1955（昭和30）年の間の、産児調節と不妊に関する記事を分析し、産児調節は1919（大正8）年に初出記事が登場し、1927（昭和2）年～35（昭和10）年にピークに達し、その後記事が減少し、第二次世界大戦後の1951（昭和26）年から再び増加したことを明らかにした。

また、四方由美は、1927（昭和2）年から1945（昭和20）年の『主婦之友』の分析を行った結果、1936（昭和11）年と1937（昭和12）年の間に断絶があり、避妊を含めた性に関する記事が、1937年から急激に誌面から消失したことを指摘している。1938（昭和13）年5月に、内務省警保局が「婦人雑誌ニ対スル取締ノ方針」を各出版社に布達してからは、性に関する記事や避妊広告は取り締まりの対象となり、一挙に影を潜めることとなった（四方1995）。

第二に挙げられるのは、当時の産児調節／避妊実行の理由や実行の状況など、避妊の受容に関する研究である。筆者は、『主婦之友』が創刊された1917（大正6）年から1935（昭和10）年の間の『主婦之友』の避妊記事を分析して、その期間を4つの時期に分類し——第一期「理念期」（1919～1922年）、第二期「切望期」（1923～1924年）、第三期「実験期」（1925～1930年3月）、第四期「普及期」（1930年4月～1935年）——、避妊記事の特徴と変化を考察した（宮坂1990）。第一期には、避妊の可否論が理念レベ

ルで語られていたが、第二期になると、雑誌の読者から避妊の必要性や避妊の具体的方法についての要求が表面化してくる。第三期には、読者層の人々が、新聞、雑誌、書物から手を尽くして避妊についての情報を収集、「研究」し、試行錯誤（「実験」）を経て、避妊の成功に至る記事が多く掲載されるようになった。さらに第四期には、それまで成功談のみだったところに失敗談が登場するようになった（宮坂 1990）。

避妊実行の理由として、体験談を投稿した女性たちからもっとも多く挙げられた理由は、「頻産」に対する負担感と「家庭経済」であった。「頻産」とは、多産でありかつ出産間隔が短い状況を指す言葉であり、多くの女性たちは、この出産間隔の短い多産、すなわち「頻産」に身体的・心理的双方の負担を感じていた。「家庭経済」は、新中間層としての生活水準の維持・向上への欲求であり、具体的には「子どもの教育費の問題」と表裏一体となっており、子ども教育に対する強い関心がみられた（宮坂 1990）。

米田（1992）は、『主婦之友』の記事の特徴は以下の4点に集約されるとしている。第一に、夫の協力が得にくく、多くの場合、避妊の負担が妻によって担われていたこと、第二に、産児調節は「どうしても理由がある場合」やむを得なく行われるものであったこと、第三に、経済的・医学的な理由による産児調節は肯定されていたが、「快樂」のための利用は否定されていたこと、そして第四に、性と生殖は結合されており（「性の生殖への従属」）、家制度のもとに置かれた不妊女性の立場は非常に厳しいものであった。さらに、1930（昭和5）年代までは、産児調節記事と不妊対策記事数がほぼ同数掲載されていることを確認し、「家」の継承という規範が根強く存続し、女性は家の後継ぎを生む「家の嫁」として位置づけられていた点をあわせて指摘している（米田 1992）。

米田の研究結果に関して、筆者は一部異なる見解を有しているが、本研究の目的は、まさに夫婦間の避妊の実態や避妊の受容プロセスを明らかにすることであるので、この点は第4章、第5章で改めて言及する<sup>45)</sup>。

#### 1-5 本研究の意義

本章では、本研究のキーワードとなる「近代家族」・「セクシュアリティ」・「避妊」に関する先行研究のレビューを行ってきた。その結果、第一に、日本における近代家族研究は、「子どもの誕生」「母性愛の誕生」などの親子関係（特に母子関係）や「家庭性」により比重を置いて進められてきたことが確認できた。夫婦関係についても、「恋愛結婚の誕生」「性-愛-結婚三位一体」観の成立についてはし

ばしば言及されてきたが、しかし、家族社会学にあつては、それらの言説を無批判に受け入れる傾向にあり、その内実に対する詳細な検討は十分になされてこなかった。

家族社会学における夫婦の性愛に関する研究の不在を補ったのが、セクシュアリティ研究であった。セクシュアリティ研究は徐々に日本近代の「家庭性」との親和性を高め、外縁から近代家族論を刺激してきた。これが、先行研究の検討から確認できた第二の知見である。しかし、ジェンダー非対称性については考察の余地を残していた。

第三に、避妊については、大正期の産児調節運動についての研究蓄積が多くみられるが、それは産児調節運動研究として完結しており、近代家族論やセクシュアリティ研究との接合が図られてこなかったことも確認できた<sup>46)</sup>。

これらの点を踏まえ展開する本研究の意義は、(1) 家族社会学とセクシュアリティ研究の接合、(2) ジェンダー非対称性への着目による「セクシュアリティの近代」の析出という独自の視点に立ち、(3) 日本型近代家族論の再検討を行うことにあると考えられる。

#### (1) 家族社会学とセクシュアリティ研究の統合

日本における近代家族論は、アリエスの影響を受け、主に家族社会学と教育史に牽引されたが、このことは同時に、親子関係の重視という傾向をもたらした。つまり、近代家族論は「生殖パースペクティヴ」優位で進められてきた。しかしこれは研究の限界を露呈することにもなった。そこで「セクシュアリティパースペクティヴ」によるアプローチを加えることによって、両者の視点を統合させて近代家族形成のプロセスを再構成することを試みる。

「生殖パースペクティヴ」の研究には、日本の家族は「夫婦関係でなく親子関係が中心」であり、家族の情緒化は親子関係（特に母子関係）を軸に進行したという背後仮説が存在している。つまり、近代家族内のコアとなる関係性については、「西欧：日本＝夫婦関係：親子関係」という認識が暗黙のうちにすべりこんでしまっている。本研究では、この背後仮説を相対化し、日本の近代家族の特質を再考することを目指す。

#### (2) ジェンダー非対称性への着目による「セクシュアリティの近代」の析出

赤川学が指摘した「セクシュアリティの歴史社会学的方法的基準」(10項目)の1つで

ある、「性や愛が、男女で異なる意味を担う側面を、記述すること。したがって、オナニー、同性愛、純潔（処女、童貞）、夫婦間性行動、売買春についても、男女で異なった社会史が書かれる可能性があることを念頭に置くこと」（赤川 1999:76）という方針を受け継ぐ。というよりも、むしろより積極的にジェンダーに着目した分析・考察を行う。

単に、既存の研究にのっとして「生殖パースペクティブ」と「セクシュアリティパースペクティブ」の統合を図るのではなく、その統合を図る過程において、「男性のセクシュアリティの近代」にからめとられないジェンダー・センシティブな「セクシュアリティの近代」を描きだすことを意図している。そのために、男性主導の産児調節運動においても女性のオピニオン・リーダーによる言説の分析をより重視する。さらに、社会思想を担う運動家やオピニオン・リーダーにはとどまらず、新中間層の人びとの言説や心性にアプローチし、当時の生活者のレベルにおいてジェンダー非対称性を浮かび上がらせることを試みる。

### （3）日本型近代家族論の再検討

そして、具体的に避妊に焦点を当て、家族の情緒化規範の形成プロセスを描くことを試みる。「近代家族と愛情」の密接な関連についての知見は、近代家族論の最大の成果であり、多くの研究者を魅了したが、同時に、「近代家族の情緒化」という認識は家族変動論の前提と化し、以後無批判に受容されることとなってしまった。家族社会学の主要パラダイムの一つと化したこの「近代家族の情緒化」プロセスを丹念に実証することを通して、近代家族論における定式化された知見を相対化し、近代家族論の再編に貢献することができるのではないかと考えている。

#### 1-6 小括

日本における家族研究は、1980年のアリエスの邦訳『〈子供〉の誕生』（杉山光信・杉山恵美子訳）の出版を画期に大きく変容した。アリエスが呈示した近代的孩子観や家族の情緒的機能の誕生に関する研究を早くから積極的に導入したのが、教育史と家族社会学の領域であった。

家族社会学における近代家族研究の動向は、第1段階「生成・普及期」（1985～1990年）、第2段階「日本型近代家族論争期」（1991～2000年）、第3段階「停滞期」（2001～2014年）、第4段階「再編期」（2015年～）の4期に分けられるが、近代家族研究と

して実り多い成果があったのが第2段階である。この時期には、欧米とは異なる日本独自の「近代家族」の定義について議論が闘わされた。そのなかで、近代家族が近代国民国家の基礎単位であるという見方、「イエ」もまた近代家族のヴァリエーションの一つであるという見方が共有されるようになった。

また、この時期には、日本型近代家族についての実証研究が開始され、日本型近代家族と欧米の近代家族では、親密性や家庭性は共通しているものの、家族と地域共同体や国家との関係性が異なるという指摘や、「イエ」と「近代家族」は時系列的に前後する家族の制度ではなく共時的に存在していたのであり、家父長制的な「イエ」にあっても権威主義と情緒的関係の双方が存在していたという指摘などがなされた（牟田 1990a → 1996）（牟田 1990b → 1996）。

第3段階の「停滞期」には、セクシュアリティ論から近代家族に関する研究成果が産み出された。1910年代～1920年代に成立した「セクシュアリティの近代」は「夫婦間性行動のエロス化」を招来したという見方が呈示された。この「夫婦間性行動のエロス化」は、夫婦間における性行動を重視する「セックスにおける夫婦和合」言説と、性行動を夫婦間に限定するという「貞操・純潔・一夫一婦」言説（赤川 1999）により構成されるものであり、これにより、「セクシュアリティの近代」は近代家族に接合されることになった。また、恋愛を「人格的關係」として概念化し、「性＝性欲論」に代わる「性＝人格論」（赤川 1999）という新しい思想・道徳を形成することにより、恋愛結婚やその後の夫婦関係に情緒的意味が付与されることになった。ただし、恋愛や情緒的関係性の意味内容は日本と欧米のそれは異なるものであったということも指摘された。

このような段階を経て、近年、近代家族を再検討する動きが再開されている。その成果の一つが、家族の情緒的関係をイエと近代家族の両者をふまえて捉え直した本多（2018）の出版である。これは、近代家族における情緒的関係（親密性）を所与のものとして、そのプロセスを問うている点において、本論文と共通した問題意識に基づいている。

本論文は、避妊という事象に焦点をあてて、その実践と心性に注目することにより、近代家族の主たる特徴となった情緒的規範の形成と普及のプロセスを描き出すことを目的としている。家族社会学とセクシュアリティ研究を接合し、ジェンダーに着眼して分析・考察を進めることにより、日本型近代家族の成立プロセスを明らかにする本論文の試みは、近代家族論の再編に一定の貢献を果たすことになると考えられる。

註

1) ケンブリッジ・グループに属する社会史家のマイケル・アンダーソンは、西欧の 16 世紀から第一次大戦終結 (1914 年) までの時代を対象にし、かつ 1980 年までの間になされた社会史においてなされた家族史研究の研究動向を総括した (Anderson 1980 = 1988)。彼によれば、研究は、「人口動態研究」「感情研究」「世帯経済研究」の 3 つのジャンルにカテゴリー化される。本論文で扱う近代家族論ともっとも関連がある「感情研究」(本論文では「心性史」という用語を用いる) の領域の領域の主要な研究として、以下の 4 著作を挙げている (Anderson 1980=1988)

フィリップ・アリエス『〈子供〉の誕生 — アンシャン・レジーム期の子供と家庭生活』  
(Aries 1960=1980)

エドワード・ショーター『近代家族の形成』(Shorter 1975=1987)、

ローレン・ストーン『家族・性・結婚の社会史 — 1500 年— 1800 年のイギリス』(Stone 1977=1991)、

ジャン＝ルイ・フランドラン『フランスの家族 — アンシャン・レジーム下の親族・家・性』(Flandrin 1984=1993)。

2) アリエスの近代家族論については (宮坂 1985) を、西欧の心性史的家族史研究については宮坂 (2010a) を参照のこと。

西欧の心性史研究は、1980 年代後半には社会史研究のメインストリームから姿を消したが、それに代わって、言語論的転回以降、ポストモダンの相対主義的な見方が台頭し、歴史叙述への関心が増大してきているという。長谷川貴彦によれば、2000 年代に入ってから、「物語の復権」と「主体の復権」が同時に生起し、自己の構築過程を射程におさめた「『個人の語り』 personal narrative 研究」が隆盛してきているという (長谷川 2010:145)。イギリスの歴史研究にあっては、近年「エゴ・ドキュメント (自己文書) と呼ばれる一人称で書かれた史料」(長谷川 2010:151) への関心が高まり、近世ヨーロッパ史を中心に親密圏や個々人の「内面における感情」の変化を記述することに焦点が当てられるようになってきている (長谷川 2010:91)。

このような研究動向とかつての心性史の志には共通性をみることができる。ただし、構造主義を経由しポストモダンの状況にある現在と比較すると、方法論の隔たりは大きい。その際立った違いに、現在の歴史学のナラティブ研究が、語り (ナラティブ) という行為に、個人の「動機や意味付け、感情などの『主観性』」(長谷川 2010:150)を見出すことを



意図している点が挙げられる。心性史が志向した普通の人々の心性の歴史は「共同性を前提とするあまりに、そこにはらまれる個と共同性の緊張関係を見失ってしまい、やや一面的な認識に帰結」したという限界があったことを、長谷川は指摘している（長谷川 2010:156-7）。

3) 真下道子は、近世末期に核家族世帯で暮らす下級武士の日記を史料として、乳幼児死亡率が高い時代にあって、子どもの成長過程に配慮しながら、父母が協力しながら、家族のみならず近隣の人々の援助も受けながら子育てに関わる生活を明らかにした（真下 1990）。

4) 宮坂（2011a）に依拠している。

5) たとえば、大和（1995）、岩上（2003）など。

6) アリエスの研究を紹介し、アリエスに対する諸批判の検討を行っているが、第一に、議論が「近代家族」の情緒性に終始し、社会構造との関連の分析が欠落し、第二に、近代化のプロセスを、第一段階・第二段階を経由したものとして直線的な発展過程で捉えているという問題点をもつ。

7) たとえば、千田有紀も近代家族の特徴を以下の3点に求めている（千田 2011,16）。

- 一 夫婦間の絆の規範としてのロマンティックラブ・イデオロギー
- 二 母子間の絆の規範としての母性イデオロギー
- 三 家族の集団性の規範としての家庭イデオロギー

8) 牟田が分析に使用した雑誌は、『名六雑誌』『近事評論』『家庭叢談』『六合雑誌』『国民之友』『中央公論』『太陽』である。

9) 日本における「近代家族」にヴァリエーションがあるという認識に基づき、牟田は明治 20 年代の「近代家族」を「ホーム型家族」と称している。

10) 牟田は、明治 4 年発行以降の明治期の全期間に発行された修身書を資料として、修身書が顕在的に教化を意図した徳目や主題のみに分析の主眼を置くのではなく、むしろ言説のメタ・メッセージに注目して分析を行った。

11) 上野千鶴子からも「家族はいつからそのように排他的で絶対的な社会単位になったのか？」（上野 1996:10）という疑義が呈されている。「『近代家族』を『産業化』や『国民国家』の関数とみなす見方は、何が『社会システム』であるかについての歴史的な文脈を忘れている」と上野は指摘している（上野 1996:18）。

12) 「近代国民国家」の観点から「近代家族」を定義しようとする試みは、欧米の心性的

な「近代家族」論にはない日本独特の議論展開となった。ストーンが、近代家族成立の原因の一つとして国民国家の成立を指摘しているが、他の論者ではほとんど触れられていない。

13)しかし上野の議論は根拠を示していないなどの問題点がある。問題点の第一は、「近年の家族史研究の知見は『家』が明治民法の制定による明治政府の発明品であることをあきらかにした」（上野 1994b:69）と明言しながら、家族史の文献を挙げていない。上野の論拠は伊藤幹治『家族国家観の人類学』（ミネルヴァ書房,1982）、映画評論家の佐藤忠男『ホームドラマ論—家族の甦りのために』（筑摩書房,1978）、そして西川（1991）であるが、前二者は家族史ではない。

第二に、「『家』は、その意味で、日本版近代家族にほかならず、夫婦家族制の姿をとった近代家父長制を確立したのであった」（上野 1994b:94）と指摘しているが、「家」が夫婦家族制であったことの根拠も示されていない。この点に関しては、落合（1996）が強い批判を行っている。「『夫婦家族制』という家族社会学の基本概念の大胆すぎる転用、同じ論文の別の箇所では「家」は近代家族の発明だったと主張しながら十六世紀の「家」を論じるという矛盾など、正直言って論理の筋道を追うのにたいへん困難を感じた。したがってここで上野の近代家族定義を検討したいところであるが、残念ながらできない。」

（落合 1996:48）

14) 1985年の時点では、落合は「〈家〉と〈近代家族〉は、ある面では断絶しつつも、他の面で接続している。近世と近代を貫く、広義の「近代化」の二段階それぞれに対応する

家族類型として、〈家〉と〈近代家族〉をひとつの視野に位置づける必要があるのではないか」（落合 1985:80）と述べていた。

15)近世史においては、大藤修（2005）は、近世には社会の階層において「固有の家名・家産・家業をもち父系直系のラインで代々継承されてゆく永続的な家」（大藤 2005,2）が形成されたことを明らかにしている。長志珠絵は、近世と近代の「家」の相違について、近世のムラ社会においては、家とそれをとりまく中間集団の間に緊密な関係が存在していたが、明治以降、国家や地方行政が戸籍によって世帯や家を直接的に掌握することになった点で断絶が大きいとみている（長 2002:213）。

16)宮坂（2012）に依拠している。

17)ノッターは、『婦人公論』の恋愛言説を分析した結果、1910（大正9）年が言説の分岐

点になっていることを発見し、大正 10 年までの言説を「友愛結婚型「恋愛結婚」言説」と呼び、大正 10 年以降のそれを「恋愛至上主義型「恋愛結婚」言説と呼んでいる（ノッター 2007:64）。

18) 大塚明子も『主婦之友』を分析した結果、「日本型近代家族」の結婚は配偶者選択のプロセスにおいて保護者の介入を正当化する点において、欧米型の恋愛結婚とは異なっていたことを明らかにした（大塚 2004）。大塚は、『主婦之友』を分析した結果、社会において「恋愛」の理念が高まるなかで、「見合結婚」も「①当人同士が十分に接触して違いの「人格」を理解し、それに基づき②当人たちの意思を十分に尊重して最終決定を下す」というかたちに変化したことを明らかにした（大塚 2003: 9）。また、「日本型近代家族」には、『団欒』という形での家族の情緒的結合の要請は、ある程度根付いていたが「欧米のロマンティック・ラブ・イデオロギーとは異なり、夫婦は互いへの『愛』を親密なコミュニケーションの中で確かめ合うべしという規範はほとんど導入されなかった」ことも指摘している（大塚 2004:46）。

また、阪井裕一郎は、明治期から戦前期にかけて、媒酌人とは恋愛の社会的承認を示す存在でという面もあわせ持っており、恋愛を肯定的に語る論理の中に媒酌結婚の規範化が包摂されていたことを明らかにしている（阪井 2009, 2010, 2013）。

19)旧制高等学校を中心とした学歴エリート文化としての教養主義については筒井清忠の研究（筒井 1995）に詳しい。

20) 上野千鶴子がセクシュアリティという概念について、「ありていに言えば『無定義概念』である」（上野 1996:6）と指摘したように、その定義は確立しているわけではない。セクシュアリティ研究とは、上野によれば「人々が『セクシュアリティ』と呼び、表象するもの、そしてその名のもとで行為するしかたについて研究する領域」（上野 1996:6）であるという。

また同様に、斎藤光は、その研究の対象となる「セクシュアリティ」自体が曖昧であることの問題を、「対象とされるべき『セクシュアリティ』の輪郭がぼやけており、あるいは、そもそもぼやけた輪郭さえあるのかどうかも疑問であり、また、現象のすくい上げの用具としての『セクシュアリティ』もその形態や機能が漠然としている状況にある」（斎藤 1996:225）と指摘している。さらに、上野は、ジェフリー・ウィークスに依拠しつつ（ウィークス 2005=2011）、「セクシュアリティ」は近代の産物であり、「近代以前には『セクシュアリティ』は存在しなかったし、したがって近代以後にも『セクシュアリティ』は存

続しないかもしれない」のであり、「セクシュアリティ研究とはその対象の成立とともに成立し、消滅とともに消えてなくなる運命にある」（上野 1996:1）ことに注意を喚起している。

セクシュアリティの概念定義、その研究史については『セクシュアリティの社会学』（岩波講座現代の社会学第 10 巻）所収の上野（1996）、斎藤（1996）や成田（1994）に、また日本における「性」の歴史性については、上野（1990）、斎藤（1994a）（1996）などに詳しいのでそちらに譲るが、これらの文献から、セクシュアリティ研究は日本では 1990 年代多くの成果を生み出していることがわかる。

21) 「性欲のエコノミー仮説」は以下の 3 つの下位仮説から構成される（赤川 1999:73-74）。  
仮説 1：ある性行動における性欲充足の正当性／不当性は、他の性行動における性欲充足の正当性／不当性との比較衡量により決定される。仮説 2：ある性行動に対する社会的規制の緩和は、他の性行動に対する規制の強化を伴う。仮説 3：性欲に対する社会的規制の緩和（性解放）は、均質的に進展しない。

22) 夫婦間性行動のエロス化と他の性行動の規制強化はたんなる時期的一致ではなく、言説上の論理的な帰結であるという。「男性性慾の意味論、完全禁欲の不可能、比較的害の少ない夫婦間性行動という三つの言説＝規範の論理的必然として、夫婦間性行動のエロス化が進行した」（赤川 1995:162）。

23) 赤川は、「性欲のエコノミー秩序」が存続したのは、明治期から 1960 年代までであり、1970 年以降は「親密性パラダイム」が「性欲のエコノミー秩序」にとってかわったこと指摘している。「親密性パラダイム」とは、「愛やコミュニケーションにもとづいた関係性、すなわち親密性を有しているかどうかが決定的に重要」（赤川 1999:375）とする規範体系を指している。

24) 貞操論争については、折井（1991）を参照。

25) 「双務的貞操」規範発生の理由として、高島は、下等な性欲には精神的な「愛－性－結婚の三位一体」がともなっこそ高等な人間性が生まれると考えられていたこと（赤川のいう「性＝人格論」の存在）を指摘しており、恋愛至上主義が影響していたことがわかる。

26) 渋谷（2003）は、浅田一『童貞論』（1929）を取り上げて、浅田の童貞主義（婚前の童貞主義、結婚後は貞節主義）が目指すのは、「家庭」、貞淑な妻と健康な子どもに囲まれて幸せに暮らす家庭であり、幸福な家庭を持てるような未来を築くために結婚まで童貞

を守ることを推奨するものであったと言及している（渋谷 2003:73）。

27)林（1999）によれば、1910年代の「廓清」の廢娼論（主に男性の言説）の主張は禁欲とは異なっており、性欲は常に禁忌すべきものではなく、場面に応じて用いられるべきものだと論じられた。そして、性欲は「神聖」な性欲とそれ以外に二分されている。その「神聖」な性欲とは「神聖」な「生殖作用」に結びつく性欲のことである」（林 1999:109）とされていたことを指摘している。

28)厨川白村（1880～1923）は英文学者。1921（大正11）年秋、東京・大阪両『朝日新聞』に「近代の恋愛観」を連載した。新聞に連載した「近代の恋愛観」、これに対する批判に応え主張の骨子をまとめた「再び恋愛を説く」、「三度恋愛に就いて言ふ」や関連する短い数編のエッセイを合わせて、1922（大正11）年10月に『近代家族の恋愛観』（改造社）が出版され、倉田百三『愛と認識との出発』（岩波書店 1922）とともに恋愛論ブームを巻き起こした。本書は大正教養主義の「最後を飾るような位置」も占めるような書とも評されている（鈴木 20071-2）。

29)末木文美士と上野千鶴子の対談によれば、明治期当初はプロテスタント的な倫理の影響で性欲については表立って語られてこなかったが、明治30年代（1897-1906年）には性欲は自然主義文学の中心的テーマとなり、「近代的自我」と「内面の時代」が到来した。

「恋愛」が「男の内面の成立する場所であり、自我の成長する場所」となり「内面支配の欲望」が発生したことという。つまり、「新しい女」の前に「新しい男」が登場していて、「新しい女」とは「新しい男」が「恋愛というゲームを行うためのパートナーとして求めたもの」であったという解釈を提示している（上野・末木 2006:232-3）。

30)菅野聡美は、性欲、結婚、恋愛を切り離して考察していたのが明治期であり、大正期の課題は、これら相互の関連づけだったと指摘している（菅野 1994）（菅野 2001）。なお、菅野によれば、男性が恋愛論に没頭し恋愛論の一大ブームを形成した一方で、女性はそれに参加していなかったことを指摘している（菅野 1994）。なお、菅野によれば、大正期の恋愛論、自我論の終焉は、1929（昭和4）年頃であった（菅野 1994）。

31)「最初の恋愛はやがて夫婦間の相互扶助の精神となり、至高至大の情誼と変じ、さらに進んで親としての儿女に対する愛情に向つても転化して行く。殊に婦人の有する最も貴き母性愛が性慾に根ざせる性的恋愛の延長であり変形に外ならぬと見るのは、至当の見であらう。それがやがて、子が親に対する愛情となつて報いられる。更に進化と共に此の如き愛の精神が拡大せられるに及んで、家族よりして更に隣人に及び、おのが民族の全部に

及び、社会に及び世界に及ぶとき、吾々人間の完全なる道德生活は茲に成る。愛のない所に道德はない」(厨川 1922:24-5)。

32)厨川白村の恋愛論には他に次のような特徴も存在した。「恋愛」とは「精神と肉体の両方からの完全な全的な人格的結合」であり、このような関係は「恋愛生活の外には断じて有り得べからざる事」(厨川 1922:25)であるとされる。また、「自己犠牲」を通して自我や自己が確立するという新しい近代的個人主義の考え方を示している。近代の個人主義は、「前世紀のノラ時代の個人主義」とは異なることが強調される。

33)柳父章は、北村透谷の恋愛観念も、「親子」「朋友」などに拡大されていて、love と異なることも指摘している(柳父 1982:105)。つまり、明治、大正期の日本の恋愛思想は、夫婦の性愛ではなく、親子愛、人類愛に敷衍される点に原点があると推測できる。

34)宮坂(2010a)「VI. 避妊に対する解釈」に加筆修正を行った。

35)注1) 参照。ショーターを考察対象から除外したのは、ショーターの研究対象が労働者階級であったこと、主に18世紀以降の時代を扱っているからである(宮坂 2010)。

ショーターは避妊を、1960～70年代初頭に生じた第二次性革命との関連で論じている。労働者階級の女性の婚前性交渉の増加にもかかわらず私生児出生率が減少したことの主たる要因として避妊を位置づけている(Shoter 1975=1987)。

36)このような性関係の見方は、ストーン(Stone 1977=1991)、フランドラン(Flandrin 1981=1987, 1984=1993)、ジャック・ソレ(Sole 1976=1985)など、社会史におけるほとんどのセクシュアリティ研究で共有されている。

37)シャリー・グリーンも世界最古の避妊法は性交中断であると指摘している(グリーン 1971 = 1974)。

38) この見解は、出生率低下の要因として女性の地位向上を指摘するコール(Coale 1969)の見方とも一致している。

39)社会史研究において、夫婦の性愛化の要素がもっとも強調されるのは、ストーンによるイギリス研究である。イギリスのピューリタンの場合、夫婦の性愛化は早くは16世紀に開始されたと見なされている。イギリスの歴史人類学者、アラン・マクファーレンによれば、イギリスでは近代以前の14世紀に既に、友愛(companionship)と愛(love)に基づく「精神と身体のパートナーシップ」としての結婚という観念が成立し、夫婦の絆が他の人間関係の優位にあるという結婚観を成立させていたとする(Macfarlane 1986=1999)。フランドランも、ピューリタンの教義が「愛による結婚の起源」とであると指摘している

(Flandrin 1984=1993)。

40)しかしその後、医師により乳母慣行が否定され母乳哺育が推奨されるようになると、授乳中の性関係は母乳に悪影響を与えるという言説が流布されるようになり、授乳期間中の夫との性行為に消極的になった。ストーンを借りると、「夫に対する愛情と子どもたちに対する愛情」という新しい二種類の情緒的責任のあいだで引き裂かれることになり、夫と子どもの間にアンビヴァレントな葛藤を抱えることとなった。

41) 1780年にパリで生まれた約2万人の赤ん坊のうち、家庭で育てられたのは千人足らずであったという記録があり、その結果18世紀の乳幼児死亡率がきわめて高かった (Badinter 1980=1981)。

42)労働者階級を研究対象としたショーターも、母親の母乳哺育で育てられる子どもの乳幼児死亡率が低いことに着目して、乳母慣行から母乳哺育への移行が母性愛誕生の契機となったことを指摘している (Shoter 1975=1987)。

43) また、性・育児慣習 (授乳慣習、性的禁忌など) も結果的に社会的な出生コントロールの手段となっていた。

44) 中村 (1996) には、1902 (明治 35) 年に『婦人衛生雑誌』に掲載された記事 (「妊娠制限法」) から 1935 (昭和 10) 年の約 30 年間に、主に女性雑誌に掲載された、産児制限・産児調節・避妊に関係した記事のリストが収められている。

45)米田が不妊をも射程に含めて出生コントロール研究を行っていることは重要である。イエ制度の存在を考慮すれば、生殖を、妊娠、墮胎や嬰兒殺し、棄児という出生コントロールという視点のみならず、イエの跡継ぎを設けることができない不妊問題を射程に収めつつ女性の生殖問題を総合的視点から考察することが必要となる。

46) 大正期の近代家族のポリティクスへの視点にも配慮したい。明治期の近代家族形成については、家族国家観にみられるように、近代家族はしばしば近代国民国家の単位として語られる。また、荻野美穂 (2008) は、明治末期からの家族計画の進展について描いているが、生殖をめぐる政治は、明治期と 1931 年以降の 15 年戦争との関連で論じられており、この間の大正期の生殖は「性をめぐる政治」の圏外に置かれている。

## 第2章 産児調節運動の展開と避妊の実践

本章では、夫婦間性行為において受胎を回避するために行う「避妊」を日本に紹介し、広く社会にさせる契機となった産児調節運動について考察を行う。まず初めに、産児調節運動とはどのような運動であったのかを概観する。次に、産児調節運動のなかで、避妊方法を伝授することを目的とした産児調節相談所の活動に焦点をあてる。相談所の実践のみならず、その利用者の階層や社会的特徴を明らかにする。

### 2-1 日本における産児調節運動の台頭

大正期は日本における避妊の歴史にとって特筆すべき時代であったが、それはいつ頃からどのように受け止められて人口に膾炙するようになったのだろうか。産児調節運動に直接かかわった二人の人物——村上雄策と飯島銀治郎——が当時の状況を記した文章を手がかりにみとめることにしたい。

1922（大正11）年3～4月のマーガレット・サンガーの来日を機に産児調節運動が始まったと捉えられることが一般的であるが<sup>1)</sup>、昭和初期に産児制限普及会（2-2-3参照）を中心に活動した村上雄策によれば、識者の間で産児調節が論じられ始めたのは、1919（大正8）年頃からであったという。しかし、1920（大正9）年から1923（大正12）年9月の関東大震災までは、「主として避妊の問題は、知識階級が中心」の「理論闘争期」であり、マーガレットサンガー著（奥俊貞訳）『産児調節論』（1921）や安部磯雄著『産児制限論』（1922）などは非常に売れたという<sup>2)</sup>。避妊の実行方法については「お互いに余りしられなかつた」が、1920年代の後半期になると「経済の大変動」から「俄然労働者の間に興味を引くに至つた」（村上 1933a : 2-5 →不二出版,第13巻 2003 (279) :428-429, 1933b : 49-53 →不二出版,第13巻 2003 (281) :470-471）。

また、妊娠調節相談所（後に受胎調節相談所）や人口問題研究所避妊相談部など（2-3-2参照）の活動を通して産児調節運動にかかわっていた薬剤師の飯島銀治郎によれば、1922年3月～4月初めのサンガーの来日後、先に挙げた安部磯雄『産児制限論』（1922）<sup>3)</sup>の出版とほぼ同時期の1922年4月に、『改造』（第4巻第4号）がサンガー著『婦人の力と産児制限』を掲載し、「斯うして漸く社会的に一般から注目されるやうになつた」（飯島 1925a:35）。しかし、人々の避妊に対する知識の要求が高まりを見せる一方で、1920年代半ば頃には、「避妊法に関する正しい智識の欠乏の結果として種々の憶測が生じ、こ



の民衆の憶測と要求とにつけ込んで怪しげな書物、器具、薬品等が官憲の評す限りの範囲内で、思はせぶりタツプリの効能を添へて続々市場に現はれ世人を迷はし、社会を毒しており、幾多新聞雑誌はそれらの継続的詐欺取材犯の宣伝広告を載せて居るのを見かけた」（飯島 1925a:35）という。

以上の証言から 1920 年代前半と後半で状況が大きく変化したことが伺える。1920 年代前半までは、避妊の可否論など理論中心で、産児調節運動にアクセスした人々も新中間層中心であったのに対し、1920 年代後半になると、話題は避妊の実践へと変化し広く労働者階級まで拡大していった。これについては、特に大正期の避妊法の開発と普及に尽力した加藤（加治）時次郎<sup>4)</sup>が、1925（大正 14）年頃の状況について「日本に於ける産児制限の問題は近時漸く真面目に議論されるに至り、已に実行の第一歩に入つたと見て差支ないやに考へられる」（加藤 1925:425）と述べていることとも符合する。

女性史家の鈴木裕子は、産児調節運動の全体像を示す論考において、産児調節運動期を 3 期に分けている。1922（大正 11）年～1928（昭和 4）年頃の「産児調節展開期」、1929（昭和 4）年～1931（昭和 6）年頃の「産児調節発展・高揚期」、そして、1932（昭和 7）年～1937（昭和 12）年頃の「産児調節受難期」である（鈴木 1995）。これによれば、1920 年代は昭和初期の産児調節運動の「発展・高揚期」を準備する「展開期」と位置づけられることになる。

ところで、性に関する書物で、明治期になって日本に最初に紹介された書籍は、1875（明治 8）年のゼームス・アストン著（千葉繁訳述）『造化機論乾坤』（1875）であり<sup>5)</sup>、この本は当時ベストセラーになったという。明治期に入り、まず、生殖、出産、性交、結婚などに関する科学知識のマニュアル本が多数出版され、明治期前半には「造化機論ブーム」がまきおこっていた（斎藤 2000:37）。とはいっても、この段階では一般大衆を対象とした通俗性欲学には至ってなく、各著作は「孤立した形で位置づいていた」という（斎藤 2006:410）。そのうえ、生殖、出産、性交、結婚などに関する科学知識の移入といっても、『造化機論乾坤』の翻訳に際しては、原著にあった避妊に関する知識と議論はすべて削除されていたということから（斎藤 2000:37）<sup>6)</sup>、明治当初より避妊に対するアレルギーが土壌として存在していたと推察される。

出生コントロールを目的とした避妊を日本に紹介したのは、1902（明治 35）年に、小栗貞雄が『二六新報』に掲載した「妊娠制限法」であるといわれている。小栗の記事は、新マルサス主義者のペザントの新マルサス主義の考え方と彼女の提唱する避妊法を紹介し

たものであった<sup>7)</sup>。この記事は、翌年の 1903 (明治 36) 年に、小栗貞雄、賀来寛一郎共著『社会改良実論』(賀来医院出版部)の前編、小栗著「妊娠制限及び妊娠制限の実行法」として出版されたが、約半年後の 1904 (明治 37) 年 6 月には第 14 版が出るほどの売れ行きであった(太田 1969)<sup>8)</sup>。

新マルサス主義とは、マルサス主義の論理的展開として 1820 年頃に誕生したものであり、人口増加の問題やそこに起因する貧困問題を「結婚延期と禁欲」によって解決することを目指したマルサス主義とは異なり、「早婚と避妊」、すなわち婚姻した夫婦間の避妊により解決を図ろうとする考え方である。荻野美穂(2000)によれば、新マルサス主義は、当時日本のみならず、オランダを除く欧米で危険視され、受容されるのに時間がかかり、アメリカのマーガレット・サンガーやイギリスのマリー・ストープスらの「バース・コントロール」が受け入れられたのは第一次世界大戦後の 1920 年代から世界恐慌期の 1930 年代にかけてのことであった<sup>9)</sup>。

同時期に日本においても、米騒動やインフレ、都市への人口集中と労働者・無産階級の生活窮乏などの問題が社会問題化し、堺利彦や安部磯雄、山川菊栄などの社会主義系知識人が、欧米の運動にならって避妊知識の導入が必要であることを主張した(鈴木 1995:63)<sup>10)</sup>。そして、1922 (大正 11) 年 3 月にマーガレット・サンガーを日本に迎えることになったが、これが日本における避妊言説の増大と、避妊に関する実践・運動の爆発的推進の契機となったことは周知のとおりである。

## 2-2 産児調節運動の展開

本論文では、産児調節運動の時期区分について、児調節運動の台頭から 1937 (昭和 2) 年までの期間を、以下のように 4 つに時期に区分することにする。先に紹介した鈴木裕子(1995)のものと比較すると、1930 年までを実態に即してより細分化している。

第 1 期：1918 (大正 7) 年まで — 産児調節運動前史

第 2 期：1919 (大正 8) 年～1926 年 (大正 15/昭和元) 年

— 産児調節運動萌芽・展開期

(1) 1919 年～1921 年 産児調節運動萌芽期

(2) 1922 年～1926 年 産児調節運動展開期

第 3 期：1927 (昭和 2) 年～1930 (昭和 5) 年 — 産児調節運動普及期

#### 第4期：1931（昭和6）年～1937（昭和12）年 — 産児調節運動受難期

本節では、産児調節運動の状況を、主に、太田典礼（1969）、鈴木裕子（1995）、久保秀史（1997）、荻野美穂（2000, 2008）らに依拠しながら概観しておく。本稿で主な分析の対象とする時期は第1期「産児調節運動前史」と第2期「産児調節萌芽・展開期」であるが、まず、第1期から第4期までの産児調節運動全体を概説する。

##### 2-2-1 第1期 産児調節運動前史 — 1918（大正7）年まで

1919（大正8）年から1920（大正9）年初めにかけて、マーガレット・サンガーとバース・コントロール運動についての情報が日本にもたらされるようになるが（荻野2008:28-33）、この目立った動きに至る以前を、「産児調節運動前史」として位置づける。

避妊を日本に紹介したのは、1902（明治35）年の小栗貞雄の『二六新報』に掲載した「妊娠制限法」（『二六新報』）であり、これが翌1903（明治36）年に、小栗貞雄、賀来寛一郎共著『社会改良実論』（賀来医院出版部）の前編、小栗著「妊娠制限及び妊娠制限の実行法」として出版された。早い段階で避妊を肯定した著作として、社会主義者堺利彦が1907（明治40）年に書いた「婦人問題の雑俎」の中の「避妊の福音」も比較的良好に知られるところである。他にも、1908（明治41）年末に浮田和民の避妊必要論が『毎日電報』紙上に掲載された。しかし、浮田和民の論考に対しては、1909（明治42）年2月、『統計集誌』に河合利安著「浮田博士の避妊必要論を読む」が、『統計学雑誌』に呉文聡「避妊法に就いて」が掲載され、避妊への反対意見を表明した（大阪市社会部労働課1933）。

荻野によれば、「産児制限」という言葉を避妊について使用した著書で日本においてもっとも早く出版されたのは、鴨田脩治著『産児制限論 一名避妊の研究』（1914（大正3）年、日本薬学協会出版部）である。これは、新マルサス主義や優生学について紹介したものであるが、サンガーに関する記述はまだなかった（荻野2008:28）。

以上のように、明治40年代（1907～1912年頃）には、避妊に関する著作がメディアに登場するようになったが、それらは点としての動きであり、相互に関連した動きにはなっていなかった。

##### 2-2-2 第2期 産児調節運動萌芽・展開期

— 1919（大正8）年～1926年（大正15）年

### (1) 産児調節運動萌芽期

1919 (大正 8) 年から 1920 (大正 9) 年初めにかけて、サンガーとバース・コントロール運動についての情報が日本にもたらされ、単に個別の知識人が避妊という事象に興味をもつのみならず、組織的な産児調節運動の動きが台頭した。日米間にバース・コントロール運動をめぐる人的ネットワークが形成され (荻野 2008:28-33)、この動きが、後のマーガレット・サンガーの日本招聘へとつながった。またこの時期に、産児調節運動家の執筆活動も開始された。

### (2) 産児調節運動展開期

1922 年 3 月、マーガレット・サンガーはロンドンで開催される第 5 回産児制限会議に出席する途中、改造社の招きで来日した。内務省は、マーガレット・サンガーが産児制限の公開講演をしないことを条件に上陸を許可したが、実際に講演は行われたのであり<sup>11)</sup>、山本宣治は、講演要旨を小冊子『山峨女史家族制限法批判』にまとめて 1922 年 5 月に発行、また同年末には普及版を著わし、無産階級の指導者に配布した<sup>12)</sup>。

その後、「日本産児調節研究会」(後述)が出版事業や講演会を実施し、産児制限の普及に努めたほか、羽太鋭治著『避妊と産児制限法』(1923 年 6 月)、沢田順次郎著『実際の避妊と産児制限法』(1923 年 11 月)が大規模な宣伝を行ったため「避妊といふ事に付いては、大いに宣伝された」(飯島 1925b:39)<sup>13)</sup>。

第一期の主たる担い手となった「日本産児調節研究会」設立は、マーガレット・サンガーが帰国する際に、石本静枝に日本の産児制限運動のためにと資金(五百円)を託したことに端を発する(岡野 1930)。1922 年 5 月、男爵石本恵吉、加藤(加治)時次郎、安部磯雄、松岡駒吉、木村盛、岡野辰之助等が、「日本産児調節研究会」を創立、機関誌『小家族』を発行することを決定した。このほか、「産児調節研究会叢書」として、叢書第一篇・石本静枝著『産児制限論を諸方面より観察して』(1922 年 10 月)、叢書第二篇・石本恵吉著『我人口問題と産児調節論』(1922 年 12 月)、叢書第三篇(上)・松村松年著『生物学上より見たる産児調節論』(1923 年 1 月)、同(下)・松村松年著『生物学上より見たる産児調節論』(1923 年 3 月)を刊行し、全国の会員に頒布した<sup>14)</sup>。他にも、安部磯雄、石本恵吉、石本静枝らが講演会の講師を積極的に務めるなどしたことにより社会の注目を浴びるようになり、会員も全国から集まったという。しかし、機関誌『小家族』は一卷のみで終刊となり<sup>15)</sup>、1923 年 9 月の関東大震災とその後の意見対立などにより研究会は分

裂状態となった（飯島 1925b）。研究会も機関誌も短命であったが、そこに集まった人々の多くはその後、執筆・出版活動や、講演や相談所の開設支援などを行い、産児調節の中心的担い手となっていった（荻野 2000）。

機関誌『小家族』第1号は8頁のみの小冊子で、「日本産児調節研究会」によって、1922（大正11）年5月13日発行されている（発行兼編集兼印刷人は石本恵吉）。「産児調節研究会設立趣意書」には、問題意識の根底に人口問題があることが明示されている。出生率の増加は、母親の健康悪化、乳児死亡率増加、子どもの教育負担増大等の問題などを引き起こしたのみならず、同時に、私生児、墮胎や嬰兒殺しの増大という道徳的問題を生み出したことが指摘されている。このような状況下で、「何れの方面より観るも正当無害なる方法によつて、ある程度の産児調節を行ふことは」「決して反道徳的行為ではなく、寧ろ社会的にも道徳的にも現下の急務と云はなければならぬ。本会は広くこの趣旨を徹底せしめんがために起つたものである」と自らのその立場を表明している。

「会則」には、本会の目的が産児調節に関する諸問題を「研究」することにあること（第二条）、そのために、講演会の開催、雑誌の刊行、その他必要な施設の設置の三つの事業を実施すること（第三条）、機関誌『小家族』を月一回発行すること（第九条）などが明記されている。会員資格は二十歳以上であり（第七条）、入会希望者は年会費一元を添えて申し込む（第六条）。会員には、本会の講演会参加の権利が与えられ、機関誌が配布される（第八条）（不二出版、第14巻、2003（282）：1-4）。

『小家族』第一号の目次は表2-1のとおりである。「本誌刊行に就て」（編集人石本恵吉が執筆したとみられる）に、「産児調節の問題は賛否相交錯して可なり紛糾をみており」とあることから、1920年代初頭には賛否両論が混在していたと推察できる。先の設立趣意書からは「道徳的」見地から反論がなされていたこともわかる。また「本誌の主たる使命は産児調節の研究であるが、その実行方面も任せざるを得ない」が、出版上の法律的制約により「物足りない感があることを免かれ難く、会員の「宥恕を乞わねばな」らないという記述からは、避妊の具体的方法についての需要が高いにもかかわらず、そこには踏み込めないという事情がうかがえる。さらに「特にこの問題が婦人の性の問題として重要」であるから「婦人会員諸氏の活躍を期待する」とあることには、妻でありかつ産児調節運動家として活躍していた石本静枝の影響があったと考えられる。

加藤勘十「産児調節の視界」によれば、当時避妊の可否は、優生学・女性解放論・経済問題・人口問題の観点から論じられていたという。優生学的見地から産児調節に反対する

表 2 - 1 『小家族』第 1 号の内容

執筆者	記事名	主な内容
安部磯雄	「産児制限に就き受け取った手紙」	人々が避妊を必要とする理由に基づき、避妊は非道徳的ではないと主張。
布川静淵	「小家族制の主張」	一夫一婦制による小家族という家庭形成の見地より避妊の必要性を主張。
加治時次郎	「予の産児調節意見」	伝染病予防のため、母体の保護のためなど、医学の見地からの避妊の必要性を主張。
石本恵吉	「我人口と食糧の調節」	人口増加に伴う食糧問題の解決の見地から避妊による人口抑制を主張。
石本静枝	「婦人解放と産児調節」	婦人解放、自主的母性の見地から、母親の出産に対する自己決定の重要性を主張。
加藤勘十	「産児調節の視界」	産児調節の可否を、優生学、女性解放、経済問題、人口問題の見地から整理し、避妊の必要性を多面的に主張。
(石本恵吉)	「本誌刊行に就いて」	産児調節に対する賛否両論があるが、本会は社会の必要性から生まれたと主張。
	「産児調節研究会設立趣意書」	産児調節は道徳的にも社会の急務であり、本会はこの趣旨の徹底を目的とする。
	「編輯者より」「投稿規定」	

者はほとんどないという状況であったが、経済問題、人口問題の見地からは賛否が交錯していた。当時人口増加が大きな社会問題となっていたが、人口増加問題に対する解決法としては、海外移住（移民政策のことを指しているが、植民地化や戦争も選択肢の一つとして論じられていた）、海外から食糧輸入（食糧政策）、産児調節による人口抑制（人口政策）の3つの選択肢の間で議論が闘わされていたが（石本恵吉「我人口と食糧の調節」）、避妊反対派は「直ぐ国防とか人口とか」を口にし、人口減少による国力の低下への危機意識を顕わにしていた（加治時次郎「予の産児調節意見」）。

また、この第一期「産児調節萌芽期」は産児調節の可否の論争が中心であったが、安部

磯雄「産児制限に就き受け取った手紙」によれば、「中流階級に属する人からも労働者階級からも」「かなり多くの手紙を受取り、その数は「二百通以上」に及んだ。多くの人が、第一に多産による生活難回避という経済的問題のため、第二に母胎の健康の保護のために避妊の必要性を感じていたという。

このような状況を受けて、1923年頃から、産児調節運動の関心は産児調節（避妊）の理論から実践へと徐々に移行した。関西では、山本宣治や日本労働組合総同盟の大阪連合会に属する労働運動家たちが、1923年1月に労働者階級を対象にした「大阪産児制限研究会」（2-3-1参照）を設立し、講演会の開催やパンフレットの発行、会員への避妊相談などの活動を開始した。それに引き続き、1923年5月に同神戸連合会を中心に神戸産児調節制限研究会を発足させ、以後京都、岡山、名古屋、徳島にも相次いで研究会が組織された（鈴木 1995）。

その後、山本宣治は1925年2月に産児制限評論社を創立し、月刊誌『産児調節評論』を発刊した（同年10月に『性と社会』に改題。1926年廃刊）。関西のみならず、東京からも産児調節運動に携わる多くの人が参集し、マーガレット・サンガー、ハヴェロック・エリスをはじめ、国外の評論も多数紹介されている。

これにより一層啓蒙活動の範囲が拡大し、関西の運動は、労働組合、農民組合を通して都市のみならず農村にも広がりを見せた（鈴木 1995、荻野 2000）。『産児調節評論』No.1（1925年2月）に掲載された野田きみ子（研究会長）「避妊を望む人々」によれば、大阪産児制限研究会へは「机上、山をなす書信」が届いた（野田 1925:28-9）。その相談が「如何に問題が切実であるか」を示すために紹介された2通の手紙が樺太（男性）と朝鮮の京城府（女性）からのものであったことから、本誌の読者が日本国内のみならず外地にも広がっていたことがわかる。また山本宣治自身も「一体毎日々々私に宛てて、返信料封入で避妊法伝授の要求が何十通もとびこんでくる」（山本 1925:38）と記しており、一般の人々の避妊の具体的方法への関心が高まっていたことがわかる。

関東にあつては、「日本産児調節研究会」解散後の1924年1月、飯島銀治郎と岡野辰之助が、産児調節運動の母胎となる組織の不在を案じ、東京市に「妊娠調節相談所」（1924（T13）年5月に「受胎調節相談所」に改称）（2-3-2参照）を開設、「一般の相談相手となつた」（飯島 1925b:40）。1924年9月には、叢書第一編として飯島銀治郎著『受胎調節論』を、1925年1月には、叢書第二編として柴田スサ著『祖先の行つた人口調節』を刊行した。さらに、岡野辰之助を中心として「人口問題研究所」を創立し、相互に関連し

て主義の宣伝に大いに努めた」(飯島 1925b:40)。1925 年 10 月には人口問題研究所「避妊相談部」が、主事岡野辰之助の名前で「避妊相談部趣意」、さらには「避妊相談部案内」を出している(鈴木編 1995:610-611)。

1924 年に 6 月には、小川隆四郎が、加藤(加治)時次郎と安部磯雄らを顧問として「妊娠調節相談所」を開設(飯島 1925b)、その後、小川隆四郎が平民病院を離れて「日本妊娠調節相談所」(2-3-3 参照)を開設した(加治 1925:146)。また、1925 年 11 月には、加藤(加治)時次郎の平民病院内に小池四郎の「中央産児調節相談所」(2-3-4 参照)が設けられた(飯島 1925b、鈴木編 1995)。これらの相談所では、面談、または郵送による相談を通じて具体的な避妊法を指導を行ったり、避妊器具・薬品を販売するなどしていた(飯島 1925b、鈴木編 1995)。

### 2-2-3 第 3 期 産児調節運動普及期 — 1927 年～1930 年

鈴木(1995)は、産児調節運動が「いちじるしく高揚をみせた」時期として、1929 年から 1931 年頃を挙げている(鈴木 1995:62)。この時期は経済恐慌が深刻化した時期であり、労働組合が本格的に産児調節に肩入れするようになり、労働組合と協力した優生相談所、産児調節相談所も複数開設された。

1920 年代半ば頃の産児調節運動は、山本宣治を中心とする関西における運動が中心となっていた。それに対して、東京では大きな組織的運動でなく、個別に活動がなされていた。そのような状況下で、布施亮、野尻与頭、馬島憊らが、「団結の必要」を感じ、布施亮、野尻与頭、小川隆四郎が発起人となり、1927(昭和 2)年 11 月に、「産児制限普及会」(産児制限運動聯盟)の発足式が主婦之友社で行われた(村上 1942→2001)。この「産児制限普及会」が山本宣治が退いた後の第 3 期の産児調節運動の中心的存在となった(藤目 1986:87-8)。

「産児制限普及会会則」(『産児制限』2(2),1929.3)によれば、会長には安部磯雄、評議員には、青野即本、布施亮、馬島憊、村上雄策、野尻与頭、小川隆四郎ら 12 名、常任理事兼書記に、青野即本、野尻与頭、小川隆四郎が、会計には小川隆四郎、布施亮が名前を連ねている。会長は安部磯雄であり、1926 年 6 月に機関誌『産児制限』を刊行し(のちに『産児制限評論』に、さらに『産児調節』に改題)した<sup>16)</sup>。機関誌では医師や薬剤師による避妊技術の研究の成果や新器具を紹介し、それらを代理部を通じて希望する人々に頒布した。藤目によれば、本誌は山本宣治の『産児調節評論』に比較すると「著しく実



実践的な性格」(藤目 1986:88)をもつものであった。

「産児制限普及会会則」会則によれば、「産児制限普及会」の目的は「産児制限ニ関スル諸般ノ問題事項ヲ研究発表シ、之ガ最善ノ実ト方法ヲ普及」であり(第二条)、そのために、言論機関として『産児制限』を発行し、随時講演会を開催することなどが定められている(第三条)。「会員」は、賛助会員・特別会員・顧問に分けられ、年会費は「本会ノ事業運動ヲ賛助」する賛助会員が二円以上、「本会ノ事業運動ニ対シ率先之ニ当」る特別会員は十円以上と規定されている。

創刊号である『産児制限』第一巻第一号(1928年6月)<sup>17)</sup>の巻頭言「産調運動の重要性」(大瀧正義)では、人口問題の立場から無制限なる出産を阻止する必要があるにもかかわらず、それは不道德と批判されるが、そのような古い見方により、「何程幸福を取り逃して居るだろう」と、古い道徳を破壊することが必要だと訴えかけられている。また、「サンガー夫人の主張」(譯者)の掲載にあたっては、「夫人がかなり以前に発表したものであるが」、「斯界の第一人者」であるため、「教えられる所が少からずと思ひこれを掲載した」としている。つまり、産児制限普及会の活動はマーガレット・サンガーの影響を大きく受けているが、このことは、1920年代末にあっても読者層の間ではまだマーガレット・サンガーについて需要があったことを示している。

もう一点特筆すべきは、避妊に関する広告の多さである。『産児制限』第一巻第一号(1928年6月)の全広告16件中、半数の8件は産児調節相談所の広告であった。しかも広告には、紹介する相談所は「産児制限運動に大なる努力を払われている方々で有り、共に信来の出来るもので有ります。若し相談者の内で御不満の点御認めの方が有りましたら当聯盟まで御申出で下さい」という「おことわり」が明記されており、馬島憊や小川隆四郎も名前を連ねている。その他も避妊具(妊娠調節用ゴム製品)店1本、薬局4本の広告があり、後者には飯島銀治郎の名前もある。また、「産児制限相談所一覧(ABC順)」には11箇所の相談所が掲載されている。

また、この時期には女性実践家の活動もめざましかった。大阪では、産婆の柴原浦子や医師の尾崎豊子らが活躍した<sup>18)</sup>。東京では、奥むめおらの愛児女性協会が医師の馬島憊らと協力して産児制限相談所を開設した。「東西いずれの相談所も引きも切らず盛況であった」(鈴木 1995:66)。

#### 2-2-4 第4期 産児調節運動受難期 — 1931年～1937年

1931年1月には、産児調節運動関係者の連合をめざして「日本産児調節連盟」が発足し<sup>19)</sup>、名誉会長に安部磯雄、理事長に馬島憺、会長に石本静枝、理事に河崎なつ、金子(山高)しげり、村岡花子らが就任した。1931年2月には大阪の「日本産児制限協会」<sup>20)</sup>が正式に加盟、同年5月には柴原浦子、新妻伊都子らも理事に加わった。

しかし、1930年12月27日に政府から「有害避妊器具取締規則」(内務省令第40号)が公布され(1931年1月1日施行)、避妊ピンや子宮内注入器などの避妊具や薬品の押収、関係者の検挙が始まった。先に挙げた「産児制限普及会」の有力な活動家であった小川隆四郎がこの法律違反の嫌疑で逮捕されたことは、産児調節運動を衰退に向かわせる一つの契機となった。また、「日本産児調節連盟」では内部対立が生じ、さらには、1931年6月に結成された「無産者産児制限同盟(プロBC)」からも攻撃を受けて、1932年3月に解散するに至った(鈴木1995)。

1932年5月には、石本静枝を中心に、平塚らいてう、河崎なつ、新妻伊都子らが創設委員になり、「産児調節婦人連盟」が結成された<sup>21)</sup>。石本静枝はアメリカのマーガレット・サンガーのもとで1年間、産児調節の技術について研修を積み、1933年8月に帰国し、1934年3月に産児調節クリニックを開設したところ、相談者が殺到したという。

以上のように、1930年代になると産児調節運動に女性たちが多く参画してしたことがわかる。しかし、日本産児調節婦人連盟の相談所も1938年1月には当局の弾圧により閉鎖に追い込まれるなど、日本の産児調節運動は衰退の一途をたどった(鈴木1995)。1938年5月には、内務省警保局から「婦人雑誌ニ対スル取締方針」が各出版社に示され、性に関する記事や避妊広告等は取り締まりの対象となり、産児調節の動きは一挙に影を潜めることとなった<sup>22)</sup>。

#### 2-3 産児調節相談所の活動

本節は、前節で紹介した産児調節運動のなかで中心的な位置を占めた産児調節相談所(機関)に焦点を当てる。大正期に開設され、避妊の実践にかかわる活動を行った以下の4ヶ所の研究会および相談所を取り上げて、当時の活動内容を探ることとする<sup>23)</sup>(表2-2参照)。これらの組織は1922～1925年の間に開設されているが、これは先述した産児調節運動の第2期(2)「産児調節運動展開期」(1922年～1926年)にあたっており、第3期「産児調節運動普及期」(1927年～1930年)にかけて活動を行っていた。

- (1) 産児制限研究会（大阪、京都、神戸等）
- (2) 妊娠調節相談所（後に受胎調節相談所に改称）
- (3) 日本産児調節相談所
- (4) 中央産児調節相談所

### 2-3-1 産児制限研究会（東京、大阪、京都、神戸等）

1922年12月に産児制限研究会主催で行われた安部磯雄の講演会が「大変な盛況で、その後続々」と「研究会への入会希望者が現れ、素晴らしい活気を呈し」たため、1923年1月に、山本宣治と日本労働組合総同盟大阪連合会に属する労働運動家たちが「大阪産児制限研究会」を発足させ、講演会やパンフレットの発行、会員への避妊相談などの活動を開始した。その後1925年2月に、山本宣治は産児制限評論社を創立し、月刊誌『産児調節評論』を発刊した（同年10月に『性と社会』に改題。1926年廃刊）。それに引き続き、1923年5月に同神戸連合会を中心に「神戸産児制限研究会」が結成されたのをはじめ、京都、岡山、名古屋、徳島にも相次いで研究会が誕生した（鈴木1995）。

先にも紹介したが、大阪産児制限研究会会長の野田きみ子によれば、同研究会へ「机上、山をなす書信」が届き（野田1925:28-9）、パンフレット『産児制限研究』（1923年5月発行。1冊10銭、送料2銭）は「大変な好評」を博したという（野田1923→不二出版、第2巻、2000（24）:203-214）。同会で活躍していた神田柳一（三田村四郎）も、「内地各県は無論北海道、満州、朝鮮、台湾等より毎日何十通と云ふ入会申込みに接し、或る時の如きは一度に二百何十通もの照会やら入会申込に接してどれから手を付けて良いやら、暫くアツ気を取られてこの多数の手紙をみつめていたこともありました」と記録している（神田1925:26）。また、山本宣治も、先にも書いたように「一体毎日々々私に宛てて、返信封入で避妊法伝授の要求が何十通もとびこんでくる」（山本1925:38）と記しており、1925年当初には、会員が「五千を突破」する盛況ぶりであった（鈴木1995）。

「京都産児制限研究会」（1923年設立）の『『実行方法』を知りたい人への文書』（手書き）には、「実行方法を知らせ」て欲しいという信書での問い合わせに対して、「実行方法の公開は禁じられている」ため、「実際の現状をお知らせ願いたい」とし、「必要と認められた時は相互に研究もし医師の報告等」を通知すると返信している（京都産児制限研究会1923→『性と生殖の人権問題資料集成』第2巻2000（19）:171）。

「神戸産児制限研究会」（1923年7月設立）では、設立後2ヶ月で会員が「三百数十名」

表2-2 考察対象とする産児調節相談所

組織名称	設立年	場所	主宰者	備考
(1) 大阪産児制限研究会	1923年1月	大阪市	野田きみ子(会長) 山本宣治	総同盟大阪連合会を中心に設立。独立した相談所は併設せず。避妊の相談には山本宣治、三田村四郎などがかわる。
(2) 妊婦調節相談所	1924年1月	東京市	飯島鏡治郎 岡野辰之助	1924年8月に受胎調節相談所と改称。同時に、人口問題研究所(代表岡野辰之助)を設立し連携して活動を実施。
(3) 日本妊婦調節相談所	1924年8月	東京市	小川隆四郎(理事)	顧問:加藤時次郎、安部磯雄、石本恵吉、間島備、石本静枝。1924年6月に母体となる相談所が平民病院内に開設。
(4) 中央産児調節相談所	1925年1月	東京市	小池四郎(代表者)	平民病院内に設置。相談所委員:安部磯雄、加藤時次郎、山本宣治、鈴木文治、島中雄三、土田杏村、日本工人倶楽部

に達した。奥田宗太郎によれば「設立当時はからかひ半分の入会も多く可なり的高级な役人が品の悪い動機から種々の質問を寄せて来たが此頃は宣伝が徹底して真の労働者階級、無産者階級から家族や生活の実情を訴えて来ている」（奥田 1925：27）ということであった。相談には必要に応じ、馬島憊からの回答（親展書）やパンフレットが送られた。

### 2-3-2 妊娠調節相談所（後に受胎調節相談所に改称）

薬剤師の飯島銀治郎は、1924年1月、東京に「妊娠調節相談所」を開設、同年5月に、「受胎調節相談所」に改め、「従来の弊害を改善し、会員組織」とした。同時に人口問題研究所を設立し、「人口問題研究会避妊相談部」を設置し、両者で連携して産児調節の主義の宣伝を行った<sup>24)</sup>（飯島 1925）。

1925年10月に、「人口問題研究会避妊相談部」主事岡野辰之助の名前で「避妊相談部趣意」が出された（鈴木編・解説 1995:610）。会費として一円を払えば「如何なる事柄でも、苟くも避妊に関することでしたら御質問に応じ、明快な適確なる解答をいたします」としている<sup>25)</sup>。また、同「避妊相談部案内」（1925年）では、避妊法や避妊薬、避妊器具に関する相談以外に、避妊薬や避妊器具の取り次ぎ、医師の相談も行っていること（医師相談の紹介料は五円）が紹介されている（鈴木編 1995:600-611）。

飯島銀治郎により公表された1924年1年間の「妊娠調節相談所」に関する統計によれば、出問者数は年間で男性5,304人、女性1,370人、計6,674人で、全体の約8割が男性であった。相談者の居住地は、北海道から沖縄は無論、台湾、朝鮮、満州、樺太にも及んでいた（飯島 1925b）。

### 2-3-3 日本妊娠調節相談所

日本妊娠調節相談所は小川隆四郎によって1924年8月に東京市内に開設された。理事に小川隆四郎、顧問に加藤（加治）時次郎、安部磯雄、男爵石本恵吉、馬島憊、石本静枝ら日本産児調節研究会の中心メンバーが就任した<sup>26)</sup>。

「日本妊娠調節相談所 趣意書」（1924年8月）によれば、同相談所の設置の目的は、人口増加対策として産児調節（避妊）を普及させることであった。人口増加による生活難の問題として、第一に国民の健康問題（「栄養不良」）、第二に国民の教育問題（「無学」）、第三に性秩序の混乱（「乱交」）による花柳病（「不具疾病」）者の増大が指摘され、この解決が喫緊の課題となっていたが、このような人口増加が国民に与える「大なる不幸」を

回避するための方法は「妊娠調節の外ない」からであった（小川 1924 →不二出版第 3 巻 2001（28）：16-19）。

同相談所の「所則」は以下の通りである。

第一、本所の目的は妊娠調節に関して国民の相談相手たるに在り

第二、本所の目的を達する為に左の事業を行ふ

- 一 相談所
- 二 印刷物の発行
- 三 講演会
- 四 其他必要なる施設

第三、本会の経費は会員の入会金、料金、篤志家の寄付及び図書印刷物の純益を以て支弁す

第四、本所の会員は終身会費入会金（終身会員）金一円五十銭を払ふべきものとす

第五、会員は質疑を試むる事を得、又た実費を以て本会発行図書の頒布物品の供給を受くる事を得

第六、本所は各地に支部を置く

相談、講演会、印刷物配布を行うほか、コンドーム（ルーデサック）、避妊ピンや子宮帽など、洗浄器、薬品など避妊具の頒布も行っていた。

小川隆四郎の妊娠調節相談所が全国でも有名になったのは、積極的に宣伝活動を行ったことによる。それ以降全国から手紙が届き、「一日二百通を越ゆることは珍らしく」なく、それに対して一々パンフレットを送つて、知識を与へた。小川隆四郎『妊娠調節の実知識』（1924）において、最も簡便かつ確実な方法として推奨していたのが避妊ピン（「黄金子宮栓」）であり<sup>27)</sup>、実際に避妊ピンの注文も「相当の数に上つた」（村上 1942 →不二出版第 8 巻 2000（118）：1-65）という<sup>28)</sup>。

#### 2-3-4 中央産児調節相談所

1925 年 11 月に、小池四郎を代表として平民病院分院内（東京市内）に設立された大阪産児制限研究会系列の産児調節相談所<sup>29)</sup>、平民病院分院内（東京浅草区駒形川岸）に開設された。相談所委員としては、安部磯雄、加藤（加治）時次郎、山本宣治、鈴木文治（労働総同盟会長）、島中雄三、土田杏村、日本工人倶楽部が名を連ね、「日本の産制

運動の新しい一中心」と注目された。

「中央産児調節相談所規則」によれば、「医学上又は経済上産児調節の必要ある結婚者に、その方法を教示或は施術するを主なる目的とし、併せてその方法を研究するを附属目的とする」組織であり、所長、医師、相談係、書記、看護婦を配置している。相談、施術の対象を、医学上・経済上、方法の教示や施術が必要と認められた既婚者のみに限定し、戸籍謄本を提出させていた。必要に応じ避妊器具や薬品の頒布も行った（「中央産児調節相談所規則」『性と社会』2（2）1926:53）。

相談所の宣伝には「貧乏で子供がもてない方！ 身体が弱いか 悪い病気が<sup>ママ</sup>の為に生まれた子供も生んだ親も 身体を悪くする様な方！ 御えんりよなく御出でなさい、親切にご相談に応じます。」とあった（『性と社会』2（2）1926:52）。文章に平仮名が多く用いられていることから、妊娠調節相談所の利用者が労働者階層に広がりつつあったと推測することができる。

大阪市社会部労働課の文書には、産児調節相談所について、「我国に於ては大正十二年の震災後東京に於て小池四郎氏の中央産児調節相談所（安部磯雄、加藤時次郎、山本宣治の諸氏を顧問として浅草区の平民病院内に設置された）、小川隆四郎の実施所等が現はれ、昭和四、五年には首都都市に相談所が簇生するに至つたが、昭和六年来徐々に清算されるに至つた」（大阪市社会部労働課 1933:10）と記録されていることから、産児調節の実践面の指導者として小池四郎と小川隆四郎が主宰する産児調節相談所の活動は社会的にも注目を集めていたことがわかる。

次節では、これらの産児調節相談所の利用者に視点を転じる。

## 2-4 産児調節相談所の利用者層と避妊実践の普及

### 2-4-1 各相談所の利用者

#### （1）中央産児調節相談所の利用者

もっとも詳細な記録が残っているのは、小池四郎が主宰する「中央産児調節相談所」の155名の利用者に関する報告である（小池、1926a →不二出版第3巻,2001（39）:214-216）。1926年5月31日の日付で、「統計資料 — 相談者 NO.1 より NO.155 迄の 155 家族」とあるため、1925年11月の設立後の当初から数ヶ月の利用者のデータであると考えられる（以下、「小池統計」と表記）。

「小池統計」によれば、本相談所の利用者は以下のものであった。

- ①平均世帯人員（別居者でも扶養義務のある者は含める）：5.8人
- ②平均世帯収入（妻の収入も加算した世帯の月収）：72円
- ③一世帯一人あたりの平均生活費（月）：12.45円
- ④避妊の理由：「貧困」を理由に挙げている者：8割弱。（表2-3参照）
- ⑤相談者の年齢：相談者夫婦の年齢は、31-40歳が妻46.5%、夫47.6%と、ともに半数近くを占め一番多い。次に多い年齢は、妻が20歳代後半29.2%、夫が40歳代26.2%となっている。（表2-4参照）
- ⑥平均子ども数：3.4人。相談者の子ども数は、多い順に、子ども3人が23.4%、4人が22.7%となっている。妻の年齢別に平均子ども数をみると、40歳以上の妻は7.3人、30歳代4.6人、20歳代後半3人と、年齢が上がるにつれて子ども数が多くなっている。小池四郎は、子沢山による生活苦問題のために避妊を必要とする相談者が多いと分析している<sup>30)</sup>。（表2-5、表2-6参照）

#### ⑦職業と社会階層

俸給生活者が45.5%であり、全体の約半数が新中間層である<sup>31)</sup>。

ただし、俸給生活者を「下級」とそれ以外で分類すると、下級俸給生活者が6割を占める。（表2-7参照）

要約すると、相談者は約半数が俸給生活者、すなわち新中間層であるが、新中間層といえども下級俸給生活者が多かった。また、相談者（夫婦）の年齢は30歳代が約半数を占めており、妻が30歳代の夫婦の平均子ども数は4.6人であった。これらのことから、避妊は、「打ち止め」による子ども数の抑制を目的としており、それにより、家庭の経済問題に対処するために必要とされていたのではないかと考えられる。結婚当初から子ども数と出産タイミングをコントロールすることを意図する「家族計画」という考え方はまだ異なっていた。

#### （2）大阪産児制限研究会の利用者

山本宣治は、大阪産児制限研究会に、1923年10月頃～1924年9月までの「宣伝開始後一年未満」に入会した218名の会員に関する情報を公開している（山本、1924→1979。以後、「山本統計」と表記）。「山本統計」によれば、利用者の状況は以下の通りである。



### ①避妊の理由

「生活難」が 53.5 % (117 人)、「衛生上」が 23.4% (51 人)、その他が 4.1% (9 人)、不明が 18.8% (41 人) となっている。最も多い理由が、「生活難」のうちの「養育難」「教育難」で全体の 44.0 % (96 人)、次に多いのが「衛生上の理由」(健康上の理由)で、夫婦の一方、もしくは双方の「虚弱」が 21.1 % (46 人)であった。

「生活難の中では、生んでも此位の薄給では家内の面々が遂に餓死するといふ養育難が第一位、衛生上の動機では、母体が弱いから、或はかやうに年子を生んでは健康がとても維持されぬといふのが第一位にある」と山本は説明している(山本、1924 → 1979:219) (表 2 - 8 参照)<sup>32)</sup>。

### ②世帯収入(月収)

月収 100 円以下の「無産」、101 ~ 300 円の「中産」、301 円以上の「中産及び其以上」に分けた結果、全体の 67.0 % (146 人)が「無産」に属しているが、「無産」のうち月収 50 円以下の貧困層は 31.5 % (相談者全体の 21.1 %)であり、残りの約 7 割は 51-100 円の月収を得ていた。「無産:51-100 円」「中産」、「中産及び其以上」を合わせると、不明者を除いた相談者総数(189 人)の 75.7 % (143 人)を占めており、月収 50 円以下の低所得の者は 24.3 %と約 1/4 であった(表 2 - 9 参照)。

### ③職業

俸給生活者がもっとも多く全体の 38.1 % (83 人)を占めている。俸給生活者、自由職業者、小規模商工業経営者に属する人が全体の約 6 割(137 人)に上る(表 2 - 10 参照)。

### (3)産児調節相談所の利用者

飯島銀治郎は、1924 年の 1 年間の妊娠調節相談所(後に受胎調節相談所に改称)への相談者の統計を公表している。相談者は男性 5,304 人、女性 1,370 人、計 6,674 人で、全体の約 8 割が男性であった。他の相談所での相談者の性別データが存在しないため推測の域を出ないが、当初、産児調節相談所を直接訪れたのは妻ではなく夫であった可能性が高い。

また、相談者の居住地は、北海道から沖縄のほか、台湾、朝鮮、満州、樺太にも及んでいる(飯島 1925)。先述したように、大阪産児制限研究会においても満州、朝鮮、台湾等から多数の手紙が届いたことも考慮すると(神田、1925、野田、1925)、利用者は内地(国内)にとどまらず外地(植民地)へも広がりを見せていたとみてよいであろう。

理由	人数	%
病気	10	6.5
病気と貧乏	26	16.8
貧乏	119	76.8
計	155	101

注)小池(2001)214頁  
人数は原資料のまま。%は再計算したため資料と若干異なる箇所がある。

妻		夫	
年齢(歳)	人数	年齢(歳)	人数
19以下	1	25以下	5
20-25	28	26-30	32
26-30	42	31-40	69
31-40	67	41-50	38
41以上	6	51以上	1
計	144	計	145

注)小池(2001)215頁  
人数は原資料のまま。%は再計算したため資料と若干異なる箇所がある。

妻		夫	
年齢(歳)	人数	年齢(歳)	人数
19以下	1	25以下	5
20-25	28	26-30	32
26-30	42	31-40	69
31-40	67	41-50	38
41以上	6	51以上	1
計	144	計	145

注)小池(2001)215頁  
人数は原資料のまま。%は再計算したため資料と若干異なる箇所がある。

表2-6 相談者(妻)の年齢と子ども数  
(中央産児調節相談所利用者)

年齢(歳)	相談者数	平均子ども数
19以下	1	1
20-25	25	1.4
26-30	32	3
31-40	58	4.6
41以上	4	7.3
計	120	

注)小池(2001)215頁

表2-7 相談者の職業(中央産児調節相談所利用者)

職業カテゴリ	職業	人数	小計(人)	小計(%)	
俸給生活者	下級会社銀行員及店員	22	36	27.3	
	下級官公吏	13			
	下級軍人	1			
	労働者	会社銀行員	9	24	18.2
		官公吏	4		
		教員	11		
労働者	熟練労働者	12	17	12.9	
	非熟練労働者	5			
自営業者	商業者	13	28	21.2	
	工業者	4			
	小承認	10			
	小工業者	1			
農業	農業者	5	19	14.4	
	小作農夫	14			
自由業	自由業者	1	2	1.5	
	宗教家	1			
その他	学生	1	6	4.5	
	重役	1			
	無職	4			
計		132	132	100	

注 小池(2001)214頁。  
「6. 相談者職業別(夫ニ附キ)」をもとに類型化を行った。

理由		人(%)	小計
生活難	養育難	75(34.4)	
	教育難	21( 9.6)	
	「足手まとい」	12( 5.5)	
	家庭の平和	9(4.1)	117(53.7)
(医学上)	母体虚弱	42(19.3)	
	父体虚弱	3( 1.4)	
	夫妻虚弱	1( 0.5)	
	遺伝上	5( 2.3)	51(23.4)
その他	研究上	6( 2.8)	
	他人の救済又は宣伝	2( 0.9)	
	生殖罪悪説	1( 0.5)	9( 4.1)
不明	不明	41(18.9)	41(18.9)
		218(100)	218(100)

注)山本(1979:220)「第一表」の%のみを再計算し、一部修正を加えた。

	月収(円)	人(%)	小計
無産	～50	46(21.1)	
	51-100	100(45.9)	146(67.0)
中産	101-150	24(11.0)	
	151-200	5( 2.3)	
	201-300	8( 3.7)	37(17.0)
中産及び 其以上	301-500	4( 1.8)	
	501～	2( 0.9)	6( 2.8)
不明		29(13.3)	29(13.3)
		218(100)	218(100)

注)山本(1979:221)「第二表」の%のみを再計算し一部修正を加えた。

職業	人(%)	
農業労働者	20( 9.2)	
工場労働者	43(19.7)	63(28.9)
俸給生活者	83(38.1)	
自由職業者	8( 3.7)	
小規模商工業経営者	46(21.1)	137(62.8)
学生	2( 0.9)	
無職	7( 3.2)	
不明	9( 4.1)	18( 8.2)
計	218(100)	218(100)

注)山本(1979: 221)「第三表」の%のみを再計算し、一部修正を加えた。

## 2-4-2 利用者の社会階層

産児調節運動の中の主要な活動である妊娠調節相談所にアクセスしていたのはどのような社会階層の人々であったのだろうか、さらに考察を加えることとする。

まず、月収に焦点をあてると、「山本統計」では、月収 51-100 円が 5 割弱を占めていること、また、「小池統計」では世帯月収の平均値が 72 円となっていることに注目したい。

1925（大正 14）年発行東京経済社版『会社員給与調べ』によれば、一般の銀行の初任給は、官立大学卒業者 60～70 円、高商、私立大学卒業者 50～64 円、中等教育卒業者 30～38 円となっている（河田編 1925）。また、週刊朝日編『値段史年表——明治・大正・昭和』（朝日新聞社 1988）によれば、銀行の初任給は、1926（大正 15）年で 50～70 円、公務員の初任給は、1926（大正 15）年で 75 円であった<sup>33)</sup>。また、南らは、新中間層の所得は、1920 年以降は年収 800～5000 円に相当すると推計しており、これは月収約 60 円～400 円に換算できる。ただし、年収 800～5000 円（月収約 67 円～417 円）に達していたのは、官吏のなかでも上級官吏だけで、総官吏数の 9%に過ぎなかったという（南他 1987）。

この南らの情報を参考にすると、先の「小池統計」の平均世帯月収 72 円という数字は、かろうじてであるが上級官吏のカテゴリーに含まれる金額となっている。「山本統計」では、南らによる新中間層の基準におおよそ合致する月収 60 円～400 円の者が、「不明」を除いた相談者（189 人）の 74.5%を占めている。この数字は、南らの基準外の月収 51 円以上 60 円未満の者を含んでいるのであるが、それを考慮しても、上級官吏相当の月収にあたる者が四分の三程度いたということは、所得が相対的に高い層であったと推察される<sup>34)</sup>。

次に、職業による分類をみると、「小池統計」の 45.5%、「山本統計」の 38.1%が「俸給生活者」である。南ら（1965）によれば、新中間層が全体に占める比率は、1903（明治 36）年 2.38%、1917（大正 6）年 5%、そして 1925（大正 14）年に 11.5%となったと推定されている（南他 1965）。また、門脇厚らは、新中間層の有業人口中に占める比率について、1920（大正 9）年 5.5%、1930（昭和 5）年 6.9%であったと推測している（ただし東京では、1923 年には既に 13.5%に達していた）（永嶺 2001）。これらの数字を参考にすると、「小池統計」、「山本統計」では俸給生活者（それぞれ 45.5%、38.1%）の占める割合が相対的に高くなっていることがわかる。

中村牧子（2000）は、新中間層を「旧中間層（自営業者、地主・自作等）とも肉体労働者とも区別される頭脳労働者の階層」（中村、2000:48）と定義して<sup>35)</sup>、この新中間層が「一握りのエリート層」と「洋服細民」と呼ばれる非エリート層からなることを指摘している。エリート層とは、大企業、官公庁に勤務する専門職・管理職であるのに対し、非エリートは下級官吏、もしくは銀行や企業に勤務する事務職・販売職であった。また学歴別にみると、エリート層が、高校・高専・高師・大学卒以上であるのに対し、非エリートは、中学、実業、師範等卒であり<sup>36)</sup>、学歴が職業の大きな規定要因になっていた。家族や生活の状況は、エリート層が、妻の約8割が専業主婦で、子どもの教育に熱心な家庭であるのに対して、非エリート層では、生活に追われる貧しい勤労者であり、妻が内職をすることも多かったという（中村、2000）<sup>37)</sup>。

「小池統計」では、45.5%の俸給生活者はさらに、エリート層（会社銀行員、官公吏、教員）18.2%、非エリート層（下級会社銀行員及店員、下級官公吏、下級軍人）27.3%に細分化できる。中村のいう「一握りエリート層」がどの程度であったのかを示す定かな数字は不明であるが、俸給生活者のなかの約4割がエリート層であったという「小池統計」の数字は、社会階層の相対的高さを物語っていると理解してよいのではないだろうか。

また、約6割が非エリート層の俸給生活者（「小池統計」）であったといえども、かれらは中等教育以上の教育を受けた学歴エリートであり、大正末から昭和初期（1920年代後半）にかけては、活字メディアの特権的な享受者であり「読書階級」と呼ばれた階層に所属した<sup>38)</sup>（永嶺、2001:241）。山本宣治が、大阪産児制限研究会の利用者について、「無産者でも有識者らしく、殆ど例外無く、羽太鋭治、沢田順次郎両氏の『マ避妊産児制限法』マを買うて読まされた経験を有し」（山本 1924 → 1979:219）ていたと評した人々も<sup>39)</sup>、このような状況を反映したものと解釈できる。

しかし他方で、「小池統計」では、熟練・非熟練を含めた労働者が全相談者の23.5%を、「山本統計」では、月収50円以下という低所得者層が全相談者の21.1%（不明を除いた相談者の24.3%）を占めており、妊娠調節相談所の利用者には、2～3割の低所得者層も含まれていた。先述した層が、山本宣治の言葉を借用すれば、「無産有識」者であるのに対して、後者は「無産無識」者に相当し労働者階級に属していたと考えられるが、1920年代半ばには利用者の約1/4を労働者階級が占めていたことも見落としてはならない。

### 2-4-3 「愛児女性協会」利用者層との比較

最後に、以上の1923～1925年（大正末期）のデータと、産児調節運動の普及期（1926～1930年）から受難期（1931～1937年）に移行した1931年の状況との比較を試みてみたい。1931年は経済恐慌が深刻化した時期であり、このような状況下、労働組合が本格的に産児調節に取り組むようになり、関西を中心に労働組合と連携した優生相談所、産児調節相談が多数作られた。東京では、奥むめおらの「愛児女性協会」が医師の馬島憊らと協力して産児調節所を開設し、「東西いずれの相談所も引きもきらず盛況であった」（鈴木1995:66）。

ここで用いる1931年のデータは、1931年6、7月頃の2ヶ月間に愛児女性協会の「産児制限研究所」を利用した者（直接来所した者のみ）の情報である（無記名、1931。「愛児女性協会統計」と表記）。

まず、相談者夫婦の年齢については、「小池統計」（1925年）では妻が30歳代のケースが47%であるのに対して、「愛児女性協会統計」（1931年）では69%と約7割を占めている。月収については、月収50円未満の者は、「山本統計」（1923～1924年）では21%であるのに対し、「愛児女性協会統計」（1931年）では34%を占めている。月収100万円未満の者は、前者が67%であるのに対して、後者では90%を占めている。最後に、相談者の子ども数については、3人以下が、「小池統計」（1925年）では53%であるのに対して、「愛児女性協会統計」（1931年）では15%であり、5人以上は、前者が25%であるのに対して後者では72%に及んでいる。

つまり、1931年の愛児女性協会（産児制限研究所）の利用者は大阪産児制限研究会の1923～1924年の利用者に比較して、利用者の年齢が上昇し、子ども数が多く、所得が低くなっている。これらの数字は言うまでもなく直接比較できる性質のものではないが、産児調節運動が高揚をみせた時期に産児調節相談所を利用した者の社会階層が、それ以前の年代（大正末期）よりも下方に拡大していることがうかがえる。すなわち、大正末期の1920年代半ばから後半にかけては日本の産児調節運動の隆盛期に産児調節運動にアクセスした人は、新中間層（雇用ホワイトカラー）からより広く労働者階級（雇用ブルーカラー）にも徐々に広がりつつあったことを示す証左となるであろう。

### 2-4-4 1920年代前期の利用者

以上のことから、大正末期にあたる1923～1925年頃に、産児調節運動の一環として

設置された産児調節相談所を利用した人々は、第一に、階層としては、新中間層が中心であることが明らかになった。全国的、もしくは東京都の社会経済階層を考慮すると、産児調節相談所の利用者には新中間層の割合が高くなっていた。また、1930年頃の産児調節運動の全盛期と比較しても、1920年代中頃の産児調節相談所の利用者の社会経済階層が相対的に高かったこともわかった。

第二に、産児調節相談所の利用者の家族状況として、妻の年齢が20歳代後半～30歳代である者が全体の約3/4を占め、子どもが既に4～5人おり、養育困難、教育困難などの経済的理由から、これ以上子ども数を増加させない打ち止めの手段として避妊を実行することを希望して産児調節相談所を利用していたことも明らかになった。

第三に、1920年代半ば頃の産児調節相談所の利用者の約2～3割は低所得の労働者階級であった。1930年代になると利用者の社会経済階層はより一層下方に向けて拡大し、大衆化が進行した。しかし、1920年代前半にあつては産児調節運動の実践にアクセスできていたのは、新中産階級階級が主流を占めていたのであった。

この結果は、本章の冒頭で述べた産児調節運動の担い手たちの当時の述懐と符合している。1922年～1925年の「産児調節運動展開期」にあつては、産児調節運動における実践的な活動にアクセスできたのは新中間層の人々が中心であった。労働者階級層へこの活動が普及したのは、1920年代の末頃～1930年代前半にかけてであった。

次章では、産児調節運動の内実に目を転じる。1920年代の産児調節運動の担い手や産児調節を支持する識者たちの避妊に関する言説を精査することにより、当時、産児調節（産児制限）／避妊が社会でいかに受け止められ、いかに語られたていたのかを考察する。

## 2-5 小括

出生コントロールを目的とした避妊を日本に紹介したのは、1902（明治35）年に、小栗貞雄が『二六新報』に掲載した「妊娠制限法」であるといわれており、小栗により新マルサス主義の考え方と避妊法が紹介された。ただし、日本において、避妊の導入に向けて産児調節運動と称される実質的な動きが開始されたのは、1922（大正11）年3月のマーガレット・サンガーの来日以降であった。

産児調節運動は以下の4期に分けて捉えることができる。マーガレット・サンガーの来日を契機に産児調節運動は「展開期」（1922～1926年）、そして「普及期」（1927～1930年）へと向かった。



第1期：1918年まで — 産児調節運動前史

第2期：1919年～1926年 — 産児調節運動萌芽・展開期

(1) 1919年～1921年 産児調節運動萌芽期

(2) 1922年～1926年 産児調節運動展開期

第3期：1927～1930年 — 産児調節運動普及期

第4期：1931～1937年 — 産児調節運動受難期

第1期は、知識人らオピニオン・リーダーによる避妊の可否論争が行われた時期であった。産児調節運動が開始されてからも当初（第2期の前半）はその延長上にあっただが、第2期の後半になると、産児調節運動の関心が避妊の理論から実践へと移行するようになり、産児調節運動は大きく展開を見せた。この時期に主な担い手となったのが産児調節相談所であり、人々からの避妊の相談に応じたり、必要な避妊具を頒布するなどした。

主な産児調節相談所の利用者に関する記録から、1920年代の中頃の利用者の社会階層は新中間層（雇用ホワイトカラー）が中心であること、避妊を必要とする理由は、養育困難、教育困難などの経済的理由により、いまいる以上の子どもの妊娠を回避するための打ち止めの手段として避妊を必要としていることが明らかになった。1920年代は、新中間層において「少なく生んでよりよく育てる」という「少産優育」の心性が浸透するとともに、方法的にその実現が可能になった時代であると考えられる。1920年代後半になると、産児調節相談所の利用者は労働者階級（雇用ブルーカラー）へと拡大していった。

しかし、1930年12月に「有害避妊器具取締規則」が公布され、産児調節運動の弾圧に乗り出すと産児調節運動は衰退の一途をたどることになり、1930年代後半戦時色が強まるなか、避妊の普及活動は一次停止されることとなった。

## 註

1) マーガレット・サンガーの思想については、船橋(1986)、有賀(1987)、内田(1998)を参照。

2) 村上(1933b)によれば、安部『産児制限論』は当時7、8千部売れた。

3) 飯島(1925a)には、『産児調節論』と誤植されている。

4) 加藤時次郎は、5歳で両親が離婚、その後、父方の時次郎は祖父(加治)に預けられ、加治姓を名乗ったが、26歳の時(1883(明治16)年2月)加藤さだと養子縁組、その後、せんと結婚、加藤姓を名乗るようになった。加藤姓であったのは加藤家に婿養子に入った明治16年(1883年)から37年間の期間であり、1920年7月に加治に復姓している(成田1983)。

本稿では、「加藤(加治)時次郎」と表記する。

5) 『通俗造化機論』(ゼームス・アストン著 千葉繁訳述 1876年12月、稲田佐兵衛発行)は斎藤光編集『近代日本のセクシュアリティ 6 〈性〉をめぐる言説の変遷 アンソロジー 明治期の性言説をめぐる』(2006, ゆまに書房)に所収。造化機論ブームについては、上野(1990)にも詳しい。

6) 医学史家の阿知波五郎も、1800年代後半に英米系の造化機論が翻訳された際に、避妊の部分は訳出されなかったことを指摘している(阿知波1967)。

7) ただし、小栗の文献では、「新マルサス主義」という言葉は用いられていなかった。日本において新マルサス主義が紹介されたのは1904(明治37)年後半からであったが、当時、近代化、産業化に邁進している時代であったため歓迎されなかった。

8) ヨーロッパ留学から帰国した1890(明治23)年頃から、花柳病対策などのために「産児制限」の施術を実行していた医師の加藤(加持)時次郎は、実行の上では、自身が先がけであったが、著書で避妊について広く知らせたのは「小栗氏が嚆矢」であったと述べている(成田1983:426)。小栗(1903)については、太田(1969)にも詳しい。

また、堺利彦も小栗についても触れて以下のように述べている。「日本においても某々の諸氏は『社会改良実論』と称する書を著して、大いに此主義を鼓吹した。然し此書は真に主義の為にしたのであるか、売薬『貴女之友』の広告の為にしたのであるか、それは判然と分らぬ」(堺1907:196)。「貴女之友」とは、小栗が作らせた避妊用の膈座薬で、1個5銭で販売されていた。『社会改良実論』には、販売店名と住所まで記載されている(小栗1903→不二出版,第1巻2000(4):30-45)。

9) 欧米諸国の避妊運動については、荻野 (1994) に詳しい。

10) しかし、新マルサス主義は社会には受け入れられず沈静化してしまったという。例えば社会主義系の『週間平民新聞』では、第一号 (1903 (明治 36) 年 11 月 5 日) では、小栗の著書の大きな広告を掲載したのに対して、第二号からは広告は掲載されなくなった。また、同第九号 (1904 年 (明治 37) 年 1 月 10 日) では、巻頭に社説「浅薄なる救済法 (避妊法の奨励に反対する)」が掲載された (太田 1969:90-4)。

その原因として、太田典礼は、当時日露戦争の前で人口増大が叫ばれていた時代であり、人口抑制は国策に反することであったことと、社会主義者の理解を得られなかったことの二点を指摘している。社会主義者たちは、避妊の実践には賛同していたが、人口問題を経済体制 (資本主義/社会主義) の問題を抜きに結婚と避妊によって解決することを目指す新マルサス主義の思想には賛同していなかった。

11) 改造社が計画した関西での 3 回の講演は中止されたが、京都市医師会のための講演会が開催された (飯島 1925)。

12) 山本が学術研究用の非売品として出版したため検閲にかかることなく、実費一部 50 銭で、5、6 年のうちに 5 万部以上が全国に出回った (荻野 2008:45) (荻野 2000:7-8)。ただし、サンガーの著作はその前年 (1921 (大正 10) 年 11 月) に、奥俊貞訳『産児調節論』(精華書院) として出版されていた (不二出版 2000, 第 1 巻所収)。この著作では、具体的避妊法については一切触れていなかった。

13) 羽太鋭治の本については、医学博士羽太鋭治著『産児制限と避妊』(ただし、印刷物では「避妊」が「避娠」と誤植) (文化出版社 1922.7)、沢田順次郎の本については、性学大家沢田順次郎著『実際に於ける避妊及び産児制限の新研究「附」新夫婦の文化生活』(正文社書房 1922.11) のことではないかと思われる。

山本宣治によれば、山本がかかわった産児制限相談所に来所した人々が、「殆ど例外無く、羽太鋭治、沢田順次郎両氏の『避妊産児制限法』をかうて読まされた経験を有し、皆異口同音に其等の書に寄せた期待の裏切られた事を怨んで居」たと記していることから (山本 1924 → 1979:219)、この本は新中間層に広く読まれたと推測できる。

14) 『小家族』は、不二出版 (2003, 第 14 巻) 所収。他の著作は、不二出版 (2000, 第 2 巻) 所収。

15) 岡野辰之助は、マーガレット・サンガーが帰国時に石本静枝に日本の産児制限運動のためにと託した五百円を元に『小家族』を発刊したが、残りの保証金五百円を加治時次

郎が約束しながら「ドウいう訳か」出さなかったため、続刊が不可能になったと書いているが（岡野 1930）、成田龍一は、加藤（加治）時次郎が自らが発行している『平民』を提供し、実質上の『小家族』第 2 号を発刊するなど便宜をはかっていたことから、「同誌は弾圧により続刊が出せなかったとみるのが妥当」としている（成田 1983:288）。

16) この雑誌は、不二出版第(2003,第 13 卷)所収。なお、『産児制限』第一巻第一号（1926 年 6 月）～同第二巻第六号（1929 年 6 月）は、産児制限運動聯盟の発行であり（発行人は大滝正義）、その後改題された『産児制限評論』のうち発行人が青野即本である間は、産児制限普及会となっている（『産児制限評論』第二巻第十号（1929 年 10 月）より第三巻第二号（1930 年 2 月）。さらにその後、第三巻第三号（1930 年 3 月）より発行人が倉持善三郎に変わると雑誌名はそのままであるが、発行所名が産児制限評論社へと変化している。さらに発行人が平野肇、安達三郎へと移り、発行所はそのままであったが、雑誌名が『産児調節』へと変化している。廃刊の時期は不明であるが、上記不二出版（2003,第 13 卷）には、『産児調節』第六巻第八号（1933 年 10 月）までが収められている。

17) 『産児制限』第一巻第一号（1928 年 6 月）創刊号の目次は以下の通りである。

巻頭言「産調運動の重要性」（大瀧正義）／野尻興顕「産児制限は医人の急務」／池田林儀「優生学的妊娠調節」／小川隆四郎「産児制限は人道なり」／ゲー，ハーデー「フランス人口事情」／譯者「サンガー夫人の主張」／神田 A 子「目醒めた母の叫び」（読者投稿記事）／「BC ニュース」／女医内藤初代（使徒行社診療部）「産児制限問答」／福永久寿衛「産調実話 彼女の悩み」（第 1 巻と第 2 巻）

18) 柴原浦子の産児調節実践については、藤目（1993）が詳しい。

19) 1931 年に発行された賛同の呼びかけ文書（無題）に、「日本に於ける産児調節運動の合理的発展を期し、その全国的連絡統一をはかるの機関としての使命を完ふせしめたいと存じ、着々実行に就いて居ります」とある（不二出版,第 6 卷 2001(63):1）。

20) 日本産児制限協会の設立月日は不明であるが、1930 年には、同協会の活動の中核となる優性相談所を大阪市阿倍野に設置し、翌 1931 年に大阪市東淀川区に移転している。「日本産児制限協会賛助会員のすゝめ」（1931 ～ 32 頃発行されたと推測）には、相談所役員として、医学博士柏原長弘・ドクトル間島圃・ドクトル加藤時也（以上顧問囑託医）、相談主任柴原浦子、専任女医町静子の使命が記載されている（「優生相談所案内 日本産児制限協会賛助会員のすゝめ」）（不二出版（2001,第 6 卷(64):2-3））。

21) 「生む権利、生まない権利の完全なる行使が、真に女性を生かす途なのに、産児制限

を合理的に行ひ得る機関が一つもない」ことから産児調節婦人連盟という組織を設立した（「産児調節婦人連盟趣意書」（不二出版（2001,第6巻（69）:175）。目的は、「男女の完全なる性生活を指導し、産児制限を合理的に行う」ことであり、会員は女性のみで、1ヶ月5銭の会費を1年間分前納することが定められていた（「産児調節婦人連盟規約（創案）」（同書（70）:176）。

22)たとえば、産児調節運動家であった間島備（医師）、柴原浦子（産婆）らが墮胎罪によって、再三、検挙・拘束され、石本静枝も人民戦線事件で取り調べを受け、翌年1938（昭和13）年には産児制限相談所の閉鎖を命じられた。時代背景としては、廬溝橋事件が勃発し（1937年7月）、国家総動員法が公布（1938年4月）されるなど、太平洋戦争の「産めよ殖やせよ」の時代へ向かっていたことと関係している。

避妊そのものが法的に禁止されるようになったのは、1940（昭和15）年4月の国民優生法の成立以降であり、1941（昭和16）年の人口政策確立要綱「避妊、墮胎等の人為的産児制限の禁止」によって、多産による人口増強政策が確立した。

しかし他方で、労働者や農民に対する産児調節相談活動は活発化していたが、これらについては、政府も承認していた。石崎昇子によれば、産児調節運動家への取り締まりの厳格化は産児調節運動そのものの弾圧ではなく、ファシズムの拠点作りの運動への弾圧であったという。したがって、社会主義者運動や共産主義者運動の背景をもたない産児調節（制限）相談所が弾圧されることはなかった（石崎1998）。

23) 大阪産児制限研究会は、相談所という名称を冠した機関を併設していないが、実際に避妊の相談活動を実施していた。また、大阪に引き続き、神戸、京都等にも同研究会が設立されており、これらの活動も必要に応じて参考にした。

24) 岡野辰之助が、マーガレット・サンガーの『家族制限論』の避妊薬の調合を抜粋して、薬剤師飯島銀治郎に調剤を依頼し、「ローズ」（錠剤）を作らせていた（岡野1930）。また、飯島銀治郎も岡野辰之助も、日本産児調節研究会において加藤（加治）時次郎と活動をともにしており、飯島銀治郎は加藤（加治）時次郎から「此の種薬剤の研究」を委嘱されていた（飯島1925b:39）。この二人が人口問題研究所を立ち上げたことで、加治時次郎が激怒して両者の関係が悪化したという（岡野1930）。

25) 以下の項目の記入が求められていた。現在家庭ノ人数（例えば祖父母、父母、兄弟、夫婦、子孫の各人数）、一ヶ月の平均収入、職業、今迄の夫婦関係（円満か、不和か、その原因）、夫婦の体質、特に産児制限研究に関心をもった原因。

26) その2ヶ月前の1924年6月に、小川隆四郎は、「日本産児調節研究会」の主力メンバーである加藤（加治）時次郎と安部磯雄らを顧問として、加藤（加治）時次郎が院長を務める平民病院内に「妊娠調節相談所」を開設したが、2ヶ月後にはここを離れ、「日本妊娠調節相談所」を開設し本格的な活動を開始した（飯島 1925）。

日本産児調節研究会の「妊娠調節相談所」については、管見の及ぶ範囲では資料が不在であるため、本稿では扱うことができなかったが、「日本産児調節研究会」とかかわりのある避妊の実践について、以下の補足しておく。

第一期「産児調節運動萌芽期」は、産児調節の可否論が中心であったが、医師である加藤（加治）時次郎が避妊の実際方法の開発に着手していたという。「当時産児制限の実行法など、誰だつて考へはしなかつた、併し加治氏は夫れをやつて居た」と岡野辰之介は述懐している（岡野 1940:21）。加藤（加治）時次郎は、ヨーロッパ留学から帰国した1890（明治 23）年頃から花柳病対策などのために「産児制限」の施術を実行していた。加藤（加治）時次郎自身もは、避妊について広く知らせたのは「小栗氏が嚆矢」であったが、実行の上では、自分の方が先であったと述べている（成田 1981:426）。

岡野辰之助は、1922年にマーガレット・サンガーが来日の際に、東京の帝国ホテルで開催された歓迎会の後の講演会に関して次のようなエピソードを紹介している。講演会では実際の方法についての質問が出たが、その時、マーガレット・サンガーは「石本氏に聞いてくれ」と回答した。しかし、講演後に加藤（加治）時次郎が演壇に登り「実行法は自分が専門だから自分が引き受ける」というスピーチを行い、石本恵吉も「加治氏は医師だから加治氏にお任せする」とし、加藤（加治）時次郎が「産児制限実行者」として名士に知られることになったという（岡野 1930:21）。

「日本産児調節研究会」の会長であった安部磯雄が著した『産児制限論』（1922 → 2008）には、避妊の具体的方法に関しては、「産児制限には種々なる実行方法があるといふことを聞いて居りますが、概していへば何れも極めて簡単なる方法らしいのです」（安部 1922 → 2008:223）と述べるのみであった。しかし、同書において「私は医師にしてこの問題に興味を有して居る人を知つて居りますから、必要を感じずる人々のためには何時でも紹介の労を取ります」（安部 1922 → 2008:222）と書いており、ここでいう「医師」というのが加藤（加治）時次郎であった。

マーガレット・サンガーの来日前、加藤（加治）時次郎が行っていた方法とは、「洗淨法」と「○○○○法」（○○は伏字、以下同様）の二種類で、これを謄写版刷りにして手

数料 50 銭で頒布していた。洗浄法は「五十倍の〇〇溶液、同じく水で洗浄する」ものであり、〇〇〇〇法は「〇〇〇〇を十倍にして、夫れを脱脂綿又は布片に浸ませて拭ひ取れ」というものであったが（〇〇〇〇法は、洗浄法の一つで液体を脱脂綿や海綿などに浸潤させて用いる方法であったと推測できる）。後者は「シミで痛くて仕方がないといふ苦情が方々から来た」（岡野 1930:21）という指摘からも、加藤（加治）時次郎によって考案された避妊法もまだ実用に耐えるものになっていないことが想像できる。避妊の具体的な方法については、1922（大正 11）年前後ではまだこのような状況であった。

このような時、加藤（加治）時次郎のもとに石本静枝の紹介で小川隆四郎が訪問し、避妊ピンという避妊具の提供を受けた。この避妊ピンは小川隆四郎の妻がアメリカ在住時に入手、装着していたものであったが（本文では、方法名は伏せ字）、それを二、三日借りて、加藤（加治）時次郎と岡野辰之助が「（V字型の避妊ピンを）模造し」、「之が出来ると加治氏も安部氏も鬼の首をとつたやうに喜んだ」という（岡野 1930 → 2003 資料集 14 : 21-2）。

ただし、加藤（加治）時次郎らが作った「V字型の避妊ピン」を、数十人の女性に「装填」したが、次に来られた時に避妊ピンの使用の様子を訊ねると、「宅で不快だと申しますから・・・とか、痛みを感じずると申しますから・・・」と「何れも取りはづしてしまつた」と答えたという。岡野辰之助は、1930 年に展覧会で複数の避妊ピンが展示されていたのを見て「無論婦人の方は何んとも感じない事は請合ひであるが」「何れも男子が不快を感じ苦痛を訴へるだろうと見て来ました」と書いている（岡野 1930 → 2003 不二出版（14）：21-2）。

27) 避妊ピンとは、金線で作られた子宮口への挿入具で、サンガーによって初めて日本に紹介された避妊具で高価であった（太田、1969）。山本宣治も、避妊ピンを「最簡便、最正確、最低廉の一法」としている（山本、1922 → 1979:43）。

28) 避妊ピンはその後、新中間層の主婦を主な読者としていた『主婦之友』で一大ブームを引き起こすことになった（宮坂、1990、2010）。第 4 章参照。

29) 記事冒頭の「编者附記」に「産児調節の実行を必要とする人で関東地方に住む方は、直接同所に来訪又は照会せられたい」とあることから、関西を中心に発展した大阪産児制限研究会系列の相談所の東京支部と考えてよいと思われる。

30) 小池四郎は、暉峻義等「労働階級婦人ノ出産ニ関スル調査報告」（『労働科学研究』第二巻第二号）のデータと比較して、「本相談所ニ来タルモノハ普通平均子女数ノ約二倍

ノ子女ヲ持テル婦人デアル」と指摘している。

31) 俸給生活者と、自営業者のうちの「商業者、工業者」、農業のうちの「農業者」などの旧中間層、その他の中の「重役」を足し合わせると全体の約 63 % (83 名) となり、中流層が約 6 割を占めることになる。

32) 「父体虚弱」とは、「父が弱く、従つて、精子も弱からうから、出来る子も強い筈があるまいとの考え」、「遺伝上」は、「悪質の遺伝性を来世に伝へたくは無いといふ主張」、「生殖罪惡説」とは、「子を儲くるは答へた人の望まぬ犯罪行為だといふ考へ」のことを指す」(山本 1979: 220)。

33) 週刊朝日編『値段史年表 — 明治・大正・昭和』(朝日新聞社, 1988) によれば、銀行の初任給は、1920 (大正 9) 年で 45 ~ 50 円、1923 (大正 12) 年、1926 (大正 15) 年で 50 ~ 70 円、公務員の初任給は、1919 (大正 7) 年で 70 円、1926 (大正 15) 年で 75 円、小学校教員の初任給は、1920 (大正 9) 年で 40 ~ 55 円。また、大学の授業料 (年間) は、1925

(大正 14) 年で東京大学が 100 円、早稲田大学 (文系) で 140 円であった。

34) 木村涼子が行った『主婦之友』の家計記事 (家計予算の実例に関する読者投稿記事) の分析で用いられている 1925 (大正 14) 年の 5 つの記事によれば、世帯の月収は 65 円から 81 円であった。木村は、『主婦之友』誌上に掲載された家計実例となっている世帯は、「夫が官吏・軍人・会社員・教員で、妻は無職か内職をしている場合が多く」、「中心は都市の俸給生活者」であったことを指摘している (木村、2010:38)。

1923 (大正 12) 年の家計記事としては、農家のケース 3 件が挙げられており、夫の月収は、94.25 円、102.7 円、194.7 円となっている (世帯の月収も同値) (木村 2010)。

35) 中村は、雇用労働者を雇用ホワイトカラー、雇用ブルーカラーに分類し、雇用ホワイトカラーを新中間層と位置づけている。富永健一は、戦前日本の階級を、貴族階級・資本家階級・新中間階級・地主階級・農民階級・都市旧中間階級・労働者階級、都市下層階級の 8 つに分類しているが (富永 1990)、中村の分類による新中間層はこのなかの「新中間階級」にあたる。

36) 原純輔によれば、中等教育とは「旧制中学・師範学校・実業学校・新制高校」、高等教育とは「旧制高校・大学・新制短大・大学・大学院」を指す (原 2000 : 21)。

37) 永嶺 (2001) は、俸給生活者の典型的ライフスタイルを、「郊外に和洋折衷式の新しい住宅である文化住宅を借りて、そこに夫婦と子供、時には女中からなる核家族の家庭を



築いた。妻は専業主婦で家事育児に専念し、夫は郊外の家から都心部のビルディングにある会社銀行へ通勤し、休日には映画や買物等を家族で楽しむ」（永嶺 2001:208）と描いた。また、読書生活については、「業務上の専門書である経済書法律書は言うまでもなく、『文芸春秋』『中央公論』等の総合雑誌を購読し、『第二の接吻』『大菩薩峠』をはじめとする通俗小説・大衆小説を通勤電車の中で読みながら、なおかつ円本全集を三、四種類申込み、岩波文庫をも購入し、郊外の家庭では佐々木邦のユーモア小説や文化生活研究会の教育書を家族で愛読する読者であった」（永嶺 2001: 241）としている。しかし、このような新中間層は、中村のいう「一握りのエリート層」に相当するのではないかと推察される。

38) 筒井清忠（1995）のいう教養主義に通じる人々と考えられる。教養とは、「文化の享受により人格の完成」を目指すという意味で、明治末期に形成され、大正期に一般化した（当初は「修養」という言葉が用いられた）。「必読書目」がマニュアル化され、旧制高校や新制大学教養部に入学した大多数の学生たちは、高等教育に固有のエリート文化＝教養主義を「大急ぎでそれを吸収することをによって劣位におかれることを防ぎ、またそれを他者に対して誇示」した。典型的には、『改造』や『中央公論』などの総合雑誌を愛読し、教養主義的書物を読んだ。

ただし、高等教育就学率は、大正 9（1920）年 1.6 %、大正 14 年（1925）2.5%、昭和 5 年（1930）であっても 3.0 %にしか至らず、非常に限定された階層であることがわかる（筒井 1995）。

39) 以下は、山本宣治が産児制限研究会への通信照会要求文を見た時の「印象」を記したものである。この文章から、大阪産児制限研究会の利用者には新中間層的知識階級と下級労働者階級の両者がいたことがわかる。

「一、本状を筆跡によりて二大別する時は、ペンの走り書と、筆のとの二つ、用紙に分ければ、多少「文化気分」横溢したレターペーパーと、一方は余り紙質のよくない巻紙又は半紙。字体は概して楷書又は行書、即ち「此頃の若い者」らしい割に角張った時が多く、稀に雅堂流の水茎の蹟うるはしいものもある。

二、原稿用紙横判の手紙の筆者は、無産者でも有識者らしく、殆ど例外無く、羽太鋭治、沢田順次郎両氏の『避妊産児制限法』を買うて読まされた経験を有し、皆異口同音に其等の書に寄せた期待の裏切られた事を怨んで居る（下線引用者）。

三、巻紙縦判の方は、「無産無識」者によつて記されたものらしく、読むにも困難なただどしい文を「金釘」または「みゝず」流に列べて居る。

四、概して読後の印象は、偽りの無い生活苦の叫びと悲鳴だと感ぜられた」（山本 1924  
→ 1979:219 下線引用者）。

### 第3章 避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称性

本章の目的は、明治末期頃より始まり、主に大正期を中心に展開された産児調節（産児制限）の導入にかかわる言説を対象にして、避妊が当時の社会においてどのように認識されていたのかを明らかにすることである。分析の対象とする資料は、主な産児調節運動家、および、当時避妊に対して積極的に発言していた識者などのオピニオン・リーダーの著作である。

第2章「産児調節運動の展開と避妊の実践」で述べたように、産児調節運動家として、安部磯雄、加藤（加治）時次郎、山本宣治、小川隆四郎、小池四郎、マーガレット・サンガー、石本静枝（後の加藤シズエ）らを重要なオピニオン・リーダーとして挙げることができる。このなかで、産児調節運動第2期（前期）の重要な理論家である安部磯雄、安部と連携して実践家としても活躍した加藤（加治）時次郎、産児調節運動第2期（後期）に実践家として避妊の普及に影響力をもった小川隆四郎と小川四郎に、特に注目することとする。女性のオピニオン・リーダーとして、産児調節運動第二期に活躍した石本静枝と、日本の産児調節運動の興隆に大きな影響を与えたマーガレット・サンガーについても同様に扱うこととする。さらに、言説の変容を調べるために、産児調節運動前史にあたる産児調節運動第1期の小栗貞雄、鴨田脩治の著作も対象に含める。また、一般的に産児調節運動家とはカテゴライズされないが、避妊に関して発言を行っていた識者・著名人として、堺利彦、山川菊栄、平塚らいてうらもいた。本章ではこれらの人々の言説も対象として考察を進める。

対象とする時代は、第2章で述べた産児調節運動の第1期と第2期、すなわち、明治末期頃から1925年である。考察の対象とする書籍の発行年は、1903（明治36）年から1925（大正14）年頃に及ぶ。

本章では、避妊（産児調節／産児制限）の普及に直接貢献したオピニオン・リーダーの著作を考察の対象とし、「避妊＝可」言説に着目し、避妊反対論が多い社会風潮のなかで、どのようなロジックで避妊を社会に普及させようとしたのか、まずは避妊言説の構成とロジックを明らかにし、これらの言説が運動の展開とともに、どのように変容していったのかをジェンダーの視点から考察する。分析対象となる資料を表3-1に示した。

表 3-1 避妊言説分析の対象となる著作一覧

時期区分	出版年月	著者	書名・論文名	初出：出典	所収文献：出典
第一期 産児調節 運動前史	1903/10	M06 小栗真雄	『社会改良論全』「妊娠制限の必要及び妊娠制限の実行法」	人民新聞社出版部	不二出版(2000e)
	1907/5	M09 堺利彦	「避妊の福音」(『婦人問題雑誌』)	『家庭雑誌』第5巻7号	鈴木編(1983)
	1910/5	M43 加藤時次郎	「性慾と倫理」	『東洋時論』第1巻5号	加治監修(1981)
	1912/5	M45 加藤時次郎	「医学上より見たる二個の本能」	『新公論』第27巻5号	加治監修(1981)
	1914/11	T03 嶋田脩治	『産児制限論 一名避妊の研究』	日本薬学協会出版部	不二出版(2000e)
	1915/	T04 平塚らいてう	「個人としての生活と性としての生活との間の闘争について」	『青鞥』第5巻8号	平塚(1983)
	1916/	T05 平塚らいてう	「産児数制限の問題」	『黒潮』(初出不明)	平塚(1983)
	1916/2	T05 堺利彦	「産む自由と産まぬ自由」	『世界人』(大正4年2月)	鈴木編(1983)
	1917/9	T16 平塚らいてう	「避妊の可否を論ず」	『日本評論』第2巻9号	平塚(1983)
	1918/8	T07 加藤時次郎	「性慾問題と道徳」	『平民』89	加治監修(1981)
	1920/1	T09 山川南栄	「多産主義の呪い」	『大観』第3巻10号	山川(1982)
	1921/1	T10 山川南栄	「婦人解放と産児調節問題」	『解放』第3巻1号	山川(1982)
	1921/1	T10 山川南栄	産児制限問題	『女の世界』第7巻1号	山川(1982)
	1921/3	T10 山川南栄	「石川三四郎氏と避妊論」(『婦人界時評』)	『女の世界』第7巻3号	山川(1982)
	1921/6	T10 山川南栄	「避妊の是非について再び石川三四郎氏に与う」	『女の世界』第7巻6号	山川(1982)
	1921/6	T10 山川南栄	産児制限論と社会主義	『社会主義研究』(大正10年6号)	山川(1982)
	1921/8	T10 石本静枝	『日本パンフレット』「第一号」(新マルサス主義)	日本パンフレット発行所	不二出版(2000e)
1921/12	T10 マーガレット・サンガー 夫人著 奥俊貞訳	産児調節論	精華書院	不二出版(2000e)	

	1922/1	T11	石本静枝	『産児制限を諸方面より観察して』	日本産児調節研究会	不二出版(2000b)	
	1922/3	T11	安部磯雄	『産児制限論』	実業之日本社	安部(2008)	
	1922/4	T11	堺利彦	「どちらも当たり前 - 産児制限の問題」	『表現』	鈴木編(1983)	
	1922/3	T11	安部磯雄	「産児制限に就き受け取った手紙」	『小家族』第1号	不二出版(2003a)	
	1922/3	T11	加台時次郎	「予の産児調節意見」	『小家族』第1号	不二出版(2003a)	
	1922/3	T11	石本静枝	「婦人解放と産児調節」	『小家族』第1号	不二出版(2003a)	
	1922/	T11	山本宣治	『山崎女子家族制限法批判』	私家版	山本(1979)	
	1923/1	T12	山本宣治	「結婚 三角関係 離婚」	『改造』1922年新年号	山本(1979)	
第2期後期	1923/8	T12	マーガレット・サンガー 著 男爵夫人石本 静枝訳	『文明の中樞』	実業之日本社	不二出版(2000b)	
産児調節運動展開期	1924/2	T13	加台時次郎	「体格改造と妊娠調節」『平民』172	『平民』172	加治監修(1981)	
	1924/8	T13	小川隆四郎	『妊娠調節の実知識』全	日本産児調節相談所	不二出版(2001)	
	1924/10	T13	山本宣治	「産児制限と無産階級」	『ユーズニックス』巻10号	山本(1979)	
	1925/2	T14	加台時次郎	「産児制限運動の現状と実行問題」	『産児調節評論』No.1	加治監修(1981)	
	1925/1	T14	小池四郎	『よい子を産む為めに(産妊の調節について)』	クララ社	不二出版(2001a)	
	1925/3	T14	小池四郎	『産児制限の理論と実際』	クララ社	不二出版(2001a)	
	1925/3	T14	安部磯雄・問島備	『産児制限の理論と実際』(社会問題叢書第五編) 問島備 (付録)方法論	文化学舎出版部	安部・問島(1925)	
	第3期	1926/4	T15	加台時次郎	「性慾の自由と制限」	『性と社会』No.14	加治監修(1981)
	回普及期	1926/5	T15	加台時次郎	『第二維新』	生活社	加治監修(1981)

注) 安部・問島(1925)の理論部分(安部担当)は安部(1922)とほぼ同一の内容。

加台時次郎と加台時次郎は同一人物。資料に著者として明記されている表記を採用。

### 3-1 各論者の避妊言説

本節では主な論者の主要な著作における避妊言説を、おおよそ出版年の古いものから紹介する。なお、避妊という用語以外に、その著書で使用されている「産児調節」「産児制限」等という語を用いることもある。

#### 3-1-1 社会改良としての新マルサス主義の導入

— 小栗貞雄「妊娠制限の必要及び妊娠制限の実行法」 —

避妊を日本にもっとも早く紹介した書物は、小栗貞雄、賀来寛一郎共著『社会改良論』の前編、小栗貞雄著「妊娠制限及び妊娠制限の実行法」（1903（明治 36）年）であると言われている<sup>1)</sup>。これは、1902年に小栗貞雄が『二六新報』で「妊娠制限法」を連載してアニー・ベザントの新マルサス主義を紹介したものを、出版化したものである（荻野 2008）。

本書の目的は、書名にもあるとおり「社会改良」であり、人口問題の解決という視点から論じられている。「逆淘汰」（良質な人口が減少し悪質な人口が増加することにより、日本の人口の質が悪化すること）を回避し、人種改良、さらには社会改良を行うために産児制限法の実行が必須であると主張する。

「思ふに妊娠制限法の如きは人間自然の道なる可し。」

「事前に国民の体格能力を強からしめて人種改良の実を挙げ、一方には著しく罪惡を減少して社会改良の効を現はすや疑無く一身一家の幸福に至りては固より云ふ迄もなし。」（小栗 1903 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 1 卷（4）2000a:42）

小栗貞雄は、人種改良には「積極的人種改良法」と「消極的人種改良法」の二種があり、前者、すなわち、結婚などにより優良な子どもが生まれるようにするのみならず、後者、すなわち、遺伝的疾患等をもつ不健全な親には子どもを生ませないようにすることの必要性も説いている（小栗 1903 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 1 卷（4）2000a:37）。しかし、当時、社会における避妊に対する見方は、婦人病の罹患者に対してさえも医師が「之を口にせんとして尚躊躇する有様」であった（小栗 1903 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 1 卷（4）2000a:39）。

小栗貞雄が産児制限の必要性を述べる際に引用している反対論は以下の 3 つである。第

一に、多くの人が避妊と墮胎を混同して、避妊に反対しているということ、第二に、避妊は、男女間の不正行為すなわち「密通野合」（婚姻前性交渉、婚姻外性交渉）を増加させるという道徳的危惧、第三に、避妊は国家の人口減少を招くとする危惧であった。

これに対して小栗の次のように反論している。第一点については、産児制限（避妊）は墮胎とは異なり、避妊とは単に「精子を卵子に近づけない手段」であり、同時に妊娠、出産による女性の生命を守る手段であると説明している。第二点については、産児制限は夫婦間で実行する際にも「余程の心掛を要する」ものなので、密通野合の場合は「機会と時間を欠く」ためにこの方法を用いることは不可能であること、もし密通野合で避妊が用いられることになったとしても、「墮胎 嬰兒殺」という悪風を減少させることにより、人類の罪悪を減じることができると主張し（小栗 1903 → 『性と人権の人権問題資料集成』第 1 巻,2000（4）:30-45）、「墮胎 嬰兒殺」という悪習に対して「文明を誇り人道を重する社会が手を束ねて傍観すること奇怪」であり、「仮に彼の論者の言の如く野合密通の数を増加するとするも予は人類をして以上の罪悪（「墮胎嬰兒殺」のこと。筆者注）を犯さしめざるの勝れるを信ずる者なり」（小栗 1903 → 『性と人権の人権問題資料集成』第 1 巻,2000（4）:43）と述べている。

第三点については、フランスの人口減少は避妊のみに起因するものでないこと、英国のように人口が減少に転じていない国やノルウェーのように人口が増加している国もあることを紹介している。

これらの説明から、当時、婚姻外の性交（密通野合）が多かったこと、そのため花柳病が蔓延しその予防が社会の一大問題となっていたこと、子ども数のコントロール手段として、墮胎と嬰兒殺しが一般的であったが、これらが社会問題として浮上し始めていたことが看取できる。

### 3-1-2 人種改善としての産児制限

— 鴨田脩治著『産児制限論 一名避妊の研究』 —

次に、荻野美穂によって、『産児制限』という言葉が最初に避妊について使用した著作」（荻野 2008:28）として紹介されている鴨田脩治著『産児制限論 一名避妊の研究』（日本薬学協会出版部 1914 年 11 月）を取り上げる<sup>2)</sup>。著者の鴨田は日本薬学協会主幹とあり、また、医学士佐々木金治郎（在上海）の「序」に「専ら力を通俗的医事衛生の道に盡すと茲に廿余年」とあることから、薬剤師であると推測できる。

著者の鴨田脩治が「産児制限即ち避妊法研究」に着手したのは、「人道上、衛生上袖手傍観に忍びざる墮胎の蛮風を社会上より根絶救済するの急務たることを深く感じているからで」あり（鴨田 1914 → 『性と生殖の人権問題資料集成』 2000a (7) : 141)、それに加えて、「我日本の国運は最近隆々として欧米列強と対峙し、思想的にも物質的にもスベテ世界の体勢に参加して居るのであるから、決して之を欧米の思想風習として閑却すべき問題でないと考へる」からであった（鴨田 1914 → 『性と生殖の人権問題資料集成』 2000a (7) : 141)。

鴨田脩治の特徴としては二つ指摘できる。一つは、「人種改善学の立場」（鴨田 1914 → 2000:110）に立つことが明記されている。「人種改善学」とは「結婚を通じて人種の改善を図る学問」（鴨田 1914 → 『性と生殖の人権問題資料集成』 2000a (7) :125）であり、人種改善のために必要な具体的ことがらとして、以下の三点を指摘し、「一身一家の幸福より、延ひて社会状態の円満を図る上」でも「有利有益」であるとしている（鴨田 1914 → 『性と生殖の人権問題資料集成』 2000a (7) :142）。

- 一、自己の教養し能ふだけ産ましむる事。
- 二、結婚に際し互いに健康証認書を交換する事。
- 三、狂者、常習狂、其他の悪病者を手術して生殖不能となさしむる事。

もう一点の特徴は、「性欲倫理」に積極的に言及している点である。男女を隔離し禁欲を強いる「昔の性欲倫理」から「新性欲倫理」のための性教育が必要であると主張している（鴨田 1914 → 『性と生殖の人権問題資料集成』 2000a (7) :138-139）。

優生主義思想に基づいた社会改良をめざす枠組みのなかで産児制限の必要性を主張しているという点で、小栗貞雄と共通している。また、出生コントロールとして墮胎が広く行われていたという認識においても同様である<sup>3)</sup>。

### 3-1-3 早婚と婚姻内避妊による性欲コントロール

— 安部磯雄『産児制限論』 —

1920年代前半によく読まれた本の筆頭として挙げられるのが、安部磯雄『産児制限論』（1922年3月）である。安部磯雄は、複数の産児調節関連組織の長を務めるなど名実ともに大正期の産児調節運動のリーダーであり、新マルサス主義の普及に尽力した。

新マルサス主義者として安部磯雄がもっとも懸念する社会問題が、「結婚延期」（晩婚



化) 問題であった。ただし晩婚化が問題である理由は、結婚年齢の上昇を問題視するというよりも、それにより婚姻前(外)性関係が多発し、性病(花柳病)が蔓延することの懸念、すなわち公娼・私娼制度の問題からであった。

「不正な男女関係を公衆の面前にさらけ出すこと」は「到底文明人の堪え得るところでない」うえ、優生学からみて「最も恐るべき人類の敵」は「梅毒」であるということから<sup>4)</sup>、公娼・私娼(売春婦)を撲滅させることによって良質の子どもの確保を目指すことを狙っていた(安部 1922 → 2008)<sup>5)</sup>。

当時、「経済上の理由」により多くの若者たちが晩婚を余儀なくされたが、その根本的理由は、妻を養うことではなく、「子供の出産」とその養育であった。子どもの出産を回避できれば、結婚を延期する必要はない。したがって「これを実行するためには青年男女をしてなるべく早く結婚せしめる外ない」のであるから、「結局産児制限といふ根本問題に到着する」と安部磯雄は考えたのである(安部 1922 → 2008:177)。

「然し一方に結婚の延期が行はれて居ることを傍観しながら、男女関係の腐敗を浄めんとするのは余りに非常識の考へではありませんか。故に男女関係を純潔ならしむるためには、多数の青年男女をしてなるべく早く結婚せしむる外はないのであります。然しこれを実行するためには産児制限といふことが必要でありますから、私は新マルサス主義が男女問題を根本的に解決する最も有効な方法であると信じます。」(安部 1922 → 2008: 176)

「早婚には必ず産児制限が伴は」なければならないが、それは「経済的理由のみにより行われるものではなく、遺伝といふことのためにも行はれねばならぬのであります。」

「・・・(前略) 両親が総ての点に於て円熟したる時最もよき性質を子供に遺伝することが出来ますから、早婚者は必ず或年齢に達するまで産児制限を行はねばなりません。此の点に関する注意さへ怠らなければ、早婚は決して青年男女に害を及ぼすものではありません。」<sup>6)</sup> (安部 1922 → 2008:181)

このことからわかるように、安部磯雄は「節制のともなった早婚」の正当性を主張した。以下にみるように、当時、早婚は「性欲の乱用」とみられていたのである。

「私共の社会には、早婚を嘲笑し、非難し、排斥するといふ妙な風習」があるため、

「多数の青年は自ら進んで早婚するといふことを躊躇する」（安部 1922 → 2008:184-185）  
が、「新マルサス主義が早婚を奨励するのは決して性慾の乱用を是認するのではなく、  
寧ろ節制を高調する」のであり、「早婚をなすところの青年男女は一層節制といふこと  
を守る必要があるのです。」（安部 1922 → 2008:194）

「私の主張は禁欲ではなく節制です。而も結婚生涯を通じての節制であります。故に  
私共の主張する早婚は決して放縦の意ではありません。若し早婚に充分なる節制といふ  
ことが伴ふならば、早婚は弊害でなく、青年男女にとりて大なる幸福であります。」（安  
部 1922 → 2008:205）

小栗貞雄、鴨田脩治と比較すると論調に変化が読み取れる。まず、堕胎・嬰兒殺しとい  
う悪習の廃絶の主張は影を潜め、晩婚化問題の解決が前景化している。ただし、晩婚化が  
問題といえども、問題の本質は結婚問題というよりも、むしろ廃娼問題であった。小栗や  
鴨田と比較すると、日本の近代化、文明化の妨げとなるゆゆしき問題は、堕胎・嬰兒殺し  
から、公娼・私娼制度へ移行した。ただし、婚姻（前）外性関係から生じる性病の蔓延が、  
遺伝的に問題のある子どもの出産を誘発することを懸念しており、優生主義思想の存在と  
いう点では一貫している。また、性欲本能説の立場から性欲の対処法を模索するという点  
で鴨田とも共通している。

### 3-1-4 性欲善導説による性欲コントロール

— 加藤（加治）時次郎「体格改造と妊娠調節」、「産児制限運動の現状と実行問  
題」<sup>7)</sup> —

加藤（加治）時次郎は前章でも述べた通り、医師であり、産児調節運動において避妊法  
の開発と実践を担う中心人物であった。医師の立場から、産児制限の必要性について認識  
したのは、1890（明治 23）年、初めての欧州遊学から帰国した当時のことで、「花柳病、  
遺伝梅毒、肺結核等の悪疾に罹っている者の産児を制限する必要があることを痛感し」、  
「以後時に応じて之を実行して来た」と述べている（加治 1925）<sup>8)</sup>。

「予は其の職業から割り出した衛生論から之を鼓吹し奨励するのであつて、サンガー  
女史の夫れとは同一で無い。即ち病弱児の濫造を防止するとか、病弱なる母体を保護す

るために之を行はしめるのである。」(加治 1922 →加治監修 1981:423)。

しかし、1920年代に入ると、晩婚化と性病や性的逸脱行為(自慰など)の蔓延という社会問題の解決に関心を移行させてきている。晩婚化による弊害として、加藤(加治)時次郎が挙げているのは、①自慰、②同性愛(男色)、③売淫行為、④私生児、婚姻外性交、墮胎棄児、母子心中問題、⑤独身生活の寂漠と苦闘、ヒステリー、神経衰弱、発狂、自殺、⑥男子による性的犯罪(強姦殺人など)の6種類の行為である。これらの性的逸脱もしくは精神障害の解決策として、避妊、早婚、性的道徳観念の改造を奨励している(加治 1926 →加治監修 1981)。

「病毒の伝播を絶無にし、そして本能を満足せしめんとするには、青年男女をして自由に結合するを得せしめなければならぬ。」(加治 1922 → 1981:421)。

「避妊に依つて子供の出来る事を防ぐとすれば、性慾に関する煩悶の大部分は忽ちにして人間社会から除去され、不自由な性慾遂行法も無くなり、売淫といふ制度も大部分なくなり、猶ほ前記の強制避妊法を実施すれば、悪疾の伝播も著しく減少し、私生児だの、棄子だの、子殺しだの、強姦だの、その外、性に関する犯罪の大部分は消滅するであらう。」(加治 1922 →加治監修 1981:438-439)

加藤(加治)時次郎は、「自然の性欲を抑圧して、その結果青年男女をして神経衰弱に陥らしむる如き道徳は、国家百年の大計、人類永遠の幸福から観て、甚だしき不道徳である」(加藤 1910 →加治監修 1981:365)と考え、「性欲を罪惡視せず、科学的に衛生思想に基づいて性欲の善用を計ることが何より肝腎」(加藤 1918 →加治監修 1981:383)であると性欲善導説を主張している。

加藤(加治)時次郎と安部磯雄には類似点が多い。第一に、晩婚化により婚姻前(外)性交とその結果生じる性病の蔓延に危機感を抱いていること、第二に、両者とも性欲本能説の立場から性欲の対処法を第一義的な問題とみなしていること、そして、第三に、新マルサス主義の立場から、「早婚+婚姻内避妊」の必要性と、性欲をコントロールする節制=「制欲」を重視している。

小栗貞雄、鴨田脩治ら初期の論客と比較すると、小栗貞雄、鴨田脩治らが社会改良や人種改良に第一義的な重要性を求め、文明に対する蛮風としての墮胎・棄児を問題視してい

るのに対して、安部磯雄，加藤（加治）時次郎にあっては、社会問題としての批判の矛先が、公娼・私娼制度に移っている。主たる関心事は性欲のコントロール、すなわち、セクシュアリティの問題へと変化した。

### 3-1-5 家庭本位の妊娠調節

— 小川隆四郎編述『妊娠調節の実知識全』 —

避妊の実践家として筆頭に挙げられるのが小川隆四郎であろう。この書物は、避妊の可否論ではなく、具体的避妊法を伝授することを目的としているため、可否論の言説は、妊娠調節の必要性について述べた箇所にしかみられないのであるが<sup>9)</sup>、生活の見地からは、子どもを養育し教育する見込みが立たない時や「家庭の生活程度を低める場合」には避妊が必要と述べるなど、子どもの教育や生活水準をその理由に据えているところに新中産階級的心性がみてとれる。

ただし、末尾につけられた「問答数種」には、「婦人も交接を楽しむべきであるか」という問に対して、「勿論然りである」と回答している（小川 1924 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻,2001（28）:12）。

さらに、西洋の寝室が親子別室であることが「夫婦に取て愉快にして又た調節を行ふに可なるかを思ひ歎羨をきんじえない」（小川 1924 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻,2001（28）:13）と言い、産児調節のためには「西洋風の家庭生活」を送ること、具体的には夫婦専用の寝室が必要であることを強調している<sup>10)</sup>。

### 3-1-6 「性-愛-結婚」三位一体実現のための妊娠調節

— 小池四郎『よい子を生むために（懐妊の調節について）』、『産児制限の理論と実際』 —

小池四郎（工学博士）は、小川隆四郎同様、産児調節（避妊）の実践家であり、避妊法の普及に尽力した。

「望まない懐妊を防止する事ができたら、真の愛と希望とに根ざした時だけ受胎する事が出来るならば、かくして生まれ出た愛の結晶を 彼等の生活容量の許す範囲の数に制限することができるならば・・・それは現在の苦める母親にとつてどんなに大きな歓喜に値するでせう」（小池 1925a → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻（30）2001:24。

下線引用者) と述べ、「愛の極致に於ける性交が生殖の結果」である子どもの誕生をもたらすとしている(小池 1925a → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻(30) 2001:25、下線引用者)。

「産児調節は家庭の経済状態を改善するものである 一度生まれた各個人によりよきより裕な生活を享受せしむるものである 従つて当然愛の完成 — 結婚 — を容易ならしめるものである。愛するものを最後まで愛さしめるものである そこには暗き絶望と恐るべき自棄は影をひそめる 人々の貞操は守られ金と貞操との交換はその存在の必要を失ふ。」(小池 1925b → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻(32) 2001: 60、下線引用者)

小池四郎の主張の第一の特徴は、産児調節や産児制限ということばに代えてあえて「懐妊の調節」という言葉を用いている点である。「産児」という言葉が、「生れた子供」「生れかけた子供」と理解されやすく、墮胎や子殺しを想起させるためそのような誤解を招くことを防止するためである。「妥当の題名として **Control of Conception(懐妊の調節)**と云ふ名称が歓迎されている」としている<sup>11)</sup>(小池四郎 1925b → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻(32) 2001:41)。

第二に、性欲は抑圧できないという性欲本能説に立脚しているが、性欲を善導しなければ社会に害悪をもたらすものとしてではなく、「人間だけに与えられた聖い愛の表示」と捉えている(小池 1925a → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻(32) 2001:25)。そして第三に、「愛の完成としての結婚」、すなわち、「性—愛—結婚」三位一体観を主張している点である。

「産児調節は愛し合ひ乍らも 産まれるべき子供の養育の資力のないために 結婚を控へている男女に 結婚を遂行させる方法である 愛し合ふものに大胆に結婚を許す方法である。」(小池 1925b → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻(32) 2001:62)

「産児調節が決して性道徳を破壊するものでなく 反つて道徳を本来の面目に蘇らせるものである事を 読者は了解する事ができたであろう 之によつて貞操は確保され 眞の結婚の成立を導き 従つて離婚を減じ そして必<sup>ママ</sup>迫せる経済状態のために晩婚を余儀なくされつつある今日の男女が 適当なる年齢に結婚が許される事になり その結果

は姦淫、売笑、自決の悪風を減じ 私生児や花柳病は著しく減退するに相異なる。」（小池 1925b → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻（32）2001: 63）

晩婚問題や性欲の対処法に関する問題に対する認識は、安部磯雄や加藤（加治）時次郎らと共通しているが、安部磯雄や加藤（加治）時次郎が廃娼問題により主眼を置いていたのに対して、小池四郎は「愛の完成としての結婚」（小池 1925a → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻（30）2001:31）という結婚と夫婦間性行動の問題に重点を移している。たとえば安部磯雄が、廃娼論をベースに「性における快楽と生殖の分離」の必要性を提起したのに対して、小池四郎は、「性—愛—結婚」の三位一体観の重要性を主張した<sup>12)</sup>。

小川隆四郎、小池四郎にあっては、先に述べた小栗貞雄・鴨田脩治・安部磯雄・加藤（加治）時次郎のように、野蛮な墮胎・棄児の撲滅、公娼・私娼制度の廃絶などのような社会問題解決の手段ではなく、避妊はもっぱら、家族、夫婦のための行為として論じられるようになっていく。夫婦の性愛（「性における生殖と快楽の分離」）についても言及するなど、避妊の議論のロジックは、公的領域（社会問題）から私的領域（家族・夫婦）へと移行した。しかし、優生主義思想はすべての論者に通底していた。

### 3-2 「避妊=可」言説のロジック — 男性言説の分析

#### 3-2-1 「避妊=可」ロジックの共通点

避妊の導入を先導した6名の男性オピニオン・リーダーたちの「避妊=可」言説のみならず、当時の主だった避妊言説において、繰り返し登場したフレーズが、墮胎と避妊の混同、避妊を正当化する理由としての経済的理由（「生活難」）、そして、優生主義思想であった。

第一の墮胎と避妊の混同に対する指摘については、ほとんどすべての論者が、避妊は墮胎と異なり受胎（卵子と精子の受精）を回避することであると断りを入れた後に自説を展開していた。このことは、当時墮胎が頻繁に行われていたことの証左といえよう。

第二に挙げられるのが、経済的理由（「生活難」）による避妊の正当化である。これは産児調節（避妊）の導入以前にも、墮胎・マビキ・子殺し、子捨てる原因としても指摘されてきたことである。

例えば、産児調節運動の前史にあたる初期（産児調節運動第1期）に避妊支持を表明

した堺利彦<sup>13)</sup>は、「然し現在多数の人が、多くの子を産みて生活に苦しみ、甚だしきは墮胎棄児を為すに至るを見ては、差しあたり一時一部の救済策として避妊の福音を認めざるを得ざる者である」(堺 1907 → 1983:239) と避妊受容の根拠として、経済的困窮を挙げている。

産児調節運動萌芽期(産児調節運動第2期前期)における新マルサス主義の導入は、「経済上の理由」により晩婚化が引き起こされているという問題認識が前提にあった。特に都市新中間層の人々が、経済的に子どもの教育が十分にできないことを理由に結婚を延期していることが問題視されていた。産児調節運動展開期(産児調節運動第2期後期)に、小川隆四郎は、避妊が可能が場合として、医学上の理由以外にも、子どもを養育し教育する見込みが立たない時や「家庭の生活程度を低める場合」などの家庭経済上の理由を重視していた。小池四郎も、「家庭経済上の理由により子どもの養育支障のある場合」の避妊は必要だとし、このような状況で子どもが生まれた場合は、「生れ出た子供にとつても甚だしい迷惑」となる(小池 1925a → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻(30) 2001:27-28) と指摘している。

そして、第三の一貫した優生主義思想の存在については、荻野美穂も産児調節運動のロジックとして自明の理となっていたことを指摘をしている(荻野 2000)。小栗貞雄は、社会改良のための根本問題が、下層の「貧乏人の子沢山」と中流以上の晩婚化による「逆淘汰」問題にあることを認識していた。それは、「社会に善良なる元素を減少」させ「社会に罪悪の分子を増加する」(小栗 1903 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻(4) 2000:35) ことになるからである。

鴨田脩治は、自ら「人種改善学」の立場に立つことを明らかにし、結婚により優良な子どもが生まれるようにすること(積極的人種改良)と、遺伝的疾患の可能性のある子どもの出生を回避すること(消極的人種改良)の必要性を主張した。安部磯雄が廃娼問題に積極的であったのも、「人類の敵である梅毒」の撲滅が必要不可欠であるという優生主義に基づくものであったし、加藤(加治)時次郎も医師として産児調節(避妊)の必要性を痛感したのは「善種学」の立場からであったと述べている。

小川隆四郎は避妊が必要な理由として、医学上の理由の他に、「父母の平均以下の能力者を生む虞れがある時」(小川 1924 → 2001) を挙げている。これも優生主義の表れではある点で連続性がみられる。ただし、小川隆四郎の場合、上述のような国家・社会の資源としての人口の質という観点ではなく、子ども本位の教育や生活水準の維持・向上という

家族の視点からの言及である点に変化がみられる。

以上みてきたように、「避妊＝可」言説のロジックには、優生主義言説のほか、①堕胎・嬰兒殺の廃絶、②晩婚・花柳病対策、③夫婦の性愛化という言説が存在していたことが明らかになった。そこで、これらを順に考察していくことにする。

### 3-2-2 「避妊＝可」言説のロジック① — 堕胎・嬰兒殺の廃絶

「避妊＝可」ロジックとしての堕胎・嬰兒殺の廃絶は、初期の論者、すなわち、小栗貞雄、鴨田脩治に顕著にみられる。

産児調節（初期には、産児制限）の導入時の反対論で、人口問題以外の主たる理由としてしばしば挙げられたのが、「反道德的」、すなわち、婚姻前（外）性関係が増加し、社会が廃頽するという批判であった。それに対して、小栗貞雄は「仮に彼の論者の言の如く野合密通の数を増加するとするも予は人類をして以上の罪惡（「堕胎嬰兒殺」のこと）を犯さしめざるの勝れるを信ずる者なり」（小栗 1903 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（4）2000:43）と述べている。

また、鴨田脩治も、「産児制限即ち避妊法研究」に着手したのは、「人道上、衛生上袖手傍観に忍びざる堕胎の蛮風を社会上より根絶救済するの急務たることを深く感じているからである」（鴨田 1914 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（7）2000:141）と述べている。

この際、小栗貞雄が「堕胎 嬰兒殺」という悪習に対して「文明を誇り人道を重する社会が手を束ねて傍観すること奇怪」であると指摘し、鴨田脩治が、それを「蛮風」と表現していることから、西欧／日本を「文明／野蛮」の対比で捉え、近代国家としての文明化は「堕胎・嬰兒殺」の撲滅なしには達成されえないという認識があったと考えられる。

### 3-2-3 「避妊＝可」言説のロジック② — 晩婚・花柳病対策

堕胎・嬰兒殺とともに、社会問題として取り上げられたものが花柳病対策であった。当時、晩婚化が社会問題となっていたが、結婚年齢の上昇という晩婚化そのものが問題だったわけではなく、晩婚化により婚姻前（外）性交、すなわち公娼や私娼との性交が増加し、その結果花柳病が蔓延することが問題であった。つまり、性欲にいかに対処するかという性欲問題が大きな関心事となっていた。

花柳病の問題自体は、産児調節運動以前から存在しており、たとえば、鴨田脩治が、避



妊は「消極的には、墮胎の如き蛮行を根絶することが出来ると共に、積極的には人種改善の原因にも、売淫や花柳病等の如きも撲滅すべき動機ともなる」と言及しているように（鴨田 1914 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（7）2000:116）、産児調節運動が解決すべき主要な課題でもあった。

「売淫、墮胎、花柳病などは、独身者の増加、晩婚者の増加に伴ふて起る弊害である。此の弊害を除去する為には早婚を招来するより外に道がない。併し茲に早婚の実行を不可能ならしむる一大原因がある、ソレは外でもない、子供の出来ることである、故に若し避妊の方法によつて思ふがままに産児の数を制限することが出来ると、安心して早婚を実行することが出来る。」（鴨田 1914 → 2000:1116）

1920年代に入ると、このロジックは議論の前面に出て、「避妊＝可」言説においては、晩婚対策、花柳病対策の主張が主流となった。議論をリードしたのは、既に見たように安部磯雄、加藤（加治）時次郎であった。

安部磯雄も加藤（加治）時次郎も新マルサス主義者であることを標榜しており、晩婚やそれに付随する性欲問題の解決策として“「早婚」＋「婚姻内避妊」と「節制」”のセットを提唱した。これにより、墮胎・嬰兒殺し・捨て子の問題のみならず、婚姻外性交や性病、自慰などの性的逸脱問題から花柳病問題まで性に関する社会問題がほぼ解決できると考えたのである。

1920年代前半によく読まれた本として、安部磯雄、マーガレット・サンガーとともに挙げられるのが、通俗性欲学の旗手であった羽太鋭治と沢田順次郎の著作である。第2章でも紹介したように、1922年5月に日本初の日本産児調節研究会が設立され、活発な活動を開始した時期とほぼ同じくして、羽太鋭治『避妊と産児制限法』（1922年6月）、沢田順次郎『実際に於ける避妊及び産児制限の新研究「附」新夫婦の文化生活』（1922年11月）が出版され、この本の大規模な宣伝によって避妊が社会において広く知られるようになった（飯島 1925b）。

これらの本も新マルサス主義の立場から書かれており、安部磯雄、加藤（加治）時次郎と趣旨を同じくするものであった。羽太鋭治は「生殖の本能即ち性慾を全然犠牲にして押へつけることが出来るかと云へば、とてもそんな事は出来ない相談である」ゆえ、「性慾は十分に満足を与へながら、性慾満足の結果として起る所の子供を育てることの負担から

免れ」ることが産児制限の目的であるとし（羽太 1922 →『性と生殖の人権問題資料集成』第2巻（15）2000:32）、「性慾の倫理化と早婚のすすめ」を説いた<sup>14)</sup>。

この時期の性欲言説は、赤川学によれば、「性欲本能論」に立ち、「性欲と個人、性欲と社会というトリアーデ的な関係性を想定しつつ語られている」（赤川 1999:174）点に特徴があり、性欲をいかに適切な方向に導くか（性欲の善導）<sup>15)</sup> という課題に関心が払われていたのであるが、避妊言説も例外でなかった。

### 3-2-4 「避妊=可」言説のロジック③ — 夫婦の性愛化

夫婦の性愛化に関する言説は、「性における快樂」という言説として、産児調節運動以前から脈々と語られてきていたものである。1903年の小栗貞雄にあっても、避妊の実行の際に、避妊の安全性とともに男女ともに「天然の快樂を完ふする事」（小栗 1903 →『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（4）2000a:38）があわせて強調されていた。

「夫婦の性愛化」言説が典型的にみられたのは、1920年代半ばの小池四郎、小川隆四郎の著作においてである<sup>16)</sup>。たとえば、小池四郎の主張のベースにあるのは、「正常にして自然なる男女の愛」の「完成」が「結婚」であるという見方である（小池 1925b →『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻（32）2001:60）。

「性慾は、人間だけに与えられた聖い愛の表示」であり、「生殖を望まない時に性交を行つてはならぬと云ふ理屈に承服する事は出来ません。性慾はもつと微妙な人間の愛に深く根を下ろしている。」（小池 1925b →『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻（32）2001:25）

「産児調節は愛し合ひ乍らも 産まれるべき子供の養育の資力のないために 結婚を控へている男女に 結婚を遂行させる方法である 愛し合ふものに大胆に結婚を許す方法である。」（小池 1925b →『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻（32）2001:62）

小川隆四郎が夫婦間性行為において男性のみならず女性も快樂を享受すべきことを説き、そのためには避妊が必要であると考えていたことは先に示した通りである（「3-1-5」参照）。女性が性的快樂を享受していないことの原因と解決法について以下のようなやりとりをしている。

「何故婦人は其夫の如く楽しまざるか。」

「何となれば彼女は其結果を畏れて居るか或は夫の無智と無礼に憤慨しているからである。」

「此弊を除き得るか。」

「然り、第一、妊娠しない事を保証する妊娠調節法に依て、第二、夫たる人をして交接は婦人が望む時にのみ行て両者間に大なる愛と楽しみとが生じ来るものであると云ふことを了解せしむる事に依てである。」

(小川 1924 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻,2011(28):12)

### 3-2-5 「避妊=可」言説のロジック構成と変容

前節で、1900年代に入ってから1920年代半ば頃までの避妊言説の構成についてみてきたが、そこには変化がみてとれた。避妊を正当化するロジックは、大局的にみて、人口増加問題や国家の資源としての人口の質の改良(社会改良、人種改良)などの人口問題から、近代国家の文明化に向けての課題としての墮胎・マビキなどの悪弊の撲滅、さらには晩婚問題や公娼・私娼問題、花柳病問題などの社会問題を經由して、夫婦の性愛化のテーマへ推移してきた。

産児調節運動前史(産児調節運動第1期)にあたる初期の言説では、富国強兵や国家の文明化・近代化を上位の目標においていたのに対し、1920年代半ばの避妊の実践家は、愛の完成としての結婚や、夫婦の性愛化、生活水準の維持・向上など夫婦や家族本位の言説へとその立ち位置を大きく変えた。

この時期に通底していた優生主義思想をみても、当初の社会改良や人種改良などのように、国家の資源としての人口問題を主軸に置いた優生主義から、「少なく生んでよりよく育てる」ことを目指す家族本位の優生主義に変容した。また、「晩婚化」問題にあっても、晩婚による婚姻前(外)性関係の増大という現象を通して、公娼・私娼の廃絶や花柳病対策に照準をあてたものから、個々人の愛の完成としての「結婚」の遅延が問題化されるようになった。つまり、避妊を正当化するロジックが、公的領域から私的領域へと重心を移した<sup>17)</sup>。

性欲言説については、婚姻前(外)関係で語られていた「性的快楽」が、夫婦の関係に持ち込まれ、「性-愛-結婚」三位一体論の成立をみることになった。赤川学は、「セクシュアリティの近代」の成立は、婚姻外性交に対する道徳的罪悪感が強化されると同時に、

婚姻内の性関係のみが極大に正当化されてエロス化される（「夫婦間性行動のエロス化」）ことをもって成立したことを指摘しているが（赤川 1999）、赤川の知見は、本研究においても追認できた。

ただし、以上は男性言説を資料として導かれた結果である。次節では女性による避妊言説に目を転じよう。

### 3-3 女性による「避妊＝可」言説

日本における避妊の導入に影響を与えた人物が、マーガレット・サンガーであることは周知のことである。ここでは、マーガレット・サンガー自身および、マーガレット・サンガーの思想と活動を日本に導入することに尽力した石本静枝の避妊言説を取り上げる。さらに、産児調節運動のオピニオン・リーダーではないが、マーガレット・サンガーの思想の移入に努めた論客として山川菊栄を取り上げる。

#### 3-3-1 マーガレット・サンガーの避妊論

— マーガレット・サンガー 奥俊貞訳『産児調節論』 —

労働者階級における多産や貧困の問題について、この問題を解決するための方策がバース・コントロール（受胎制限）であり、バース・コントロール（受胎制限）によって女性は「自由なる自覚的母性」（voluntary parenthood）に目覚めることができるというのが、マーガレット・サンガーの主張である。

「自由なる母性の本質的職能」は「自分自らの配偶者を選択し、子供を設くべき時期を決定し、産児の数を厳格に規定する事」（サンガー 1921 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（12）2000:342）であり、女性は「自己の自由 — 即ち子を産んで母となるべきか否か、母としてならば果たして幾人の子女を設くべきかを、自らに選択する絶対的自由を得なければならない」として、バース・コントロール（受胎制限）が「まず第一にそれは夫人のみの問題」であるとしている（サンガー 1921 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（12）2000:302）。つまり、性と生殖の自己決定権を獲得することによって「婦人は生まれる子供に対して一層偉大なる種族たるべき諸性質を伝える事ができる」（サンガー 1921 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（12）2000:342）というのである。この「自由なる自覚的母性」が阻害された時に、<sup>ママ</sup> 嬰兒殺し、捨て子、墮胎等が生じる。これらの社会的犯罪は、「自らの夫を選ぶの自由と受胎の時機及び産児数を選ぶ自由」が

女性に与えられていないことから生じる（サンガー 1921 →『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（12）2000::286）。

サンガーの“voluntary parenthood”（翻訳書では「自由なる自覚的母性」）は、我が国では後に「自主的母性」が定訳となったこともあり、サンガーの主張は生殖における女性の権利を追求したものと理解されることが多いが、実は、サンガーは「自主的母性」のなかに、恋愛結婚とその後の「恋愛生活」の権利を含めていた。「恋愛生活」とは、主に夫婦の性愛関係を指しており、「理想的性交」には「大いなる美」があり、「男女双方にとつての向上力となる」とした（サンガー 1921 →『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（12）2000::305）。

欧米で産児調節運動を主導したのは、マーガレット・サンガーとマリー・ストーブスという2名の女性であったが、彼女らは、避妊と同時に女性の性的満足（性的快楽の享受）の権利についても主張していた（荻野 2008）。金子幸子によれば、マーガレット・サンガーは1913、1914年に2回渡欧し避妊技術を学んだが、2度目の渡欧の際、イギリスでハヴァロック・エリスと出会い影響を受け、帰国後は「急進的な階級闘争よりも、性愛を重んじ女性の性的抑圧からの解放を目指していった」という（金子 1999:181）。「性愛は結婚における幸福と健全の主要部分だからである」（金子 1999:183）という考え方がマーガレット・サンガーの思想の基本にあった。マーガレット・サンガーは、性と生殖、双方における女性の権利の確立を目指して、避妊を普及させることに専心したのであった。

### 3-3-2 石本静枝の避妊論

— 「産児制限の意義」『日本パンフレット「第一号」（新マルサス主義）』、  
「産児制限論を諸方面より観察して」『日本産児調節研究会叢書第一編』

日本にマーガレット・サンガーを招聘するきっかけを作ったのが、石本恵吉男爵夫妻であった。その妻石本静枝は、マーガレット・サンガー本人から日本の産児調節運動を付託された人物でもあり、マーガレット・サンガーの思想と実践の双方を日本へ紹介することにもっとも尽力した人物であった（第2章参照）。

「産児制限（Birth Control）」とは、「子供を生みたい時に生み生みたくない時には生まない」と云ふ事であり、「最近米国では之を Voluntary Parenthood 即ち親に成り度い時には子を持つ事或は自主的母性と称して居る」と、マーガレット・サンガーの思想を紹介

介している（石本 1921 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 1 巻（11）2000:265）。

1921 年の「産児制限の意義」（『日本パンフレット「第一号」（新マルサス主義）』、日本パンフレット発行所発行）において、産児制限の目的として、人口問題の解決、文化的生活の増進とともに婦人解放を挙げている。

石本静枝は、女性解放に必要な資源が時間（「時」）と経済的収入（「財」）であるという認識からスタートしている。婦人の生活で最も多くの時間を取るものは、「妊娠出産と家庭内に於ての世話」であるから、「子供を少く持てば持つ程婦人の進歩に必要な時を自分のものにする事が出来る」。財については、「若し子供の人数が少くて相当に時の余裕があれば更に進んで婦人自ら職業を求め自らの収入を得ることが出来かくして初めて資本主義の世の中に於ては婦人が男子から隷属的地位から自ら解放し得る」（石本 1921 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 1 巻（11）2000:267-268）としている。産児制限の結果、女性が自分自身の時と財をもつことにより、女性は精神的に向上発達し、肉体的にも母胎が健康になることで、子どもも健康になる。結果として、人間の質が向上し人口問題が解決されるという論法であった。

ただし、1922 年の『産児制限論を諸方面より観察して』（日本産児調節研究会叢書第一編）では、産児制限の目的は、第一に「人口を無制限に増加しない」こと、すなわち「制限なき出産」（傍点著者）の回避であり、第二に「人間の質の向上」、すなわち「後世の人類を改良」することであると明記されており<sup>18)</sup>（石本 1922a → 2000:82）、女性解放ということは、ほとんど触れられていない。この著作は、産児調節運動を支えた組織である日本産児調節研究会から発行されているということを考慮すると、石本静枝自身の考えよりも日本産児調節研究会の立場を前面に押し出すものにせざるをえなかったという事情があったにちがいない。

また、石本静枝は産児調節導入の反対意見について、自然の法則に反している、反（非）道徳的、人口減少（民族滅亡）の三点を取り上げ、それについて反論を行っている。

第一点の「反自然」という批判に対しては、文明の進歩とは「自然を征服する事であり、其の目的は自己の存在を確実にする事」とであると主張する（石本 1922a → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 1 巻（11）2000:83）。

第二点目の「反道徳的」という批判に対しては、一つには貧乏人の子沢山こそが道徳的でないのであり、産児制限は「責任観念を以てした事」でありむしろ道徳的であるとする。その一方で、「産児制限方法が一般に知れ渡つたら風俗を攪乱さするであらうと、又婦人

が墮落するであらうと心配する人が沢山」いるが、「若し婦人が不品行をした罰として私生児を生むと云ふ恐怖の為に、婦人がその生命よりも大切とする貞操を維持しているものであるとしたら、——罰が恐しくて守る貞操であるならば、それは殆ど道徳的に何等の価値もないものではありませんか」（石本 1922a → 『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（11）2000:83）と反論している<sup>19)</sup>。

第三の人口減少による民族滅亡の危機という批判に対しては、「婦人の子供を持ち度い欲望、子供を愛する情、と云ふものは決して、妊娠出産を恐れる様な、そんな浅薄なものではありません。婦人はこの智識を与へられて、より健康な、又自力で充分育てる事の出来る範囲の子供を生むのでありませう」と述べ（石本 1922a → 2000:84）、避妊を実行しているオランダ、オーストリア、ニュージーランドでは、出生率の低下と同時に死亡率も低下しているため、人口は増加していることを紹介している。

### 3-3-3 山川菊栄の避妊論

—— 山川菊栄「多産主義の呪い」、「婦人解放と産児調節問題」（原題「女性の反逆」） ——

産児調節運動には直接かかわっていなかったが、早くから、マーガレット・サンガーの主張に与してきた女性論者に山川菊栄がいる。山川菊栄は、他の社会主義者同様、経済関係を除外して人口抑制のみを唱える新マルサス主義に反対する立場に立ったうえで<sup>20)</sup>、「産む自由、産まぬ自由」を母性たる女性が権利として選び取るために、生殖を調節することが必要不可欠であると述べると同時に（鈴木 1982）、「恋愛の自由と母性に対する選択権とは、婦人解放の最も基礎的な二大要素」（山川 1921c:286）であると主張した。

「多産主義の呪い」（1920a）（1920年10月）では、マーガレット・サンガーの「自主的母性」（voluntary parenthood）という考え方を紹介し、社会主義の立場から産児制限の必要性を説き、「女の反逆」（1921a）（1921年1月）では、「自主的母性」の考え方に基き、女性が自らの意思で母になるか否かを自己決定できるようになることの必要性を主張した<sup>21)</sup>。

「婦人解放と産児調節問題」（1921a）（1921年10月。原題は「女性の反逆——精神的及物質的方面より見たる産児制限問題」。単行本『女性の反逆』に収録に際し、表題を改めた）では、マーガレット・サンガーの『婦人と新種族』を多く引用しながらその思想を解説している。

「今や世界の婦人は『自主的母性』の標語の下に、母となるべきや否や、また母となるべき時、子供の数、およびすべていかなる条件の下に母となるべきかを自己の意思によって決定しようとしている。」(山川 1921a → 1982:216)

「産児制限は、婦人の解放と結婚の最高目的とを成就せしめるといふ、精神的効果を伴う。そして私は、これらこそは普通に新マルサス主義が説くよりも、いっそう重要な、根本的な、永久的な産児制限是認の理由であると考えている。」(山川 1921a → 1982:221)

さらに、山川菊栄は、避妊の反対意見を、結婚の最大目的は生殖である、非(反)道徳的、性風俗の廃頹、離婚の増大、不妊症の増大、天才の減少という6つに整理して反論を試みている。主だった主張をみると、第一の、生殖を結婚の最大目的とする見方に対しては「けれども人類社会においては、性交の第二義的職分、すなわち恋愛が文化の進歩とともに発達して、ついに両性結合の最大目的となり、生殖はかえってそれに付随するものとなったのである」(山川 1921a → 1982:217)とマーガレット・サンガーが強調した夫婦の性愛的関係を重視する立場をとっている。第二の「非道徳」であるという批判に対しては、「今日の時代においては、責任ある産児制限が道徳的で、無責任なる多産主義こそ、不道徳の極致」とし(山川 1921a → 1982:228)、第三の「秘密の両性関係を容易にして風俗を廃頹させる」に対しては、「社会の風紀がただ女子の、妊娠に対する恐怖のみによって保たれているということは、あまりに皮相的な観察である。(中略)社会の風紀は、婦人の地位如何によって決定せられることで、婦人にして自由ならざるかぎり、産児制限がこの点において著名なる廓清をも、頹廢をも持ち来すものではない」(山川 1921a → 1982:228)と主張する<sup>22)</sup>。

これらのロジックを石本静枝と比較してみると、第二、三点については、石本静枝の反論のロジックと同じ論法であるが、一点目の結婚の目的については、両者でスタンスが異なっている。山川菊栄が結婚における性愛を「最大目的」とし、「生殖」を第二義的なものとしたのに対して、石本静枝は人種改良の重要な機会として結婚を捉えていた。

### 3-3-4 マーガレット・サンガーの日本における受容

マーガレット・サンガーの思想の日本への移入に尽力した女性として、石本静枝と山川菊栄の2名が挙げられるが、以上の著作を見る限りでは、山川菊栄の方がよりマーガレット・サンガーに忠実であった。しかし、産児調節運動において影響力をもったのが石本静



枝であったことから、日本におけるマーガレット・サンガーの受容は、日本型ともいうべき一種独特なものとなった。

石本静枝は、マーガレット・サンガーが唱道する女性解放、「自主的母性」概念の宣伝に精力を注いだものの、夫婦間の性愛についての主張は捨象していた。たとえば、子どもを欲する欲望について、マーガレット・サンガーは「夫婦の愛」（サンガー 1921 →『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻（12）2001:43）から生まれるとしているのに対して、石本静枝は「婦人の子供を持ち度い欲望、子供を愛する情」（石本 1922a →『性と生殖の人権問題資料集成』第2巻（16）2000:84）であるとしている。また、女性解放についても徐々にその主張を弱め、人口問題の解決と優生主義的な人種改良、社会改良の主張へと傾斜していった。

マーガレット・サンガーが重視した夫婦の性愛の主張を日本で広めようとしたのは、山川菊栄や山本宣治であった。ただし、山川菊栄は、夫婦の性愛的関係を重視しているものの、それは社会主義によって達成されるものであるとした。そのうえ、産児調節運動には直接かかわらず、しかも 1921 年をもってその後避妊に関して言及しなくなっている。したがって、山川菊栄の社会への影響力はさほど大きくなかったと推察できる。

また、山本宣治は、1922 年にマーガレット・サンガーが来日した際に行った講演要旨を活字化し、サンガーの日本への普及に貢献した人物であり（第2章「2-2-2」参照）、産児調節制限運動を展開するなかで、自由恋愛と自由結婚を主張した<sup>23)</sup>。しかし、山本宣治は女性の解放、女性の権利、生殖の自己決定という考え方には無関心であった。

このように、日本におけるマーガレット・サンガーの受容には屈折がみられた。金子幸子（1999）は、日本におけるマーガレット・サンガーの受容には歪曲があったことも指摘している。その第一は、マーガレット・サンガーの主張が新マルサス主義として紹介されたことである。マーガレット・サンガーの「本領は新マルサス主義にあったのではなく、産児制限による女性解放の立場にあった」（金子 1999:184）にもかかわらず、1922 年改造社によってマーガレット・サンガーを招聘した際に、マーガレット・サンガーは新マルサス主義の唱道者として宣伝された。そして第二に、「女性」という言葉が「母性」と訳出され、女性解放のよりも母性主義的な要素が強調されたことを金子は指摘している。

女性論者が避妊の可否論において、性愛化を捨象し、生殖／母性言説に収斂していったこと背景には、日本におけるこのようなマーガレット・サンガーの受容がかかわっていたと考えられる。ことに、マーガレット・サンガーの運動の日本での主たる紹介者である

石本静枝が、夫婦間の性愛関係の要素を捨象したことは、女性の「性」における権利には言及せずに「生殖」の権利の確立のみを模索するという日本固有の状況を招くことになった。

以上のことから、産児調節運動を担った男性の避妊言説においては、制欲、性愛に関する比重が大きかったのに対し、産児調節運動の女性リーダーであった石本静枝は性欲と性愛への言及をむしろ避けていたことが明らかになった。つまり、産児調節運動における避妊導入のロジックは一枚岩だったわけではなく、そこにはジェンダー非対称性が存在した。

### 3-4 避妊言説とジェンダー非対称性

#### 3-4-1 避妊に対する抵抗感のジェンダー非対称性

マーガレット・サンガーによる紹介された避妊は、必ずしも女性たちの支持を得たわけではなかった。

マーガレット・サンガーが来日する以前の 1910 年代中頃の状況を知る手がかりとして平塚らいてうの発言がある。平塚らいてうは「性交の当然の結果として小児を生んでいる」（平塚 1916 → 1983:238）状況を批判的に捉えていた。また、女性解放のために「結婚制度を改善し個人的な恋愛本位にする」ことや女性の職業的自立を主張するなど、マーガレット・サンガーと共通する意見を表明していた。しかしその反面、避妊は「ふたりの愛を汚辱する醜い、そして厭わしい行為」（平塚 1915 → 1983:44-45）であると、夫婦間の性における生殖と快楽の分離に対して嫌悪感を示し、マーガレット・サンガーと同様に、避妊を「是認し、奨励する気には、直ぐとはなれない」と感じていることを告白している（平塚 1917 → 1983; 337）。

また、次のようにも述べている。

「しかも性的放縦はある種の女性をのぞいては、いいかえれば正常な一般の妻は、避妊を正当化するいかほど多くの理由を積み重ねてみても、なおそれを自分が行うことに一種の道徳的不快感をともなうものです。（中略）また他の言葉で言えば、性行為を、その結実である子供に対する責任から切り離して、ただ単に自分たちの刹那の官能的享楽の目的のみに行うことに対する、人間の魂の感ずる道徳的不満でありましょう。男性は知らず、女性であり、しかも同時に自己の本心の声に耳傾けるものである限り、これはすべての女性が等しく感じることはないでしょうか。」（平塚 1917 → 1983:337-8）

下 線引用者)

つまり、夫婦間の「性における生殖と快楽の分離」を可能にする避妊は、「その結実である子供に対する責任から切り離」されているがために、「ふたりの愛を汚辱する醜い、そして厭わしい行為」と捉えられている。そこには、正当な婚姻関係にある妻の性的道徳観のようなものが感じられる<sup>24)</sup>。

また、安部磯雄は当時の強い「避妊＝不可」論に対して次のように述べている。

「夫婦関係を結ばないで産児制限をなすのであれば、何人もこれに対して非難することは出来ないでありますけれども、性慾を満足せしめながら尚ほ産児を制限するといふことの中には何か私共の倫理思想と矛盾するものがある様に思はれます。多分この点が産児制限に対する最も有力なる反対意見であるかも知れません。」(安部 1922:35 → 2008: 35、下線引用者)

「若し産児の制限を行ふ必要がある位なら、初めから結婚を延期すればよいではないか。若し又結婚後に於て産児制限の必要が起つて来たならば、その期間だけ全く夫婦関係を絶てばよいではないか。一方に夫婦関係を継続しながら産児制限を行ふといふのは実に意志の薄弱なることを示すものである。故に産児制限は青年男女の克己心を破壊し、彼等をして意志薄弱の人たらしむるものである。」(安部 1922 → 2008:40-41、下線引用者)

当時人々は、婚姻外関係で避妊をすることには抵抗なく受けとめていたが、婚姻内性関係において避妊をすることは受け難かった。この感覚を生起させてた原因を考えるのに参考になるのが、安部磯雄の記述である。安部磯雄は、1920年代当初、避妊(産児制限)の反対論者が、避妊を「極めて卑怯なる行為」で「意志の薄弱」な男性が行うものであるという認識していたことを指摘している(安部 1922 → 2008:40)。

つまり、夫婦間に避妊を持ち込むことは、「意志薄弱」「克己心の破壊」を意味することと捉えられていたのであり、それゆえに避妊に対する強い抵抗感が存在していた状況がうかがわれる。ここでは「青年男女」とあるが、当時の避妊法が主に禁欲・膣外射精・コンドームなどであったことを考慮すると(第4章参照)基本的には男性の克己心や意思を問題としていたと捉えてよいであろう。

他方で女性の場合は、たとえば、平塚らいてうの言葉を借りれば、避妊の実施は「貞潔な妻や、恋人までも娼婦と同等なものとして、女性の尊厳を失わしめることになる」（平塚 1917 → 1983:339）と述べている。鴨田脩治も、夫婦間の避妊は「結婚生活の標準を売淫の程度に引き下げる」のであり、「婦人に対する尊敬心を減退する」（鴨田 1914 → 2000:120。下線引用者）と述べている。これらの言説には、避妊は婚姻外性関係において用いられるものであることが前提となっている<sup>25)</sup>。

さらに、同様の状況を考察するための素材に森しげ女の小説「波瀾」（『昴』1909年12月1日発行）がある（荻野美穂 2008）<sup>26)</sup>。この小説では結婚後間もない頃に、主人公の女性が、夫が避妊をしていたことに気づきショックを受け、その後の夫婦関係が気まづくなつたという様子が描かれている。森しげ女は主人公の女性に、「（夫が）平気でこんな事をしているのは余り残酷だ、情ない男らしくもない」（森 1909 → 1965:26、下線引用者）と言わしめている。

この発話には2つの含意があると考えられる。一つは、避妊は意志薄弱な男性のすることであり、男として「情けない」し「男らしくない」という認識に基づいているという点である。もう一つは、主人公の妻が「残酷だ」と大きなショックを受けている点である。正当な妻である自分との夫婦間性行為に、夫が婚姻外関係で用いられていた避妊を行ったことにショックを受けたのではないかと推測できる。この小説は1909年に発刊されていたことから、1920年代前半までは、避妊は婚姻外性関係で用いられるものとして捉えられていて、それを婚姻内関係（「正当な」夫婦関係）に持ち込むことに対する抵抗感が存在したと推察できる。

婚姻内性関係における「生殖と快楽の分離」への抵抗感は男女双方に存在した。しかし、その抵抗感が由来するロジックは男女で異なっていた。上述したように、当時の避妊手段が主に男性主導のものであったことから（禁欲、膣外射精、コンドームなど）、禁欲以外の方法で避妊を行うことは、「克己心」のない「意志薄弱な」「卑怯な」行為であり、男らしさの規範から逸脱しているがゆえに非難される行為であった。それに対して、女性は、婚姻外性関係で用いられていた避妊を婚姻内にある夫婦関係で行うことは、妻である自分が「娼婦と同等なもの」として位置づけられることを意味した。このことは、婚姻内（夫婦）性関係で避妊を実践する抵抗感がジェンダー非対称であったことを示している。

また、このような解釈は、避妊は女性が望み要求したことから始まったという一般的な認識に異をはさむものである。上記の資料は、マーガレット・サンガー来日前の1900年

頃から 1920 年前に書かれたものであるが、産児調節運動により、「産児制限」「産児調節」が紹介される以前には、妻である女性が避妊という行為に対して積極的であったわけではなく、避妊の必要性和抵抗感というアンビバレントな感情を抱いていたのであった。

### 3-4-2 避妊受容のロジックのジェンダー非対称性

先に、産児調節運動を担った男性のオピニオン・リーダーの避妊言説において、性欲、制欲、性愛に関する比重が大きかったのに対し、産児調節運動の女性のオピニオン・リーダーであった石本静枝の言説では、性欲、性愛に関する言説が回避されていたことを示唆した。

1920 年代の産児調節運動は、「早婚+婚姻内避妊」という新マルサス主義の導入を目的としていたが、それは、男性の「意志薄弱」「克己心の破壊」を意味するという<sup>27)</sup> 避妊反対論からの大きな逆風にさらされていた。そこで、新マルサス主義がとった言説戦略が、「早婚と婚姻内避妊+節制」であった。早婚は性欲の乱用とイコールではなく、節制、すなわち、性欲をうまくコントロールする「制欲」こそが狙いであることをアピールすることでそれに対抗しようとした。

林葉子は、廃娼運動<sup>28)</sup>にかかわった男性たちのなかから、文明社会の「男らしさ」を「意志の強さ」の問題に置き換え、「意志」によって身体をコントロールできること、すなわち「克己」こそが男の「強さ」であるという新基準が提起されていたということを指摘している。彼らは、その「意志の強さ」をもって生殖をコントロールし、人種改良を行うことを目指していたという（林 2009:114）。

しかし、このような克己心や「意志の強さ」、さらには「制欲」は女性たちには強く求められなかった。一方で、女性論者の「避妊=不可」言説では、先述のように母性や女性解放のロジックが用いられた。たとえば、石本静枝は、「産児制限は自然の法則に反している」という批判に対して次のように述べている。

「文明の進歩と云ふ事は、今まで何事も自然にまかしてあつた事を、反対に、自然を征服する事であり、其の目的は自己の存在を確実にする事であります。産児制限もその実行によつて初めて自己を完成に導くのです。そうして自個を完<sup>ママ</sup>ふする事は実は自然に逆ふ事ではなく、却て自然の法則を完ふする事となります。」（石本 1922a →『性と生殖の人権問題資料集成』第 2 巻（16）2000:83、下線引用者）。

このように石本静枝にとっては、自己の完成とは、子ども数をコントロールし、「子供を生またい時に生み生みたくない時には生まないと云ふ事」、すなわち、生殖の自己決定権を持つことにより達成されるものと見なされていたのである。先にも指摘したように、マーガレット・サンガーは「性と生殖の自己決定権」(voluntary parenthood の原義)を要求していたのに対して、石本静枝は「生殖の自己決定権」(「自主的母性」)のみを求めている。

以上のように、「自己」について言及される言説内容に男女間で大きな相異がみられることは注目に値する。男性論者においては「自己」言説は、「制欲」系の言説との関連で語られていたのに対し、女性論者においては「生殖の自己決定権」や「自主的母性」の問題に回収されていた<sup>29)</sup>。

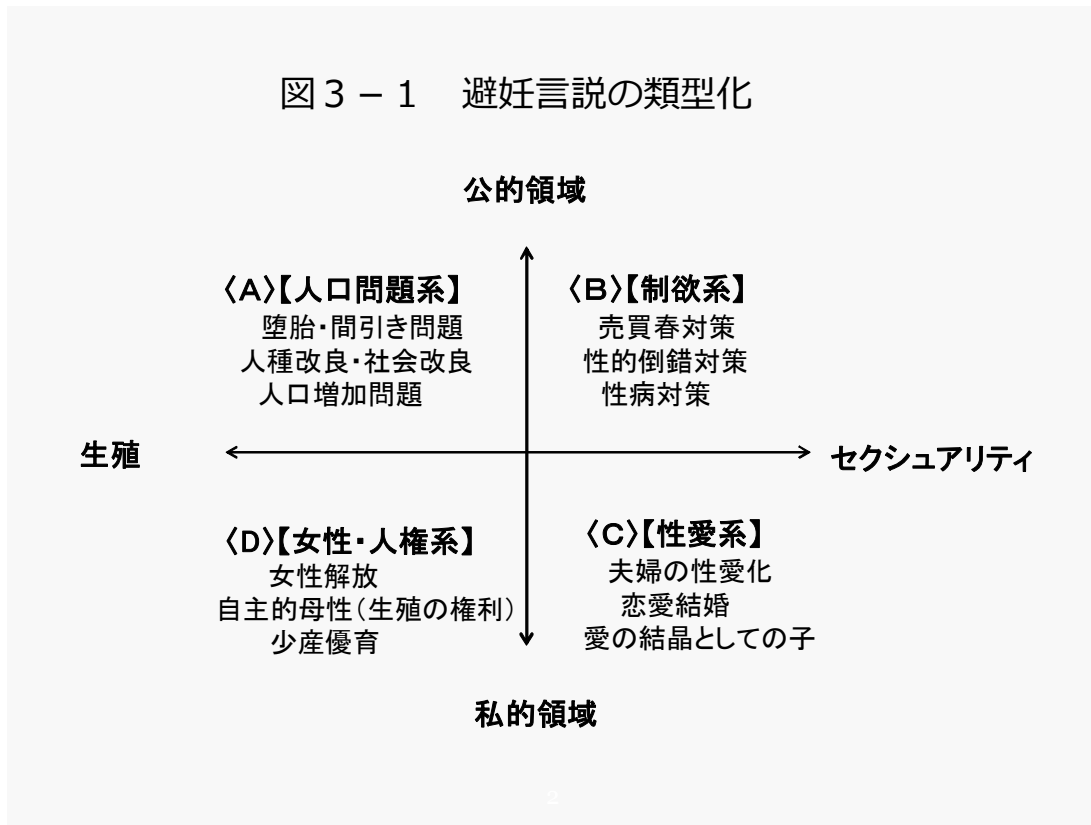
このことは、婚姻内性関係に避妊を導入しようとした当初、女性たちに生じた抵抗感、すなわち妻を娼婦に貶めることに対する抵抗感を払拭するための戦略であったのではないかと考えられる。婚姻内(夫婦間)性関係の最大の特権は正当な「生殖」が許容される点にある。したがって、婚姻外性関係の専有物であった避妊を婚姻内で用いる際に生じる妻の抵抗感を払拭し産児調節(産児制限)を広めるには、避妊を「生殖」目的のみに限定することは、特に新中間層の女性たちに有効であったにちがいない。

### 3-5 「性-愛-結婚」三位一体観とジェンダー非対称性

1920年代半ばまでの産児調節運動で語られた避妊言説の構成を配置してみた図が、図3-1である。縦軸は、その言説が公的領域/私的領域のいずれのレベルの現象を扱っているかを示し(公的領域/私的領域軸)、横軸は、その言説が生殖とセクシュアリティのいずれにかかわる事象かを示している(生殖/セクシュアリティ軸)。その結果、避妊を必要とするロジックは以下の4つの系に類型化することができた(優生主義言説、家庭経済言説など、4象限に通底する要素は含めていない)。

A「人口問題系」言説、B「制欲系」言説、C「性愛系」言説、D「女性・人権系」言説というこれら4つの系の言説は、単に直線的な時系列上にあるものではない。たとえば、「人口問題系」言説の根本にある優生主義思想は、大正期を通してほとんどすべての論者に内在していた。また、社会改良を目的として日本に初めて避妊を紹介した小栗貞雄にあっても、避妊の実行の際に、避妊の安全性とともに男女ともに「天然の快楽を完ふする事」(小栗 1903 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第1巻(4)2000:38)もあわせて強調

図3-1 避妊言説の類型化



していた。しかし、1900年代当初は、夫婦の性愛化よりは、人口問題、人種改良・社会改良、墮胎やマビキなどの「公的領域」の社会問題の解決に力点が置かれていた。「制欲系」の晩婚対策言説も、恋愛結婚を説いている点では「性愛系」へと問題構成をずらしてはいるが、主眼は、婚姻外性関係や性病、性的逸脱行為などの社会問題の解決であり、いかに性欲をコントロールし「善導」するかが問題の核心に位置づけられていた。以上の言説は、

日本という国家の近代化・文明化の達成（公的領域）を第一義的に重視する立場であった。しかし、1920年代半ばになると、近代国家の問題系（公的領域）から家族や夫婦の問題（私的領域）へと語りの比重が移行した。

これを図3-1の言説の類型化の文脈で表現すると以下のように要約できる。産児調節運動における「避妊＝可」言説は、男性言説においては、A「人口問題系」言説からB「制欲系」言説を経由してC「性愛系」言説と移行してきたのに対し、女性言説においては、

A「人口問題系」言説からD「女性・人権系」言説へと、男性とは異なる回路で移行した。女性論者たちも公娼・私娼問題や花柳病問題の解決の必要性を認識してはいたが、それを「制欲」問題として取りたてて論じなかったし、C「性愛系」言説については意図的に回避し、D「女性・人権系」言説——女性解放や自主的母性——を積極的に活用した。

以上のように、近代家族のメルクマールの一つとして取り上げられる「性—愛—結婚」三位一体観の成立プロセスは一枚岩ではなく、ジェンダーによる非対称性が存在した。

### 3-6 小括

産児調節運動の第1期と第2期にあたる1903（明治36）年から1925（大正14）年頃の間のおピニオン・リーダーの「避妊=可」言説のロジックは、A「人口問題系」言説、B「制欲系」言説、C「性愛系」言説、D「女性・人権系」言説の4つに類型化できた。これらは時系列的な位置関係にあるものではないが、「A→B→C」というおおまかな推移がみられた。

産児調節運動前期（第1期）の1900年代当初は、社会改良の見地から国家の人口問題として避妊の必要性が論じられた。1920年代の産児調節運動萌芽・展開期には、新マルサス主義が導入され、「早婚+婚姻内避妊」ロジックが投入されることになった。この段階で、夫婦間性行動というセクシュアリティが産児調節という議論の俎上にのせられることとなったのであるが、主眼は、晩婚化により生じた売買春や性的倒錯行為などの社会問題の解決に置かれていた。その次に投入されたロジックが、「夫婦愛の結晶としての子ども」というロジックであり、夫婦間性行動に情緒的意味が付与されることとなった（夫婦間性行動の性愛化）。ただしこれは男性論者の「避妊=可」言説の特徴であった。

女性論者の「避妊=可」言説は、A「人口問題系」言説を出発点としたことは男性論者と一致していたものの、その後、B「制欲系」言説、C「性愛系」言説を回避しつつ、D「女性・人権系」言説へと、男性論者とは異なる経路で推移した。日本において、マーガレット・サンガーの提唱する避妊の必要性は男女双方の論者に受容されたが、他方で、かの女が主張した性愛の重要性は、男性により受容され、女性からは拒否されるという錯綜した現象を生み出した。

避妊の実践により招来される夫婦間性行動における「生殖と快楽の分離」は「快楽の享受=不道徳」という発想と直結するため、女性論者は、避妊受容に対するリスクを回避するために避妊を生殖や女性の人権にかかわるものとして位置づけるという戦略をとった。



それは「夫婦間性行動の性愛化」への抵抗でもあるが、夫婦間性行動の生殖面をクローズアップし、子どもをいつ・どのようなタイミングで・何人生むかという生殖の自己決定権が女性解放と子どもの教育のための必要十分条件であるというロジックにより、かつて婚姻外性関係によって用いられていた「不道德な」避妊を「道徳的」という意味に変換することを通して避妊を普及させようとしたのであった。

近代家族の代表的なメルクマールとして指摘される「性－愛－結婚」三位一体観であるが、その一方の要素である「貞操・純潔・一夫一婦制」言説は男女双方の「避妊＝可」言説に共通していたが、「セックスにおける夫婦和合」言説は女性論者から意図的に捨象された。「性－愛－結婚」三位一体観の成立や夫婦間性行動の性愛化のプロセスはジェンダー非対称であった。

註

1) 中村(1996)によれば、婦人雑誌における産児調節記事の初出は、『婦人衛生雑誌』1902(明治35)年2月号、三峽生(小栗貞雄のペンネーム)「妊娠制限法」であり、『二六新報』1902年1月号の記事の転載であった。この記事を増補出版したものが『社会改良論全』であった。

加藤(加治)時次郎は「著書で世間に産児制限を知らせたのは日本に於て小栗氏が嚆矢であって、実行の上には小生が魁である」と述べている(加治1925:2)。また、堺利彦は、「日本に於ても某々の諸氏は『社会改良実論』と称する本を著して、大いに此主義を鼓舞した。然し此書は真に主義の為にしたのであるか、売薬『貴方之友』の広告の為にしたのであるか、それは判然分らぬ」(堺1907→1983:239)と言及している。

2) 1925(大正4)年9月には第五版が出版されており、「第五版印刷に就て」の中で、「斯く学者の注意と読者の歓迎を博したるは著者の名誉とする処について、満足之に過ぎず」(鴨田1914→『性と生殖の人権問題資料集成』2000a(7):143)と述べている。

3) 避妊の必要性を早期に説いたものに他に、社会主義者、堺利彦「婦人問題雑俎」(『家庭雑誌』第五卷第七号(1907 明治40年5月1日)所載の「避妊の福音」がある。

「避妊と云へば只それ丈にて既に何となく不道德を意味するが如き感じもある。然し之を棄児に比すれば、避妊は頗る道德的であるに相違ない。」(堺1907→1983:238)

「然し現在多数の人が、多くの子を産みて生活に苦しみ、甚だしきは墮胎棄児を為すに至るを見ては、差しあたり一時一部の救済策として避妊の福音を認めざるを得ざる者である。」(堺1907→1983:239)

ここで若干補足しておく、堺利彦は社会主義者であるが、アニー・ベザントに依拠して新マルサス主義を日本に紹介した小栗貞雄とは立場を異にする。つまり、貧困救済、社会改良、人口問題等の解決のために避妊を導入する新マルサス主義には批判的である。

堺利彦は、「不自然なり不道德なり」として禁欲により解決すべきであるという反対意見に対して、「一般の人間に対しては到底是れ不可能の事」であり、「絶対の禁欲に非ずして、節制克己を以て善く性慾を導くは、人情の為にも、健康の為にも、而うして亦避妊の為にも必要である」(堺1907→1983:239)と主張し、性欲善導説を提唱している。

ただし、墮胎・棄児を問題視するスタンスは異なる。小栗貞雄、鴨田脩治が、文明一野蛮という対照軸から、野蛮な劣位にある日本が、文明社会に参入するために、悪風を撲滅しなければならないと説くが、堺利彦にはそのような視点には立っていない。

さらに、女性の生殖の自己決定権を山川菊栄よりも早く説くなど時代を先取りしていた。「子供を産みたくない時には産まぬ、産みたい時には産む、そして産む以上はそれが為生活の困難に陥らぬよう、社会が十分の保護をして呉れるのが当然だと主張したい」（堺利彦「産む自由と産まぬ自由」（堺 1916 →鈴木編 1983:310）。以上のいくつかの点において、堺利彦は当時の知識人のなかでは独自のスタンスにある。

また、性欲善導説については、赤川学は「性欲の善導パラダイム」とよび、開化セクソロジーにはなく通俗性欲学のみにもみられる言説であることを指摘している（赤川 1999）。赤川は、1912（明治 45）年の『新公論』の特集にすでに登場していることを指摘しているが、堺利彦の言説はそれよりも 5 年も早い。

4) 安部磯雄は次のように述べている。「最も恐るべき人類の敵」は梅毒であり、梅毒の原因は、「男女の不正なる関係以外に生ずるもの」ではない。したがって、梅毒を全滅させるには、「男女の不正関係を根絶するという手段」を取る必要がある。（安部 1922 → 2008:177）

5) 林（2005）によれば、安部磯雄は、当初は廓清会（1911 年結成）のメンバー（副会長）として廃娼運動を行っており、その後産児制限論に入っていったという経緯をもつ。禁欲が健康に与える影響を懸念していたが、その問題がないことを了解した後に産児制限運動へと移行したという。したがって、根本的な関心事は公娼制の廃止にあった。安部磯雄は「下水と同様に醜業婦を社会の暗所に閉じ込めて置くことが必要」（安部 1922 → 2008:178）であるとも述べている。

6) 「若結婚の目的が恋愛と子孫継続の二つにあるとしますならば、子孫のために両親は出来得るだけ節制といふことを考えなければなりません。殊に頭脳を使用するが如き職業に従事する者は一層の節制を実行する必要があります」（安部 1922 → 2008:200-201）とも述べている。

7) 加藤（加治）時次郎は、1883 年 2 月より 1920 年 6 月までは加藤姓を、1920 年 7 月からは加治姓を使用している（成田 1983）。したがって、この間に執筆した文献の著者名は加治と表記する。資料を原著ではなく、加治甚吾監修 成田龍一編集『加藤時次郎選集』（弘隆社 1981）所収の論考を用いた場合でも同様である（『加藤時次郎選集』では一律加藤の姓が用いられ、加藤姓と加治姓は識別されていない）。ただし、『加藤時次郎選集』所収の論考を資料として用いる際には、文献としては「加治監修(1981)」と記す。

8) 1910（明治 44）年の 9 月より花柳病だけの実費治療を始めたところ、患者数は 1 日 200

人を超えたという。未婚の青年男女が多く、しかも教員、牧師などの職業に就いている青年男女が比較的多かったと述べている（加藤 1912 → 1981:377）。

9) 健康の見地より、避妊が必要な7つの条件を指摘している。

第一に両親のいずれかが不成熟の時、男子 25 歳以降、女子 22 歳以降まで出産を延期することを勧めている。第二に、出産間隔をあけることで、少なくとも 3 年、一般の場合は 5 年あけることを推奨している。第三に、母体が虚弱な場合、第四に父親が病弱な場合とし、病気、神経衰弱、大酒癖、花柳病を挙げている。第五に、既に産んだ子どもの最低 2 人に障害があった場合、第六、遺伝する病気として、癩病、肺病、てんかん、精神病などを挙げている。第七に、「父母の平均以下の能力者を産む虞れがある時」であり、親が「己れ以下の能力者なる子供を社会に供する事は社会をして其れ丈低下せしむる事がありますから、其予想であつた場合には生む事を控ゆべきであります」としている（小川 1924 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 3 巻（28）2000:8-14）。

10) 小川隆四郎は、自身がクリスチャンであることも明らかにし、東洋国民が西洋国民においてすべての点において劣っているのは「基督教の有無」であるとみなしている（小川 1924 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 3 巻（28）2000:14）。

小川隆四郎は、1904（明治 37）年、26 歳の頃に渡米し、明治 43（1910）年に帰国するまでの約 6 年間に米国で過ごしている。日本にいる頃からキリスト教に興味をもっていたが、渡米後に長老教会にかかわることで熱心な信者となった。1906（明治 39）年には伝馬（デンバー）基督教教会を設立し、伝道に励んだ。帰国後もキリスト教の伝道に専心し、産児調節運動にかかわり始めた後、1923（大正 12）年に愛国基督教伝道義団を設立するなどしている（村上雄策 1942 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 8 巻（118）,2001）。

11) 文末に、「産児制限に対する理論、実際、方法を尚詳しく知りたい読者に対して、次の著書を推称したいと思ひます」として、マリー・ストーブス著“Wise parenthood”と“Contraception”、マーガレット・サンガー著“Family Limitation”が原著であげられている（小池 1925b → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 3 巻（32）2001:33）。

12) ただし、小池四郎は社会主義者であったため、反・新マルサス主義かつ反資本主義という立場を明確にした上で、「筋肉労働者階級と知識階級の半数」（小池 1925b → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 3 巻（32）2001:40）を対象とすると述べている。

13) 注 3) 参照。

14) 「性慾の倫理化」とは、「花柳病を撲滅して、人類が不潔な交接をなすことなく、人生のすべてを清くして人生を美しき芸術にする」(羽太 1922 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 2 巻 (15) 2000:47) ことである。そのために早婚と、子どもの出産による生活の困窮化を避けるために、婚姻内避妊を実行することを支持する。

15) 赤川学は「性欲はそれ自体は善でも悪でもないけれども、善用することによって社会に利益をもたらし、悪用することによって社会に害を与える、という認識」を「性欲の善導パラダイム」と読んでいる(赤川 1999:174)。

16) 「夫婦の性愛化」論者には、他に山本宣治を挙げることができる。山本は性愛については直接的に述べている訳ではないが、結婚については以下のような考えを持っていた。

「私のいふ結婚生活とは、一人の男と一人の女が、夫々予め多くの候補者を比べた上で自由に選<sup>ママ</sup>み出して之こそ我配偶者と定め、そして互に同格な事を承認した上で、其後の一生を二人一体として送らうと試みる継続的意志が行為に現はされたものである。」「此結婚は其二人相互の幸福を第一の目的とする。産児は結婚生活の充実に伴ふ二次的(重大でないといふ意味ではない)現象であり、常態の結婚に於ける必然の結果である。但し或特殊の場合産児が其二人の存在を脅かすならば(出来得るならば)彼等が科学的方法によつて第二次的現象の起るのも未然に防いで、累を第三者に及ばさぬ様に注意する事も正しい事である。」(山本 1923 → 1979:147-148)

17) ただし、私的領域あるいは公私の領域分離そのものは公的に作り出されていることは配慮する必要がある(牟田 2002)。

18) 本書の最後には「サンガー夫人日本滞在中の講演参照」とある(石本 1922 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 2 巻 (16) 2000:84)。

石本静枝は、「日本では此産児制限と優生学との区別が明らかでない様だから附言しておく」として、「優生学」とは「優秀なる男女の結婚によりて更に優れた子孫を得むとする事」であり、優生学は産児制限に関係するもののその「主たる目的ではない」と説明している(石本 1921 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 1 巻 (11) 2000:265-266)。

また、一方で石本静枝は、産児制限とは、「人口を無制限に増加しないと同時に、その質を良くする事」であり、「少数の子供であれば、母胎が疲れない為に肉体的にはその産児制限は健全であるし、生まれた後も食物、衣服、教育も多産の場合よりは十分に出来ますから、結局よりよい人間が出来るわけです、同時に悪疾の遺伝の恐れのあるものは全然産児を制限する事によつて、後世の人類を改良する事が出来ます。」(石本 1922a → 『性

と生殖の人権問題資料集成』第2巻(16)2000:82)とも述べている。

19)「なほ又社会風教問題の大きな一つである、数多い売笑婦は、彼等が避妊法を知つたからなつたのではありません。貧困と精神薄弱の為であります。」「即ち売笑婦の九割までが、八人か九人の家族から来たと云ふ事実があります。して見ると産児制限の実行が売笑婦を減少する事となるではありませんか。又同時に私生児は其のあとを断ち、彼の恐しい罪悪である墮胎もなくなるのであります。」と述べている(石本 1922a → 『性と生殖の人権問題資料集成』第2巻(16)2000:83)。

20)山川菊栄は、自らとサンガー夫人との相異については、「社会主義者たる私が、産児制限を革命以上のものと見、または革命予防の最上段と考える社会改良家のサンガー夫人に、部分的にいかにか共鳴するにせよ、全的に偶像に奉るといふようなことが、正気の沙汰で考え得られたらお慰みです。」(山川 1921c → 1982:292)と述べている。

21)他にも、「避妊=可」とする女性特有の根拠として、多産・頻産に対する嫌悪感や育児の負担意識も指摘している。石川三四郎が避妊を「知識階級の道楽」と批判したことに対して、「御自身の子供を御自身で育てられた経験のない方々には、婦人、ことにわれわれ共稼ぎの無産階級婦人にとって、妊娠、分娩、養教育の負担が、どれほどおおきなものであるのかの御想像がつかぬのも御無理ではありますまい。けれどもわれわれにとっては、子供一人生みかつ育てることは言葉通り、自分自身の血や肉を削ることを意味します」(山川 1921d → 1982:244)と反論している。

22) 残りの3点への反論は以下の通り。第四の産児制限は離婚を容易にするという点に対しては、「これは出生率の低下」によるものでなく「むしろ婦人の自覚と独立との増進によるもの」であるとし(山川 1921a → 1982:229)、第五の産児制限は不妊症を誘発するという危惧に対しては、医学的に間違つた認識でむしろ「健全なる妊娠を容易ならしめる」、「婦人病、ヒステリー、癌腫、その他の種々の疾病のごときも、避妊よりは多産の結果に多い」(山川 1921a → 1982:229)と、第六の天才産出の機会を減少させるという批判に対しては、「天才の産出」も妨げられるが同時に「無能者または有害分子の算出」も予防できるとしている(山川 1921a → 1982:230)としている。

23)日本の女性たちが性愛言説に対し強い嫌悪感を持っていたことは、山本宣治の次の文章からもうかがえる。

「性交に際し夫妻諸共同時にオルガスムスに到達する」ことができないことにより、「日本婦人のヒステリーと家庭悲劇」が続出していることを、日本婦人に「伝えたいと切

望」しているが、「併し御上品なる御婦人向きの講演で卒直な科学者の説に耳を傾くべく婦人は余りに臆病である（現に客年七月京都市小学校教員第四連合会で、二、三の女教員は講壇から聞かされる話が猥褻だとして憤然と席を蹴て起ち、次日の余の講演には全然辟易して来なかつた。」（山本 1922 → 1979:39-40

24) 山田わかも、サンガーの主張は感情的であり、「不幸な婦人の気やすめであると同時に、復讐の請負のやうなものである」（『婦女新聞』1921年五月四日曜日）と批判した（荻野 2000:7）。

25) 三角錫子（常磐松女学校長）は『婦人公論』（1920年8月号）の「我国の現状に照して観た避妊可否論」において、「避妊といふ事（こんな文字はかくのもいやだ）は、文明国に於ては既に一つの事実であるらしい」（三角 1920: 38）と記している。

26) 森 志げ（1880年5月3日～1936年4月18日）、森鷗外の妻で小説家。1902年森鷗外の後妻として再婚した。『波瀾』は自身の結婚生活をもとにして執筆された小説で、森鷗外『半日』の裏面を描いた作品として知られている。

27) 羽太鋭治も同様の認識をもっており、「早婚者は意志が薄弱であると云ふ事は全く論拠のないことである」（羽太 1922 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第2巻（15）2000:48。）として次のように述べている。

「早婚を禁ずれば、淫売を買ふか、さもなくば男色や手淫が盛になるので、手淫常習者の意志薄弱なるは、誰でも知つている処であつて、早婚はかかる事を防いで以て、より健全なる精神を育ふ事を得るのである。」（羽太 1922 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第2巻（15）2000:488、下線引用者）

28) 1911年結成の廓清会による廃娼運動のこと。安部磯雄が副会長であった。

29) 女性論者にも、避妊が晩婚や性病などの社会問題を解決する手段となるという認識があった。また、男性にも生殖コントロールについての言及がないわけではなく、結婚から第一子出産までの間の生殖コントロールは、むしろ新マルサス主義者に非常に重要視されていた。しかし、それは、「性欲コントロール」（制欲）、婚姻内の「節制」として問題化されていた上、その必要性を、優良な子どもを得るという優生学的な見地から強調していたのであり、女性論者が主張した生殖の自己決定権の議論とはまったく異なった文脈で語られていた。

## 第4章 女性雑誌の投稿記事を通してみる避妊の実践

第4章、第5章では、女性雑誌に掲載された避妊に関する記事を用いて、どのように避妊が行われ、避妊の実践を通して人々が家族に対してどのような意味付与を行っていたのかを探る。大正期から昭和初期（1930年）までを射程に含め、避妊が一部の識者やオピニオン・リーダーのみならず、女性雑誌の読者という限定はあるものの新中間層の人々に浸透していったプロセスを明らかにすることを通して、避妊という行為が家族の近代化に対して与えた影響を考察する。

具体的には、『主婦之友』と『婦人公論』という女性雑誌二誌を中心に、1916（大正5年）～1930（昭和5年）年の約15年間に掲載された「避妊（産児制限、産児調節）」に関する記事を資料として分析を行う。雑誌に掲載された記事は、執筆者により、「専門家」（医学博士・医学士）、「識者」（医学博士・医学士以外の知識人、学校教育関係者等）、「読者」の3種類に大別されるが、読者による投稿記事（体験談）を中心的に扱う。

第4章では、避妊実行の理由、避妊情報・避妊具等の情報源や入手方法、具体的避妊方法が明らかにすることから、避妊の実践の様子を再構成することを試みる。

### 4-1 『主婦之友』、『婦人公論』の選定理由と雑誌の概要

#### 4-1-1 選定理由

主な分析資料として主に『主婦之友』と『婦人公論』を選んだ主な理由は次の三点である。

第一の理由は、『主婦之友』は大正期に刊行されていた商業主義的女性雑誌のなかで、発行部数が最も多く、最も多くの読者を獲得していたからである。第二の理由は、『主婦之友』は読者からの投稿記事（体験談）が多く掲載されていたからである。第4章と第5章では、社会のオピニオン・リーダーの意見のみならず、一般に生活する人々（読者層）の避妊の実践や避妊にかかわる心性を把握することを意図しているため、それらを探るための資料として利用できると考えた。さらに第三に、商業主義的女性雑誌の記事の偏りや読者などのバイアスを回避するために、「大衆指向型」と「知識人指向型」の双方の雑誌を扱うことが望ましいと考え<sup>1)</sup>、大衆指向型と称されていた『主婦之友』一誌に限定せず、比較対象として知識人指向型の代表誌であった『婦人公論』を扱うことにした<sup>2)</sup>。

以下に、『主婦之友』と『婦人公論』の発行部数や紙面構成（記事内容）、読者層につ



いて、より詳しく説明する。

#### 4-1-2 『主婦之友』、『婦人公論』の概要と読者層

明治末期から大正期にかけて、商業雑誌の量産化時代が始まり、『婦人世界』（婦人世界社）、『婦人公論』（中央公論社）、『主婦之友』（主婦之友社）、『婦女界』（婦女界出版社）、『婦人倶楽部』（大日本雄弁会講談社）などの代表的な女性雑誌が続々と発刊され、大正後期から昭和初期には、女性向け商業雑誌を消費する女性読者マーケットが確立されたとされている（木村 2010）。1911（明治 44）年から 1931（昭和 6）年にかけての 20 年間に、約 214 種類もの女性雑誌が創刊されている。大正前半期までは明治期創刊の『婦女界』『婦人世界』の二誌が主流であったが、大正期の半ば頃より、大正期創刊の『婦人公論』、『主婦之友』、『婦人倶楽部』へと雑誌の世代交代が行われた（三鬼 1996）。

昭和初期のデータになるが、永嶺（1997）によれば、主な女性雑誌の発行部数（概数）は表 4-1 の通りである<sup>3)</sup>。1927（昭和 2）年の発行部数は、『主婦之友』、『婦女界』、『婦人倶楽部』の順になっている。永嶺は、1930（昭和 5）年に東京市本所高等小学校で実施された雑誌読書調査（男子生徒対象）の結果（女性雑誌のみ抽出）も紹介している（表 4-2 参照）。この調査では、『婦人倶楽部』、『主婦之友』の順で多く読まれていたこと、『婦人公論』の読者は少なかったことがわかる。

また、山本（1981）によれば、1924 年頃の職業婦人の講読雑誌は表 4-3 の通りである<sup>4)</sup>。『婦人公論』が第一位であるが、『婦女界』『主婦之友』も比較的良好に読まれていたことがわかる<sup>5)</sup>。『主婦之友』の発行部数は、1917（大正 6）年創刊号（3 月号）で 1 万部であったものが、同年 12 月号には 2 万部、1923（大正 12）年に 30 万部を突破し、1924（大正 13）年には 22 万部となり（主婦の友社 1967）、1931（昭和 6）年には 60 万部に達した<sup>6)</sup>（嶺村 1931）。一方、『婦人公論』の発行部数は、1916（大正 5）年に 5 万部であったものが（中央公論社 1955）、1930（昭和 5）年に 18 万部（中央公論社 1955）となり、1931（昭和 6）年には 20 万部（嶺村 1931）まで増大した<sup>7)</sup>。

『主婦之友』は、1917（大正 6）年 3 月に刊行された。中流家庭の主婦を対象に、実用記事中心の親しみ易い誌面づくりを編集方針とし、これが当時増加し始めた新中間層の主婦に受け入れられ、年々発行部数を増やしていった。創刊当時の主婦之友社の社長、石川武美は「ただ漠然と婦人全体をねらうよりも、中流家庭の生活だけにしぼって、編集の企画を立てたい」（主婦の友社 1967:41）という編集方針から、主婦向けの生活に密着した

表4-1 主な女性雑誌の発行部数(雑誌名, 発行部数概数)

	1927(昭和2)年		1929(昭和4)年		1931(昭和6)年	
1	主婦之友	20万	主婦之友	43万	主婦之友	60万
2	婦女界	15万5千	婦女界	35万	婦人倶楽部	55万
3	婦人倶楽部	12万	婦人倶楽部	20万	婦女界	35万
4	婦人世界	8万	婦人世界	17万	婦人公論	20万
5	婦人之友	6万	婦人公論	3万	婦人世界	12万
6	婦人画報	3万			婦人画報	7.8万
7	婦人公論	2万5千			女人芸術	3万
8	女性	2万5千				

注: 永嶺(1997)184頁の雑誌の発行部数を表化した。

表4-2 東京市本所高等小学校(男子)の雑誌読書調査(昭和5年)

		: 婦人雑誌のみ抽出	
雑誌名	読者数(人)		
婦人倶楽部	251		
主婦之友	154		
婦女界	153		
婦人世界	90		
婦人画報	12		
その他(婦人公論含む)	8		

注: 永嶺(1997)188頁表5-8を一部修正のうえ転載

表4-3 職業婦人の講読雑誌(1924年頃)

	人	%
婦人公論	196	16.6
婦女界	181	15.3
主婦之友	144	12.2
婦人世界	86	7.3
婦人倶楽部	49	4.1
女性	32	2.7
中央公論	27	2.3
早稲田大学高女講義録	23	1.9
希望	23	1.9
婦人之友	20	1.7
その他	333	28.1
不明	38	3.2
計	1184	100

出典: 山本(1981)233頁の表12

実用記事中心の誌面構成を採用した。その結果、1920（大正 9）年 6 月までに、『主婦之友』は「当時の雑誌界で第一位の発行部数を確保する」（主婦之友社 1967:77）に至り、その後もそれを維持していた。

『婦人公論』は『主婦之友』より早く、1916（大正 5）年 1 月に刊行された。刊行に際しての綱領には、「現代婦人の卑俗にして低級なる趣味」の「向上」とともに、「突飛極端なる新思想と因陋頑迷なる旧思想」の「極力排撃」（『中央公論』30 巻 12 号、1915 年、予告）を掲げていた。初代編集長の嶋中雄作によれば、当時、「婦人の自覚と解放」という機運が高まりつつあり、『中央公論』1913（大正 2）年の臨時増刊「婦人問題号」が「比較的評判がよかった」ため、嶋中自ら、女性解放と女性の教養を謳う新しい女性雑誌の創刊を中央公論社社長に進言し、それが認められて発刊に至った（中央公論社 1965 : 9-10）。大正期の間は、時論・公論など評論を中心とする内容はほぼ固持された（染谷 1978:175）。

木村涼子によれば、二誌の誌面構成の比較を行った結果、『婦人公論』では、女性解放論などの女性の地位や生き方について論じた知識人による「評論記事」が中心であり、それに対して『主婦之友』では、家庭生活に関わる実用記事が大半を占めていた。『婦人公論』はより高学歴の職業婦人に、『主婦之友』はそれよりも低い学歴層を含むサラリーマン層および農・商・工の中小自営業主など広範な層の妻に読まれていた（木村 2010）。とはいえ、『主婦之友』、『婦人公論』の読者層はともに、昭和初頭までは新中間層中心であった<sup>8)</sup>。

本章では、『主婦之友』、『婦人公論』の女性雑誌二誌を対象に、1916（大正 5 年）～1930（昭和 5）年の約 15 年間に掲載された「避妊（産児制限、産児調節）」に関する記事を抽出し、1920 年代を中心とした時代の避妊の実践の状況を明かにする。その際に、特に読者からの投稿記事に注目し、できるかぎり当時の新中間層の実践に接近することを試みる。

まず初めに、『主婦之友』、『婦人公論』に掲載された避妊記事の全体像を把握してから、本章の主題の分析を行う。

#### 4-2 『主婦之友』『婦人公論』の避妊言説 ― 構成と内容

##### 4-2-1 『主婦之友』『婦人公論』の避妊記事の概要

大正期に創刊された主要な女性雑誌『婦人公論』『主婦之友』において、「バース・コントロール」の訳語である「産児制限（産児調節）」という用語を文章中に用いた記事が

初めて掲載されたのは、『主婦之友』1919（大正8）年11月号の加納久朗（在米国子爵）「世界改造と新しき日本婦人の覚悟」であった<sup>9)</sup>。『婦人公論』においてもほぼ同時期に、1920（大正9）年8月号で、「我が国の現状に照らして観た避妊可否論」という特集が組まれ（目次における「避妊」という用語の初出）、三角錫子（常磐松女学校長）、安部磯雄（早稲田大学教授）ら8名の識者の避妊に対する意見が掲載された。その執筆陣の一人である市川源三（府立第一高等女学校長）の「どうしたことか、今年になって、バースコントロール論が俄かに喧しい。各種の研究会でも問題にする、講演会でも主題にする、新聞も雑誌も多少に拘わらず必ず論議する。我が国民も此の問題をどうにか片付けねばならぬ情勢になって来たと見える」（『婦人公論』1920年8月号：55）という記述からも、1920年代に「産児制限（産児調節）」の「言説化」が急速に展開されたことがうかがわれる。1922（大正11）年3月のマーガレット・サンガーの来日がこの動きに拍車をかけることとなった。

表4-4に『婦人公論』と『主婦之友』の創刊から1930（昭和5）年までの間に掲載された「避妊」に関する言説を含む記事の一覧を示した<sup>10)</sup>。

記事は、識者による避妊の可否論と医師による医学知識の提供、および、読者投稿による体験談は三種類に分類できる。『主婦之友』の特徴は、避妊に対する可否論が初期に若干みられた後は、1923（大正12）年2月に早くも読者の体験談（投稿記事）「避妊手術を受けた婦人の経験」（佐藤愛子）が掲載され、以後は投稿記事が主流となっていく。またその際に、反響が大きかった体験談の投稿者を記者が直接訪問し、より詳細な記事を追加して掲載するという手法も用いられている。

それに対して『婦人公論』では、1920年の特集「我が国の現状に照らして観た避妊可否論」を端緒として、その後も知識人による避妊の是非に関する議論が続き、1930（昭和5）年4月号特集「私の実行して来た妊娠調節」によようやく読者の体験談が掲載される。

避妊方法や受胎時期に関する医学知識の提供に関しては、『主婦之友』の初出は、1926（昭和元）年8月であった（長谷川茂治「妻の心得べき特殊事情により妊娠中絶」）。受胎時期に関する知識の提供の初出は、1927（昭和2）年12月の赤谷幸蔵「妊娠する日と妊娠せぬ日の判別法」であり、「妊娠暦」の雑誌メディアでの初出でもあるが、「読者の反響はすばらしく」「たいへんよく売れた」（主婦之友社1967:156）という<sup>11)</sup>。

一方『婦人公論』では、1927（昭和2）年10月に初めて妊娠や避妊についての医学知識に関する記事「避妊器具は子宮癌を誘発する」（ドクトル渡辺孝樹）が登場するが、避

妊の具体的な方法の紹介ではなく、避妊具がいかにかに身体に悪影響を与えるかという論説であった。具体的な避妊に関わる実践的知識を提供した記事は、その後、1931（昭和6）年11月号によろやく、保坂孝雄の「妊娠と避妊の知識」が「衛生の心得」の項目として掲載され、翌1932（昭和7）年10月号に、婦人記者による「世界的新避妊法の一問一答 避妊法の世界的権威荻野博士とその周期的節制による確実な避妊法を語る」が掲載される<sup>12)</sup>。この号には「待望の名付録」として「荻野式妊娠暦」が付属していた。オギノ説に関する情報の初出は、『主婦之友』が1927年12月であったのに対して、『婦人公論』では1932年10月と約5年も遅かった。

男性からの投稿記事に関しては、『主婦之友』における初出は、1927年7月号、赤国恒一「産児調節に成功した良人の経験」（男性読者からの投稿記事）であり、『婦人公論』のそれは、1933（昭和8）年3月号に、林啓一「荻野説に合致する体験談——妻はいつ妊娠したか」であった。

このように、避妊関係記事の掲載については、常に『主婦之友』が積極的であり、女性読者による体験談の投稿については、『婦人公論』は『主婦之友』に遅れること6年2ヶ月であった。同様に、男性読者による投稿記事については5年8ヶ月、医師による具体的な医学知識については5年2ヶ月遅れており、記事の掲載に関して両誌の間には約5～6年のタイムラグがあった。

期間を1935（昭和10）年まで延長してみると、『主婦之友』は1～2年に1回の割合で、避妊に関する読者の体験談の特集を組んでおり、1920～1935年の間には、体験談の特集が7回、専門家による相談の手紙の紹介が1回組まれている。さらに個人からの投稿が3件あり、全体で34件のケースが掲載されている。それに対して、『婦人公論』では、体験談の特集が3回、個人の投稿が1件の計13件のケースが掲載されているに過ぎない。

しかし、1933～35年には『婦人公論』の記事数の方が『主婦之友』を上回るようになる。ただしその場合も、読者の体験談よりも医師（医学博士）による妊娠や出産、避妊に関する医学知識を提供する記事を充実させることで『主婦之友』との差異化を図っていた。読者の興味関心をより重視した商業主義的な『主婦之友』と、識者の議論や専門家による知識提供を主軸とする堅実路線の『婦人公論』という二誌の対照性は、避妊をテーマとした記事においても確認できた。

表 4 - 4 『主婦之友』、『婦人公論』における避妊関連記事 (1919~1930)

発行 西暦	年号	『主婦之友』			『婦人公論』				
		ケース	執筆者	肩書	記事名	ケース	執筆者	肩書	記事名
1919	T8	11	加納久朗	在米国子爵					
1920	T9	1	二荒芳徳	伯爵	世界改造と新しい日本婦人の覚悟 国家は子産者を保護して産児を奨励せよ				
1920	T9	4							
1920	T9	8							
1920	T9	11							
1920	T9	11							
1922	T11	1	石本静枝	男爵石本寛吉氏夫人	産児制限の合理的必要				
1922	T11	4	一記者		産児制限運動の主旨者サンガー夫人と会員の記				
1922	T11	5	マーガレット・サンガー		私の日本印象記				
1922	T11	11	くに子		新聞に伝へられた産児制限村を訪ふ				
1923	T12	2	彌藤愛子	(福岡)	避妊手術をうけた婦人の実録				
1924	T13	4	狩野清一郎	国民新聞社々長	人口問題と良妻賢母主義の教養				
1924	T13	13	小川隆二郎		子供を産み過ぎて苦しむ若き男女の悲痛な叫び				
1925	T14	1	本誌記者		手紙の〜〜手紙の四				
1926	T15	2			産児調節を実行した婦人の経験				
1926	T15	8	長谷川茂治	慶応医科大学産室主任 医学士	妻の心得べき特殊事情による妊娠中絶・避妊・人工妊娠				
1927	S2	1							
1927	S2	2							
1927	S2	5	うのみ子	(栃木)	(一) 幾度も失敗の後産児調節に成功				
1927	S2	5	白百合	(北海道)	(二) 産児調節に依つて生活苦を免る				
1927	S2	5	婦人記者		産児調節に成功の夫人を訪ふ				
1927	S2	7	小酒井不木	医学博士	肺病患者の夫婦生活				
1927	S2	7	*2	赤国恒一	(東京)	産児調節に成功した良人の経験			
1927	S2	13							
1927	S2	11							

1927 S2	12	赤谷幸藏	妊娠する日と妊娠せぬ日の判断法						
1928 S3	3	本誌記者	子授けの神様と産児調節の神様						
1928 S6	6	【産児調節に苦心した妻の経験】 D 近藤幸子 (朝鮮) E 上田はな子 (長野) F 青木蝶子 (岡山)	(一) 避妊可能な日を選んで調節した経験 (二) 最後に運んだ方法で調節した経験 (三) 産後失敗した経験と調節の経験	らいう					母性愛が要求する産児制限
1929 S4	3	G 小原加代	多産に悩まされた拳句に自分で産児調節法を発見する迄の妻の苦心						
1929 S4	6	H 宇野蘭子 (静岡)	【妊娠時期と月経の関係に就て婦人の実験】						
1929 S4	8	I 宮日冬子 (大阪)	(一) 定まった時期に妊娠する私の経験						
1929 S4	9	J 吉野鶴子 (京都)	(二) 不思議に定まらぬ私の妊娠期 (三) 妊娠の時期を発見した私の記録	間島備					日本における妊娠調節の現状 産児の制限は罪悪か
1930 S5	3	【妊娠調節の誌上相談会】 岡本寛雄 医学博士 間島備 労働者診療所長	(解答者) (解答者)	永井亨					
1930 S5	4			三賀静江					産児制限の母: 年一千の制限実行家柴原浦子女史と語る
1930 S5	8			K 富島幸枝 L 石川信子 M 小島信子 N 冬木礼子					貴き経験 多産地獄 疑問を抱きつづ 愛児のために 産児制限の前衛陣から 初産教科書
1930 S5	10	【避妊に失敗した婦人の経験】 O 北村圭子 (北海道) P 潮野満子 (東京) Q 浜田京子 (京都) R 水日きよ子 (東京)	(一) 避妊から神経衰弱にまつた失敗の告白 (二) 避妊法で婦人病にまつた失敗の経験 (三) 避妊のため良人を不品行にさせた失敗 (四) 避妊法から家庭を破壊した実話	川谷左京					
1930 S5	12	井川正治(仮名)	無料無害の妊娠調節法の案出	大阪産生相談所 医学博士					

注1) 『婦人公論』記事は、戦前期四大婦人公論目次集成 I 『婦人公論』(ゆまに書房, 2002), 『DVO-ROM版 婦人公論』(第一回配本) (臨川書店, 2007) をもとに、『主婦之友』記事は、雑誌現物(御茶ノ水図書館蔵)と戦前期四大婦人公論目次集成 II 『主婦之友』(ゆまに書房, 2003) をもとに収集した。

注2) 『婦人公論』1918(大正5)年1月刊行、『主婦之友』1917(大正6)年2月刊行。

注3) ケース記号のアルファベットは図表4-1-8に対応。

注4) \*1-4通の手紙のうち2通は男性による。\*2 男性による体験談の投稿

#### 4-2-2 『婦人倶楽部』の避妊記事の概要

ここで、1920年代～1930年代にかけて、『主婦之友』とともに、商業主義的女性雑誌の双璧とみなされていた『婦人倶楽部』について附言しておきたい。

『婦人倶楽部』は、1920（大正9）年に創刊され、『主婦之友』同様の実用派路線を目指した。それにより、それまで『主婦之友』対『婦人界』という競合の構図が、『主婦之友』対『婦人倶楽部』に移った（岡 1981）。植村・清水によれば、1930年の主な読者層は、20歳代後半から30歳代前半の女性であった。1930年代の誌面構成については、実用記事（衣食住健康）が最も多く、次に小説随筆、求められる婦人像に関する記事が続き、また、別冊実用附録も多かった（植村・清水 1987）。これらのいずれの点においても『主婦之友』との類似性が高く、『婦人倶楽部』と『主婦之友』が競合していた。

ただし、『婦人倶楽部』の避妊記事を見ると、『主婦之友』とも『婦人公論』とも傾向が異なっている<sup>13)</sup>。まず、第一に、大正期に避妊に関する記事は3件あるが、いずれも、病気等医学的理由により妊娠を避けるべき女性に対する避妊についての記事である。いわゆる、受胎や子ども数をコントロールする意味での避妊に対する記事は、1927（昭和2）年7月、石本静枝「（時評）産児制限の実際問題」までみられなかった<sup>14)</sup>。具体的な避妊法に関する記事の初出は、1931（昭和6）年2月となる。そのうえ、1935（昭和10）年までの期間でも、読者投稿による避妊の体験談はまったく記事化されてなく、避妊に関する記事すべてが医師によるものであった。避妊法の成功事例、失敗事例を紹介する記事もみられたが、執筆者は医師であった。

『主婦之友』と同様の編集方針で読者獲得にしのぎを削っていたと言われる『婦人倶楽部』であるが、このような記事構成は『主婦之友』とは大きく異なっている。医師の記事の重視という点では『婦人公論』と類似しているが、『婦人公論』と比較しても避妊に関する記事の掲載が抑制されていた。読者による体験談を中心に当時の人々の避妊の実践と心性に迫ることを目的とする本研究が、分析対象誌として『主婦之友』と『婦人公論』の2誌を選定した背後には、このような理由も存在する。

#### 4-2-3 『主婦之友』の避妊記事の時期区分

本節では『主婦之友』の避妊記事の構成と内容についてみていくことにしたい。

女性雑誌のなかで、避妊記事の牽引役を果たした『主婦之友』の創刊号1917（大正6）年1月から1930（昭和5）年までの記事は大きく四期に分けられる（宮坂 1990）。



第一期は、創刊年 1919（大正 8）年 11 月の加納久朗の記事から 1924（大正 13）年 4 月の徳富猪一郎の記事までであり、知識人などによる避妊の可否論が中心であったことから「理念期」と命名した。第二期は、1924（大正 13）年 10 月の小川隆四郎の記事から 1926（大正 15）年 8 月までの長谷川茂治までの記事までであり、避妊を必要とする人々の声の記事となって登場し、具体的な避妊法についての記事も出現し始めた。ただし、避妊を必要とする人々の声は、直接本人からの投稿記事ではなく、産児調節運動家や雑誌記者による間接的な紹介などが中心であった。読者の投稿記事はまだ掲載されていないが、多くの人が避妊法の情報を渴望していたことが紹介されるようになったことから、この時期を「切望期」と呼ぶことにする。

次に、第三期は、1927（昭和 2）年 2 月の特集「産児調節に成功した経験」から 1930（昭和 5）3 月の特集「妊娠調節の誌上相談会」までである。読者の投稿による体験談が記事の中心となる。様々な避妊の具体的方法を試し、その結果が体験談という形で投稿されており、「実験期」と言うことができる。そして、その後 1930（昭和 5）年 10 月号の特集「避妊に失敗した婦人の経験」以降、1935（昭和 10）年頃までが第四期を構成する。第三期での読者による体験談が成功談であったのに対して、1930 年には失敗談が登場し、その後、成功談、失敗談を含め読者からの投稿記事が量的に増大し、避妊が「普及」した時期と考えられるため、「普及期」と呼ぶことにした。

なお、これらの「理念期」「切望期」「実験期」「普及期」は、赤川が定式化した言説の制度的再帰性の 4 つのプロセスである、「言語化」「通俗化」「社会問題化」「国語化」にほぼ対応するものと理解して差し支えないであろう（赤川 1999）。

#### 4-2-4 『主婦之友』の避妊記事の構成と内容

ここでは、『主婦之友』の避妊記事の内容を、上記の四期に即してより詳細に紹介する。

##### (1) 第一期「理念期」：1919 年～1924 年 4 月

『主婦之友』で最初に避妊に関係する内容を掲載した記事は、加納久朗（在米国子爵）著「世界改造と新らしき日本婦人の覚悟」（1919 年 11 月号）であった。当時避妊は、「若し国民全体の意見を、投票によってでも聞くとすれば・・・、反対が多いであろう」（安部磯雄 1920:41）との状況下で、男性知識人により主に富国強兵策に基づく人口問題の観点から論じられていた。誌上での加納久朗と二荒芳徳（伯爵）の論争も当時の論調を反

映したものとなっている。

加納久朗（在米国子爵）「世界改造と新らしき日本婦人の覚悟——旧思想の良妻賢母主義では渉られぬ今の世の中」（1919年11月）では、人口は量よりも質が重要であり、「国家の立場」「個人の生計の立場」「母胎の健康状態」から見て、産児制限は合理的かつ人道的であり、よって必要であることが主張されている（産児制限は「墮胎」ではなく「適当の避妊を行ふ」ことであるとの説明も行っている）。あわせて、国家の立場から、女子の教育向上と夫婦共働きの必要も主張している。

それに対して、<sup>ふたら</sup>二荒芳徳（伯爵）「国家は子福者を保護して産児を奨励せよ——加納子爵の産児制限説に対する二荒伯爵の反対意見」（1920年1月）では、国家の富強のために人口の量かつ子どもの十分な教育が重要であるという主張が展開される。生活難の問題に対しては「国家そのものが、多くの産児を養ひ得ない者に対しては相当の保護奨励をしても、産児の増殖を奨励する必要がある」と主張している。

つまり、これらの論争は産児調節（産児制限）そのものをテーマとしたものというよりも、国家の資源としての人口の質と量のどちらが重要かというテーマであり、国家の視点から人口問題や富国強兵策解決のための手段としての産児制限（産児制限）を論じたものであった。

そのなかにあって、妊娠を回避するという意味での避妊というものを初めて議論の俎上にのせたのは、石本静枝（男爵石本恵吉夫人）「産児制限の合理的必要——人口問題も婦人の解放も只この一事で解決します」（1922年1月号）であった。既に第2章2-2で述べたように、1922年1～3月のマーガレット・サンガー来日後、一記者「出産制限運動の主唱者サンガー夫人との会見の記」（1922年4月号）、それに引き続き、マーガレット・サンガー「私の日本印象記」（1922年5月）が掲載されており、マーガレット・サンガーの産児調節（産児制限）運動が日本に広く紹介された<sup>15)</sup>。

石本静枝は、「産児制限」が必要である理由として、人口問題の解決と文化的生活の増進、女性解放という三つの理由を挙げている。人口増加という人口問題の解決には海外への移住（戦争による植民地化）か「産児制限」という手段しかなく、生活難を解決し文化的生活を増進させるためには、「産児を制限」して生活の余裕をつくる必要があるとする。また、女性解放のためには、「時」と「財」を女性に与ることが必要不可欠であるが、女性に「時」と「財」をもたらすことを可能にする手段が唯一「産児制限」であると説く。

ただし、「産児制限」が国力を弱めるという批判に対して、「産児制限は、優秀なる国民をつくる上に於て、最も必要」であると主張しているように、石本静枝もまた優生学的思想に絡め取られてしまっている。「無自覚的に多産された子供よりも、制限によつて産れた子供が、先天的に強健であるべきは当然」であるため、「故に強健なる子孫を得、優秀なる国民をつくるためには、どうしても産児を制限して、勢力の集中を図ることが肝要で」あり、日本の人口問題という最大の問題も「たゞ婦人の力によつて、わけなく解決できる」としている。

一記者「出産制限運動の主唱者サンガー夫人と会見の記」（1922年4月）では、1922年3月上旬の来日に先んじて記者がアメリカにサンガー夫人を訪ねて聞いた話、産児調節（産児制限）運動に関わるようになった経緯やその必要性が紹介されている<sup>16)</sup>。マーガレット・サンガーが帰国して間もなく、1922年5月号には、マーガレット・サンガー「私の日本印象記」が掲載されたが、ここでは「日本の男子方の進歩の著しいのに比べて、大方の婦人が遙かに後れた生活をして」いること、避妊の必要性も男性主導で唱えられていることに対する失望が率直に語られている<sup>17)</sup>。

「(前略) 日本の婦人の解放は、直接に婦人によつて行はれるのではなくて、間接に男子によつて成されてゆく形があります。出産制限のごときも婦人方が自己の保護向上のために熱望するよりも、男子の経済上、或は自分の向上のために、その必要をみとめるといふ傾向があるやうに思はれます。即ち婦人の解放は国家、社会、人道の上から、正しいことであるからといふのではなくて、男子の個人的の必要からくるといふ程度であります。」(マーガレット・サンガー 1922年5月号)

第一期の最後に位置づけられるのが、徳富猪一郎（国民新聞社々長）「人口問題と良妻賢母主義の教養——大正婦人の教養十二講その四」（1924年4月）である。徳富猪一郎の主張は、「国家及び民族」の観点から「産児制限どころではなく、寧ろ産児奨励の方が、適当」、「単に一家を標準として言へば、産児制限も結構ではありますが、一国を標準として言へば、産児奨励は、即今の急務」であるというもので、旧態依然とした人口の「質より量」の議論であった。なぜ、この時期にこの主張を掲載したのかについては不明である。

以上のように、避妊の可否論は、賛成派（加納久朗、石本静枝）と反対派（二荒芳徳、

徳富猪一郎)に分かれるが、議論が国家の人口問題や富国強兵の見地からなされている点では共通点がみられる。賛成者が女性の解放を重視しているのに対して、反対者も女性の地位向上を謳っているものの、それは富国強兵策を担う母親という立場からの教養重視という論法である。女性解放という点を強調している避妊推進派の石本静枝にあっても、その議論は優秀な国民を産み育てるという国家主義的、優生学的思想に立脚するものになってしまっていた。

## (2) 第二期「切望期」: 1924年5月～1926年

第一期の識者の議論に代わって、一般の人々の避妊の経験や避妊を必要とする声が紹介され始める。ただし、この時期は、産児調節運動家や雑誌記者などによって間接的に紹介されることが中心であった。産児調節運動家、小川隆四郎による「子供を産み過ぎて苦しむ若き男女の悲痛な叫び——必要に応じて自由に子供を産む方法があります」(1924年10月)では、小川隆四郎に避妊について相談した手紙の中から、避妊の実行を渴望する4人の人々の声が紹介されている<sup>18)</sup>。

この時期の特徴は、結婚直後に妊娠、次から次へと子どもが生まれること(「頻産」・「多産」と称す)<sup>19)</sup>に対する困惑と避妊の「合理的」方法を知りたいという強い願望の存在である。当時は「結婚の目的は生殖にある」という理念が支配的であったが、「本能に打ち克つ」ことができなければ、「夫婦が一つ屋根の下に暮らすこと、すなわち出産」という帰結が人々の現実として存在していた。このような状況に対して、小川隆四郎は以下のように記している。

「この手紙を見てすぐ感じられることは、何れも結婚後間もなく頻々として、三人四人とつゞけて出産してゐる点です。この人々の悩みは多産といふよりは、寧ろその年々或は一年おきに出産することの方が原因しているとおもひます。そこで私のいふ妊娠調節の必要がおこってくるので、私の考えでは、五年間に一人くらいが適当だとおもひます。」(下線引用者)。

そして次に、避妊は実行可能であることを示唆して、「調節の実行方法は種々ありますが、いずれも簡単で決して身体に害など及ぼす心配はありません。従つて妊娠の可能性はいつでもあるわけです。その方法公開は禁じられてゐるので、ここで発表することは許されませんが、この問題について、詳しく研究したいといふ希望の方には、東京京橋区木挽

町の平民病院でご相談に応じています。また、私自身もご相談の相手になれるとおもひます」と述べ、文末には括弧書きで自宅の住所も公開している<sup>20)</sup>。

この記事の3ヶ月後の1925年1月には本誌記者「産児調節を実行した婦人の経験——母胎保護と生活苦を緩和するための唯一の解決法」が掲載される。これは、先の小川隆四郎の記事の反響が大きかったことを受けて企画されたもので、小川隆四郎の記事が活字になってから間もなく、記者が小川隆四郎を平民病院を訪ねて行ったインタビューが掲載される。インタビューの冒頭に、「(前略) まだ一ヶ月ほどしか経たないのに、その反響として、もう三千通からの手紙がまわりました」ということが紹介されていることから、1924年10月号の記事の反響の大きさがわかる。その後、記者は、小川隆四郎より紹介されたある一人の女性、「木村夫人」(仮名)を訪ねて聞き取った木村夫人の体験談を掲載している<sup>21)</sup>。

以上のように、第二期「切望期」は、産児調節運動家で妊娠調節相談所を開設して直接避妊の実践にかかわっていた小川隆四郎を中心に展開された時期といえる。人々の避妊を切望する状況が紹介されているが、読者からの直接的な投稿による体験談ではなく、小川隆四郎のもとに寄せられた手紙を間接的に紹介している点において、その後の読者体験の投稿記事ブームとは一線を画している。また、第二期においても具体的な避妊法を公開することは許されていなかった。

### (3) 第三期「実験期」: 1927年～1929年

新聞、雑誌、書物等から手を尽くして避妊に関する情報を収集、「研究」し、試行錯誤(「実験」)を経て、避妊に「成功」するに至った人々による体験談が記事として登場する。

第三期に特徴的なことは、具体的な避妊方法を入手することへの要求が表面化したことである。具体的には、一人の読者(うめ子)の投稿による「避妊ピン」(避妊具)への関心の高まりと、受胎日に関する関心の増大の二点が挙げられる。

まず、第三期の第一の特徴である「避妊ピン」ブームの契機となったのが、1927年2月号の特集「産児調節に成功した経験——調節によつて生活の脅威と病弱から救はれた婦人の経験」の中のうめ子(栃木)の体験談「幾度も失敗の後産児調節に成功」であった。うめ子が避妊に使用した避妊具やその使用方法については「公安を害」すために伏せ字とされており<sup>22)</sup>、「これまで、私共の行つたように、その都度々々の面倒はなく、×××(伏

せ字)一年に二回ほどの手入れにて永久目的を達し得て絶対確實、然も衛生上無害なもの」とある<sup>23)</sup>。記事の最後は、「私は先ずこれにより暗黒より光明へ達し得た欣喜の日を送つてをります」と締めくくられている。

この記事は読者の反響を呼び、同年 1924 年 5 月号「産児調節に成功の夫人を訪ふ — 本誌の愛読者に限り器具もお頒けするとのことです」(婦人記者)に発展する。「その方法を委しく知りたい、器具を頒けて欲しいという愛読者諸姉からのお手紙が、2 月号の発表と共に引きも切らぬ有様」で、中にはうめ子の住所を「御懇望の方」もあり、「直接お手紙でお願いした方が数十に上つた」という。また、避妊具のあることを知らしておきながら、その方法を知らせないことは『主婦之友』の主義に反するという批判の手紙も社長や編集室に多数届いたという。

このことから、「産児調節といふことがいかに差し迫つた必要な問題であるか」痛感し、「器具分譲を御依頼すべく」、一婦人記者が実際にうめ子を栃木県の自宅を訪ね、器具の頒布を申し出、快諾を得る。文末にはうめ子の住所と申込み条件が明記されている。頒布にあたりうめ子が最も苦心したのは、本当に困っている人をどう確認するかという問題だった。「万一これを悪用されるやうなことがありますは、私共の真面目な苦心が、仇になることを恐れ」、婦人記者と相談の上、戸籍謄本を添えて直接申し込んだ人に限り対応することになった<sup>24)</sup>。記事の最後に、このうめ子の避妊具を使用された方で「その喜びを述べて寄せられたもの」として、手塚はな子(東京)「少しも不快の感がない」、監谷とし子(兵庫)「お陰で一命が助つた」も同時に掲載されている。

さらに、この避妊記事のその後の反響を知るいくつかの記事がある。まず第一に、うめ子が実行した避妊法については、『主婦之友』誌上ではほとんどが伏せ字となって確実なことがわからない状況であった。そこで、読者の具体的な避妊法を知りたいという要望にこたえるため、主婦之友社は『産児調節に成功した経験』(主婦之友社編集局編(定価二十五銭、送料二銭))を出版することとなった<sup>25)</sup>。

もう一つは、うめ子による広告の掲載である。広告の初出は 1928 年 1 月号『主婦之友』五月号で推奨された理想的な産児調節器(星うめ子)である。そこには「産児調節で、ありとあらゆる方法に失敗し、6 人の年子を産んだ私の苦き経験より生れた『自己装填』が『主婦之友』昭和二年、五月号に紹介されてから全国的大歓迎を受けてをります」とある。次に、1928 年 3 月号、本誌記者「子授けの神様と産児調節の神様」が掲載された頁に、星うめ子の名前で「産児調節器」の広告が掲載されている。そこにも、『主婦

図4-1 星うめ子産児調節器広告

『主婦之友』1928年1月231頁

◇美推健月五し友之婦主◇  
音福の者産多

確安 實全

**産児調節器**

簡便 經濟

▲恥かしい思をして他人の手をかりる必要がありません。  
▲その都度の説明なく、大體とも解等の不備もありません。  
▲サックや敷物を掛ける費用の毎月分まで求められます。

▲産後や月経の遅ひなく、永久に信用され絶対に安全です。  
▲詳細は『主婦之友』昭和二年五月號を御覧くださいませ。  
(調剤法三編にて御覧下さい) ▲説明書無代進呈▼

子めら星 澤崎野取町本町 電話三一九〇七東京市

図4-2 星うめ子産児調節器広告

『主婦之友』1928年6月号117頁

『主婦之友』1929年8月号93頁

『主婦之友』1930年3月号197頁

主編之友 五月号推奨 産児調節器

他人の手をかりず  
に自分で出来る調節器

目下欧米の御婦人間から白熱的歓迎をうけてゐる理想的産児調節器

△説明書無代進呈▼

星うめ子産児調節器

澤崎野取町本町 電話三一九〇七東京市

之友』五月号推奨「多産者の福音」「経済簡便 安全確実」とあり、『主婦之友』誌上で話題となっている「産児調節器」であることがクローズアップされている<sup>26)</sup>。なお、広告は、1928（昭和3）年6月号の特集「妊娠調節に苦心した妻の経験」の頁にも掲載されるが、こちらの広告は図像を用いたより目立つものとなっている上、広告主が単なる「星うめ子」という一個人から「医療器械店 星うめ子」と変化していた（図4-1、図4-2参照）。

うめ子の記事に対する需要の多さはうめ子の活動を、『主婦之友』の読者への善意による頒布（1927年5月時点）から個人による販売（1928年3月号）へ、さらには医療器械店による販売（1928年6月号）へと商業的に発展させていったのである。当初の避妊の体験談の掲載（1927年2月）から約1年半を経過してもなお、広告が掲載されていることから、読者の関心の高さをうかがい知ることができる（後述）。

最後に、第三の手掛かりとして、1928（昭和3）年6月特集「妊娠調節に苦心した妻の経験」の中の一つの記事、青木蝶子「(三) 幾度も失敗した経験と調節の経験——『主婦之友』の記事によつて多産と病弱から救はる」が挙げられる。青木蝶子は、1921（大正10）年頃より避妊の必要性を痛感し数種の避妊法を試みたものの避妊に失敗し、確実な避妊法を模索していた時、「幸ひに」うめ子の記事を目にして避妊具を購入した。それにより避妊に成功し、「五人の子供の成長を楽しみに」「毎日を愉快に送つて」と、うめ子に感謝の意を表している。

このように、『主婦之友』はうめ子の体験記事を掲載したにとどまらず、その後もその避妊具（避妊ピン）を用いて避妊を実践した人の体験談を掲載し、その避妊具の有効性を発信し続けていた。1926年から1928年は、『主婦之友』誌上、星うめ子の避妊具（避妊ピン）の流行期ともいえるような時期であった。

第三期の特徴として第二に挙げられるのが受胎日に関する関心の増大である。その代表的な記事が、1927年12月号に掲載された赤谷幸蔵「妊娠する日と妊娠せぬ日の判別法」である。この号には「妊娠暦」が附録としてついており、月経日と月経周期から受胎日を算出する受胎日に関する知識が広く提供されることになった。

その後、1928年3月号に組まれた特集「産児制限に苦心した妻の経験」において、3人の投稿記事が掲載されたが、そのうちの一本が「妊娠可能の日を避けて調節した経験」（近藤幸子）であった。また、次の特集である1929年8月号の「妊娠時期と月経の関係に就て婦人の経験」では、いずれも妊娠期を自ら「発見」した3人の女性の投稿記事が掲



載されている。

#### (4) 第四期「普及期」：1930年～1935年

本論文の分析対象時期は1930年までであるが、若干延長して1935年までの状況を把握しておくことにする。第四期は、避妊記事が急速に消失する1936年以前の1930年代前半で、避妊記事が量的に最も拡大し、『主婦之友』読者層に避妊がかなり普及したと考えられる段階である。この時期の特徴として、「失敗」談の登場、専門家による避妊方法の提供記事の増大、男性による投稿記事の掲載などを挙げることができる。

これまでの記事はすべてが成功談であったのに対して、1930年10月号では、特集「避妊に失敗した婦人の経験」が生まれ、4人の女性の失敗談が登場している（うち1件は第三者による投稿）。本人による投稿である3ケースは、避妊具の使用や禁欲により、神経衰弱や腰痛や頭痛などを発症したり、夫の不貞を招きその結果花柳病をうつされたという例であった。

その後も、1932年8月号特集「妊娠調節に成功した婦人の実験」の4人の体験談、1934年5月号特集「お金いらずに手軽にできる新しい妊娠調節法の実験」の5人の体験談、1935年9月号特集「妊娠調節中に誤つて生まれる子供の問題」の2人の体験談、1935年12月号特集「妊娠調節のために夫婦生活を破綻させた告白」の2人の体験談と、体験談が量的拡大をみせるのであるが、その中にも失敗談が含まれていた。

また、専門家である医師からの避妊方法に関する情報提供が増大した。1930年3月号「妊娠調節の誌上相談会」（医学博士岡本寛雄、労働者診療所長馬島憊）、1930年10月号井川正治「無料無害の妊娠調節法の案出」が掲載された。さらに第3に特筆すべきは男性投稿記事の登場であり、1932年7月に、赤国恒一（東京）「産児調節に成功したした良人の経験」が掲載された。受胎日を考慮した禁欲による避妊に成功した事例であるが、性的衝動の抑制（節制）がいかに困難であったが語られている<sup>27)</sup>。

ただし、この時期には日中戦争の開戦に向けて戦時色が強化されたという社会的背景に留意する必要がある。1930年12月27日に内務省より「有害避妊器具取締規則」が発令され、翌1931年1月10日に施行された<sup>28)</sup>。避妊ピンを積極的に宣伝していた『主婦之友』などの雑誌が、本法律により方向転換を余儀なくされ、「他のいろんなたわいもない方法まで紹介した」（太田 1976:301）ことが太田典礼によって指摘されている。1932年8月号特集「妊娠調節の成功した婦人の経験」に掲載された4本の投稿記事のタイトルは、

「器具も薬品もいらぬ妊娠調節の経験」「自分でできる座薬で成功した経験」「医師の手で二円五十銭で試みた経験」「一ヶ月二銭の費用で八年間行つた経験」であつたし、1934年5月号特集「お金いらずに手軽に出来る新しい妊娠調節法」の投稿記事タイトルには、「海綿で出来る」、「脱脂綿で成功した」、「硼酸液だけで成功した」「硼酸タンポンで（出来る）」「リゾール水で出来る」妊娠調節法という商業主義におもねた文字が並んでいる。

このような状況から、1930年代前半には、『主婦之友』の読者層にあつて避妊がかなり普及していたたのではないかと推測できる。しかし、1937年からの日中戦争の拡大に向かう戦時体制のなかで、1936年より急速に産児調節記事が衰退していった。

#### 4-2-5 『婦人公論』の避妊記事の時期区分

『婦人公論』の状況は、『主婦之友』とは大きく異なっている。創刊号から1930年をあえて区分するのであれば、大きく3期に分けられる。第一期が避妊の可否論が論じられた「理念期」、次が、避妊の可否論を基本としつつも具体的避妊法に関する情報が提供され始めた「情報提供期」、それから、読者の投稿による体験談が紹介されるようになり避妊が普及し始めたと考えられる「実践・普及期」である。

『婦人公論』の「理念期」（1920年～1927年9月）は、『主婦之友』の「理念期」（1919年～1924年4月）と「切望期」（1924年5月～1926年）、『婦人公論』の「情報提供期」（1927年10月～1929年12月）は『主婦之友』の「実験期」（1927～1929年）、『婦人公論』の「実践・普及期」（1930～1935年）は『主婦之友』の「普及期」（1930～1930年）に相当する。『主婦之友』と比較すると、読者からの投稿記事の掲載時期が遅く、1930年代以降であった点が大きく異なる。『主婦之友』が読者からの避妊法を「切望」する投稿を掲載していた時期（切望期）に至っても、『婦人公論』誌上では、理念期同様、専門家により避妊の可否論が論じられ、読者の避妊を「切望」する体験談を経由せずに、専門家からの避妊情報の提供へとステージを移した。読者からの体験談の掲載は1930年以降になるが、1930年代前半の投稿記事数は『主婦之友』を凌いだ。また、読者からの投稿記事と平行して、専門家（医師）からの避妊に関する専門的知識の提供を行っていた。

#### 4-2-6 『婦人公論』の避妊記事の構成と内容

『婦人公論』の避妊記事の内容を、上記の三期に即してより詳細に紹介する。

(1) 第1期「理念期」：1920年～1927年9月

1920年8月号に、「我国の現状に照して観た避妊可否論」という特集が生まれ、三角錫子（常磐松女学校長）「事実が私に語っている」、安部磯雄（早稲田大学教授）「何がそれほど不道德か」、富士川游（医学博士・文学博士）「しなければならぬ避妊としてはならぬ避妊」、吉田熊次（文学博士）「なほ他に積極的方法を講じたらどうか」、永井潜（医学博士）「バース・コントロールをコントロールせよ」、生江孝之（内務省嘱託）「産め、而して保護せよ」、市川源三（府立第一高等女学校長）「反対論者に答へる」、宮田脩（成女高等女学校長）「禍多くして利少し」の8編が掲載されている。

8名のうち、避妊賛成派は3名であり、残りの5名のうち4名は一部例外を除いて避妊に反対という立場であり、避妊に全面的に反対を表明したのは生江孝之、1名であった。避妊賛成派とは、子ども数をコントロールする手段としての避妊に賛成という立場に立つ者で、三角錫子と安部磯雄、市川源三がこれにあたる。賛成の先鋒をいくのは新マルサス主義者を標榜する安部磯雄であり、「性における生殖と快樂の分離」を前提としたうえで、晩婚や婚前・婚外の性逸脱に対する対策として「早婚と婚姻内避妊」のセットの必要性を強調していた。「結婚は子孫繁殖の欲望と併に、恋愛の感情を充たさんとする欲求がある」ため、「恋愛の感情を満足さす夫婦関係が必ずしも不道德であるといふことはできない」と主張していた。三角錫子は同様の社会問題の解決を志向している点では安部磯雄と共通しているが、反新マルサス主義の立場にあり「性における生殖と快樂の分離」には否定的であった。「兎に角、人類を幸福にし、人生に祝福を来らせるためといふ、正しい觀念からこの方法が行はれたならば」避妊は問題ないという立場に立っていた。また、市川源三は、墮胎や子殺しの問題の解決のための避妊は必要であるとみなすが、快樂のための避妊（快樂主義）に対しては否定的であり、「享樂主義によるバース・コントロールは承認できないことである。即ち生殖の為に性欲が存在するのである。性欲の為に生殖が行はれるのでは無い。此の主客の順序は決して転倒してはならぬ」と念をおしていた。つまり、賛成派3名のうちで、「生殖と快樂の分離」による快樂のための避妊を肯定していたのは安部磯雄1名のみであった。

他方、反対派5名のうち、完全な反対派は生江孝之、1名であった。生江孝之は人口問題解決の立場から人口減少を引き起こす避妊に対し反対する者であり、「一般的避妊によるよりはむしろ国民衛生に力を尽して母子の健康を計り、同時に産業を發達せしめ、分配を正当にして人口の過剰に処すべきである」と主張していた。

残りの富士川游、吉田熊次、永井潜、宮田脩の4名は、子ども数をコントロールするという意味での避妊には反対である。たとえば、永井潜は以下のように述べている。

「避妊法が社会衛生のためではなく、人類の福祉を増すためではなく、ただ自己の経済上の関係又は自己の都合のために施するが如きは誠に不都合である。それがために人口を減却して、国家の経済上及び政治上の危険を将来し、又それがために国民の変質を誘起するの弊害がある。」

したがって、「性における生殖と快楽の分離」を認める余地はまったくなく、避妊は「男女間に不倫を行ふ機会を与へ易いことに成り、一夫一婦の安心な結婚生活に不安を与ふことになる」（吉田熊次）と懸念され、「避妊問題」は「性欲本能の問題」（宮田脩）として批判的に受け止められていた。

しかし他方で、「下流階級」、「下層」の避妊や悪質の遺伝や疾病を持つ者が行う避妊などの必要性については強く主張していた。つまり、彼らの主張の根拠となっていたのは、国力の発展のためには人口の量と質の双方を充実させなければならないという優生学の論理であった点で共通しており、人口の質の「逆淘汰」（質的に問題のある人口が質的に優れた人口を上回り、国家の人口の質が全体として低下すること）への懸念が極めて強かった。

以上のように 1920 年代の知識人の言論の状況としては、優生学的見地から正当化される避妊以外は否定されることが多い傾向にあった。また、避妊に賛成する者にあっても、依然として「性の生殖への従属」が前提となっており、特に、避妊賛成派にあっても、子ども数をコントロールする方法は、避妊具などを用いる人工的な避妊ではなく、禁欲によるべきであるという考え方が強かった。「性における生殖と快楽」の分離を受容する土壌は避妊賛成派にあってもほぼ不在であったといえる。

避妊に賛意を示した唯一の女性論客の三角錫子が、「避妊といふ事（こんな文字もかくのもいやだ）」とあえて括弧書きで避妊に対する嫌悪感を表明していたことは特筆に値する。三角錫子の立場は、当時の実際の社会生活のなかで生じている諸問題をみれば、避妊を「単に悪い事だ、危険思想とばかり、排斥することは出来ぬ」という消極的賛成派であった<sup>29)</sup>。積極的に賛意を表明したのは、産児調節運動家のオピニオン・リーダーとなる安部磯雄ただ一人であった。

(2) 第2期「情報提供期」1927年10月～1929年12月

1927年10月号に渡邊孝樹(ドクトル)「避妊器具は子宮癌を誘発する」が掲載される。この避妊器具とは、当時「ペッサリイ」と呼ばれていた避妊ピン、避妊線、避妊針などであり、これらが、子宮病、喇叭管(卵管)炎、子宮癌、および、子宮外妊娠を誘発する危険性があることを指摘している。また、これらの避妊具を販売している産児調節相談所等の無責任な宣伝、避妊具販売を公然と批判していた<sup>30)</sup>。

社会では産児調節相談所が活動を始め、『主婦之友』では避妊ピン(星うめ子により紹介、頒布された避妊具)がブームになっているまさにその時期に、この記事が掲載されたことは、『婦人公論』が、『主婦之友』が煽っていた安易な避妊法に対して批判的な立場であることを示していたと考えられる<sup>31)</sup>。

次に、1927年11月号に小池四郎「今日の避妊方法はどの程度まで奏効するか」が掲載される(小池四郎は産児調節運動家のオピニオン・リーダーの一人。第2章2-3-4参照)。小池四郎は「世間の態度に甚しくあき足らない」ものとして、「低俗な二三の婦人雑誌」と産児調節にただ反対するのみで安全で確実な避妊法を研究、開発することを試みない医師を挙げて強く批判している。後者については、前月号に掲載された渡邊孝樹(ドクトル)も例外ではなかった。

「低俗な二三の婦人雑誌が、此の問題を極めて安価に不用意に取扱つて、しかもその実際方法を何でもかでも至極有効のもの様に紹介し説明して、読者の盲目的な飢餓をいやしている」とも批判しているが、この婦人雑誌に『主婦之友』が含まれていることは言うまでもない。うめ子の投稿記事に端を発した避妊ピン・ブームもさることながら、『主婦之友』が小川隆四郎を重用したことに対しても、小池四郎は「驚かざる得ない」として<sup>32)</sup>、多くの産児調節相談所が避妊ピンを最も推奨していることに対して、それは「最大の利潤を獲得し得るから」であると公然と批判を行った。

次に、1929年9月号掲載、馬島侗「日本に於ける妊娠調節の現状」があるが、著者の馬島侗も医師であり、かつ産児調節運動のオピニオン・リーダーの一人であった。馬島はこの記事のなかで、日本に「真に信頼するに足る妊娠調節相談所」がないことに対して(このこと自体が二流以下の国であることの証左であるとする)、経済的理由、学問的理由、政治的理由の三つの観点から説明を行っている。学問的には、避妊の研究の不振が、政治的には、墮胎(中絶)の処置が墮胎罪に抵触する可能性が、そして、経済的には、産児調節相談所の経営面での問題が指摘されている<sup>33)</sup>。

文章の最後は、推奨されている避妊具を用いるのは手間や費用がかかり、失敗の危険性を思うと「誰でも実行することに躊躇」するし、また、方法を教授されても「好く呑みこめず」「徹底できない」というのが「我国の妊娠調節法の現在」であると締めくくられており、具体的な避妊方法については徐々に情報が行き渡ってきたものの、実行において多くの問題があることが示唆されている。

この時期には、『婦人公論』においても具体的な避妊法についての記述も登場するが、『主婦之友』のようにある特定の人物や方法に肩入れして宣伝するのではなく、現状を客観的に捉えつつ解説するタイプの記事が掲載されていた。また、『主婦之友』の避妊記事を常に注視しつつ、その「低俗」なやり方に対して批判したり、産児調節相談所のあり方を批判したり、避妊を社会現象として捉えて、どのような問題が存在しているのかを分析して論評する記事が主流となっている。このような編集方針により、避妊の体験談の掲載などが抑制される傾向にあったのではないかと推測できる。

### (3) 第3期「実践・普及期」：1930年～1935年

1930年4月号三賀静江「産児制限の母——年一千の制限実行家柴原浦子女性と語る」では、著者が柴原浦子を訪ねて行ったインタビューが紹介されている<sup>34)</sup>。文章、記事内容といいそれまでの『婦人公論』の記事とは異なる読み物に仕立て上げられている。1930年以降、『婦人公論』は軌道を修正し、読者の関心におもねた読みやすさを追求する商業主義的雑誌の傾向を強めたように見受けられる。

柴原浦子は、大正3(1914)年頃から、広島県尾道において「農民、漁民階級の無産的な」女性を対象に、「少なく生めよ！よき子を生めよ！母胎を護れ！」を合い言葉に産児調節の相談を受け避妊法を指導した実践家である。この記事では、柴原浦子の実践の経緯や内容のみならず、避妊の具体的方法についても紹介されている<sup>35)</sup>。読者の体験談の投書記事とは異なるが、複数の女性の体験談の紹介も兼ねた内容となっている点で、それまでの『婦人公論』の記事とは一線を画する内容となっている。1930年8月号、上野文枝(大阪優性相談所)「産児制限の前衛陣から」では、大阪優性相談所の開所から80日弱で、「調査カードは実に三千を突破」したことから、当時の現状を「地獄的な多産懊悩時代」と表現していた。さらに、この期に特筆すべきは、1930年4月号の特集「私の実行した産児制限法」に4名の体験談が登場したことである。

この時期には、第一に、専門家による評論から、実践家による実践の報告へと変化し、

体験談の紹介を交えた読みやすい記事に変化していること、第二に、読者の体験談が掲載されていることから、1930年代に入り、読者層が拡大するとともに、読者の間で避妊方法への関心が一層高まりをみせていたと推測できる。また、先にも指摘したように、1931～1935年にかけて、避妊記事の本数は、『主婦之友』を凌ぐようになっており、1930年頃を機に『婦人公論』の避妊記事に対するスタンスが変化したことがうかがわれる。

本論文の分析対象時期は1930年までであるが、1935年まで期間を延長し、1931～1935年の『婦人公論』『主婦之友』の避妊に関する記事を表4-5に示す。『婦人公論』では1932～1933年に避妊ブームが最高潮に達している。ただし、その特徴は、第一に、オギノ法（荻野説）に対しての関心の高まりがみられたこと<sup>36)</sup>、第二に、避妊の体験談の特集は1933年4月の「産児制限成功報告書」（2名）と1935年12月「特集・妊娠調節実験期 私が成功した妊娠調節法」（4名）の2回のみであったこと、第三に、避妊の体験談の掲載にあたって必ず「批判」として医師のコメントをあわせて掲載していたことなどの点で『主婦之友』との差異化を図っていた。

#### 4-3 女性からの投稿記事にみる避妊の実践

本節では、1930年までに『主婦之友』『婦人公論』に掲載された読者の投稿記事を資料にして、当時の避妊の体験をできる限り再構成することを試みる。

読者の投稿記事を分析する場合、もっとも問題になるのは、「その読者投稿がどれくらい本当のことを語っているかという問題」（赤川 1999:293）である。「投稿が編集者の創作でないと断言することはできないし、仮に投稿そのものは本当であったとしても、編集者による改訂が存在したり、どの投稿をピックアップするかに関して編集者の意向が作用する可能性は否定できない」（赤川 1999:293）。

この問題は、『主婦之友』や『婦人公論』の読者投稿記事にもまさに当てはまる問題であり、特に『主婦之友』の場合、懸賞作品の募集があったことに留意する必要がある。1927年7月号の避妊に関する投稿記事（赤国恒一）の末尾には、「産児調節の経験を募集」という囲み記事があり、「皆様の真剣なるご経験を伺いたい」として、「誌上に発表のものには二十円より五十円までの薄謝」を支払うことが書かれている（締め切りは七月十三日）。

したがって、懸賞金目当ての創作もあったと十分考えられる。また、「読者投稿がどれくらい本当のことを語っているかという問題」以前に、実際に女性（妻自身）が書いてい

表4-5 『主婦之友』『主婦之友』における避妊関連記事（1931～1935）

発行 西暦	『主婦之友』				『婦人公論』			
	号	執筆者	肩書	記事名	ケース	執筆者	肩書	記事名
1931	S6 3				大野優文子			産見制限新を開くの記事
1931	S6 7				【特集】その時成立った読み物（全33記事中の1つ） 無記名 山川南栄			産見制限が必要な時（青白きインテリ群へ） 「内外時評」避妊と墮胎、貰ひ子殺し他
1931	S6 8				【第二特集】新家庭心得帖 保坂孝雄			「衛生の心得」妊婦と避妊の知識他 墮胎公認是非論
1931	S5 11				下村海南			
1932	S7 6				婦人記者			荻野博士との一問一答録
1932	S7 8				【特集】若き妻の神秘（全14記事） 福井正徳 正木不知丘 鈴木甚吉			絶対避妊を避けなければならぬ婦人とその病源 初めの夜の知識 避妊法
1932	S7 10				＊ 林啓一			荻野博士の絶対避妊法【「妊婦画」に連関して】
1932	S7 12				篠田紅 ■待望の名付録「荻野式」だ墮胎 【産見制限成功報告書】			荻野博士に合致する体験録 妻はいつ妊婦したか （批判）林氏のこの貴重な報告は学会に提出する
1933	S8 1				○ 玉川直枝			組織陣診種の新避妊法
1933	S8 3				○ 鈴木甚吉			批判
1933	S8 4				○ 木村あさ			安全日測定で一度も失敗なかった
1933	S8 5				鈴木甚吉			批判
1933	S8 5				【墮胎と女の立場】（全4記事）			
1933	S8 9				【不義のこと墮胎症談会】片山善・安田徳太郎他7名 【月経調整簿一回報告】 鈴木甚吉 赤松明子			月経異常者に答へ、他 産見制限のために働く
1933	S8 10				■別冊付録「妊婦の神秘」			
1933	S8 10				安藤画一			



1934 S9	5	【お宝いらずに手軽にできる新し、妊娠調節法の真験】 ○ 野田美恵子 (島根) ○ 岡田まさ子 (島根) ○ 芳野祥子 (神奈川) ○ 山田秋子 (京都) ○ 山中ゆき子 (広島) 長谷川茂治	(一) 海精で出来る妊娠調節法の真験 (二) 脱脂綿で成功した妊娠調節法 (三) 種酸剤で成功した妊娠調節法 (四) 種酸剤で妊娠調節した経験 (五) リンゴルズで出来る簡単な妊娠調節法 妊娠調節法を試みる方への注意	加田信徳 佐伯麻一 藤岡守 柴山幸一 鈴木甚吉	医学博士 東京帝大医学部講師 医学博士 医学博士 赤十字産院 医学博士 医学博士	新産生誌本(その二)選好篇乳児篇 選好篇 妊娠の早期診断 【特集妊娠誌】産生字篇 妊娠調節に就いて 実際篇 妊娠調節の実際 新聞の知って置くべき新妻の生理 衛生
1934 S9	8					
1935 S10	1					
1935 S10	2					
1935 S10	3	【妊娠についての不思議な経験】 ○ 中田とし子 (東京) ○ 安達ゆい子 (福島) ○ 鈴木志津江 (長野)	(一) 流産を図つて愚かな子を産んだ経験 (二) 男女児を思ふやうに産んだ経験 (三) 二度まで不具の子を産んだ経験			
1935 S10	8					
1935 S10	9	【妊娠調節中に誤つて生れる子供の問題】 * 重田真 ○ 畔柳近子 ○ 楠山鏡子 ○ 福井正徳	(一) キニーネを主剤とした選好法を用ひて半頭児を産ませた父親の告白 (二) 卵巣コレラに照射を掛けて怪奇なる姿の奇形児を産んだ経験 (三) コンドームで失敗して唾の疑ひのある子供を産んだ経験 誤つて愛した場合は何するか			産生字の必要と世界の産生運動
1935 S10	12	【妊娠調節のために夫婦生活を断続させた婦人の告白】 ○ 鈴木英子 (山形) ○ 大川文子 (新潟)	(一) 不自然行為を嫌つた良人が女中に罪の子を産ませる迄 (二) 性的不満の良人のために悪疾に感染せられた妻の告白	【特集・妊娠調節真験記 私が成功した妊娠調節法】 ○ 桑田ヤシコ (山形) ○ 英子 (東京) ○ すみれ (新潟) ○ てる子 (栃木) ○ すみ子 (朝鮮) ○ 三千代 (東京) 鈴木甚吉	七ヶ年の体験から 成功滿二年 過去なき五年間 八年間の経験から 妊娠調節成功記 妊娠調節体験記 批判	

注1)『婦人公論』は、戦前期四大婦人雑誌日次集成1『婦人公論』(ゆまに書房、2002)、『DVD-ROM版 婦人公論』(第一回配本)(福川書店、2007)

巻末に、『主婦之友』記事は、雑誌『御茶ノ水図書館所蔵』戦前期四大婦人雑誌日次集成2『主婦之友』(ゆまに書房、2003)巻末に収められた。

注2)『婦人公論』は1916(大正5)年1月発行、『主婦之友』は1917(大正6)年2月発行。

注3) ○：女性読者からの投稿記事(体験談)。『主婦之友』13件、『婦人公論』8件、計22件。

注4) \*：男性からの投稿記事(体験談)。『主婦之友』1件、『婦人公論』11件、計12件

たのかもわからない。夫が書いた可能性も考えられるし、他人やライターへの執筆の依頼の可能性も否定できない。

ただし、他方で、商業主義的雑誌であるからには、当時の読者の関心に敏感にならざるを得ない。『主婦之友』や『婦人公論』の記事が当時の社会や新中間層を代表するものであるとは考えていないが、これらの雑誌記事が当時の読者層のもつ意識の何らかの反映であることは否定できないであろう。分析資料の代表性の欠如がもたらす分析結果の一般化には慎重であるべきことは言うまでもないが<sup>37)</sup>、当時の言説を通して避妊への認識や実態を接近することを試みる。

#### 4-3-1 避妊実行の理由

『主婦之友』と『婦人公論』の創刊から1930年代までの期間に投稿された体験談は19件で、投稿者の性別は女性18名、男性2名であった。そのうち、先ず初めに女性の投稿記事を資料として分析・考察を行う。女性からの投稿記事は18件あるが、実際の分析対象となるのは第三者の投稿（他人の経験についての投稿であるケースR）を除いた17件である<sup>38)</sup>。女性による投稿記事の一覧を表4-6に示した。

ただし、17件のうちケースIは、妊娠時期特集号の記事であり、自身の妊娠時期（性交と月経、出産日から妊娠日を推測する）に焦点をあてて記述されていたため、動機などに関する記載がなかった（また、ケースIは、夫が船員であったため別居生活を行っていたというイレギュラーなケースでもある）ため、実質的には16ケースを対象にした考察を進める。

まず初めに、避妊の実行理由を表4-7に示した。これは各記事中に、記載されていた理由15項目（多産／頻産／母親の病気（病弱）／悪阻・難産／母乳分泌せず／家庭経済／子どもの教育／子どもの病気（病弱）／父親の病気（病弱）／育児・家事負担／家族計画／流産／子どもの早逝／母親の就業／享楽）に「その他」を加えた16項目について、その項目が避妊を実行したいと思った理由として記載されていれば○をつけ、その中でも特に重要な理由には◎を記入した。また、記事に、その項目が理由ではないと明記された場合は×をつけた。空欄はその項目に当たる記載がなかったことを示している（表4-7参照）。

理由として多く挙げられていたのは、多産・頻産、母親の健康上の理由、家庭経済上の理由、育児・家事負担の重さであった。これらの理由をもう少し詳細にみていく

表 4 - 6 女性の投稿記事一覧

ケース	投稿者	居住地	掲載年月	雑誌	内容	記事名
A	斎藤愛子	福岡	1923.2	主婦之友	成功談	避妊手術を受けた婦人の実験・十一年間二人の子供を産んだ多産婦の試みた避妊術
B	うめ子	栃木	1927.2	主婦之友	成功談	(一)幾度も失敗の後産児調節に成功【産児調節に成功した経験】
C	白百合	北海道	1927.2	主婦之友	成功談	(二)産児調節に就つて生活苦を免る【産児調節に成功した経験】
D	近藤幸子	朝鮮	1928.6	主婦之友	成功談	(一)避妊可能な日を避けて調節した経験・自分の生理的変化を基調として考え出した新方法【妊娠調節に苦心した妻の経験】
E	上田はな子	長野	1928.6	主婦之友	成功談	(二)最後に選んだ方法で調節した経験・愛児を幸福にするために七年間実行した調節法【妊娠調節に苦心した妻の経験】
F	青木蝶子	岡山	1928.6	主婦之友	成功談	(三)幾度も失敗した経験と調節の経験・『主婦之友』の記事によつて多産と病弱から救はる【妊娠調節に苦心した妻の経験】
G	小原加代	(朝鮮)	1929.6	主婦之友	成功談	多産に悩まされた挙句に自分で妊娠調節法を発見するまでの妻の苦心
H	宇野鶴子	静岡	1929.8	主婦之友	妊娠時期特集	(一)定まつた時期に妊娠する私の経験【妊娠時期と月経の関係に就て婦人の実験】
I	宮田冬子	大阪	1929.8	主婦之友	妊娠時期特集	(二)不思議に定まつている私の妊娠期【妊娠時期と月経の関係に就て婦人の実験】
J	吉野鶴子	京都	1929.8	主婦之友	妊娠時期特集	(三)妊娠の時期を発見した私の記録【妊娠時期と月経の関係に就て婦人の実験】
K	宮島幸枝		1930.4	婦人公論	成功談	負き経験【私の実行した産児制限法】
L	石川若子		1930.4	婦人公論	成功談	多産地獄
M	小島信子		1930.4	婦人公論	成功談	疑問を抱きつつ
N	冬木礼子		1930.4	婦人公論	成功談	覆ぬのために
O	北村圭子	北海道	1930.10	主婦之友	失敗談	(一)避妊から神経衰弱になつた失敗の告白【避妊に失敗した婦人の経験】
P	潮野満子	東京	1930.10	主婦之友	失敗談	(二)避妊法で婦人病になつた失敗の経験【避妊に失敗した婦人の経験】
Q	浜田京子	京都	1930.10	主婦之友	失敗談	(三)避妊のため良人を不品行にさせた失敗【避妊に失敗した婦人の経験】
(R)*	水田きよ子	東京	1930.10	主婦之友	失敗談	(四)避妊法から家庭を破壊した妻話【避妊に失敗した婦人の経験】

(注1) \*印は、他人の経験についての経験であるため分析からは除外する

(注2) 居住地は『主婦之友』のみ氏名の下部に記載されている(ただし)は本文の情報

表4-7 避妊実行の理由(複数回答)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	◎+◎	◎	
多産	○	○	○			○	○				○	○	○	○		○	○	○	9	0
頻産	◎	◎	○			◎	○				○	○	○	○		○			9	3
家庭経済	×	○	◎			◎	○				◎	○	◎		×	◎	×		8	5
母親の病気(病弱)	◎	◎	○			○	○	○			◎	◎	◎	◎		◎	◎		7	4
育児・家事負担		○	○			○	◎							○		◎	◎		6	3
子どもの教育		○	○		○	○	○							○					6	0
母乳分泌せず	○					○	○												3	0
子どもの病気(病弱)			◎				◎												2	2
子ども早逝	○					○													2	0
母親の就業				◎ <sup>*1</sup>							◎								2	2
悪阻・難産				◎															2	2
父親の病気(病弱)					◎			○											1	0
家族計画								◎		(*)									1	1
流産						○													1	0
享楽		×			×		○ <sup>*2</sup>									◎			1	1
その他											◎ <sup>*3</sup>			○ <sup>*4</sup>			◎ <sup>*5</sup>		4	2

注 ◎記載のある主要な理由、○記載のある理由、×理由でないことが記載されている、空欄:記載がない。

I、Jは特集記事であるため、避妊の理由についての記載がない(斜線)。

\*1 再就職のため、\*2 在朝鮮、\*3 夫の失業による妻の転職、\*4 早婚により妊娠できない諸々の事情、\*5 妻の母親の逝去

(\*)流産経験があったことは記載されている。ただし、理由の類目はカウントしていない。

### (1) 頻産・多産

多産・頻産は、当時不即不離の関係にあったため、理由として分離するのは難しいが、子どもの数の多さを問題としている場合を「多産」、子どもの多さもさることながら、妊娠・出産の間隔の短さが負担になっている場合を「頻産」とした。この時期には言うまでもなく、多産は頻産と直結していた。また、子どもがまだ2、3人とその時点で多産とまでいわない状況であっても、年子での妊娠・出産すなわち「頻産」（上の子どもの出産後数ヶ月後には妊娠するという状況）を負担に思うケースもここに含まれる（下記引用箇所の下線は引用者による）。

ケースBは1917（大正6）年から1924（大正13）年の8年間に6人の子どもを出産した。母乳が出ず、第2子から第6子の5人は人工乳で育てたため、自分と「六十三歳の姑」と「養育に全力を尽してをりますが、妊娠より出産へ……衰弱した体を休養する暇もなく、家事一切から子供の世話まで粉骨砕身の努力をつくして」いる。

「実際の体験上、分娩と妊娠の期間が余り近いために、これほど悲惨な生活は他には見られないだろうと存じます。」「尤も資産があつて、自ら保育せずとも済む方は、敢て苦痛とも思わないでせうが、貧困の私共にとつては、妊娠ほど恐ろしいものは他にはなく、「子女の教育は愚か、糊口にさへ困難を来すといふ一大暗礁が目前に横たわつている」ため、「私共はここに初めて産児調節の必要にして且つ重大なることを覚」った。

また、ケースFは6回妊娠したが、第1子が誕生後3日で死亡し、第2子を流産したため、現在4人の子どもを育てているケースであるが、ケースBと同様、頻産・多産のうえ、母乳が出ないため、育児に負担を感じるのみならず経済的にも困窮している。

「毎年のやうに、胎内に子供が宿りましたので、身体の休まる暇とでもございません。のみならず、子供はほとんどラクトーゲンや牛乳で育てるのですから、不経済は固よりのこと、一通りの厄介ではありませんでした。」「このまま放つておいたら、後何人出来るか判りません。また、健康上どんな危険が生じるか測り難いと、種々の方面から考へまして、それではと、見合せる方法を真剣に研究する気になつたのであります。」

『主婦之友』1924（大正13）年10月号「子供を産み過ぎて苦しむ若い男女の悲痛な叫び」において、小川隆四郎は避妊を实行したいという4名（男女2名ずつ）からの手紙を紹介し、次のように述べているが、この文章からも「頻産」というものがいかに負担となっていたを伺い知ることができる。

「この手紙を見てすぐ感じられることは、何れも結婚後間もなく頻々として、三人四人とつづけて出産してある点です。この人々の悩みは多産といふよりは、寧ろその年々或は一年おきに出産することの方が原因しているとおもひます。そこで私のいふ妊娠調節の必要がおこってくるので、私の考えでは、五年間に一人くらいが適当だとおもひます。」  
(下線引用者)

## (2) 母親の健康上の理由

ただし、頻産は単独の理由としてではなく、他の理由と関連していることが多い。その一つが「母親の健康上の理由」である。

ケースAは8人の子どもがいるが、第2子出産後に乳腺炎を患い手術をし、第3子以後第6子までは乳母を雇っている。第7子妊娠時に流感にかかり、第7子が出産後半日で死亡したため、その精神的打撃のために、自身が肺炎とチフスを併発したが、1年後に第8子を妊娠し、出産した。産後の肥立ちが悪く(発熱続く)、肺炎と肋膜炎のため入院し、第9子の妊娠を何としても回避したいと切望している。産婦人科にかかった結果、医師より「胸部の病気のために、避妊した方が安全」であるから、避妊術をすることを勧められ、最終的に卵管結紮による不妊手術を受けた。

ケースLは、4人目出産後、脚気、肺炎、肺尖カタル、心臓病を罹患、「死の近きにあることを知」り入院したが、医師より妊娠の危険を宣告され、医師の勧めでレントゲン照射による不妊手術を受けた。

またケースNは、第4子を妊娠し7ヶ月後に急性肋膜炎に罹患、医師より勧められて人工流産し、「今度妊娠する事は、非常に危険」と宣告された。また、ケースEは、第1子妊娠時の悪阻がひどく仮死状態になったため、次の妊娠を回避する必要が生じた。

このように「母親の健康上の理由」よるケースでは、妊娠・出産が即母親自身の生命とかわるために、多くの場合、避妊というよりは不妊となる医学的な処置を行っていた。

## (3) 家庭の経済的理由

ケースCは、年子の2人の子どもがいるが、第1子は肺炎で、第2子は体が弱く、自身は心臓病に罹患し、収入のほとんどを医薬品費にあてざるをえない「並大抵ではない」「生活苦」で「惨めな生活」をしているところに、第3子を妊娠した。「私も二人の子供も弱いのにこの借金・・・この生活難・・・どうして〜また出産などされやう。お恥しい次

第ですが、どうにかならうものかとさへ、思ひ出すことが度々で、その度毎に我が心の恐ろしさに身ぶるいしました。」物価の高騰で衣類を質入れしていたが、夫が小学校校長であり（田舎では地位が高いため）、近所の日雇い人などに頼んで「人知れず質入せねばならない苦しい立場や悲しい心根」であるという（（ ）内引用者加筆）。

ケースPは結婚後6年で4人の子どもを出産した。「このやうに、次々と妊娠、分娩を繰返して、結婚後僅々六カ年の間に一男三女を挙げましたが、そのため分娩や育児の費用に追われ、一家の経済に余裕はなく、従つて四人の育児から家事万端を身一つでやつてゆかねばならぬ」く、「それまで少しも産児調節などを考へたことのなかつた私共も、漸くその必要を痛切に感じ、避妊法を実行することにな」つたという。

また、ケースKは年子の2人の子どもをもち、共働きであったが、夫が失業したために、K自身がよりよい条件の職場に転職することになり、「急に妊娠調節できるものなら是非実行し度いと考へるやうになつた」。より具体的にいうと、妻の就業上の理由によるケースである<sup>39)</sup>。

#### （4）育児・家事の負担

ケースGは、朝鮮で3人の子どもを一人で育てている。長男が病弱のうえ母乳のトラブルで人工乳で育てなければならぬ、朝鮮での孤独な育児に、「子供等と一緒にベッタリと座り込んで、声を立てゝ泣いたことも」あつた。3人目の出産後も子どもが病弱で、「次ゝに続く不幸に、少しばかりあつた貯蓄も綺麗に使ひ果し、子供を育てることの、如何に難事であるかをしみじみ味はされた私共は、どうかして少しでも妊娠を免れる方法はないものかと、種々思ひめぐらすやうになりました。」

ケースPは、結婚後6年で4人の子どもを出産した。「このやうに、次々と妊娠、分娩を繰返して、結婚後僅々六カ年の間に一男三女を挙げましたが、そのため分娩や育児の費用に追われ、一家の経済に余裕はなく、従つて四人の育児から家事万端を身一つでやつてゆかねばならないのでした。」「ですから、それまで少しも産児調節などを考へたことのなかつた私共も、漸くその必要を痛切に感じ、避妊法を実行することになりました。」

ケースQは、5人の子どもをもち「物質的にも精神的にも恵まれて」苦勞なく過ごしてきたが、「唯一の相談相手であつた」母親が急逝した（Qは一人っ子で夫は婿養子であつた）。「母を失くして、非常に精神を傷つけられた私は、また、今後は五人もの子供達の世話を、自分一人の身に負はなければならぬことを思ひ、尚ほこの上に、更に子供が生れ

た場合を想像すると、これはどうしても今後は避妊をしなければならぬと決心した」という。

#### (5) 家族計画意識の誕生

次に、上記のような一般的な理由によるものでない特殊なケースについても言及しておきたい。それは、今日の「家族計画」につながる新たな子ども観が発露されているケースの存在である。ケースHは子どもの幸福のため、第1子の出産のタイミングのみならず、出産間隔までも考慮して第2子の出産タイミングまでも計画して避妊を実行していた。

H夫妻は結婚当初から、「両親の愛と意志とが充分注ぎ込まれて得られた愛児」（良人の言葉）を得、「愛児の幸福のために、両親の意志の働きかけてある愛児を儲けることを、一つの規約にしよう」と申合わせた。病弱であった夫妻の体調が改善された時期に「準備」を開始することを相談して決め、「それから一ヶ月間といふもの、心身を清浄にすることをお互いが誓ひ合ひ、早起早寝、読書、栄養摂取の三ヶ条を日々実行」とするとともに、避妊を実行した。したがって長男の妊娠がわかった「そのときの喜びは非常なものであった」という。

また、第1子の出産後、「思ひ通りに長男に恵まれた私共は、その後の満三年間は妊娠をさけることに相談を定め」た。「それは、愛児の歳が余りに接近してみると、上の児が早く乳離れして栄養不良に罹ったり、手不足のため、養育が充分に行届かなかつたり、続けざまの妊娠のため、母胎が衰弱したりするなどの弊害を伴ひ易ひからで」あった。

Hの文章には、「両親の愛」、「愛児」という言葉が多用されており、ここには、「次から次への無自覚の出産」や「足手纏」としての子どもとはまったく異なる、近代的な子ども観が看取できる。さらには、結婚についても、「たゞ一<sup>ママ</sup>良人と呼ぶ人の愛にのみ纏るより外はありませんでした」とするなど、結婚を愛と結びつける結婚観も表現されている。

#### 4-3-2 情報源としての女性雑誌

「新聞や雑誌に出てある種の広告は、大抵注意して見ました。そして、その合理的な点に、なるほどと頷かされて、内密にそれを試みてみようかと、幾たび思つたか判りませんでした。また一方、それ等器具や薬品の有害無効であることを、実験者の告白などによつて知り、驚かされたことも度々でありました。」（下線引用者、ケースD（『主



婦之友』1928年6月号))

このケースDの文章からもわかるように、女性雑誌は避妊に関する情報を得るための有用な情報源の一つであった。本節では、実際の避妊の実践に与えた『主婦之友』の影響に着目して考察を進める。

#### (1) 『主婦之友』の活用

避妊法の入手において、『主婦之友』の特定の記事の影響を受けた投稿記事は4本あった(ケースC, E, F, Q)。

##### ①ケースC (『主婦之友』1927年2月号)

Cは『主婦之友』で紹介された小川隆四郎に避妊の相談を行っている(北海道在住のため郵便での相談だと推測できる)。文面から、小川隆四郎より避妊ピン(「小川式〇〇」)の使用を勧められたと考えられる<sup>40)</sup>。「主人ともよく相談し」「小川先生の黄金ピン挿入を実施」したいと思ったが、出京旅費が嵩むこと、避妊ピンのみ購入しても医師に挿入も頼みにくいという理由で避妊ピンを使うことはなかった。

『主婦之友』は小川隆四郎に対して好意的であり、宣伝に協力していた<sup>41)</sup>。

##### ②ケースE (『主婦之友』1928年6月号)

実行している避妊法が、『主婦之友』1927年10月号に掲載された小酒井不木の記事「肺病生活患者の夫婦生活」で紹介された方法であることが明記されている。

##### ③ケースF (『主婦之友』1928年6月号)

先述の通り『主婦之友』1927年2月号の星うめ子の記事(ケースB)が情報源である。ケースFの体験談には、5人の子どもを出産し、「今度こそは何物を犠牲にしても」と「簡易で自然で、而も確実な方法はないだらうかと、始終心掛けてをりましたところ、幸ひに、『主婦之友』の昭和二年五月号で紹介された、星うめ子様の方法を教へて頂いたとある。

##### ④ケースQ (『主婦之友』1930年10月号)

「当時御誌で拝見した、荻野博士の研究による排卵期と受胎に関する学説を信じ」とある。これは、1926年3月号、長谷川茂治の「必ず妊娠する時期の研究」であると推定できる。

## (2) 『主婦之友』の「うめ子」による記事の影響

『主婦之友』誌上において、うめ子(ケースB)「幾度も失敗の後産児調節に成功」(1927年2月号)は特筆すべき記事といえる。

この記事は、先述したように、種々避妊法を「研究」し、避妊具を使用したり、薬品を自ら買い求め、調剤するなどして、コンドーム、半月別居法、膣内挿入薬、海綿挿入、膣外射精など多用な避妊法を実行したにもかかわらず、避妊に失敗し途方にくれていたうめ子が、避妊ピンにより避妊に成功するまでの体験談である。この記事において、うめ子は避妊ピンを「これまで、私共の行つたように、その都度都度の面倒はなく、×××(伏字)一年二回ほどの手入れにて永久目的を達し得て絶対確實、然も衛生上無害」と絶賛している(伏字の部分は、主婦之友編集局編『産児調節に成功した経験』(1927)によれば「ただ一度女子の方へ装填しておけば」が入る)。

ただし、うめ子は「避妊ピン」の「不備な点」として「装填及び手入れに、医師または他の手を煩はすこと」を挙げている。このような問題のために「再三他人を訪ふことは厭ふこと」であるため、「種々工夫を凝した結果、『自己装填』の方法を独創」したという。しかもこの方法について、「大都市の医師」に衛生の問題を尋ねたところ、「保健上何等差支のないこと」また、「必要に応じ装填を外せば、妊娠可能となること」等の回答を得た。その医師は「意外にも私同様妊娠調節の研究者」であったにも関わらず、避妊に「皆失敗」し、「最早断念」したが、「良い方法を教わつたとて早速奥様に装填され、大いに謝辞をいたゞ」いたとのことであった。

この記事の3ヶ月後の1925年5月号には、婦人記者による「産児調節に成功の婦人を訪ふ——本誌の愛読者に限り器具もお頒けするとのことです」が掲載される。「戸籍謄本を添へて」「直接お申込なさつた方に限り」譲るということが記者とうめ子の間で確認されている。

婦人記者からうめ子へのインタビューの後には、その後この避妊ピンを利用して避妊に成功した2名の女性の感謝の声が紹介されている(手塚花子(東京)、鹽谷とし子(兵庫))。さらに記事の最後尾に、「右の器具は、十八金の確實なる優良品であります。御希望の方は、うめ子婦人とのお約束にもありますやうに、戸籍謄本を添へられて、栃木県那須郡野崎村大字澤、星うめ子様宛にお申込みになれば、実費をもつてお頒ちになるとのことあります」という囲み記事が掲載されている。

その後のうめ子の避妊ピンの拡散状況は、広告記事で確認できる。管見に及ぶ範囲では、

うめ子による宣伝広告の初出は、1928年3月号「子授けの神様と産児調節の神様」記事中に掲載された「星うめ子」名義の広告である。（『主婦之友』五月号推奨）とある。1927年5月の婦人記者の記事を指している。）

次に、1928年6月号特集「妊娠調節に苦心した妻の経験」の中の、青木蝶子「(三) 幾度も失敗した経験と調節の経験 — 『主婦之友』の記事によつて多産と病弱から救はる」(ケースF)の記事の箇所にも広告が掲載されている。名義は星うめ子のままであるが、図柄入りの目立つデザインへ変更されている。この記事は、うめ子から避妊ピンを買い求めて避妊に成功したという内容の体験談であった。

さらに、1929年8月号特集「妊娠時期と月経の関係に就て婦人の実験」の中の、吉野鶴子「(三) 妊娠の時期を発見した私の記録」、さらには、1930年5月号「妊娠調節の誌上相談会」の記事中にも同様の広告が掲載されている。

このように、うめ子は避妊ピンの販売に『主婦之友』誌を活用していたのであったが、『主婦之友』がなぜこれほどまでにうめ子の避妊具販売に協力的であったのかは不明である。

#### 4-3-3 避妊法の入手経路と手段 — 夫婦関係と社会的ネットワーク

次に、避妊に関する情報や具体的な避妊法をどのような経路でいかに入手したのかをみてみよう。その際に、入手プロセスにおける夫婦の関係と夫婦のもっている社会的ネットワークに着目して考察を行う。

##### (1) 避妊情報等の入手と夫婦関係

『主婦之友』投稿記事の1929年までの記事では、避妊方法について熱心に「研究」しているケースが多かった。新聞、雑誌などで産児調節(制限)や避妊に関する記事や広告に目を通したり、それに関連した書物を読みあさっていた。例えば、ケースDは「新聞や雑誌に出てある種の広告は、大抵注意して見ました」「『妊娠調節』『産児制限』といふ名目の、種々の書物を漁り読みました」と書いている。

沢田順次郎やマリー・ストープスの書物などが具体的に挙げられていることから、これらの人々はおおよそ読書階級に属する教養のある人々と考えられる。ケースKの夫のように、マリー・ストープスを原著で読んでる人もいた。また単に情報の入手にとどまらず、

ケースEは、避妊具入手のために「主人がわざと遠方の町まで出掛けて行ったり、新聞広告によって取寄せ」るなどできる限りのことをしていた。

さらに、避妊に成功した投稿者の夫婦関係に着目すると、避妊に対する夫の妻への理解、夫婦の協力的な態度や夫婦間のコミュニケーションの存在が特徴的であった。

・ケースC

夫と「密々相談し、避妊の書物を買って求め研究したり、または貴誌で御紹介くださった小川先生に御相談申し上げたり、種々研究」した。

・ケースG

「(前略) 主人と協力して、あれこれと各種の新聞記事により、器具或いは薬品と順次実験してみましたが (後略)」、4人目を妊娠してしまった。

・ケースK

「急に妊娠調節できるものなら是非実行し度いと考へるやう」になり、良人も「熱心に相談に乗ってくれました」

・ケースM

「こうしたデリケートな問題を夫婦の間でかなり露骨に相談しあひ且つ実行し得たのであります。」

・ケースD

「安逸を貪るなどという、不真面目な意味からでは決してなく、厳粛な心持ちで相談」したところ「主人は、私の浅薄な願いを聞き届けてくれ、いろいろ方法を講じてくれたのであり、避妊を成功に導くためには「第一に、夫がよく理解し、覚悟しなければ駄目」。

このように、避妊について夫婦でよく「相談」しているという表現が頻繁に用いられている。夫婦でコミュニケーションをよくとりながら避妊の情報やその具体的方法(避妊具)を入手し、「研究」、「実験」していたというストーリーが避妊に成功した者の語りの特徴といえる。

## (2) 避妊情報等の入手と社会的ネットワーク

また、夫もしくは自己の友人や知人に医師がいたり、外国滞在経験がある者がいたりす

るなど、社会階層の比較的高い人びとからなる友人・知人ネットワークが存在していたことももう一つの大きな特徴である。既に述べたように、ケースB（うめ子）が避妊ピンを入手したきっかけは、夫の友人である在米の医師から譲り受けたことであつたし、ケースNも「外国」に滞在していた知人からの提供を受けていた。また、ケースMは夫の友人の医学士から「妊娠調節の知識を相当深く教はつていた」のであり、Mは、「若い同士だけにロマンチックな気持ちから、医者 of 厄介になる気持ちにもなれ」ないが、「最も親密な間柄である友人の医学士があつたので安心して斯うした方法をとることが出来た」と述べている。

以上より、女性雑誌に掲載された体験談からは、避妊の具体的方法入手には、新聞、雑誌、書籍など当時の活字メディアの活用と、新中間層に属すると考えられる社会的ステータスの高い友人・知人ネットワークの介在という特徴が明らかになった。(1)において指摘した夫婦間の密なコミュニケーションを含めると3つの特徴があることがわかった。

#### 4-4 男性からの投稿記事にみる避妊の実践

##### 4-4-1 男性からの投稿記事

本節では、『主婦之友』、『婦人公論』に投稿された男性の投稿記事に目を転じる。男性の体験談を通して、当時の避妊に対する認識や実践の状況を明らかにすることを目的とする。

『主婦之友』『婦人公論』創刊から1930年まで間に、掲載された男性からの投稿記事は2件であった。『主婦之友』1927年7月号の赤国恒一「産児調節に成功した良人の経験」と『主婦之友』1930年10月号、井川正治「無料無害の妊娠調節法の案出」である。4-2において、1920年代後半には、女性雑誌上で「受胎期研究」ブームが生じたことを述べたが、その契機となったのが赤国恒一の投稿記事であった。

ただし、この2本のみではケースが少なすぎるため、対象時期を1935年まで延長し、『婦人公論』1933年3月号掲載の林啓一「荻野説に合致する体験録 妻はいつ妊娠したか」、『主婦之友』1935年9月号掲載の重田貢「キニーネを主剤とした避妊薬を用いて半頭子を産ませた父親の告白」も資料に含めることにする。重田貢の投稿記事は、特集「妊娠調節中に誤つて生れる子供の問題」の3本の体験談のなかの一本である。

さらに、主婦之友社編集局編『産児調節に成功した経験』（1926年）に収められた4人の体験談のうちの唯一の男性（KK生）の体験談「私は斯くして産児調節に成功した」も

資料に加えることにした。この『産児調節に成功した経験』は、『主婦之友』に掲載された投稿記事2本（ケースB、C：ともに『主婦之友』1927年2月号掲載）に、新たな体験談2本を追加して、主婦之友社編集局が編集し出版したものである。

本書の宣伝には、「二月号の『主婦之友』に発表して、大好評であった『六度び失敗の揚句に成功した産児調節の実際』のほかに、尚ほ貴重な経験四篇を収めて、小冊子を発行いたしました。これは当局の諒解のもとに、抹消や伏字なしに経験の全部を公表いたしましたので、好参考書として非常に歓迎されております」（『主婦之友』1927年12月号：87頁）とあることから<sup>42)</sup>、公表媒体は異なるものの、『主婦之友』1927年2月に掲載されたケースB、Cと同種の避妊の体験談であるため、分析対象の資料として差し支えないと判断した。

その結果、本節で用いる男性からの投稿記事は5本となった（表4-8参照）。ただし、林啓一による投稿記事は（『婦人公論』1933年3月特別号）、妻の受胎日を確定するために約7年間にわたり行った「実験」の詳細な報告である。夫は大学卒業、妻は女学校卒業の学歴を持つ夫婦であり、妻の妊娠時期が、医学書で見た受胎期（「荻野博士の排卵期に関する学説」）に合致していないことから、妻の妊娠は不貞によるものではないかという疑念を抱くようになり、その医学書に書いてある受胎期が正しいか否かを自らの夫婦の実験によって明らかにしようと試みたのであった<sup>43)</sup>。したがって、避妊の理由等の記載がないため具体的考察の対象には含めず、必要に応じて参照するにとどめる。

学歴が不詳の元小学校教員を除いた4名の学歴は大学卒業で、職業は2名は官吏、1名が会社員、他1名の職業は不明だが医学部出身の可能性が高く、ドイツ留学の経験をもつなど、まさに知識階級とも呼ばれる新中間層に属する人々からの投稿であった。

#### 4-4-2 避妊実行の理由

ケース m ③を除いたその他の4名のケースの理由を、女性の投稿記事の分析で用いた表4-7に合わせて整理したものが表4-9である。

m ①は家庭経済（将来の生活水準の維持も含める）、自身の健康がその理由であった。m ①は、結婚後2ヶ月で妻が妊娠したことから、「もし明年も続いて生れないとも限らない、さうすれば育てる上にも骨が折れ、生活上もまた苦しまねばならぬと、かういふ心から、つまり産児調節の意味で、できるだけ接近を避けるやうに努め」た。がしかし、妻が妊娠したため、「将来のため多少目前の犠牲は払つても、今のうちに生活に対する根底を築い

表4-8 男性の投稿記事一覧

ケース	投稿者	掲載年月	雑誌	内容	属性(学歴・職業)	記事名	特長名
m①	赤国恒一	1927.1	主婦之友	成功談	不明 元小学校教員	産児調剤に成功した良人の経験:産児調剤の成功と失敗は妻よりも良人の責任である	
m②	川井正治(仮名)	1930.1	主婦之友	成功談	大卒 医師? (世帯主経験有)	無料無害の妊娠調剤の案出:産妊も自由自在の新しい良法	
m③	林啓一	1933.3	婦人公論	(実験報告)	大卒 会社員	寂寞情に合致する体験録 妻もいっしょに妊娠したか	
m④	重田貢	1935.9	主婦之友	失敗談	大卒 官吏	キニーネを主剤とした避妊薬を用ひて半調子を産ませた父親の告白	妊娠調剤中に誤つて生まれる子供の問題
m⑤	K/生	1926.6	単行本*1	成功談	大卒 官吏	(3)私は黙して産児調剤に成功した	『産児調剤に成功した経験』

注1)居住地がわかるのはm⑤東京のみ。

注2)「主婦之友社編集品『産児調剤に成功した経験』(主婦之友社 1927)

再開するが、その際に避妊の必要性を痛感した。

「こゝに於て、いよゝ産児調節の必要を、ひしひしと感じました。今また子供でも生れられては、それこそ、私達の未来の望みは愚か、現在の生活さへも根底から覆へされてしまいます。ほんとに血の出るやうな真摯な態度になつて考へて見なければならぬ問題となりました。」(m① 『主婦之友』 1927年1月号)

そこで避妊の必要性を痛感し、「一は直接生活の窮迫を救ふため、一は自身の健康のため、と思つて妻にもこのことを図り、その後1年間避妊に成功している。

ケース m② (『主婦之友』1930年12月号)の学歴は大学卒業で、出身大学から命じられドイツに留学した経験もあった。第1子出産後に、子どもの教育のため、第2子の出産タイミングの調整のため、避妊を開始した(避妊法は、投稿記事には記載されていないが、安全日法と推測できる)。

「何んでも、この子を立派に育てたいと切望しました。それにつけても、さしあたり哺育上最も障碍となることは、次の子供が間もなく出来ることで、それが出来ては長男がしけて、發育上非常に有害であるから、何とかして、少なくとも長男が三歳以上になるまでは、次の子供を儲けたくないものだと思ひました。」(m② 『主婦之友』1930年12月号、傍点筆者)

その後、第1子が3歳になってから、出身大学よりドイツ留学を命じられたが、「この歳次の子供を儲けておく必要がある」と思い、「避妊法をやめて、懐妊法を行」(下線引用者)った結果、妻が妊娠し、夫の留学中に第2子を無事出産した。

帰国後、第2子を妻が不妊である m②の弟の養子としたため、「もう一人儲ける必要がある」と思い避妊をやめ、「懐妊法」により妻は3人目の子どもを妊娠・出産した。

以上のようにケース m②は、「生理学上の懐妊作用」の知識を、妊娠を避けるためにだけでなく、妊娠(「懐妊」)するためにも活用したケースである。「私の子供は、年の間隔において、またその数において、実に理想的に生まれてをります」と書いているように、「家族計画」意識という近代的な心性が看取できる。

ケース m④(大学卒、官庁勤務)の体験談<sup>44)</sup>は、キニーネ<sup>45)</sup>を主剤とした膈内殺菌



表4-9 男性による避妊実行の理由(複数回答)

	m①	m②	m③	m④	m⑤	男性の合計	女性の合計(○+◎)	男女合計
	赤国	川井	林	重田	KK生			
多産							9	9
頻産							9	9
家庭経済	◎				◎	2	8	10
母親の病気(病弱)							7	7
育児・家事負担							6	6
子どもの教育		◎			○	2	6	8
母乳分泌せず							3	3
子どもの病気(病弱)							2	2
子ども早逝							2	2
母親の就業							2	2
悪阻・難産							2	1
父親の病気(病弱)	○					1	1	2
家族計画		◎				1	1	2
流産							1	1
享楽	×				×		1	1
その他		*2		◎		1*1	4	5

注:\*1 当面子どもを持つことを回避するため

\*2 第2子と第3子には懐妊法を実施。第2子は養子に出す。

表4-10 男性の投稿記事からみる避妊の実践状況

ケース	投稿者	子ども数	避妊開始時期	最終避妊法	情報・器具等の収集者
m①	赤国恒一	2人	第1子出産後	安全日法	夫:書物、自身の考え
m②	川井正治 (仮名)	2人(他に1人が 養子)*	第1子出産後	安全日法(推測)	夫:書物、自身の考え、ある女性からの情報(ドイツ留学時)
m③	林啓一	2人	第1子出産後	(性交する期間を措定)	夫:医学書の受胎期を検証
m④	重田貢	0人(死産)	結婚後	膣内殺菌剤	夫:友人の医師からのアドバイス
m⑤	KK生	2人	第2子出産後	安全日法+コンドーム	夫:書物、雑誌等

注1)居住地がわかるのはm①東京のみ。

注2)『主婦之友社編集局編『産児調節に成功した経験』(主婦之友社 1927)

注3)\*第2子がm②の弟夫婦の養子となる。

剤を使用した結果、障がいのある子ども（「半頭児童」）を死産した妻の夫からの投稿である。大学卒業を控えた秋に、「家の都合」で急遽結婚したが、当面子ども持ちたくないという理由で避妊を開始した（当初はコンドームの利用、後に膈内殺菌剤の利用）。

「ただ、漠然と、しばらくは子供を持たずにいたい、明らさまにいへば、若いうちから家庭を持たされたが、もっと青春を享楽したい——といふ気持があつたから、といふのが本当でせう。」

その後、「某官庁に勤務」してからも「まだ一年くらゐは子供を儲けぬつもりで」避妊を継続していた。大学を卒業し、「愛妻と地位を獲た」新婚生活は「日本中の花といふ花が、私ども夫婦のために咲いているかのやうな、浮々した」ものであつたが、「その享楽の陰」で妻が第1子を妊娠し、障がいのある子どもを死産した<sup>46)</sup>。

ケース m ⑤は、家庭経済の理由（将来への生活への不安を含む）と子どもの教育のために、結婚後から避妊を実施した<sup>47)</sup>。m ⑤（「某官庁」の「下級官吏」）は結婚当初より「夫婦二人の生活さへ、ともすれば不足勝になる薄給の身分なので、少なくとも三年ぐらゐは、子供が出来なければよいがと」思っていたが、結婚3年間で2人の子どもが生まれた。

「僅この二人の子供でさへ現在の境遇（私は某官庁に奉職する下級官吏です。）では力一杯の負担であるのに、この上子供が殖えでもしたならば、その生活や子供の教育がどうなるかと、思ひ遣られてならないのであります。その結果どうしても当分の間避妊するより他に道はないと思ひ至つたのであります。」（m ⑤ 主婦之友社 1927：27-28）

「私の場合には、生きんがための必要に迫られた結果で、極めて真剣な意味のものであつたのであります。」（m ⑤ 主婦之友社 1927：28）

#### 4-4-3 避妊法の入手手段

前節で扱った子ども数や避妊方法を含め、避妊実践の状況を表4-10にまとめた。これをみると避妊法については、書物からその情報を入手したケースが多く、それ以外では、知人・友人からの情報を入手していた。

##### ・ケース m ①

書物（「当時読んだ何かの本」）から、受胎期（「月経前後の一週間が最も妊娠し易い」）についての情報や、「疲労を感じない程度が、その人にとって最も適当」と述べてる「某

博士」の説の情報を入手した。また、ドイツ哲学者カントの生涯も念頭においていた<sup>48)</sup>。

・ケース m ②

「学校時代に習った生理学の、懐妊作用の知識を応用」し、「生理学上の懐妊の家庭から割り出した避妊法」を考案した。その後、ドイツ留学中に「一婦人から教へられた方法」と、偶然にも一致したので、益々確信を得た。

・ケース m ③

許嫁が妊娠したことを知り疑念を抱き、「今迄に繙いた事もない医書を漁」り、受胎期に関する数説の情報を見つけた（1925（大正 15）年 4 月に第 1 子誕生）。

1933 年 3 月に掲載された投稿記事を執筆する段には、『婦人公論』1933 年 1 月号付録『婦人の運命と月経』を「特に興味を以て通読」し、その中の「篠田博士の『月経の学理と産児制限問題』」にある「荻野博士の排卵に関する学説」に対して、自らの経験で「実証」することを思い立ち、寄稿したことが記されている。

また、「かつて某雑誌掲載の『妊娠時期』の告白を読んだ事があります」とも記されていたが、これは『主婦之友』1929 年 8 月掲載の宮田冬子名の投稿（ケース I）であると推定できることから、『主婦之友』、『婦人公論』などの女性雑誌から受胎期に関する情報を入手していたと推測できる。

・ケース m ④

「最初のうちは、最も簡便で、然も最も確実だといはれる、コンドーム（サック）を用いたが、「同じ大学の医学部の学生」である「親友」から忠告を受け、「親友」の「勧めによつて」膣内殺菌剤を用いることにした。

・ケース m ⑤

書物や雑誌記事を通して情報を収集していた。

「たまたま新聞の広告欄」で見かけた『産児制限思ひの儘』を取り寄せて読んだが、既知の内容で役立たなかった。その後「怠らず書籍や雑誌等を漁つて熱心に避妊方法を研究」した。

5 名中 4 名は、書物や雑誌、新聞などから情報収集を行い、1 名は大学時代の友人からの情報提供を受けていた。女性からの投稿記事と同様、書籍や雑誌、友人・知人ネットワークが情報入手手段として活用されていたことがわかる。

#### 4-4-4 避妊の実践におけるジェンダー比較

まず理由に関して、女性からの投稿記事に見られた上位の理由は、多産、頻産、家庭経済、母親の病気（病弱）、育児家事負担、子どもの教育であった。男性からの投稿記事では、家庭経済、子どもの教育を指摘した者が4名中2名いたことから、家庭経済、子どもの教育など、経済や生活水準に関する理由は男女で共通した。しかし他方で、女性に多かった「多産・頻産」や「育児・家事負担」を主たる理由として挙げていた男性はいなかった。妊娠・出産の当事者でないということもさることながら、新中間層の俸給生活者にあつては、性別役割分業が定着していたことの反映であると考えられる。

次に、避妊の情報入手手段については、読書階級と言われている新中間層特有の読書習慣の存在、新中間層特有の友人・知人ネットワークが活用されている点は男女で共通していた。分析の資料を、『主婦之友』、『婦人公論』という女性雑誌に限定していたことから、女性雑誌の女性読者が情報源として女性雑誌を活用していたことは言うまでもないが、一方、女性雑誌は情報入手手段として男性により活用されているケースもあった。1920年代～1935年の間に、『主婦之友』、『婦人公論』において、男性からの体験談の投稿が4本存在したこと自体も、当時一部の男性が女性雑誌を購読していたことの証左となる。

#### 4-5 避妊の具体的方法

最後に、1920年代にはどのような避妊法が存在したのか、読者はどのような情報にアクセスできていたのかを把握しておくことにする。

##### 4-5-1 避妊の具体的方法 — 専門家による避妊の情報

『主婦之友』、『婦人公論』において、医師によって書かれた具体的避妊法の記事の初出は、昭和に入ってから、『主婦之友』1926（昭和元）年8月号長谷川茂治による「妻の心得べき特殊事情による妊娠中絶・避妊・人工妊娠 ◇何人もしらねばならぬ妊娠についての生理（その六）」であった。長谷川茂治はまず、避妊と妊娠中絶の違いについて、「つまり避妊とは、卵と精虫が一緒になつて受胎作用を起さぬ以前に、人工的に妊娠を避けることをいふのであります」と説明を加え、避妊と墮胎が異なることに注意を喚起している。次に、避妊法については、永久に受胎能力がなくなる「持続的避妊法（手術的避妊法）」と「一時的避妊法（単純避妊法・レントゲンによる法）」に分けて説明している。だが、以下のように伏字が多い。「持続的避妊法（手術的避妊法）」（ハ）、すなわち不妊手術に

伏字は使用されず明記されているが、「一時的避妊法(単純避妊法・レントゲンによる法)」  
(イ)(ロ)については、レントゲン法以外のすなわち通常の避妊法についてはすべて伏字となっている。

(イ) 単純避妊法

(1) 男子によつて行はれる方法

A ×××× 法

B ×××× 法

(2) 女子によつて行はれる方法

A ×× 法

B ×× による法

C ××× による法

(ロ) レントゲンによる法

(ハ) 手術的方法 子宮摘出、喇叭管結紮、喇叭管除去

また、この部分には項目として挙げられていないが、「これは普通の避妊法とは違ひますが、最近『妊娠する時期』(詳細は三月号の『主婦之友』参照)の研究結果、月経と月経の間頃——つまり排卵期とその二三日前というやうなことになつてゐますが、この時期も注意すべきだと思ひます」という説明が加えられている。

この記事からも、避妊が普及する前から、手術的方法やレントゲン照射による方法(X光線を卵巣にかけて細胞を破壊し、成熟した卵ができないようにする方法。一定期間のみ有効で永久不妊にはならない)や卵管結紮(「喇叭管結紮」)は広く公開されていたことがわかる。ただし、これらの方法は、主に永久的もしくは一時的な不妊を目的とした妻に対する医療的措置であり、夫婦間の性行為における避妊とは異なつてゐる。ただし、それ以外の避妊法は伏字となつており、読者が避妊情報にアクセスすることは制限されていた。

ただし、この方法は、この記事掲載の約1年後の1927(昭和2)年6月に発行された単行本、長谷川茂治著『妊娠と分娩の新知識』(主婦之友社発行)<sup>49)</sup>には伏字なしで記載されている。それによれば以下のようになる(伏字がなくなっているほかに、雑誌記事では本文のみで触れられ項目には挙がっていなかった「排卵期測定による法」が付加されている)。

## 単純避妊法

### (1)男子によつて行はれる方法

- A 性交中絶による法
- B コンドームによる法

### (2)女子によつて行はれる方法

- A 膣内洗浄による法
- B ペッサリウムによる法<sup>50)</sup>
- C 薬品挿入による法

## レントゲンによる法

## 手術的方法

## 排卵期測定による法 (※追加された項目)

マーガレット・サンガー来日以降の産児調節運動の中で用いられた当時の避妊法について、「最も詳しい」解説書として、太田典礼が挙げている書籍が小川隆四郎編述『避妊の実際知識 全』(1924、非売品)である。これに紹介されている避妊法は、「拔出しの法」

・

「<sup>ルーデ</sup>男子用サック (コンドム)」「普通洗浄法」「冷水洗浄法」「挿入剤 (錠剤とクリーム)」「薬液払拭法」「綿或は海綿填めの法」「詰め紙の法」「金属子宮栓」の 10 種類であった (小川 1924:20 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 3 巻 (28) 2001:7-11)<sup>51)</sup>。「 」内が小川 (1924) に記載されている表記であり、その後、先に紹介した長谷川 (1927) との対応関係を示した。

### 1 「拔出しの法」: 長谷川の (1) A

「西洋ではコンドム (ルーデサック) の使用を措いて最も普通に行はれて居る方法 (特に仏人と英人間に行はる)。「男子が精液を放射する瞬間前に男性器官を膣から拔出し、精液を膣内に注ぐ事を避くる方法」(小川 1924:20 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第 3 巻 (28) 2001:28:7)。

### 2 「<sup>ルーデ</sup>男子用サック (コンドム)」: 同 (1) B

「欧米は勿論、我国にても最も汎く使用されている所のもの。「妊娠調節を行ふと同時に花柳病伝染予防の役目をも果たす」(小川 同上: 7)。

3 「子宮帽（ペッサリー）」：同（2）B

「帽子型のゴム製の囊」で「交りに当て子宮の尖頭に被せ、子宮孔を覆ふて男子精液の子宮内に進入することを防ぐもの」。「欧米の中流及び上流の婦人間に重に使用されて居る」（小川 同上：8）。

4 「普通洗淨法」：同（2）A

「微温湯或は冷水（六合の水に茶匙四杯の塩を溶かしたもの或は六合の水にコップ半分半杯の食酢をいれたものが最も安価にして而も有効）を以て、交り後二三分の間に膣内をよく洗淨し、注がれた精液を全く淨ひ出して仕舞ふ」。「欧州の貧民階級が一般に実行して居る」（小川 同上：9）。

5 「冷水洗淨法」：同（2）A

「洗淨器イルリガートルを以てするものであつて玻璃瓶中の水を長きゴム管の尖きの口金を深く膣内に挿し込み、水を迸出せしめて注ぎ乍ら洗ふ」（小川 同上：9）。

6 「挿入剤（錠剤とクリーム）」：同（2）C

「殺菌力のある一種の薬品を交り前に膣内に深く挿入しておけば、其が溶解して、注がれる所の男子の精虫を殺菌して仕舞ふ」「輓近遽に欧米に盛んになるに至り、他の凡ての方法を凌がんとしつつある」（小川 同上：9）。

サンガー夫人は「クエン酸・硼酸・カカオ脂」、小川自身は「硼酸・サリチール酸、重硫酸キニーネ、カカオ脂」の調剤を勧めている（「最も簡単にして誰にでもできるもの」として「カカオ脂・キニーネ」の調剤を紹介している）（小川 同上：10）。

7 「薬液払拭法」：同（2）A，C

「五十倍の硼酸水或は十五倍のクレゾール水をガーゼ或は脱脂綿に含ませて交り後直に膣内の粘気のなくなる迄に拭ひ取る」「洗淨法には及ばない」（小川 同上：10）。

8 「綿或は海綿填めの法」：なし

「拳大の綿やそれより小さき大きさの海綿」に取り出し用のひもをつけ「酢と水の等分混合水、或は石炭酸水等に浸して軽く絞り之を交りの数分前に膣内奥深く、全く子宮孔を蔽ふ様に差し込みおく」。「欧州の貧民は酢水等分液を用いて専ら此方法を行ふて居る」（小川 同上：10）。

9 「詰め紙の法」：なし

「軟かき紙を精液が濾過しない程度に十分に入れる。（中間に油紙を挿まば更によし）」  
「我国の遊女等が古来為し来つた所」（小川 同上：10）。

#### 10 「金属子宮栓」：同（2）B（避妊ピンのこと（引用者注））

「図の如き金線を以て作た子宮孔への挿入具であつて、常に少し許り子宮孔を開いておいて、精液の子宮内に留まらない様にしたもの」（小川 同上：11）。

小川隆四郎のリストアップした避妊法には安全日法がなく、また、長谷川のリストアップした避妊法には「綿或は海綿填めの法」「詰め紙の法」が含まれていない（広義に解釈すれば、「綿或は海綿填めの法」は「C 薬品挿入による法」の一種とみなせる）<sup>52)</sup>。しかし、その他については、長谷川と小川の避妊法は重複しており、両者をあわせると、当時の避妊法は上記でほぼ網羅されていたと考えて支えないであろう。

#### 4-5-2 投稿記事からみる避妊の具体的方法

##### （1）具体的方法の概要

本章の分析対象となった女性からの投稿記事 18 件（表 4-6）と男性からの投稿記事 5 件（表 4-8）を資料として、当時の避妊の実行方法をみていくこととする。ただし、ケース R は第三者からの投稿であるので分析の対象に含めない。したがって、本節においては、女性の投稿記事 18 件のうちケース I とケース R を除いた 16 件の体験談と、男性の投稿記事のうち妊娠時期の実験報告である m ③を除いた 4 件の計 20 件の体験談が直接の分析対象となる。各ケースの最終避妊法（投稿時点で妊娠に至っていない際に用いていた避妊法）、避妊の情報や器具の収集者など避妊の実践にかかわる状況などについては、表 4-10（男性）、表 4-11（女性）を参照のこと。

ここであらかじめ補足しておく必要があるのは、表 4-11 において最終避妊法が明示されていないケース E と G の避妊法についてである。

ケース E については、投稿記事中に「その方法は、小酒井博士が昨年十月号の『主婦之友』誌上で、肺病者の夫婦生活の場合に執るべき手段として述べられた、あの方法であります」とある。小酒井不木（医学博士）「肺病患者の夫婦生活」（『主婦之友』1927 年 10 月号）の記事を見ると、避妊法については、「『千金方』に書かれてあつて、貝原益軒はその『養生訓』の中に引用して」いることが示されているだけであり、具体的な避妊法名は書かれていない。ただし文章中に、「昨年」「『闘病術』なる一書を著し」たこと、また「本年八月発行の拙著『闘病問答』」に記されていることが書かれている。『闘病術』に「貝原益軒は『性交しても精を漏らざる』方法を健康人に推奨して居るが、これは結核患



表4-11 女性の投稿記事からみる避妊の実践状況

ケース	投稿者	子ども数	避妊開始時期	最終避妊法	夫との会話	情報・器具等の収集者
A	高藤愛子	8人	第7子目流産後	卵管(喇叭管)結紮		妻: 知人、医師より
B	うめ子	6人	第4子出産後	避妊ピル	△	夫: 夫の友人器具を譲ってもら
C	白百合	4人	第3子出産後	半月別居法+洗浄法	○	夫妻
D	近藤幸子	4人	第4子出産後	安全日法	◎	夫妻
E	上田おな子	5人	第1子出産後	不明[性交中絶(無射精)]	○	妻: 『主婦之友』
F	青木蝶子	3人	第4子出産後	避妊ピル: Aからの頒布	○	妻: 『主婦之友』
G	小原加代	4人	第3子出産後	「理想的な方法」[性交中絶(陰外射精)]	◎	夫妻
H	宇野蘭子	2人	第3子出産後 結婚後	ストープス女史説による安全日法	○	夫+妻の研究
①	宮田冬子	?	?		△	妻の研究(未船員)
J	吉野鶴子	?	?	安全日法	△	妻の研究
K	宮島幸枝	2人	第2子出産後	ベッサリー	○	夫
L	石川若子	4人	第3子出産後	レントゲン照射法		妻: 医師より
M	小島信子	0人	結婚当初より	オキノ式+(コンドーム+洗浄法)	○	夫妻
N	冬木礼子	3人	第4子流産後	避妊ピル	○	夫
ケース	投稿者	子ども数	避妊開始時期	最終避妊法	発生した問題	
O	北村圭子	2人	結婚後	コンドーム→別居法(療養のため)		妻: 神経衰弱→夫の不倫→夫妻: 花柳病→○関係回復
P	潮野満子	4人	第4子出産後	コンドーム+洗浄法		妻: 腰痛と頭痛(閉口伏す)→夫婦関係の悪化→△小康状態
Q	浜田京子	5人	第5子出産後	オキノ式		夫の不倫→○関係回復
(R)	水田きよ子	2人	第1子出産後	(コンドーム)*伏字		夫婦関係悪化→×別居

注1: ケースRは他人の経験に関する投稿であるため分析に含まない

注2: 「夫との会話」は、◎がもっとも頻度が高く、次に○、△が続く。空欄は情報が無いもの。

注3: ケースDの具体的な避妊方法は記述されていないが、本文に示された関連書籍より性交中絶(無射精)であると推測。  
 ケースGの「理想的な方法」は他の記事を参考にすると性交中絶(陰外射精)であると推測できる。

者には殊更推奨すべき方法であるやうに思ふ。然しこれは非常に強固な意志が必要であることは言を待たないのである」(小酒井 1926: 197) とある。さらに、小酒井不木『闘病問答』(1927年8月)を見てみると、「益軒のいはゆる『精を漏らさざる性交』といふことが何を意味するかは益軒その人に聞いてみなければ分かりませんが、併し私は性交の中絶と解釈するのであります。」(小酒井 1927:242。傍点引用者) とある<sup>53)</sup>。以上のこのことから、性交中絶(無射精)であると推定できる。

ケースGの場合は、『主婦之友』1932年8月号特集「妊娠調節に成功した婦人の実験」の西岡澄子「器具も薬品もいらぬ妊娠調節の経験」から、性交中絶(膣外射精)であることがわかる。これは、西岡澄子が、ケースG(小原加代)の投稿記事を目にして、『器具も薬品も使用せずすむ。』といふその調節法を、是非知りたさに、思ひ切つてお訊ねして見ましたところ、折返し、御返事を」もらい、「これを実行するについての、種々の技巧も委しく」教えてくれ<sup>54)</sup>、「その合理的な方法には、主人も私もすっかり共鳴いたしました」とある。西岡澄子の記事では、「一口に申せば、×外射×です」とあることがから、膣外射精であることがわかる(伏字であるものの膣外射精の初出)。

これにより、女性の投稿記事全件の最終避妊法が明らかになったため、表4-11では資料に示された表記の後に[ ]書きで確定した避妊方法を示した。

20 ケース(女性16件、男性4件)のうち、母胎の健康上の理由(妊娠することにより母親の生命が危うくなる)のため、医師からの勧めで医学的な治療を施した者が2名(女性)であった(A:卵管結紮、L:レントゲン照射)。それ以外、最終的な避妊法として、避妊具を用いていた者は7名、内訳は、避妊ピン3名(すべて女性 B、F、N)、ペッサリー1名(女性 K)、コンドーム4名(女性M、O、P、男性 m⑤)であった。他に、膣内殺虫剤など薬剤を用いた者が1名(男性 m④)、洗浄法を併用していた者が3名(女性2名 C、M、P)いた。さらに、避妊具や薬剤を用いず受胎期(妊娠する時期)の知識を活用した安全日法、半月別居法、オギノ式(これらを総称して、妊娠期活用法とよぶ)を実行した者が9名(女性6名 C、D、H、J、M、Q。男性3名 m①、m②、m⑤)、性交中絶(膣外射精)を実行していた者が2名(女性 E、G)、という結果になった。

複数併用している場合はそれぞれカウントしたため全体で23方法となったが、不妊のための医療的処置を施した2名を除いた18名のうち過半数の9名は受胎期の知識を活用した受胎期活用法(安全日法、半月別居法、オギノ式)を用いていた。男性では4名中3

名が安全日法、オギノ式を用いていた。安全日法とコンドームの併用者1名を含めると4名中3名が受胎期活用法を用いていたことになる。避妊に失敗したケースのみが、妻側に薬剤（膣内殺菌剤）を用いる避妊法を実行していた。

第2章で言及したように、産児調節相談所で伝授した避妊法は、避妊具や薬剤などを用いる方法であった。荻野美穂は受胎期の知識を利用して禁欲によって避妊を行う避妊法（排卵期測定法）は産児調節運動の中でほとんど言及されなかったことを指摘しているが、その指摘の通り（荻野 2008）、実際には受胎期に関する知識に基づいた禁欲的避妊法である受胎期活用法（半月別居法、安全日法、オギノ式）が行われていた。

## （2）体験談にみる 1920 年代の避妊の状況

1927（昭和2）年～1930（昭和5）年に掲載された体験談から、実際に使用されていた具体的避妊法が明らかになった。以下では、避妊法別に当該避妊法に関する当時の状況をまとめた。項目名の括弧内に小川隆四郎（1924）において用いられている名称を付記した。

### ①コンドーム（「男子用サック（コンドム）」）

最終避妊法として使用していた者は4名であった（M、O、P、m⑤）。

使用経験のあるケースBが、手始めに「有りふれた」コンドーム（「男子用のゴム保護器（サック）」）を使用したと記述していたこと、また、小川隆四郎も「欧米は勿論、我國において最も汎く使用されている」（小川 1924）と指摘していることから、コンドームの入手比較的容易であったと推測できる<sup>55)</sup>。

1927年2月の記事では、ケースBでは伏字（「×××」）であるが、同時期に出版された主婦之友編集局編『産児調節に成功した経験』では、伏字部分が「男子用のゴムの保護器（サック）」と表記されている。ケースCでも同様に「保護器」と記載されていた。

女性からの投稿記事における「コンドーム」という用語の初出は、『婦人公論』1930（昭和5）年4月号のケースL、Mの記事においてであった。『主婦之友』では、1930年10月号のケースO（オー）の記事で、伏字でなく「サック」が用いられていたが、ケースPの記事では「コンドーム」が用いられており、これが「コンドーム」の初出となる。つまり、この『主婦之友』、『婦人公論』で、「コンドーム」という用語が誌面にそのまま記載されるようになった時期は1930年であり、この頃この表記が普及してきたのではないか

と推測できる。

#### ②性交中絶（「拔出しの法」）

最終避妊法に性交中絶（「中絶性交」、「発出法」とも表記されていた）を行っていた者は2ケース（E、G）であった。性交中絶はさらに膈外射精と無射精（射精抑制）に分けることができるが、ケースEが前者、ケースGが後者であった。先述の通りケースEでは「私共が採っている方法」、ケースGでは「理想的な方法」とされていたし、ケースK（1930年4月号）記事においても<sup>56)</sup>、さらに上述の1932年8月の記事においてもまだ伏字のままとなっており、表現の規制が長く続いていた。

#### ③半月別居法

最終避妊法として半月別居法を行っていたのはケースC、1件であった。この方法は、避妊記事の初出時より直接的に記載されており、伏字とされたことがない。情報源は、ケースC（1927年2月号）の場合は沢田順次郎の著書であった<sup>57)</sup>。沢田順次郎は、1921（大正10）年4月に出版した『妊娠及び避妊の新研究』のなかで、一時的避妊法（永久不妊にするのではない避妊法）の一つとして「半月別居法」、すなわち「月経二三日前より、月経後の十二三日頃まで、夫婦別居するもの」（沢田 1921：171 →不二出版 2000:230）を挙げていた<sup>58)</sup>。

#### ④安全日法（オギノ式を含む）

安全日法はケースD、H、J、M、Qの女性5名、m ①、m ②、m ⑤の男性3名、計6名で、オギノ式はケースM、Qの女性2名で実行されていた。情報源について、ケースHは「英国のストウプス女史の学説」（1929年8月号）、ケースQ（1930年10月号）は「荻野博士医の研究」に基づいた方法であると紹介されている。後者は『主婦之友』、『婦人公論』二誌における「オギノ式」の初出である。

#### ⑤避妊ピン（「金属子宮栓」）<sup>59)</sup>

避妊ピンは3ケース（B、F、N）で使用されていた。

避妊ピンとは、「金線を以て作った子宮孔への挿入具」（太田 1969:169）であって、「産児調節法として大正末期から昭和にかけて、最も注目され、かなり普及したもの」（太田 1969:282）である。マーガレット・サンガーによって日本に紹介された「ウィッシュボーン・ペッサリー」もこの一種であった。その後日本では、いろいろな改良型が現れ、子宮栓、黄金ペッサリー、黄金栓、黄金ピンなどと様々に呼ばれた（太田 1969）。マーガレット・サンガーのみならず、日本の産児調節運動家の小川隆四郎や山本宣治も、最も安全

で確実な避妊法としてこれを推奨していた（第2章2-2参照）。

女性雑誌上で避妊ピンブームの発端となったのが、先述のとおり『主婦之友』1927年2月号のうめ子（ケースB）の記事である。記事中には「産児調節の器具」とのみあり、その後出版された主婦之友編集局編（1927）においても、表記は同様に「産児調節の器具」のままであった。しかし、その後『主婦之友』1928年6月号のケースFの記事からそれが「避妊ピン」であることがわかり、ケースM（『婦人公論』1930年4月号）では「金のピン」という言葉が使用されている。

ケースB、Mともに、「米国」「外国」に滞在している（していた）友人・知人から提供されており、そのような人が友人・知人ネットワークに存在するという点で、特別な階層（新中間層）に所属していることが予測される。

また、実際には使用していないが、ケースCは半月別居法を実施する前に、「小川先生の黄金ピン挿入」を実施したいと思ったが、出京旅費がかさむうえ、避妊ピンのみ購入しても自力で挿入できないことなどを考慮して諦めたことを告白している。

「有害避妊具取締規則」が1930年12月27日に発令され、翌1931年6月10日に施行されると、避妊ピンは有害避妊具として取締りが厳しくなり、これを機に、「ダッチ・ペッサリーの時代」（太田1969:301）へ移行したという<sup>60)</sup>。

#### ⑥ペッサリー（「子宮帽（ペッサリー）」）

最終避妊法として用いたのはケースKの1名であり、これが初出となる。ストープス夫人の本から情報を入手したものの、入手方法が不明であったため別の避妊法を用いていたが、後日「知人の紹介」で入手し、その知人から使用方法も伝授してもらった。ケースN（『婦人公論』1930年4月号）も雑誌記事でストープス夫人についての情報を入手しているが、記事の中ではペッサリーという用語は登場していない。

#### ⑦洗浄法（「普通洗浄法」「冷水洗浄法」「薬液拭沸法」）

3ケース（C、M、P）で主な避妊方法に併用するかたちで実行されていた。ケースMは半月別居法を主たる避妊法として、洗浄法とコンドームを併用している。洗浄には「極めて簡単な××の溶液」を用いると書いてある。ケースPは前述したように、「戸の隙間から寒風が吹き入り身体のしんまで凍つてしまいさう」な「名のみ」の風呂場で洗浄法を実行した結果、健康を害し病床に伏す身となっていた。

#### ⑧膣挿入剤、室内殺菌剤（「挿入剤」「綿或は海綿填めの法」「詰め紙の法」）

1ケース（B）が使用していたのは、「単寧酸、カカオラク、塩酸キニーネ等の混和薬

を主剤とした挿入薬」であった。ケースCの「頸管充填法」（子宮外口を塞いで精子の進入を防ぐものの総称）についても、確実なことは言えないが、海綿法などである可能性が高い。

#### 4-6 小括

『主婦之友』（1917年3月刊行）、『婦人公論』（1916年1月刊行）の刊行から1930年までの避妊に関する記事を資料として、当時の新中間層の日本の実践の様相を描き出すことを目的とした。『主婦之友』を例にとると、知識人が避妊の可否について論じる「理念期」（1919年～1924年4月）、読者層から避妊方法を知りたいとの要望が高まった「切望期」（1924年5月～1926年）、読者がさまざまな避妊方法を試行錯誤する「実験期」（1927～1929年）を経て、「普及期」（1930～1935年）に至った。この時期は、ちょうど産児調節運動の第2期「産児調萌芽・展開期」（1919～1925年）、第3期「産児調節普及期（1926年～1930年）」と対応していた。

避妊を必要とした主な理由は、女性では、多産・頻産、母親自身の健康上の理由、家庭経済上の理由、子どもの教育、育児・家事負担の重さであり、男性では、子どもの教育を含めた家庭経済上負担によるものであった。当時、母胎の健康上の理由や遺伝上の理由による不妊手術等は既に社会的に容認されており、子どもの教育や生活水準の観点からの出生コントロールの必要性が近代の新たな心性として登場した。女性雑誌の主な読者層が新中間層だったことから、避妊の必要性は、新中間層からの「新たな」家族や生活を希求する動きの顕在化と見なすことができる。

避妊の主な情報源は、書籍や雑誌、新聞などであり、読書階級とよばれていた新中間層に特有な資源が活用されていた。女性雑誌も有力な情報源や情報伝達手段として機能していた。男性も女性雑誌から避妊情報を入手していたと推察される。また、実際の避妊具の入手にあたっては、大学の友人、医者である友人、海外滞在経験のある友人など、新中間層に属する夫の社会的ネットワークが有効に活用されていた。避妊具の入手にあたっては、夫婦でよく相談、協力して行っており、コミュニケーションがよく図られていた夫婦にあつては避妊の成功確率も高かった。

同じ時期に産児調節相談所で伝授したのは、避妊具や薬剤などを用いる方法であり、妊娠時期（受胎期）の知識を利用して禁欲によって避妊を行う避妊法（受胎期活用法）はほとんど言及されなかったのであるが、それとは対照的に、実際には妊娠期の知識に基づい

た禁欲的避妊法（半月別居法、安全日法、オギノ式）が比較的実行されていた。「性における生殖と快楽の分離」に対する抵抗感が禁欲への志向性を高めていたであろうと推察できる。

また、当初避妊を必要としたのは、望む以上の子どもを持った夫婦が「生み止め」のための手段とする避妊であった。ただし、避妊法は妊娠の抑制のみならず懐妊にも利用されていたのであり、結婚当初から子ども数と出産のタイミングを考え計画的に出産を行う近代的な「家族計画」の心性も一部に芽生えていた。避妊は子どもを「足手纏い」から「愛児」へと昇格させることで、教育家族の礎を築いた。

一方で、男性にあっては、避妊と不貞が近接しており、禁欲や節制は場合によっては妻に対する不貞への嫌疑や自らの不貞行為を誘発する契機ともなった。避妊が夫婦関係にもたらした影響は、親子関係とは異なり意味深長な様相を呈した。

註

1) 永嶺重敏によれば、大正期半ば以降「大衆指向型雑誌では『主婦之友』が、「知識人指向型」雑誌では『婦人公論』が最も支持を得ていた（永嶺 1997、187）。吉沢千恵子も、商業主義的女性雑誌について、同様の分類を行っている（吉沢 1995）。

2) ただし、同時期の『婦人倶楽部』の避妊に関する記事も参照して考察を行う。

3) 1917（大正 6）年 4 月号の婦人雑誌の定価は以下の通りであった。『婦人画報』（東京社）30 銭、『婦人之友』（婦人之友社）20 銭、『婦女界』（婦女界社）、『婦人世界』（実業之日本社）、『主婦之友』（東京家政研究会）17 銭（主婦の友社 1967:39）。

また、1927（昭和 2）年の男性総合雑誌の発行部数は、『キング』約 30 万、『改造』約 10 万部、『文藝春秋』約 7 万、『現代』約 4 万 5 千、『中央公論』約 2 万、『太陽』約 1 万であった（内務省警保局 1927 → 1979:21）。

4) 東京市『婦人自立の道』（1925 年刊）に収録されている職業婦人対象の調査結果。調査対象者は、タイピスト、事務員、店員、看護婦、交換手の計 900 人で「ランダムに選」ばれた。未婚者が全体の 83.6%で、そのうちの 32.7%が 17 歳～ 24 歳の年齢層であった。有配偶者は全体の 12.8%で、24～35 歳の者が過半数を占めていた。残りは離婚者と寡婦である（山本 1981:231-232）。

5) 木村によれば、1925（大正 14）年に東京市が実施した教師やタイピストなどの職業婦人に関する調査（東京市役所『職業婦人に関する調査』1925 年）によれば、職業婦人の 84.9%は『婦人公論』を購読しており、職業婦人のあいだで購読率の高い雑誌は、『婦人公論』（約 21.8%）、『婦女界』（約 20.1%）、『主婦之友』（約 15.7%）であった（木村 2010:57）。

6) 『主婦之友』刊行当時には女性雑誌が約 20 誌あり、「固定読者の獲得に激甚な競争が展開されていた」（永島 1931:33）。当時は『婦女界』（同文館）が最も支持を得ており、昭和初期頃までは、『婦女界』と『主婦之友』の 2 誌が婦人雑誌界をリードしていた。ただし、『婦人倶楽部』（大正 9（1920）年創刊）の創刊により状況が一変し、1931（昭和 6）年頃になると、発行部数は『主婦之友』、『婦人倶楽部』、『婦女界』の順へと逆転し、その後『主婦之友』と『婦人倶楽部』の双璧の時代が到来した。

なお、1925（大正 14）年には、『主婦之友』の発行部数は、全女性雑誌の 2 割弱を占めるに至っていた（佐藤 2011:55）。

7) 半沢によれば、1919（大正 8）年に 3.5 万部、1921（大正 10）年に 4.5 万部、1923



(大正 12) 年に 2, 3 万部 (半澤 1986) という数字が示されている。また、内務省は、1927 (昭和 2) 年に 2.5 万部 (内務省警保局 1927) と把握している。

8) 木村涼子は、『主婦之友』の読者層について、1917 ~ 1935 年の間の読者は、主な読者が主婦および主婦予備軍である女学校卒業の女性たちであるとしている (木村 2010)。さらに木村は、読者の居住地、性別、婚姻ステータス、学歴、職業のデータまでも示している (木村 2010:55 表 6)。また、佐藤裕紀子も『主婦之友』の読者層が新中間層の主婦であることを明らかにしている (佐藤 2011:55)。また、山本は、職業婦人を収入によって 3 層 (上中下) に分類した。上は「医師、著述家、音楽家など」、中は「教師、ガイド、薬剤師など月収 60 - 100 円以下の職種」(原文は漢数字)、下は「タイピスト、事務員、店員、看護婦、交換手など月収 60 円以下の職種」(原文は漢数字) である。中の大分部は「女学校程度およびそれ以上の教養ある婦人で、比較的就業年限が長く、結婚後も仕事を継続している者が多い」のに対して、下は、「大部分が小学校卒業程度」、「労働に対する報酬はもっとも低廉」で、7、8 割が 15 ~ 23 歳の未婚者で、「殆ど生計補助と嫁支度のために働いて居る」という (山本 1981:232)。『婦人公論』の読者層は、主に、上・中に属する職業婦人であった。

9) 主婦之友社が自ら、「産制の記事を日本で最初にとりあげた雑誌」(主婦之友社 1967:79) であったと称している。ただし、「バース・コントロール」や「産児制限」は、それ以前から言説化されていた。斎藤光によれば、明治初期の造化機論の中で、最も早く日本に導入された科学的知識は、生殖・出産・性交に関するものであり、当時すでにベストセラーになった書物もあった (斎藤 1990)。このことは、産児制限(産児調節)運動以前から、一部の男性たちの中に性交や避妊に関する情報が共有されていたことを示している。

10) 1917 (大正 6) 年 ~ 1955 (昭和 30) 年の間の産児調節記事数の推移については、米田(1992)を参照。米田によれば、避妊関係記事は 1927 (昭和 2) 年 ~ 1935 (昭和 10) 年にブームとなったが、その後中断された。再開は、第二次世界大戦終了後の 1951 (昭和 26) 年であった。

11) この記事を発端に大統社事件が発覚し、主婦之友社は大きな危機を経験した (主婦之友 1967:156)。

12) 入澤達吉「周期的禁慾法に依る避妊法 — 荻野博士の新学説を紹介す」(『中央公論』1932 昭和 7 年 9 月号) の記事の影響を受け、『婦人公論』にも関連記事が掲載されるこ

とになった。

13)『婦人倶楽部』創刊号(1920)～1935(昭和10)年の避妊記事は以下の通りである。

1927年7月号 石本静枝「産児制限の実際問題」(時評)

1931年2月号 六博士経験実話「避妊法で成功した婦人、失敗した婦人」

1931年8月号 十大博士の発表した妊娠法避妊法(全10項目)

- ・喇叭管結紮による確実な避妊法
- ・器具の使用で一時的の避妊法
- ・洗浄による避妊法
- ・レントゲン照射による避妊法
- ・最も簡単な薬剤による避妊法

その他は妊娠法に関するもの(「喇叭管の開口手術をして妊娠」「内膜炎を手術して妊娠」「常習性早産の治療」「癒着性後屈子宮を手術して妊娠」「ホルモンによる妊娠法」)

1933年6月号 医学博士福井正憑「必ず妊娠する法としない法」

1933年7月号 医学博士福井正憑「必ず妊娠する法としない法」

1933年11月号 五氏「安全な避妊法の実例座談会」

1934年4月号 医学博士岡本寛雄「(1) 避妊ピンの使用で生命を危うくした実例」

医学博士桜井菊三「(2) レントゲン照射を過信して失敗した実例」

医学博士垂井 駿「(3) 避妊法を誤つて異常妊娠をした実例」

医学博士島田 廣「(4) 器具の使用で一命を失つた実例」

目次を見渡した限りでは、避妊よりもむしろ、不妊を問題視する傾向があり、妊娠法の記事が多いように見受けられる。

14)ただし、石本静枝の記事より3ヶ月早い1927(昭和2)年4月号の別冊附録「女ばかりの新教室」の全19記事(項目)のなかに、「妊娠する日としない日の話」、「妊娠の調節と最も安全な避妊法」が掲載されていた。

15)小橋三四子(『主婦之友』記者)「新文明を生む社会の母体の為に — 新しき幸福な社会は婦人の働きを俟つてゐます」(1922年3月)では、アメリカの社会事業として、花柳病撲滅運動と貧民窟の問題が紹介され、後者の問題の解決のために、マーガレット・サンガーを中心に出産制限運動が盛んに行われていることが紹介されている。さらには、女性が、今後家庭のみならず、国家、さらには世界の中で重要な役割を果たすことの必要性、すなわち「新しい文化を生み出す大きな働きとなる」と主張されている。

16)記事の最後に、当時マーガレット・サンガーが実施していた4回連続の性教育講演会の第4回講演会に参加した時の様子が紹介されている。

木曜の夕方、入場料五十銭、四、五百名収容の講演会は「若い娘さんたち」で満員となった。「八分通りは未婚者であつた」。夫人は発禁になった『ファミリー・リミテーション』の内容について「勿論それは出産制限の方法に亘つて」講演した。1時間半の講演のち、「同主義の図書や雑誌」が販売された。またサンガー夫人を取りまいての質疑応答がなされたが、「問ふも答へる者も、凡て厳肅で、一点の犯しどころもない。これが日本の若い娘であつたら、笑ふ者や、恥かしがる者、下らぬ質問をする者なども交つて、かように引締つた空気にはゆかないだらうと思はるゝであつた。」

「夫人の運動」さらにはそれを受け止める若い女性たちが「いかに真面目なものであるか」が述べられていた。

17)また、吉原遊郭（公娼）とその周囲を取りまく私娼の「巢窟」に「幾多の男性が群がりゆくのを見て」、「かゝることを公然と行ふ社会が、出産制限は婦人の放縦を誘ふ恐れがあるといふのは、いかにも理非を混同した言ひ分で、殆ど私は失望して終ひました」とも述べている。

18)第一期に、読者からの不妊手術に関する体験談の投稿記事が一件掲載されていた(1923年2月号、佐藤愛子(福岡)「避妊手術をうけた婦人の実験——十年間に八人の子供を産んだ多産婦の試みた避妊術」)。投稿者は、19歳で結婚、29歳までの10年間に8人の子どもを出産、8人目の出産後、知人の薦めで産婦人科医に相談して卵管結紮による不妊手術を行った。乳腺炎の手術、肺炎とチフスの併発、肺炎と肋膜炎治療のための入院などがその理由であり、母胎の健康上の理由(医学的見地)から、第9子の妊娠を何としても回避することを切望するケースであった。

19)本論文では、子ども数が多いことを「多産」、出産間隔が短く出産頻度が高いことを「頻産」と表現する。

20)小川隆四郎は、「妊娠調節」とは「字義通りに妊娠を調節すること」で「欲しいときに子供を生み、養育の任に耐へられない場合は生まないといふ」ことであると断っている。また、産児調節に反対する「国民の戦闘力が鈍る」という意見に対して、乳児幼児死亡率を低下させることが重要であると反論している

21)この記事以降、小川隆四郎が直接登場する記事は掲載されていないが、主婦之友社は小川隆四郎の活動に対して協力的であった。この記事の約1年半後に出された長谷川茂治

(慶応医科大学産室主任医学士)「妻の心得べき特殊事情による妊娠中絶・避妊・人工妊娠——何人もしらねばならぬ妊娠についての生理(その六)」の記事の末尾に「記者より」という欄が設けられており、妊娠の専門家としてドクトル朝岡稻太郎氏、避妊の専門家として小川隆四郎の名前と住所を紹介し、「(前略)特殊事情の結果、妊娠調節を希望なさる方の相談相手として、小川隆四郎氏(東京市外淀橋柏木一一九)がおられます。ともにかつて『主婦之友』誌上で、その実験の結果を紹介したことがあります。御希望の方は、郵券封入の上、直接お問合せください」という記事を掲載している。

22)雑誌に対する言論統制である検閲は、1875年に制定された新聞紙条例が改正されて1909年に成立した「新聞紙法」に基づいて行われた。新聞のみならず雑誌もこの検閲の対象であり、「発行と同時に内務省に二部、管轄地方官庁(東京市は警視庁、地方の各都道府県は警察部)、地方裁判所の検事局、区裁判所の検事局に各一部、計五部」を納めることが義務づけられ、検閲を経て、「安寧秩序の妨害、または風俗の壊乱」と認定された場合は、発売・頒布は禁止され、必要な場合は差し押さえられた(大日向 2012:70)。この検閲に対して出版する側がとった対応策が、「あらかじめ問題となりそうな箇所を空白にしたり、○×などの印で表したりする伏字という方法」であった(大日向 2012:73)。

23)ただし、「不備な点」として「装填及び手入れに、医師または他人の手を煩はすこと」が挙げられている。避妊ピンとは、女性の子宮口に装着する避妊具であり、「子宮栓」「黄金栓」「黄金ペッサリー」「黄金ピン」などとも呼ばれていた。マーガレット・サンガーが来日時に移入した避妊具も避妊ピンの一種であり、「ウィッシュボーンペッサリー」とも呼ばれていた(太田 1976)。太田(1976)には、マーガレット・サンガーが用いた避妊ピン(ウィッシュボーンペッサリー)、星うめ子の「ホシピン」の写真(209頁)、小川隆四郎が用いた「小川式金属子宮栓」の写真(170頁)が掲載されている。

24)さらに、記事の末尾は囲み記事で次のように記されている。

「右の器具は、十八金製の確實なる優良品であります。御希望の方は、うめ子夫人とのお約束にもありますやうに、戸籍謄本を添へられて、栃木県那須郡野崎村大字澤、星うめ子様宛にお申し込みになれば、実費をもつてお頒ちになるとのことであります。」

25)管見の及ぶ範囲では、1927年7月号、同年12月号、1928年6月号掲載の避妊に関する記事の末尾に囲み広告が掲載され、この冊子が宣伝されている。

1927年7月号の赤国恒一(東京)「産児調節に成功した良人の経験——産児調節の成功と失敗は妻よりも良人の責任である」の記事の末尾に、末尾囲み記事「産児調節の経験を

募集」の中に、『産児調節に成功した経験』を送料とも 27 銭で愛読者に頒布するということが記されている。さらに、1927 年 12 月号の赤谷幸蔵（医学士）「妊娠する日と妊娠せぬ日の判断法 — 如何なる婦人にも適用される妊娠暦の発明を公開」の末尾の囲み広告で、「2 月号の『主婦之友』に発表して、大好評であった『六度び失敗の揚句に成功した産児調節の実験』のほかに、尚ほ貴重な経験四編を収めて、小冊子を発行」。「これは当局の諒解のもとに、抹消や伏字なしに経験の全部を公表しましたので、好参考書として非常に歓迎されています。」「『主婦之友』の読者にのみ販売。御入用のかたは主婦之友社まで至急お申し込みください」と印されている。

その後、1928 年 6 月号でも広告が掲載されているが、送料ともに二十五銭と二銭安くなっている。

26) 広告では、「▲恥かしい思をして他人の手をかりる必要がありません。▲その都度の面倒なく、夫婦とも何等の不快もありません。▲サックや薬剤を利用する費用の数ヶ月分で求められます。▲破損や摩滅の憂ひなく、永久に使用され絶対に安全です。▲詳細は『主婦之友』昭和二年五月号をご覧くださいませ。」との宣伝文句が並び、さらに、「(照会は三銭切手封入のこと。返信は別名にて密送します。)」 「説明書無代進呈」と続き、記事の最下段には、「星うめ子 栃木県那須郡野崎澤 (振替東京七〇九一三番)」と連絡先が明記されている。

27) 性的衝動の抑制に、親鸞やカントの例も参考にするなど、抑制に対する困難が吐露されている。

28) 本法律によって、「避妊ピン (避妊リング又ハ之ニ類似する器具)」、「子宮注入器具其ノ他子宮内ニ挿入スル器具」、「其ノ他衛生上危害ヲ生ズルノ虞アル避妊用器具」等の「販売」、「授与」、販売目的の「陳列」「貯蔵」が禁止された (太田 1976:320)。

29) 「この方法 (母胎に害なく不用意に子を産まぬ) によつて、必要のある人は、早く結婚も出来やうし、人妻は子産み器械の様な虐待から救はれやうし、又優生学上其の子孫を残したくない人も、結婚の歓楽を味ふ事も出来やうし、あのあはれな売春婦もなくならうし、従て亡国病たる花柳病も撲滅されやうし、一家の経済状態も救はれて、体力資力に応じて、優良の子孫を残し、各個人が其の生を楽しむ事も出来る様に思はれる」と避妊のメリットを認識しながらも、「只案じらるる方面は、これが若い人達に悪用されはしまいかという事だ」と快樂主義の蔓延化を危惧している。

30) 「如何に効果があるからといつて、生命にも関する癌の誘因となる如きものを、推奨

し、宣伝する如きは、世を誤り人を賊するものである。又婦人諸君の之を使用する者は、自ら墓穴を掘るの類ではあるまいか。」

31) ただし、『婦人公論』にも「避妊ピン」の広告が掲載されている。管見に及ぶ範囲では、「東京妊娠調節相談所、主任産婆竹田津あさ」による広告が複数回掲載されている。

32) 「(前略) しかもその(避妊の) 智識が記者が都下の産児調節相談所を訪問して、その店主から — 敢て店主と云ひます。何故ならば今日の相談所は大抵純粹の商売になつていますから — 聞かされて来た所のものの範囲を出ないのでから驚かざるを得ないのです」。

33) 「ある人々は産児調節所が暴利を貪ると攻撃されるけれ共、亦止むなきこと」であること、小池四郎からなされた批判に対して、経営難に苦慮する産児調節相談所を擁護する発言も行っている。さらには、「最も完全な方法 — 例へば金製のウイシユボーン」(避妊ピンのこと) を用いたくとも「相談所に来る方が多くは経済的に不遇なので」「費用の点から不可能」であること、イギリスで「無害で有利であると推奨」されている子宮帽(ペッサリーのこと) を用いるのでは、「相談所としては利益をあげることはでき」ないため、「皆その経営が楽ではない」と産児調節相談所の苦境を紹介している。このことから、馬島間がかかわっていた産児調節相談所では、利用者に対して、避妊ピンの利用は経済的な理由から奨められず、ペッサリーが主力となっていることがわかる。

34) 柴原浦子については、藤目(1997) に詳しい。

35) 具体的に避妊法としては、洗浄法、小麦類を食用すること、木綿綿法+洗浄法(柴浦が実際に行っている方法)、レントゲン照射、中断性交、排卵期に関する学説利用などがあげられている。また、避妊が議論される以前にも 性交後の「たしなみ」というものが受け継がれてきていたことも紹介されている(性交後にすぐ立ち上がって体を動かし、「握り拳でうんといふ程たたく」のと同時に「一生懸命に力を入れて、・・・(伏せ字)・・・」すること)。またこの記事は、『婦人公論』での「オルガスム」という言葉の初出である。

36) 荻野説を「実験」により検証することを試みた記事として、1933年3月号には、林啓一「荻野説に合致する体験談 妻はいつ妊娠したか」と篠田糺(○大学医学部教授・医学博士)「(批判) 林氏のこの貴重な報告は学会に提出する」が掲載されている(○字箇所、判読不能)。これは男性からの初めの投稿記事である。この時期に荻野説(オギノ法)がブームとなった背景に、『中央公論』1932年9月号に入澤達吉「周期的禁欲法に依る避妊法 — 荻野博士の新学説を紹介す」が掲載されたことと関連していると考えられる。

37) 赤川は、「よりクリティカルな問題になるのは、資料の断片性であろう。ここで分析の対象としているのは発刊されたもののごく一部でしかないし、仮に発刊された性雑誌のすべての読者投稿欄を調べ挙げたからといって、それが現実の読者層の分布を性格に反映しているわけでもない」ということを指摘している（赤川 1999:293）。

38) 水田きよ子の投稿記事「避妊法から家庭を破壊した実話」（ケース R）は、「久美子（仮名）」についてのケースの紹介である。これだけでは本人の体験なのか、他人の体験なのかは判断ができないのであるが、他の体験談では、主語が「私」となっているため、投稿者本人の経験でない可能性を考慮し、分析の直接的対象から除外した。

39)他に妻の就業上の理由を挙げた者にDがいる。Dは小学校教員であったが、3人の子どもの子育てを「他人任せにしておくのも心許ない」と退職。「三児が成長して、それぞれ学齢にも達したなら、私はまた教育界に出て働きたいと、それを楽しみにしてをりました。それがために、私は妊娠調節の必要を、痛切に感じた」。

40) 小川隆四郎によれば「(前略) 此は無害無痛で交りの快味を減ぜず、又た膣内の洗浄を必要とせず、且つ一旦挿入した以上は常に体内に付着して居て、単に四五ヶ月毎に取り出して洗ふ丈けの事で、平素の入れ出しの煩ひなければ旅行に当て家に置き忘れる等の事もなく、先ず今日では調節具中第一番に世話のなく理想に近きものと云つてよろしい。

41)『主婦之友』に掲載された広告によれば、小川隆四郎は 50 銭で相談に応じていた。囲み広告に記載された内容は以下の通りである（『主婦之友』1928 年 1 月号：233 頁）。

「病弱または多産者の為め 妊娠調節 相談

結婚者に限る。料金 50 銭、詳細なる教授書（七十頁）進呈す。

誰にも容易に実行できる 相談質問終身無料 返信は無記名で差上る

創始者 東京市外柏木一一六 小川隆四郎

●決して他に得られぬ当所の教授書丈けは必ず一読しておかれよ。

●当所の信用は人の皆知る所也」

42)『主婦之友』1927 年 12 月号掲載の赤谷幸蔵「誰にもわかる妊娠する日と妊娠せぬ日の判断法」の末尾に本書の広告が出されている。「定価二十五銭、送料二銭」であった。さらに、「『主婦之友』定読者以外には販売いたしませぬから、ご入用の方は、東京神田駿河台の主婦之友社（振替十八〇）へ至急お申し込みくださいませ」と記されている。

43) 具体的には、年ごとに性交する期間を決めて、その通りに実行するというもので、年ごとに自らの仮説を反証していくという方法をとった。林自身、後に「横暴だつた私の

行動にも、唯々諾々として逆らはなかつた圭子に対し、今更ながら慚愧の念に堪へない  
と告白している（圭子は妻の名前）。

44)結婚当初、二ヶ月はコンドームを使用した。同じ大学の医学部の友人が「新婚当初  
の夫婦生活に、さういふものを連用することは、生理的にも感覚的にも、悪い影響を及ぼ  
す虞あることを忠告して」、膣内殺菌剤を用いることを奨めてくれたため、この方法を採  
用することにした。「かなり不愉快な思ひを、忍ばなければならぬ」でないコンドームと違い、  
「別に副作用もなく、使用感も悪くないので」継続して用いていた。

45)キニーネとは、膣挿入避妊薬の一種。他に、硫酸（塩酸）、硝酸、拘椽酸、サリチール  
酸などが用いられていた（太田 1969:263）。

46)「結婚以来一度だつて調節の手段を怠つたことがない。妊娠なんてある道理がない」  
と思ひ「妻の貞操を疑つた」ものの、「妻の無邪気な顔を見ると」「浅慮な想像も、すぐ  
きえてしまつた」といふ。ここでも m ③のケースと同様、妻の不貞を疑っている。

47)「私ども無資産の者にとつて、子供の産れるといふことは、たとひ一人でありまして  
も、経済上相当苦しいものであります。それほどなのに、もし四人も五人も続けて出来た  
としましたならば、大抵の人は物質的にも勿論、精神的にも大なる脅威を感じることは申  
すまでもないことと思ひます・・・(中略) 資産のある人は兎も角として、資産のない者  
が沢山の子供を産むといふことは、社会的にも決して望ましいことではなからうと思ひま  
す。何故ならば、そのやうな過重な負担の下に、健全な生活の営まれるはずがなく、従つ  
て我が子の教育も、不完全なものとなつてしまうからであります。私は此の事を痛切に感  
じまして以来、産児調節を思ひ立ち、現在まで実行しているのであります。」（主婦之友  
社 1927 : 26-27)

48) 独身であり長寿であつた「カントの生涯」に思ひをはせ、「カントの教に従つて、(性  
的)衝動を理性の下におかう」と試みたりしていた。

49) この本は、長谷川茂治が『主婦之友』1926 (大正 15) 年 3 月～ 12 月に執筆した記  
事に加筆修正し、さらに書き下ろしを加えて単行本として、主婦之友社から発行された本  
の末尾には 1 頁を割いて、「質問、相談、診察希望の方へ」という編者追記がある。また、  
奥付のあとに、1 頁を割いて『主婦之友』の広告も掲載されている。

50)ペッサリウムとはペッサリーの事。当時、女性の子宮に挿入する避妊具はペッサ  
リー (太田 1969)、子宮帽 (小川 1924) と呼ばれていた。

51) マーガレット・サンガーによって紹介された避妊法は以下のものである (山本 1922



→ 1979。“Family Limiation”1920年第十版の小冊子の訳)。中絶性交、洗浄法(洗浄用液体を用いる)、コンドーム、子宮栓(ペッサリ)、ウイッシュボーンペッサリー(黄金製避妊ピン)、海綿、膈内挿入座薬、安全日法(安全日はない)。山本宣治は「サンガー女子の述べた避妊法は医界の衆人公知の事柄許りで何等『超常識的秘法』も無い」(山本 1922 → 1979:75)とコメントしている。

52) この2種類の避妊法は、遊郭の女性が主に使用していた(太田 1969)。また、遊女は江戸時代から冷水洗浄(「下湯」)を行っていたが、これは避妊よりむしろ性病予防が目的であった(太田 1969:260)。

53) また、「益軒の意味をハツキリ知ることが出来ませんが、私の考えでは性交中絶は配偶者に性的満足を与えたのちといふ風に解釈したいのであります」とも述べている(小酒井 1927:243。傍点引用者)。さらに「今この書の中でその具体的方法を記すことは許されて居りませんからこれを述べることは出来ませぬけれども、たゞこゝに注意して起きたいことは、比較的簡単な避妊方法でもこれを根気よく実行したならば必ずその目的を達し得る」「私の考へでは方法の如何よりも実行の徹底又は不徹底によつてその価値が定まるのだと思ひます」とも述べている(小酒井 1927:247)。

54) 「小原様はこれを実行するについての、種々の技巧も委しくお教えて」くれ、「その合理的な方法には、主人も私もすっかり共鳴いたしました」という。この記事の最後には、「▲記者曰わく、朝鮮の小原夫人のおところへ、御相談なれば、今でも、詳しい方法をかいた御返事をくださることになつてゐます。夫人の御住所は、主婦之友社編集局でお知らせ申します。」とある。

また、ケースG(小原加代)の記事自体の末尾にも、以下のような囲み記事【記者より】があった。「小原夫人の工夫された方法と申すのは、最も安全確実なる妊娠調節法として学者間にも認められたものに、更に工夫されたものでありますが、これを誌上で発表するわけにはまゐらないのを、甚だ残念に思ひます。」「多産の場合とか、また母胎が病弱の場合とか、さういふ特殊な事情にある方のために、婦人は家事に多忙であられるけれども、本誌愛読者のために無料で、知らしてくださるとのことです。婦人の住所と本名とは、主婦之友社編集局へ送信料を添へてお申込みになれば、お知らせ申します。手紙以外の御照会にはお答へ申さぬことになつてゐます。婦人への照会の場合には、三銭切手三枚をお添へおきくださいませ。」

55) 日本にルーデサックがオランダから持ち込まれたのが 1869(明治元)年、国産コン

ドームの製造は 1909 (明治 42) 年に開始された (ハート美人)。昭和期に入り軍隊で広く活用されるようになった (突撃一番) (太田 1969, 1971)。斎藤修平によれば、「兵隊言葉ではテツカブト、突撃一番、防毒面などと言っていた、町ではマラサック、サック、『ハート美人』『敷島』と呼ばれていた」(斎藤 2009 : 4)。

56) 記事には「『前の中絶 ××』などと比べて (後略)」とある。

57) 沢田順次郎は 1920 年代前後の「通俗性欲学の泰斗」(赤川 1999:291)。以下のような書籍を刊行している。1919 年『性慾に関して青年男女に答ふる書』天下堂出版 (1919)、『実際に於ける避妊及び産児制限法の新研究』正文社 (1922)、『処女及び妻の性的生活』正文社 (1923)、『神秘の扉／性の真相』玉文社 (1928)。

58) 沢田順次郎が挙げている避妊法は、コンドーム (「保護器使用法」)、「頸管充填法」(子宮外口を塞いで精子の進入を防ぐもの)、洗浄法 (交接後、冷水或いは微温湯にて、精液を洗浄)、薬剤法 (酢、アルコールの類を微温湯に灌注して精子の死滅を図る)、「座薬挿入法」、「半月別居法」であった。避妊ピンやペッサリーは「頸管充填法」に含まれる。ただし、沢田順次郎が 1922 年 11 月に出版した『実際に於ける避妊及び産児制限の新研究 附新夫婦の文化生活』(日本産児調節研究会叢書第二編) では、すべての避妊法が伏字となっている (沢田 1922:250 → 不二出版 2000 : 152)。

『主婦之友』1930 年 3 月号「妊娠調節の誌上相談会」(解答者、医学博士岡本寛雄、労働者診療所長馬島憊) においても、「排卵期測定による方法」の 1 つとして「予定月経前十二日から十九日の八日間だけ別居すれば、他の日は、受胎しない理」であることが紹介されている。

59) 太田 (1969) の 170 頁には小川式子宮栓の写真が、209 頁にはホシピンとサンガーピンの写真が載っている。また、171、173 ~ 174 頁には各種避妊ピンの図が掲載されている。

60) ダッチ・ペッサリーの写真が、太田 (1969) 207 頁に掲載されている。ドイツのメーシンガーにより 1878 年に作られ、その後オランダでもっとも使用されたため「ダッチ・ペッサリー」と呼ばれるようになった。馬島憊が「小柳ゴムの協力を得て」1930 年か 1931 年頃に製品化し販売されたことで普及した (太田 1969:180)。

## 第5章 女性雑誌の投稿記事を通してみる避妊の心性

### — 家族に付与された意味 —

第4章では、『主婦之友』、『婦人公論』の読者の投稿記事に書かれた体験談を資料として、避妊に至るまでの理由、避妊の具体的方法に関する情報や避妊具等の入手を明らかにすることにより、「避妊の実践」の様相を描きだした。

本章では、引き続き『主婦之友』、『婦人公論』を資料に用いて、避妊の具体的方法に着目して、「避妊の実践」により生じた意識や感情、すなわち「避妊の心性」を考察する。そして、この「避妊の心性」の言説から家族に対して付与された意味（家族のメタファ）を明らかにすることを試みる。分析・考察に用いる資料は第4章で用いた表4-4『主婦之友』、『婦人公論』の避妊に関する記事一覧（1919～1930年）と同様である。

まず初めに、女性の投稿記事、続いて男性の投稿記事から、当時の具体的避妊方法にまつわる意識、評価を明らかにする。そして、この「心性」をから家族に対して付与された意味（家族のメタファ）を抽出し、これらが日本の家族の近代化に与えた影響を考察する。

#### 5-1 女性からの投稿記事にみる避妊の実践と心性

第4章で資料とした女性からの投稿記事18件から第三者からの投稿記事Rを除いた17件を資料として、当時の避妊の実行方法や避妊の情報収集の状況について考察する。ただし、ケースH・I・Jは、「妊娠時期と月経の関係に就て婦人の実験」というテーマでの特集の記事であるため、他の記事とは内容的に異なっている。特に、ケースIは夫が船員であり通常別居して生活しているため分析には含めない。また、ケースJについても避妊法やそれに付随する避妊の実践情報が記載されていなかった。したがって、ここでは女性からの投稿記事については17件からさらにケースI、Jを除いた15件の体験談を直接的な分析の対象とする（ケースI、Jは必要に応じて参照する）。

投稿者たちは、「研究」「実験」を重ね、紆余曲折を経て最終的な避妊法に到達している者も多い。第4章では、最終避妊法のみに注目したが、本章では最終の避妊法に至るプロセスも含め、各ケースについて、（1）避妊の方法、（2）情報および避妊具の入手手段や経路、（3）実行した避妊法に対する認識や心情の3項目ごとに整理を行い、当時の避妊実践を通して浮かび上がる心性の様相を描き出してみることにする（下記引用箇所における下線は引用者による）。避妊実践の全プロセス（実行した全避妊法）については表

表5-1 避妊実践のプロセス(実行した全避妊法)

ケース	発行年月	雑誌	記事の種類	避妊法	備考
A	1923.2	主婦之友	成功談	卵管(喇叭管)結紮	
B	1927.2	主婦之友	成功談	コンドーム→半月別居法→膈内挿入薬・海綿挿入→避妊ピン	
C	1927.2	主婦之友	成功談	伏字・頸管充填法→コンドーム→半月別居法→半月別居法+洗浄法	
D	1928.6	主婦之友	成功談	安全日法→(受胎期の研究)→安全日法	
E	1928.6	主婦之友	成功談	伏字→伏字→種々の方法→性交中絶(無射精)	
F	1928.6	主婦之友	成功談	不明*→半月別居法→伏字**→半月別居法→避妊ピン	*女性が装着するもの **不明(良人が入手)
G	1929.6	主婦之友	成功談	器具や薬品等→膈外射精	
H	1929.8	主婦之友	妊娠時期特集	受胎期の知識を活用(妊娠時期の報告)	避妊でまなく(避妊法として実施)
I	1929.8	主婦之友	妊娠時期特集	受胎期の報告	夫が成員のため通常別居生活
J	1929.8	主婦之友	妊娠時期特集	安全日法(妊娠時期の報告)	
K	1930.4	婦人公論		膈外射精→ベツサリー	一度だけ海綿制伏器具使用)
L	1930.4	婦人公論		コンドーム→レントゲン照射	
M	1930.4	婦人公論		安全日法+コンドーム+洗浄法→半月別居法	
N	1930.4	婦人公論		ベツサリー→避妊ピン	
O	1930.1	主婦之友	失敗談	コンドーム→別居生活	妻が神経衰弱により医師より別居生活を勧められる
P	1930.1	主婦之友	失敗談	コンドーム→洗浄法	
Q	1930.1	主婦之友	失敗談	オギノ式	
R	1930.1	主婦之友	失敗談	コンドーム	
m①	1927.1	主婦之友	成功談	禁欲→別居→安全日法	
m②	1930.1	主婦之友	成功談	受胎期の知識を活用	避妊でまなく(避妊法として実施)
m③	1933.3	婦人公論	実験報告	受胎期確定のための実験	(妻の月経開始からの日数を計算して性交)
m④	1935.9	主婦之友	失敗談	コンドーム→膈内殺菌剤	
m⑤	1926.6	書籍	成功談	安全日法+コンドーム	

注1: 方法は判明した方法で記載(伏字等も判明したものは具体的避妊法で記載した)

注2: m⑤は雑誌には掲載されていないが、主婦之友社発行の書籍に掲載

5-1を参照。

【ケースA】：第8子出産後（第7子は早逝）、母胎衰弱の療養のため入院し、医師に相談し、(1)を受けた。

(1) 方法：卵管結紮手術

(2) 情報等入手：「ごく親しくしてゐる方」の奨めで産婦人科医に相談

(3) 認識・心情：「喇叭管を切断すれば、今後は絶対に妊娠をしない」

「これで数年間あのやうに悩みつつ、望んでいた避妊の目的を達した」という気持ちと同時に、「もう自分の身体は、いかやうに妊娠を望んでも、もはや得られない身と定まつたかと思ふと、今までの私にあらず、何んとなんか得がたいものを失つたやうな、一種いひがたい寂寞を覚え」た。

【ケースB】：大正6（1917）年～大正13（1924）年の間に年子で6人の子どもを出産し、第4子出産後に避妊を開始し、まず避妊法①、②を実行。しかし第5子を妊娠したため、③、④を実行したが第6子を妊娠。最終的に⑤を使用し避妊に成功した。（うめ子による投稿、夫：「某所」勤務）

(1) 方法

① 「有りふれた×××」（伏字）

② 「半ヶ月別生活」[半月別居法のこと]

③ ×××（伏字）

④ ××× ×××（伏字）

⑤ 「産児調節の器具」

以上のように、誌面では、半月別居法以外の方法は伏字となっており具体的なことが不明である。ただし、Bの事例は、この投稿記事が掲載された『主婦之友』が発行された1927年2月に刊行された主婦之友社編集局『産児調節に成功した経験』（単行本）に再録されており、これより以下の方法であったことがわかる。

(1) 方法

① コンドーム：「男子用のゴムの保護器（サック）」

- ② 半月別居法：「月経の数日前、及び、月経後の十日間を慎む方法」
- ③ 「膣内挿入薬」：「単寧酸、カカオラク、塩酸キニーネ等の混和薬を主剤とした挿入薬」
- ④ 「膣外射精」  
「海綿挿入」：「海綿を桃の実大に切つて挿入しておく方法」
- ⑤ 避妊ピン：（ただし、本文は「産児調節の器具」と記載）。

(2) 情報等入手（※ 番号は（1）の番号に対応）

- ① コンドーム（「サック」） 「有りふれて」いた
- ③ 種々避妊方法を研究。薬品を自分で買い求めたり、自ら調剤
- ⑤ 夫の友人である在米国の医師より送ってもらう

(3) 認識・心情（※ 番号は（1）の番号に対応）

- ① 「男子方の精神に錯覚を生じ、陰 ×× 縮等の性病を惹き起す因となり勝ちのやうに思はれ、堪へ難い苦痛のために、二ヶ月ほどで廃しました」
- ② 「何等効なく」次子を妊娠。
- ③ 「その不快のために到底永く使用することはできません。」
- ④ 膣外射精、海綿挿入：「続行できず」  
海綿挿入：「男子方の性的疾病の因となり、必ず行ふべきでないこと等を体験」
- ⑤ 「これまで、私共の行つたように、その都度都度の面倒はなく、×××（伏字）。  
「ただ一度女子の方へ装填しておけば」（主婦之友社編集部（1927））、「一年二回ほどの手入れにて永久目的を達し得て絶対確実、然も衛生上無害」

【ケースC】：結婚後年子で3人出産した後、避妊を開始し、避妊法①～④を順に実行。

④の効果があつたが、3年2ヶ月後に第4子を妊娠。その後、⑤を実行して6年が経過。（夫：小学校校長）

(1) 方法

- ① ××法（伏字）→「発出法」（主婦之友社編集部（1927））。膣外射精のこと。
- ② 頸管充填法
- ③ コンドーム：「保護器」
- ④ 半月別居法
- ⑤ 半月別居法＋洗浄法

(2) 情報等入手

- ①・② 避妊の書物を買って求めて「研究」、『主婦之友』で紹介した「小川先生」に相談するなど「種々研究」（注：小川隆四郎のこと）
- ④ 「沢田先生の著書で知」る
- (⑤の実行前に、「小川先生の黄金ピン挿入を実施」したいと思ったが、出京旅費が嵩むうえ、避妊ピンのみ購入しても医師に挿入も頼めないため諦めた。)

(3) 認識・心情

- ①・② 「何れも思はしからず」
- ③ 「主人の申出によつて間もなく廃せられ」
- ④ 「案外よく、満一年経つても更に妊娠の兆もなく」「私も子供も益々健康になつたので喜んでゐました」が、「未だ主人も私も三十歳前のことゝてお恥しい話ですが、この半月別居法もなかゝでりました。」

【ケースD】：朝鮮在住。第3子出産後、避妊法①を実行したが第4子妊娠。難産だったため②を実行。2年半経過。(D：女子師範学校卒業後教員、夫：中等教員)

(1) 方法

- ① 安全日法：学説に基づく  
（「自分等二人が節制して、機会を少なくする」。妊娠率の高い期間「絶対に慎む」）
- ② 安全日法：自身で受胎日予測し、「人様のことや種々な学説は兎も角として、自分はこの十日間を注意せねばならぬと考えて、主人にも諒解を得て、絶対に慎む」

(2) 情報等入手

- ① 書物、新聞、雑誌
- ② 医学知識と自己の経験により「研究」

注) ① 『『最近の学説では、月経の中間期が最も妊娠率が多い。』という記事を目にする。

② 自分で自分の生理的变化を「研究」して「適当な方法」を考え出すのが、「最も安全で、且つ確実である」という考えから「研究」を行い、『『自分は月経閉止の日から一週間以内に受胎する』という結論を得」た。

(3) 認識・心情

- ① 受胎期間の情報を目にした際「やつと暗中に光明を得た思ひ」。しかし、第4子を妊娠。「そのときの驚きやうは、今日でも尚ほ忘れられません。」
- ② 「以前にも増した健康体でありながら、妊娠の気配さへ見ずに」いる

【ケースE】：第1子の妊娠時に悪阻のため仮死状態になり、避妊法①、②を実行。第2子出産後③を講じて7年経過。

(1) 方法

- ① 「xxx」(伏字)
- ② 「xx法」(伏字)
- ③ 「いろいろ方法を講」じた
- ④ 「私共が採っている方法」：性交中絶(無射精)

(2) 情報等入手

- ①～③「研究」について記載なし
- ④ 『主婦之友』記事：「小酒井博士が昨年十月号の『主婦之友』誌上で、肺病者の夫婦生活の場合に執る手段として述べられた、あの方法であります。(『主婦之友』1927年10月号小酒井不木「肺病患者の夫婦生活」)

(3) 認識・心情

- ④ 「これは、よほど難しいさうですし、また、不自然ゆゑ身体の害になるといふ人もありますから、よく注意せねばなりません。」  
「これはまた、人によつて、できないこともあるやうに聞いてをります。」  
「併しこれは、夫婦とも、理解がないといけません。第一に、夫がよく理解し、覚悟しなければ駄目で、少し経験すれば、何でもないことでありませうが、それでも、時には、折角の注意を忘れることがありますから、その点を注意すればよろしいと思ひます。」

【ケースF】：第2子は生後3日で早逝、第3子を流産。子どもが3人になった時点で避妊法①、②を実行したが再び妊娠、③を実行したが再度妊娠し④を実行。その後子宮内膜炎になり⑤を使用し、10ヶ月以上経過。



(1) 方法

①「或るもの」

(①と②の間に夫が単身赴任、帰宅は1ヶ月に1回程度)

② 半月別居法

③ ×××法 (伏字) (注 「サック」(コンドーム) の可能性が高いと推測)

④ 半月別居法

⑤ 避妊ピン

(2) 情報等入手

① 夫の知人よりもらう

②・④「非常に頭を悩まし、種々と研究」

③夫が遠方まで出かけて入手したり、新聞広告によって取り寄せる

⑤『主婦之友』1926年2月号「うめ子」(ケースB)の記事を読み、「うめ子」より購入

(3) 認識・心情

①「暫くは妊娠の様子も見えないので、私は有効だと信じて、それを使用し続け」た。

夫の単身赴任：「天の与へであると、却つて喜んでゐましたものゝ、その間の忍耐は、並大抵のものではありませんでした。無論その都度、注意はしておりました。」

②「どこまでも固い決心をもつてせねば駄目」

(××法がよいと聞いたが、「厄介」、「他人に覺られては、という心配から」実行せず、半月別居法にした。)

③「連用するにつれて、不快で仕方がありませんでした。」

④「併しこれは、天理に反いた、不自然なことに違ひありません。ですから、その間にも、簡易で自然な、而も確実な方法はないだらうかと、始終心掛けて」いた。

⑤(医師に依頼せず自ら試行したため、初めは装着に苦勞し「厭になって」きたが、)  
「相当の位置に安定することができ、今迄の苦心が、終に効を見せるやうになつたのであります。その結果は何の苦痛もなく、障害もなく、而も簡易で自然な方法だと思」うようになった。

【ケース G】：朝鮮在住。第 3 子妊娠後に避妊法①を実行したが、第 4 子妊娠。

(1) 方法

- ① 器具、薬品を用いた方法を順次実行
- ② 「理想的な方法」：性交中絶（膈外射精）と推定

(2) 情報等入手

- ① 「各種の新聞記事」
- ② 「或るとき、ほんのちよつとした動機から」「発見」

(3) 認識・心情

- ① 「従来坊間に用ひられてゐる方法は、不快不便なうへに、往々失敗談を耳にしますし、薬品等も手数がかゝつて、長続きするものではありませんでした。そこで一つ、費用の要らない、完全な避妊法をと思ひたちましたが、なかゝゝ思はしい方法はみつからず、一時は絶望しました。」
- ② 「器具も、薬品も、手数も、費用も、何等の束縛も不要です。しかも少しも不愉快さもないのであります。」

【ケース H】：結婚後から家族計画を行い、(1) を実行。その知識を第 1 子の受胎のために応用、第 1 子出産後、第 2 子の出産タイミング調整のために実行。  
(第 1 子誕生後、子育て環境も考慮し熱海に転居)

- (1) 方法：安全日法：「良人が予て研究した材料の中、英国のストウプス女史の学説」を実行し長男出産
- (2) 情報等入手：書物や雑誌
- (3) 認識・心情：第 1 子の妊娠が判った時「そのときの喜びは非常なものであった」  
「思ひ通りに長男に恵まれた私共は、その後の満三年間は妊娠をさけることに相談を定めました。」

【ケース K】：第 2 子出産後、避妊法①を実行、その後②を入手し併用し、2 年間経過。

(1) 方法

- ① xx (伏せ字)：(「中絶 xx」との記載がある「中絶性交」(性交中絶)と推定)
- ② ペッサリー (「ペツサライ」)  
(その後、「独逸製の xxxxxx という海綿状の器具」使用したが、「一度使用して

甚だ不愉快を感じたので止め」た。)

(2) 情報等入手

① 夫が「最も簡便で安全な方法を教わった」。

② 「知人の紹介」で入手。使用法も教えてもらうことができた。

(①以前に、夫がストープス女史の“Wise Parenthood”読む。ストープスの推奨する「ペッサリイ」を入手したいと思ったが、入手先がわからなかったため「恥をしのんで」産婦人科に相談行くと、レントゲン照射、卵管結紮を勧められる。その後もペッサリイが手に入らないか「ひそかに心懸けて」いた。)

(3) 認識・心情

① 「それは何の器具も薬品も用ひず、ただ癒癒<sup>いよいよ</sup>オルガスム・・・(伏せ字)・・・さへすればそれでよいのです。この方法は良人の強い意志の力さへ持つていたなら絶対に安全であることは常識でも考へられます。」「良人の方では常に警戒していなければなりません、それも習慣的になれば何でもないとのことでした。」初めは「ギコチない」が「不自然さ」を感じなくなる。

② 前の方法よりも「遙かに合理的」。「性交は当事者が同時にオルガズムに達することが原則」という観点から「確かに私達をして安心・・・(伏字)・・・を保証してくれた」(下線引用者)。

【ケース L】第3子出産後、避妊法①を使用し、第4子を妊娠後に病院で②の施術を受け、3年経過。

(1) 方法

① コンドーム法：(注 コンドームという用語の初出)

② レントゲン線

(2) 情報等入手

① 「誰でも知っている」

② 医師に勧められる(第4子出産後に2ヶ月入院した際)

「精神にも身体にも障害」ないと医師の説明で「夫が先に乗り気になった」

(3) 認識・心情

① (1年間成功したが、装着を忘れた時に妊娠)

② 「近代科学の恩恵によつて初めて多産地獄から開放されたやうな気がした」。

【ケースM】：「子供は当分生まないといふ約束で同棲を始め」、結婚後から避妊を開始した。避妊法①をベースに、②、③、④を使用し、最終的に①と②、③を併用。

(1) 方法

- ① 安全日法
- ② コンドーム
- ③ 洗淨薬（「極めて簡単な××の溶液」）
- ④ 半月別居法

(2) 情報等入手

- ① 夫の友人の医学士から「安全期間」（「最近の学説による『妊娠しない日』を選ぶこと」）を教えられた。
- ②・③・④ 記載なし

(3) 認識・評価

- ① 「流石若い同士だけにロマンチックな気持ちから、医者 of 厄介になる気持ちにもなれず、また、新聞広告に出ているやうな薬品など勿論信用することなどいたしません。」  
「新婚当時の二人には此の八日間の節制を守ることすらが、なかゝ困難だった」
- ④ 「八日間を守るために別々に棲むこと」もしたが「そんなことは一向に役立たなかった。」

【ケースN】：第4子の妊娠7ヶ月に急性肋膜炎にかかり、医師より「今度妊娠する事は、非常に危険」と注意され、まず避妊法①、次いで②を使用し成功。

(1) 方法

- ① ペッサリー（「××帽」伏字）
- ② 避妊ピン（「金のピン」）：「黄金ピン」のこと

(2) 情報入手等

- ① 雑誌のストーブス女史の記事（「××帽」→子宮帽（ペッサリーのこと）が最上の方法と断言している記事）
- ② 夫が「外国に暫くおられた方」から訊き、早速もらい受けた。

(3) 認識・心情

- ① 「まだなんとなく不安」
- ② 記載なし (成功)

【ケースO】：結婚後から(1)を使用し神経衰弱になる。

- (1) 方法：コンドーム(「サック」)
- (2) 情報等入手：記述なし
- (3) 認識・心情：「私自身にも、サックの使用は極めて不自然で、非常に不愉快」  
2ヶ月後に強度の神経衰弱になる。

【ケースP】：第4子出産後から避妊法①を開始、次に②を約一年間実行後、腰痛と頭痛のため病床に伏す。

(1) 方法

- ① 「コンドーム」(約半年使用)
- ② 「洗浄法」

(2) 情報等入手

- ① 記載なし
- ② 「お友達」から教えてもらう

(3) 認識・心情

- ① 「その間の夫婦の忍耐は、なかなか容易でなく、しかも結局、神経衰弱になりさうだと、主人から不足を訴えられて、その使用を中止しなければなりませんでした」  
(半年使用)
- ② 「夏の間はその面倒さへ忍べばよいのですが、冬季の苦痛は、到底お話しになりません。」「それに風呂場とは名のみで(前略)、戸の隙間から寒風が吹き入身体のしんまでが凍ってしまひさうです。それでもこの方法を、約一年間」「忍耐に忍耐を重ねて続行」(傍点著者)  
「いくら避妊の目的は達しられても、健康を害し、家庭の気分を害ねては、それこそ恐ろしいことだ」と覚る。

【ケースQ】：第5子出産後に（1）を実行したが、避妊をきっかけに夫婦関係が悪化。

（1）方法：オギノ式（「荻野博士医の研究」による「学説」を信じる）

（注：オギノ式の初出）

（2）情報等入手：『主婦之友』の記事（「御誌で拝見した、荻野博士の研究による排卵と受胎に関する学説」）

（3）認識・心情：「良人は、初めこそ期間中を厳守してくれましたものの、だんだんと心に弛みが見えて来まして、やがて、期間中を守り得なく」なった。Qが「頑としてそれに応じ」ないでいると、「良人は益々激しくなり、しまひには、私の避妊の理由にいろいろと邪推を回し、聞くに堪へない悪口まで申すやうにな」った。

最終避妊法に至るプロセスをみると、分析対象となる16ケース中6ケースで半月別居法、もしくは安全日法、すなわち、受胎期の知識を活用したうえでの禁欲による避妊を行っていた。避妊具を使用した避妊法では、コンドーム使用経験者が4ケースと最も多く、次に、避妊ピン使用経験者が3ケースであった（うち、コンドーム、避妊ピンの両者を使用したことがある者が1ケース）。避妊ピンは3ケースが最終避妊法として用いていたのに対して、コンドーム使用経験者は不快などの理由で使用を取りやめ他の避妊法へ変更している。失敗談にあつては、4ケース中3ケースでコンドームを使用していた。

## 5-2 男性からの投稿記事にみる避妊の実践と心性

本節では、男性の投稿記事5件のうち、特殊な投稿記事1件（ケース m ③）を除いた他の4件の投稿を資料として、避妊の理由（Ⅰ）、避妊の具体的方法と入手手段（Ⅱ）、避妊の実行プロセスにおける認識や心情（Ⅲ）についてまとめる。ケース m ③の情報は必要に応じて参照する（下記引用箇所における下線は引用者による）。

なお、ケース m ③（大卒、会社員）は、妻の妊娠に対して疑念をもち、妻の妊娠日を確認するために行った詳細な実験の報告である。ある医学書に「妊娠は月経の前後数日間に於て可能のパーセンテージが多い」「卵は一日の生存能力がある」とあったが、妻の妊娠時期がこの期間になかったため、1927年から1年ごとに、性交期間を決めて妻が受胎するか否かを実験により確認したもので<sup>1)</sup>、結果的に荻野説を実証することとなった<sup>2)</sup>。

【ケース m ①】夫 田舎の小学校教員（上京により離職し学生の身分となる）<sup>3)</sup>

第1子出産後から避妊法①を実行したが、第2子を妊娠。その後②を実行、  
後同居してから③を実行、1年間が経過。

### I 避妊の理由

家庭経済、将来の生活水準維持、自身の健康上の理由

### II 避妊の実態

#### (1) 方法

- ① 禁欲（「接近をさける」）
- ② 別居（妻子を実家に預け、単身上京）
- ③ 安全日法（受胎期を考慮し、「できるだけ長日月を忍ぶ」）

#### (2) 情報等入手

- ① 書物より、受胎期（「月経前後一週間」）と成功頻度（「疲労を感じない程度が  
適当」）についての情報を入手
- ③ 書物（受胎期）

### III 認識・心情

- ① 「なかなか至難のこと、避妊の知識が必要と痛感」
- ② 「離れている苦痛は、生活の苦痛よりも遙かに苦しい」「心細い」
- ③ 体重増加、健康増進、学業成績向上（学年末試験で、クラスで最高点を獲得）  
禁欲という「不断の努力」「苦しみは、永遠に続くことかも知れません。しか  
しこれを最善に生かしてゆくことがよいのではないのでしょうか。」

【ケース m ②】大卒、大学からの命によりドイツ留学。

第1子出産後、避妊を開始。ドイツ留学を控え、独自の「懐妊法」を実施  
し、計画通り第2子を出産。帰国後、「懐妊法」により第3子出産2子を出産。  
帰国後、「懐妊法」により第3子出産（第2子が弟の養子となったため）。

### I 避妊の理由

第2子の妊娠・出産のタイミング調整（「少なくとも長男が三歳以上になるまでは、次の子供を儲けたくない」）。第2子、第3子の妊娠は計画的に「懐妊法」を実施。

### II 避妊の実態

(1) 方法：安全日法

(2) 情報等入手：学校時代に習った生理学の、懐妊作用の知識を応用して考へついた。  
ドイツ留学中、ある婦人から教えてもらった方法と一致し確信を持つ。

### III 認識・心情

「何等の薬物も、器具も、手術も要しないので、最も科学的であり、且つ他の避妊法のやうに、人為的不自然でもなく、従つて何の不安も不便も、危険も、費用も伴はないのであります。しかも、かの外部××の如き不快と克己心などを、全く必要としないのであります。」(××には射精が入ると推定。膈外射精のこと。引用者注)「私共の夫婦生活には、何等の精神的不愉快さを伴うてをりません」

#### 【ケース m ④】大卒 官吏 (某官庁勤務)

結婚後から避妊法①を2ヶ月実行したが、友人の医師の忠告により②に変更、障がいのある子ども(「奇形児」)を死産。

### I 避妊の理由

当面子どもを持ちたくない。「若いうちから家庭を持たされたが、もつと青春を享樂したい」

### II 避妊の実態

(1) 方法

① コンドーム

② 膈内殺菌剤

(2) 情報等入手

① 「最も簡便で、然も最も確実だといはれる」



② 親友である同じ大学の医学部の学生からのアドバイス

### Ⅲ 認識・心情

- ① 当時まだ上等な品がなかったため、「かなり不愉快な思ひを、しのばなければなりませんでした。」
- ② 別に副作用もなく、使用感も悪くない

## 【ケース m ⑤】KK生 大卒 下級官吏

### I 理由

家庭の経済的理由（将来への生活と子供の教育への不安）

「生きんがための必要に迫られた結果で、真剣な意味のものであつた」

### II 避妊の実態

(1) 方法：安全日法＋コンドーム

(2) 情報収集

同僚や先輩に聞く、新聞の広告欄『産児制限思ひの儘』取り寄せて読む、その後「怠らず書籍や雑誌等を漁つては熱心に避妊方法を研究」し、紹介されていた避妊法の中から「比較的実行し易くて、確実なものと信じた」のが、「月経あつてより少なくとも十三日の間は禁欲すること。もしそれが困難ならば、その期間だけサックを使用する」という方法。さらに、「或る信ずべき書籍」で女性の月経と受胎期について確認を行った。

(3) 認識・心情

「非常に簡単なので誰にも出来さうに思はれるこの方法も、実行の当初は仲々そうではありませんでした。」 「一種の習慣となる迄、大なる克己心を以て懸からねばなりません。禁欲と謂ひ、サック使用と謂ひ、人間の弱点としまして、兎角怠り易くなるものですから、夫婦互いに注意し合つて、少なくとも四五ヶ月くらいは日付を書付けても、禁欲の習慣をつけるやうにしなければなりません。」（下線引用者）

安全日法、もしくは禁欲による避妊を行っているのは、ケース m ①、m ②、m ⑤（時にコンドームを併用）である。そのうち、m ①とm⑤は出産の回避としての避妊が目的

であるのに対して、m ②はむしろそれを懐妊法として利用する点で、単なる避妊ではない家族計画の意識を有している。m①、m⑤に特徴的なのは、禁欲は困難で「克己」を必要とするという言説である。安全日法は「大なる克己心を以て」(m ⑤) 実行することが必要であることが述べられている。またケース m ②では、安全日法は膈外射精と異なり「不快と克己心などを、全く必要としない」と述べている。これらの表現から避妊は「克己」とのかかわりで語られていたことが特徴といえる(後述)。

### 5-3 受胎期をめぐる認識の状況

#### 5-3-1 女性雑誌における受胎期に関する知識

オギノ式という避妊法は、産婦人科医の荻野久作が1924年に発表した荻野学説、すなわち「月経周期の長短にかかわらず、次回予定月経前12～16日の5日間が排卵期、12～19日の8日間が受胎期」であるとする説に基づいた避妊法である<sup>4)</sup>。ただし、荻野説は発表された当初は「大して注目され」ず、1930年にドイツで発表しドイツで注目され、日本へ逆輸入された(太田1969)。1932年に「周期的禁欲による避妊法」が発表され、入澤達吉「周期的禁欲による避妊法」が『中央公論』1932(昭和7)年9月号に掲載されることにより、ようやく社会で注目を浴びるようになったという(太田1969)。

それでは、荻野学説が公表される以前にあったの、妊娠時期(受胎期)についての認識はどのようなものであったのだろうか。また科学的な根拠のない知識(情報)に基づいた避妊法である「安全日法」「半月別居法」はいかに実践されていたのであろうか。

太田典礼によれば、日本では「昔から、月経前後の三日間が受胎し易い」(太田1969:247)と言われていたという。大正期から広島県で産婆として産児調節にも尽力してきた柴原浦子<sup>5)</sup>も、受胎期については「月経前後三日間といふ説をとっています」(『婦人公論』1930年4月号)と述べていることから、少なくとも大正期から昭和初期頃までは、「月経前後三日説」が広く存在していたと推察できる<sup>6)</sup>。

沢田順次郎『妊娠及び避妊の新研究』(1921年4月)では、卵子と精子の授精しやすい時期には、「月経後四五日を主とする説」と「月経前の二日を主とする説」の二説あり、前者によれば「月経後の四日、若しくは五六日の間」が、後者によれば「月経前の二日、若しくは三日の間」が受胎期であるとされる。前者は「普通に信じられた説」で、後者は「新説」であるとしている(沢田1921:49-50 → 2000,10:199-200)。このような医学知識は、先の「月経前後三日説」とはまた異なっているが、荻野久作が排卵期についての研

究を発表した 1924（大正 13）以前は、専門家にあってもこのような認識であった。

『主婦之友』『婦人公論』の二誌において、医師によって執筆された避妊知識の記事の初出は、1926 年 8 月号の長谷川茂治（慶応医科大学産室主任医学士）「妻の心得べき特殊事情による妊娠中絶・避妊・人工妊娠——何人もしらねばならぬ妊娠についての生理（その六）」であるが、そこには、「これは普通の避妊法とは違ひますが、最近『妊娠する時期』（詳細は三月号の『主婦之友』参照）の研究結果、月経と月経の中間頃——つまり排卵期とその二三日前というやうなことになるつてゐますが、この時期も注意すべきだと思います」と述べられている（下線引用者）。

「三月号の『主婦之友』の記事とは、『主婦之友』1926 年 3 月号掲載、長谷川茂治「必ず妊娠する時期の研究」のことであり、排卵期は「次の予定月経日の前、十二日乃至十六日に起こり、受胎期間は『排卵期』とそれに先立つ三日以内で、予定月経前十二日から十九日の八日間である」と荻野学説が正しく紹介され、「多くの産科医は、この説を信じています」とも述べられていた（『主婦之友』1926 年 3 月号。これが『主婦之友』における荻野学説の初出と推察される）。荻野学説を一般に知らしめる契機となった『中央公論』1932 年 9 月号の記事に先立つこと約 6 年前に、『主婦之友』誌上において既に正しく荻野学説が紹介されていたことになる<sup>7)</sup>。

次に、受胎期に関する医学知識が掲載されたのは、1927（昭和 2）年 12 月号、赤谷幸蔵（医学士）「妊娠する日と妊娠せぬ日の判断法——如何なる婦人にも適用される妊娠暦の発明を公開」であり、この記事が、『主婦之友』の読者間で荻野学説に基づく受胎日が広く知られる大きな契機となった。この記事では、受胎期については、「受胎予定日は、次の月経予定日の十二日前から十六日前の五日間であることが闡明されました。これに昆虫の生活期間の三日間を加えた八日間が妊娠可能日で、それ以外の日には受胎することがない」と紹介されており、「薬品、器具、外科的手術、その他不自然な、いろいろの情報で避妊を行ふよりも、遙かに合理的に、且つ絶対無害安全に、その目的を達することができます」と推奨されていた。荻野久作の名前は挙げられていないが、ここでも荻野学説が正しく紹介されていた<sup>8)</sup>。さらにこの号では、付録に直近の月経日から次の受胎期を予測するカレンダー「妊娠暦」がついていて爆発的に売れたという<sup>9)</sup>。

他方、『婦人公論』における荻野学説の初出は、1932 年 10 月号「世界的避妊法の一問一答」であると推察できる。ケース m ③（1933 年 3 月）の投稿記事に、『婦人公論』1

月号付録『婦人の運命と月経』の「篠田博士の『月経の学理と産児制限問題』中、荻野博士の排卵に関する学説は・・・(後略)」とあることから、1933年1月の付録において紹介されていたようであるが、本誌で本格的に取り上げられたのは、ケース m ③の投稿記事に続いて掲載された「荻野博士の絶対避妊法【「避妊暦」に連関して】」である<sup>10)</sup>。『婦人公論』1933年3月号の付録に「荻野式妊娠暦」をつけたため、「『荻野式妊娠暦』を、本号に添付するについて、荻野学説を要記することは、暦の使用者の誤りを少なからしむるためにも必要ですから、ここに簡単に再説したいと思ひます」とある。荻野学説が説明されたうえで、最終的に「妊娠可能日(受胎期)が、次回月経前十二日乃至十九日までの八日間であるといふことが確定されました」と明記されている。

妊娠暦は、『主婦之友』1927年12月号に記事として初めて公開されことから(赤谷幸蔵(医学士)「誰にもわかる 妊娠する日と妊娠せぬ日の判断法——いかなる婦人にも適用される妊娠暦の発明を公開」)、1930年代に入った頃には女性雑誌の読者層に普及したと推定できる。

### 5-3-2 投稿記事にみる妊娠時期の認識

『主婦之友』、『婦人公論』の二誌において、妊娠時期(「受胎期」)の知識に基づく避妊法を用いた体験談が初めて掲載されたのが、『主婦之友』1927年2月号のケースB(うめ子)による半月別居法の実践であった。

B(うめ子)によれば半月別居法は、「月経の数日前、及び月経後の十日間は慎む方法」である。Bの妊娠時期に対する認識は荻野学説と異なっていることは無論、1920年代前半に出版された沢田順次郎の説ともまた異なっている。同じ号には、半月別居法を主な避妊法としたケースCの記事も掲載されている(1927年2月号)。Cはこの方法を「沢田先生の著書」で知ったとしている<sup>11)</sup>。また、同時期に出版されたケース m ⑤は、「或る信ずべき書籍」と「実験」から、「殊に最近この妊娠期を月経前一週間といふような説も出てあるくらゐですが、私としては実験上から妊娠期を月経後十三日と申しますのであります」と述べている。このように、妊娠時期については、雑誌や書籍で熱心に避妊に関する情報を収集した者の間にあってもその認識に齟齬があり、半月別居するという避妊法があっても、その「半月」がいつなのかについては定まった見解がなかった。

安全日法の初出は、ケースD(1928年6月号)で、Dは一貫してこの方法を実行している。避妊についての書物を読みあさっているうちに、「月経の中間が最も妊娠率が多い」

という記事を目にし、「お互いにその期間は、絶対に慎むことに」した。D の投稿は読者が荻野学説を比較的正しく認識していた最初の例になる。おそらく、D は 1926 年 3 月号掲載の長谷川茂治（慶応医科大学産室主任医学士）の記事を読んでいた可能性が高いと推察される。

しかし、避妊は功を奏せず第 4 子を妊娠。出産後「以後はどうかして、妊娠を見合わせる方法を講ぜねばならぬ、と決心」して、「種々と考へ廻らした末、今までの自分の生理的变化をよく研究し、それによって適当な方法を考へ出して行ふのが、最も安全で、且つ確実であると考へつ」いた（下線引用者）。D の結論は、「月経閉止の日から、一週間以内に受胎する」という、荻野学説とは異なる医学的には誤った結論であった。しかし、「人様のことや種々な学説は兎も角として、自分はこの十日間を注意せねばならぬと考へ、主人にも諒解を得て、絶対的に慎むことに」し、約二年半避妊に成功しているとして、自己の「研究」結果に確信を抱いている。専門家の情報に右往左往するなか、各自で自身の経験で「実験」、「研究」しようとする動きは、1929 年 8 月号の特集「妊娠時期と月経の関係に就て婦人の実験」へと展開をみせた。1929 年の特集にはケース H、I、J の 3 人のケースが掲載されているが、これらは自らの経験をもとに妊娠時期について「研究」した結果の公表であった。

ケース H は、子ども 2 人を妊娠・出産した経験（自身のデータ）により、「月経後五日目から九日目頃までの間」が「受胎可能期間」であるというマリー・ストープス（「ストウプス女史」）の説を「信ずるものである」との見解を打ち出している。ケース I は、自身の 3 人の子ども妊娠・出産の経験（データ）から「月経と妊娠との関係は、月経後約一週間くらいから、後四五日間で、即ち月経の最初の日から数へますと、十二三日頃ではないかと思はれます」としている。ケース J は、2 人の子どもの妊娠・出産の経験（自身のデータ）と「卵子の生命が一日、精子の生命が三日ある」という知識から、「私は月経終了後四五日より十二三日の間に、妊娠するものと思はれます」と結論している。

荻野説が「次の月経」を基準にしているのに対して、マリー・ストープスの説も、ケース H、I、J の 3 人とも「先の月経」を基準にしている点で認識の仕方が大きく異なっているが、マリー・ストープスの説は荻野学説に大方合致している。また、月経周期は月経持続日数など個別的な要素を考慮にいれば、ケース I、J の受胎期の予測時期は、荻野学説と重複する期間を有してあながち的外れな認識ではなかった。

1928 年 6 月号に掲載されたケース E のように「妊娠日に就いての説も、月経前幾日、

月経後幾日という風に二種あつて、何れに頼つてよいか判りません」としている者も一方では存在したが、1929年8月頃には、おおかた妊娠時期（受胎期、もしくは安全日）の認識が荻野学説に合致するかたちで収束してきている。

なお、『主婦之友』誌上でこの妊娠時期の特集の次に掲載された避妊記事は、1930年3月号の、岡本寛雄（医学博士）と馬島憐（労働者診療所所長）による「妊娠調節の誌上相談会」である。この記事では、医学的な避妊施術（卵管結紮、輸精管結紮、レントゲン照射など）以外の避妊法として、「一般に知られている薬物や器具など」と「排卵期測定による方法」の二つがあるとして、後者について次のように説明している。

「最近の研究によれば、卵が排出される時期は、次の予定月経前十二日から十六日の五日間のうちの、いずれかの日にあるとされてをります。それでこの五日間に、尚ほ万一の場合を慮つて三日間を加へ、予定月経前十二日から十九日の八日間だけ別居すれば、他の日は受胎しない理であります。」

荻野学説による受胎期を再度紹介する記事であるが、m③による「昭和五年頃から荻野博士の排卵期に関する学説が重要視され月経直前直後の妊娠率多しとする学説は漸く衰へて参りました」という指摘も考慮すると、1930年頃には妊娠時期（受胎期）に関する認識が大分塗り替えられたとみてよいであろう。

#### 5-4 投稿記事にみる避妊法をめぐる語り

##### 5-4-1 コンドーム忌避

避妊法として当初からあったものが、膈外射精とコンドームであったといわれている。『主婦之友』、『婦人公論』の投稿記事から浮かび上がった当時の避妊の心性の一つにコンドームに対する強い忌避感がある。これは、欧米の産児調節の主な担い手であり、日本の産児調節運動に大きな影響を与えたマーガレット・サンガーやマリー・ストープスがコンドームの使用や膈外射精に対して反対していたことの影響であったと推察できる（荻野1994）。

コンドームを利用した経験のある者は、ケースB、C、L、O、P、m④、m⑤である。以下はコンドームについてなにがしかのコメント（心情）を記している者の引用である（引用のないものは関連した記述がないことを示す。下線引用者）。

ケースB：「男子方の精神に錯覚を生じ、陰 ×× 縮等の性病を惹き起す因となり勝ちのやうに思はれ、堪へ難い苦痛のために、二ヶ月ほどで廃しました。」

ケースC：「思はしからず」

ケースO：「私自身にも、サックの使用は極めて不自然で、非常に不愉快でした。」

ケースP：「その間の夫婦の忍耐は、なかなか容易でなく、しかも結局、神経衰弱になりさうだと、主人から不足を訴へられて、その使用を中止しなければなりませんでした。」

ケースm④：「かなり不愉快な思ひを、忍ばなければなりませんでした。」<sup>12)</sup>

コンドーム使用による不快感が縷々述べられているが、ケースB、Pでは夫への精神的ダメージが表明されている。ケースBでは妻が夫の精神的ダメージを案じ、ケースPでは夫から自身の精神的ダメージが申し立てられることで使用を中止した。コンドームの使用が「神経衰弱」など精神（神経）への悪い影響と結びつけて語られている点は時代の特徴であるといえる<sup>13)</sup>。

中でも注目したいのがケースO（女性）の事例である。ケースOは「サックの使用は極めて不自然で、非常に不愉快」であったため、サック（コンドームのこと）の使用後2ヶ月で自身が強度の「神経衰弱」になったことを告白している。それはなぜなのか。

第4章において、明治末期から大正初期には、婚姻外性関係で用いられていた避妊具であるコンドームを婚姻内に持ち込むことに対して女性からの嫌悪感が表明されていたことを指摘したが、産児調節運動展開期の1920年代後半には状況は変化していた。

コンドーム使用の不支持を明確に表明したのはマリー・ストープスであった<sup>14)</sup>。マリー・ストープスは1918年出版“*Wise Parenthood*”（矢口達訳『母性愛』朝香屋書店、1924）において、「性交時の完全な一体感をそこない、美的でもないうえに、女のからだにとって有益な作用をもつと彼女が信じていた男の精液の膈壁からの吸収を妨げるから」という理由で（荻野 1994:115）コンドームの使用に反対していた<sup>15)</sup>。

『主婦之友』と『婦人公論』における専門家（医師、産婆あるいは産児調節運動家など）による言説でコンドームのもつ精神的弊害について触れた記事の初出は、『婦人公論』1929年9月号、馬島憊「日本に於ける妊娠調節の現状」である。

馬島憊は産児調節運動家でもある医師で、産児調節運動のなかで、実際の避妊法の開発やその普及に力を注いだ人物である。馬島憊はコンドームの使用について、「之を用ひる

ときは、夫婦の間に何となく隔離があるやうな精神的な障害と、同時に生理的な精液の婦人体内への吸収を妨害するといふ損害を考えなければなりません」と述べている。太田も「性交に際して、女性は精液を膣内にうけて、それを膣粘膜から吸収するのが生理的で、それが健康上必要だ、とする説で、それが無いのは不自然、不健康で、それがヒステリーの原因だ」とする説があったことを指摘している（太田 1969:253）。

このように、コンドームの使用は、男女双方ではあるが、特に女性の精神的ダメージ（「神経衰弱」、典型的にはヒステリー）を引き起こすものとして認識されていた。

ただし、岡本寛雄・馬島憊「妊娠調節の誌上相談会」（『主婦之友』1930年3月号）にはそのような記述はない。また、逆に遡るが、1925年に上梓された安部磯雄・馬島憊『産児制限の理論と実際』、ドクトル馬島憊述「（付録）方法論」のコンドームの箇所にも精神衰弱にかかわる記述はない<sup>16)</sup>。菱刈実雄『産児調節と避妊法』（浩文社 1931）に、「コンドームの使用は、婦人の衛生上害があるやうに云ふ医師もあるが、種々研究の結果、婦人に絶対危険を及ぼすことがないことが判つた」（菱刈 1931: 102）とされていることを考慮すると、コンドーム忌避についての語りは1920年代後半のみに顕著に存在した可能性もありうる。

#### 5-4-2 中絶性交忌避

次に、中絶性交（膣外射精、射精抑制）<sup>17)</sup>に目を転じる。この方法に対して、マーガレット・サンガーもマリー・ストープスもコンドーム以上に批判的であった。

サンガー著“*Family Limitation*”（1920）の翻訳を掲載した山本宣治『山峨女史家族制限法批判』（1922）の「中絶性交」の説明の箇所では次のように述べられている。

「此法に対して最も不都合な差支えは女性の神経状態に及ぼす悪影響である。彼女が自分の享樂を完成しない時には、彼女の心身共に満足の瀬戸際迄漕ぎつけて神経は極度迄緊張する。そして此物足らぬ状態に其まゝ彼女は取残される。此事が女に害を生じるのである。互に満足する性交は普通の女にとって大きな利益となり、性交の生ずる磁気が彼女に健康を与へるのである。若し女の側で性交を望まない又は感応しない時に性交を行ふは宜しくない（後略）」（山本 1922 → 1979: 34。傍点著者）

また、マリー・ストープスも下記のように述べている。



「それは成程沢山の、寧ろ強壯な、神経の太い人達にとっては無害のように見えるが、多くの場合、男女両性何れの神経組織をも害する傾向があり、又実際の結果として害するのである。」(ストーブス 1923 = 1929 : 61。傍点著者)

「此の方法に従ふ婦人はまた、性交完了後、精液及び摂護線分泌液を吸収して利益を得る可能性を奪はれてゐる。性交中のオルガズム並びに精液の存在が婦人にとって薬になることは確実であると、自分達の生活や或はその友達の生活に於いて認めて居る多くの例を私は知つてゐる。」<sup>18)</sup> (ストーブス 1923 = 1929 : 62。下線引用者)

ただし、投稿記事では成功した避妊法として中絶性交を挙げていたことと関係すると思われるが、中絶性交に対する嫌悪感は多くは表明されていなかった。

投稿記事のなかで、中絶性交実行の経験があったのは、ケースE、G、Kであった。ケースKは、最終避妊法のペッサリーの前に膈外射精を行っていたが、「良人の強い意志の力さえ持つていたなら絶対に安全」で、初めは「ギョチない」が「不自然さ」を感じなくなったと書いている。ただし、最終的にはペッサリーを使用し、「これならば良人も安心していただけるし、従つて・・・(伏字)・・・前の方法よりも遙かに合理的であります」としている。

ケースEは最終避妊法として性交中絶(無射精)を実行していたが、「これは、よほど難しいさうですし、また、不自然ゆゑ身体の害になるといふ人もありますから、よく々々注意せねばなりません」(下線引用者)と述べていることから、「不自然さゆゑの身体の害」は指摘されていたことがわかる<sup>19)</sup>。また、ケース m ②が安全日法が膈外射精のように「不快と克己心などを、全く必要としない」としていることから、膈外射精の実行には「不快と克己心」が伴うなどの問題があることが認識されていたことがうかがえる。ただし、コンドームほどには忌避感や嫌悪感は示されていないように見受けられる<sup>20)</sup>。

#### 5-4-3 禁欲による避妊法と克己 — 男性のアイデンティティ形成

限られた事例ではあるが、男性たちが妊娠時期(もしくは安全日)への知的好奇心を高めていたことは確かであり、妊娠時期に関する知識欲の強さは、その知識が制欲(禁欲、節制)、すなわち、「克己」と関連していたゆゑであると考えられる。男性の投稿者はいずれも新中間層に属していたことから、この階層の男性は「制欲による克己」のもつ価値を受容していたと考えられる。

前述したように、1920年代後半には「妊娠時期研究」ブームが訪れたが、その契機となったのはケース m ①（男性）であった（『主婦之友』1927年1月号掲載、赤国恒一からの投稿記事）。

m ①は、もともと田舎の一教員（当時月給45円）、25歳で見合い結婚、2ヶ月後妻が妊娠した。その後の生活を不安に思い、まず、「接近をさけるように努め」た<sup>21)</sup>。さらには、より確実に避妊を行うことの必要性を痛感し、別居による避妊を断行すべく妻子を実家に預けて単身上京した。しかし、別居生活の寂しさに耐えられず妻子を東京に呼び寄せて同居を開始し、禁欲により1年間の避妊に成功している。

「こゝに於て、いよゝ産児調節の必要を、ひしひしと感じました。今また子供でも生れられては、それこそ、私達の未来の望みは愚か、現在の生活さへも根底から覆へされてしま」うが、しかし、「器具を使用してまでも本能を満足させようとは思」わないというのが、m ①の信念である。そして、「真にその必要を感じ、その可能を信じたならば、本能に打克つこともできるのではありますまいか」と禁欲による避妊のみを実行する<sup>22)</sup>。

m ①の投稿記事からは、禁欲には非常な困難を伴うことが滲み出ている<sup>23)</sup>。しかし、「(禁欲には) 不断の努力」が必要で、「この苦しみは、永遠に続くことかも知れません。しかしこれを最善に生かしてゆくことがよいのではないでせうか」と禁欲を通して実践する「克己」に対して大きな意義を見いだしている。

安全日法とコンドームを併用し避妊に成功しているケース m ⑤も「実行に際して、一種の習慣となる迄、大なる克己心を以て懸らねばなりません」と述べている（下線引用者）。また、先述のようにケース m ②が安全日法の利点は膈外射精のように「不快と克己心などを、全く必要としない」点にあることを指摘していた。このように男性からの投稿4件のうち3件が避妊を「克己」との文脈で語っていることは、1920年代の男性のセクシュアリティ観、ジェンダー観を理解するうえで、非常に重要なことであると考えられる。

第3章で論じたが、男性の制欲（禁欲と節制を包含したより上位概念）による「克己」の重要性の認識は、産児調節運動のオピニオン・リーダーであった安部磯雄が描いた当時の社会的状況と呼応している。上述の男性からの投稿記事は、「避妊＝不可」論に対する安部磯雄の次のような見解、すなわち、「夫婦関係を結ばないで産児制限をなすのであれば、何人もこれに対して非難することは出来ないのでありますけれども、性慾を満足せしめながら尚ほ産児を制限するといふことの中には何か私共の倫理思想と矛盾するものがある様に思はれます。多分この点が産児制限に対する最も有力なる反対意見であるかも知れ

ません」(安部 1922 → 2008 : 35。下線引用者) という指摘の傍証となっている。

当時は、婚姻制度に包摂された夫婦が、婚姻内において性欲を充足しつつ避妊を行うことに対する抵抗感が強く避妊具や薬剤に対する強い忌避感はどこから生起していると考えられる。だが、同時に、家庭経済や子どもの教育を考慮すれば、子ども数を制限することは必要不可欠なことであった。そこで許容されたのが禁欲による避妊の実践であった。避妊具や薬品を用いずに避妊を成功に導くことのできる強い「意志」を備えた男性、すなわち、「克己心」のある男性が賞賛に値したのである。

このことは当時の「性=人格論」の反映であると考えられる。齋藤光によれば「性=人格論」とは「性が人間の中心にあり、最も大切なもので人格の基盤であるという仮説」である(齋藤 1994b : 104)。男性にとっての「人間の中核にある」人格(赤川 1999 : 276)を構成するその中核にあるものが「克己」であった。

#### 5-5 女性のセクシュアリティをめぐる語り

『主婦之友』と『婦人公論』の投稿記事から見える特徴的な変化として、女性からの性的「快楽」への語りも挙げられる。

##### 5-5-1 性的快楽否定の語り

『主婦之友』において避妊の投稿記事が掲載され始めた当初の 1927 年 2 月号～ 1928 年 6 月号に掲載されたケース B、C、D、E、F の記事では、避妊は「快楽」のために行っているのではなく、生活のためにやむを得ない「厳粛」「真剣」「真面目」なものであるという断り書きが存在していた(下記引用箇所の下線は引用者による)。

ケース B : 「私共はこゝに初めて産児調節の必要にして且つ重大なことを覚りました。勿論調節によつて我身の享樂を欲する者ではありません。」

ケース E : 「そして、安逸を貪るなどといふ、不真面目な意味からでは決してなく、厳粛な心持で相談いたしました。」

ケース D : 「器具や薬品を用ひ、自然に逆らつてまで妊娠を調節するのはよくないことだといふ、真面目な主人の戒め」に従った。

ケース F : 「このまま抛つておいたら、後何人出来るか判りません。また、健康上どんな危険が生じるか測り難いと、種々の方面から考へまして、それではと、見合せ

る方法を真剣に研究する気になつたのであります。」

ケースC：「・・・(前略) 私は厳肅な態度で、私のやうな貧窮な、また虚弱な方に、心からこの調節をお勧めしたいのです。」

1927～28年頃、避妊について語る際、それが「享樂」のためではない、「真面目」で「厳肅」なものである立場をまず表明する必要があった。

#### 5-5-2 性的快樂

ただし、当時、性欲を表現する語りがなかったわけではなく、禁欲の困難さは女性たちからも告白されていた。

ケースF：「(前略) その間の忍耐は、並大抵のものではありませんでした。」(夫の単身赴任による別居期間)

ケースM：「若い同士だけにロマンチックな気持ち」ゆえ、「八日間の節制を守ることすら、なかなか困難だった」。(「子供は当分生まないといふ約束で同棲を始め」安全日法による避妊の実行に際して)

ケースC：「未だに主人も私も三十歳前のことゝて、お恥かしい話ですが、この半月別居法もなかへであります。」

「主人は先ず謡曲、俳句、囲碁等、私は生花、茶の湯、ミシン等の趣味を求めて、どうにかこの半月別居法を実行して来」た。

性欲についての積極的な記述として特筆すべきなのは、『婦人公論』における体験談の初出である1930年4月号「私の実行してきた妊娠調節法」の、4人の女性(K、L、M、N)の投稿記事の1つのケースK投稿記事である。この記事は、『主婦之友』『婦人公論』におけるオーガズム(「オルガスム」という用語の初出となる(『主婦之友』における「オルガスム」の初出は1930年10月)。

ケースKは、中絶性交(膣外射精)による避妊を行っていたが、ある時に望んでいたペッサリーを入手することができ、ペッサリーにより避妊に成功している。

「ストップス女史の書物には夫婦間の極めて重大な問題として西欧は当事者が同時にオルガスムに達するのが原則であつて、不完全な性交は夫婦の神経組織の上に悪影響を及ぼ

すといふことを強調してをります。此の意味から、前の中絶××（伏字。中絶性交のこと、引用者注）などと比べて、このペツサリーの使用は確かに私達を安心・・・（伏字）・・・を保証してくれたのです。」

ここには、「性における生殖と快楽の分離」を前提とした心性がみてとれる。

ケースLは、レントゲン照射による避妊手術について、「勿論、精神的にも肉体的にも変化はなく、性欲的にも障害は受けていないので、夫婦間の生活も円満にいつて居ります」と「性欲」を肯定し、夫婦間の性行為にも支障がないとしている。また、ケースMが当初から節制がいかに困難だったか多くを書いていることは先述の通りである（「若い同士だけにロマンチックな気持ち」ゆえ、「八日間の節制を守ることすら、なかなか困難だった」）。

このように『婦人公論』誌上初めての特集「私の実行した産児制限法」（1930年）では、4件の女性の投稿記事中3件で、性欲や性的快楽が肯定的に語られており、1920年代後半の記事の言説とは明らかな変化が読み取れる。

『婦人公論』で、1930年までに「オルガスム」いう用語を用いた記事にはもう1本ある。1930年4月号、三賀静枝「産児制限の母——年一千の制限実行家柴原浦子女史と語る」のなかで、インタビュアー三賀静枝とインタビュイー柴原浦子に次のようなやりとりがある（記事では「オルガスムス」が用いられている。）

三賀「中断性交を実行している人も多いやうですが。」

柴原「これは特に申す迄もなく両性のオルガスムスに到達する時間時間が違ふために、女性の精神状態に及ぼす影響が多く、遂には夫婦生活の破綻をさへ来すことがあります。私はいまだかつてこの方法に於て男女共に満足に遂行したといふ話を不幸にして聞かませぬ。しかも男性の強い意志と愛情によつて、夫婦相互の理解調節で、この・・・（伏字）が行はれたらならば、これに越した方法はないと思ひますが、恐らくそれは理想論であらうと思つています。」（下線引用者）

広島で産婆として、労働者階層を含めた多くの人びとの産児調節に尽力した柴原浦子がマリー・ストープスの影響を受けていたことがわかるし、夫婦双方の性的快楽が肯定され夫の「強い意思」（克己）が必要とされているが、そのみならず「夫の愛情」も必要であることが語られている。「避妊=克己・性的快楽・愛情」という心性は都市新中間層の

みならず、労働者階級へも浸透していったことがうかがえる。

### 5-5-3 オーガズム

オーガズム（「オルガスム」、「オルガスムス」）という概念はまず、マーガレット・サンガーの紹介、そして後にマリー・ストープスの紹介を通して、日本に移入された。『婦人公論』も『主婦之友』も「産児調節」や「産児制限」（避妊）が社会問題化すると、サンガーの活動を紹介する頁を設けて、マーガレット・サンガーを積極的に紹介したことは先に述べた通りである。

マーガレット・サンガーは、オーガズムについて、以下のように述べている。

「一般に婦人に於て性交快感の頂上 <sup>オルガスムス</sup> **Orgasmus** は男子に於ける其れよりも遅く来るを常とする。だから夫婦相互の理解調節が必要である。女の性交欲（生殖欲とは別物）欠乏の多くは男子の無理解な利己的態度に基づく事が多く、享楽中絶の為に起る女側のヒステリー症は可成多い」（山本 1922 → 1979:39-40）。

翻訳者である山本宣治は、京都で開催されたマーガレット・サンガーの講演会の後に出された質問について触れ、「所謂『おなごさんの楽しみ』であるが、医学上 **Orgasmus** なる述語がある事を添記するのも強ち老婆心ではあるまい」と註に付記していることから、マーガレット・サンガーの来日に関心を持った者（知識階級）はこの山本宣治のこの書籍（『山峨女史家族制限法批判』）からオーガズム（「オルガスムス」）という概念を知った可能性があるかと推察できる。

山本宣治は註において、「性交に際して相互の調整を欠いた結果、婦人側の快感未完結の為に起る神経系の攪乱及び継続的障害の生じざる事は真実である」ということも述べているが（山本 1922 → 1979:39-40）、オーガズムの欠落により女性に精神的障害が出現するという言説は馬島憊や小川隆四郎にも見られたのであり、産児調節運動にかかわったオピニオン・リーダー的存在だっ人物に共有されていた。

『主婦之友』、『婦人公論』も、1922年のマーガレット・サンガーの来日にあわせて、『主婦之友』では1922年4、5月号、『婦人公論』では1922年4月号に記事を掲載してその周知に努めていた。しかし、その後の読者からの投稿記事で具体的に名前が引用されたのは、マーガレット・サンガーではなくマリー・ストープスであった。ケース H は、マリ

ー・ストープスの妊娠時期についての知識を応用し家族計画に成功したことを、ケース K は、中絶性交（膣外射精）に比較して、マリー・ストープスが推奨するペッサリー（子宮帽）がオーガズム（「オルガスム」）の達成を可能であるために優れていると語っている。ケース N も同様に、マリー・ストープスがペッサリーを推奨したと語っている。ケース H の投稿記事は『主婦之友』1929年8月、ケース K、N の2ケースは『婦人公論』1930年4月に掲載されていることから、1920年代末から1930年にかけて、『主婦之友』や『婦人公論』の読者層に影響を与えたのは、マリー・ストープスであったと推察される<sup>24)</sup>。

時期的には後になるが、『主婦之友』1930年3月号「妊娠調節の誌上相談会」の中で、回答者の馬島憐が「学問的な、いろ／＼問題に就いて詳細に評論されてゐる本」として「英国の女医学博士たるマリー・ストープス女史の著されたものが、最も真面目であり、内容も豊富であると信じ、私の訳したものがあります」と紹介している<sup>25)</sup>。

マリー・ストープスはマーガレット・サンガーと同時代に、産児調節や性についての専門家として日本でも知られたイギリス人女性である<sup>26)</sup>。マリー・ストープスは、1918年に“*Married Love*”（矢口達『結婚愛』浅香屋書店、1924）を出版し<sup>27)</sup>、イギリスの中流家庭での不幸な結婚生活の原因は性生活の不一致にあるとして、「この不一致と不満を克服するためには、とりわけ男の側が女の性のしくみについて正しく理解して女がほんらいもっている性的な感受性を十分に発揮させ、夫と妻が等しくオーガズムを享受できるようにすることが必要」と主張した（荻野 1994:113）。

「性行為の最も適当なる時は、夫も妻も『相互に』欲望をもってゐる時であると云ふことである。その時に行為は完全に遂行され、最善の生理的、心理的恩恵に浴するのである。」（ストープス 1923 → 1929 :11）

したがって、既述のとおりコンドームの使用や膣外射精に対しては否定的であり、女性がオーガズムと精液の両者を同時に得られられる避妊法としてペッサリー（「子宮帽」）を推奨していた<sup>28)</sup>。

#### 5-5-4 避妊の受容にみる日本と欧米の差異

以上のことから、欧米の産児調節運動のリーダーと目されたマーガレット・サンガーとマリー・ストープスの思想や避妊の具体的情報に関する言説が、『主婦之友』『婦人公論』

というメディアを媒介として、部分的にせよ日本へ浸透しつつあることが明らかになった。子ども数のコントロール避妊の必要性や具体的避妊法は無論であるが、そのみならず、性的快楽やオーガズム、男性の精液の女性に対する重要性についての言説、オーガズムの欠落は男女双方に、精液の欠如は女性に、精神疾患（ヒステリーや精神薄弱）を誘発するという言説も同時に移入された。

具体的避妊方法に関しては、マーガレット・サンガーが来日時にもっとも推奨した「ウイッシュボーン・ペッサリー」（避妊ピン）は、日本の産児調節運動の中で精力を注いで開発され、山本宣治や小川隆四郎により最も望ましい避妊法として推奨された。この影響は、『主婦之友』誌上で巻き起こされた避妊ピン・ブームで確認できた。また、1930年前後になると、マリー・ストープスがもっとも推奨したペッサリーについても、『婦人公論』誌上で、その入手に対する欲求の存在や実際の使用が確認できた。また、コンドーム忌避感についてもサンガーやストープスの影響により生み出された感覚であることも確認できた。

しかし、避妊法については日本独特の状況も見られた。それは、膣外射精と安全日法に対する意識や対応の違いに現れていた。まず、膣外射精については、1930年頃まではコンドームほど忌避感が表明されていなかった。失敗談4ケースのうち3ケースがコンドームの使用が原因であったのに対し、膣外射精による避妊の失敗談は一件もなかった。それとは反対に、ケースF（『主婦之友』1929年6月号）、ケースK（『婦人公論』1930年4月号）は、膣外射精による成功談の投稿記事であった。

この点以上に日本的な現象として指摘できるのが、節制・禁欲による避妊法の選好、重視である。安全日法（妊娠時期の知識に基づいて行う節制・禁欲）については、サンガーやストープスが当初より批判的であったにもかかわらず、日本において比較的受容されたことは注目に値する。

マーガレット・サンガーは、「妊娠せぬ事請合の安全期は無い」「こんな考へは丸きり信用出来ない」（山本 1922 → 1979:33）と、マリー・ストープも「安全期間」は「一般の人には奨める訳にはゆかない」、「通常の勤労階級の健康な婦人は全然安全期を持っていない」（ストープス 1923 → 1929:76, 77）と明言していたのであったが、それに対して、女性雑誌の投稿記事においては、安全日法を実施している者が比較的多かった。

安全日法については、先に、節制・禁欲による克己が、新中間層かつ読書階級の男性のアイデンティティ形成の課題となっていたことを指摘したが、「性欲に打ち勝つ強い克己



心」を所有している人間になることで、新中間層（読書階級）という社会的ステータスに属しているという認識を保証しようとしていたのではなかろうか。

第3章で論じたように、産児調節運動においては、1920年代前半にマーガレット・サンガーの主張が紹介された際に、避妊の必要性は、性愛とは全く切り離され、主体的母性の見地からのみ紹介されたのであるが、1930年に至るまでには、産児調節運動とは異なる女性雑誌という媒体を通して、性的快楽や性愛の重要性を説く言説が新中間層に浸透してきていた。しかも、「男性の節制・禁欲による克己」というテーマと併存しており、夫婦間性行為あっては「男性の節制・禁欲による克己」をより重視することにより、性的快楽へ向かおうとする動きを抑制していた。

#### 5-6 投稿記事にみる成功談と失敗談

避妊の体験談は、成功談と失敗談に分けられる。避妊記事が掲載され始めた当初は成功談ばかりであったが、1930年10月号に『主婦之友』誌上にはじめて、特集「避妊に失敗した婦人の経験」が取り上げられた。本節では、成功談、次に失敗談によって発せられた投稿者のロジックをみていくことで、当時の家族のメタファを探る。ここでの分析の対象となるのは、まず女性からの投稿記事については、17件から「妊娠時期」特集に投稿された体験談のうち、成功や失敗に関する記載がないケースIとJの2件を除いた15件（成功談12件、失敗談3件）と、男性からの投稿記事5本（成功談3件、失敗談1件、その他実験報告1件）の合計20件である。

##### 5-6-1 成功談のストーリー

女性の投稿記事の成功談は、ケースB～H、K～Nの11件である。Aは卵管結紮という不妊手術を受けたケースであるため成功談からは除外することとした<sup>29)</sup>。ケースI、Jは先述したように、妊娠時期特集の記事のため関連の記載がないため予め除いている。まず、成功談11件を資料として、避妊の成功した体験から女性たちがどのようなストーリーを発しているのかを具体的にみてみることにする（下記引用文中の下線は引用者による）。

##### ・ケースB（避妊ピン）

「私は先ずこれにより暗黒より光明へ達し得た欣喜の日を送つてをります。」

・ケースC（半月別居法＋洗浄法）

「心身共に伸びゆく我が愛児を見つめるとき、私はいつも産児調節の有難さをしみじみ感じます。」

「この調節によつて私も子供もまず健康の幸福に恵まれ、生活難の苦境を脱し、貧りや鈍すの例にもれぬ一家の小ぜり合ひも自然に失せ、一家の平和が確保されたばかりでなく、常に脳裏を去らぬ子供の将来の教育資金までが、毎月々々自然積まれるやうになりまして、今や何の苦もなく、それは――楽園に育まれてゐるやうな気がいたします。」

・ケースD（安全日法）

「それにつけても、女性の内生活に就て、充分の理解を持つてくれます主人に、深く感謝せずにはをられないのでございます。」<sup>30)</sup>

「お互いに弱い人間のこゝろゆゑ、ともすれば溺れ易いのですけれども、私共は常に反省して、余り無理なこともせず、これから後のことも、一に二人の意志の上に繋つてゐるのでございます。」

・ケースE（性交中絶（無射精））：記載なし

・ケースF（避妊ピン）

「五人の子供の成長を楽しみに、私は毎日を愉快に送つてをります。」

・ケースG（膣外射精）

「(前略) 理想的な妊娠調節法に成功した私共は、どんなに喜んだこととせう。末の女兒も、只今では独り遊びをするやうになり、結婚後初めてゆつくりとした気持ちになりました。」

「暖かくなつたら、・・・(中略)・・・あれこれと実行できるのだと、今年の春ほど遠しく思ったことはございませんでした。私の健康も、今ではすっかり回復して、見違へるやうに活々して来たと、人々から驚かれてをります。」

・ケースH（安全日法）妊娠時期特集

「良人の指導により、学説を信じ、お互いに意識しながら、二人の愛の結晶たる良き子供を恵まれた私は、一種の誇りを感じてをります。」

・ケースK（ペッサリー）：記載なし

・ケースL（レントゲン照射法）

「(前略)・・・近代科学の恩恵によつて初めて多産地獄から開放されたやうな気がして、其後生活も毎年幾分づつ楽になり、次第に生き甲斐ある明るい気分で、暮らすこ

とが出来るやうになつたのです。勿論、精神的にも肉体的にも変化はなく、性的にも障害は受けてゐないので、夫婦間の生活も円満にいつて居ります。」

- ・ケース M (半月別居法+コンドーム、洗浄法の併用) : 記載なし
- ・ケース N (避妊ピン)

「わたし達一家には、何の不安もない幸福な日がめぐつて来ました、三人の子供も、健やかに伸び伸びと育つて参ります。私は近頃頻りに思ふのです。大勢の子供をもつて、その教育をも満足に出来ない事よりも、少数の、より健康な優秀な子供を世に送り出すことが、どれ程世間のためにも、子供自身のためにも、よい結果を生むことにでありませうか——と。」(ケース N)

以上のように、成功談には、健康、家族の平和や生きがい、子どもの成長への喜び、円満な夫婦関係、余裕のある生活というメッセージがあふれている。親子がともに健康で、経済的にはもちろん精神的にも余裕があり、「愛児」の成長を楽しみに暮らす幸福生活という「幸福な家族」イメージが形成されていた。

#### 5-6-2 失敗談のストーリー

1930年になると『主婦之友』には避妊の失敗談が登場する。1930年10月号の特集「避妊に失敗した婦人の経験」であり、4名の投稿が掲載されている。ただし、そのうち1件は第三者からの投稿記事であるため、ケース O, P, Q の3件の体験談を扱う。

ケース O は、結婚後から「虚栄と享楽」のために避妊を実行した。まず、コンドーム (「サック」) を使用した結果、妻が「強度の神経衰弱」になり療養のため2ヶ月間海辺に転地療養した。しかしその間に夫が遊郭に通い性病 (花柳病) に罹り、療養から戻った妻は夫から性病を移され、5週間治療に専念した (夫婦ともに全治)。

ケース P は、子どもが4人になってから避妊の必要性を痛感、まずコンドームを使用した。半年後に夫から「神経衰弱になりさうだ」と「不足を訴へられて」使用を中止した。次に「洗浄法」を実行したが、洗浄時の寒さが身に応え、一年後、腰痛と頭痛のため「病床に就く身」となり、「良人の気を損することは一通りでは」なかった。その後避妊を中止したが、一人息子が病気のため早逝し、後継ぎを望みながらも恵まれず、「後悔と焦燥」にさいなまれている。

ケース Q は、5人の子どもの子育てを援助してもらっていた母親が急逝したことで、避

妊の必要性を感じ、「良人と合議の上」オギノ式を実行した。しかし徐々に、夫が節制に不満を感じるようになり夫婦関係が悪化、ついには夫に愛人（「若い娘」）ができ、嫉妬のため母子心中をしようかと考えるほど苦悩した。

このように、失敗談は避妊を実行した結果、夫が性的不満を感じ、遊郭に通ったり、愛人をつくるなどして夫婦関係を悪化させるか、妻が避妊のために健康を害し療養が必要になるという「不幸な」家族をめぐるストーリーが形成されている。この不幸な経験に対して、以下のような自己批判が続く（下記引用文中の下線は引用者による）。

・ケースO（コンドームにより失敗→最終的に避妊を中止）

「虚栄と享楽に溺れて」「愛欲の虜となった」「天理に悖つた性生活をして、どうして破綻が来ずにおりませう」。「一度、神聖なるべき夫婦生活を単なる享楽にまかした私達の上に、天は既に最後の鐵槌を下してみたのであります。」

性病の治療のための通院「（前略）・・・私は嘗てこんなに恥かしい思ひをしたことはなく、人目を避けての通院の道すがら、良人を呪ふ心は止みませんでした。けれども、静かに反省するとき、すべては皆な自分の浅慮な、誤つた考へから招いた失敗であることを、漸く覚ることができたのであります。」

「この悲惨な失敗が動機となつて、私達は、心身共に正しい、新に幸福な夫婦生活に入ることができました。今では二人の愛児に恵まれ、私自身も、寧ろ結婚前よりも生々とした、明るい美しさのうちに、救はれた日々を感謝してゐるのでございます。」

・ケースP（コンドーム、洗浄法により失敗→最終的に避妊を中止）

（洗浄法）「（前略）・・・いくら避妊の目的は達しられても、健康を害し、家庭の気分を害ねては、それこそ恐ろしいことだと、さすがの私も覺らずにはゐませんでした。」

「天理に悖つた行為に、どうして良い結果がもたらされませう。今は、つくづくと神様の御恵みに反いたことの恐ろしさに戦きつつ、ひたすら養生に努めている私でございます。」

・ケースQ（オギノ式）

「（前略）・・・避妊などと、人生を半ば享乐的に、遊戯的に考へて、大自然の理に逆つた当然の報いだ・・・と、私は漸く覚ることができたのであります。」

「間もなく二人が、互にすべてを打明けて、前非を改め、新たな家庭生活を建て直すべく誓ひあつたことは、申すまでもございません。かうして、今は良人の心がすべて私に向つてまゐりまして、家庭の楽しみ、子供を愛する、以前通りの優しい良人となり、お父様となつてくださいましたことは、これも偏に神仏の御力と、私は毎日合掌感謝してをるのであります・・・(後略)」

これらの投稿記事の記述から、避妊を行った性行為は「享乐的」で、それは「天理に悖つた」、「自然の理に反した」ものであり、「天」からの裁きを受けるのは当然の報いであるという心性が読み取れる。そして、避妊をやめて「正しい」「神聖な」夫婦の生活のあり方に戻ることにより、「愛児」に恵まれ、「幸せな家庭」、幸福な夫婦生活が手に入ったというストーリーが形成されている。避妊は家族に不幸をもたらすというロジック、裏をかえせば、避妊をしない「正しい」夫婦生活こそが家族愛や家族の幸福をもたらすという「家族再生」のロジックが女性雑誌というメディアを通して発信されていた。

#### 5-6-3 1935年に掲載された失敗談

分析対象期間の失敗談はここで扱った3ケースであるが、1935年までに期間を延長してみると、『主婦之友』1935年10月号に「妊娠調節中に誤て生れる子供の問題」(3ケース)、『主婦之友』1935年12月号に「妊娠調節のために夫婦生活を破綻させた婦人の告白」(2ケース)が掲載されている。1935年に『主婦之友』に掲載された避妊記事は、失敗談の特集のみとなり、避妊に対する社会のまなざしの変化を感じさせる。(他方、『婦人公論』は1931年以降1935年までの間に、1933年4月号に「懸賞入選産児制限成功報告書」(3ケース)、1935年12月号に「特集・妊娠調節実験期 私が成功した妊娠調節法」(6ケース)という体験談の特集を組んでいるが、成功談のみを扱っている。印象としては、2～3年遅れで『主婦之友』に追随している)。

これら8ケースの失敗談は、夫の不貞(愛人をつくる、遊郭に通うなど)、夫の不貞+性病罹患(遊郭に通うことで夫が性病に罹患し、妻に感染する)、身体に障がいのある子どもの出産や死産の3つのパターンに分けられる。

ここでは、1930年の失敗談と類似したストーリーをもつ『主婦之友』1935年12月号「妊娠調節のために夫婦生活を破綻させた婦人の告白」の2ケースについての情報を補足しておきたい。

鈴木英子（SH）のケースは、第2子出産後に、コンドーム使用による避妊を行った結果、夫が女中と性的関係をもち妊娠させたというケースであり、大川文子（OF）のケースは、多産・頻産により母胎が病弱になったため、第5子出産後にコンドーム使用による避妊を行った結果、夫が遊郭に通い性病（花柳病）に罹患、それが妻に感染し病気（膀胱カタル）になったというケースである。

この2ケースにあっても、先の指摘と同様のロジックが共有されていた。ケース SH は、コンドームによる避妊（それ以前に行っていた薬液による避妊についても）を「不自然な行為」と認識し、その結果生じた夫と女中との問題、女中の出産した子どもを引き取ったことなど一連の経緯すべてを「神の思召し」と受け止めている。そして、深く反省して改心し避妊をやめることで「楽しく平和」な家庭生活を取り戻した（下記引用文中の下線は筆者による）。

「二人の年子を産んだことから、不自然な調節をし、それに伴ふ不満が重つて、遂に夫婦の心身に隙を生じた間に、悪魔は忍び寄ってきたのでした。そして、女中には取返しのかぬ過失をさせ、生さぬ仲の子供を一人作つてから、漸く眼の覚めた私達でした。それからといふものは、最も自然で、然も健康な夫婦生活に復り、楽しく平和に暮らしています。」（ケース SH。下線引用者）

ケース OF も同様にコンドームによる避妊を「自然」でない「摂理」に背いた行為と認識し、夫から悪疾を感染させられた不幸は「神様」の「懲罰」であるとみなしている。深く反省、転心し、「真実の夫婦愛」を取り戻し、「喜びと楽しみと感謝」に満ちた生活を送っている。

「その後幸い、良人も私も病気は全快し、気分も和んで、永い苦しみの後に、やうやう真実の夫婦愛に、立ちかへることができました。そして現在では、真実の夫婦愛に生きることができるなら、その喜びと楽しみと感謝の上は、大勢の子供達のために苦労も忙しさもすべて、歓喜の苦労、感謝の忙しさに変へることができる、生活苦がなんでせう、まことの夫婦愛の力は、それを征服できないほど微力ではない、神様は私共に、摂理を破り、努力生活、感謝生活を忘れたことに、きつと懲罰を下されたのだ、断然摂理に背くまい、自然に順はう — と考へるやうになりました。」

「その後六人目の男児を産みましたが、幸ひ肥立ちもよく、転心後の、朗かな嬉しい月日を送り迎えているのでございます。」(ケース OF。下線引用者)

このように、女性雑誌の投稿記事には、避妊に成功することにより家族愛・家族の幸福を達成するというストーリーと、他方で、避妊の失敗を経験し避妊を中止することにより家族愛・家族の幸福を回復するという2つのストーリーが併存していた。もっとも注目すべきは、成功談、失敗談どちらからも、「家族の幸福」が「愛児」、「夫婦愛」、「家族愛」との関わりで語られていたことである。

#### 5-6-4 「性における生殖と快楽の分離」のゆらぎと社会的背景

成功談と失敗談がほぼ時系列的に前後して掲載されているが、これらは夫婦間における「性の生殖への従属」と「性における生殖と快楽の分離」との間における抵抗と揺り戻しのプロセスであったと捉えることができよう。『主婦之友』の避妊記事は、避妊の推進と避妊の抑制という両義性を有していた。夫婦間性行為は「性における生殖と快楽」の分離の間にゆらいでいた。

最後に『主婦之友』『婦人公論』の避妊記事の動向を 1935 年までに拡大してみると、次のような変容がみてとれた。

両雑誌ともに 1920 年代、1930 年代を通して、避妊に関する記事の量が増加するが、同時に、投稿記事の件数も増加した。投稿記事の内容に注目すると、成功談が掲載され始めた当初は、避妊は快楽のためではないということを断り、なぜ自分は避妊をするに至ったのかという理由や経緯、すなわち避妊を実行することを正当化する根拠の説明が中心であり、避妊法については避妊法名を記載するにとどまっていた。しかしそれでさえも伏字が用いられる記事が多かった。

しかし、1930 年代になると、避妊を行うに至った理由や経緯などはあえて説明するまでもなく、具体的に避妊をどのように実行するのかという避妊方法が話題の中心となり、読み物的な記事へと変化していく。このことは、これらの女性雑誌の読者層に「避妊＝可」とする心性が浸透し、避妊が普及したことの現れとみてとることができる。

1920 年代までは、『主婦之友』『婦人公論』などの女性雑誌を活用して避妊情報や手段にアクセスし、実践していた者は新中間層中心であり、階層的にまだ限定されていたと考えられるが、1930 年代になると、読者層が新中間層（読者階級）からより広く、労働者

階級にも広がり始めた。第2章において、大正期から昭和初期頃（1920年代）に産児調節相談所を利用していた者は新中間層に属する人々が中心であったが、1920年代末頃から階層的に拡大し始めたことを指摘したが、同様の変化が、女性雑誌の読者にも生じていたと推定できる。

ただし、既に指摘したように、軍事国家へと邁進していく状況下において、避妊記事は1930年代後半減少の一途をたどる。性について語る言説世界の容量そのものが、1930年代後半以降縮小したという赤川の指摘（赤川 1999）と一致する。1935年の『主婦之友』の投稿記事は避妊の失敗談のみであり、「避妊を実行しない自然で正しい夫婦生活＝家庭の幸福、家族愛に満ちた家族」というロジックを用いたことは、戦時色を強めていた時代下には、産児調節相談所が弾圧され、産児調節運動が急速に衰退したという社会的背景と連動している。

1920年代における「避妊=可」言説は、新中間層のなかで支持を得、「避妊＝家庭の幸福・家族愛に満ちた家族」というロジックを形成することで、「生における生殖と快楽の分離」を促進したが、国家情勢の変化のなかで1930年代には再び「避妊=不可」言説が勢力を回復し、「性の生殖への従属」への動きが社会を覆っていくこととなった。「生における生殖と快楽の分離」を促進する次の動きが再び開始されるのは、第二次世界大戦後のヴァン・デ・ヴェルデの『完全なる結婚』（1926 = 1946）の邦訳の出版をまたねばならなかった<sup>31)</sup>。

## 5-7 小括

避妊法に着眼してみると、女性12ケース中5ケース、男性3ケース中3ケースで、つまり、合計15ケースのうち約53%にあたる8ケースで、妊娠期の知識を活用した禁欲的避妊法（受胎期活用法）が実践されていた。避妊に失敗した女性4ケース中3ケース、男性1ケースでコンドームを使用していた。このことから、1920年代の避妊の状況は、避妊具を使用する避妊に対する抵抗が残存し、なかでもコンドームに対して忌避感があったと推察できる。

男性と禁欲的避妊法の関係で注目に値するのが、克己への強い関心である。避妊具を用いずに自らの強い意志によって避妊を成し遂げることに価値が置かれ、克己心の強さが男性のアイデンティティの重要な要素とみなされ、克己心のある男性が賞賛されていた。

また、オーガズムの欠落は男女双方に、精液の欠如は女性に、精神疾患（ヒステリーや



精神薄弱)を誘発するという言説が移入されており、コンドームへの忌避感はこのような状況下で生まれていた。明治末には、婚姻外性関係で避妊というよりも花柳病予防のために用いられたコンドームを婚姻内に持ち込むことに対して、女性のコンドーム忌避が生じていたが、このような状況は既に過去のこととなり、マリー・ストープスらの影響を受け、夫婦間性行動の性愛化に向かう新たな心性が生み出されていた。

産児調節運動にあつて、女性論者から捨象された夫婦間性行動の性愛化言説であつたが、1920年代末頃には、女性雑誌というメディアを通してその読者層(新中間層)に少しずつ浸透してきたことが看取できる。「性における生殖と快楽の分離」により可能となる性的快楽に対する嫌悪感、避妊を生殖目的の行為として位置づけ、「性の生殖への従属」という旧来の性規範を維持しようとして苦心したが、避妊の広がり、性的快楽への抵抗感を変容させ、夫婦間性行動は「性の生殖への従属」と「性における生殖と快楽の分離」の間でゆらいでいた。

ただし、「性における生殖と快楽の分離」はそう簡単には進行しなかった。

1920年代における避妊の成功談は、新中間層のなかで支持を得、「避妊=家庭の幸福・家族愛に満ちた家族」というロジックを形成したが、それは、子どもの教育や家族の生活水準の維持という大義名分と禁欲による避妊の実践によってのみ許容されていた。したがって、性的快楽を目的とした避妊には、障がいのある子どもの誕生、妻の疾病や精神障がい、夫の不貞という「不幸な家族」のストーリーを用意することで「性における生殖と快楽の分離」を抑止しようとした。

避妊の失敗談は、避妊をやめて「正しい」「神聖な」夫婦の生活のあり方に戻ることにより、「愛児」に恵まれ、「幸せな家庭」が実現するという家族再生のストーリーも用意された。避妊は家族に不幸をもたらすというロジック、裏をかえせば、避妊をしない「正しい」夫婦生活こそが家族愛や家族の幸福をもたらすというロジックも発信されていた。

ただし、このことは避妊そのものを否定していたのではなかった。「愛児」の教育のためには避妊が必要であつたのであるが、許容されたのは禁欲と節制に基づく禁欲的避妊法のみであつた。そしてこれは、男性の強い克己心により可能になるのものであつた。

## 註

1) 実験の概要は以下の通りである。

### I 懐妊実験の理由

妻の妊娠に対する「疑惑」から。婚前に妻が妊娠したことが、自分との婚前交渉の結果であることに疑念をもち確認するため。専門書に書かれていた受胎期の記述に関する「二点を解決しようと、決心」した。

「一、月経直前食後の妊娠率が果たして多いものであろうか。

二、妊娠後に於て、月経がある場合があるだらうか。」

### II 実験の実態

#### (1) 方法

まず、1年間かけて、妻の月経周期が「三十日型」、「月経期間」が「五日間」であることを確認した後、妻の月経開始日から性交を行う日の条件を設定して、妻の妊娠の可否を確認した。1928年より「実験」を開始し1932年まで5年間継続した。

#### (2) 第1子出産後の実験経過（1928年～1931年）

- ・月経開始日より6～8日の3日間と24～26日の3日間に性交を行う（1年間継続）
- ・月経開始日より9～11日の3日間と25～27日の3日間に性交を行う（1年間継続）  
→「此の辺が最も妊娠率が多いとの学説が有力でしたが、此の実験中、圭子（妻の名引用者注）には妊娠の兆候が現れませんでした。」

- ・月経開始日より18～24日までの7日間に性交を行う（1年間継続）

- ・月経開始日より12日目に性交を行う（2ヶ月継続）

月経開始日より13日目に性交を行う（1ヶ月）

→妻の妊娠が「月経開始日より13日目の性交による」ことを確認する。

#### (3) 第2子出産後の実験経過（1932年）

先の「実験」において残された、妊娠開始日より14日～17日目の条件期間に性交する「実験」を行う。

- ・月経開始日より17日目に性交を行う（1ヶ月）、同16日目に性交（1ヶ月）、同15日目に性交（1ヶ月）、同14日目に性交を行う（1ヶ月）。

→妻の妊娠が「月経開始日より17日目の性交による」ことを確認する。

#### (4) 情報源

妊娠当初「今までに繙いた事もない医書を読み漁」る。その後、1930年頃から「荻

野博士の排卵期に関する学説」、他に『家庭療法全集』、馬島憐が某誌に発表した記事など。

### III 認識・心情

当初（第1子）の妊娠発覚時：「圭子の妊娠に対する疑惑の炎が燃え上」る。

第1子誕生後：「私は昌（長男の名）に対してどうしても愛情が湧きませんでした」。

第3子の妊娠確認時：「横暴だった私の行動にも、唯々諾々として逆はなかった圭子に対し、今更ながら慚愧の念に堪へません」「妻はいつ妊娠したか。の疑ひは、今では跡かたもなく取除かれ」「結婚九年の苦行を経て初めて朗らかな親子愛のふるさとに帰つて来たのでした」。

2) 投稿記事の次に、篠田紘（医学博士）「林氏の報告に対する批評 学界に報告して氏の努力に酬ひたい」が掲載され、「私は之を学会にも報告して同氏の努力と好意とに報ひ此の方面の研究の一助としたいと思ひます」とある。

3) 結婚当初の職業は小学校教員であったが、上京する際に離職し、その後の職業は不明であるが、「本年三月の学年試験には、多くもぬないクラスではあるが最高点を占めることができました」とあることから、何らかの学生となったと推察できる。小学校教員の結婚当初の月給は45円、後に月給55円となったが、恩給は百円から最大でも百五十円と推測し、「結局は生活難」であると考えた。

4) 荻野久作「排卵時期、黄体ト子宮粘膜ノ週期的變化トノ關係、子宮粘膜ノ週期的變化ノ週期、及ビ受胎日ニ就テ」『日本婦人科学会雑誌』19(6) (1924年6月:23-72)。その後、同「婦人ノ受胎期及ビ其ノ實地應用法ニ就テ」『臨床産科婦人科』6(6) (慶応義塾大学産婦人科教室) (1931年11月:571-594) を発表している。太田は、荻野久作「周期的禁欲による避妊法」(1932年) が社会的影響力を持ったことを指摘しているが(太田1969)、この著作の原著を確認することはできなかった。

5) 柴原浦子については、藤目(1986)に詳しい。

6) マーガレット・サンガーによれば当時、「例へば月経開始後十日以内と月経開始前四、五日以内とかに限つて妊娠するものだといふ考へがあった」(山本1922 → 1979:33)。

7) 太田は、『婦人世界』1926年11月号掲載、岡本寛雄「受胎機能の生理と排卵期測定による妊娠自在」について、「岡本のこの荻野説は世界的に見て、(婦人雑誌のなかで) 最初のものといえる」と指摘しているが(太田1969:160。( )内引用者加筆)、『主婦之友』1926年3月号掲載、長谷川茂治「必ず妊娠する時期の研究」の方は岡本より8ヶ月

程度先んじている。また、荻野学説の初出が避妊に関する記事ではなく、妊娠に関する記事であったことも興味深い。子孫を残すことのプレッシャーの高い社会であったことの反映と考えられる。

8) 赤谷幸蔵は、この説は「初め西洋での学者によつて唱道せられ、我が国でも諸大家の承認するところとなり、今では動かすべからざる定説となりました」と述べている。

9) 記事の末尾には、「記者よりの注意」として、「この記事は絶対に転載を禁じます。この妊娠暦は、東京府下杉並町字高円寺七二四番地三界社にて発行し、一部金三十銭で希望者に頒つさうです」とある。この記事が契機に大統社事件が発生し、主婦の友社は大きな打撃を被ることになった（主婦の友社 1972）。

10) 記事冒頭に「昨年（1932年 引用者注）の中央公論九月号に、入江達吉博士によつて紹介発表された『周期的禁欲に依る避妊法、荻野博士の新学説を紹介す』、同じく本誌十月号の『世界的避妊法の一問一答の記事』、および、本誌の今年一月号別冊付録『婦人の運命と月経』中に篠田博士の執筆された『月経の学理と産児制限問題』等によつて、荻野博士の輝ける足跡は、私たちの前にその全貌を現はした」とある。

なお、注2で述べたように篠田紘（医学博士）「林氏の報告に対する批評 学界に報告して氏の努力に酬ひたい」においても以下のように紹介されている。「同夫人の排卵期は月経第一日から算へれば十三日目と十四日目に当り、次回の予定月経から算へれば十七日又は十六日以前となって居ります。之等は私が述べた通り荻野氏の説にも亦学界多数の人々の現今の説にも一致して居る所でありまして愉快に堪へません。」

11) 半月別居法の期間については書かれてない

12) その理由として「八年ばかり前のことですから、今のやうに薄い膜の、粉の付ひてゐない上等な品がなかつた」ことを挙げている。当初コンドームを用いたことについては、「最も簡便で、然も最も確實だといはれ」ていたことによる。

13) 高森（1999）は「神経衰弱」が日露戦後から昭和初期にかけて流行した一種の社会現象、すなわち「時代病」であったことを指摘している。

14) サンガーはコンドームに対して、「之の使用に対して主なる反対は其破れる事の恐れにある」としている。一方で、「避妊並びに性病予防の目的を兼備する最良法の一つ」であること、「性交に際して男が女よりも速やかに『快感の絶頂』に到達する傾向を減ずるに与つて力があり」とそのメリットを指摘して（山本 1922 → 1979:38,39）。

小川隆四郎『妊娠調節の実知識』（1924年8月）も、「ルーデサック（コンドームのこと

引用者注) の欠点としては男女肉体の直接感触を妨げて、多少快味を殺ぐ嫌ひがある事であるが、或る一部の人が云ふ如く神経衰弱を来さしむ等と云ふ事は全くない」(小川 1924→不二出版 2001 (28): 8) と述べている。

15) 「先づ第一にサツクは亀頭と膣筋肉の接触を妨げる、それ故性交の十分な生理的利益を奪ふことになる。それは又婦人と精液との接触を邪魔する。斯くて婦人に有害となるのである。使用の際甚だ不愉快なものである以上、男性に取つても亦一般に有害である。余りに強い性的能力を有しない男子には適合せる勃起と適宜なる射精の能力を減ずるものである。神経質な婦人にはゴムのコンドームの不愉快な臭気を嫌ふ者が沢山ある。」(ストープス 1923=1929:111。下線引用者)

16) 多くが伏字となっているが「英米にはフィッシュスキンと云つて」とあることからコンドームのことであるとわかる。「コンドームで花柳病を絶対に防ぐことは不可能」ということが強調されている(安部・間島 1925:8)。サンガーの影響と推察できる(注 14、参照)。

17) 荻野は、「カレッザ」と呼ばれる射精抑制(無射精)という方法は、「膣外射精よりもさらに強い自己抑制を必要とする」ため「それほど一般化しなかつたであろう」と指摘している(荻野 1994:26)。

18) ストープスは、性交による身体的接触よりも精液を重視しているが、その考え方はハヴロック・エリスの影響である。ハヴロック・エリスは『主婦之友』『婦人公論』では紹介されていない。

19) 無射精(射精抑制)を推奨した小酒井の本にも、「従来性の性に関する書物の中には、性交の中絶といふことが非常に害があるやうに書かれてありますから、それは却つてよくない事ではないかという質問」があつたということが書かれている(小酒井 1927:243)。それに対して小酒井は「性交中絶を一概に害があるとは、云ひ得ないであらうと思います・・・(中略)少なくとも害がないと信じてゐる人には毫も害を現さぬものであると思ひます」と述べている(小酒井 1927:243)。

20) 1935年までの投稿記事を対象にしても、性交中断により避妊に失敗したケースは一例もなかつた。

21) 本で読んだ「月経前後の一週間が最も妊娠し易い」という受胎期の情報と、「(性交の頻度は)疲労を感じない程度が、その人に取つて最も適當だ」という某博士の説をもとに、自身の「體質的としては十日乃至二週間の抑制を要する」という結論に至り、その考

えに基づいて禁欲による避妊を実行した。

22)「私の場合は、一は直接生活の窮迫を救ふため、一は自身の健康のため、と思つて妻にもこのことを図りました。妻は、たゞ私の素行が問題で、それさへ証明されるならば、受動的な女子には、大して苦痛な問題ではないのであります。況してその必要は、私よりは寧ろ妻にこそ一層痛切なものでありますから」と述べていることから、当時夫が妻との性行為を抑制すること（禁欲）は、夫の不倫行為の存在への疑念と表裏一体であったということである。

自身については、「私は元来酒も煙草も好まず、素行上にも非難がなかつたために、この抑制問題については妻は少しも疑わず、ために、和合が破れるといふやうな虞れは少しもありませんでした」と述べている。

23)カントや親鸞の人生を引き合いに出し、理論武装しながら禁欲と格闘していた。ただし、以下の記述にあるように、禁欲の苦痛をしのぐためのなにがしかの手段をとっていたようである。「衝動が頂点に達した時妊娠しない程度にその苦痛から脱することにしてをります。（これ以上の説明は許して頂きたい。）」また、禁欲の効果として、健康増進（体が強くなった。体重増加）、学業の成果（3月の学年末試験では最高点を獲得）を挙げている。

24) 男性対象の一般総合雑誌の『中央公論』と『太陽』では、『太陽』が、1922年3月号に「新刊紹介 サンガー夫人、奥俊貞『産児調節論』」、1922年4月号に「口絵英米訪問実業団と問題のサンガー夫人」（写真2点）、1926年10月号に「ストープス夫人の英国の産児調節」を掲載している。当初はサンガー関連記事が掲載されているが、その後、欧米の女性の産児調節運動家として唯一紹介されたのはストープスであり、このような記事の動向は一般総合雑誌と女性雑誌で一致していた。

25) 記事には書名は示されていないが、“Contraception : Its Theory, History, and Practice” (London 1923), 馬島倜訳『避妊の研究』（1929年10月刊行）のことである。邦訳としては他に、広島一郎訳『避妊の研究』（平野書房 1929）があった。また、馬島倜のものは、題が『避妊の栞』となっている版もある（荻野 1994:文献案内 8）。「専門家を標準としたもので、一般には少し難しすぎるかもしれません」とも書かれている。

26)荻野によれば、サンガーとストープスが最初に知り合った時、ストープスは避妊については何も知らず、サンガーから『家族制限』を贈られた。不幸な結婚生活の一因が避妊についての知識不足であることを知り、“Married Love”(London 1918) (矢口達訳『結婚

愛』(浅香屋書店 1926))の続編として“Radiant Parenthood”(London 1920)(矢口達訳『賢明な親』(浅香屋書店 1924))を執筆し、両者ともにベスト・セラーになったという(荻野 1994:114-5, 文献案内:8)。

27) この本は、発売から2週間で2000部、第二次世界大戦までに100万部が売れ、全世界で日本語を含む13ヶ国語に翻訳された。1935年にアメリカの学者たちが、それまでの半世紀に影響力のあった25冊の本を選んだ際、マルクスの『資本論』やハヴロック・エリスの『性心理学研究』とは大差があったものの、アインシュタイン『相対性理論』、ヒトラー『わが闘争』、フロイド『夢判断』、ケインズ『平和の経済的帰結』よりも上位に選ばれていた(荻野 1994:114)。

28) 「私が発見した限りに於ては、完全に正常の婦人にとって子宮帽以外にすぐれたものは存在してゐない」(ストープス 1923 → 1929:19)。「最大の利益の一つは心理的なものである。即ち性行為のロマンチックな方面を妨げることが最も少ないからである・・・(中略)・・・全ての敏感な婦人にとっては、此の心理的並びにロマンチックな価値は最も重大なものである。」(ストープス 1923 → 1929 :125)

29) ケースAは術後に温泉地で静養中。「けれどもさしていよーもう自分の身体は、いかやうに妊娠を望んでも、もはや得られない身と定つたかと思ふと、今までの私にもあらず、何んとなく得がたいものを失つたやうな、一種いひがたい寂寞を覚えます。何んと矛盾した心でございませう。」「妊娠の方々をお見かけする度に、自分の身をかへりみて羨ましいやうな、また嬉しいやうな気がいたします。この上は今ゐる子供達を、一人も欠かさぬやう、大事に育て上げねばと思つてゐます。」

30) ケースDは自分の受胎期を自身で判明し「自分はこの十日間を注意せねばならぬと考へ、主人にも諒解を得て、絶対に慎むことにいたしました。」

31)原著は1926年に刊行されたが、日本における翻訳書の発行は1946年であった。榊原茂数・原一兵共訳『完全なる結婚——生理とその技巧』(ふもと社 1946)。関連出版物に以下のものがある(赤川 1996: 引用・参考一次文献 27-28)。鈴木騏太郎訳『理想の結婚生活』(1947)、黒木孝・原一平訳『夫婦の性愛／完全なる結婚後編』(愛苑書房,1948)、森川益夫・酒匂樹一訳『続完全なる結婚後編／産児調節の理論と方法』(丘書房,1948)、黒木孝・原一平訳『完全なる結婚第三部／受胎・陰萎・避妊』(愛苑書房,1948)。

## 第6章 女性雑誌における夫婦和合言説と親密性

### — 『主婦之友』にみる夫婦愛・性愛言説 —

第5章において、避妊の体験談は、避妊の実践についての記述のみでなく、その実践に対する主観的意味付与に関する記述より構成されていたことをみてきた。とくに避妊の成功談においては、「愛情（愛）」という言葉を用いた「幸福な家族」イメージが発信されていたことが確認できた。

「愛情（愛）」という言葉で代表される家族の情緒性は近代家族の大きな特徴の一つとされ、近代には「家族」と「愛情」を結びつける言説が増大したことは既にわかっている。しかし、この「愛情（愛）」という言葉で表現された「愛」、「愛情」という情緒の質についての研究は、ノッター（2007）が指摘して以降、今日においても積み残された課題となっている。

この「幸福な家族」に備わっている「愛情（愛）」はどのような情緒の質を意味していたのであろうか。避妊の言説実践からは、その資料の制約上、「愛情（愛）」の質を掘り下げて考察することはできなかった。そこで、本章では『主婦之友』を資料として、同誌上に避妊記事が掲載された同時期に掲載された夫婦和合論に関する記事を資料として、そこで語られている夫婦愛、性愛といった親密性のあり方にかかわる言説に着目して、その内容やロジックを明らかにすることを試みる。

考察の対象時期は、避妊の実践（第4章）や避妊の心性（第5章）に関する分析・考察と同様、創刊号の1917年から1930年まで、主に1920年代である。

#### 6-1 夫婦和合言説の概要

「夫婦和合」とは、婚姻した夫婦の関係が「円満」であり、夫婦関係に満足している状態を指す。「夫婦和合」の対義語は「夫婦不和合」であり、夫婦関係に不満がある状態であり、結果的に夫婦関係が悪化すること、最悪の場合は離婚などの夫婦関係の破綻を意味している。

夫婦和合論には大きく2つの系譜がある。一方は、医師による夫婦和合論、もう一方は、医師以外の知識人、著名人等による夫婦和合論である。そして、後者はさらに、医師以外の知識人、著名人による夫婦和合論と「夫婦和合〇ヶ条」式の項目列举型の夫婦和合論に



分けることができる。後述するが、両者のもっとも大きな差異は、前者が性的和合をベースにして夫婦和合論を論じていた「性的和合」論であった点にある。後者においても性的和合についての言説は見られたが、性的和合に限らず、より広く、夫や妻の役割や一家の和合について論じられていた。

1917年～1930年の間に、『主婦之友』に掲載された夫婦和合、夫婦愛などの語を記事のタイトルに関する「夫婦和合」関連の記事は、表6-1に示した通りである<sup>1)</sup>。

## 6-2 性的和合言説 — 医師による夫婦和合論

本節では、『主婦之友』誌上の医師による夫婦和合論を資料として、夫婦和合言説の内容分析を行う。1920年代における避妊（産児調節、産児制限）についての言説の担い手は、加藤（加持）時次郎や馬島憊などの労働運動に関係した一部の医師を除けば、医師ではない産児調節運動家や知識人等であったし、産児調相談所を開設していた産児調節運動家も多くは医師ではなかった<sup>2)</sup>。それに対して、同時期にみられた夫婦の性的和合言説の担い手は精神科や産婦人科の医師であった。

### 6-2-1 医師による性的和合論

性的和合論は、杉田直樹（医学博士）、岡本寛雄、小酒井不木、長谷川茂治・谷口慶二（仮名）の5名計7本であった。それ以外に、医学士佐藤春次「夫婦の愛情を密やかにする新研究」（1924（大正13）年11月号）も性的和合の見地からの記事であるが、性的不和の原因となる「不感症・性欲微弱・不妊症」に効果のある薬品の紹介であるため<sup>3)</sup>、直接の分析・考察からは省いた<sup>4)</sup>。

#### (1) 杉田直樹 — 夫婦性愛論の登場

夫婦関係とその性愛関係を基軸にして論じた初出は、1922（大正11）年2月1日号に掲載された医学博士杉田直樹<sup>5)</sup>「夫婦問題の心理的性的考察 — 家庭や夫婦の間の不和合はいかに解決すべきか」であった<sup>6)</sup>。この記事は、1922年2月1日号、1922年2月15日号、1922年4月号の3回シリーズとして掲載されている。

杉田直樹（医学博士）によれば、夫婦和合でもっとも重要なのは性的和合であり、

「我々の人生の地盤となり基本となるべきものは性と愛との事実で、従ってその性と

表 6 - 1 『主婦之友』における夫婦和合論一覽 (1917~1930)

医師による性的和合論			著名人、識者等による夫婦和合論		
年	元号	月日	執筆者	記事タイトル	記事タイトル
1919	T8	4	井出茂代	結婚する若き婦人に必要な知識	何したら家庭は円満に暮らせるか 夫婦和合の十秘訣 一家夫婦は何うしたら和合するか 夫婦の愛情を育ててゆく秘訣 夫婦喧嘩論 夫婦恋愛論 婚姻変改論 自由結婚と自由離婚 夫婦和合の秘訣 近世的恋愛結婚 如何にせば結婚は成功するか 良人操縦の秘訣百ヶ条(其一) 良人操縦の秘訣百ヶ条(其二) 良人操縦の秘訣百ヶ条(其三) 良人操縦の秘訣百ヶ条(其四) 良人操縦の秘訣百ヶ条(其五) 良人操縦の秘訣百ヶ条(其六) 良人操縦の秘訣百ヶ条(其七) 良人操縦の秘訣百ヶ条(其八) 良人操縦の秘訣百ヶ条(其九) 良人操縦の秘訣百ヶ条(其十) 夫婦が幸福な家庭生活を営む秘訣 夫婦和合の秘訣百ヶ条 夫婦和合の秘訣百ヶ条(其二) 夫婦和合の秘訣百ヶ条(其三) 夫に恋せらるゝ秘訣 夫を盗まれ秘訣 互いに鼻についた夫婦が相愛する極意 愛の無い夫婦を恋仲にする秘訣 夫婦愛の若返法 幸福な結婚生活の秘訣八ヶ条(一)~(八) 新夫婦和合の秘訣六ヶ条(一)~(六)
1922	T11	2.1	杉田直樹	夫婦問題の心理的性的考察	
1922	T11	2.15	杉田直樹	夫婦問題の心理的性的考察(つづき)	
1922	T11	4	杉田直樹	性的無智のために生ずる夫婦間の悲劇	
1924	T13	11	佐藤春次	夫婦の愛情を密やかにする新研究	
1925	T14	9	岡本寛雄	性的不満から起る夫婦生活の危機	
1926	T15	6	森田正馬	夫婦和合の相性とその選む方	
1927	S2	5	小酒井不木	性的生活から見た夫婦和合の秘訣	
1927	S2	6	長谷川茂治	婦人の不感症の原因と療法	
1927	S9	10	小酒井不木	肺病生活患者の夫婦生活	
1930	S5	10	谷口慶二	婦人科の診察室から見た夫婦和合の秘訣	

愛の上に成立っている夫婦の関係は、あらゆる人間の交渉のうちで、最も密接な最も神聖な最も深い結合なのであります。」(1922年2月1日号)(下線引用者)

「凡ての男女が偽られた観念に誤られることなく、真実に、尊敬と反省とを以て性的事実を理解しさへすれば、今日多く見るやうな夫婦間の不和合は、恐らく過半はその原因を失ふだらうことを、私は確く信ずるものであります。何故といつて、性的関係は夫婦生活の最も实际的の要素であり、且つまた、夫婦の重要な心理的情緒的素質が、多くそれに依つて支配されるものでありますから。」(1922年4月号)

杉田直樹は、夫婦関係の危機として、性格的不和合、経済上の不和合、性的不和合の3つを挙げつつも、「夫婦間の問題の最も根本的な最も直接の原因として、性的関係に於ける不和合」があり、これは「誰も口にしなない隠れた原因」であるが「最も深い最も大きい影響を与えている」と述べ、夫婦和合にもっとも重要な要素は性的和合であるという立場を明確にし、夫婦不和合の原因は、結婚する男女の、特に男性側の「性的関係に対する甚だしい無智と不真摯<sup>ふまじめ</sup>」であると明言していた(以下引用箇所の下線は引用者による)。

「あまりにと言つてもよいほど多い、性的関係から来る夫婦間の不和合の、最も根本的な最も必要な原因は、結婚生活に入らうとする男女が、性といふことに対する厳正なる知識を欠き、またそれに対して真摯な厳肅な観念をもつてゐないことにあるのです。・・・(中略)・・・殊に若い男子の、性的関係に対する甚だしい無智と不真摯とは、単に自分自身の危険であるのみならず、その配偶者たる婦人の人生までも痛々しく毀つてしまふのです。」(1922年4月号。下線引用者)

## (2) 岡本寛雄 — 不感症言説の登場

岡本寛雄(医学博士)も同様に夫婦和合にとって性的和合が重要であるという立場に立ち、夫婦生活の危機は性的不満から生じていると主張し、その原因が女性の不感症にあることを指摘している。

「世間の多くの夫婦生活の破綻が、性的不満から起つている場合が決して少なくない。」

「夫婦の間にはいふまでもなく精神的な愛が必要であるが、性的生活の上に根ざした愛情も決して看過し得ない問題であると思ふ。離婚沙汰、夫婦の和合を欠いたために惹

起した、世間の種々の出来事の子細に調べてみると、大部分性的不満から原因した失敗のやうである。」(1925年9月号。下線引用者)

そして、この「性的不満は不感症に原因することが多い」ことを指摘し、「正しい性的訓練を積むことが必要」であると述べている<sup>7)</sup>。

### (3) 小酒井不木 — 夫婦性愛論の完成

小酒井不木(医学博士)<sup>8)</sup>は1920年代に特有の性的和合言説、すなわち、「男性の性的無智→女性の性的不満→夫婦の性的不和合→夫婦の不和合」言説(夫婦の不和合の原因は夫婦の性的不和合であり、その原因は女性の性的不満で、それを引き起こしているのが男性の性的無智である)というロジックを完成させた人物である。1927年5月号の記事で以下のように述べている。

「夫婦の和合に一ばん重大な関係を持っているものは、夫婦の性的生活であります。まったく夫婦不和の原因の大部分は、その性的生活の不完全から来るものだといはれてをりまして、而もその不完全な性的生活は、多くは性的無智から生ずるのでありますから、夫婦はよろしく、性に関する一とほりの知識を得ておかねばならぬと思ひます。」(1927年5月号)

そして、夫婦不和の問題を解決するには「性愛の技巧」が大事であるが、誌上でそれについて書くことができないために、「夫婦不和の原因が、いかに深く『性的無智』と関係してゐるかといふことを主として述べ」と断ったうえで<sup>9)</sup>、夫婦生活における性的不満とは、主として女性の性的不満によるもので、「女子の側に於ける性的接触の中絶を意味する」、「換言すれば性的興奮があつて、その興奮の鎮められない時に起る性的不満を意味する」と指摘し、「夫婦生活を円満ならしめる第一条件は、夫の同情によつて妻を満足せしめることにあるのであります」と述べている。

また、「夫婦生活を幸福にするには、その性的生活を楽しくすることが最も肝要」として、「夫婦間性行動の性愛化」を促す言説実践も行っている。最後に、「最も幸福な結婚生活は、最も深い親和をもつた夫婦生活にみられる」というブロッホ<sup>10)</sup>の言葉を引用して文章を締めくくっている。

夫婦和合の要が性的和合であるという主張は前二者と同様であるが、小酒井不木の記事で新しいことは、女性の性的不満が「性的興奮があつて、その興奮の鎮められない時に起る性的不満」であることが示されていることである。曖昧な書き方ではあるが、女性のオーガズムの欠如が女性の性的不満の直接原因であるということが示唆されている。

#### (4) 長谷川茂治 — 夫婦性愛論の展開

長谷川茂治（慶応大学医学部婦人科主任）は、『主婦之友』1926年1月号から11月号（2月号は除く）に妊娠の生理等に関する記事を連載しており、それらを加筆修正、増補し、1927年6月に主婦之友社より『妊娠と分娩の新知識』を出版していた<sup>11)</sup>。このような経緯からして、長谷川茂治は1920年代の性的和合論者として『主婦之友』読者層に影響をもっていたのではないかと推察される。

長谷川茂治は、離婚の主たる原因に「性生活の不調和、不満足」があり、さらにそれが、女性の「不感症」から生じていることを指摘している<sup>12)</sup>。長谷川茂治は「この性慾と満足の相伴はぬ場合と、男性が女性の性慾の誘導方法に無関心などのために満足を感じさせぬ場合とを、性的不満或は不感症といふ」として、これまで女性の「性的不満」と表現されてきた現象に「不感症」として明確に言語化している。そして、さらに、「不感症」の主たる原因は「男性の誘導方法が悪いため」とであると指摘する。「婦人の性慾は多くの場合、何らかの誘因を必要とするといふ特性がある」ため、「男性の誘導方法」が重要であるという男性責任論が示されている（長谷川茂治 1927年6月号）。つまり、小酒井不木が提起した、「男性の性的無智→女性の性的不満→夫婦の性的不都合→夫婦の不都合」というロジックを定着させる役割を果たしたと考えられる。

#### (5) 谷口慶二（仮名） — 夫婦性愛論の変質

谷口慶二（仮名。××病院婦人科主任 医学博士）も他の論者と同様に、夫婦和合における性的和合の重要性を強調している。

「性生活の不調和のため、各種の婦人病を惹起したり、或は精神的に悪い影響を来し、遂には神経衰弱、ヒステリーなどとなり、それが更に夫婦不和の原因となつて、離婚の憂目を見るやうになるのであります。」（1930年10月号）

また、「不感症」が夫婦の不和合の原因として見なされている点でも同様であるが、「不感症」の原因を男性の性的無智と関連づけ論じるロジックに代わり、「不感症」を医師という専門職により治療されるべき病気として位置づけている。つまり、不感症の医療化が引き起こされている。

「妻の不感症のために、夫婦の性生活の調和が紊れて、不測の悲劇が巻き起こされる事例は沢山あります。これも、なるべく早く治療すれば、割に簡単に快復します。」

「夫婦の性生活に障碍を及ぼす疾病は、右の外にも沢山ありますが、手遅れさへせねば、今日の進歩した医術によつて、大概是治癒することができますから、今後の夫婦和合の合鍵は、医師の我々が預かっているのかもしれませんが。御主人との不仲に泣く世の奥様方よ、どうぞ、この和合の鍵を、遠慮なくご利用ください・・・」(1930年10月。下線引用者)

以上のように、1920年代に『主婦之友』誌上に掲載された性的和合論で注目すべきことの一つは、執筆者全員が医師(医学博士、医学士)であった点である。さらに、執筆者全員が、夫婦和合のために性的和合が必要不可欠だという、性的和合の重要性(「セックスにおける夫婦和合」言説)を説いていた。

杉田直樹は、『主婦之友』誌上で、夫婦和合における性的和合の重要性と、性的和合のために「性愛技巧(アート・オブ・ラブ)」が必要だということを説いた端緒である。岡本寛雄は、性的不和の原因としての「不感症」を指摘した端緒であった。小酒井不木、長谷川茂治において、「男性の性的無智による性愛技巧の欠場→女性の性的不満(女性の不感症)→夫婦の性的不和合→夫婦の不和合」言説(夫婦の不和合の原因は夫婦の性的不和合であり、その原因は女性の性的不満(不感症)で、それを引き起こしているのが「性愛技巧」に対する男性の無智であるというロジック)が確立する。

さらにいうと、このロジックは、女性(妻)の性的満足は男性(夫)によって与えられるものであるという「男性:主体/女性:受け身」という性欲の男女非対称性と、その前提の上に、男性(夫)が「性愛技巧」を熟知して女性(妻)に性的不満が生じないように導くべきであるという「男性責任論」(赤川1999)を内包していた。

ただし、谷口慶二(仮名)は、性的不和の原因が女性の「不感症」によるものであるとする点では他の論者と共通しているが、「不感症」を夫の責任問題から医療による治療の

問題へとずらした点で独特の立場をとっていた。

#### 6-2-2 性的和合言説の構成要素

これらの医師による性的和合論から、以下のA～Jの10項目の要素を抽出することができた(表6-2)。

表6-2 性的和合論ロジックの構成要素

A	夫婦和合の秘訣は夫婦の性的和合にある
B	夫婦不和合の原因は女性の「性的不満」である
C	女性の性的不満の原因は女性の「不感症」である
D	女性の性的不満の原因は男性で、女性の性的満足は男性の責任である[男性責任論]
E	「性愛技巧」に対する男性の無知と不真摯が原因である[性欲の男女非対称]
F	女性の性的生理に対する男性の無知による
G	女性の不感症の原因は男性の精神衰弱である
H	女性も性的無智から脱却し性的技巧を心得る必要がある
I	夫婦和合に対する医師の役割が大きい
J	節制(制欲)が重要である

各論者の言説が具体的にどの要素から構成されているのかを示した表が表6-3である。

表6-2に示されたAとB、すなわち、夫婦和合の秘訣は性的和合にあり、夫婦不和合の原因は女性の性的不満によるという見解は5名全員で一致している。また、C～FとJも大方の論者に共通していることから、A～FとJが性的和合論の主たる構成要素となっていることがわかる。G～Iについては論者による差がみられた。

A～Dについての説明は大方既に行っているため、以下では、まず、E「性愛技巧」について説明を補足し、F～Hを概観する。「不感症」(C)と「節制」(J)については後述する。

表6-3 性的和合ロジックの構成要素(論者別)

	杉田直樹	岡本寛雄	小酒井不木	長谷川茂治	谷口慶二(仮名)
	1922年2月1日 2月15日、4月	1925年9月	1927年5月	1927年6月	1930年10月
A 性的和合	○	○	○	○	○
B 女性不満	△双方	○	○	○	△ 妻の疾病
C 女性の不感症		○	○	○	○
D 男性責任論	○	△	○	○	
E 性愛技巧無知	○		○	○	
F 女性生理	○	○	○	○	
G 男性神経衰弱			○	○	
H 女性責任	○		○		
I 医師役割	△	△		△	○
J 節制重視	○		○	○	○
K 避妊	○反対		○禁欲以外反対	○節制	△ 可否言及せず

(1) 「性愛技巧」に対する男性の無智

「性愛技巧」の重要性を明確に提唱したのは杉田直樹であった。

「性的の無智と不真摯とが齎す第一の悲惨は、夫婦間のものたらなさであります。」

「・・・貞淑な慎ましい妻に飽きたらないで遊里の巷に足をむける良人や、人しれぬ不満に悩んで家庭を冷たくさせている妻の大部分は、いはばそれが原因なのです。性愛技巧を知らないといひますか、ともかくもそれらは男が女の性的欲求の真相を解せず、また女も男の性的欲求の微細な点を会得していないため、即ち双方とも肉体的並びに精神的に、相互の中庸を得たる満足を導くべき性的知識を欠いているのに因るのであります。」(1922年2月15日号。傍点筆者、下線引用者)

「性的技巧」の具体的内容については検閲制度のために詳述されていないが、小酒井不木は、「男子の側の性的無知」の問題が、「性的行為に於て、男子が、女子よりも速かに、性的満足を得る」という性的メカニズムに対する「男子の無同情または無関心から起こる」ことを指摘している。



「ここに言ふ夫婦生活に於ける性的不満とは、女性の側に於ける性的接触の中絶を意味するのであります。換言すれば性的興奮があつて、その興奮の鎮められない時に起る性的不満を意味するのであります。而もかくの如き性的不満は、夫婦生活に於て極めて屢々見られるところでありまして、結婚生活の破綻は、多くはこれより生ずるのであります。」(1927年5月号。下線引用者)

ここでは、オーガズム(「オルガスムス」という言葉自体は用いられていないが、「女性の側に於ける性的接触の中絶から」生じる女性の「性的不満」が、女性のオーガズムの欠如を示しているとみて差し支えないであろう。この女性の性的不満を解消する前技のことが「性愛技巧」(「愛の技巧」と称されている。

## (2) 女性の性的生理に対する男性の無知

女性の性的生理についての知識とは、杉田直樹によれば「月経前後の婦人は生理的にも心理的にも性的行為に対して特別な態度を有して」いるという知識であるが(1922年4月号)、このような医学的知識は、岡本寛雄、小酒井不木でも紹介されていた。

「なほ婦人の性的生活は男子と異り、日によつて強弱の変化があつて、婦人の最も熟するときは月経前後であることをしらねばならぬ。」(岡本寛雄 1925年9月号)

「女子に於ける性的興奮が週期的に起る性質をもっていることは周知の事実でありますから、良人たるものは、それに注意をする必要があります。」(小酒井不木 1927年5月号)

## (3) 男性の神経衰弱説

男性責任論は男性優位の言説でありながらも、同時に男性に抑圧的にも働くものでり、女性の不感症の原因を男性の神経衰弱に求めるというロジックも存在した<sup>13)</sup>。性的な責任を果たせない男性にはノーマルでないということを示す「神経衰弱」というレッテルが貼られる。小酒井不木、長谷川茂治は次のように述べている。

「(不感症の) 婦人の良人から、いかにしたならば、妻の不感症を治すことができるかどうかといふやうな質問を、私は度々受けたことがあります、その実決して不感症

でもなく、良人自身に、その責任のある場合が大部分を占めてゐるのであります。」

「ですから、妻の不感症を嘆くやうな人は、先ず自分の神経衰弱を治さなければなりません。この点から言つて、夫婦生活の破綻は、男子の神経衰弱に、起因するものだといつても差支はないと思ひます。」(小酒井不木 1927年5月号。下線引用者)

「然しながら、男子が女子よりも遅く性的満足を得るといふことは、妻の不感症を嘆くやうな男子にとっては、通常困難なことであります。ことに神経衰弱の傾向をもつた男子には、時として不可能なことがあるのであります。」(長谷川茂治 1927年6月号。下線引用者)

#### (4) 女性(妻)責任説

夫婦間の性的和合に達する手段としての「性愛技巧」の必要性の点では共通しているが、その責任を誰が負うかでは論者により違いがある。「男性責任論」が主たる論調であったが、杉田直樹と小酒井不木のように女性の責任について付言する者もあった。

<sup>アート・オブ・ラブ</sup>  
「性愛技巧を知らないといひますか、ともかくもそれらは男が女の性的欲求の真相を解せず、また女も男の性的欲求の微細な点を会得していないため、即ち双方とも肉体的並びに精神的に、相互の中庸を得たる満足を導くべき性的知識を欠いているのに因るのであります。」(杉田直樹 1922年2月15日号。下線引用者)

妻の性的不満に対して無関心である男子の欠点を補うためには、「妻が性的無智から脱しなければ」ならない。このことが困難なため、男子は遊里に通うが、その理由の一つが「遊里の女性が愛の技巧に秀でているため」であり、「愛の技巧といふことは、すべての女子がよく心得ておかねばなりません。」(小酒井不木、1927年5月)

#### 6-2-3 近代性科学の影響

以上述べてきた性的和合論は西欧の近代性科学に依拠したものであった。

1900年前後は性科学の隆盛期と称され、ハヴロック・エリス、エドワード・カーペンター、イヴァン・ブロッホ、アウグスト・フォレルなど多くの性科学者が輩出された。なかでも「性は人生の中枢であるばかりでなく、本質的に善であり、積極的に楽しむべきもの」(荻野 1994:215)と説くハヴロック・エリスの影響が大きかった。ハヴロック・エリスは、「女にも性欲があるし性を楽しむ権利もある」とし、「女が性愛を楽しめるよ

うにするために避妊が必要」であるということと、『母性』を賛美し、人間として完全な一生を送るには、すべての健康な女性は性関係をもち、一度は母親にならねばならない」ことを主張したという（荻野 1994:216）。

ただし、『主婦之友』や『婦人公論』でもっとも引用・参照されていた人物は、ハヴロック・エリスではなく、その弟子の一人であったマリー・ストープスであった。マリー・ストープスは、近代家族の信奉者であり、その際に、夫婦間性愛を重要なものとして位置づけ、「性交のさいに男女が同時にクライマックスに達することの重要性と、女のオーガズムの権利」を説いたが、その権利を充足するために前技（「性愛技巧」、「愛の技巧」）の必要性を強調した（荻野 1994 : 228-230）<sup>14)</sup>。それゆえ、マリー・ストープス『結婚愛』（1918年→1924）は、第二次世界大戦後のヴァン・デ・ヴェルデ『完全なる結婚』に相当する、第一次世界大戦後の書物（荻野 1994:226）として位置づけられている<sup>15)</sup>。

先述した医師による性的和合言説、すなわち、「男性の性的無智→女性の性的不満→夫婦の性的不和合→夫婦の不和合」言説（夫婦の不和合の原因は夫婦の性的不和合であり、その原因は女性の性的不満で、それを引き起こしているのが男性の性的無智である）の科学的根拠は、マリー・ストープス、さらに辿ればヴロック・エリスに依拠していた<sup>16)</sup>。これらの近代性科学の知識が 1920 年代を通じて、男性医師により女性雑誌というメディアを經由して浸透していった。

ただし、マリー・ストープスは性愛のみを強調しているわけではなく、「結合の完全な行為は、三重の完成にある」として、「精神的結合」、「自己的ではない快楽と利益」（性的快楽）、「新生命を生むところの行為」（生殖）の統合を重視していた（ストープス 1918 → 1924:83-84）。禁欲を重視するマルサス主義には反対であり、婚姻内で避妊を行うことを重視していた。避妊は性的快楽にとっても、さらには、出産のタイミングの決定の際にも必要不可欠であり、結婚直後の妊娠や出産間隔の短さが、子どもにとっても母親にとっても望ましいものではないことを説いている。また、禁欲と同様に過度の性的快楽も問題視していた。

#### 6-2-4 不感症言説の増大

長谷川茂治が、「私が婦人科専門の関係上、日常多数の性生活不満の婦人を診、その訴えを聴いております。また何十万といる多数の婦人を愛読者とする『主婦之友』の『婦人衛生相談』の三分の一以上は、婦人の不感症ゆえの切実な訴えであるとのことであります」

(1927年6月号)と述べていることから、1920年代半ばには「不感症」という言説が増大し、不感症という問題が顕在化していたことがわかる。

先にも述べたように、岡本寛雄が1925年9月号で、「夫婦生活の破綻が、性的不満から起こっている場合が決して少なくない」として、性的不満の原因が女性の「不感症」とであると特定化したことを皮切りに、性的和合言説の重要なキーワードとなったのがこの「不感症」である<sup>17)</sup>。

小酒井不木、「実際世の中には、性的満足といふことを知らないで、一生過ごす婦人が少なくありません」とし、そのような女性を「不感症」と呼び、男性(夫)から、妻の不感症を治すにはどうしたらよいのかという相談を「度々うけている」が、「その実決して不感症でも何でもなく、良人自身に、その責任のある場合が大部分を占めている」と述べている。不感症をもたらす性的不満の原因が、「性的行為に於て、男子が、女子よりも速やかに、性的満足を得る」という性的メカニズムにあることは先に指摘した通りである(小酒井、1927年5月号)。

また、長谷川茂治は、「この性慾と満足の相伴はぬ場合と、男性が女性の性慾の誘導方法に無関心などのために満足を感じさせぬ場合とを、性的不満或は不感症といふ」とし(下線引用者)、「婦人の性欲は多くの場合、何等かの誘因を必要とするといふ特性があること、それが婦人が不感症に陥り易い原因の一つであることであります」と述べている(1927年6月号)。小酒井不木や長谷川茂治の記事には、女性の性的満足は男性という他者によって充足されるという「男性性欲：主体的、女性性欲：従属的」という性欲の男女の非対称性、および、女性の性的満足は夫の責任であるという「男性責任論」が定着している。

ところで、管見の及ぶ範囲では、『主婦之友』誌における不感症の記事の初出は、『主婦之友』1919(大正8)年10月号、竹内茂代(樹徳堂病院女医)「人妻となつて煩悶する若き婦人へ」(旧姓井出。婚姻による改姓)である<sup>18)</sup>(本記事では「不感性」が用いられている)が、ここでは不感性は「不妊」の文脈で語られていた。

この記事によれば、竹内茂代の診療所には、「結婚後一度も感じを覚えぬから生殖不能なのでせうか」という「心配のために診察を受けに来る人が甚だ多い」ということであった。そのような不安を抱いた女性に対して、竹内茂代は次のように二つの回答を与えている。一つは、「不感の婦人は沢山」おり「時がたつうち受感」するから心配ないというものであり、もう一つが、「例え婦人に感じがなくても受胎は完全に行われるものですから、感じがないとて心配する必要はありません」というメッセージである。ここから、当時、

「不感症」が「不妊症」、すなわち、性的不和合ではなくて生殖に接続され語られていたことが読み取れる<sup>19)</sup>。

さらに、竹内茂代の記事の最後には、「妻が不感性であれば良人も不愉快を感じるものですから、一応専門医の診察を受ける方が安全でありませう」とも述べられており、夫婦和合や性的和合という言葉は用いられていないが、妻の不感症が夫婦の性的和合に危機をもたらす原因となることが認識されている。ただし、ここには、妻の不感症の原因は夫にあるという「男性責任論」は不在であった。

つまり、この 1919 年 10 月号の竹内茂代の記事と、本章で扱った性的和合論の間には隔絶がみられる。たとえば、谷口慶二（仮名）（1930 年 10 月号）にあつては「夫婦生活を脅かす妻の疾病として、不妊症と不感症」があると指摘されており、不感症は不妊症から独立した問題として認識されていた。1920 年代前半には、不感症は不妊症と未分化であったが、1920 年代後半には、両者は分節化され、不感症は性的不和合の問題に接合され、同時に、女性（妻）の性的不満の原因は男性（夫）の責任であるとする男性責任論のロジックが完成した。

その背後に西欧の性科学の影響があつたことは先にみた通りである。性的快楽（オーガズム）についての言説の増大は同時に女性に対して「不感症」であることの不安を生み出し、専門家と読者の双方を巻き込みつつ不感症言説を増大させていった。

### 6-3 医師以外の知識人、著名人による夫婦和合論

夫婦和合論には大きく二種類あり、その一つが今述べてきた、医師による性的和合論であり、他は、医師以外の知識人、著名人による夫婦和合論と「夫婦和合論〇ヶ条」式の項目列挙型の夫婦和合論（匿名）であった。本節では、まず、前者の著名人による夫婦和合論を概観する。

#### 6-3-1 1910 年代の夫婦和合論

夫婦和合という言葉タイトルを含む記事の初出は、1917 (T6) 年 6 月号に掲載された「夫婦和合の十秘訣」であるが、これについては後述する。

1919 (T8) 年 4 月号、前田慧雲（文学博士）「一家夫婦は何うしたら和合するか——同じ信仰と同じ思想の人を選んで結婚せよ」では、「真に幸福な結婚といふものは、(中略) 深い恩分と厚い情誼を本にした結婚から得られ」、「柔和な併し強い思想があつて、如何

なることも破壊されることのない、誠に円満で幸福な、実に楽しい家庭 がつくられる」と述べられている（下線引用者）。

この記事において「幸福な結婚」、「家庭の幸福」、「夫婦の円満」、「家庭の円満」という用語は用いられているが、夫婦間の情緒性を示す用語は「深い恩分と温かい情誼」であり、「夫婦愛」、「愛」とは表現されていない。そして、結婚は家同士の結合であることの重要性が示されているが、この家風を尊重する「家」のことが「家庭」と表現される。

「結婚は若い男女二人のみではなく、双方の両親の性質や、双方の家風をよくみて、同時に親々と双方の家庭とがうまく結合しなければ、始終が円満には治まらないのであります」とある。タイトルにあるように文字通り「夫婦和合」ではなく「一家夫婦の和合」となっている。

1919年10月号、内ヶ崎作三郎（早稲田大学教授）<sup>20)</sup>「夫婦間の愛情を育てて行く秘訣——夫婦仲が悪いのはこの秘訣を心得ぬためである」では、直系家族の世帯のなかで結婚したばかりの若い夫婦が「新夫婦」という表現され、「新夫婦の愛情」という表記が用いられるようになる。

「そこで如何に苦しい場合に出あつても、必ず我慢して夫婦の愛を濃く厚く育てあげ、一家の和合のために力の限りを尽さねばならないものであります。如何に苦しくても二三年も辛抱してゐれば、そのうちには子供も出来ます。すると夫婦の愛も一層深くなり、姑や小姑達もこの子供を中心に和合して来るもので、かうなると嫁に権威もついて来て、これまでとはすっかり違つた、晴々しい家庭の幸福を味ふことが出来るのであります。」（下線引用者）

つまり、父系直系家族である「家」を前提に「新夫婦」が「愛情」を育むことが目指されている。しかも、「愛情」とは「必ずそれは心も身も一つになつたときに、お互いの胸に湧く濃厚な情合」で、「親子の愛も夫婦の愛もみなこゝで本当に育てられる」という表現から<sup>21)</sup>、親子の愛と夫婦の愛が同列に論じられており、夫婦の愛は西欧型の love の訳語としての愛とは異質であることがわかる。さらにいえば、「そこで如何に苦しい場合であつても、必ず我慢して夫婦の愛を濃く厚く育てあげ、一家の和合のために力の限りを尽くさねばならない」という文章から、「夫婦和合」は父系直系家族、すなわち「家」の「一家和合」という上位目標を達成するための必要条件と位置づけられている。

したがって、これらは、従来の「家」制度の枠内の議論である。しかし、「家」制度下にあっても、「夫婦の愛」「夫婦愛」が語られている点に日本型とはいえ近代家族の要素を確認することができる。

以上が 1910 年代後半の夫婦和合言説である。「夫婦愛」、「夫婦の愛」という用語も登場しているが、それはロマンチック・ラブ（恋愛）の延長にある夫婦愛とは異なっていたし、「家庭」という用語が意味しているのは、home の訳語としての「家庭」ではなく、「家風」を備えた父系直系家族（「家」）であった。性的和合についての言及はなかった。

### 6-3-2 「性愛」言説の登場 — 谷本富の夫婦和合論

1920 年代に入ると、谷本富と青柳由美という 2 名の論客による夫婦和合に関する記事が掲載されていくことになる。

谷本富（本誌顧問、文学博士）<sup>22)</sup> は、1921 年 6 月号から 1922 年 7 月号まで 1 年間ほぼ毎月、人生や家族等に関する記事を掲載していた（1922 年 2 月 15 日、3、4、6 月号を除く）<sup>23)</sup>。初出は 1919（大正 8）6 月号「夫婦喧嘩論」であり、タイトルの副題に「夫婦喧嘩は如何にしても避けられぬものか 人の気付かぬ夫婦和合の第一の秘訣は何か」とある。

夫婦喧嘩については、それがないのは、「卑屈でなければ冷淡であり、愛情乏しくして、表面ばかりを敬している他人行儀に外ならない」として、「和合と謂ふのは元来異なつたものが相頼り相待つてゆくところに妙味」があり、「双方から次第次第に相寄り合ふところに、真の和合が出来る」としている。さらに「尤もすべて夫婦同棲の真基礎は、情交である」とし、「情交がやがて心婚となつて、色身一如となれば最も妙だが、何はともあれ夫婦間に於ては、相互に性交上の飽満を得るが必要である」と述べている（引用文中の下線は引用者）。このように谷本富の夫婦和合論には「性愛」について言及がみられた。

「夫婦恋愛論 — 純粹の恋愛生活より夫婦生活の妙味」（1921 年 8 月号）において、結婚前の「恋愛」（ロマンチック浪漫的恋愛）と「夫婦間の愛情（情愛）」の違いが述べられている。

「恋愛」とは「性慾的臭味を帯びたる友愛」であるのに対し、「夫婦間の情愛」は以下のように説明される。

「・・・（前略）そこで自分は夫婦間の情愛は只だ単に恋愛とは謂わず、性愛即ち性欲に由る恋愛を基礎とし、然も友愛あつて相扶け相謀り、偕老同穴終生離れず、その上

に子を欲し子を得ては、また親子の愛情日に加りて、そこに完全なる夫婦生活、家庭生活は成立するのだと言ひたい。」(下線引用者)

「たとえ結婚前には所謂恋愛は左程なかつたとしても、一旦夫婦と成つて後、漸く日数を重ねるに従つて相愛するところの愈々親密と成るところに、結婚生活の真諦はあると云へよう。」(下線引用者)

ここで日本と対比しているのは西洋の恋愛すなわち「<sup>ロマンチック</sup>浪漫的恋愛」であり、恋愛不在の日本の結婚は友愛結婚であるとの見方が示される。そして、「一家の和合」のため必要な三つの「愛情」として、「性欲に由る恋愛」「友愛」「親子の愛情」という「三種の愛情を具備すること」が重要であることが指摘されている。

「性愛即ち性欲に由る恋愛を基礎とし、然も友愛あつて相扶け相謀り」といへども、主張の要点は徐々に、夫婦の恋愛・友愛から「一家の和合」へと変質していく。その前提として、「夫婦関係の特長」は、「即ちこれを我が国古来の習俗よりすれば、『家の存続』といふことが第一で、それには固より子を挙げるといふことが緊要事件であり」とあるように、子孫を設けることが夫婦関係で最重要であることが述べられている<sup>24)</sup>。

夫婦和合をタイトルに掲げる「夫婦和合の秘訣」が掲載された1922年(T11)年2月1日号は、杉田直樹(医学博士)「夫婦問題の心理的考察」が掲載された当の号であるが、以下に述べるように両者の言説内容には共通点が存在していた。

共通点の第一は、両者ともに日本の結婚を友愛結婚と捉えている点である。谷本富は、西欧では俗諺に言うように「愛は結婚を以て終りを告げる」が、日本では「実際夫婦の愛情は結婚の当夜に初めて萌生し、その後日に月に漸く増進してゆく」(下線引用者)としている。そのために「忍の一字よりは、寧ろ男女共にひたすら恕の一字を主持して欲しい」と言い、「恕」を「同情」に置き換えている。このように、夫婦間の愛情において「同情」を重視しているのが共通点の2点目である。「同情」は以下のように定義されている。

「恕は心を如来のやうに柔和に持つて、慈愛の満ちたる態であらう。恕は仁なりと解してあるが、今日の言辞に直すと、全く同情といふことに当てられよう。同情は相互の了解で、ミューチュアル・アンダースタンディングといふことである。それはすべて二人以上一緒に仕事をするときには大切であるが、別して終生連れ添ふ夫婦間には最も大切であらう。」<sup>25)</sup>(下線引用者)



### 6-3-3 青柳由美の通俗的夫婦和合論

青柳由美<sup>26)</sup>は、昭和初期に『主婦之友』で重用されており、1927(昭和2)年～1929(昭和4)年に15本の記事を執筆している<sup>27)</sup>。夫婦和合に関する記事の初出は「夫に恋せらるゝ秘訣」(1927年7月号)である。その主張は、結婚後は、妻は夫に仕える存在であり、夫の要求を満たすことが夫婦和合の鍵であるというものである。前提にあるのは「結婚後の男」は「我儘類ふべきものなき大きなベビーさん」であるという男性観で、「結婚後に生ずる男の心理的变化に通じておく」ことが「あらゆる手練手管の原理」となるという。夫は「何事に於てもその妻より、恰もベビーさんが、その母親より受くると同じやうな取扱ひを受けたがる」ため、「十二分に満足さしてやらねば、夫はその妻に恋ひして、これを慕ふに熱を以てしてくるやうにはならぬものである」とする<sup>28)</sup>。

「良人を盗まれぬ秘法」(1927年8月号)<sup>29)</sup>では、「男は元来浮気な多妻主義者」であるから、良人の「職業に同化し、よく良人の職業を理解せねばならぬ」が、「更に進んで良人の性情に同化するまでとなり、その趣味にも行状にも同情同感し得られるやうにならぬと、良人は自分の性情に同化し得る女の方へ奔つて行つてしま」うと説く。また、結婚には、「事務的方面(ビジネス・サイド)と遊戯的方面(ローマンチック・サイド)」があり、家庭での役割を果たすことは無論であるが、「夫婦が最も親しい友達の間柄」となり「遊び合ひ、温かな隔意のない遊戯気分」に浸ることが大切であるともいう。

「愛の無い夫婦を恋仲にする秘法」(1928年6月号)には、「英語の『ラブ Love』」の訳語としての結婚前の「恋愛」と結婚後の「情愛」の違いが述べられている。「恋愛」は「性的な内容を多分にもつてゐ」て「性的享樂を一気に短い時間のうちに遂げ」ようとする「動的ラブ」であるのに対し、「情愛」は「精神的の内容を多分に包蔵し、細く長く快樂を味はうとする」「静的ラヴ」であり、両者には「初めから截然たる區別」があると言ふ(1928年6月号)<sup>30)</sup>。とはいえ、夫婦には倦怠期があるので「折に応じ機に処し、夫婦愛若返りの法を講ずる」ことが必要であるという。その際、「夫婦愛の構成要素たる肉と情と智とを利用するのが、一番手近な賢い道」である(「夫婦愛の若返法」2918年9月)。

杉田直樹や谷本富と比較すると通俗的な面は否めない。一方で、日本の結婚が友愛結婚であるという認識、夫婦愛には性愛が必要であるというという認識は共通していた。ただし、通俗的ではあっても、性愛に関する話題に紙幅を割くことはしていない。むしろ、妻の夫への同化や世話を強調しており、男女非対等で性別役割分業的な近代的ジェンダーを浸透させることに影響力をもったのではないかと考えられる。

#### 6-4 「夫婦和合〇ヶ条」式の項目列挙型の夫婦和合論

##### 6-4-1 1910年代後期の記事——「夫婦和合の十秘訣」

夫婦和合という言葉タイトルを含む記事の初出は、1917 (T6) 年 6 月号に掲載された「夫婦和合の十秘訣」(無記名)である。これは夫婦和合の秘訣を項目で列挙するシリーズの初出である(ただし、項目が見出しとなっていて、その内容が文章で説明されている点で、「〇ヶ条」式より文章量が多い)。

冒頭に記者から「理想の夫婦として名高き方々の実験を聞き記したもので、家庭の平和を望む方々への福音と信じます」との前書きがあり、10項目に「第十 夫婦の和合を日課として」が挙げられている。他の九ヶ条は以下の通りである。「第一 相手は人間なりと知れ、第二 互に無理を言わぬこと、第三 同情の心を以てゆるせ、第四 腹が立つたら接近すな、第五 互いに賞め合ふことが必要、第六 秘密を言うな秘密を為な、第七 趣味を同うする事が大事、第八 畏敬するもの仕えよ、第九 相手を責むる事遅く」である(下線引用者)。夫婦の性的和合については言及されていない。

記事には「愛する」という言葉は用いられてはいるが、内容的には love の翻訳語としての「愛」とは異なり、「同情」という言葉と併用されている。

「敵を免し敵を愛する人には、己の半身者たる妻または夫をゆるし、これを愛するだけの同情心の起らぬ筈はありません。」

「家庭をいつも平和に暮さうとするには、互が同情と堪忍との大きい囊をもつみいて、何か気に食はぬことがあつたときは、こつそりと同情袋に入れて堪忍の紐でくくつておいたが何よりです。」(下線引用者)

##### 6-4-2 「夫婦和合の秘訣百ヶ条」

そして10年後の1927(昭和2)年5月号から、「夫婦和合の秘訣百ヶ条」が掲載される。

「夫婦和合の秘訣百ヶ条」は、1927(昭和2)年5月号に第五十条まで、6月号に十一條から七十五條までの25條、7月号に残り七十六條から百ヶ條までの25條が掲載され、3ヶ月間で百ヶ條が完結している。これに先立ち、1925(大正14)年～1926(大正15)年6月号に「良人操縦の秘訣百ヶ條」が掲載されていた(毎月10ヶ條ずつ10ヶ月にわたり連載)<sup>31)</sup>。

百ヶ条のうちで条文の項目名に「和合」という文字を直接含むのは第一条、第二十一条の2条のみであった。

「第一条 和合に満足して終はぬが秘訣。

恋愛が青春の花ならば、結婚は人生の実を結ぶのでせうか？ いゝえ、結婚は雄蕊の花粉が始めて雌蕊の上に契を交はす礼典なのである。人生の実を結ぶのは、その日から後の家庭生活に、朝夕築かれて行く夫婦愛の営みによらねばならぬ。新婚既婚の方々よ！あなた方の和合の実は、今から将来へ日にへに結ばれてゐることをお忘れあるな。」

(1927年5月号。下線引用者)

「第二十一条 和合の箱は二人丈で開くが秘訣。

結婚前の責任は両親や親類や媒酌人その他の人が持つてくれても、結婚後の責任は全部、式のその日から夫婦自身が負ふものである。ところが、家計の不始末から夫婦喧嘩までも、結婚前の責任者へ持つて行くやうなことがあつたら、どうして和合の箱が開かれようか。二人のことは二人です。和合の箱は二人だけであけるのが第一条件である。」

(1927年5月号。下線引用者)

また、この「百ヶ条」には他の夫婦和合論と類似した内容も多く含まれていた。まず、第一に当時の結婚が友愛結婚であることが前提とされている。先に引用した第一条がこれに相当する。第二に、第一点とも関連するが、夫婦和合にとって「夫婦愛」が最重要な要素として指摘されている。第八条「愛して理解するのが秘訣。」では「愛して理解するを夫婦愛の特別な味のあるところ」と、第十九条「何な時でも匙を投出さぬが秘訣。」では「家庭は夫婦愛の意味を体験する厳粛な同条である」とある(下線引用者)。第三に、「夫の同情」により夫婦愛がもたらされるという見方も同様に見られる。第四条「新婚時代の不安に気づくが秘訣」では、「生れた家から新家庭へ入つて来た新妻の不安は、初めて主人になつた新郎の好奇心よりも、比べやうがないほど深いものである。新婚時代の良人の同情ほど妻の力になるものはない。」とあり、「夫婦愛」は「良人の同情」、換言すれば「新郎が読みとる気づかひといたわりと慰め」によつてもたらされるものであるとされている。

第四に、性的和合の必要性についても触れられており、百ヶ条中の以下の5条、第十三

条、七十二條、第七十七、八十三條、九十六條が性に関する秘訣である。十三條、七十二條、九十六條では、夫婦和合の秘訣が性的和合にあり、特に夫の役割が重要であることを説く。妻の悩みや夫婦愛の弱化の原因は夫婦の性的生活にあるが、その原因は夫にあり、夫の「親切」、夫の「指導」が必要であることされている。

・第十三条「訓練と指導とを与えるのが秘訣」

「結婚して、性の秘密に驚く機会は、良人よりも妻の方に多いものである。この驚きを何とも思はない良人の手には和合の鍵が失はれている。驚き以上に苦い経験を、決して妻に嘗めさせないやうに、いとも静かな訓練と自らなる指導とは、妻の驚きを悦びにかへる和合の基である。良人の親切といふことは、このときにこそ妻の身にしみるものである。」(下線引用者)

・七十二条「妻の告白と夫の悔改が秘訣」

「良き経験は智慧の母といふ真理は、夫婦の性的生活に重大な意味がある。これとは反対に悪い経験は倦怠を生む。だから、夫婦愛に幻滅の哀しみが来たら性的生活に智慧のない悪い経験を重ねていないかを、互に打明けて相談するのが何よりである。このとき、先ず十中の九まで良人の方に罪がある。妻の告白と良人の悔改も和合の秘訣である。」(下線引用者)

・第九十六条 涙を見たら神聖な親切が必要

「何がなんだか解らないことに何時までも泣いている妻がある。そしてその原因をしつこく問ひただす良人の心配も無用なことである。なぜかなら原因は妻自身も解らずに啜り泣いているのだから。けれども、かういふことが続いたら、妻の性的生活が果して完全に行はれているかを、良人はすぐに反省するがよろしい。良人の神聖な親切が最良の薬である。」(下線引用者)

そして、残りの第七十七、八十三条では、性的和合にとって性的健全や節制が必要であることが説かれる。

・第七十七条 健全な享樂が秘訣

「健全でない享樂に耽り合ふことが、愛の証明であるなどと思つたら以ての外の誤解である。不健全な方法で何うして真実な幸福が握れよう。真面目な高尚な心の夫婦同士ならば、享樂にも慎み深いのが真実です。とりわけて、新郎新婦の悦ばしい方々よ！

健全は永続の基、健全は満足の基、性的健全は和合の秘訣である。」（下線引用者）

・第八十三条 抑制の慎みが秘訣

「新婚当時の霊も肉もふるへるやうな悦びと感激が、薄れかかつてきたら、それを持ち続けようと工夫するよりも、抑制の慎み、これを忘れていないかを、二人ともに考へて御覧なさい。何年経つても、愛の悦びは抑制のうちから生まれる。まことに抑制そのことは夫婦間の美德であつて、殊に新郎の大きな義務である。ここから和合の旨味が永続する。」（下線引用者）

以上のように、夫婦の性的和合は夫婦関係にとって重要であり、節制が夫婦和合の秘訣であること、妻の情緒不安定や不満の原因は性関係にあるがそれは夫に原因があるから、夫が妻へ同情と親切を施せば夫婦は和合するという夫責任論ロジックを抽出できる。これらは「性愛技巧」の必要性を前面に出す医師による性的和合論とは異なるものであるが、夫婦和合の秘訣としての性的和合、性欲の男女の非対称性、男性責任論などのロジックは共通していた<sup>32)</sup>。

6-5 夫婦和合論にみる性愛・夫婦愛言説

本節では、夫婦和合論における「夫婦愛」言説を欧米のそれとの比較を通して考察する。まず、夫婦和合論における「夫婦愛」「性愛」の「愛」言説の内実を探る。次に、「性的和合」、「家庭」言説に焦点を当てて、当時の日本の「夫婦愛」概念の構成を浮かび上がらせてみたい。結論を先取りすれば、西欧の「愛」(love)、「家庭」(home)概念の日本への移入には日本固有の変質を遂げ、近代日本に特有な夫婦愛概念、夫婦和合論を形成した。その特徴は、①恋愛結婚と異なる「友愛結婚」であるとする認識、②夫婦非対称な「夫婦愛」概念の形成、③夫から妻への「同情」を中核におく「夫婦愛」概念の形成、④父系制直系家族型「家庭」概念の形成、⑤夫婦関係より親子関係を核とする夫婦和合論の形成にある。

6-5-1 夫婦和合論にみる性愛・夫婦愛言説

夫婦和合論において、日本の結婚は恋愛結婚とは異なる友愛結婚であったとほぼ共通して捉えられていたことについては既にみた通りであるが、家族社会学においても、ノッタ一(2007)、大塚(2003a)(2003b)、桑原(2017)、本多(2018)らによって指摘され

一定の見解となっている<sup>33)</sup>。

杉田直樹は、西欧の「恋愛結婚」を「恋愛の終結であり報酬」とする一方で、「日本の従来の結婚は恋愛の始業式」にたとえ、「まず性的に結合して後、双方の恋愛を醸すべき努力をその日から始めるのです」と述べる（杉田 1922 年 2 月 15 号）。

「外国のやうに<sup>ペトロス</sup>約婚の時期というもののない日本では、僅かに一瞬の見合だけで、或はそれさへなしで、三日乃至は一と月といふやうな短時日のうちに、極めて性急に結婚がなされてしまふのですから、その間に理解も同情もある筈がありません。寧ろ、さういふ夫婦の間に愛が湧いてくるのが不思議な位です。そしてお互いに趣味も性格も思想も甚だしいのは容貌や名前すらもよく知らないで、ただ性的にのみ結合されるのですから、愛の破綻の極めて多いものも無理からぬことだと思はれます。かくまづ性的にだけ結合されるのですから、ここに重大なる意義をもつのは性的関係で、その影響に依つて、その夫婦の将来もまた大いに幸不幸を導かれることになるのです。」（1922 年 2 月 1 日号。下線引用者）

谷本富においても同様に語られていた。

「たとへ結婚前には所謂恋愛は左程でなかつたとしても、一旦夫婦となつて後、漸く日数を重ねるに従つて相愛することの愈々親密となるところに、結婚生活の真諦はあると云へやう。」（1921 年 10 月号。下線引用者）

日本型近代家族の特長の 1 つが「友愛結婚」であることを指摘したノッターによれば、大正期の「家庭」という日本型近代家族は「友愛結婚」は、「情熱的な恋愛関係よりは、『友愛結婚』にふさわしい『幸福』や『理解』が結婚生活の目的とされていた。そこで、何よりも重要視されたのは相手の『人格』であった。（中略）結婚に『愛と理解』が求められているとはいえ、最終的な目標はロマンティック・ラブというより、『<sup>ママ</sup>暖かい家庭』であるホームであった」（ノッター 2007:88）。さらに、ノッターは、夫婦関係には、夫の「よき内助者」としての妻像、一心同体の理想、師弟関係という 3 つの特徴が見られたことを指摘しているが、これらの 3 要素は夫婦和合論にも同様に確認できた。

## 6-5-2 夫婦非対称な「夫婦愛」概念の形成

欧米と異なり日本においては、結婚に先だって愛情（情緒）が存在せず、したがって「まず性的にのみ結合される」夫婦の間に、いかに愛情を誘発させるのかがポイントとなる。杉田直樹が提唱するのは、「愛を培へ」ということであった。

「そうです。愛です。夫婦の間を温く繋ぎ得る最初のそして最後のものは、やはり愛です。性格や趣味や思想の差異から来る感情的の疎隔を消してくれるものも、やはり愛の外ないのです。」（1922年2月15号。下線引用者）

ただし、その「愛」とは、「私のいふ所は、恋愛のないのを敬愛を以て充たせといふ意味」（傍点著者）であるとして以下のように述べている。

「恋愛は求めあふ愛です。自分の内にないものを異性から求めあふ愛です。それに対して夫婦としての愛は、凡てを捧げあひ宥しあひ擁きあふ愛です。私の充たされない恋愛をすて、夫婦としての愛に生きよとは、つまり求めあふ代りに、凡てのものを捧げあひ宥しあひ擁きあふやうになれといふ意味なのです。」（下線引用者）

とはいえその愛は男女非対称であることが徐々に顕在化する。

「ほんたうに妻としての立場を自覚したら、（中略）良人のため家庭のために自分といふものを敢て犠牲にして、良人の性格なり趣味なり思想なりの方へ歩みよつて、できるだけそれに同化し融合してゆくことができるべきだと思ひます。」

「更に婦人が、自ら自覚して家庭のため子供のために良人に同化し融合してゆくのは、決して盲目的な屈従ではなくして、寧ろ当然なる愛の奉仕であり、また最も本能的な美しい祈りの気持ちであると、私は思ふのであります。」（1922年2月15日号。下線引用者）

夫婦として互いに自我を捨て融合するとういメッセージを拡散しつつ、「女性が子供・家庭のために良人に同化する」ことを求めている。それが、「当然なる愛の奉仕であり、また最も本能的な美しい祈り」という女性の本質論が展開される。「同化」は1920年代後半において青柳有美によって強調されていたが、「夫婦和合の秘訣百カ条」においても

言及されていた<sup>34)</sup>。

### 6-5-3 夫から妻への「同情」を中核におく「夫婦愛」

夫婦の愛が語られる際のキーワードが「同情」である。杉田直樹が、日本の友愛結婚には結婚時に夫婦の間に「理解と同情」が不在だと指摘したことは先述の通りである。また、性的和合論の到達点となった小酒井不木や長谷川茂治も、女性の性的不満が、「男子の側の性的無智」、「男子の無同情または無関心」から発生することを指摘し、以下のように述べている。

「良人たるものは無関心な態度を捨てて、すべからく女子に同情を表すべきであらうと思ひます。まったく夫婦生活を円満ならしめる第一の条件は、良人の同情によつて妻を満足せしめることにあるのであります。」（小酒井不木、1927年5月号。下線引用者）

「然し、これとても先ず性生活の第一歩に於て、男性が深い理解と同情をもつて愛撫し、慎ましやかに行ひましたなら、未知の危惧は喜びと変り、疼痛もうやがて失せて、無理なく幸福な道が開かれるのであります。」（長谷川茂治、1927年6月号。下線引用者）

夫婦の愛情の大切さを強調した谷本富が「妻の愛嬌と夫の温かい同情」が必要だと説いたことは先に指摘した（6-3-2参照）。また、「夫婦和合の秘訣百ヶ条」第四条「新婚時代の不安に気づくが秘訣」では、「生まれた家から新家庭へ入つて来た新妻の不安は、初めて主人になつた新郎の好奇心よりも、比べものがないほど深いものである。新婚時代の良人の同情ほど、妻の力になるものはない」とあり、「和合の第一歩」は、妻の「言ひやうのない不安を、新郎が読みとる気づかいといたはりと慰め」によつてもたらされるとされている（1927年5月号。下線引用者）。

1912年に刊行された山田美妙著『大辞典 下巻』（東京 嵩山堂発行 1912）<sup>35)</sup>では、「同情」は以下のように説明されている。

「どうじやう」（同情）

「心理学ノ語。スベテ、身外ノ他物、又ハ他人ナドノ境遇、状態ナドヲ推察シ、充分我ガ身ノ上ノ如クニ感ジ随ツテ利害ノ考ヘヲ捨テテソレヲアハレムバカリニ至ル、貴イ情。英語 Sympathy ニ対スル譯」<sup>36)</sup>。（山田美妙著『大辞典 下巻』1912, 嵩山堂。



下線引用者)

英語の sympathy に対応する語で「アハレムニ至る、貴イ情」とされている。西欧の恋愛 (love) と異なることはいうまでもない。また、その同情は夫が妻に対して与える片務的な情緒と見なされていた<sup>37)</sup>。上述の通り、「同情」が使用されているフレーズは、妻の性的不満や不感症を取り除くためには、夫が「同情」をもって妻の生理や心理を「理解」することが必要であると複数の者が説いていた。「同情」は優位な立場にある男性から劣位に置かれた女性に与えられる愛情の一つのカテゴリーであったと考えられる<sup>38)</sup>。

#### 6-5-4 父系制直系家族型「家庭」概念の形成

先述したように、夫の親のみならず、小姑なども同居する世帯を「家庭」と表現したり、家風の合う相手との結婚を勧める際に、双方の「イエ」を「家庭」と称すなど、1910年代には、家庭という語は父系直系家族、すなわち「イエ」にまで適用されており、「イエ」の人間関係が円満であることは「家庭の幸福」と表現されていた。

谷本富は、西洋の「新夫婦」が作る「スイートホーム」のことを「家庭」と表現しているが(谷本 1921年8月)、同時に、「わが国古風の武士の家」の雰囲気もまた「家庭のヒステリカルな空気」と「家庭」という言葉を用いて表現している(1922年2月1日号)。さらに、谷本富は、「夫婦間の情愛は、(中略)性愛即ち性慾に由る恋愛を基礎とし、然も友愛あつて相扶け相謀り、偕老同穴終生離れず、その上に子を欲し子を得ては、また親子の愛情日に加わりて、そこに完全なる夫婦生活、家庭生活は完成する」(下線引用者)としており、近代的な「家庭性」のイメージを彷彿とさせる。しかし、同時にまた、「夫婦生活」の重要性として、「我が国古来の習俗よりすれば、『家の存続』といふことが第一で、それには固より子を挙げるといふことが緊要事件」(谷本 1921年8月号)であると述べている。「家庭」という用語は、西洋的スイートホームにも、日本の「イエ」にも幅広く適用されていることがわかる。

また、性的和合論者である谷口慶二(仮名、医師)は、「夫婦和合の秘訣」(1930年10月号)において、夫婦関係に与える姑や小姑の影響について以下のように語っていた。

「夫婦の和合と言へば、単に良人と妻との間だけの問題のやうに考えがちですが・  
・(中略)夫婦が如何に愛し合つていても、姑や小姑との関係が、うまく行かなけれ

ば、その夫婦は決して幸福ではありません。」「夫婦関係の破綻の原因は、良人または妻から出る場合が多いのですが、ときにはその原因が第三者たる姑や小姑などとの関係から出る場合も、決して少くないものであることを、忘れてはなりません。」(谷口慶二(仮名)、1930年10月号)

このことから、1920年代にあっても、「家庭」という用語が父系直系家族、すなわち「イエ」に対しても用いられていたことは想像に難くない。ただし、1920年代後半の「夫婦和合の秘訣百ヶ条」(1927年5月)になると状況には変化が見られる。標題に「家庭」の語を含めているものが百条中2カ条あるが、ここからは、家庭は「新夫婦」による核家族であり、「スイートホーム」の訳語として家庭であるというニュアンスが伺われる。

・第六十一条「家庭の目的を極めるのが秘訣」

「空想でも良いから、将来の理想を二人で一緒に語り合ひませう。さうして本当に実現し得る理想を立てて、二人がそれへ進まうとするなら、尚ほ更に結構至極、この和合の楽しみには光がある。目的のない生活は悲しい。さて、あなたの御家庭の生活目的は？お二人が口を揃へて、これを明白におつしやるなら、何といふ立派な和合でせう！」

(1927年5月号。下線引用者)

・第十六条「家庭の秤を水平にするのが秘訣」

「どんなに愛し愛されてても、家庭は二人の共有といふ平凡な心理を忘れたら、愛しすぎて和合を破る危険がある。(中略)家庭の秤は水平に！どちらが重くされているかを話してみて『君の方に傾いてるぜ。』『あなたの方だわ。』とあつたら万歳である。」

(1927年6月号。下線引用者)

このような差異が、年代による変容であるのか、論者による見解の差異であるのかは定かではないが、1920年代後半には「家庭」言説に多様性がみられるようになっていた。

#### 6-5-5 親子関係を核とする夫婦和合論

夫婦愛や夫婦の性愛の重要性を語っていた論者たちも、子どもの妊娠・出産後の夫婦関係を語る際にはそれまでとまったく異なるロジックを持ち出していた。子どもの妊娠・出産を機に夫婦の関係は、妻と夫の関係から、子どもの母親と父親の関係へと変化し、家族

の親密性のあり方は、夫婦愛から親子愛を中軸とした「家庭愛」へと移行することが期待された。

先に、谷本富が「一家の和合」のため必要な「愛情」として、「性欲に由る恋愛」、「友愛」、「親子の愛情」という3つの愛情を挙げていたことを指摘したが、谷本富がもっとも重視していたのは「親子の愛情」であり、夫婦和合の秘訣の要と位置づけているのは子どもの出産と育児であった。

「それにしても夫婦間に子の無いのは何よりも悪い。子は夫婦の間の楔子であり、連鎖である。されば夫婦和合の秘訣は究竟するところは子ができて、しかも丈夫に育つやうにすることだらう。」(1921年8月号。下線引用者)

また、杉田直樹も、『主婦之友』に掲載された記事においては論じていなかったものの、雑誌等で公表した既発表の記事や評論等を再編して上梓した著書『近代文化と性生活』(1931)において次のように述べている。

「新妻が夫に対する愛情は、単純な肉性に基づくものではなく、性的本能による無批判的の愛情に過ぎないのが多いのではあるが、一度子を持った母となるや、茲に真の性的本能が現はれて、子に対する自覚的愛情が、夫に対する性的結合の慾求よりも一層強くなり、即ち家庭愛が構成されるのである。この時期に於て妻が夫を愛するのは、夫であるが故に愛するのではなく、愛するわが子の父であるが故に愛するのである。(後略)」(杉田 1931:233 下線引用者)<sup>39)</sup>。

この傾向は、夫婦間のコミュニケーションによる親密性を強調していた「夫婦和合の秘訣百ヶ条」(1927年5月～7月号)でも共通していた。

第四十条「子・母・父の順序で行くが秘訣」では、「子供が生れたら、小さいものを中心にするこそ、和合の基である。いかにも和気藹々とした夫婦は、子供中心の家庭に多いものである。父・母・子といふよりも、子・母・父の順序で行く家庭にこそ、愛は限りなく深められる」と、また、第六十条「子供本位が秘訣」では、「子供が生まれたら和合の中心は子供本位に！ここに夫婦愛が深められて本当に切つても切れない仲といふ味がでる」

(下線引用者) としている。そして、最後の第百条は以下の項目で締めくくられている。

第百条「子供は夫婦で教育するが秘訣」

「・・・(前略) 妻は良人が自分を愛してくれるよりも、子供を愛してくれるものを悦ぶもの、これが母性の尊い本能である。だから子供は親が揃って教育ませう。子供教育に良人が熱心である限り妻の愛は倍加して良人に捧げられる。」(1927年7月号。下線引用者)

日本型近代家族の夫婦愛概念は、子どもを介在した、子どもの両親である夫婦の間に形成される情緒的関係である位置づけられていた。日本型近代家族が重視していたのは、「夫婦愛」中心というよりは、親子関係を軸とした「愛ある家庭」であった。日本型近代家族の感情的核は「恋愛そのものというより、家庭愛や母性愛だった」とのノッターの指摘は的を射ていた(ノッター 2007)<sup>40)</sup>。日本型近代家族の「友愛結婚」は夫婦本位よりも親子本位を選好した。近代日本の夫婦和合論は、「性的和合」、「夫婦愛」、「家庭」という語を多用しつつも、その実「非対称な夫婦関係」、「夫婦関係よりも親子関係の優先」、そして、家族の幸福のための自己犠牲も厭わず「同化」する献身的な女性観を基軸とした「和気藹々とした」「あたたかな」家庭イメージを形成した。

#### 6-6 「夫婦相和シ」論との比較 — 本多真隆の議論との関連で

本多真隆は1890～1920年代における教育勅語の「夫婦相和シ」の解釈をめぐって形成された言説の分析を行い、1890年以前から既に、『恋愛』とは別のかたちで実現される、『精神的結婚』や『相互の理解』という言葉に纏うような『夫婦の愛』(本多 2018:151)に関する言説が存在していたことを指摘している。

本多が主な分析対象としたのは、教育勅語の公式的な解釈と見なされている井上哲次郎『教育衍義』(1891年)であるが、本多は「夫タルモノハ、妻ヲ愛撫シテ、以テ其歡心ヲ得ベク」というように、夫の能動的な心掛けが情緒的関係の実現のために強調されている点に着目した。しかし同時に、「決シテ自己ノ妻ヲ婢僕ノ如ク見做」すことなく、「自己ノ最近最深親ノ同伴トシテ、終身深ク之レヲ愛隣」することを説いていることから、夫婦間に明かな権威服従関係があったことも指摘している。また、夫婦間の情緒性を示す用語は、「愛撫」「愛隣」であったということから<sup>41)</sup>、仮に、それが「夫婦愛」の一つのヴァ

リエーションであったとしても、友愛結婚の夫婦愛言説とは質が異なっているように思われる。

本多自身も、「夫婦相和シ」論の夫婦の情緒性言説には、「情緒的關係と權威服従の結合」、男女同権のような民主主義的な理念を否定する論理が存在し、「恋愛」ないし「自由結婚」を肯定する記述は見出せなかったとして（本多 2018:156-157）、西欧の近代家族にみられる家族像に配慮しつつ、それらを抑制するロジックが存在したと結論している（本多 2018）。

ただし他方で、これらの言説と 1920 年代初期の性的和合論とに連続性もみられた。夫の妻への「同情」、妻の夫への「同化」言説は、基本的には「妻が夫に『服従』する權威服従關係」のヴァリエーションであるし、父系直系家族を「家庭」と称し、家庭の平和や一家の円満を強調している点は、『家（家族制度）』に動揺を与えることを警戒する論理と重なる。とはいえ、官製の「夫婦相和シ」論に比較すれば、『主婦之友』に掲載された夫婦和合論の妻と夫の非対等な関係性は、「一心同体」という夫婦關係の理想にカムフラージュされ、やわらかな權威主義に変質していたし、同じ趣味を持つことによる共同行動や、自己開示をともなったコミュニケーションによる共感や理解、経験や感情の共有など、より情緒的な親密性が強調されるようになっていた。

さらに最大の差異は性的和合の有無である。本多は、『家（家族制度）』の情緒が排斥した要素として、個人主義、自由結婚、男女同権などを指摘したが<sup>42)</sup>、性的要素は議論の俎上にも上っていなかったのではないだろうか。1920 年代の性的和合論の知見からは、近代日本が最も強く排斥することを意図した要素は夫婦間性行動の性愛化（快樂主義）であったことを付け加えることができる。1920 年代の夫婦和合論の一部において夫婦の性的和合は強調されたが、それはあくまでも「性の生殖への従属」への枠内であり、「性における生殖と快樂の分離」にはきわめて強い警戒感が顕示されていたのであった。

## 6-7 性的和合論における節制言説と避妊言説

最後に、夫婦和合論における避妊言説に照準をあてて考察を行う。避妊言説と同時期に展開された夫婦和合論であるが、そのなかで、避妊はいかに位置づけられ、いかに語られていたのだろうか。

結論を先取りすると、性的和合論の特徴は、「節制」に対して大きな価値を付与しており、避妊に対して否定的であったことにあると言える。日本の性的和合論が依拠していた

ハヴェロック・エリスやマリー・ストーブスにあっては、性愛と避妊はセットで承認されていたのに対して<sup>43)</sup>、近代日本の性的和合論は、性愛の肯定と人工的避妊の否定というアンビバレントなロジックにより構成されていた。

#### 6-7-1 節制の強調 — 性的快楽と節制

性的和合論者のうち岡本寛雄以外の4名に節制への言及がみられた（引用文中の下線は引用者）。

「良人も妻もよくよく己れを省みて、お互の精神と前途の幸福とに重大なる影響を醸す性的節制を充分に守りぬくべきであります。」（杉田直樹、1922年4月号）

「それゆえ、性的不満を除こうとして、節制を忘れることは、やはり夫婦生活を危険ならしめるものといはなければなりません。」（小酒井不木、1927年5月号）

「愛する良人のことを想ひ、愛する妻のことを想ふとき、充分の節制、充分の注意が払へぬことはありません。」（長谷川茂治、1927年6月号）

「結婚当初の不節制のため、夫婦の何れか一方が病気になる、そのために性生活の不調を招き、人も羨んだ円満な夫婦仲に、思ひも及ばなかつた破綻の生じた実例を、私どもは厭になるほど多く見せられています。」（谷口慶二（仮名）、1930年10月号）

このように夫婦不和合の主たる原因として「享樂的な性生活」（過度の性的満足、放縱な性生活）、「不節制」があり、それにより、性生活の不調のみならず、精神障がい、不妊が引き起こされ、その結果、夫婦生活が「破綻」というロジックが存在していた。この節制の強調は、性的和合論のみならず、「夫婦和合の秘訣百ヶ条」（1927年5-7月号）にも登場していたことは先に指摘した通りである（第七十七条、第八十三条）。

性的和合と節制はセットで語られていた。換言すれば、性的快楽は「性の生殖への従属」の範囲で許容されていたのであり、逆に、「性における生殖と快楽の分離」の結果生じる快楽主義<sup>44)</sup>は快楽は抑制されていた。

#### 6-7-2 性的和合論の避妊言説

避妊への言及は、杉田直樹、谷原慶二（仮名）の記事においてみられたが、両者とも避妊には反対の立場を示していた。

まず、杉田直樹は、産児調節運動が日本でも開始された1920年代初めに、避妊に反対

する姿勢を明確にしていた。

「近時世論にのぼるやうになつた新マルサス論も経済上や享樂上のいろいろな論拠はあるでせうが、夫婦關係上からいへば、性的不満に導かれ易い憂ひがあるといへます。」<sup>45)</sup>

(1922年4月号)

谷原慶二(仮名)は、「今日では、婦人の間にさへ、子供を生みたがらぬ思想が流行しているほどですから、良人にとっては、尚更、妻の妊娠が喜ばれない傾向のあることを、しらなければなりません」と避妊の流行を嘆き、以下のように述べている。

「近代の新しい思想にカブれた人々は、夫婦の性生活を、極めて享樂的なものと思ひ込んで、生殖といふ、結婚の本来の目的を、すっかり忘れているやうですが、これほど恐るべきことはありません。私どもの診察室を訪れて来られる患者の実例に徴して見ましても、放縦な性生活に浸っている夫婦ほど、破綻が早く来ることを断言することができます。」(1930年10月。下線引用者)

小酒井不木、長谷川茂治については、分析対象の記事には避妊への言及がない。そこで、他の記事を参考にすると、避妊具を用いる人工的な避妊に対して反対の意を示していたことがわかる。

小酒井不木は、『主婦之友』1927年10月号掲載「肺病患者の夫婦生活」のなかで、女性の肺病患者からの質問に対して、避妊具を用いる避妊に対して批判的な見解を述べている<sup>46)</sup>

「その具体的方面に関しては、今ここに述べることはできませんが、若し若い夫婦が充分な理解をもつて行つたならば、最も原始的な簡単な方法によつても、目的は達せられると思ひます。昨今、種々の機械などが売り出されてをりますが、それ等のものの使用は、夫婦の労力を節約せしめようとするものですから、失敗に終り易いのであります。」(1927年10月号。下線引用者)

同様に、長谷川茂治も「妊娠中絶・避妊・人口妊娠(其六)」(1926年8月号)の記事のなかで<sup>47)</sup>、避妊は「避妊すべき特殊事情」がある際に行うものであって、「人工的に避妊するといふことは、ただ分娩の苦痛から免れたいとか、妊娠によつて自己の容色が悪く

なるのを恐れるとか、或は単なる安価な享楽主義の上から、受胎を避けやうとするやうな、不真面目な態度で扱ふべき性質のものではありません」と述べている<sup>48)</sup>。

以上のように、杉田直樹は、避妊は性的不満の原因となるという危惧から避妊には否定的であったし、小酒井不木は、避妊具を用いた避妊に対して懐疑的であった。谷原慶二（仮名）も、「避妊=享楽」というとらえ方で避妊は夫婦不和合をもたらすものとして批判的に捉えているし<sup>49)</sup>、長谷川茂治も同様に「節制」の重要性を強調している。これらの論者は皆、性的快楽に対して強い警戒心を抱いており、節制、克己による禁欲に価値を置いていた。

唯一の例外は谷本富であった。谷本富は、夫婦和合の秘訣が「子どもができて、しかも丈夫に育つやうにすること」であることを指摘した箇所に続けて「強ち昔のやうに多きを望まず、適宜制限を加へるとは、また一層夫婦が和合を固くする所以かとも思はれる」（1922年2月1日号）とし、少産優育のための避妊を肯定していた。

谷本富の避妊への言及は、『主婦之友』の記事においては上記のみであったが、1926年『太陽』（第23巻第13号）の特集「続産児調節論批判」（第二回発表、回答到着順）の記事に避妊に対する意見を表明していた。この特集は、「一、一家の経済上多数の子女を教養し得ない場合には産児を調節した方がよいでせうか。二、我が国現時の状態より見て産児の調節は必要でせうか」という編集側からの2つの問に対して識者が回答を寄稿する特集であり<sup>50)</sup>、谷本富（文学博士）の回答が掲載されている。賛否両論の意見を整理したのち、少産優育の観点から賛成という意見述べている。

「(前略) 自分は夙に調節論の方に賛成するもので、一家一国の貧乏を救済する、最有効の方策だと確信すると云はう。若夫れ一定の疾病の遺伝防止策とし、又妊婦の保健の必要上よりして産児禁止をも行ふべきことでは敢て喋々呶々するを待たなからう。因みに昨年紐育市で開いた国際産児調節大会では、結局『数を少なくして質のより良い子ども』を猶一層必要と認めるといふことに、満場一致であつた様だ。」（『太陽』第23巻第13号：167頁。下線引用者）

しかし、本記事では性的和合や性的享楽については一切触れていなく、「一家一国」の貧困問題解決という見地からの「少産優育」支持の意見であった。



### 6-7-3 性的快楽と避妊のアンビバレンス

以上のことは、性的和合論者たちが、性的和合の重要性を強調しつつ、避妊は「克己」に基づいた「節制、禁欲」によるべきという立場に立っていたことを示している。つまり、避妊については、性愛言説と避妊言説のパラドックスとでもいうべき現象が見られる。性的和合には男女双方の性的快楽（オーガズム）を必須とし、性愛技法の必要性が強調されているのであるが、それは避妊なき性的快楽（オーガズム）の主張であった。

5-5-3 「受胎期をめぐる認識の状況」で述べたように、1920年代には確固とした安全日に関する科学的知識は存在していなかった。そのような妊娠の恐怖が払拭されない状況下で、女性がオーガズム（性的快楽）を感じることは容易ではない。繰り返しになるが、ハヴェロック・エリスやマリー・ストープスの場合は、性愛技巧と避妊はセットで語られていた<sup>51)</sup>。しかし、1920年代の『主婦之友』の男性医師による性的和合論では、性愛技巧は節制（禁欲）とセットで提唱されていたのである。

節制は、性的和合論者のみならず、産児調節運動のオピニオン・リーダーたちにも共通して称揚された価値であるが、産児調節の実践家たち（小川隆四郎や小池四郎など）が避妊法の研究や実践にかかわろうとしない医師を批判した背景には、このような状況があった。医師たちは、営利目的のための信頼できない非医師の産児調節運動家から距離を置き彼らと自らを差異化するために、産児調節運動に対して無関心に過ぎるきらいがあった（太田 1969）。性愛論と避妊論の担い手が医師と非医師中心の産児調節運動家に分断され、社会的ステータスの高い医師（医学博士・医学士）<sup>52)</sup>が避妊に否定的であったこと、さらに言えば、夫婦の性愛を称揚した医師（医学博士・医学士）でさえもが避妊を性的快楽のための手段として捉え、避妊に否定的であったことが、産児調節運動の困難の一因となっていたのではないかと推察される（表6-4 参照）。西欧の性科学、産児調節運動においては、性愛と避妊はセットで論じられていたのに対し、日本においては、夫婦間性行動の性愛化は「性の生殖への従属」の枠内で承認されたのであり、「性における生殖と快楽の分離」を促進する性愛化は抑制された。ここが西欧型近代と日本型近代最も大きな違いであった。

また、産児調節運動が広まった時代にあっても、『主婦之友』などの女性雑誌の読者層において節制・禁欲による安全日法を実践していた者が比較的多かったことには、このような社会的背景が影響していたと考えられる。経済的理由や子どもの教育などの理由により子ども数や出生間隔をコントロールするための避妊が必要であったとしても、都市新中

間層に属した人々は、克己心に基づく禁欲（制欲）による避妊を受け入れるメンタリティを形成することで、労働者階層の人々との差異化を図っていた。1920年代の性的和合論は、夫婦間性行動の性愛化と同時に「節制」と「禁欲」を促すというアンビバレントなロジックにより構成されていた。

表6-4 性的和合論と産児調節論の位置付け

	性的和合論	産児調節（避妊）論
社会的関係性	優位	劣位
担い手	医師	産児調節運動家（医師も含む）
避妊の賛否	否定／消極的支持	積極的支持
避妊法	節制・禁欲	避妊具・避妊薬の使用

#### 6-7-4 避妊記事と性的和合記事が読者に与えた影響

第5章5-5において、1920年代後半に『主婦之友』、『婦人公論』に掲載された女性の投稿記事において性的快樂に関する言表が登場したことを指摘したが、このような言説実践の変化の背景は、同時期における性的和合に関する記事の掲載があった。投稿記事におけるオーガズム（「オルガスム」）の初出は、ケース K（『婦人公論』1930年4月）であったが、Kの夫は「有名なストープス女史の“Wise Parenthood”という書物」を「熱心に」読んでいた。

『婦人公論』、『主婦之友』の両誌には、マリー・ストープスを直接的に紹介する記事掲載されていなかったが、産児調節運動家として著名であった医師の馬島憊が1929年10月にマリー・ストープス“Contraception”の邦訳『避妊の研究』（平野書房）を刊行し、『主婦之友』1930年3月号「妊娠調節の誌上相談会」（岡本寛雄・馬島憊）において、この著作が「最も真面目であり、内容も豊富である」と高く評価していたことなどが、その後のマリー・ストープスの受容に影響を与えたと推察できる。

また、当時避妊に関心のあった人々は、女性雑誌のみならず、新聞、雑誌、そして「産児調節」・「産児制限」に関する書籍などの活字メディアを「読み漁って」いたため、何らかのメディアを通して、マリー・ストープスの情報を入手していたとも推測できる。管見の及ぶ範囲では、男性雑誌『太陽』が、1926年10月号に「ストープ夫人の英国の産

児調節」や、同年 11 月号にハヴェロック・エリス「産児調節」を掲載するなどしていたことから、夫が男性雑誌から収集した情報を妻に伝達した可能性も考えられる<sup>53)</sup>。

しかし、『主婦之友』読者層の夫婦間性行動の性愛化に対して最も大きな影響力をもったのは、長谷川茂治（慶応大学医学部婦人科主任）であったのではないかと考えられる。既に、第 6 章 6-2-1（4）で述べたように、長谷川茂治は、『主婦之友』1926 年 1 月号から 11 月号（2 月号は除く）に妊娠と出産等についての記事を連載し、これらの記事を収めた『妊娠と分娩の新知识（一名 性生活の調和と繁栄のための心得）』が 1927 年 6 月に主婦之友社より出版されていた。このことから、長谷川茂治による『主婦之友』の記事は読者からの反響が大きかったと考えられる。

既に第 4 章 4-5-1 で指摘した通り、『主婦之友』、『婦人公論』における具体的避妊法の記事の初出は、『主婦之友』1926 年 8 月号に掲載された長谷川茂治による「妻の心得べき特殊事情による妊娠中絶・避妊・人工妊娠」であった。雑誌記事はほぼ伏字であったが、1927 年刊行の単行本には、具体的避妊法が伏字なしに記載されていたことから、『主婦之友』の読者層の中には両者を読んでいた者が少なからずいたのではないかと推測できる。

同じ連載の「医学者の立場から観た優良児を生むための夫婦生活の心得」（1926 年 10 月号）には、以下のように述べられている（『妊娠と分娩の新知识』「六、優良児を生むための夫婦生活の心得」）。

「夫婦の性生活の調和如何は、夫婦の愛情を永く保たせ、相和してゆく上に、非常に密接な関係があること、従つて優良児の出生とも深い関係があることを知つて、たゞ享樂的なものとせず、極めて厳肅な営みとなさねばなりません。」（1926 年 10 月。下線引用者）

以上のように、「少産優育」に関心を有した読者層に対して、「優良児を生むため」に性的和合が必要であることを説いている。性的和合を性的快樂から切り離していることは言うまでもないが、夫婦愛の完成という目的ではなく、優良児の出生（生殖）に必要な要素として位置づけるロジックは日本型近代に親和的であり、性的和合や性的快樂に抵抗のある層に性愛化を普及させることにむしろ効果的であったと考えられる。

著書『妊娠と分娩の新知识』に収められた「付録」「性生活上の危機と和合法——不感

症とその他の原因を作らぬことが大事」においては、性的不和合の最大の原因であり、「且つ最も多数の人から相談を受ける『性的満足』と『不感症』について論じ、女性の不感症を防ぐには、夫による「性生活の適宜な誘導」と「夫婦両者の熱愛」が必要であると述べている（長谷川 1927:286）。

「男性は女性の特異な状態を理解して、それに適するやうに努め、二人が満足を一  
致して感じるやうにすることが大事であります。

また一面、不感症の女性にとって、精神的には、相手の男性に喜んで身も心も捧げ盡すといふほどの深い愛情を懐くやうに努め、また ×× と ×× を ×××× を増すことが、悲しむべき不感症から免れる唯一の道なのであります。」（長谷川 1927:288。×× は伏字。下線引用者）<sup>54)</sup>

この文章には、性欲の男女非対称と男性責任論が登場するのみならず、言葉自体は用いられてないものの夫婦間での一致した「オーガズム」の必要性が説かれている。「性愛技巧」という用語は用いられていないものの、ハヴェロック・エリスやマリー・ストープスらの性愛論の基本的要素がほぼ紹介されていた。

長谷川茂治とハヴェロック・エリスやマリー・ストープスらの差異が節制の強調にあったことは先にも指摘したが、両者の最大の差異は避妊に対する立場であった。長谷川茂治は他の性的和合論者と同様に、避妊すべき特殊事情がある場合以外の人工的避妊に対して反対の立場をとっていた。

「妻の心得べき特殊事情による妊娠中絶・避妊・人工妊娠（其六）」（1926年8月号）（『妊娠と分娩の新知識』「十三 避妊と人工妊娠の理論と実際——附 特殊事情による人工妊娠中絶法」）は、避妊の具体的方法を説明した記事であるにもかかわらず、人工的避妊に対する反対の立場で書かれていた。ただし、読者は著者の意図とは無関係に、この記事から具体的避妊法の情報を収集していたと思われるが、読者に影響力をもった医師の見解が、「性における生殖と快楽の分離」を抑制し、避妊具や薬剤を用いず、男性の克己という意思力に依拠する節制と禁欲（制欲）による避妊法を都市中間層の読者たちに支持せしめたと考えることは、あながち的外れではあるまい。

また、避妊に成功した夫婦がよくコミュニケーションを取り協力しあっていたことも、夫婦和合論との関連を予測できる。夫婦愛の重要性は夫婦和合論に共通してみられるもの

であったが、通俗的夫婦和合論の集大成である「夫婦和合の秘訣百ヶ条」（1927年5-7月号）では、「愛して理解するのが秘訣」（第八条）、「和合の箱は二人丈で開くのが秘訣」（第二十一条）、「総ての物を共有とするのが秘訣」（第二十五条）、「第一の願ひを知り合ふが秘訣」（第四十一条）、「同時満足が秘訣」（第五十二条）、「告白と相談と理解が秘訣」（第五十八条）、「愛情を検温してみるのが秘訣」（第六十三条）、「内外の苦しみを知合ふが秘訣」（第七十一条）、「魂の真実を献げ合ふが秘訣」（第八十一条）、「不満は黙つてゐないのが秘訣」（第八十六条）、「新婚の悦びを語合ふのが秘訣」（第八十七条）など、夫婦の愛情、理解、自己開示や悩みの共有など、近代的親密性を備えた夫婦の情緒的関係形成のためには相互コミュニケーションが必要不可欠であることが繰り返し列挙されていた。

たとえば、「第五十八条 告白と相談と理解が秘訣」には、「どういふ時にも、真実の告白・徹底した相談・完全な理解、これが結婚生活の三大憲法である」とあり、このような望ましい夫婦関係言説が避妊実践の局面にも適用された結果、避妊に成功したと考えられる。

ただしその一方で、夫婦の関係は不平等な関係であり、夫の妻への「同情」、「理解」、「親切」と、妻の夫に対する「同化」により夫婦愛は形成されていくものとされていたり、避妊の実践において、妻が尊敬する夫に教え導かれるという師弟関係がみられたが、教育勅語にみられた「夫婦相和シ」論に比較すれば、権威主義的な関係性は弱化し、親密性形成への志向性が高まったことは確かである。

## 6-8 小括

避妊に関する言説実践が高まりを見せた1920年代は、くしくも、夫婦和合に関する言説実践の隆盛期でもあった。夫婦和合論は、医師による性的和合論と医師以外の著名人、識者による夫婦和合論に大別できるが（さらに後者は、識者による夫婦和合論と夫婦和合百ヶ条に細分化される）が、夫婦和合のためには夫婦愛が重要であること、子ども本位の家庭の形成により夫婦和合もより強化されるなど共通した認識を有していた。

この時期の夫婦和合論に特徴的であったのは、医師による性的和合論の存在である。欧米の近代性科学の影響を受けた性的和合論が医師によって導入され、夫婦間性行動の性愛化への言説実践が開始された。医師によって展開されたこれらの言説実践では、性的和合が夫婦和合の中核に位置づけられ、夫婦の不和合（家庭生活の破綻）は主に女性の性的不

満が原因であると見なされた。そして、女性の性的不満を払拭するのは男性の責任であり、「性愛技巧（アート・オブ・ラブ）」をよく理解し実践することが男性に求められた（男性責任論）。

医師による性的和合論は、当時、友愛結婚であった夫婦に夫婦愛を生み出すための言説戦略でもあった。しかし、当時の夫婦愛は「夫婦一体」を目指しながらも、夫から妻に対する「理解と同情」に支えられるものであり、また妻には夫への献身や同化が要請される男女非対称な関係性により支えられていた。

しかし、1920年代の後半には、「新夫婦」とその子どもから成る核家族を想定した「家庭」の夫婦和合が論じられる傾向が強まった。ただし、夫婦和合論といえども、子どもの誕生以降は子ども本位の家庭の幸福を目指したのであり、夫婦愛は後景に退き、夫婦は子どもの母親・父親として愛情の絆で結ばれた「家庭」を形成することを期待された。

ただし、夫婦和合論には、一方で、夫から妻への理解や同情、妻の夫への同化、教える夫とその教えに導かれる妻という非対称な関係性がみられたものの、自己開示による夫婦の共感や理解、コミュニケーションによる感情や経験の共有を促進する言説も産出した。避妊の情報や具体的方法の入手の際に、避妊に成功した夫婦間に、自己開示やそれに伴う共感、相談などのコミュニケーション行動が見られたが、このことが避妊を成功に導き、「家族愛」に満たされた「幸福な家族」という家族イメージを形成することを可能にした。

性的和合言説は、一方で、読者の夫婦間性行動の性愛化を促進すると同時に、他方で節制の重視によりその動きを抑制するというアンビバレントな言説によって構成されていた。避妊具や薬剤を用いる人工的避妊法への抵抗が強かった背景には、性的和合論を展開した医師たちが、人工的避妊に反対するというアンビバレントな立場を取ったことが影響していた。

また、性的和合言説は、夫婦間性行動の性愛化言説と同時に、「不感症」言説を増大させた。夫婦間性行動の実態は性愛化言説とは乖離しており、そのことが女性たちに「不感症」という病や不妊、神経衰弱などの健康問題への不安という新たな社会現象とそれをめぐる言説の増殖をもたらした。

性的和合を論じた医師たちが避妊に対して否定的な立場をとったことが、夫婦間性行動の性愛化を抑制する大きな要因となった。当時の夫婦和合論における性的快楽への忌避感強く、節制に極めて重要な価値が付与されたことにより、「性における生殖と快楽の分離」の進行は抑制され、「夫婦間の性愛化の促進と人工的避妊の拒否」というアンビバレ

ントな言説が 1930 年代の半ば頃まで混在することとなった。避妊は「性の生殖への従属」の枠組みのなかで「少産優育」のために節制と禁欲によって実践される場合に限り「道德的」に許容されたのであり、夫婦間性行動の性愛化のための避妊の実践には強い抵抗感が存在した。「コミュニケーションとしてのセックス（性行動）」という発想は誕生していなかった。

## 第6章 註

1) 齋藤由佳 (2004) には、1918 年から 1930 年までの『主婦之友』に掲載された性に関する記事のタイトル一覧が掲載されている。齋藤は、分析の結果、1920 年代の「ひとつの注目すべき特徴」として、「それまで『家』の継承が主目的とされてきた結婚を、性欲の充足と結びつけていること」を指摘している (齋藤 2004 : 79)。

2) 小池四郎は、1926 年 (大正 15) 年に『太陽』第 32 巻第 13 号 (大正 15 年 11 月号「産児調節に関する問題二三」) において次のように述べている。「産児調節論が社会問題の範疇に編み込まれて、既に数十年を経ているにもかかわらず、今尚かうした根本的問題に未完成から来る悩みを味はねばならぬと云ふのは、要するにこの解決に当つて最大の知識と能力をもつ医学者が従来この問題に冷淡であつた事実<sup>1</sup>に因由するものである」(122 頁) (「かうした根本的問題」とは確實かつ簡便な避妊方法が見出されていない問題のこと。引用者注)。

3) 離婚の 8 割の原因は「夫婦生活の調和を破る性的欠陥」であるとして、これを治癒するためにベルリン大学デーデリ教授の開発した「フリジドール」(定価 6 円 50 銭) を以下のようなフレーズを用いて宣伝している。「新しき夫婦和合薬として其著しき効果は医学界の驚異として推奨せられ、幾多のスイートホームを建設しつゝある」(下線引用者)。

4) この他に、医師による夫婦和合に関係する記事に、1926 (大正 15) 年 6 月号、精神医学者森田正馬「夫婦和合の相性とその選び方」(本文副題「医学上から見た理想的の夫婦選択の秘訣」) がある。人には「生まれつきの体質気質」(7 種類) があり、「読者はこれによつて、人生の最も大なる幸不幸の分かるゝところの結婚といふことに就て、その相性を選ぶといふことは、甚だ大切であるといふことを知り、その眼のつけどころ、考えのおきどころを知ることだけには、役立つことゝ思ふのである」としている。

5) 杉田直樹 (1887-1949) は、昭和時代の精神分析学者で医師。1887 (明治 20) 年 9 月 3 日生まれ。欧米に留学。東京帝大助教授を経て、名古屋医大教授となった (『講談社日本人名大辞典』上田正昭他監修, 講談社 2001, 1003)。1930 年代の性言説を、精神分析学者の榊保三郎や大槻憲二、精神医学者の高田義一郎、産婦人科医の赤津誠内や真田五郎などと共に牽引した (赤川 1999)。

6) それ以前では、1919 (大正 8) 年 4 月号に、井出茂代 (女医) 「結婚する若き夫人に必要な知識」が掲載されている。井出茂代は花柳病に注意を促している (井出は竹内茂代の旧姓)。



7) 不感症の原因として、疾病、花柳病、自慰のほか、「正しい性知識の乏しいためにする手違ひも可なりあるやうだが、一体性的生活に於て男子は婦人と可なり相違するものであることも知つておかねばならぬ」と述べている。

8) 小酒井不木(1890-1929)は、医師、小説家。1890(明治23)年10月8日生まれ。病気のため1922(大正11)年東北帝大教授を退職。郷里の名古屋で犯罪の研究や海外探偵小説を翻訳、小説の執筆を行った(『日本人名大辞典』, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, 2018年7月31日取得)。

9) 「夫婦の和合といふ問題を解決するためには、是非とも、『愛の技巧』について述べなければなりませんけれども、以上の事情によつて充分なことを申し上げ得ないのは頗る遺憾であります」とし、その理由として、かつて婦人雑誌に「性愛の技巧」について書いたところ発禁処分を受けたことがあった。「単行本なら兎も角であるが、通俗雑誌に発表することは許すことができぬといふことでありました」という検閲の事情について言及している。

10) ハヴェロック・エリスとともに「性科学の父」と呼ばれたイヴァン・ブロッホのこと。『現代の性生活』(1906)において、女は男に比べて性欲そのものであると述べている(荻野 2004:217)。

11) 書籍の肩書きは「慶応大学医学部産婦人科医局長」で、序は、長谷川茂治の恩師である医学博士川添正道が執筆している。なお、川添正道も同誌1926年4月号に「結婚せんとする婦人への医師からの注意」を執筆している。

1927年6月号の記事、慶応大学医学部婦人科主任、長谷川茂治「夫婦生活破綻の基となる婦人の不感症の原因と療法——施す術もなかつた異常の性生活から救はれます」は同書に、「付録」「性生活上の危機と和合法」というタイトルで収録されている。単行本も『主婦之友』の記事同様に伏字や削除が多かった(雑誌の伏字、削除箇所は単行本においても一部を除きほぼ同様の状況である)。

12) 「正規を脱した性生活には種々ありますが、比較的多数の相談を受ける不感症に就てのみ書きます(尚ほ、性生活の調和と繁栄に就ての詳細は、拙著『妊娠と分娩の新知識』でご覧ください)」としている(下線引用者)。

13) 背景として精神分析理論の影響がある。我が国への精神分析学理論導入は1917(大正6)年頃から開始された(加藤 2011)。また、神経衰弱概念の導入はもう少し早く、1890年代前半であった(加藤 2011)。精神衰弱は大正期には「時代病」といわれるほどに流

行し、一般向けの解説書の発行件数は、1910年代に増加し、1930年をピークに減少した（高森 1999）。

14)赤川は、「性愛技巧」（性的技巧）とは男性が「自らの性欲満足を遅延させてまで、女性の性欲に『奉仕』する」性的なテクニックのことであると指摘している（赤川 1999:410）。

15)「今日ほど幸福な家庭が必要とされる時代はない。私の希望は此著書を国民に贈つて国家に貢献するにある。その目的は結婚の歡樂を増し、如何にして多くの悲しみが除かれるかを示すにある」（ストープス 1918 → 1924:1）と目的を明らかにし、「愛の技巧を恭しく研究してのみ、結ばれた人々は結婚の表現の美しさを体験することが出来る」（ストープス 1918 → 1924:19-20）と述べている。

また、「性的生活の問題は限りなく複雑」であるため、「この問題を解決するには、同情と科学的研究とを切に必要とする」（ストープス 1918 → 1924:2）ことも指摘しているが、ここでの「同情」は sympathy の訳語。

16)医師による性的和合論の構成要素は、ハヴェロック・エリスの著作『性の心理学的研究』（谷崎英男・斎藤良象・鷺尾浩・青木尚雄訳、河出書房、1987 → 1956年）、マリー・ストープスの著作『結婚愛』（1918 → 1924）で確認できる。

ハヴェロック・エリス（1859 - 1931）は英国人、医師・生科学者。フロイドやブロッホなどと共に性研究の国際的發展に寄与し、国際性科学会議（1926 設立）の初代常任理事となった。「イギリスの性科学はエリスに始まりエリスに終わったといっても過言ではない。わずかに、一九一八年マリー・ストープス女史が『結婚愛』を刊行して紅い気焔を吐いたのみで、それさえも第一次世界大戦後の解放的時流に乗ったに過ぎず、それ以前の苦難の道はエリス独りが切り開いた」とされている（性問題研究会 1956:331）。

ただし、“Art of Love”はマリー・ストープスの造語かと思われる。Havelock Ellis(エリス 1942=1956)では「求愛の遊戯」(the play of courtship) が用いられている。

17)夫婦の性的和合論の初出である杉田直樹の記事が不感症について認識していなかったか否かについては不明。杉田直樹『近代文化と性生活』（『性科学全集』第2巻、1930年）には、『主婦之友』に掲載された記事が「九 夫婦の性的関係」に再録されているが、この書物を見ても「不感症」という項目は掲載されていない。その後の『処女読本』（『婦人公論』1933年4月号付録）には「女性の不感症」についての項目があり、「之は受胎の上には大して差支ないもので、斯うした冷やかな婦人でも尚受胎妊孕することが少なくない」（60頁）と不妊症の観点から不感症が語られていた。

18)記事の末尾に「記者曰く」欄があり、竹内先生は井出先生のこと、診察治療に従事しているとして診療所の住所を明記している。

19)『主婦之友』1919（大正 8）年 4 月号「家庭衛生問答」に以下のように不感症による不妊症を心配する読者からの相談が掲載されている。回答者は吉岡弥生（東京女子医学専門学校校長、東京至誠病院長）。

問「私は結婚後一ヶ月になりますが、良人と同衾しても少しも感じがありません。妊娠が出来ませうか。（後略）」、答「御年齢が分りませんが、年の若い時には一ヶ月位快感のないこともありますから、大丈夫子供はできませう。（後略）」

20) 1877 年生～ 1947 年没。大正・昭和時代の政治家。明治 10（1877）年宮城県に生まれる。明治 34 年東京帝国大学英文科卒。明治 44 年英国オックスフォード大学に留学。帰国後早稲田大学教授・理事となる（国史大辞典，JapanKnowledge，<https://japanknowledge.com>，2018 年 8 月 3 日取得）。

21) また、「新夫婦の愛情を育てる」ために、「結婚すると直ちに新婚旅行をさせる」こと、日本の「家屋の造方」を改め、できれば「特別に室を仕切つて与える」ことの必要性などを主張している。後者は、「新夫婦が互に打ちとけて静かに将来を考へたり、或は膝をまじへて睦まじく語りあふ」ことができるためであるという。

22)谷本富（たにもと とめり）1867 年生-1946 年没。ドイツの教育思想とくにヘルバルト教育学の紹介と普及につとめた明治・大正時代の教育学者。東京師範学校教授、文部省視学官兼任、1900（明治 33）年ヨーロッパに留学、1903（明治 36）年帰国して京都帝国大学講師、教授（教育学講座）、1905（明治 38）年日本初の教育関係の最初の文学博士。1913（大正 2）年京大沢柳事件によって退官、仏教大学（現龍谷大学）の講壇に立った（吉川弘文館『日本近現代人名辞典』臼井勝美他編集，2001）。『主婦之友』記事の肩書きは、1921 年代は「本誌顧問・文学博士」、1922 年代は「文学博士」である。

23) 1921（大正 10）年 7 月号以降の記事タイトルは以下の通り。「男女独身論」（1921 年 7 月号）、「夫婦恋愛論」（同 8 月号）、「婦人自殺論」（同 9 月号）、「婚姻変改論」（同 10 月号）、「男女再婚論」（同 11 月号）、「嗚呼白蓮女史」（同 12 月号）、「男女初恋論」（1922 年 1 月 1 日号）、「自由結婚と自由離婚」（同 1 月 15 日号）、「夫婦和合の秘訣」（同 2 月 1 日号）、「嫁と姑・婿と舅」（同 5 月号）、「近世的恋愛結婚」（同 7 月号）。

24)西洋の「スイートホーム」でも、「それは子を挙げ子を育てることを目的としている」、「東洋と西洋の婚姻の目的は、一別するところでは大に相異なるやうだが」「其の子を挙

げるといふことは「同じ」と述べている。

25)「相互了解といふのは、<sup>をんな</sup>婦の方についていえば、常にその良人の性格嗜好を充分諒解し、適宜寛恕するところであるべく、別して良人の話敵となり相談相手となつて、相応に有趣また有益の談話のできるだけの修養は怠らないやうに努めなければならぬ。また良人の方についていへば、徒らに男子の心理を以て女子の心理を律することなく、女子には女子固有の独立心があり、享楽心があり、文化欲があることを察知して、適宜これを満足させ、一定の流行を逐ふ奢侈は、固より決して咎めず。(後略)」

26)青柳由美(あおやぎ ゆうび 1873-1945)は、明治-昭和時代前期のジャーナリスト、随筆家。1873(明治6)年9月27日生まれ。明治女学校の教師をつとめ、1993(明治26)年から『女学雑誌』にかかわり、のち主幹。大正にはいって『女の世界』の主筆となった。同志社普通学校卒。本名は猛。著作に「恋愛文学」「有美臭」「有美道」など(日本人名大辞典, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>。2018年8月31日取得)。別の記事では肩書きを「人情学者」としている(「夫婦生活に関する良人ばかりの座談会」(『主婦之友』1929年4月号)。

27)「夫に恋せらるゝ秘訣」(1927年7号)、「夫を盗まれぬ秘法」(同8月号)、「初恋を成就させる女の戦術」(同9月号)、「有為の青年を夫に持つ要訣」(同10月号)、「互に鼻についた夫婦が相愛する極意」(同12月号)、「縁遠い娘を縁付ける方法」(1928年1月号)、「夫に情人が出来たのを発見する秘伝」(同2月号)、「娘へ婿を択むに就ての秘訣」(同3月号)、「愛の無い夫婦を恋仲にする秘法」(同6月号)、「夫婦愛の若返法」(同9月号)、「娘を玉の輿に乗せる秘訣」(同10月号)、「恋文の秘密」(1929年1月,2,4,5,7月号)。また、「夫婦生活に関する良人ばかりの座談会」(1929年4月号。出席者男性8名)に参加。

28)「寝衣」に「注意を払い」、「薄化粧でも施し、ローションの香水でも全身に塗つてから」床につくことが、「人妻たるものゝ義務であると同時に、これが夫に対し最大の敬意を表する所以であり、夫をしてその妻に永く恋ひせしめ得る秘訣の秘中の秘なるものだ」。

29)記事末尾には、『良人操縦の秘訣百ヶ条(六版)』、『良人選択の秘訣百ヶ条(三版)』、『夫婦和合の秘訣百ヶ条』(近刊)の広告があり、「本書を読むことは、夫婦和合の保険に加入するやうなものであります」とある。『夫婦和合の秘訣百ヶ条』は1927年8月に出版された。

30)英語の Love(ラヴ)が「恋愛」や「恋」と訳すされることが一般化したことについて、

結婚前は「恋」「恋愛」、結婚後を「情愛」と訳し分けをして「初めから截然たる区別を設けておけばよかつた」がそれをしなかったために、ラブ＝恋愛という訳語に惑わされて、「ラブのある夫婦」が「そのラブを自覚し得ないで、ラブが夫婦の間にないかのように感じ、互にその配偶に対して不平不満を懐いてゐる場合がなかゝゝ多い」としている（1928年6月号）。

31)筆者は「筆者夫妻」とあるのみで匿名であるが、青柳有美夫妻かと推測される。「良人操縦の秘訣百ヶ条」は、主婦之友社より主婦之友婦人家庭叢書の第六編として発行された（定価 60 銭、送料 6 銭）。百ヶ条最終回の記事の冒頭に宣伝されている（1926年6月号）。

32)その後、1929年5月号に「新夫婦和合の秘訣六ヶ条」が掲載されるが、これは百ヶ条型とは異なり、医学博士森田正馬、教育家鳩山春子、東京日々新聞学芸部長千葉亀雄、早稲田大学教授中桐確太郎、神学博士井深梶之助夫人井深花子、川村女学院長川村文子ら、知識人等男女3名ずつが一条を執筆したもので、医師以外の知識人、著名人による夫婦和合論に含められる。

33)桑原は、友愛結婚が、「恋愛至上主義型『恋愛結婚』から情熱的な側面を取り除き、親の意志と結婚する当事者の意志を調和させながら、現実の社会状況に即しながらも、近代的な結婚をしようとする志向により生じていた」ことを指摘している（桑原 2007:34）。

34)「同化」という文言が含まれる項目は、以下のように趣味に関する文脈で用いられている。「第十七条 良人の趣味に逆ふ勿れ」では、「夫婦が和合して共同の目的を達しようとするならば、妻は良人の趣味を尊重し、同化する必要がある。円満な家庭生活の老夫婦を見ると、そこには異なつた趣味は見出せぬほど一致したものがある」とあり、「第四十三条 独自の趣味に凝らぬが秘訣」では「相手の趣味がいやになると、その人間までが嫌ひになるから「趣味の同化」が必要としている（1925年10月号。下線引用者）。

ここで趣味に特別な位置づけが与えられてたことがわかる。「趣味」は、新中間層にとって他の社会階層との差異化のための文化資本であったが（ブルデュー 1970=1990）、ノッターによれば、『主婦之友』の読者層にあつては、趣味のある人と「教養」のある人、「人格」のある人が同一視されていた（ノッター 2007）。

35)山田美妙(やまだ びみょう)(1868-1910)は、小説家、詩人、評論家。本名武太郎。1885年(明治18)尾崎紅葉とともに硯友社を結成し、『我楽多文庫』に小説を書き始めた。一貫してことばに関心を抱き、各種の辞書を編纂している("山田美妙", 日本大百科全書(ニッポニカ), JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, 2018年8月6日取得)。

36) 和田垣謙三他著『哲学字彙：附清国音符』（東京大学三学部印行。1881年初版刊）に収録されている「Sympathy 同情」（47頁）（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/752942> 2018年8月6日取得）。『日本語大辞典』によれば、『哲学字彙』とは、イギリスのウィリアム＝フレミングの「哲学字典」をもとに、明治初期の哲学用語を集大成したもの（日本国語大辞典，JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com> , 2018年8月6日取得）。

37) 森田正馬「夫婦和合の相性と其の選び方」（1926年6月号）にも「男女が互に相愛するといふことは、一般の標準は、男は女を保護するといふ性情から、可憐にやさしさを愛し、女は男に頼り扶けられるといふ性情から、強く男々しきを愛するものである」とある（傍点著者）。

38) 付言すると、多くの論者が、「同情」を男性から女性への理解、配慮であるとするなかで、男女双方が備えるべき「相互的」な要素とみなしていたのは谷本富のみであった（註25参照）。ただし、男女対等な関係性かといえばそうではなく、妻が夫と異なる自律性を有しているという認識は他者と異なるが、夫を基準として妻が夫にふさわしい存在となるよう努めることを奨励する点で基本的には男女非対称であった。

39) この後、「それで自分の良人を呼ぶのに『太郎のおとつつあん』という風に呼ぶのでも分かる」と整合性に欠けた表現が続いている。

40) さらに、ノッターは『『夫の良き内助者』としてのアイデンディディや、『子弟』として語られる』『不平等な夫婦関係』『愛』のために『犠牲』になる女性像を特徴とする夫婦の姿』こそが、日本の近代的「友愛結婚」の求めた女性像であったことも指摘しているが（ノッター 2003,108）、本研究でも追認できた。

41) 夫婦の情緒関係の抑制は、「狎れ」への警戒や「敬」や「礼」の喪失などの言葉であらわされる傾向があったということが指摘されている（本多 2018: 166）。

42) 他に「西洋、耶蘇教、階級別差別、有別主義、私娼、奴隸制」が指摘されている（本多 2018）。

43) ただし、両者ともに過度の性的快楽に対しては否定的であった。

44) 「快樂主義」という言葉は、1918（大正7）年刊行の『新らしき言葉の字引』（1918）において登場し、「個人的快樂もしくは公衆的快樂を以て、道徳的価値の最高水準とする倫理説。然し常識的の解釈としては、人生の目的を主として肉体的の満足快樂に在りとする主義」と説明されている（服部 1918:65）。他に、「性慾」（「男女両性間の肉体的欲望」）

(服部 1918:189)、「制慾主義」(「生慾・性慾を節制して、放縱淫蕩といふことから退く主義」)(服部 1918:190)も掲載されている。

45)『婦人画報』195号(1922年)掲載の医学博士 杉田直樹「産児制限の問題」において、新マルサス主義により、「手つ取り早く医学上の原理によつた避妊法を施し、性交による享樂を失ひ又減ずることなしに、単に其の結果たる受胎妊娠等を避けやうとする天理に背いた方策を宣伝致さうとする」状況を憂い、「性的な享樂はしたいが子は設けたくないといふやうな得手勝手な方針から健康を損ね生理を紊するやうな、器械的薬物的避妊法などを用ゐることは、医学上すべからざる大罪」であるとしている。認めてよい避妊は、医師や社会政策者が認める場合に医師が施術する場合で、家庭経済上の理由により制限が必要である場合は受胎期などを考慮して「節慾制慾」すべきとしている。また、同号には、安部磯雄「産児制限は寧ろ家庭幸福の基」も収録されており、避妊の賛成論と反対論の両者の意見が掲載されていた。

46)ただし、小酒井不木「美しい子・賢い子を産む秘法——受胎時と妊娠時における夫婦生活の心得」(1928年6月)において、「優良児」を生むための「妊娠調節」は推奨されている。「優良児を生むためには、身体精神の最良状態でないときに行う避妊が望ましい。このような時は性的行為を営まぬに越したことはありませんが、それは多くの人にとって実行困難でありますので、健康のあまりすぐれない時代、苦勞の多い時代には、妊娠調節を心がくべきであらうと思います」(下線引用者)。

47)この記事は後に、『妊娠と分娩の新知识』(主婦之友社 1927年)に「十三、避妊と人工妊娠の理論と実際」として収録される。

医学博士小酒井不木「肺病患者の夫婦生活——肺病の治否を左右する重大問題の解決法」(1927年10月号)末尾の囲み広告で、長谷川茂治『妊娠と分娩の新知识』(三版、190銭送料12銭)が宣伝されている。また、隣頁には、同書で宣伝されていた強壯剤としてのジンゼニンの広告が掲載されている(主婦之友社代理部が代理店として販売)。

48)そのうえで、「医者の手を借りることなく自ら行ふことのできる方法」として、「男子によつて行はれる方法」、「女子によつて行はれる方法」を2種類ずつ紹介しているが、『主婦之友』の記事は伏字となっていた。しかし、後に書籍として刊行された『妊娠と分娩の新知识』(1927)では、「男子によつて行はれる方法」は性交中絶、コンドーム、「女子によつて行はれる方法」は「ペッサリウム」(避妊ピンなど)、薬品挿入と記載されていた。ただし、方法名だけを挙げているだけで、「その実際方法に就いて、述べる自由があ

りませんから、ここでは、ただその各名称だけを記すに止めて、方法は述べません」との断り書きがある。

49) また、性行為を「避くべき」時期として、妻の妊娠初期と妊娠末期、および出産五十日以内を挙げている箇所、この時期を「如何にして切抜けるか」については、「良人の自制力に俟つ外ない」として、克己による禁欲を推奨している。

50) 「第二回発表」では、87名の識者の回答が掲載されている。その他、『太陽』の本号には、ハヴェロック・エリスによる3つの記事がコラム的に掲載されている（「優生学」（99頁）、「性的責任観念」（114頁）、「産児制限」（「山本宣治氏の訳より」117頁）。「産児制限」には、「一家の大きさを制限する法を授くる事によつて、産児調節はその家庭に、又特に母たる者に、最大の利益を与へる。（中略）産児調節は人類の優生学的進歩をなすに主なる鍵である」、「その他に多くの利益は今や一般にはつきりとしかけてゐるが、それらは産児調節の正しい応用から導きだされるであらう。（中略）産児調節が結婚の精神的目的を完全に自由ならしめる事を、終に実現するのは最小のものではないのである」とある（117頁。下線引用者）。

女性雑誌では、ハヴェロック・エリスは紹介されていなかったが、男性向けの商業雑誌において紹介されており、男性は女性と異なった経路で性愛に関する知識を入手していたこと、さらにその知識が夫を経由して妻へと伝わっていた可能性が推察される。

51) 彼女たちに影響を与えたハヴェロック・エリスは、女性の「性的感情 (sexual feeling)」が抑圧された原因として、男性の性的無知の他に避妊のない性行為を指摘している。「正常な性的感情をもつある既婚婦人が、次のようにいっている。『妊娠しないようにと考えるおこなう交わりの場合、どうしてもオルガズムスがおこらない』と。（中略）しかし私にいわせれば、そうした現象は不自然で、正常でないと思えなければならない」（エリス 1942：242=1956,149-150）。

52) 『主婦之友』1925（大正 14）年9月号「最近変化した女学生が希望する良人の職業調べ」によれば、女学生が結婚相手に望む職業は、東京府立第一高等女学校の調査では、事業家（14.8%）→医者（9.1%）→政治家（7.7%）、大阪府立大手前高等女学校の調査では、文学者（文士 16.8%）→哲学者（10.8%）→政治家・医師（ともに 8.9%）となっており、医師の社会的ステータスは確立していた。

53) 『太陽』（博文館）は、1922（大正 11）年創刊号から1928（昭和 3）年の廃刊までに、複数の避妊関連記事を掲載するとともに、マーガレット・サンガーや安部磯雄の避妊の著



書を紹介するなど、産児調節に対して積極的な編集姿勢を示していたが、『中央公論』（中央公論）は避妊記事をほとんど掲載せず、婦人雑誌で展開される避妊の言説実践から距離を置く編集姿勢をとっていた。

54) 単行本でも伏字である。註 11 参照。

## 終章 避妊言説と近代家族の情緒化

本研究は、1920年代を中心にした時期の避妊の実態と避妊の意識を明らかにするための「避妊の歴史社会学的研究」と、家族の情緒化プロセスとその特徴を明らかにする「家族の情緒化の社会学」から構成されている。これら2領域の実証研究を通して、日本の近代家族の再検討を行うことが目的であった。本章では、「避妊の歴史社会学的研究」、「家族の情緒化の社会学」の知見を整理し、日本型近代家族の特徴を述べる。

### 終-1 要約

#### 終-1-1 本論文の目的と構成

本論文の目的は、日本近代において家族が情緒化するプロセスを避妊言説を手がかりとして描き出し、日本型近代家族の特徴を明らかにすることであった。

序章「研究の目的と視点」では、避妊に焦点を当てて日本の家族変動を論じようとした意図と分析視角について論じた。次に、「第1章 先行研究の検討と本研究の意義」では、日本における近代家族論、避妊研究の先行研究のレビューを行い、本研究の学術的意義について述べた。第2章「産児調節運動の展開と避妊の実践」では、日本において避妊の導入期に展開された産児調節運動を取り上げ、産児調節運動の担い手（オピニオン・リーダー）の活動とその活動の直接的な担い手となった産児調節相談機関にアクセスした人々の属性や階層などの特徴を明らかにした。第3章「避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称性」では、産児調節の導入をめぐる、積極的に発言をおこなった産児調節運動家や識者などのオピニオン・リーダーたちの「避妊=可」言説に着目し、「避妊=不可」言説に対抗し避妊を正当化するために用いた戦略としてのロジックについて考察した。

第4章「女性雑誌の投稿記事を通してみる避妊実践」では、大正期に読者層を拡大した女性雑誌『主婦之友』と『婦人公論』に掲載された投稿記事を資料として、当時の避妊の実践を、その実行理由や情報・避妊具等の情報入手経路、具体的な避妊方法などから明らかにすることを試みた。第5章「女性雑誌の投稿記事を通してみる避妊の心性」では、避妊の実践を通して経験された心性や避妊に対する意識に着目し、避妊という行為を通して家族やジェンダーに付与された意味を考察した。第6章では、避妊の成功談から発信された家族愛の概念について、夫婦の愛情（夫婦愛）に焦点をあてその質の吟味を行った。分

析には、『主婦之友』に避妊言説と同時期に掲載された夫婦和合論を用いた。

そして、終章「避妊言説と近代家族の情緒化——近代家族論の再編をめざして——」では、これらの考察から得られた知見から、本研究の目的に沿って結論を導き、総括を行った。本研究の目的は、第一に、日本への避妊の導入プロセスと避妊実践の実態、避妊に対する心性を明らかにすること、そして、第二に、避妊の受容が夫婦の親密性の形成（夫婦の性愛化）、さらには、家族の情緒化（家族愛の形成）にどのような影響を与えたのかを明らかにすること、第三に、大正期に新中間層へと浸透した「近代家族」規範の特徴を明らかにすること、換言すれば、欧米型近代家族規範と比較することを通して日本型「近代家族」の特徴を明らかにすることである。そして最後に、これららの知見が近代家族論に対してなした貢献について言及する。

## 終—1—2 各章の要約

### （1）第1章「先行研究の検討とその意義」

日本における近代家族研究、セクシュアリティ研究、避妊研究、および、避妊に関する欧米の社会史研究をレビューし、本研究の独自の視点を明らかにした。すなわち、本研究においては、第1に、従来生殖パースペクティブ中心でなされてきた近代家族研究にセクシュアリティパースペクティブによる研究を接合させることを試みることに、第2に、ジェンダー非対称性に着目して分析・考察を行うことに、第3に、オピニオン・リーダーのみならず、当該社会で生活する新中間層の人々の避妊の実践と心性を明らかにすることを試みるという立場を示した。

### （2）第2章「産児調節運動の展開と避妊の実践」

まず初めに、産児調節運動の全体的な潮流を把握し、次に、産児調節運動において、実際の避妊の相談や方法の伝授、頒布にあたった産児調節相談機関の活動の概要を把握した。そのうえで、それらの機関を利用した人々の属性や社会階層などの特徴を明らかにすることを通して、避妊がどのような社会階層の人々に受容されていたのかを考察した。

出生コントロールを目的とした避妊を日本に紹介したのは、1902（明治 35）年に、小栗貞雄が『二六新報』に掲載した「妊娠制限法」であるといわれており、これにより新マルサス主義の考え方と避妊法が紹介されたと見なされている。ただし、日本において、避妊の導入に向けて産児調節運動と称される実質的な動きが開始されたのは、これより 20

年後の1922（大正11）年3月のマーガレット・サンガーの来日以降であった。

本論文では、産児調節運動は以下の4期に分けて捉えている。マーガレット・サンガーの来日を契機に産児調節運動は始動し、1930年に向けて大きく展開していった。

第1期：1918年まで — 産児調節運動前史

第2期：1919年～1926年 — 産児調節運動萌芽・展開期

（1）1919年～1921年 産児調節運動萌芽期

（2）1922年～1926年 産児調節運動展開期

第3期：1927～1930年 — 産児調節運動普及期

第4期：1931～1937年 — 産児調節運動受難期

第1期は、知識人らオピニオン・リーダーによる避妊の可否論争が行われた時期であった。産児調節運動が開始されてからも当初（第2期の前半まで）はその延長上にあっただが、第2期の後半になると、産児調節運動の関心が避妊の理論から実践へと移行するようになり、産児調節運動は大きく展開を見せた。この時期に主な担い手となったのが産児調節相談所などの機関であり、人々からの避妊の相談に応じたり、必要な避妊具を頒布するなどした。

主な産児調節相談機関の利用者に関する記録から、1920年代中頃の利用者の社会階層は新中間層（雇用ホワイトカラー）が中心であること、避妊を必要とする理由は、養育困難、教育困難などの経済的理由により、既にいる以上の子どもの妊娠を回避するための打ち止めの手段として必要とされていることが明らかになった。1920年代は、新中間層において「少なく生んでよりよく育てる」という「少産優育」の心性が浸透するとともに、方法的にその実現の可能性が高まった時代であると考えられる。1920年代後半になると、産児調節相談機関の利用者は労働者階級（雇用ブルーカラー）へと拡大していった。

しかし、1930年12月に「有害避妊器具取締規則」が公布されたことを機に、産児調節運動の弾圧が始まり、その後産児調節運動は衰退の一途をたどり、1930年代後半に戦時色が強まるなか、避妊の普及活動は中断されることとなった。

（3）第3章「避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称性」

産児調節運動のオピニオン・リーダーや当時避妊に関する発言を行った識者らの著作等

の言説分析を行った。避妊反対論が主流であった当時、「避妊=可」論者が、どのような対抗言説を展開したのかを明らかにするために、「避妊=可」言説の構成とそのロジックを明らかにすることを試みた。その際に、避妊言説のジェンダー非対称性に着目し、近代家族の主要な特徴である「性-愛-結婚」三位一体観の再検討を行った。

産児調節運動の第1期と第2期にあたる1903（明治36）年から1925（大正14）年頃の間のおピニオン・リーダーの「避妊=可」言説のロジックは、A「人口問題系」言説、B「制欲系」言説、C「性愛系」言説、D「女性・人権系」言説の4つに類型化できた。これらは時系列的な位置関係にあるものではないが、男性論者にあっては「A→B→C」というおおまかな推移がみられた。

産児調節運動前史（第1期）の1900年代当初は、社会改良の見地から国家の人口問題として避妊の必要性が論じられた。1920年代の産児調節運動萌芽・展開期には、新マルサス主義が導入され、「早婚+婚姻内避妊」ロジックが投入されることになった。この段階で、夫婦間性行動というセクシュアリティが産児調節という議論の俎上にのせられることとなったのであるが、主眼は、晩婚化により生じた売買春や性的倒錯行為などの社会問題の解決に置かれていた。次に「夫婦愛の結晶としての子ども」というロジックが投入された。夫婦間性行動は公的領域から私的領域の文脈で語られることになり、夫婦間性行動に情緒的意味が付与されることとなった（夫婦間性行動の性愛化）。ただし先にも述べた通り、これは男性論者の「避妊=可」言説のロジック展開であった。

一方、女性論者の「避妊=可」言説は、A「人口問題系」言説を出発点としたものの、その後、B「制欲系」言説、C「性愛系」言説を回避しつつ、D「女性・人権系」言説へと、男性論者とは異なる経路で推移した。日本において、マーガレット・サンガーの提唱する避妊という行為の必要性は男女双方の論者に受容されたが、かの女が主張した性愛の重要性は、男性論者に受容されはしたが、女性論者からは拒否された。

避妊の実践により生じた夫婦間性行動における「生殖と快楽の分離」は「快楽の享受=不道徳」という発想と直結するため、女性論者は、避妊受容に対するリスクを回避するために避妊を生殖や女性の人権にかかわるものとして位置づけるという戦略をとった。すなわち、夫婦間性行動の生殖面をクローズアップし、子どもをいつ・どのようなタイミングで・何人生むかという生殖の自己決定権が女性解放と子どもの教育のための必要十分条件であるというロジックを採用した。これにより、かつて婚姻外性関係において用いられていた「不道徳な」避妊を「道徳的」という意味に変換し、かつ、「不道徳な快楽の享受」

を回避して、避妊を婚姻内性関係に持ち込むことを可能にしたのであった。

近代家族の代表的なメルクマールとして指摘される「性－愛－結婚」三位一体観に関しては、その一方の要素である「貞操・純潔・一夫一婦制」言説は男女双方の「避妊＝可」言説に共通していたが、「セックスにおける夫婦和合」言説は女性論者から意図的に捨象された。「性－愛－結婚」三位一体観の成立や夫婦間性行動の性愛化のプロセスはジェンダー非対称であった。

#### (4) 第4章「女性雑誌を通してみる避妊の実践」

『主婦之友』と『婦人公論』に掲載された投稿記事（避妊の体験談）を資料として、避妊の理由、避妊情報や避妊方法の入手手段や経路、具体的避妊法を探ることを通して、新中間層の人々の避妊実践の実態を明らかにすることを試みた。用いた資料は、『主婦之友』（1917年3月発刊）、『婦人公論』（1916年1月発刊）の刊行から1930年までに掲載された避妊に関する記事であるが、特に、読者からの投稿記事を丹念に分析することにより、当時の新中間層の人々の避妊実践の様相を描き出すことを目的とした。

『主婦之友』の避妊関連記事は、知識人が避妊の可否について論じる「理念期」（1919年～1924年4月）、読者層から避妊方法を知りたいとの要望が高まった「切望期」（1924年5月～1926年）、読者がさまざまな避妊方法を試行錯誤する「実験期」（1927～1929年）を経て、「普及期」（1930～1935年）に至った。この時期は、産児調節運動の第2期「産児調萌芽・展開期」（1919～1925年）、第3期「産児調節普及期（1926年～1930年）」と対応している。

避妊を必要とした主な理由は、女性では、多産・頻産の苦痛、母親自身の健康上の理由、家庭経済上の理由、子どもの教育、育児・家事負担の重さであり、男性では、子どもの教育を含めた家庭経済上の負担によるものであった。当時、母胎の健康上の理由や遺伝上の理由による不妊手術等は既に社会的に容認されており、子どもの教育や生活水準の観点からの出生コントロールの必要性、すなわち「少産優育」を望む心性が新たに登場した。女性雑誌の主な読者層が新中間層だったことから、避妊の必要性は、新中間層からの「近代家族」を希求する動きの顕在化と見なすことができる。

避妊の主な情報源は、書籍や雑誌、新聞などであり、読書階級とよばれていた新中間層に特有なメディア資源が活用されていた。女性雑誌も有力な情報源や情報伝達手段として機能しており、女性のみならず男性も女性雑誌から避妊情報を入手していた。また、実際

の避妊具の入手にあたっては、大学の友人、医者である友人、海外滞在経験のある友人など、新中間層に属する夫特有の社会的ネットワークが有効に活用されていた。また、避妊具の入手の際には、夫婦でよく相談、協力して行っており、コミュニケーションがよく図られていた夫婦にあつては避妊の成功確率も高かった。

最終避妊法に着眼してみると、分析対象となった女性 14 ケース中 6 ケース、男性 4 ケース中 3 ケース、つまり、合計 18 ケースのうち半数にあたる 9 ケースで、受胎期の知識を活用した禁欲的避妊法が実践されていた（避妊法の併用をすべてカウントすると、18 ケースのべ 23 件の方法のうちの 9 件が妊娠期活用法に相当していた）。避妊に失敗した女性 4 ケース中 3 ケース、男性 1 ケースでコンドームを使用していた。

また、当初必要とされたのは、望む数以上の子どもを持った夫婦が「生み止め」の手段とする避妊であった。ただし、避妊法は妊娠の抑制のみならず懐妊にも利用されていたのであり、結婚当初から子ども数と出産のタイミングを考え計画的に出産を行う近代的な「家族計画」の心性も一部に芽生えていた。避妊は子どもを「足手纏い」から「愛児」へと昇格させることにより、近代家族規範の形成を促進した。

#### （5）第 5 章「女性雑誌を通してみる避妊の心性」

第 4 章と同様の資料を用い、具体的な避妊方法に着目することで避妊の心性にアプローチするとともに、避妊の実践を通して家族やジェンダーに付与された意味を探ることを通して、近代家族規範の生成と定着化のプロセスを明かにすることを目的とした。

第 4 章の考察から、受胎期の知識を利用した禁欲的避妊法が比較的良好に活用されていたことが明らかになったが、このことから、1920 年代の避妊の状況は、避妊具を使用する避妊に対する抵抗が存在し、なかでもコンドームに対する忌避感があつたと推察できる。

当時最も普及していたコンドームを忌避し、半数が禁欲的避妊法（半月別居法、安全日法、オギノ式）をとっていた背景には、男性論者による男性の「克己」概念の価値化があつた。「克己」概念は、新中間層における男性の人格形成において他の階層との差異化を図るアイデンティティ形成戦略の中核概念として位置づけられた。「克己」概念は「性における生殖と快楽の分離」に対する抵抗感と相まって、禁欲的避妊法への志向性を高めていた。

また、オーガズムの欠落は男女双方に、精液の欠如は女性に、精神疾患（ヒステリーや精神薄弱）を誘発するという近代性科学のロジックが移入されており、コンドームへの忌

避妊はこのような状況下で生まれていた。明治末には、婚姻外性関係において避妊というよりも花柳病予防のために用いられていたコンドームを婚姻内に持ち込むことに対して、女性の忌避感が生じていたが、1920年代後半には、マリー・ストープスらの性愛論の影響を受け、コンドーム忌避の理由に変化がみられたのであった。

産児調節運動にあって、女性論者から捨象された夫婦間性行動の性愛化言説であったが、1920年代末頃には、女性雑誌というメディアを通してその読者層（新中間層）に少しずつ浸透してきたことが看取できた。「性における生殖と快楽の分離」により可能となる性的快楽に対する嫌悪感は、避妊を生殖目的の行為として位置づけ、「性の生殖への従属」という旧来の性規範を堅持しようとしたが、避妊の広がりや、性的快楽への抵抗感を徐々に弱化させ、夫婦間性行動は「性の生殖への従属」と「性における生殖と快楽の分離」の間でせめぎあっていた。

ただし、「性における生殖と快楽の分離」は容易には進行しなかった。1920年代における避妊の成功談は、「避妊＝家庭の幸福・家族愛に満ちた家族」という家族イメージを形成したが、それにより、避妊は子どもの教育や家族の生活水準の維持という大義名分の下で禁欲的避妊法の実践によってのみ許容されるものとなった。したがって、性的快楽を目的とした避妊実践には、障がいのある子どもの誕生、妻の疾病や精神障がい、夫の不貞という「不幸な家族」のストーリーを用意することで「性における生殖と快楽の分離」を抑制しようとした。

避妊の失敗談は、避妊を中止し「正しい」「自然で」「神聖な」夫婦の生活のあり方に戻ることにより、「愛児」に恵まれ、「幸せな家庭」が実現するという家族再生のストーリーも併用していた。性的快楽を目的とした避妊を行わない「正しい」夫婦生活により家族愛や家族の幸福がもたらされるというロジックが発信されていた。

ただし、言うまでもなく、このことは避妊そのものを否定していたのではなかった。「少産優育」のためには避妊が必要であったが、許容されたのは禁欲と節制に基づく禁欲的避妊法のみであった。そしてこれは、男性の強い克己心により実現するものであった。

## （6）第6章 女性雑誌における夫婦和合言説と親密性

### — 『主婦之友』にみる夫婦愛・性愛言説 —

第5章において、1920年代を通して避妊言説が「家族愛」（家族の愛情、愛）言説を増殖させていったことを指摘したが、当時の家族、特に夫婦間の「家族の愛情（愛）」とは



どのような質の情緒として語られていたのであろうか。第6章では、夫婦和合論を資料として、夫婦の「家族の愛情（愛）」の質の分析を行った。また、この夫婦和合論と産児調節運動で展開された避妊論との関係について考察を行った。

避妊に関する言説実践が高まりを見せた1920年代は、くしくも、夫婦和合に関する言説実践の隆盛期であった。夫婦和合論は、医師による性的和合論と医師以外の著名人、識者による夫婦和合論に大別できる（さらに後者は、識者による夫婦和合論と夫婦和合百ヶ条に細分化される）が、夫婦和合のためには夫婦愛が重要であること、子ども本位の家庭の形成によって夫婦和合が強化されるなど共通した認識を有していた。

この時期の夫婦和合論に特徴的であったのは、医師による性的和合論の存在である。欧米の近代性科学の影響を受けた性的和合論が医師によって導入され、夫婦間性行動の性愛化への言説実践が開始された。医師によって展開されたこれらの言説実践では、性的和合が夫婦和合の中核に位置づけられ、夫婦の不和合（家庭生活の破綻）は主に女性の性的不満が原因であると見なされた。そして、女性の性的不満を払拭するのは男性の責任であり、「性愛技巧（アート・オブ・ラブ）」をよく理解し実践することが男性に求められた（男性責任論）。

医師による性的和合論は、当時、友愛結婚であった夫婦に夫婦愛を生み出すための言説戦略であった。しかし、当時の夫婦愛は「夫婦一体」を目指しながらも、夫から妻に対する「理解と同情」に支えられるものであり、また妻には夫への献身や同化が要請される男女非対称な関係性により支えられていたし、夫婦和合は父系直系家族の一家和合のために必要な要素として位置づけられていた。

しかし、1920年代の後半なると徐々に論調に変化が生じ、「新夫婦」とその子どもから成る核家族を想定した「家庭」の夫婦和合論へと推移した。ただし、夫婦和合論といえども、子どもの誕生以降は子ども本位の家庭の幸福を目指したのであり、夫婦愛は後景に退き、夫婦は子どもの母親・父親として愛情の絆で結ばれた「家庭」を形成することを期待された。

他方、1920年代前半同様、夫から妻への理解や同情、妻の夫への同化、教える夫とその教えに導かれる妻という非対称な関係性は継続して要請されていたのであるが、自己開示による夫婦の共感や理解、コミュニケーションや経験の共有を促進する言説を産出するようになった。避妊の情報や具体的方法の入手の際に、避妊に成功した夫婦間に、相談などのコミュニケーション行動、自己開示やそれに伴う共感が見られたが、このことが避妊

を成功に導き、「家族愛」に満ちた「幸福な家族」という家族イメージを形成することに貢献した。

性的和合言説の最大の特徴は、夫婦間性行動の性愛化を促進すると同時に、節制の重視によりその動きを抑制するというアンビバレントな言説によって構成されていた点にある。避妊具や薬剤を用いる人工的避妊法への抵抗感は、性的和合論を展開した医師たちが、人工的避妊に反対するというアンビバレントな立場を取ったことに起因していた。

また、性的和合言説は、夫婦間性行動の性愛化言説と同時に、「不感症」言説を増大させた。夫婦間性行動の実態は性愛化言説とは乖離しており、そのことが女性たちに「不感症」という病や不妊、神経衰弱などの健康問題への不安という新たな社会現象とそれをめぐる言説の増殖をもたらした。

性的和合を論じた医師たちが避妊に対して否定的な立場をとったことが、夫婦間性行動の性愛化を抑制する大きな要因となった。当時の夫婦和合論における性的快楽への忌避感強く、節制に極めて重要な価値が付与されたことにより、「性における生殖と快楽の分離」の進行は抑制され、「夫婦間の性愛化の促進と人工的避妊の拒否」というアンビバレントな言説が1930年代の半ば頃まで混在することとなった。避妊は「性の生殖への従属」の枠組み内で、「少産優育」のために節制と禁欲によって実践される場合に限り「道徳的に許容されたのであり、夫婦間性行動の性愛化のための避妊の実践には強い抵抗感が存在した。

## 終ー2 避妊の歴史社会学からの知見

本論文の目的は、近代家族の最も顕著な特徴として指摘される「家族成員間の情緒的紐帯」に焦点をあてて、近代日本における「家族の情緒化」の規範形成プロセスを「避妊」言説の視点から明かにすることであった。そこで、本節では、まず避妊の歴史社会学的研究から得られた知見を確認することにする。

### 終ー2ー1 産児調節運動における言説分析からの知見

産児調節運動の担い手や当時の知識人などのオピニオン・リーダーの言説分析から明らかになったことは以下の4点である。

第1点は、「避妊=可」言説のロジックは、A「人口問題系」言説、B「制欲系」言説、C「性愛系」言説、D「女性・人権系」言説の4つに類型化でき、オピニオン・リーダー

の大部分を占めていた男性論者にあつては、A「人口問題系」言説→B「制欲系言説」→C「性愛系」言説という推移がみられたことである。

ただし、女性のオピニオン・リーダーでは「避妊=可」言説のロジックは異なっており、始点はA「人口問題系」言説で一致していたものの、その後、B「制欲系」言説、C「性愛系」言説を経由せず、D「女性・人権系」言説へ回収されていった。女性たちは、セクシュアリティへの関与を回避して、避妊の必要性を自主的母性や女性解放の観点から主張した。性的快楽の享受への抵抗感は強く、避妊の正当化は「少産優育」という生殖ロジックを用いてなされた。これが得られた知見の第2である。

第3に挙げられるのは、避妊の導入に際して、禁欲と節制（制欲）が重視されていた点である。男性には「克己」という価値が強く求められ、男らしさの規範として作用した。「克己」は都市中間層の男性のアイデンティティ形成（人格形成）に必須な要素とされ、他の階層との差異化を図る戦略として利用された。そして、最後に（第4に）、「避妊=可」言説が必ずしも「性における生殖と快楽の分離」と直結していなかった点が指摘できる。一部には夫婦間性行動の性愛化を促進する言説実践もみられたが、避妊を導入することを目的とした産児調節運動にあつても、「性における生殖と快楽」の分離は抑制された。新マルサス主義における「早婚+婚姻内避妊」言説にあつても、婚姻内避妊は禁欲と節制（制欲）を基本とするものであった。「性の生殖への従属」ロジックは通底していたのであり、性的快楽は、人工的避妊法を用いない性行為、換言すれば、禁欲と節制（制欲）の範疇で許容された。

#### 終—2—2 新中間層の避妊実践における言説分析からの知見

1920年代に女性雑誌（『主婦之友』、『婦人公論』）に投稿された読者からの投稿記事（避妊の体験談）から得られた知見として、以下の5点が挙げられる。

まず第1に、女性雑誌は、具体的避妊法と受胎期（月経と受胎期の関係）に関する知識についての情報交換がなされ、さらには、避妊具の頒布もなされる媒体であった。女性雑誌から情報収集したのは女性読者に限らず、男性の読者にも女性雑誌は活用されていた。

第2に、避妊の実践においては、安全日の知識に基づいた禁欲的避妊法が採用される傾向があつた。産児調節運動において避妊の普及、実践を直接的に担った産児調節相談機関では、避妊具や薬剤の利用を推奨していたが、実際には禁欲に基づく避妊法（妊娠期活用法）を実行していたケースが半数程度存在していた。しかも、この方法は妻よりも夫によ

より支持されていた。これは、先に指摘したように、男性の人格形成のうえで克己心が強く要請されていたことと関係していると推察される。克己による制欲は読書階級、教養階級ともよばれていた新中間層男性の卓越した人格を示すメルクマールとして機能した。

第3に、避妊の体験談は、1910年代には性的快樂のための避妊との混同に対して警戒的であったが、1920年代には抵抗感が薄れ、性的快樂についての記述も登場するようになった。1930年代になると避妊具や薬剤の使用に対する抵抗感が縮減し、避妊の投稿記事は避妊方法のハウツー論の様相を呈するに至った。このことは、避妊の労働者階級への普及傾向を示すと考えられる。

ただし、1930年12月末に「有害避妊器具取締規則」が発令（1931年1月施行）され、また、1930年半ば以降戦時色が強まるなかで、女性雑誌からも避妊記事が姿を消していった。

第4に、避妊の実践には、夫婦による「研究」や「実験」が行われ、その際に相談などのコミュニケーション行動がとられた。これらのプロセスにおいて、互いの自己開示が必要となることから、このプロセスにおいて相互信頼を醸成し、夫婦間に親密性が形成されたと推察できる。ただし、避妊の「研究」や「実験」、避妊の実行にあっては、妻が夫に教え導かれるという夫優位な関係もみられたのであり、対等な関係性には至っていなかった。

そして第5に、避妊の成功談、失敗談の双方が、愛情に満ちた幸せな家族イメージを発信していたことが挙げられる。避妊の成功は、「少産優育」を実現することを通して、家族愛にあふれた幸せな家族というイメージに直結させられた。他方で、性的快樂を得るために、避妊具や薬剤を用いた避妊の失敗談は、不幸な家族のストーリーへと回収された。そして、この天理に悖る不自然な避妊をやめることで、家族愛に満ちた幸せな家族に至るという、別種の家族再生のストーリーも併用し発信していた。避妊の成功談・失敗談の語りから浮上した「家族愛にみちた幸せな家族」という家族イメージは家族の情緒化プロセスを促進する一要因となったと推察される。

#### 終ー2ー3 夫婦和合の言説分析からの知見

夫婦和合論の分析を通して得られた知見は、以下の4点に要約できる。

第一に、医師によって担われた性的和合論では、夫婦和合のために夫婦間性行動の性愛化を重視したが、一方で、人工的避妊には反対の立場が取られており、「夫婦関係の性愛

化と避妊の拒否」というアンビバレントなロジックにより構成されていた。夫婦間性行動の性愛化は、「性の生殖への従属」の枠組み内で、節制によってのみ容認されるものであった。

第二に、産児調節運動の担い手は、非医師を中心とする産児調節運動家であったのに対し、性的和合論の担い手となった社会的ステータスの高い医師が、人工的避妊に反対の立場を取っていたという構図が、産児調節運動の展開を抑制する一因となっていた。また、新中間層の人々が避妊実践において安全日の知識に基づいた禁欲的避妊法を活用する傾向にあったということは、性的和合を論じた医師が避妊に反対の立場を取り「節制」を強調したことと関連があったと推察できる。

第三に、夫婦和合論は、日本における結婚を「友愛結婚」と見なしており、結婚後に欧米のロマンティック・ラブ(恋愛)とは異なる夫婦愛を形成することの必要性を強調した。ただし、その「愛情(愛)」は、夫から妻への「同情と理解」、妻から夫への「奉仕や同化」に基づくものであったし、妻が夫によって教え導かれるという師弟関係を理想とするなど、男女非対称な関係性に基づく情緒(感情)であった。また、夫婦和合といえども、上位にある父系直系家族(という「家庭」)の一家和合のための夫婦和合と位置づけられる側面もあるなど、民主的な関係性とは異なっていた。

第四に、夫婦愛が第一義的に強調されたとはいえ、第一子の誕生以降は、夫婦愛は後景に退き、母子関係を中心に据えた「子ども本位の家庭」の形成を支持する言説へと変質した。

### 終-3 「家族の情緒化」に関する知見

#### 終-3-1 近代的孩子観と家庭性の成立

本研究では、「家族の情緒化」を判定する基準として以下の3つの指標を設定した(序-2)。

- ①子どもが愛情付与の対象となること(母性愛イデオロギーの誕生、教育家族の誕生)
- ②「性-愛-結婚」三位一体観の成立(恋愛結婚イデオロギーの誕生、夫婦間性行動の性愛化)
- ③「家庭性」の成立(愛情に満ちたあたたかい家庭の成立、主婦の行う育児・家事に対する愛情規範の付与)

この枠組みに照らしてまとめると、1920年代における避妊の言説実践は、①愛情付与の対象となった「子ども」（愛児）概念の誕生と、③「家庭性」の成立をもたらした。②「性―愛―結婚」三位一体観の成立についても、夫婦間性行動の性愛化を促したことが認められたが、いくつかの留保が必要となる。

一つ目の①「子どもが愛情付与の対象となること」については、まず（第一に）、女性の産児調節運動のオピニオン・リーダーや識者たちの避妊言説において確認できた。避妊導入に際しオピニオン・リーダーとなった女性たちは、「性愛系」言説カテゴリーを回避し、「女性・人権」系言説を「避妊＝可」論の根拠としていた。かの女たちは、女性解放やそれを可能にするための生殖の権利の獲得を主張すると同時に、避妊が夫婦間性行動の性愛化とは切り離された「少産優育」のために必要であるという生殖ロジックを用いた。

また（第二に）、女性雑誌に掲載された読者の投稿記事からも「子どもが愛情付与の対象となる」心性の変容が見て取れた。以下は、避妊を切望するケースGと、既に「家族計画」意識を内面化したケースHの投稿記事からの抜粋である。

「粗製濫造と、よく申しますが、私共のやうに、後から〜と多産いたしましては、勢ひ乱造にならざるを得ません。母胎は健康を害ひ、家計は愈々困窮を加へ、可愛い子供には、充分の教育、よき感化をも与え難くなつてまゐります。」（ケースG）

「私共の家庭でも、愛児のために、両親の意志の働きかけてゐる愛児を儲けることを、一つの規約にしようと申合せたのでした。」

「良人の指導により、学説を信じ、お互いに意識しながら、二人の愛の結晶たる良き子供を恵まれた私は、一種の誇りを感じてゐます。」（ケースH）

このような「粗製濫造」から家族計画による「愛児」の出産、つまり「少産優育」の心性への変化は親子関係レベルでの情緒化の表れと解釈できる。

さらに（第三に）、夫婦和合論においても、第一子の誕生以降は「子ども本位の家庭」が理想とされた。友愛結婚の夫婦にとって、結婚後から第一子出産までは「夫婦愛」の涵養が最重要な課題として強調されるが、ひとたび子どもが生まれると、夫婦は、夫と妻という関係性ではなく、子どもの父親・母親としての関係性へと転化させられ、子ども中心に家族成員の情緒的凝集性を高めることが期待される。

ここには自ずと、家族の情緒化の第3の指標である③『「家庭性」の成立』を看取でき

る。

また、「家庭性」の成立は、女性雑誌に掲載された投稿記事からも確認できる。例えば、避妊の成功談には、愛情を注ぐ対象としての「愛児」という表現にとどまらず、「愛情に満ちたあたたかい家庭」のイメージが表出されている（5章5-6-1）。

「この調節によつて私も子供もまず健康の幸福に恵まれ、生活難の苦境を脱し、貧すりや鈍すの例にもれぬ一家の小ぜり合ひも自然に失せ、一家の平和が確保されたばかりでなく、常に脳裏を去らぬ子供の将来の教育資金までが、毎日々々自然積まれるやうになりまして、今や何んの苦もなく、それは――樂園に育まれてあるやうな気がいたします。」（ケースC）

「わたし達一家には、何の不安もない幸福な日がめぐつて来ました。三人の子供も、健やかに伸び伸びと育つて参ります。」（ケースN）

「一定の〔妊娠〕調節を行つて、子供を健全に育て上げることこそ、慈父慈母としての真の愛であり、一家の幸福の基でありませう。」（ケースm②）

避妊の成功談、失敗談ともに、「幸福な夫婦生活」、「家庭の楽しみ」「愛児」「子供を愛する」という言葉で表現される幸福な家族イメージが産出され、「幸福な家族」「幸福な家庭」と「愛」という情緒性が一体化されていた。避妊は「少産優育」のロジックによって肯定されていたのであり、家庭性の成立は子ども中心主義の成立と連動していた。

### 終-3-2 「性-愛-結婚」三位一体観の再検討（その1）

#### （1）友愛結婚イデオロギー

家族の情緒化を測る2つめの指標である「性-愛-結婚」三位一体観を形成する主要な構成要素は、恋愛結婚イデオロギーの誕生と夫婦間性行動の性愛化である。

まず、恋愛結婚イデオロギーに関連しては、日本の近代家族については恋愛結婚ではなく、「友愛結婚」であったことが先行研究において明らかにされており、このことが本研究においても追認できた。

性的和合論者の第一人者であった杉田直樹は、欧米型の恋愛結婚では、「夫婦は恋愛といふ道程を経た男女の結合といふ<sup>ママ</sup>意業」をもち、その結婚は「恋愛の卒業式」と捉えられるのに対して、日本の結婚、すなわち「友愛結婚」においては、結婚は「恋愛の始業式」

と位置づけられ、「双方の恋愛を醸すべき努力をその日から始める」と述べている（杉田直樹『主婦之友』1922年2月1日号）。

しかし、結婚後とはいえ、婚姻内の夫婦愛の醸成には大きな関心が払われるようになったのは1920年代特有の新しい現象であり、夫婦の情緒化は確実に促進された。第6章において考察したように、夫婦和合論は「夫婦愛」「夫婦の愛情（愛）」にかかわる言説を量産した。

「そうです。愛です。夫婦の間を温かく繋ぎ得る最初のそして最後のものは、やはり愛です。性格や趣味や思想の差異から来る感情的の疎隔を消してくれるものも、やはり愛の外ないのです。」（杉田直樹『主婦之友』1922年2月15号）

「たとへ結婚前には所謂恋愛は左程でなかつたとしても、一旦夫婦となつて後、漸く日数を重ねるに従つて相愛することの愈々親密となるところに、結婚生活の真諦はあると云へやう。」（谷本富『主婦之友』1921年10月号）

## （2）夫婦間性行動の性愛化

夫婦和合論が夫婦間性行動の性愛化を促進したことは第6章で述べた通りである。なかでも、性的和合論はまさに夫婦間性行動の性愛化そのものを目指す言説実践であった。

「我々の人生の地盤となり基本となるべきものは性と愛との事実で、従つてその性と愛の上に成立っている夫婦の関係は、あらゆる人間の交渉のうちで、最も密接な最も神聖な最も深い結合なのであります。」（杉田直樹『主婦之友』1922年2月1日号）

「夫婦の和合に一ばん重大な関係を持っているものは、夫婦の性的生活であります。まったく夫婦不和の原因の大部分は、その性的生活の不完全から来るものだといはれてをりまして、而もその不完全な性的生活は、多くは性的無智から生ずるのでありますから、夫婦はよろしく、性に関する一とほりの知識を得ておかねばならぬと思ひます。」

（小酒井不木『主婦之友』1927年5月号）

夫婦間性行動の性愛化にかかわる言説実践は、夫婦和合論は無論であるが、産児調節運動の「避妊=可」論においても行なわれていた。第3章で述べたように、産児調節運動の言説の「性愛系」言説がそれにあたる（図3-1参照）。



夫婦間性行動の性愛化言説は、1920年代半ばに、著名な産児調節運動家の小池四郎と小川隆四郎によって展開されていたが（3章3-2-4）、例えば、小川四郎は、「正常にして自然なる男女の愛」の「完成」が「結婚」であり、「性欲は、人間だけに与えられた聖い愛の表示である」と主張していた（小池 1925b →『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻（32））。

### （3）夫婦関係の情緒化

以上は、専門家や識者の言説実践であるが、夫婦関係レベルの言説実践においても、夫婦関係の情緒化や夫婦間性行動の性愛化が確認できた。

女性雑誌の投稿記事のなかで、避妊の成功談や失敗談において、幸せな家庭イメージ言説が発信されていたことを指摘したが、ここには愛児言説とあわせて、夫婦関係の情緒化言説も表出されていた。以下は避妊の失敗談からの引用であるが、夫の不貞という経験を経て、しあわせな家族への再生のストーリーが紡ぎ出されている。

「この悲惨な失敗が動機となつて、私達は、心身共に正しい、真に幸福な夫婦生活に入ることができました。今では二人の愛児に恵まれ、私自身も、寧ろ結婚前よりも生々とした、明るい美しさのうちに、救はれた日々を感謝してゐるのでございます。」

（ケースO）

また、避妊が夫婦の情緒化を促進した重要な契機となっていたことは、避妊の実践プロセスにおける夫婦間のコミュニケーションや協力体制においても確認できた。たとえば、ケースJは、第一子を死産するという辛い経験を経て、「二人の夫婦愛は益々濃厚になつてまゐり、お互いの心の底まで打解けることができ」るようになり、これらの経験を経て、「種々と相談の結果、この方面（月経と妊娠の関係 引用者注）の研究を始める」ことになったとしている。その他にも、「（夫と）蜜々相談し」（ケースC）、「主人と協力して」（ケースG）、「（良人も）熱心に相談に乗ってくれました」（ケースK）など、避妊に関する情報の入手や避妊具の購入、実際の避妊の実行（「実験」）に至るまで夫婦で相談し協力していたことが避妊を成功に導いた。

アンソニー・ギデンズは、親密な関係性を形成するためには、「相互信頼」が必要であり、その信頼関係は互いの「自己開示」により形成されることを指摘している。「相互信

頼」とは「他者との親密な関係をとおして構築される信頼」であり「そのような信頼は、個人が他者に心を開くことを前提とする」(ギデンズ 1991=2005:107)。避妊の成功談には、自己開示による相談が存在していたことが記されており、この相談を通して夫婦が協力して避妊を成功に導いていた。

避妊実行の主たる動機づけである「少産優育」の心性は親子関係レベルでの情緒化の表れであるが、「少産優育」の実現のためには夫婦間での家族計画に関するコミュニケーションが必要であり、このことが「友愛結婚」である夫婦の結婚後の親密性形成の1つの契機になったと考えられる。「二人の愛の結晶たる子供」をもうけるプロセスは、夫婦関係の情緒化のプロセスと平行であったのであり、その結果獲得できた「幸せな家族・幸せな家庭」というイメージが女性雑誌という媒体を通して発信された。

### 終-3-3 「性-愛-結婚」三位一体観の再検討(その2)

前節では、「性-愛-結婚」三位一体観成立の動きが存在したことについて言及したが、このことをもって、日本近代において「性-愛-結婚」三位一体観が成立したと判断するには留保が必要となる。「性-愛-結婚」三位一体観の成立への動きは、同時に、「性-愛-結婚」三位一体観の成立を抑制する動きをともなっていた。

まず第一に、性的和合論の担い手であった医師たちが、避妊に対して消極的もしくは反対の態度をとっていたことが指摘できる。性的和合論者は夫婦の性的和合とともに「節制」の必要性を強調し。妻の性的不満を解消することが夫婦和合の最も根本的な要因であるのであるが、同時に、過度な性的快楽に対してはそれが妻の不感症を招くというロジックを用いて性的快楽への警戒感を顕わにした。性的快楽の必要性を主張しつつ人工的避妊は認めず、節制(禁欲)による避妊のみを承認した。この点が西欧の性愛論者たちとのもっとも大きな違いであった(第6章6-7)。

第二に、産児調節運動における避妊言説が男女非対称であったことも再確認しておく必要がある。産児調節運動における「避妊=可」言説の1カテゴリーである「性愛系」言説においても夫婦間性行動の性愛化を促進する言説がみられた。

「産児調節は愛し合い乍らも 産まれるべき子供の養育の資力のないために 結婚を控へている男女に 結婚を遂行させる方法である 愛し合ふものに大胆に結婚を許す方法である」(小池 1925 → 『性と生殖の人権問題資料集成』第3巻(32) 2001:62)

これは、代表的な産児調節運動家である小池四郎による文章であるが、ここには既に、婚前の恋愛やそれに続く恋愛結婚が前提として語られている。夫婦間行動の性愛化を促進している点では性的和合論者とは軌を一にしているが、「恋愛結婚」を前提にしていた性的和合論者が警戒していた婚前の恋愛や恋愛結婚という、欧米近代家族の理念を摂取している点において両者の間には大きな隔絶がある。おそらくこの点が、性的和合論者に避妊に対する警戒感を惹起したのではないかと考えられる。

しかし、この言説は男性論者によってのみ担われていた。女性の産児調節運動家の第一人者であった石本静枝は、マーガレット・サンガーの主張する「自主的母性」概念や女性解放の思想を日本に紹介することに尽力したが、その際に夫婦間の性愛についての主張は捨象していた。欧米の産児調節運動においては、マーガレット・サンガーやマリー・ストープスといった女性のオピニオン・リーダーたちが女性の生殖の権利と恋愛結婚の理念や夫婦間性行動の性愛化をセットで唱道したのに対し、日本における避妊論は母性と生殖の議論に回収されていたのであり、夫婦間性行動の性愛化の議論はあえて回避され、抑制されていたのである（第3章3-3）。

近代日本における夫婦間性行動の性愛化は、「性の生殖への従属」を維持したまま「性一愛一結婚」三位一体観を成立させることを企図するという奇妙な状況を生起させた。この近代日本における「性における生殖と快楽の“不完全”な分離」が、欧米型近代家族の典型的特徴である「性一愛一結婚」三位一体観の成立を妨げることとなった。このような状況を生み出した背景には、避妊の推進を意図する産児調節運動家（多くは非医師）と性的和合を主張しつつ避妊の受容に躊躇する医師の間に大きな分断が存在していた。さらに、産児調節運動においては夫婦間性行動の性愛化の受容をめぐるジェンダー非対称性が存在していた。

#### 終-4 日本型近代家族と家族の情緒化

避妊を糸口として近代日本の家族の考察から、欧米型近代家族と日本型近代家族のもつとも大きな違いが、「性一愛一結婚」三位一体観の成立プロセスあることが確認できた。日本型近代家族は、節制（制欲）主義、生殖中心主義・子ども中心主義、および、母性主義という4つの特徴を有していた。

#### 終－４－１ 節制（制欲）主義

日本型近代家族が選好した第一の要素は、節制・制欲の強調、換言すれば、人工的避妊を用いての性的快樂の排除であった。

産児調節運動家のリーダー的存在であった安部磯雄の下記の指摘は、1920年代当初の問題把握としての的を射ていた。

「夫婦関係を結ばないで産児制限をなすのであれば、何人もこれに対して非難することとは出来ないのでありますけれども、性慾を満足せしめながら尚ほ産児を制限するといふことの中には何か私共の倫理思想と矛盾するものがある様に思はれます。多分この点が産児制限に対する最も有力なる反対意見である様に思はれます。」(安部 1922 → 2008 : 35、再掲)

したがって、このように社会状況にあつて、新マルサス主義による「避妊＝可」説を主張するには、同時に「節制」の必要性を強調することが戦略上必須であった。それ故、安部磯雄は「早婚＋婚姻内避妊＋節制」論を展開した。この節制（制欲）の理念は当時の男性らしさの理想、すなわち、克己心のある男性が男らしいというジェンダー観と相互に関連していた。都市新中間層において、節制（制欲）による避妊法が一定程度実践されていたことはこのような社会状況の一種の反映であった。

日本型近代家族の言説は、「性－愛－結婚」三位一体観を受容しつつも、同時に、夫婦間性行動の性愛化（夫婦間の性的快樂）を抑制するというアンビバレントなロジックを内包する言説実践であった。

#### 終－４－２ 生殖中心主義・子ども中心主義

それゆえ、避妊の受容は、「性の生殖への従属」の枠内、つまり「少産優育」のための避妊という生殖ロジックなしには成し遂げることができなかつた。産児調節運動における「避妊＝可」論と性的和合論では、避妊に対する賛否は異なっていたが、少産優育を目指す点では完全な一致をみたのであった。さらに、産児調節運動における女性論者による「女性・人権系」言説も同様に生殖中心主義の立場に立っていた。

このような言説実践は、夫婦関係ではなく親子関係に基盤をおいた家族の情緒化を図る傾向を生み出したが、それを示す典型的な事例の一つが、夫婦和合論における子ども中心

主義、子ども本位の家庭の呈示であった。1920年代後半の通俗的夫婦和合論である「夫婦和合の秘訣百ヶ条」(1927)が締めくくりとなる第百ヶ条目に、子どもの教育を主眼としたものではないが、「子供は夫婦で教育するが秘訣」を置いていたことは象徴的である。

「(前略)妻は夫が自分を愛してくれるよりも、子供を愛してくれるのを悦ぶもの、これが母性の尊い本能である。だから子どもは両親で教育ませう。子供教育に良人が熱心である限り、妻の愛は倍化して良人へ捧げられる。」(『主婦之友』1927年7月号)

夫婦中心の夫婦和合は第一子が生まれるまでに限定されており、子どもの誕生後は、「子供本位」の家庭が理想とみなされていたのである(第六十条「子供本位の家庭が秘訣」)。

「(前略)子供が生まれた和合の中心は子供本位に！こゝに夫婦愛が深められて本当に切つても切れない仲という味が出る。」(『主婦之友』1927年6月号)

以上のように、夫婦は夫と妻として夫婦の親密性を築くのではなく、子どもの父親、母親であるという地位を通して親密性を築く関係へと変容させられるのであるが、そのような親密性が「夫婦愛」として称揚されている。

#### 終-4-3 母性主義

日本型近代家族と親和的であった第3の要素が、女性に対する「母性」という概念である。母性主義は母子関係に限らず、夫婦関係にもしばしば敷衍された。

性的和合論の端緒となった杉田直樹は、「恋愛」と「夫婦の愛」の違いについて、恋愛は「異性から求めあう愛」であるのに対して、夫婦の愛は「凡てを捧げあひ宥しあひ擁きあふ」として、以下のように説明している。

「子供に対する母親のやうに、凡ての欠点も不満も許しあつて、お互いに自分自身を捧げあひさへすればその夫婦の間には、尊い美しい力のある愛の泉が湧いてくるだらうと、固く信じます。そしてその真の愛と信を以つて固くお互いが撫きあつたとき、そこに初めて眠っていた理解の眼があき、隠されていた尊敬の念が湧いて来て、真に夫婦が敬愛し合ふ時がくることでせう。」(杉田直樹 『主婦之友』1922年2月15日号)

文字通りには、夫婦が「お互い」であるが、真意は異なっており、このような愛は妻に対してのみ要請されていた。妻には、自分の立場を自覚したならば、「多くの婦人が子供のためには自ら進んですると同じやうに、良人のため、家庭のために自分といふものを敢へて犠牲にして」夫に「同化し融合してゆく」ことが求められていた。妻の夫に対する愛は母子関係のアナロジーで語られていたのである。このアナロジーは、他の論者の言説にもみられたし（青柳有美など）、先に挙げた『夫婦の秘訣百ヶ条』においても用いられていた。

また、このような母子関係のアナロジーは、本研究の直接の分析対象ではないが、1920年代に一世を風靡した厨川白村の「近代の恋愛観」（1921）にもみられた。この作品は、セクシュアリティ研究において、1920年代の制欲論に最も影響力のあった「恋愛至上主義」として位置づけられているが、ここで語られている「恋愛」は、婚姻前の男女や夫婦の情緒関係に固有のものではなく、親子愛や母性愛、そしてさらに、「民族愛」、「人類愛」へと敷衍されていくという壮大な「恋愛」観であった。しかもこの恋愛論も男女非対称であり、男性にあっては、性欲の処理から「霊肉一致」の文字通りの性愛・恋愛が説かれたのに対して、女性の恋愛は「母性」に直結され、隣人、そして究極には人類に至る愛へと敷衍され語られていた（第1章1-2-4）。

このように、1920年代にあっては、恋愛にせよ夫婦愛にせよ、女性の男性に対する愛情（情緒）は母性主義と連動して用いられる傾向にあった。恋愛や夫婦愛という情緒言説が増殖した時代にあっても、一人の男性と女性、あるいは夫と妻というダイアッドな関係性は成立しがたく、「愛情（情緒）」言説はジェンダー非対称であった。

## 終-5 日本型近代家族とは何か — 家族社会学へのインプリケーション

### 終-5-1 日本型近代家族とは何か

本研究の目的は、1920年代の日本における「家族の情緒化」というプロセスを、「避妊」に関する言説を糸口にして、実証的に明らかにすることであった。

分析・考察の結果、1920年代の言説実践において、子どもが愛情付与の対象となり（近代的子ども観の成立）、「家庭性」が成立したことは看取できたが、「性-愛-結婚」三位一体観の成立については、それを促進するベクトルと抑制するベクトルが同時に作用しており、「性の生殖への従属」と「性における生殖と快楽」の分離のあいだでゆらいでいたことが確認できた

赤川によれば、「性—愛—結婚」三位一体観は、「夫婦和合の鍵はセックスにある」という「セックスにおける夫婦和合」言説と、「セックスは夫婦に限定する」という「貞操・純潔・一夫一婦」の言説に分節化できる。このうち再検討の余地があるのは前者の「セックスにおける夫婦和合」言説である。赤川によれば、1920年代には、夫婦和合のみならず『幸福』『家庭の平和』『家族団欒』といった理想の根幹までに、夫婦のセックスが置かれるに至ったのであり（赤川 1999:197）、このように「夫婦関係と『家庭』を性欲をセックスに満ち溢れた空間として構想する発想と、それに基づいて構成される現実」が『夫婦間性行動のエロス化 (eroticization of sexual behavior in marriage)』と定義されている（赤川 1999:198）。

確かに、1920年代において、夫婦間性行動の性愛化を促進する言説実践は遂行されていた。ただし、そこにはいくつかの留保が必要で、夫婦間性行動の性愛化は単線的には進行しなかったし、またその言説実践と受容にはジェンダー非対称がみられた。つまり、本研究の知見によれば、1920年代の新中間層には、「夫婦間性行動のエロス化」は赤川が指摘しているほどには確固とした地位を築けていなかった。避妊も夫婦間性行動の性愛化も「性の生殖への従属」の範囲内で許容される傾向がみられたのであり、家庭の核は夫婦中心よりも、親子中心（「少産優育」中心）であった。

日本型近代家族の特徴は、夫婦関係よりも親子関係、特に母子関係を基軸に据えた子ども本位の「家庭」の創出を重視する点にあった。少産優育のための避妊の言説実践は、夫婦和合論と共振することにより、一方では、避妊の実践を拡大し、夫婦間性行動の性愛化を促進すると同時に、他方では、節制主義（「制欲」主義）を重視することによって「性における生殖と快楽の分離」を抑制した。避妊は「少産優育」のために許容されものであり、母性主義的な家庭性を重視する日本的近代家族規範を形成した。

## 終—5—2 結語

本研究は、「避妊」を糸口として、「家族の情緒化」の視点から、日本の家族の近代化プロセスを明らかにすること目的とするものであり、その際に、家族社会学とセクシュアリティ研究を架橋し、ジェンダー非対称性へ着眼しつつ夫婦関係の性愛化プロセスを明らかにすることを試みてきた。

最後に、本研究の課題について言及し本稿を閉じることにしたい。

本多は、「近代家族論の理論的枠組み、特に家族の情緒的關係に関する言説を『近代家

族』の意識や規範の発生と一義的に結びつける図式を再考することが必要」であることを指摘している。なぜなら、「歴史的にみて家族の情緒的關係に関する言説は、『近代家族』的な『家庭』論だけではなかった」からである（本多 2018:253）。

この指摘は本研究にとって非常に示唆に富む。なぜなら、本研究はまさに、「家族の情緒的關係に関する言説を『近代家族』の意識や規範の発生と一義的に結びつける」研究だからである。しかし、本研究は、「歴史的にみて家族の情緒的關係に関する言説は、『近代家族』的な『家庭』論だけ」であるという前提に立っているわけではない。本研究の端緒に位置づけられるのはアリエスの近代家族論であるが、アリエス自身も情緒關係に関する言説は「近代家族」以前にも存在していたことを明確に認識したうえで、近代家族は家族に情緒機能が付与された点によって、それ以前の（前近代的な）家族とは異なるということを実証的に明らかにしたのであった。アリエスの言葉を借りれば、近代の家族は「夫婦、親子間に必要な感情の場」となった点において歴史的に特異であった。「近代に勝利したのは個人でなく家族」であったとアリエスに言わしめたほどに、近代社会において家族は社会の基礎単位という確固とした位置を占めるに至ったのである。そのような家族には、前近代とも、また個人化が進展した現代（後期近代）とも異なる近代独自の家族にかかわる愛情（情緒）言説が存在すると考えられるのであり、その言説の形成の歴史的プロセスとその質にアプローチすることは本多の指摘に抵触しない。

近代に内在的な言説だけに着目したのでは、近代家族の情緒化のプロセスを捉えることはできないことは確かであるが、近代に内在した資料による言説分析は、まったく無意味ではなく、近代家族研究に対する貢献の余地を残している。

そのための課題として、まず、より詳細な「情緒」（「愛情」「愛」）の質的吟味が必要になる。「家（家族制度）」の情緒言説と「近代家族」の情緒言説の異同は何か、1920年代の情緒言説と1960年代以降の近代家族の大衆化期の「情緒」言説との異同は何かなど、同じ「愛情（情緒）」という言葉での言表であっても、その内実を精査する必要がある。

さらに、「いかに」から「なぜ」への問の転換も必要である。日本の近代家族が「いかに情緒化したのか」を記述することには本研究も一定の貢献をなしえたと考えているが、「なぜ近代に家族は情緒化したのか」という問にはまだ明確な回答は出されていない。

「情緒」（愛情・愛）の質に対する吟味を充実させ、「なぜ」近代において家族が情緒化したのかという問に答える試みは、一定のパラダイムに到達してから約30年という年月が経過しアナクロニズムに陥る陥穽をもつ近代家族論に新たな展開をもたらすものであ



ると考えている。本研究の延長線上にはまだ課題が残されてはいる。とはいえ、これらの課題は本研究を待ってはじめて明確になったものである。本研究が家族社会学における近代家族論に一定の貢献をなし、さらに、「情緒（愛情）の歴史社会学」の構築に向けた糸口となっていることを願っている。

## 参考文献

- 阿知波五郎, 1967, 「日本産児制限史について」『医学史研究』23: 1185-1198.
- 赤川学, 1995, 「夫婦間性行動のエロス化と規格化——1870-1970年における科学的な性知識の形成と変容」『年報社会学論集』8: 155-166.
- , 1996, 「一九一〇年代, 「貞操の男女平等」の一局面」『人文科学論集〈人間情報学科編〉』31: 101-118.
- , 1999, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房.
- , 2002, 「言説の歴史社会学における権力問題」『年報社会学論集』15:16-29.
- 有賀夏紀, 1987, 「アメリカにおける産児制限の思想とフェミニズム——マーガレット・サンガーに至るまで」女性学研究会『女の目で見える〈講座女性学4〉』勁草書房, 170-199.
- 有山輝雄, 1984, 「192,30年代のメディア普及状態——給料生活者, 労働者を中心に」『出版研究』15: 30-58.
- Ariès, Philippe, 1953, Sur les Origins de la Contraception en France, *Population*, 3. (= 1983, 中内敏夫・森田伸子編訳「避妊の起源」『〈教育〉の誕生』新評論, 51-65.)
- , 1960a, *L'enfant et la Vie Familiale sous l'ancien Régime*, Seuil.(= 1980, 杉山光信・杉山恵美子訳『〈子供〉の誕生』みすず書房.)
- , 1960b, *Interprétation pour une Histoire des Mentalités*, Travaux et Documents Chaier, 35, PUF.(= 1983, 林康廣・芳賀勝城訳「避妊の心性史」, 「産育と教育の社会史」編集委員会編『学校のない社会学校のある社会』[叢書産育と教育の社会史I] 新評論, 71-108.)
- , 1978, *L'histoire des mentalités*, Le Goff, La nouvelle histoire.(= 1985, 中内敏夫・森田伸子編訳「序 心性史とは何か」『〈教育〉の誕生』新評論.)
- Anderson, Michael, 1967, "Interaction and Family Planning in the French Urban Family", *Demography*, 4: 615-625.
- Anderson, Michael, 1980, *Approaches to the History of the Western Family: 1500-1914*, The Macmillan Press Ltd. (= 1988, 北本正章訳『家族の構造・機能・感情——家族史研究の新展開』海鳴社.)
- Badinter, Elisabeth, 1980, *L'amour en Plus: Librairie Ernest Flammarion*, .(= 1981, 鈴木晶訳『プラス・ラブ——母性本能という神話の終焉』サンリオ出版.)
- Banks, J. A. & Banks, Olive, 1964, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, .(= 1980, 河村貞枝訳『ヴィクトリア時代の女性たち——フェミニズムと家族計画』創文社.)
- Berger, Brigitte and Berger, Peter L., 1983, *The War over the Family: Capturing the Middle Ground*, Anchor Press, New York.
- Bloch, Ruth H, 1978, "American Feminine Ideals Transition: the Rise of the Moral

- Mother: 1785-1815 ", *Feminist Studies*, 4(2): 101-124.
- Bourdieu, Pierre et Passeron, Jean-Claude, 1970, *La Reproduction : éléments pour une théorie du système d'enseignement*, Minuit = 1991, 宮島喬訳『再生産—教育・社会・文化』藤原書店.
- 近森高明, 1999, 「二つの「時代病」: 神経衰弱とノイローゼの流行 にみる人間観の変容」『京都社会学年報』7: 193-208.
- 千本暁子, 1990, 「労働者家族の近代」『制度としての〈女〉』平凡社, 187-228.
- 千葉徳爾・大津忠男, 1983, 『間引きと水子——子育てのフォークロア』, 農山村文化協会.
- 中央公論社編, 1955, 『中央公論社七十年史』中央公論社.
- 中央公論社編, 1965, 『中央公論社の八十年』中央公論社.
- 中央公論社編, 1965, 『婦人公論の五十年』中央公論社.
- Coale, Ansley J., 1969, "The Decline of Fertility in Europe from French Revolution to World War II ",
- Behrman, S.J., et al. eds, *Fertility and Family Planning: A World View*, 3-24, University of Michigan Press.
- Flandrin, Jean Louis, 1981, *Le Sexe et L'occident*, Seuil. (= 1987, 宮原信訳『性と歴史』新評論. )
- , 1984, *Familles: Parenté, Maison, Sexualité dans L'ancienne, Société*, Seuil. (= 1993, 森田伸子・小林亜子訳『フランスの家族』勁草書房. )
- 藤目ゆき, 1986, 「戦間期日本の産児調節運動とその思想」『歴史評論』430: 79-100.
- , 1993, 「ある産婆の軌跡——柴原浦子と産児調節」『日本史研究』366.
- , 1995, 「産児調節運動の意義と限界」『日本女性運動資料集成 第7巻 月報 1995年5月』不二出版, 4-8.
- , 1997, 『性の歴史学——公娼制度・墮胎罪体制から買春防止法・優生保護法まで』, 不二出版.
- 福井憲彦, 1985, 「家族の多様性——フランス家族史研究から」『現代思想』1: 6-13. (= 1987, 福井憲彦『「新しい歴史学」とは何か』日本エディタースクール出版.)
- , 1987, 『「新しい歴史学」とは何か』日本エディタースクール出版.
- 船橋邦子, 1986, 「マーガレット・サンガー再考——その人と軌跡」『女性学年報』7: 56-62.
- 古川誠, 1993, 「恋愛と性欲の第三帝国」『現代思想』7月号: 110-127.
- Giddens, Anthony, 1991, *Modernity and Self-Identity*, Cambridge, Polity Press.
- (=2005, 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会』ハーベスト社. )
- , 1992, *The Transformation of Intimacy*, Cambridge : Polity Press. (=1995, 松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』而立書房. )

- Gillis, Jhon R, 1985, *For Better For Worse : British Marriages, 1600 to the Present*, Oxford University Press. (= 2006, 北本正章訳『結婚観の歴史人類学』勁草書房.)
- Green, Shirle, 1971, *The curious history of contraception* : Ebury Press. (=1974, 金沢養訳『世界の避妊の歴史』講談社.)
- Hajnal, J, 1965, *European Marriage Patterns in Perspective*, Glass DV, Eversley DE, eds. , *Population in History: essays in historical demography*, Aldine Publishing Company, 101-43.
- 原純輔, 2000, 「近代産業社会日本の階層システム」原純輔編『近代化と社会階層』(日本の階層システム1) : 3-43.
- 橋本紀子, 2001, 「1920～30年代日本の産児調節運動にみられるジェンダー観——”The Birth Control Review を中心に」『<教育とジェンダー>研究』4: 23-93.
- 服部嘉香, 1918, 『新らしき言葉の字引』実業之日本社.
- 早川紀代, 2000, 「最近の近代家族研究史研究」『人民の歴史学』144: 17-23.
- , 2004, 「セクシュアリティにおける女性の主体形成の歴史」『思想と現代』26: 94-110.
- 速水融, 1988, 『江戸の農民生活史——宗門改帳にみる濃尾の一農村』日本放送出版協会.
- , 2002, 『江戸農民の暮らしと人生——歴史人口学入門』麗澤大学出版部.
- 林葉子, 1986, 「山川菊栄の産児調節論」『女性史研究』21: 29-33.
- , 2001, 「「市民」が「国民」になるとき——久布白落美における「ホーム」論の転回」『キリスト教社会問題研究』50: 12-20.
- , 2005, 「廃娼論と産児制限論の融合——安部磯雄の優生思想について」『女性学』13: 94-110.
- , 2009, 「文明化と〈男らしさ〉の再構築——1910年代の『廓清』に見る性欲論」荻野美穂編『(性)の分割線——近・現代日本のジェンダーと身体』青弓社, 95-119.
- 平井晶子, 2006, 「結婚の均質化と『家』の成立——東北農村の場合」落合恵美子編著『徳川日本のライフコース——歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房, 89-104.
- 平田伸子, 2001, 「大正期の医学誌からみた産児調節」『九州大学医療技術短期大学部紀要』28: 91-97.
- 廣嶋清志, 1980, 「現代日本人口政策史小論——人口資質概念をめぐって(1916-1930年)(人口資質論——日本人口の資質と環境(人口問題研究所創立40周年記念特集))」『人口問題研究』154: 46-61.
- 本庄栄一郎, 1941, 『日本人口史』日本評論社.
- 堀江俊一, 1991, 「明治末期から大正初期の「近代家族像」——婦人雑誌からみた「山の手生活」の研究」『日本民俗学』186: 39-73.
- 本多真隆, 2018, 『家族情緒の歴史社会学——『家』と『近代家族』のはざまを読む』晃洋書房.
- 本田和子, 1982, 『異文化としての子ども』紀伊国屋書店.

- , 1985, 『わたしたちの「江戸」——「女・子ども」の誕生』新曜社.
- , 1991, 「〈原史〉としての子ども」市川浩・加藤尚武・坂部恵・坂本賢三・村上陽一郎編『子ども』岩波出版: 241-316.
- 伊賀みどり, 2004, 「婦人雑誌にみる出産方法および出産観の変容——『主婦之友』創刊号から1960年代までを題材に」『大阪大学日本学報』23: 89-113.
- , 2005, 「家族研究の展望——「近代家族論再考」より」『大阪大学日本学報』24: 49-54.
- 今井泰子, 1992, 「〈主婦〉の誕生」『女性学』1: 49-65.
- 井上俊編, 1966, 『岩波講座19 現代社会学——「家族」の社会学』岩波書店.
- 犬塚都子, 1989, 「明治中期の「ホーム論」——明治18～26年の『女学雑誌』を手がかりとして」『お茶の水女子大学人文科学紀要』42: 49-61.
- 石田あゆ, 1998, 「大正期婦人雑誌読者にみる女性読者形態——『主婦之友』にみる読者像」『京都社会学年報』6: 163-180.
- , 2001, 「大正期婦人雑誌における女性・消費イメージの変遷——『婦人世界』を中心に」『京都社会学年報』9: 55-74.
- 石川康彦, 1996, 『主婦の友社八十年史』主婦の友社.
- 石井幸夫, 2001, 「産児調節運動の言説について」『ソシオロジスト』3: 69-119.
- 石南國, 1998, 「マルサスと現代人口政策」, 岡田實・大淵寛編『マルサス人口論の200年』大明堂書店: 147-162.
- 石崎昇子, 1992, 「生殖の自由と産児調節運動——平塚らいてうと山本宣治」『歴史評論』503: 92-107. (総合女性史研究会編『日本女性史論集9 性と身体』吉川弘文館, 1998, 362-383に再録)
- , 1998, 「近代日本の産児調節と国家政策」『総合女性史研究』15: 15-32.
- , 2002, 「明治維新と生殖倫——理日本近代の生殖観はいかに形成されたか」長野ひろ子編『エスニシティ・ジェンダーからみる日本の歴史』吉川弘文館, 313-337.
- 石月静恵, 1982, 「一九三〇年代の無産婦人運動」女性史総合研究会編『日本女性史5 現代』東京大学出版会: 193-226.
- 岩上真珠, 2003 『ジェンダーで読むライフコースと家族』有斐閣.
- 岩澤美帆, 1998, 「社会学におけるマルサス」, 岡田實・大淵寛編『マルサス人口論の200年』大明堂書店: 46-62.
- 女性史総合研究会, 1982, 『日本女性史4 近現代』東京大学出版会.
- 女性史総合研究会, 1982, 『日本女性史5 現代』東京大学出版会.
- 女性史総合研究会, 1988, 『日本女性史研究文献目録』東京大学出版会.
- 女性史総合研究会, 1992, 『日本女性の歴史 性・愛・家族』角川書店.
- 女性史総合研究会, 1994, 『日本女性史研究文献目録〈Ⅲ〉1987-1991』東京大学出版会.
- 女性史総合研究会, 2003, 『日本女性史研究文献目録〈Ⅳ〉1992-1996』東京大学出版会.
- 海峯子, 2004, 『近代日本の父性論とジェンダー・ポリティクス』作品社.

- 金久保靖子, 1985, 『「母性」の心性史的研究—— Ph.アリエスの近代家族論の再検討』(未刊行).
- 金屋平三, 2000, 「17 世紀イギリスにおける家族と社会・序説——「近代家族」とは何か?」『奈良大学紀要』(28): 169-183.
- 金子幸子, 1999, 『近代日本女性論の系譜』不二出版.
- 菅野聡美, 1994, 「近代日本の二重規範——性と家族をめぐる諸相」『法學研究』67 (12) : 407-430.
- 菅野聡美, 2001 『消費される恋愛論——大正知識人と性』青弓社.
- 河田蜂郎編, 1925, 『会社員給与調べ』東京経済社.
- 川村邦光, 1993, 『オトメの祈り——近代女性イメージの誕生』紀伊國屋書店.
- , 1994, 『オトメの身体——女の近代とセクシュアリティ』紀伊國屋書店.
- , 1996, 『セクシュアリティの近代』講談社.
- , 1998, 「避妊と女の闘い——セクシュアリティの戦後をめぐる」『思想』886: 137-159.
- 加藤敏, 2011, 「大正期前後の神経衰弱理論と精神分析理論——森田理論に注目して」『精神医学史』15 (1,2) : 5-17.
- 木本至, 1972, 「婦人雑誌にみるセックス指導書の変遷」『えろちか』38: 107-122.
- 木村涼子, 1989, 「女性にとっての「立身出世主義」に関する一考察——大衆婦人雑誌『主婦之友』(1917 ~ 1940) にみる」『大阪大学教育社会学・教育計画論研究集録』7: 67-83.
- , 1992, 「婦人雑誌の情報空間と女性大衆読者の成立——近代日本における主婦役割の形成との関連で」『思想』812 (岩波書店) : -.
- , 1995, 「婦人雑誌の小宇宙から」『日本教育学研究』57: 100-103.
- , 2000, 「「主婦アイコン」の誕生——美人画と婦人雑誌」『人間関係論集』大阪女子大学, 17: 73-99.
- , 2006a, 「近代家族における「主婦」と「良人」の甘い生活——戦前の大衆婦人雑誌の紙面分析から」『女性学研究』(13): 1-32.
- , 2006b, 「〈女が読む小説〉による欲望の編成——1920 ~ 30 年代「通俗小説」の世界」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』32: 145-170.
- , 2010, 『〈主婦〉の誕生——婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館.
- 近代女性文化史研究会, 1985, 『近代婦人雑誌目次総覧』全 15 巻, 大空社.
- 近代女性文化史研究会, 1986, 『日本の婦人雑誌』全 5 巻, 大空社.
- 近代女性文化史研究会, 1996, 『大正期の女性雑誌』, 大空社.
- 北田暁大, 1998, 「〈私的な公共圏〉をめぐる——1920 ~ 30 年代『婦人雑誌』の読書空間」『東京大学社会情報研究所紀要』56: 155-179.
- 鬼頭宏, 2000, 『人口から読む日本の歴史』講談社.
- 小山静子, 1991, 『良妻賢母という規範』勁草書房.

- , 1994, 「近代家族概念再考」『立命館言語文化研究』6(1): .
- , 1995, 「家族の近代——明治初期における家族の変容」西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社: 167-189.
- , 1999, 『家庭の生成と女性の国民化』, 勁草書房.
- 久保秀史, 1997, 『日本の家族計画史——明治/大正/昭和』社団法人家族計画協会.
- 栗原桃音, 2017, 『大正期の結婚相談——家と恋愛にゆらぐ人びと』晃洋書房.
- 黒沢亜里子, 1995, 「〈平塚らいてう〉という身体——「解剖学的まなざし」「処女」「貞操」「純潔イデオロギー」」『日本近代文学』(53): 207-213.
- 桑原桃音, 2017, 『大正期の結婚相談——家と恋愛にゆらぐ人びと』晃洋書房.
- Luhmann, Niklas, 1986, *Love as Passion*, Cambridge, Polity Press.
- Macfarlane, Alan, 1986, *Marriage and Love in England: Modes of Reproduction 1300-1840*, Basil Blackwell Ltd.(= 1999, 北本正章訳『再生産の歴史人類学』勁草書房.)
- 前田愛, 1972, 『近代読者の成立』有精堂.
- 真下道子, 1990, 「出産・育児における近世」女性史総合研究会編『日本女性生活史』第3巻, 東京大学出版会: 143-169.
- 松原洋子, 1990, 「解説 優生問題・人口政策編」『性と生殖の人権問題資料集成解説・総目次・索引』不二出版: 17-28.
- 1998, 「中絶規制緩和と優性政策強化——優生保護法再考」『思想』886: 116-13
- 丸本百合子, 1995, 「産児調節からリプロダクティブ・ヘルス/ライツへ」『日本女性運動資料集成 第7巻 月報1995年11月』不二出版: 1-4.
- 三鬼浩子, 1996, 「大正期の女性雑誌——働く女の機関誌を中心に」, 近代女性文化史研究会編『大正期の女性雑誌』大空社.
- 南博・社会心理研究所, 1987, 『大正文化1905——1927』勁草書房.
- 光石亜由美, 2008, 「日露戦争後の文学と性表現——〈性欲〉に煩悶する時代と〈感傷〉の共同体」東アジア近代史学会編『日露戦争と東アジア世界』ゆまに書房: 523-547.
- 宮森一彦, 2003, 「「家庭の和楽」と「家庭の親愛」——近代日本における排他的親密性の形成をめぐる」『社会学評論』54(1): 2-15.
- 宮坂靖子, 1985, 「Ariès, Ph.の近代家族論の再検討——家族機能論の視点から」『家族研究年報』11: 67-82.
- , 1987, 「『母性』の心性史——「避妊」と「授乳」の視点から」『人間文化研究科研究年報』10: 165-177.
- , 1988, 「家族の歴史」金井淑子編『ワードマップ家族』新曜社, 64-82.
- , 1990, 「『お産』の社会史」第1巻編集委員会篇『〈教育〉——誕生と終焉』[叢書 産む・育てる・教える——匿名の教育史1] 藤原書店: 82-107. (再録: 1995, 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『日本のフェミニズム 5 母性』岩波書店, 89-124. →再再録: 2009, 天野正子伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美

- 子・大沢真理・加納実紀代編『新編日本のフェミニズム 5 母性』岩波書店: 99-133.
- , 1997a, 「配偶者選択と恋愛・性——恋愛結婚のパラドックス」石川実編『現代家族の社会学—脱制度化時代のファミリー・スタディーズ』有斐閣, 96-109.
- , 1997b, 「江戸時代におけるマビキ関係法制史料」太田素子編『近世日本マビキ関係史料集成』刀水書房: 667-789.
- , 1998b, 「アリエス『〈子供〉の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』『家族学のみかた。』(アエラムック) 朝日新聞社: 70-71.
- , 1999b, 「歴史社会学—— 12 のアプローチ⑥」『恋愛学がわかる。』(アエラムック) 朝日新聞社: 30-33.
- , 2001a, 「〈近代家族〉の誕生と終焉——家族の機能と家族関係」原ひろ子編『家族論』日本放送出版協会, 133-144.
- , 2010a, 「近代家族に関する社会史的研究の再検討——「家族の情緒化」の視点から」『奈良大学紀要』38: 157-169.
- , 2010b, 「日本近代における避妊の受容と家族の情緒化—— 1920年代を中心とした女性雑誌の言説分析」『日本家政学会誌』541: 265 - 275. (61 (5) : 1-11)
- , 2011, 「日本における近代家族論の受容とその展開」『奈良大学紀要』39: 75-89.
- , 2012, 「セクシュアリティ論における近代家族言説——セクシュアリティ論から家族社会学へのインプリケーション」『奈良大学紀要』40: 149-163.
- , 2012, 「大正期における産児調節運動の展開と普及——産児調節相談所の活動とその利用者」『家族関係学』31: 37-48.
- , 2017, 「避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称——明治末期から大正期における避妊受容の言説戦略」『金城学院大学論集 社会科学編』13 (2) :1-19.
- 村瀬桃子, 2005, 「山本宣治宛の性や生殖に関する相談書簡についての一考察——男性からの相談を中心に」『教育学研究』72: 200-209.
- 牟田和恵, 1988, 「『近代家族』概念と日本近代の家族像」『佐賀大学教養部研究紀要』20(1): 165-178(牟田 1996b に収録).
- , 1990a, 「明治期総合雑誌にみる家族像——『家庭』の登場とそのパラドックス」『社会学評論』41(1): 12-25(牟田 1996 b に収録).
- , 1990b, 「日本近代化と家族——明治期『家族国家観』再考」筒井清忠編『近代日本の歴史学』木鐸社: 67-93. (牟田 1996 b に収録).
- , 1991, 「家族の社会史から家族社会学へ——アプローチの統合をめざして」『家族社会学研究』3: 50-60(牟田 1996 b に収録).
- , 1992, 「戦略としての女——明治・大正の「女の言説」を巡って」『思想』812:211-229.
- , 1996a, 「セクシュアリティの編成と近代国家」『セクシュアリティの社会学』岩波書店: 77-93.



- , 1996b, 『戦略としての家族』新曜社.
- , 1996c, 「日本型近代家族の成立と陥穽」井上俊編『岩波講座 19 現代社会学——「家族」の社会学』岩波書店: 55-74.
- , 1997, 「「家庭」イデオロギーと女性——近代日本における国民の生成をめぐる」阪上孝編『統治技法の近代』: 261-288.
- , 2002, 「「近代家族」概念と日本近代の家族像」大日向純夫編『日本家族史論集 2 家族史の展望』吉川弘文館: 213-235.
- 森田登代子, 1997, 「子育てと産児制限に関する一考察——江戸時代の文学書や風俗史料を手掛かりに」『日本家政学会誌』48(2): 123-129.
- 森田伸子, 1981, 「アリエス『子供の誕生』」村田泰彦編『家庭の教育』講談社: 177-171.
- , 1984, 「フランスにおける産育と教育の社会史——研究動向と文献紹介」『叢書——産育と教育の社会史, 子供の国家史』新評論: 251-271.
- 元森絵里子, 2015 「子ども観の歴史性・構築性の反省の現在」(テーマ別研究動向)『社会学評論』66 (1) : 123-133.
- 中川清, (1989 → 2003), 「世帯の形成と生活構造の変動——十九世紀末から二〇世紀初めの東京—」, 坂田聡編『家族と住居・地域』(日本家族史論集 12) 吉川弘文館, 334-365.
- 中寫邦, 1994, 『「日本の婦人雑誌」解説編』大空社.
- 中村牧子, 2000, 「新中間層の誕生」原純輔編『日本の階層システム 1 近代化と社会階層』東京大学出版会: 47-63.
- 中村光夫, 1965, 「解説」『日本現代文学全集 9 北村透谷集 附文学界派』講談社, 366-370.
- 中村幸, 1994, 「近代日本の産児制限問題——昭和初期を中心に」『史艸』36: 89-91.
- , 1996, 「婦人雑誌にみる産児調節問題——明治から昭和へ」近代女性文化史研究会『大正期の女性雑誌』大空社: 89-126.
- 中内敏夫, 1981a, 「社会史としての教育史——社会史の性格とその〈教育〉概念」『教育学研究』48(2): 24-36.
- , 1981b, 「日本産業革命史前夜の産育・教育構造——民権結社の教育構想」『信州白樺』44・45・46 合併号:142-175.
- , 1985, 「『新学校』の社会史」中内敏夫編著『国家の教師・民衆の教師』新評論: 73-139.
- , 1987, 『新しい教育史——制度史から社会史への試み』新評論.
- ・関啓子・太田素子編, 1998, 『人間形成の全体史——比較発達社会史への道』大月書店.
- 永嶺重敏, 1997, 『雑誌と読者の近代』日本エディタースクール出版部.
- , 2001, 『モダン都市の読書空間』日本エディタースクール出版部.
- 内務省警保局編, 1927 → 1979, 『新聞雑誌社特秘調査』大正出版.
- 成田龍一, 1983, 『加藤時次郎』不二出版.
- , 1994, 「性の跳梁——1920年代のセクシュアリティ」脇田晴子・S.B.ハンレ

- 一編『ジェンダーの日本史 上——宗教と民族 身体と性愛』東京大学出版会：  
523-564. .
- 日本大辞典刊行会編,1972,『日本国語大辞典』小学館.
- 新村拓, 1996,『出産と生殖観の歴史』法政大学出版局.
- 新村拓, 2003,「出産における女と男」赤坂憲雄・中村生雄・原田信男・三浦佑之編『女の領域・男の領域』岩波書店: 33-56.
- 編, 2006,『日本医療史』吉川弘文館.
- 西川祐子・佐藤方代・吉川寛・山田伸明・水野豊編, 1989,「ことばに表れた家族と家——その4「家」」『国際研究』6: 59-73.
- , 1990,「住まいの変遷と『家庭』の成立」女性史総合研究会編『日本女性生活史』第4巻, 東京大学出版会, 1-49.
- , 1991,「近代国家と家族モデル」河上倫逸編『JUSTITIA』ミネルヴァ書房: 113-125.
- , 1994,「日本型近代家族と住まいの変遷」『立命館大学言語文化研究』6(1): 25-63.
- , 1995,「日本型近代家族と住まいの変遷」西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の外国文化変容』新曜社: 191-230.
- , 1996,「近代国家と家族——日本型近代家族の場合」井上俊編『岩波講座 19 現代社会学——「家族」の社会学』岩波書店: 75-100.
- , 2000,『近代国家と家族モデル』吉川弘文館.
- , 2001,「「私」の居場所/居方」『思想』925: 149-168.
- , 2003,「ポスト近代家族とニュータウンの現在」『思想』955: 237-260.
- ノッター・デビッド, 2000,「ロマン主義的性愛コード——恋愛結婚の比較歴史社会学『教育・社会・文化』7: 73-95.
- , 2001,「恋愛至上主義のアクセプタビリティへの一考察」『ソシオロジ』45(3): 53-68.
- , 2004,「純潔の構造——聖と俗としての恋愛」『ソシオロジ』49(1): 39-54.
- , 2006,「第1章 近代家族と家族感情」稲垣恭子編『子ども・学校・社会——教育と文化の社会学』世界思想社: 2-19.
- , 2007,『純潔の近代——近代家族と親密性の比較社会学』慶応義塾大学出版会.
- , 2007,「「恋愛結婚」再考:文化としての「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」『教育・社会・文化』11: 15-33.
- , 2008,「近代家族の時代」『三田評論』1111: 30-34.
- お茶の水図書館編, 2006,『カラー復刻『主婦之友』大正期総目次』,石川文化事業財団,主婦の友社.
- , 2009,『カラー復刻『主婦之友』昭和期目次 I 昭和二年~昭和十年』石川文化事業財団,主婦の友社.
- 落合恵美子, 1984,「出産の社会史における二つの近代」『ソシオロギス』8: 78-94. (落

- 合 1989a に収録).
- , 1985, 「近代家族の誕生と終焉」『現代思想』13(6): 70-83 (落合 1989a に収録).
- , 1989a, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房.
- , 1989b, 「近代家族と日本文化」『女性学年報』10: 6-15 (改稿して、城西大学国際文化教育センター／水田宗子編『女性と家族の変容』学陽書房に収録).
- , 1994, 『21世紀家族へ』有斐閣.
- , 1995a, 「近代家族論の曲がり角(1)」『日本研究』(国際日本文化研究センター紀要) 12: 89-100.
- , 1995b, 「近代家族論の曲がり角——家を女性学はどう扱うか」比較家族誌学会編『女性史・女性学の現状と課題』福岡市女性センターアミカス: 2-19.
- , 1996, 「近代家族をめぐる言説」岩波講座『現代社会学』第19巻, 岩波書店: 23-54.
- , 2000, 『近代家族の曲がり角』角川書店.
- 編著, 2006, 『徳川日本のライフコース——歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房.
- , 2013, 「アジア近代における親密圏と公共圏の再編成——『圧縮された近代』と『家族主義』」, 落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成』京都大学学術出版会, 1-65.
- 荻野美穂, 1993, 「身体史の射程——あるいは、何のために身体を語るのか」『日本史研究』366: 39-63.
- , 1994, 『生殖の政治学——フェミニズムとバース・コントロール』山川出版社.
- , 2000, 「解説 産児調節運動編」『性と生殖の人権問題資料集成』解説・総目次・索引, 不二出版: 5-16.
- , 2001, 「「家族計画」への道——敗戦日本の再建と受胎調節」『思想』925: 169-195.
- , 2002, 『ジェンダー化される身体』勁草書房.
- , 2003, 「反転した国策——家族計画運動の展開と帰結」『思想』955: 175-195.
- , 2003, 「墮胎・間引きから水子供養まで——日本の中絶文化をめぐる」赤坂憲雄・中村生雄・原田信男・三浦佑之編『女の領域・男の領域』岩波書店, 225-251.
- , 2005, 「近代家族と生殖家族」『日本学報』24: 39-47.
- , 2006, 「第4回講演近代セクシュアリティと避妊」伊田久美子編『女性学連続講演会第11期 家族・身体・セクシュアリティ』: 74-103.
- , 2007, 「生殖技術と近代家族の融解」『F-GENS』: 57-63.
- , 2008, 『「家族計画」への道——近代日本の生殖をめぐる政治』岩波書店.
- 岡満男, 1981, 『婦人雑誌ジャーナリズム』現代ジャーナリズム出版会.
- 桶川泰, 2007, 「大正期・昭和初期における『婦人公論』『主婦之友』の恋愛言説——「お見合い至上主義」言説・「優生結婚」言説の登場とその過程」『フォーラム現代社会学』6: 93-105.
- , 2008, 「親密性論の構図——現代公共性論、近代家族研究、アンソニー・ギデンズにおける親密性論」『国際文化学』19: 57-67.

- 恩賜財団母子愛育会編, 1975, 『日本産育習俗資料集成』 第一法規出版.
- 大日向純夫, 2012, 「内務省の検閲と第二次世界大戦前日本の出版文化」 鈴木登美・十重田裕一・堀ひかり・宗像和重編『検閲・メディア・文学——江戸から戦後まで』 新曜社: 69-77.
- 大阪市社会部労働課, 1933, 『本市に於ける優生相談所に関する資料』 社会部報告第 184 号.
- 太田典礼, 1969, 『日本産児調節史——明治・大正・昭和初期まで』 社団法人日本家族計画協会.
- 太田典礼, 1976, 『日本産児調節百年史』 出版科学研究所.
- 太田素子, 1987a, 「近世子育て論への道標—— 13-18 世紀武家家訓における幼児観と遊戯観」『保育学年報』 25: 156-170.
- , 1987b, 「近代的孩子観の胎動」 木下龍太郎他編著『保育の思想』 労働旬報社: 3-29.
- , 1994, 『江戸の親子——父親が子どもを育てた時代』 中央公論社.
- 編, 1997, 『近世日本マビキ慣行史料集大成』 刀水書房.
- , 2000, 「〈子育ての歴史〉研究の課題と展望」『日本教育史研究』 19: 71-86.
- , 2007, 『子宝と子返し——近世農村の家族生活と子育て』 藤原書店.
- 大塚明子, 1994, 「『主婦の友』に見る「日本型近代家族」の変動 [ I ] ——夫婦関係を中心に」『ソシオロギス』 18: 243-258.
- ・石川洋子, 1996, 「戦前期の『主婦の友』における母の役割と子供観」『文教大学女子短期大学部研究紀要』 40: 11-20.
- , 2002, 「近代家族のロマンティック・ラブ・イデオロギーの 2 類型」『文教大学女子短期大学部研究紀要』 45: 41-56.
- , 2003a, 「戦前期の『主婦之友』にみる「愛」と〈国家社会〉——日本型近代家族における「恋愛」「愛」の固有性とその変容」『人間科学研究』 25: 33-41.
- , 2003b, 「戦前期の『主婦の友』にみる「愛」と結婚」『研究紀要』 46: 1-11.
- , 2004, 「戦前の日本型近代家族における「愛」と「和合」の二重性」『人間科学研究』 26: 39-53.
- 長志珠絵, 2002, 「『家』から『家族』へ——日本近代家族と女性」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と方法 1980-2000 年 歴史学における方法的転回』 青木書店: 207-225
- 折井美耶子編, 1991, 『性と愛をめぐる論争』 ドメス出版.
- 阪井裕一郎, 2009, 「明治期『媒酌結婚』制度化過程」『ソシオロギ』 54-2, 89-105.
- , 2010, 「戦前期『媒介婚主義』の思想と論理」『人間の社会の探究』(慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要) 70: 92-111.
- 阪井裕一郎・藤間公太・本多真隆「戦後日本における〈家族主義〉批判の系譜——国民国家・マイホーム主義・近代家族」『哲学』 128 (慶應義塾大学・三田哲学会) 2012:

145-177.

- 阪井裕一郎,2013,『家族主義と個人主義の歴史社会学——近代日本における結婚観の変遷と民主化の行方』,学位論文(未刊行).
- 斎藤光, 1990,「解説 性科学・性教育編」『性と生殖の人権問題資料集成』解説・総目次・索引: 29-42.
- , 1993,「〈20年代・日本・優生学〉の一局面」『現代思想』7月号:128-139.
- , 1994a,「「性欲」の文化的標準化」『京都精華大学紀要』6: 161-176.
- , 1994b,「極私的関心としてのアブナイ人体現象——『男』の性欲」現代風俗研究会編『アブナイ人体——現代風俗 '94』リポート: 91-104.
- , 1996,「セクシュアリティ研究の現状と課題」『セクシュアリティの社会学』岩波書店:223-249.
- 斎藤修一,2009,「性のフォークロア——コンドームを巡る覚え書——」,『オープンフォーラム』No.4,Vol1,(復刻版),オープンフォーラム編集委員会:,2-37.
- 齋藤由佳, 2004,「『主婦之友』にみる性意識の変容」『歴史評論』646: 77-95.
- 「産育と教育の社会史」編集委員会編, 1983,『学校のない社会 学校のある社会』新評論.
- 佐藤裕紀子, 2003a,「大正期の新中間層主婦における余暇行動と余暇意識——雑誌『主婦之友』の分析から」『お茶の水女子大学 21世紀 COE プログラム「誕生から市までの人間発達科学」平成14年度公募研究成果論文集』: 99-113.
- , 2003b,「雑誌『主婦之友』にみる大正期の新中間層主婦における家事労働観」『生活社会科学研究』10: 47-61.
- 佐藤裕紀子, 2011,『大正期における新中間層主婦の時間意識の形成』風間書房.
- 性問題研究会(青木尚雄), 1956「解説」(H・エリス,永井潜監修・性問題研究会編,1956,『性の心理学的研究』(世界性学全集第1巻)河出書房新社: 327-337.
- 性問題研究会(荻野島子), 1956「解説」(M・C・ストープス,永井潜監修・性問題研究会編,1958,『女体の結婚生理』(世界性学全集第19巻)河出書房新社: 292-300.
- 千田有紀, 1999→2002,「『家』のメタ社会学——家族社会学における『日本近代』の構築」佐々木潤之介編『日本家族史論集1 家族史の方法』弘文堂: 278-276。(初出『思想』898)
- 沢山美果子, 1979,「近代日本における“母性”の強調とその意味」人間文化研究会編『女性と文化——社会,母性,歴史』白馬出版:164-180.
- , 1980,「なぜ,母性が問われるのか」『家庭科教育』54(9): 51-63.
- , 1984,「近代家族の成立と母子関係——第一次世界大戦前後の新中間層」お茶の水女子大学研究科編『女性と文化——家,家族,家庭』JCA出版, 117-144.
- , 1985,「近代日本の家族と子育ての思想(その1)——新中間層における教育家族の誕生と〈童心〉主義子ども観」『順正短期大学研究紀要』13: 81-92.
- , 1987,「近代的母親像の形成についての一考察——1890—1900年代におけ

- る育児論の展開」『歴史評論』433: 63-81.
- , 1988, 「母子関係史から見た母性」『順正短期大学研究紀要』16: 139-147.
- , 1990a, 「教育家族の誕生」第1巻編集委員会篇『〈教育〉——誕生と終焉』  
[叢書 産む・育てる・教える——匿名の教育史1] 藤原書店:108-131.
- , 1990b, 「子育てにおける男と女」女性史総合研究会編『日本女性生活史』第4  
巻, 東京大学出版会:125-163.
- , 1996, 「主婦と家庭文化」『順正短期大学研究紀要』24: 147-159.
- , 2003, 「『家庭』という生活」大門他編『近代社会を生きる』
- , 2006, 「墮胎・間引きから捨て子まで——出生をめぐる生命観の変容」落合恵  
美子編著『徳川日本のライフコース——歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房: 29-60.
- , 2008, 『江戸の捨て子たち——その肖像』吉川弘文館.
- , 2013, 『近代家族と子育て』吉川弘文館
- 性問題研究会, 1987 → 1956, 「解説」(谷崎英男・斎藤良象・鷺尾浩・青木尚雄訳, ハヴ  
ロック・エリス『性の心理学的研究』(世界性学全集 第1巻) 河出書房.
- 千田有紀, 1999 → 2002, 「『家』のメタ社会学——家族社会学における『日本近代』の構  
築」佐々木潤之介編『日本家族史論集1 家族史の方法』弘文堂: 278-276. (初出『思  
想』898)
- , 2011, 『日本型近代家族——どこかたら来てどこへ行くのか』勁草書房.
- 仙波千枝, 1998, 「家庭の娯楽の構造——『主婦之友』家計の実験を例として」『生活文  
化史』(33):90-97.
- 芹澤俊介, 1986, 「避妊の出現——『産児調節に対する国内の関心と普及状態』(昭和二  
七年・毎日新聞社)について」『未来』239: 2-6.
- 渋谷知美, 2003, 『日本の童貞』文芸春秋.
- Stone Lawrence, 1977, *The Family, Sex and Marriage in England 1500-1800*, London:  
PENGUIN. (= 1991, 川本正章訳『家族・性・結婚の社会史——1500-1800年のイギリ  
ス』勁草書房.)
- Shorter, Edward, 1975, *The Making of The Modern Family*, New York: Basic Books,  
Inc. (= 1987, 田中俊宏・岩橋誠一・見崎恵子・作道潤訳『近代家族の形成』昭和堂).
- 社史編纂委員会, 1959, 『講談社の歩んだ五十年——明治・大正編』講談社.
- , 1959, 『講談社の歩んだ五十年——昭和編』講談社.
- 週間朝日編, 1988, 『値段史年表——明治・大正・昭和』朝日新聞社.
- 主婦之友社編, 1967, 『主婦之友社の五十年』株式会社主婦之友社発行.
- Sole, Jacques, 1976, *L'amour en Occident A L'epoque Moderne*, Albin Michel. (= 1985, 西川長夫・奥村功・川久保輝興・湯浅康正訳『性愛の社会史』人文書院.)
- 杉山光信, 1991, 「「子ども」の思想史」市川浩・加藤尚武・坂部恵・坂本賢三・村上陽

- 一郎編『子ども』岩波出版: 317-382.
- 鈴木貞美, 2007, 「解説『恋愛観の変遷 I』」鈴木貞美編『思想・文学にみるセクシュアリティ恋愛観の変遷 I』(近代日本のセクシュアリティ 13), ゆまに書房, 解説:1-4.
- 鈴木由利子, 2002, 「産児制限をめぐる制度と社会 — 明治以降の歴史を中心に」『東北学院大学東北文化研究所紀要』34: 133-159.
- 鈴木裕子, 1982, 「改題」『山川菊栄集』第2巻, 岩波書店:309-336.
- 編, 1983, 『堺利彦女性論集』三一書房.
- 編, 1983, 「解説」『堺利彦女性論集』三一書房: 385-403.
- , 1995, 「解説」『日本女性運動資料集成 第7巻 生活・労働IV 生活・労働の現場での女性運動』不二出版: 23-80.
- 高島智世, 1995, 「貞操をめぐる言説と女性のセクシュアリティ — 大正期の女性メディアの言説を中心に」『名古屋大学社会学論集』16: 57-78.
- 高橋凡仙, 1936, 『墮胎間引きの研究』社会事業研究所.
- 高橋敏, 1997, 『家族と子供の江戸時代』朝日新聞社.
- 高橋智, 1997, 「戦前の精神病学における「精神薄弱」概念の理論史研究」『特殊教育学研究』35(1): 33-43.
- 竹内政夫, 2002, 「日本における母乳育児の歴史」『ヘルスサイエンス研究』6(1): 3-9.
- 田中卓也, 2008, 「近代婦人雑誌にみられる読書観 — 『婦人倶楽部』を中心に」『関西教育学会紀要』32: 31-35.
- 田中弘子, 1991, 「『産児制限論』の歴史的 position について」『仙台白百合短期大学紀要』19: 181-193.
- 田瀬月奢, 1930, 「近世墮胎文献考」『風俗雑誌』1(1):115-122.
- 田代美江子, 1998, 「近代日本における産児制限運動と性教育 — 1920 ~ 30年代を中心に」『日本の教育史学』36:109-123.
- , 2002, 「性差と教育 — 近代日本の性教育論にみられる男女の関係性」『歴史学研究』15-50: 61.
- 富永健一, 1990, 『日本の近代化と社会変動 — テュービンゲン講義』講談社.
- 粒来香, 2000, 「近代都市東京の形成」原純輔編『日本の階層システム1 近代化と社会階層』東京大学出版会: 89-108.
- 筒井清忠, 1990, 『「近代日本」の歴史社会学 — 心性と構造』木鐸社.
- , 1995, 『日本型「教養」の運命』岩波書店.
- 寺出浩司, 1994, 『生活文化論への招待』弘文堂.
- 内田朱美, 1998, 「大戦間期アメリカの産児制限運動」『聖心女子大学大学院論集』20: 189-210.
- 上野千鶴子, 1985, 「家族の前近代、近代、脱近代」『世界』478: 125-135.
- , 1990, 「解説(三)」小木新造・熊倉功夫・上野千鶴子編『日本近代思想体系 23

- 風俗・性』岩波書店: 505-550.
- , 1994a, 「日本型近代家族の成立」『立命館言語文化研究』6(1): 1-24 (上野 1994b に収録).
- , 1994b, 『近代家族の成立と終焉』岩波書店.
- , 1996a, 「セクシュアリティの社会学・序説」『セクシュアリティの社会学』岩波書店: 1-24.
- , 1996b, 「近代国家と家族 — 日本型近代家族の場合」井上俊編『岩波講座 19 現代社会学——「家族」の社会学』岩波書店: 1-22.
- ・末木文美武士, 2006, 「対論 性／愛／家族」末木文美武士編『思想の身体』, 春秋社: 193-255.
- 浦本政三郎, 1922, 「産児調節問題ニ関スル批判」『日本医事週報』1434: 10-15.
- 浦崎貞子, 2003, 「母乳育児の社会福祉学的考察」『新潟青陵大学紀要』3: 93-112.
- 脇田晴子・S・B・ハンレー編, 1995, 『ジェンダーの日本史下』東京大学出版.
- 渡邊典子, 1998, 「1910年代の産児調節論の胎動」『現代社会文化研究』13: 171-195.
- , 2001, 「人として産み、生まれることにかんする政策の構想 — 被占領期を中心に」『新潟青陵大学紀要』1: 183-198.
- Weeks, Jeffrey, 2005, *Sexuality, Bennet, Tony Grossberg, Lawrence & Moris, Meaghan eds., 2005, " Translated from New Keywords: A Revised Vocabulary of Culture and Society ", first edition, Backwell Publishing Ltd.(= 2011, 大貫隆史訳, 「セクシュアリティ」, 河野真太郎・秦邦生・大貫隆史訳『新キーワード辞典 — 文化と社会を読む解くための語彙集』ミネルヴァ書房: 485-489) .*
- Wrigley, E.A., 1969, *History and Population*, Weidenfeld & Nicolson (=1982, 速水融訳, 『人口と歴史』筑摩書房) .
- 矢島三郎, 1930, 「上級児童の雑誌閲覧傾向」『図書館雑誌』122: 10-11.
- 山田昌弘, 1983, 「現代家族に危機的傾向 — 家族役割と家族情緒の乖離」『ソシオロギス』7: 48-56.
- , 1994, 『近代家族のゆくえ — 家族と愛情のパラドックス』新曜社.
- 山本武利, 1981, 『近代日本の新聞読者層』, 法政大学出版局.
- 山本敏子, 1991, 「日本における〈近代家族〉の誕生 — 明治期ジャーナリズムにおける「一家団欒」像の形成を手掛りに」『日本の教育史学』(34): 82-96.
- 大和礼子, 1995, 「性別役割分業意識の二つの次元 — 「性による役割振り分け」と「愛による再生産役割」」『ソシオロギ』40(1): 109-127.
- 柳父章, 1982, 『翻訳語成立事情』岩波書店.
- 四方由美, 1995, 「戦時下における性役割キャンペーンの変遷 — 『主婦之友』の内容分析を中心に」『マス・コミュニケーション研究』47: 111-126.



- , 2005, 「『婦人之友』にみるジェンダー — 戦時下における身体管理をめぐって」『メディア史研究』63:79.
- 与那覇恵子・平野晶子監修, 2002, 『戦前期四大婦人雑誌目次集成 I 婦人公論』第一巻～第六巻, ゆまに書房.
- 与那覇恵子・平野晶子監修, 2003, 『戦前期四大婦人雑誌目次集成 II 主婦之友』第一巻～第三巻, ゆまに書房.
- 与那覇恵子・平野晶子監修, 2004, 『戦前期四大婦人雑誌目次集成IV 婦人画報』第一巻～第十巻, ゆまに書房.
- 与那覇恵子・平野晶子監修, 2006, 『戦前期四大婦人雑誌目次集成IV 婦人倶楽部』第一巻～第九巻, ゆまに書房.
- 米田泰子, 1992, 「『主婦之友』にみる産児調節 — 1920年代前後の時代意識」『人間発達研究』17: 12-20.
- 吉沢千恵子, 1995, 「商業的婦人雑誌の質的変遷について — 明治後期より大正期へ」近代女性文化史研究会『婦人雑誌にみる大正期 — 『婦人公論』を中心に』:1-11.

## 資料

注) 編者・執筆者の記名のないもの、座談会や執筆者多数の特集記事等は後部に記載した。

- 安部磯雄, 1920, 「何がそれほど不道德か」『婦人公論』大正9年8月号, 41-44.
- 安部磯雄, 1922a, 『産児制限論』実業之日本社→2008, 『安部磯雄著作集第4巻 子供本位の家庭 産児調節論』学術出版会発行日本図書センター発売.
- 安部磯雄, 1922b, 「産児制限に就き受取つた手紙」, 日本産児調節研究会機関『小家族』第一号, 1 → 2003, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』14 (282), 不二出版, 1.
- 安部磯雄, 1922c, 「如何にせば結婚は成功するか」『主婦之友』大正11年10月号, 4-7.
- 安部磯雄・馬島憊, 1925, 『産児制限の理論と実際』(社会問題叢書第五編) 文化学会出版部.
- 安部磯雄, 1926, 「産児調節の社会的意義」『太陽』(続産児調節論批判 第二回発表) 大正15年11月号, 博文館, 100-108.
- 赤国恒一, 1927, 「産児調節に成功した良人の経験」『主婦之友』昭和2年7月号, 116-119.
- 赤松明子, 1933, 「産児制限のために捧ぐる」『婦人公論』昭和8年10月号, 122-124.
- 赤谷幸蔵, 1927, 「妊娠する日と妊娠せぬ日の判断法」『主婦之友』昭和2年12月号, 84-87.
- アンデス夫人・保谷夫人・増山夫人, 1932, 「梅干の妊娠調節質疑会」『主婦之友』昭和7年12月号, 346-348.
- 安藤画一, 1932, 「妊娠日と不妊日の新しい発見」『主婦之友』昭和8年4月号, 222-229.
- 青木蝶子, 1928, 「幾度も失敗した経験と調節の経験」『主婦之友』昭和3年6月号, 116-118.
- 青柳有美, 1927, 「夫に恋せらるゝ秘訣」『主婦之友』昭和2年7月号, 150-156.
- 青柳有美, 1927, 「夫を盗まれぬ秘法」『主婦之友』昭和2年8月号, 37-44.
- 青柳有美, 1927, 「初恋を成就させる女の戦術」『主婦之友』昭和2年9月号, 39-46.
- 青柳有美, 1927, 「互に鼻についた夫婦が相愛する極意」『主婦之友』昭和2年12月号, 33-39.
- 青柳有美, 1928, 「良人に情人の出来たのを発見する秘伝」『主婦之友』昭和3年2月号, 186-192.
- 青柳有美, 1928, 「愛の無い夫婦を恋仲にする秘法」『主婦之友』昭和3年8月号, 51-53.
- 青柳有美, 1928, 「夫婦愛の若返法」『主婦之友』昭和3年9月号, 53-60.
- 浅田みか子, 1917, 「何うしたら家庭は円満に暮らせるか」『主婦之友』大正6年4月号, 18-22.
- 東恭則, 1927, 「お産前後における夫婦の性的生活の心得」『主婦之友』昭和2年6月号,

200-201.

ブロッホ,イヴァン,谷崎英男・安田一郎訳,1956,『性の心理学的研究』(性問題研究会編,世界性学全集第14巻)河出書房新社.

中央産児調節相談所,1925,「産児調節の御相談を受けます」→1995,鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第7巻 生活・労働IV 生活・労働の現場での女性運動』「解説」,不二出版,609.

中央産児調節相談所,1926,「中央産児調節相談所創立趣意書」『性と社会』第二巻第二号, No.12(1926年2月),「日本産制運動の新しい一中心」,50-51.

英子,1935,「成功満三年」『婦人公論』昭和10年12月号,374-375.

エリス,ハヴロック,谷崎英男・斎藤良象・鷺尾浩訳,1956,『性の心理学的研究』(性問題研究会編,世界性学全集第1巻)河出書房新社.

富士川游,1920,「事実が私に語っている」『婦人公論』大正9年8月号,44-48.

婦人世界,1930,『妊娠調節相談』昭和5年10月号付録,実業之日本社.

婦女界,1914,『夫婦和合の秘訣』大正13年4月号付録,婦女界社.

福井正憑,1932,「絶対に妊娠をさけねばならぬ婦人とその病源」(若き妻の神秘)『婦人公論』昭和7年12月号,505-509.

福井正憑,1935,「誤つて受胎した場合は何うするか」『主婦之友』昭和10年9月号,271-274.

二荒芳徳,1920,「国家は子福者を保護して産児を奨励せよ」『主婦之友』大正9年1月号,15-19.

冬木礼子,1930,「愛児のために」『婦人公論』昭和5年4月号,51-52.

羽太鋭治,1922,『産児制限と避妊』文化出版社.→2000,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』2(15),不二出版,29-79.

羽太鋭治,1927,『性愛研究と初夜の知識 附、避妊の要領』南海書院.

浜田京子,1930,「避妊のため良人を不品行にさせた失敗」『主婦之友』昭和5年10月号,285-286.

長谷川如是閑,1920,「生殖生活の解放から女子独裁へ」『婦人公論』大正9年11月号,23-30.

長谷川茂治,1926,「必ず妊娠する時期の研究」(何人も知らねばならぬ妊娠についての生理(その1))『主婦之友』大正15年3月号,89-92.

長谷川茂治,1926,「妻の心得べき特殊事情による妊娠中絶・避妊・人口妊娠」(何人も知

- らねばならぬ妊娠についての生理 (その6) 『主婦之友』大正15年8月号, 198-203.
- 長谷川茂治, 1927, 「夫婦生活破綻の基となる婦人の不感症の原因と療法」 『主婦之友』昭和2年6月号, 113-119.
- 長谷川茂治, 1927, 『妊娠と分娩の新知識』 主婦之友社.
- 長谷川茂治, 1934, 「妊娠調節法を試みる方へのご注意」 『主婦之友』昭和9年5月号, 228-229.
- 林啓一, 1933, 「妻はいつ妊娠したか」 『婦人公論』昭和8年3月号, 102-108.
- 保谷てい子, 1932, 「梅干で妊娠調節に成功した新方法」 『主婦之友』昭和7年10月号, 384-346.
- 菱刈実雄, 1931 『産児調節と避妊法』 浩文社.
- 平塚らいてう, 1915, 「個人としての生活と性としての生活との間の闘争について」 『青鞥』第五卷第八号 → 1983, 『平塚らいてう著作集第2巻 母性の主張について』 大月書店, 36-52.
- 平塚らいてう, 1916, 「産児数制限の問題」 『黒潮』(初出不明) → 1983, 『平塚らいてう著作集第2巻 母性の主張について』 大月書店, 238-242.
- 平塚らいてう, 1917, 「避妊の可否を論ず」 『日本評論』第2巻第9号(大正6年9月) → 1983, 『平塚らいてう著作集第2巻 母性の主張について』 大月書店, 335-340.
- 平塚らいてう, 1926, 回答『太陽』(続産児調節論批判 第二回発表) 大正15年11月号, 博文館, 153-154.
- 平塚らいてう, 1983, 『平塚らいてう著作集第2巻 母性の主張について』 大月書店.
- 市川源三, 1920, 「反対論者に答へる」 『婦人公論』大正9年8月号, 55-58.
- 井手茂代, 1919, 「結婚する若き婦人に必要な知識」 『主婦之友』大正8年4月号, 59-60.
- 井川正治(仮名), 1930, 「無料無害の避妊調節法の案出」 『主婦之友』昭和5年10月号, 280-284.
- 飯島銀次郎, 1925a 「日本の受胎調節運動(上) サンガー女史渡来まで — 従来の著述や講演等の略史」, 『産児調節評論』 No. 3 (1925年4月): 30-35.
- 飯島銀次郎, 1925a 「日本の受胎調節運動(下) サンガー女史渡来の後 — 従来の著述や講演等の略史」, 『産児調節評論』 4 (1925年5月): 39-41.
- 生江孝之, 1920, 「産め! 而して保護せよ」 『婦人公論』大正9年8月号, 53-55.
- 石井芳子, 1932, 「医師の手で二円五十銭で試みた経験」 『主婦之友』昭和7年8月号, 314-316.

- 石川若子, 1930, 「多産地獄」『婦人公論』昭和 5 年 4 月号, 48-49.
- 石本恵吉, 1922, 「我人口と食料の調節」, 日本産児調節研究会機関『小家族』第 1 号 (大正 11 年 5 月 30 日発行), 4-5 → 2003, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第 14 卷 (282), 不二出版, 2-3.
- 石本恵吉, 1922, 「本誌刊行に就て」, 日本産児調節研究会機関『小家族』第 1 号 (大正 11 年 5 月 30 日発行), 3 → 2003, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第 14 卷 (282), 不二出版, 2.
- 石本静枝, 1921, 「日本パンフレット『第一号』新マルサス主義」 → 2000a, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』1 (11), 不二出版, 265-269.
- 石本静枝, 1922a, 『産児制限論を諸方面より観察して』(日本産児調節研究会叢書第一編), 日本産児調節研究会 → 2000b, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』2 (16), 不二出版, 80-85.
- 石本静枝, 1922b, 「婦人解放と産児調節」, 日本産児調節研究会機関『小家族』(第一号), 4 → 2003, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』14 (282), 不二出版, 2.
- 石本静枝, 1922c, 「産児制限の可否問題」, 『婦人世界』大正 11 年 4 月号, 100-103.
- 石本静枝, 1927, 「産児制限の実際問題」(時評), 『婦人倶楽部』昭和 2 年 7 月号.
- 入澤達吉, 1932 「周期的禁欲法に依る避妊法」『中央公論』昭和 7 年 9 月号.
- 人口問題研究会避妊相談部, 1925, 「避妊相談部趣意」 → 1995, 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第 7 卷 生活・労働Ⅳ 生活・労働の現場での女性運動』, 不二出版, 610.
- 人口問題研究所避妊相談部, 1925, 「避妊相談部案内」 → 1995, 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第 7 卷 生活・労働Ⅳ 生活・労働の現場での女性運動』, 不二出版, 611.
- 加治時次郎, 1922a, 「予の産児調節意見」, 日本産児調節研究会機関『小家族』第一卷, 3. → 2003, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』14 (282), 不二出版, 2.
- 加治時次郎, 1922b, 「体格改造と妊娠調節」, 『平民』第 172 号 → 1981, 加治甚吾監修・成田龍一編集『加藤時次郎選集』, 弘隆社, 420-423.
- 加治時次郎, 1925, 「産児制限運動の現状と実行問題」『産児調節評論』1: 7-10.
- 加治時次郎, 1925, 「産児調節運動の現状と実行問題」, 『産児調節評論』NO.1, 7-10 → 1981, 加治甚吾監修・成田龍一編集『加藤時次郎選集』, 弘隆社, 420-423.
- 加治時次郎, 1926a, 「性慾の自由と制限」, 『性と社会』NO.14, 10-17, → 加治甚吾監修・成田龍一編集『加藤時次郎選集』, 弘隆社, 433-441.

- 加治時次郎, 1926b, 『訂正増補 第二維新 — 実験的社会平和変革の提案』生活社.
- 加治甚吾監修・成田龍一編集, 1981, 『加藤時次郎全集』弘隆社.
- 鴨田脩治, 1914, 『産児制限論 一名避妊の研究』日本薬学協会→ 2000, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第1巻(72), 不二出版, 107-160.
- 神田柳一, 1925, 「大阪の産児制限運動」『産児調節評論』1: 26-27.
- 加納久朗, 1925, 「世界改造と新らしき日本婦人の覚悟」『主婦之友』大正8年11月号, 12-15.
- 加藤勘十, 1922, 「産児調節の視界」, 日本産児調節研究会機関『小家族』第一号(大正11年5月30日発行), 7→ 2003, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第14巻(282), 不二出版, 4.
- 加藤静枝, 1922, 「婦人解放と産児調節」, 日本産児調節研究会機関『小家族』第一号(大正11年5月30日発行), 6→ 2003, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第14巻(282), 不二出版, 3.
- 加藤時次郎(加治時次郎), 1910, 「性慾と倫理」, 『東洋時論』第一巻第五号→ 1981, 加持甚吾監修・成田龍一編集『加藤時次郎選集』, 弘隆社, 364-366.
- 加藤時次郎(加治時次郎), 1912, 「医学上より見たる二個の本能」, 『新公論』第二十七巻第五号→ 1981, 加持甚吾監修・成田龍一編集『加藤時次郎選集』, 弘隆社, 377-378.
- 加藤時次郎(加治時治郎), 1918, 「性慾問題と道德」, 『平民』第八十九号→ 1981, 加持甚吾監修・成田龍一編集『加藤時次郎選集』, 弘隆社, 382-383.
- 川井左京指導, 1930, 「初産教科書」『婦人公論』昭和5年10月号, 97-112.
- 加用信憲, 1934, 「避妊篇」(新優生読本(二) 避妊篇乳児篇)『婦人公論』昭和9年7月号, 319-322.
- 木村あさ, 1933, 「安全日測定で一度も失敗しなかった」『婦人公論』昭和8年4月号, 284-287.
- 北村圭子, 1930, 「避妊から神経衰弱になった失敗の告白」『主婦之友』昭和5年10月号, 282-283.
- 北村透谷, 1892, 「厭世詩家と女性」『女学雑誌』第三百三号(明治25年2月6日), 『女学雑誌』第三百五号→ 1965, 『日本現代文學全集9 北村透谷集』講談社, 26-30.
- 小池四郎, 1925a, 『よき子を産むために(懐妊の調節に就て)』, クララ社→ 2001, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』3(30), 不二出版, 21-34.
- 小池四郎, 1925b, 『産児調節の理論と実際』, クララ社→ 2001, 『編集復刻版 性と生殖の

- 人権問題資料集成』3(32),不二出版,36-70.
- 小池四郎,1926a,「中央産児調節相談所第壱回統計報告」→2001,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第3巻(39),不二出版,214-215.
- 小池四郎,1926b,「中央産児調節相談所収支決算表」→2001,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第3巻(40),不二出版,216.
- 小池四郎,1926c,「産児調節に関する問題二三」『太陽』大正15年11月号,120-125.
- 小池四郎,1927,「今日の避妊方法はどの程度まで奏功するか」『婦人公論』昭和2年11月号,210-216.
- KK 生,1927,「私は斯くして産児調節に成功した」,主婦之友社編集局編,1927,『産児調節に成功した経験』主婦之友社,26-35.
- 小橋三四子,1922,「新文明を生む社会の母体の為に」『主婦之友』大正11年3月号,46-49.
- 小島信子,1930,「疑問を抱きつゝ」『婦人公論』昭和5年4月号,50-51.
- 近藤幸子,1928,「妊娠可能の日を避けて調節した経験」『主婦之友』昭和3年6月号,112-114.
- 小酒井不木,1927,「性的生活から見た夫婦和合の秘訣」『主婦之友』昭和2年5月号,93-98.
- 小酒井不木,1927,「肺病患者の夫婦生活」『主婦之友』昭和2年10月号,118-122.
- 小酒井不木,1928,「美しい子・賢い子を生む秘法」『主婦之友』昭和3年6月号,41-48.
- 小酒井光次『闘病術』春陽堂,1926
- 小酒井光次『闘病問答』春陽堂,1927
- くに子,1922,「新聞に伝えられた産児制限村を訪ふ」『主婦之友』大正11年11月号,54-55.
- 楠山鏡子,1935,「コンドームを失敗して唾の疑ひのある子供を産んだ経験」『主婦之友』昭和10年9月号,269-270.
- 厨川白村,1922,『近代の戀愛觀』改造社.
- 桑田ヤツコ,1935,「七ヶ年の体験から」『婦人公論』昭和10年12月号,372-374.
- 畔柳近子,1935,「卵巣にレントゲン照射を受けて怪奇な姿の奇形児を産んだ経験」『主婦之友』昭和10年9月号,266-269.
- 京都産児制限研究会,1923,「実行方法」を知りたい人への文書→2000,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第2巻(19),不二出版:171.

- 京都産児制限研究会,発行日不明,「産児制限実行方法について」→1995,鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第7巻 生活・労働IV 生活・労働の現場での女性運動』「解説」,不二出版,602.
- 前田慧雲,1919,「一家夫婦は何うしたら和合するか」『主婦之友』大正8年4月号,9-11.
- 馬島憺,1929,「日本に於ける妊娠調節の現状」『婦人公論』昭和4年9月号,119-122.
- 馬島憺,1931,『産児調節と避妊』誠文堂.
- 正木不如丘,1932,「初めの夜の知識」(若き妻の神秘)『婦人公論』昭和7年12月号,510-513.
- 増田義一発行兼編輯,1930,『妊娠調節相談』(『婦人世界』第25巻第10号付録)誠文堂.
- 三千代,1935,「妊娠調節体験記」『婦人公論』昭和10年12月号,381-383.
- 三角錫子,1920,「事実が私に語つてゐる」『婦人公論』大正9年8月号,38-41.
- 宮島幸枝,1930,「貴き経験」『婦人公論』昭和5年4月号,47-48.
- 宮田冬子,1929,「不思議に定まつてゐる私の妊娠期」『主婦之友』昭和4年8月号,89-92.
- 宮田脩,1920,「禍多くして利少し」『婦人公論』大正9年8月号,58-59.
- 水田きよ子,1930,「避妊法から家庭を崩壊した実話」『主婦之友』昭和5年10月号,286-288.
- 望月寛一,1925,『性病と不妊症』婦人界社.
- 森しげ女,1909→1965,「波瀾」『昂』第12号(『スバル複製版』臨川書店,1965.)
- 森田正馬,1926,「夫婦和合の相性と其の選び方」『主婦之友』大正15年6月号,11-15.
- 諸岡存,1935,「妊娠調節に就いて」(特集妊娠読本 優生学篇)『婦人公論』昭和10年1月号,351-353.
- 村上雄策,1933a「産児調節時代相——大正八年を中心として——」『産児調節』第六巻第六号,2-5→2003,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第13巻(279),不二出版,428-429.
- 村上雄策,1933b「産児調節時代相(二)——華々しい論争の絶頂へ——」『産児調節』第六巻第八号,49-53→2003,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第13巻(281),不二出版,470-471.
- 村上雄策,1942『小川隆四郎』→2001d,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第8巻(118),不二出版,1-65.
- 永井潜,1917,「(一) 民族衛生より観たる結婚の改良」(結婚改良意見)『婦人公論』大正6年10月号,50-61.



- 永井潜,1920,「優生学講話」『婦人公論』大正9年4月号,105-110.
- 永井潜,1920,「『バース・コントロール』をコントロールせよ」『婦人公論』大正9年8月号,50-52.
- 永井潜,1935,「優生学の必要と世界の優生運動」『婦人公論』昭和10年8月号,333-357.
- 永井亨,1929,「産児の制限は罪悪か」『婦人公論』昭和4年12月号,49-51.
- 中川幹子,1927,「産児制限疑義」『婦人公論』昭和2年1月号,38-39.
- 中桐確太郎,1926,「幸福な家庭生活を営む秘訣」『主婦之友』大正15年7月号,21-23.
- 七尾さだ,1932,「自分で出来る座薬で成功した経験」『主婦之友』昭和7年8月号,312-314.
- 日本産児調節研究会,1922,「会則」→1995,鈴木裕子編『生活・労働IV 生活・労働の現場での女性運動』不二出版,575-576.
- 日本産児調節連盟,1931,「〔賛同の呼びかけ〕」→2001c,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第6巻(63),不二出版,1.
- 日本産児制限協会,1931,「優生相談所案内 日本産児制限協会 賛助会員のすゝめ」→2001c,『編集復刻版 性と生殖の人権問題 資料集成』第6巻(64),不二出版,2-3.
- 西岡澄子,1932,「器具も薬品もいらぬ妊娠調節の経験」『主婦之友』昭和7年8月号,310-312.
- 野田君子,1923,「産児制限研究」(パンフレット第一編)→2000『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第2巻(24),不二出版,201-213.
- 野田きみ子,1925,「避妊を望む人々」,『産児調節評論』1:28-29.
- 野口美恵子,1934,「海綿で出来る妊娠調節法の実験」『主婦之友』昭和9年5月号,217-219.
- 布川静淵,1922,「小家族制の主張」,日本産児調節研究会機関『小家族』第一号(大正11年5月30日発行)→2003b,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第14巻(282),不二出版,1-2.
- 小原加代,1929,「多産に悩まされた挙句に自分で妊娠調節法を発見する迄の妻の苦心」『主婦之友』昭和4年6月号,197-200.
- 小川隆四郎,1924,「子供を産み過ぎて苦む若き男女の悲痛な叫び」『主婦之友』大正13年10月号,233-237.→2000,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』1(4),不二出版,30-45.
- 小川隆四郎,1924,『妊娠調節の実知識全』日本妊娠調節相談所→2001,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』3(28),不二出版,1-19.

- 小川隆四郎夫人,1930,「避妊ピンが日本に来るまで」『産児制限評論』第三卷第十号,48-50  
→ 2001,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』13 (271),不二出版,309.
- 荻野久作,1924,「排卵時期、黄体ト子宮粘膜ノ週期的變化トノ關係、子宮粘膜ノ週期的變化ノ週期、及ビ受胎日ニ就テ」『日本婦人科学会雑誌』19(6), 23-72.
- 荻野久作, 1931「婦人ノ受胎期及ビ其ノ實地應用法ニ就テ」『臨床産科婦人科』6(6) (慶応義塾大学産婦人科教室), 571-594.
- 小栗貞夫, 1903「妊娠制限の必要及び妊娠制限の實行法」,小栗貞夫・賀来寛一郎, 1903『社会改良実論全』人民新聞出版社→ 2000a『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』1 (4), 不二出版, 30-61.
- 岡田まさ子,1934,「脱脂綿で成功した妊娠調節法の実験」『主婦之友』昭和9年5月号, 220-212.
- 岡本寛雄,1925,「性的不満から起る夫婦生活の危機」『主婦之友』大正14年9月号,214-215.
- 岡本寛雄・馬島憐(解答者), 1930,「妊娠調節の誌上相談会」『主婦之友』昭和5年3月号, 194-200.
- 岡野辰之介,1925a,「避妊相談部趣意」→ 1995, 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第7巻 生活・労働Ⅳ 生活・労働の現場での女性運動』「解説」, 不二出版、610.
- 岡野辰之介,1925b,「避妊相談部案内」→ 1995, 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第7巻 生活・労働Ⅳ 生活・労働の現場での女性運動』「解説」, 不二出版,600-611.
- 岡野辰之介,1930,「日本に於ける産児制限秘話 — 先駆者としての加治時次郎氏 — 」, 『産児制限評論』3 (8) → 2003,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』13 (269), 不二出版, 264-265.
- 奥田宗太郎,1925,「神戸に於ける産児制限運動の歴史 — 神戸研究会の沿革と現状」『産児調節評論』2 : 25-27.
- 大川文子, 1935,「性的不満の良人のために悪疾を感染させられた妻の告白」『主婦之友』昭和10年12月号,340-342.
- 大野倭文子, 1931,「産児制限所を開くの記」『婦人公論』昭和6年3月号,455-465.
- 大阪市社会部労働課,1933,『本市に於ける優生相談所に関する資料』社会部報告184号.
- らいてう, 1929,「母性愛が要求する産児制限」『婦人公論』昭和4年3月号, 62-64.
- 臨川書店編集部, 2006,『婦人公論(自創刊号至208号)』(DVD-ROM)臨川書店.
- 佐伯誠一, 1934,「妊娠の早期診断」『婦人公論』昭和9年8月号, 326-350.

- 斎藤愛子, 1923, 「避妊術をうけた婦人の実験」『主婦之友』大正 12 年 2 月号, 166-170.
- 斎藤乙吉, 1912, 「自家考案ノ不妊法ニ就テ」『日本婦人科学会雑誌』7(2): 159-171.
- 堺利彦, 1907, 「婦人問題雑俎 避妊の福音」『家庭雑誌』第 5 卷第 7 号 2-5 → 1983, 鈴木裕子編『堺利彦女性論集』三一書房, 238-240.
- 堺利彦, 1916, 「産む自由と産まぬ自由」『世界人』大正四年二月号 → 1983, 鈴木裕子編『堺利彦女性論集』三一書房, 307-310.
- 堺利彦, 1922, 「どちらも当たり前 — 産児制限の問題」『表現』大正十一年四月号 → 1983, 鈴木裕子編『堺利彦女性論集』三一書房, 310-313.
- 三賀静江, 1930, 「産児制限の母 —」年一千の制限実行家柴原浦子女史と語る『婦人公論』昭和 5 年 4 月号, 31-41.
- サンガー, マーガレット, 1922, 「自叙伝」『婦人公論』大正 11 年 4 月号, 145-149.
- サンガー, マーガレット, 1922, “*Autobiographical Sketch*”『婦人公論』大正 11 年 4 月号, 155-150.
- サンガー, マーガレット, 1922, 「私の日本印象記」『主婦之友』大正 11 年 5 月号, 46-48.
- サンガー, マーガレット, 1921, 奥俊貞『産児制限論』精華書院版 → 2000, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』1 (12), 不二出版, 270-265.
- サンガー, マーガレット, 1922 「婦人の力と産児制限」『改造』第 4 卷第 4 号
- サンガー, マーガレット, 1923, 石本静枝訳『文明の中枢』実業之日本社 → 2000b, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』2 (27), 不二出版, 232-338.
- 産児調節婦人連盟, 1931, 「産児調節婦人連盟趣意書」 → 2001c, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第 6 卷 (69), 不二出版, 175.
- 産児調節婦人連盟, 1931, 「産児調節婦人連盟規約 (創案)」 → 2001c, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第 6 卷 (70), 不二出版, 176.
- 産児調節評論社, 1925.2 ~ 1925.9 → 復刻版, 1983, 『第一卷 産児調節評論』, 不二出版.
- 産児調節評論社, 1925.10 ~ 1926.5 → 復刻版, 1983, 『第一卷 性と社会』, 不二出版.
- 産児調節研究会, 1922, 「産児調節研究会設立趣意書」, 日本産児調節研究会機関『小家族』第 1 号 (大正 11 年 5 月 30 日発行) → 2003b, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第 14 卷 (282), 不二出版, 8.
- 産児制限普及会, 1929, 「産児制限普及会会則」, 産児制限運動連盟『産児制限』第 2 卷第 2 号 (昭和 4 年 2 月).
- 産児制限研究会, 1923, 「趣意書」 → 2000, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』2 (25), 不二出版, 214.
- 産児制限研究会, 1923, 「入会の案内」 → 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第 7 卷 生

- 活・労働Ⅳ 生活・労働の現場での女性運動』, 不二出版、583-584.
- 産児制限研究会, 1923, 「産児制限問題講演会」→鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第7巻 生活・労働Ⅳ 生活・労働の現場での女性運動』, 不二出版、595.
- 産児制限研究会, 1925, 「[入会案内]」(大阪)→2001a, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』3(34), 不二出版, 72.
- 佐々木敏, 1983, 「解説」, 『「性と社会」解説・総目次・索引』, 不二出版, 4-30.
- 佐藤春次, 1924, 「夫婦の愛情を密やかにする大研究」『主婦之友』大正131年11月号, 88.
- 沢田順次郎, 1921, 『妊娠及避妊の新研究』金子出版部→2000, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』1(10), 不二出版, 185-264.
- 沢田順次郎, 1922, 『実際に於ける避妊及び産児制限の新研究 附 新夫婦の文化生活』(正文社書房)→2000, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』2(17), 不二出版, 86-159.
- 柴山幸一, 1935, 「妊娠調節の実際」(特集妊娠読本 実際篇)『婦人公論』昭和10年1月号, 354-357.
- 重田貢, 1935, 「キニーネの主剤とした避妊薬を用ひて半頭児を産ませた父親の告白」『主婦之友』昭和10年9月号, 262-266.
- 篠田紘, 1933, 「林氏の報告に対する批評 学会に報告して氏の努力に酬ひたい」『婦人公論』昭和8年3月号, 108-109.
- 潮野満子, 1930, 「避妊法で婦人病になつた失敗の経験」『主婦之友』昭和5年10月号, 283-284.
- 白百合, 1927, 「産児調節に依つて生活苦を免る」『主婦之友』昭和2年2月号, 122-124.
- 主婦之友社, 1923, 『家庭百科 婦人重宝辞典』(大正12年新年号付録), 主婦之友社.
- 主婦之友社, 1924, 『家庭重宝辞典』(大正13年新年号付録), 主婦之友社.
- 主婦之友社, 1927, 『夫婦和合の秘訣百ヶ條』(主婦之友実用百科叢書27) 主婦之友社.
- 主婦之友社, 1934, 『夫婦和合読本』(主婦之友昭和9年9月号付録) 主婦之友社.
- 主婦之友社編集局編, 1927, 『産児調節に成功した経験』 主婦之友社.
- ストープス, マリー, 1918, “*Married Love*” = 矢口達訳, 1924, 『母性愛』朝香屋書店.
- ストープス, マリー, 1918, “*Wise Parenthood*” = マリー・ストープス夫人著, 矢口達訳 1924, 『母性愛』朝香屋書店.
- ストープス, マリー, 1923, “*Contraception : Its Theory, History, and Practice*” = 馬島憊訳, 1929 『避妊乃研究』平野書房.
- ストープス, マリー (M・C・ストープス), 青木尚雄・宮川実訳, 1958, 『女体の結婚生理』

(性問題研究会編集, 世界性学全集第 19 卷) 河出書房新社.

杉田直樹,1922,「夫婦問題の心理的性的考察」『主婦之友』大正 11 年 2 月 1 日号,27-30.

杉田直樹,1922,「夫婦問題の心理的性的考察(つゞき)」『主婦之友』大正 11 年 2 月 15 日号,26-29.

杉田直樹,1922,「性的無智のために生ずる夫婦間の悲惨」『主婦之友』大正 11 年 4 月号, 17-210.

杉田直樹,1922,「産児制限の不必要」(最近の学説)『変態心理』第 9 卷第 4 号,大正 11 年 4 月号.

杉田直樹,1922,「産児制限の問題」『婦人画報』195 号(大正 11 年),18-24.

杉田直樹,1930,『近代文化と性生活』(『性科学全集』第 2 卷),武俠社.

杉田直樹,1933,『処女読本』,中央公論社.

すみ子,1935,「妊娠調節成功記」『婦人公論』昭和 10 年 12 月号,379-381.

すみれ,1935,「過失なき五年間」『婦人公論』昭和 10 年 12 月号,375-378.

すみれ子,1927,「私の実験した避妊法」,主婦之友社編集局編,1927,『産児調節に成功した経験』主婦之友社,36-47.

鈴木英子, 1935, 「不自然行為を嫌った良人が女中に罪の子を産ませる迄」『主婦之友』昭和 10 年 12 月号,338-340.

鈴木甚吉, 1932, 「避妊法」(若き妻の神秘)『婦人公論』大正 7 年 12 月号, 522-524.

鈴木甚吉, 1933, 「批判」『婦人公論』昭和 8 年 4 月号,287(木村あさ記事に併記).

鈴木甚吉, 1933, 「批判」『婦人公論』昭和 8 年 4 月号,287(玉川直枝記事に併記).

鈴木甚吉,1933,「新郎の知って置くべき新妻の生理・衛生」『婦人公論』昭和 8 年 2 月号, 292-296.

鈴木甚吉,1935,「批判」『婦人公論』(私が成功した妊娠調節法)昭和 10 年 12 月号,383-385.

高橋政秀口述・伊藤尚賢編纂, 1916,『妊娠と避妊の話』新橋堂書店.

竹田津六二, 1930,『簡易 妊娠調節の方法に就て』白揚社.

竹内茂代, 1919,「人妻となつて煩悶する若き婦人」『主婦之友』大正 8 年 12 月号,115.

竹内茂代, 1930,「新婚旅行をする花嫁の心得一切」『主婦之友』昭和 5 年 2 月号,52-56.

玉川直枝, 1933,「組織膜移植の新避妊法」『婦人公論』昭和 8 年 4 月号,280-282.

谷口慶二, 1930,「夫婦和合の秘訣」『主婦之友』昭和 5 年 10 月号,184-190.

谷本富, 1921,「夫婦喧嘩論」『主婦之友』大正 10 年 6 月号,2-11.

- 谷本富, 1921, 「夫婦恋愛論」『主婦之友』大正 10 年 8 月号,2-10.
- 谷本富, 1921, 「婚姻変改論」『主婦之友』大正 10 年 10 月号,2-11.
- 谷本富, 1922, 「自由結婚と自由離婚」『主婦之友』大正 11 年 1 月 15 日号.
- 谷本富, 1922, 「夫婦和合の秘訣」『主婦之友』大正 11 年 2 月 1 日号,16-21.
- 谷本富, 1922, 「近世的恋愛結婚」『主婦之友』大正 11 年 7 月号,4-9.
- 谷本富, 1926, 回答『太陽』(続産児調節論批判 第二回発表)大正 15 年 11 月号,博文館,167.
- てる子,1935, 「八年間の経験から」『婦人公論』昭和 10 年 12 月号,378-379.
- 徳富猪一郎, 1924, 「人口問題と良妻賢母主義の教養」『主婦之友』大正 13 年 4 月号,4-11.
- 戸山重子,1932, 「一ヶ月廿銭の費用で八年間行つた経験」『主婦之友』昭和 7 年 8 月号,  
316-318.
- 築山美佐子, 1927, 「夫婦生活の危機を超えて再び相愛の家庭へ」『主婦之友』昭和 2 年 12  
月号,108-111.
- 内ヶ崎作三郎, 1919, 「夫婦間の愛情を育ててゆく秘訣」『主婦之友』大正 8 年 10 月号,6-11.
- 上田はな子, 1928, 「最後に選んだ方法で調節した経験」『主婦之友』昭和 3 年 6 月号,  
114-116.
- 上野文枝, 1930, 「産児制限の前衛陣から」『婦人公論』昭和 5 年 8 月号, 128-131.
- うめ子, 1927a, 「幾度も失敗の後産児調節に成功」『主婦之友』昭和 2 年 2 月号, 120-122.
- うめ子, 1927b, 「6 回の失敗の後始めて成功」,主婦之友社編集局編,1927, 『産児調節に成  
功した経験』主婦之友社 14-25 [(うめ子 1927a) を加筆修正のうえ再掲] .
- 宇野鶴子, 1929, 「妊娠の時期を発見した私の記録」『主婦之友』昭和 4 年 8 月号, 92-94.
- ヴァン・デ・ヴェルデ, 神谷茂数・原一平訳 1927, 『完全なる結婚 生理とその技巧』ふも  
と社.
- 和田垣謙三他,1881, 『哲学字彙：附清国音符』,東京大学三学部印行 (国立国会図書館デ  
ジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/752942>) .
- 若葉一子, 1932, 「簡単な手術で絶対安全な調節法」『主婦之友』昭和 7 年 8 月号, 318-321.
- 渡邊孝樹, 1927, 「避妊器具は子宮癌を誘発する」『婦人公論』昭和 2 年 10 月号, 328-337.
- 山田美妙, 1912, 「どうじやう (同情)」, 『大辞典』下巻, 嵩山堂: 3167.
- 山口秋子, 1934, 「硼酸タンポンで妊娠を調節した経験」『主婦之友』昭和 9 年 5 月号,  
224-226.
- 山川菊栄, 1920a, 「新マルサス主義批判 — 多産主義の呪い」『大観』第 3 巻第 10 号→

- 1982, 「多産主義の呪い」『山川菊栄集 第二巻 女性の反逆』, 198-205, 岩波書店.
- 山川菊栄, 1920b, 「産児制限問題」『女の世界』第7巻第1号→1982, 『山川菊栄集 第二巻 女性の反逆』, 234-236, 岩波書店.
- 山川菊栄, 1921a, 「女性の反逆 — 精神的及物質的方面より見たる産児制限問題」『解放』第3巻第1号→1982, 「婦人解放と産児調節問題」『山川菊栄集 第2巻 女性の反逆』, 208-233, 岩波書店.
- 山川菊栄, 1921b, 「石川三四郎氏と避妊論」『女の世界』第7巻第3号→1982, 『山川菊栄集 第2巻 女性の反逆』, 241-247, 岩波書店.
- 山川菊栄, 1921c, 「避妊是非に就て再び石川三四郎氏に与う」『女の世界』第7巻第6号→1982, 「多産主義の呪い」『山川菊栄集 第2巻 女性の反逆』, 287-293, 岩波書店.
- 山川菊栄, 1921d, 「産児制限論と社会主義」『社会主義研究』大正10年第6号→1982, 「多産主義の呪い」『山川菊栄集 第二巻 女性の反逆』, 267-286, 岩波書店.
- 山川菊栄, 1931, 「内外時評 避妊と墮胎, 貰い子殺し」『婦人公論』昭和6年8月号, 154-157.
- 山川菊栄, 1982, 『山川菊栄集 第2巻 女性の反逆』 岩波書店.
- 山本宣治, 1922, 『山峨女史家族制限法批判』→1979, 『山本宣治全集』第3巻, 汐文社, 30-98.
- 山本宣治, 1923, 「結婚 三角関係 離婚」『改造』第5巻第1号(大正12年1月)→1979, 『山本宣治全集』第3巻, 汐文社, 115-149.
- 山本宣治, 1924, 「産児制限と無産階級」『ユーゼニックス』第1巻第10号(大正13年1月)→1979, 『山本宣治全集』第3巻, 汐文社, 217-222.
- 山本宣治, 1926, 「産児調節、結論、その後」『太陽』大正15年11月号, 博文館, 109-114.
- 山本宣治, 1929, 『山本宣治全集 第5巻 現代の両性問題』 ロゴス書院.
- 山本宣治, 1931, 『山本宣治全集 第3巻 性教育』 ロゴス書院.
- 山本宣治, 1931, 『山本宣治全集 第4巻 性と社会』 ロゴス書院.
- 山本宣治, 1931, 『山本宣治全集 第5巻 現代の両性問題』 ロゴス書院.
- 山本宣治, 1931, 『山本宣治全集 第6巻 産児調節論』 ロゴス書院.
- 山本宣治, 1979, 『山本宣治全集 第3巻 産児調節評論・性と社会』, 汐文社.
- 山口ゆき子, 1934, 「リゾール水で出来る簡単な妊娠調節法」『主婦之友』昭和9年5月号, 227-229.
- 吉田熊次, 1920, 「なほ他に積極的方法を講じたらどうか」『婦人公論』大正9年8月号, 49-50.
- 吉野作造, 1926, 「今月の問題 人口問題の合理的解決」『婦人公論』大正15年2月号, 96-100.

芳野祥子,1934,「硼酸液だけで成功した妊娠調節法」『主婦之友』昭和9年5月号,223-224.  
吉岡弥生,1922,「現在の日本には大禁物」,『婦人世界』大正11年4月号,103-104.  
吉岡弥生,1926,「性的悪習に悩む婦人の質問に答へて」『主婦之友』大正15年6月号,62-63.  
吉岡弥生,1926,回答『太陽』(続産児調節論批判 第二回発表)大正15年11月号,博文館,139.  
由利子,1927,「妊娠調節により生活難を免る」,主婦之友社編集局編,1927,『産児調節に成功した経験』主婦之友社,3-13〔(白百合1927)を加筆修正のうえ再掲〕.  
ゼームス・アストン(千葉繁訳述),1876『通俗造化機論』稲田佐兵衛発行→2006,斎藤光編集『近代日本のセクシュアリティ6〈性〉をめぐる言説の変遷 アンソロジー明治期の性言説をめぐって』ゆまに書房.

【編者、著者名のない記事・座談会等(刊行順)】

無記名,1917,「夫婦和合の十秘訣」『主婦之友』大正6年6月号,30-33.  
一記者,1922,「産児制限運動の主唱者サンガー夫人と会見の記」『主婦之友』大正8年11月号,4-8.  
本紙記者,1925,「産児調節を実行した婦人の経験」『主婦之友』大正14年1月号,67-70.  
無記名,1925,「最近著しく変化した女学生が希望する良人の職業調べ」『主婦之友』大正14年9月号,20-22.  
無記名,1925,「良人操縦の秘訣百ヶ条(其一)」『主婦之友』大正14年9月号～1926(昭和元)年6月号「良人操縦の秘訣百ヶ条(其十)」.  
記者,1926,「夫婦愛の危機に立つ人妻の煩悶」『主婦之友』大正15年6月号,18-19.  
無記名,1926「産児調節是か非か(二)」『性と社会』No.12,36-40.  
無記名,1926「日本産制運動の新しい一中心」『性と社会』第2巻第2(No.12)号,50-53.  
回答者多数,1926,『太陽』(続産児調節論批判 第2回発表)大正15年11月号,博文館,133-167.  
無記名(筆者夫妻),1927,「夫婦和合の秘訣百ヶ条」『主婦之友』昭和2年5月号,26-32.  
婦人記者,1927,「産児調節に成功の夫人を訪ふ」『主婦之友』昭和2年5月号,67-72.  
無記名(編者),1927,「夫婦和合の秘訣百ヶ条」『主婦之友』昭和2年6月号,29-31.  
無記名(編者),1927,「夫婦和合の秘訣百ヶ条(其三)」『主婦之友』昭和2年7月号,29-31.



記者, 1927, 「処女の守るべき恋愛十誡」『主婦之友』昭和2年9月号, 36-38.

本誌記者, 1928, 「子授けの神様と産児調節の神様」『主婦之友』昭和3年3月号, 55-63.

無記名, 1928, 「産調運動の重要性」(巻号限), 『産児制限』第1巻第1号. → 2003a, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』第13巻(251), 不二出版, 2.

座談会, 1929, 「夫婦生活に関する良人ばかりの座談会」『主婦之友』昭和4年4月号, 56-72.

執筆者8名, 1929, 「幸福な結婚生活の秘訣八ヶ条」『主婦之友』昭和4年4月号, 44-54.

執筆者6名, 1929, 「新夫婦和合の秘訣六ヶ条」『主婦之友』昭和4年5月号, 48-56.

座談会, 1929, 「夫婦生活を中心とする奥様ばかりの座談会」『主婦之友』昭和4年8月号, 46-61.

座談会, 1930, 「夫にも妻にもぜひ必要な結婚衛生の座談会」『主婦之友』昭和5年2月号, 38-49.

座談会, 1931, 「夫婦円満の方法に就ての良人ばかりの座談会」『主婦之友』昭和6年3月号, 110-124.

座談会, 1931, 「夫婦円満の方法に就ての奥様ばかりの座談会」『主婦之友』昭和6年4月号, 112-125.

無記名, 1931, 「産児制限の必要なとき」(若いインテル群へ)『婦人公論』昭和6年7月号, 330-331.

無記名, 1931 「産児調節所へ悩みを訴へる人々」『主婦之友』昭和6年8月号, 446.

婦人記者, 1932, 「荻野博士との一問一答録」『婦人公論』昭和7年10月号, 113-118.

無記名, 1933, 「荻野博士の絶対避妊法【「妊娠暦」に連関して】」『婦人公論』昭和8年3月号, 110-111.

編者無, 2000a, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第1巻 産児調節運動編1』, 不二出版.

編者無, 2000b, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第2巻 産児調節運動編2』, 不二出版.

編者無, 2001a, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第3巻 産児調節運動編3』, 不二出版.

編者無, 2001b, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第4巻 産児調節運動編4』, 不二出版.

編者無, 2001c, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第6巻 産児調節運動編6』, 不二出版.

出版.

編者無,2001d,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第 8 巻 産児調節運動編 8 』,不二

出版.

編者無,2003a,『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第 13 巻 産児調節運動編 13』,

不二出版.

編者無,2003b, 『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成 第 14 巻 産児調節運動編 14 』,

不二出版.

## 図表一覧 (掲載順)

- 図序－1 本論文の構成：11 頁
- 表 1－1 落合の「近代家族論」の特徴：17 頁
- 表 1－2 「近代家族」研究の動向：25 頁
- 表 2－1 『小家族』第 1 号の内容：58 頁
- 表 2－2 考察対象とする産児調節相談所：64 頁
- 表 2－3 産児調節を必要とする理由（中央産児調節相談所利用者）：70 頁
- 表 2－4 相談者の年齢（中央産児調節相談所利用者）：70 頁
- 表 2－5 相談者の子ども数（中央産児調節相談所利用者）：70 頁
- 表 2－6 相談者（妻）の年齢と子ども数（中央産児調節相談所利用者）：71 頁
- 表 2－7 相談者の職業（中央産児調節相談所利用者）：71 頁
- 表 2－8 避妊の理由（産児制限研究会会員）：72 頁
- 表 2－9 相談者の月収（産児制限研究会会員）：72 頁
- 表 2－10 相談者の職業（産児制限研究会会員）：72 頁
- 表 3－1 避妊言説分析の対象となる著作一覧：88-89 頁
- 図 3－1 避妊言説の類型化：115 頁
- 表 4－1 主な女性雑誌の発行部数：126 頁
- 表 4－2 東京市本所高等小学校（男子）の雑誌読書調査（昭和 5 年）：126 頁
- 表 4－3 職業婦人の購読雑誌（1924 年頃）：126 頁
- 表 4－4 『主婦之友』、『婦人公論』における避妊関連記事(1919 ～ 1930)：130-131 頁
- 図 4－1 星うめ子広告：139 頁
- 図 4－2 星うめ子広告：139 頁
- 表 4－5 『主婦之友』、『婦人公論』における避妊関連記事(1931 ～ 1935)：148-149 頁
- 表 4－6 女性の投稿記事一覧：151 頁
- 表 4－7 避妊実行の理由：152 頁
- 表 4－8 男性の投稿記事一覧：163 頁
- 表 4－9 男性による避妊実行の理由：165 頁
- 表 4－10 男性の投稿記事からみる避妊の実践状況：165 頁

- 表 4 - 11 女性の投稿期記事からみる避妊の実践状況 : 173 頁
- 表 5 - 1 避妊実践のプロセス (実行した全避妊法) : 192 頁
- 表 6 - 1 『主婦之友』における夫婦和合論一覧 (1917-1930) : 238 頁
- 表 6 - 2 性的和合論ロジックの構成要素 : 243 頁
- 表 6 - 3 性的和合ロジックの構成要素 : 244 頁
- 表 6 - 4 性的和合論と産児調節論の位置付け : 270 頁

## 公表論文リスト

### 第1章 先行研究の検討と本研究の意義

1. 単著「Ariès, Ph.の近代家族論の再検討 — 家族機能論の視点から —」『家族研究年報』(家族問題研究会)No.11, 1985年12月, pp.67-82. 査読有

【第1章1-1】

2. 単著「『母性』の心性史 — 『避妊』と『授乳』の視点から」『人間文化研究年報』(お茶の水女子大学人間文化研究科)第10号, 1987年3月, pp.165-177. 査読有

【第1章1-3】

3. 単著「近代家族に関する社会史的研究の再検討 — 『家族の情緒化』の視点から」『奈良大学紀要』38, 2010年3月 157-170. 査読無

【第1章1-3】

4. 単著「日本における近代家族論の受容とその展開」『奈良大学紀要』39, 2011年3月, pp.75-89. 査読無

【第1章1-1】

5. 単著「セクシュアリティ論における近代家族言説 — セクシュアリティ論から家族社会学へのインプリケーション」『奈良大学紀要』40, 2012年3月, pp.149-163. 査読無

【第1章1-2】

6. 単著「家族の歴史」, 金井淑子編『ワードマップ家族』新曜社, 1988年, pp.51-87. (総215頁). 査読無

【第1章1-1】

7. 単著「アリエス『〈子供〉の誕生 — アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』」『家族学のみかた。』(アエラムック), 朝日新聞社, 1998年7月, pp.70-71. 査読無

【第1章1-1】

8. 単著「〈近代家族〉の誕生と変容—家族の機能と家族関係—」原ひろ子編『家族論』日本放送出版協会, 2001年, pp.133-144. 査読無

【第1章1-1】

## 第2章 産児調節運動の展開と避妊の実践

1. 単著「大正期における産児調節運動の展開と普及 — 産児調節相談所の活動とその利用者『家族関係学』31（一般社団法人日本家政学会家族関係学部会），2012年12月，pp.37-48. 査読有

【第2章】

## 第3章 避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称性

1. 単著「避妊言説のロジック構成とジェンダー非対称 — 明治末期から大正期における避妊受容の言説戦略」『金城学院大学論集 社会科学編』13(2)（金城学院大学），2017年3月，pp.1-19. 査読無

【第3章】

## 第4章 女性雑誌の投稿記事を通してみる避妊の実践

### 第5章 女性雑誌の避妊の投稿記事を通してみる避妊の心性

1. 単著「『お産』の社会史」，第1巻編集委員会編『〈教育〉—誕生と終焉』（叢書『産む・育てる・教える—匿名の教育史』第1巻）藤原書店，1990年，pp.82-107. 査読無  
→井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『母性』（『日本のフェミニズム 5 母性）岩波書店，1995年，担当部分：単著「『お産』の社会史」，pp.89-124.（再録/一部省略）  
→天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編，『新編 日本のフェミニズム 5 母性』（増補新版），2009年，担当部分：単著「『お産』の社会史」 pp.99-133.

【第4章】

2. 単著「近代日本における避妊の受容と家族の情緒化 — 1920年代を中心とした女性雑誌の言説分析」『日本家政学会誌』第61巻第5号（一般社団法人日本家政学会），2010年5月，pp.265-275. 査読有

【第4章】【第5章5-6】